

独立行政法人評価年報(平成14年度版)(PDF)

はじめに

第1部 平成14年度における独立行政法人の状況

- 1 独立行政法人の制度、設立の経緯等
 - (1) 独立行政法人の制度の概要
 - (2) 独立行政法人発足までの経緯
 - (3) 特殊法人等の改革に伴う独立行政法人への移行

- 2 独立行政法人数の推移等
 - (1) 独立行政法人数の推移
 - (2) 主務府省別の独立行政法人数

- 3 独立行政法人の役職員の状況
 - (1) 独立行政法人の職員
 - 1) 独立行政法人の職員数の推移
 - 2) 職員規模別の独立行政法人の数
 - (2) 独立行政法人の役員
 - 1) 独立行政法人の役員数
 - 2) 独立行政法人の役員の報酬

- 4 独立行政法人の財務・会計
 - (1) 独立行政法人の資本金
 - (2) 独立行政法人の予算の状況
 - 1) 全体の状況
 - 2) 運営費交付金の状況
 - 3) 施設整備費の状況
 - 4) 長期借入金の状況
 - 5) 受託収入及び自己収入等の状況
 - 6) 平成13年度業務実績評価の年度計画予算への反映状況
 - (3) 平成13年度決算の状況

(4) 平成13年度における財務の状況

- 1) 独立行政法人の会計処理
- 2) 損益の状況
- 3) 運営費交付金債務の状況
- 4) 経営努力の認定に基づく目的積立金の状況
- 5) 行政サービス実施コストの状況

第2部 平成14年度における独立行政法人に関する評価活動の状況(平成13年度実績評価)

1 評価委員会の評価活動等

- (1) 独立行政法人の評価に関する制度の基本
- (2) 独立行政法人の評価における府省評価委員会と当委員会の役割
- (3) 評価委員会の構成等
- (4) 評価委員会における評価基準・評価方法等
- (5) 平成14年度における評価活動等

2 府省評価委員会の評価結果と当委員会の第1次意見の概要

【内閣府】

独立行政法人国立公文書館

【総務省】

独立行政法人通信総合研究所

独立行政法人消防研究所

【財務省】

独立行政法人酒類総合研究所

【文部科学省】

独立行政法人国立特殊教育総合研究所

独立行政法人大学入試センター

独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター

独立行政法人国立女性教育会館

独立行政法人国立青年の家

独立行政法人国立少年自然の家

独立行政法人国立国語研究所

独立行政法人国立科学博物館

独立行政法人物質・材料研究機構

独立行政法人防災科学技術研究所

独立行政法人航空宇宙技術研究所
独立行政法人放射線医学総合研究所
独立行政法人国立美術館
独立行政法人国立博物館
独立行政法人文化財研究所
独立行政法人教員研修センター

【厚生労働省】

独立行政法人国立健康・栄養研究所
独立行政法人産業安全研究所
独立行政法人産業医学総合研究所

【農林水産省】

独立行政法人農林水産消費技術センター
独立行政法人種苗管理センター
独立行政法人家畜改良センター
独立行政法人肥飼料検査所
独立行政法人農薬検査所
独立行政法人農業者大学校
独立行政法人林木育種センター
独立行政法人さけ・ます資源管理センター
独立行政法人水産大学校
独立行政法人農業技術研究機構
独立行政法人農業生物資源研究所
独立行政法人農業環境技術研究所
独立行政法人農業工学研究所
独立行政法人食品総合研究所
独立行政法人国際農林水産業研究センター
独立行政法人森林総合研究所
独立行政法人水産総合研究センター

【経済産業省】

独立行政法人経済産業研究所
独立行政法人工業所有権総合情報館
独立行政法人日本貿易保険
独立行政法人産業技術総合研究所
独立行政法人製品評価技術基盤機構

【国土交通省】

- 独立行政法人土木研究所
- 独立行政法人建築研究所
- 独立行政法人交通安全環境研究所
- 独立行政法人海上技術安全研究所
- 独立行政法人港湾空港技術研究所
- 独立行政法人電子航法研究所
- 独立行政法人北海道開発土木研究所
- 独立行政法人海技大学校
- 独立行政法人航海訓練所
- 独立行政法人海員学校
- 独立行政法人航空大学校

【環境省】

- 独立行政法人国立環境研究所

3 当委員会の第2次意見

- 1) 評価に関する基本的事項について
- 2) 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置の実施状況の評価について
- 3) 予算、収支計画及び資金計画の実施状況等の評価について
- 4) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置の実施状況の評価について
- 5) 人事に関する計画その他の計画の実施状況の評価について
- 6) 総合的な評定について
- 7) 評価の結果の公表について
- 8) 各府省独立行政法人評価委員会の評価における参考事例

第3部 平成14年度における独立行政法人評価に関連する調査研究活動の状況

- 1 財務内容の改善等についての評価方法の在り方に関する研究会
 - (1) 財務研究会の活動状況
 - (2) 独立行政法人の財務管理等の現状についての照会結果の概要
- 2 独立行政法人会計基準の改訂
 - (1) 経緯
 - (2) 改訂の主な内容

資料編

- 基本資料1 中央省庁等改革の推進に関する方針
(平成11年4月27日中央省庁等改革推進本部決定)(抄)
- 基本資料2 独立行政法人通則法(平成11年7月16日法律第103号)
- 基本資料3 独立行政法人の中期目標等の策定指針
(平成15年4月18日特殊法人等改革推進本部事務局)

- 資料1 独立行政法人数の推移
- 資料2 独立行政法人の職員数の推移
- 資料3 独立行政法人の役員の状況
- 資料4 独立行政法人の役員に就いている退職公務員等の状況
- 資料5 独立行政法人の常勤役員の報酬(59法人)
- 資料6 独立行政法人の資本金
- 資料7 - 1 独立行政法人の平成13年度計画における予算額(収入)
- 資料7 - 2 独立行政法人の平成13年度計画における予算額(支出)
- 資料8 - 1 独立行政法人の平成14年度計画における予算額(収入)
- 資料8 - 2 独立行政法人の平成14年度計画における予算額(支出)
- 資料9 - 1 独立行政法人の平成15年度計画における予算額(収入)
- 資料9 - 2 独立行政法人の平成15年度計画における予算額(支出)
- 資料10 国の補正予算における施設整備費補助金の追加措置
- 資料11 - 1 独立行政法人の平成13年度決算(収入)
- 資料11 - 2 独立行政法人の平成13年度決算(支出)
- 資料12 平成13年度業務実績に関する会計監査人の監査の実施状況
- 資料13 運営費交付金の収益化基準の採用状況(平成13年度)
- 資料14 セグメント区分を実施している法人とその内容(平成13年度)
- 資料15 当期総利益(損失)の状況(平成13年度)
- 資料16 運営費交付金債務の状況(平成13年度)
- 資料17 目的積立金の状況(平成13年度)
- 資料18 行政サービス実施コストの状況(平成13年度)
- 資料19 各府省独立行政法人評価委員会一覧及び委員等名簿
- 資料20 政策評価・独立行政法人評価委員会における独立行政法人評価に関する運営について(平成14年3月22日政策評価・独立行政法人評価委員会決定)
- 資料21 政策評価・独立行政法人評価委員会及び同委員会独立行政法人評価分科会における審議の状況(第1次意見及び第2次意見に関する議事要旨)

- 資料22 独立行政法人の中期目標等の概要

(内閣府、総務省、財務省、文部科学省所管法人)
(厚生労働省、農林水産省所管法人)
(経済産業省、国土交通省、環境省所管法人)

はじめに

独立行政法人制度は、中央省庁等改革の柱の1つとして、政策実施に係る一定の業務を効率的・効果的に実施することを狙いとして、平成13年に導入されたものである。

このような狙いを達成するための仕組みとして、独立行政法人制度においては、主務大臣の指示する明確な達成目標の下で、法人の運営における自主性・自律性を発揮させる一方で、各法人は毎年度の業務の実績については第三者評価機関による厳格な事後評価を受けることとされている。昨年、独立行政法人制度の初年度である平成13年度業務実績に関して、第三者評価機関である各府省の独立行政法人評価委員会及び当委員会による初の評価が行われたところであり、現在、その評価結果が法人の業務の運営等に逐次反映され、所要の改善が図られているところである。

独立行政法人制度の信頼性を向上させるためには、事後評価の厳正な実施が確保されることはもとより、独立行政法人の運営や評価等に関する情報が国民各層に適切に提供され、独立行政法人制度に関する国民一人一人の理解の向上が図られることが重要である。

このような観点から、これまでも各独立行政法人においては、法人の運営や評価等に関する各種の情報が多数公表され、法人のホームページ等において国民に広く提供されてきているところである。全政府レベルの評価機関である当委員会は、独立行政法人の運営や評価に関する公表資料の中から、国民各層の関心が高いと思われる基礎的な情報について、その概要を可能な限りわかりやすく簡潔に整理し、本年報を取りまとめたものである。

本年報においては、第1部では、独立行政法人全体の姿が明らかになるよう、制度の動向、法人数・役職員数、予算・財務等の状況を整理した。また、第2部では、独立行政法人の平成13年度における業務の実績に関する評価の結果を要約して整理した。さらに、第3部では、独立行政法人評価に関連する調査研究の概要を紹介するとともに、巻末に、独立行政法人に関する基礎的な資料を掲載した。

国民の理解と関心の向上の観点からは、独立行政法人制度の運用状況に関する情報のみならず、組織内における内部管理や職員の意識の変化等実態的な情報も掲載し、独立行政法人化に伴う変化を立体的に示すべきところである。ただ、現状で得られる公表資料の大部分が独立行政法人の外形的な運用状況に関する情報であったため、本年報では、組織内における内部管理や職員の意識については、第3部の独立行政法人の財務管理等の現状や第1部の各法人における取組の紹介から、その一端をうかがうことができる程度にとどまっている。しかし、自律的な組織運営のための内部管理の向上や、職員の意識の向上は、独立行政法人化によってもたらされるべき重要な効果である。今後、各独立行政法人において、内部管理の向上や職員の意識の向上のための様々な課題とその解決に向けた個別の取組に関する情報が共有され、更なる向上につながることとなるよう、それらの情報が積

極的に外部に発信されるようになることが望まれる。

当委員会としては、本年報が幅広く活用され、独立行政法人制度についての理解と関心がより一層高まることを期待している。

なお、本年報については、できるだけ手軽に読むことができるよう、各種情報を大胆に選定して掲載したものであり、適宜ホームページアドレスを掲載することにより、原資料の閲覧の際の便宜を図っている。情報量がなお不十分と感じられる点等があれば、読者の皆様の御意見をお伺いしつつ、今後改善を図ってまいりたい。

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員長 村松 岐夫

1 独立行政法人の制度、設立の経緯等

(1) 独立行政法人制度の概要

独立行政法人制度は、国の事務・事業のうち一定のものについて、国とは別の法人格を有する法人を設置し、主務大臣が法人に対して指示する明確な達成目標（中期目標）の下で、法人運営に関する国の細部にわたる事前関与・統制を制限して自主的、自律的で透明な法人運営を確保する一方で、その目標に沿った法人の業務の実績を事後的に評価するとともに、中期目標の期間の終了時には組織、業務の全般的見直しを行うという仕組みにより、国民のニーズに即応した効率的な行政サービスの提供の実現を図るものである。

具体的には、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）等に基づき、法人の業務運営等について、次のような仕組みが設けられている（通則法：基本資料 1 参照）。

目標設定と評価

従来行政組織においては、事前の行政管理運営上の統制は重視されているものの、業務の実施に当たって明確な達成目標を定め、その進捗、達成状況を毎年定期的にチェックし、その結果を次期の業務運営の改善等に反映するという制度とはなっていなかった。これに対し、独立行政法人制度においては、目標管理と事後的な評価の制度を導入している。すなわち、主務大臣が 3 年から 5 年の期間において、法人が達成すべき業務運営の効率化、国民に対して提供するサービス等の質の向上、財務内容の改善等に関する明確な中期目標を定め、これを独立行政法人に指示することとし、また、各独立行政法人は、当該期間内に当該中期目標を達成するための具体的な計画（中期計画）を作成し、主務大臣の認可を受けるとともに、中期計画に定めた事項に関し、当該事業年度において実施すべき事項等を定めた計画（年度計画）を作成して主務大臣に届け出ることとされている。

さらに、独立行政法人制度においては、専門的な知識を持つ第三者評価機関である各府省の独立行政法人評価委員会（以下「府省評価委員会」という。）及び全政府レベルの第三者評価機関である総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会（以下「当委員会」という。）による客観的かつ厳正な評価システムが設けられており、その評価結果については、法人の業務運営に反映されることとされている。また、上記の中期目標の期間の終了時には、主務大臣が独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行うこととしており、その際、当委員会は、法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告することができることとされている。

なお、主務大臣が、上記の中期目標を設定、中期計画を認可及び中期目標期間の終了時における独立行政法人の業務を継続させる必要性等を検討するに当たっては、府省評価委員会の意見を聴かなければならないこととされている。

独立行政法人については、このような目標管理と事後評価の制度により、定期的に業務の実績を評価し、その結果を業務運営の改善等に反映するという事後チェック型の行政に移行することに伴い、主務大臣は、法人の個別具体的な業務執行について一

般的な指揮監督権限を有しないこととされている。

財務

国の行政組織の予算管理においては、毎年度事前に予算査定を受け、原則として、他の費目への移用・流用や次年度への繰越しができない等の仕組みとなっている。これに対し、独立行政法人制度においては、例えば、国から交付される運営費交付金については、予定された用途以外の用途に充てることも可能であり、また、経営努力により生じた剰余金については、主務大臣の承認を受けて中期計画の用途の範囲内で取り崩して使用することができるなど、効率的かつ効果的な財政運営が可能となっている。

他方、財務に関しては、企業会計原則をベースとした独立行政法人会計基準により、法人は毎年度財務諸表等を作成し、公表することとされている。

組織・人事管理

国の行政組織の場合、法令等により組織の名称・数及び組織ごとの定員が定められており、その改廃に当たっては事前の審査・査定や法令等の改正が必要とされている。これに対し、独立行政法人制度においては、法人自らの判断により、業務の繁閑や行政ニーズの動向に応じて効率的かつ効果的な組織編成・人員配置を行うことが可能となっている。また、法人の役職員の給与等については、法人の業績や役職員個人の業績等が反映される仕組みを導入している。

透明性

従来の国の行政組織においては、業務の目標や計画を積極的に公表する取扱いとはなっていなかった。これに対し、独立行政法人制度においては、法人の組織・業務運営等の透明性を高めるため、中期目標、中期計画、年度計画、事業報告書、財務諸表、監事及び会計監査人の監査結果、府省評価委員会の評価結果等について、官報等への公告及び閲覧による公表のほか、電子媒体でアクセスすることが可能となるような方法等により積極的に公表し、国民に明らかにすることとされている。

なお、独立行政法人は、当該法人の役員及び職員に国家公務員の身分を与えている「特定独立行政法人」と、それ以外の独立行政法人（いわゆる「非特定独立行政法人」）とに区分されている。

1 目標設定と評価

明確な目標設定、結果の評価を行う仕組みを導入する。

中期目標の設定 : 主務大臣が3～5年の期間を定め、その間の達成目標を設定

中期計画の作成 : 独立行政法人は、この目標を達成するため中期計画を作成

年度計画の作成 : 独立行政法人は、中期計画に定めた事項に関し、当該事業年度において実施すべき事項等を定めた年度計画を作成

評価委員会の評価 : 各府省及び総務省の評価委員会が、定期的に評価

定期的見直し : 中期目標期間終了時に、組織及び業務の定期的見直し

2 財務

事前チェックを重視する官庁会計から外し、弾力性のある財務運営を可能にする。

予算上の措置 : 国から運営費及び固定的投資経費を交付

運営費 : 独立行政法人が弾力的・効果的に使用可能

固定的投資経費 : 中期計画で定められた使途に弾力的・効果的に使用可能

剰余金の使用 : 中期計画期間中に経営努力により生じた剰余金については、府省評価委員会の意見を踏まえた主務大臣の承認を受け、中期計画の使途の範囲内で取り崩して使用可能

3 組織・人事管理

組織、定員、人事について、法令等による画一的な統制・管理から外し、組織・人事管理の自律性を高めて、機動的・弾力的に運営することを可能にする。

内部組織 : 法令で定める基本的枠組みの範囲内で、独立行政法人が決めることができ、従来の行政組織管理の対象外

定員管理 : 事前定員管理の対象外

給与制度 : 独立行政法人及び役職員の業績が反映される報酬・給与等の仕組みを導入

4 透明性

業務などの内容が国民から分かりやすいものとするための仕組みを導入する。

(主な公表事項)

業務方法書、中期目標、中期計画、年度計画、事業報告書、財務諸表、決算報告書、監事及び会計監査人の監査結果、府省評価委員会の評価結果、役職員の報酬・給与等の支給基準等

(注) 中央省庁等改革推進本部の資料に基づき当委員会が作成した。

<トピック> 海外の独立行政法人類似制度の動向の紹介（その1）

英国のエージェンシーにおける「5年ごとの組織見直し」の仕組みの見直し

英国のエージェンシーについては、5年ごとに組織の全般的見直しを行うことが義務付けられてきたところであるが、内閣府は、昨年報告した「Better government services」において、この「5年ごとの組織見直し」を今後廃止する旨の提言を行った。

これは、制度発足後15年を経過し、より効果的な制度運営を確保するとの観点から行われたもので、この理由としては、組織見直しには莫大な時間とコストを要し、その間、業務が中断されたり、職員が公務員としての身分保障に不安を抱いたりする等、却って非効率な状況をもたらしたこと、見直しの結果についても、それが出される前に既に何らかのアクションがとられているため価値がないものとなっていることなどが挙げられている。

なお、今後は、エージェンシー個々に見直す方法を改め、効果的なサービスを提供するためには何が求められるかという観点から、ある一つの事業について、実施主体を超えて横断的にすべてのプロセスを隅から隅まで見直し、必要な場合は、そのプロセス上にあるエージェンシーの組織についても見直しを行うという方法に転換することとなった。

(参考)

英国のエージェンシーにおける近年の組織形態の見直し状況（仮訳）

1997年

- 3月 建築研究所 (Building Research Establishment 1990年設立)
： 民営化 (Management Buyout Team へ売却)
- 4月 農業開発局 (ADAS 1992年設立)
： 民間部門へ移行
- 4月 会計支出局 (The Office of Paymaster General 1993年設立)
： 民営化 (EDS へ売却)

1998年

- 4月 沿岸警備隊 (Coastguard 1994年設立)
海上安全庁 (Marine Safety Agency 1994年設立)
： 両者が統合され、新たに Maritime and Coastguard Agency が設立
- 4月 歴史的王宮庁 (Historic Royal Palaces Agency 1989年設立)
： 非省公共団体 (Non Departmental Public Body) へ移行
- 6月 保安設備局 (Security Facilities Executive Agency 1993年設立)
： 廃止 (一部機能は内閣府へ移管)

1999年

- 4月 陸軍備蓄配給局 (Army Base Storage & Distribution Agency 1995年設立)
： Defence Storage & Distribution Agency に統合
- 4月 保険徴収庁 (Contributions Agency 1991年設立)
： 内局化 (他省の内局 Inland Revenue へ移管)
- 4月 国防動物センター (Defence Animal Center 1993年設立)
： Army Training and Recruiting Agency に統合

4月 国防動物センター (Defence Animal Center 1993年設立)
: Army Training and Recruiting Agency に統合

4月 国防法典局 (Defence Codification Agency 1996年設立)
: 内局化 (RAF Logistics Support Service へ吸収)

4月 海軍航空補修庁 (Naval Aviation Repair Organisation 1992年設立)
: Defence Aviation Repair Agency に統合

4月 RAF 整備点検団体 (RAF Maintenance Group Defence Agency 1991年設立)
: 廃止 (一部機能を Defence Aviation Repair Agency に移管)

4月 専門調達庁 (Specialist Procurement Services 1997年設立)
: Defence Procurement Agency に統合

9月 国有財産管団体 (The Government Property Lawyers 1993年設立)
: 公的分野及び省内部門へ移籍

2000年

4月 公務員大学校 (Civil Service College 1989年設立)
: 内局化 (内閣府へ吸収)

4月 統合情報偵察センター (Joint Air Reconnaissance Intelligence Centre 1996年設立)
陸軍調査局 (Military Survey 1991年)
: 両者が統合され、新たに Defence Geographic and Imagery Intelligence Agency (DGIA) が設立

8月 国防被服庁 (Defence Clothing & Textiles Agency 1994年設立)
: 内局化 (Defence Clothing & Textiles へ吸収)

8月 情報技術サービス庁 (Information Technology Services Agency 1990年設立)
: 内局化後、民間委託化

2001年

2月 海軍備蓄基地 (Naval Bases and Supply Agency 1996年設立)
: 大部分が The Warship Support Agency に統合

2月 艦船支援庁 (Ships Support Agency 1996年設立)
: 大部分が The Warship Support Agency に統合

4月 中央情報通信局 (Central Computer and Telecommunications Agency 1992年設立)
: 内局化 (Office of Government Commerce に合併)

4月 農業・農村保護庁 (The Farming and Rural Conservation Agency 1997年設立)
: 省内部門へ移籍

4月 後方情報システム (Logistic Information System Agency 1994年設立)
: 内局化 (国防省へ吸収)

4月 国有地管理団体 (Property Advisers to the Civil Estate 1996年設立)
: 機能を内局へ移管 (Office of Government Commerce へ)

4月 公共受託局 (The Public Trust Office 1994年設立)
: 一部機能を内局へ移管 (The Public Guardianship Office へ)

4月 物品調達庁 (The Buying Agency 1996年設立)
: OGC Buying に改名

6月 国防評価研究所 (Defence Evaluation and Research Agency 1995年設立)
: 分割 (DSTL, QinetiQ、) 一部民営化

2002年

4月 雇用サービス (Employment Service 1990年設立)
社会保険給付庁 (Benefits Agency 1991年設立)
: 両者 (社会保険給付庁はその一部) が統合され、新たに Job Centre Plus が設立、
社会保険給付庁の一部は、年金サービス (Pension Service) となる。

2003 年

- 4 月 国防第二次療養庁 (Defence Secondary Care Agency 1996 年設立)
国防医療訓練機構 (Defence Medical Training Organisation 1997 年設立)
: 両者が統合され、新たに Defence Medical Education & Training Agency が設立

- 4 月 医療機器庁 (Medical Devices Agency 1994 年設立)
医薬品管理庁 (Medicines Control Agency 1991 年設立)
: 両者が統合され、新たに Medicines & Healthcare Products Regulatory Agency が設立

- 4 月 公文書館 (Public Record Office 1992 年設立)
: Historic Manuscripts Commission の業務を引継ぎ、National Archives と改称

- 4 月 車両検査局 (The Vehicle Inspectorate Agency 1988 年)
: Traffic Area Network (Department for Transport の内部部局) と統合され、
新たに Vehicle & Operator Services Agency が設立

(注) 平成 15 年 3 月総務省行政評価局調査による。

なお、参考は、英国内閣府資料に基づき、総務省行政評価局で仮訳した。

(2) 独立行政法人発足までの経緯

独立行政法人制度は、中央省庁等改革の柱の一つとして、行政改革会議の最終報告（平成9年12月3日）において同制度の導入の提言がなされ、それを基に創設された制度である。

最終報告の提言を受け、平成10年6月に施行された中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）において、独立行政法人制度の基本となる法令（通則法）を整備することや、中期目標、中期計画及び年度計画の策定等法人の業務運営に関する基本的な事項、法人の業務の実績に関する評価を行う評価委員会の設置等、独立行政法人制度の基本的な考え方が整備された。

その後、当該基本法に基づき、内閣の中央省庁等改革推進本部において検討が進められ、平成11年4月の「中央省庁等改革の推進に関する方針」（平成11年4月27日中央省庁等改革推進本部決定）により、89の国の事務・事業についての独立行政法人化の方針等が決定されるとともに、同年7月に、独立行政法人の運営の基本、監督、職員の身分その他の制度の基本となる共通の事項を定めた通則法が制定された。また、これに合わせて、関係法令の整備が行われるとともに、平成11年12月に、独立行政法人の設立根拠となる法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めた国立公文書館法の一部を改正する法律等59の法律（いわゆる「個別法」）が制定された（これらに加えて平成12年5月に独立行政法人教員研修センター法が制定された。）。

さらに、平成12年12月の「行政改革大綱」（平成12年12月1日閣議決定）において、独立行政法人への移行についての具体的な方針が定められた。

このような過程を経て、まず独立行政法人国立公文書館（以下、個別の独立行政法人名については「独立行政法人」の文字を省略している。）等57の独立行政法人が、平成13年4月に発足した。

（中央省庁等改革の推進に関する方針：基本資料2参照）

表 1 - 2

< 独立行政法人が発足するまで >

平成 9 年 12 月	「行政改革会議最終報告」において独立行政法人制度の導入を提言
平成 10 年 6 月	中央省庁等改革基本法（平成 10 年法律第 103 号）成立。独立行政法人制度の創設が盛り込まれる
平成 11 年 4 月	「中央省庁等改革の推進に関する方針」（平成 11 年 4 月 27 日中央省庁等改革推進本部決定）において、独立行政法人制度の骨格及び 89 の事務・事業の独立行政法人化の方針を決定
平成 11 年 7 月	独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）成立。独立行政法人の運営の基本、その他制度の基本となる共通の事項を定める 独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成 11 年法律第 104 号）成立。独立行政法人制度の導入に伴い、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）その他関係法律の規定を整備し、経過措置を規定
平成 11 年 12 月	国立公文書館法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 161 号）等 59 法人のいわゆる個別法成立（独立行政法人教員研修センター法（平成 12 年法律第 88 号）は平成 12 年 5 月成立） 独立行政法人の業務実施の円滑化等のための関係法律の整備等に関する法律（平成 11 年法律第 220 号）成立
平成 12 年 12 月	「行政改革大綱」（平成 12 年 12 月 1 日閣議決定）において平成 13 年 4 月の独立行政法人移行及び今後の独立行政法人移行の方針を明示
平成 13 年 4 月	国立公文書館等 57 独立行政法人が発足

(注) 当委員会の調査による。

表 1 - 3 行政改革大綱（平成 12 年 12 月 1 日閣議決定）（抜粋）

<p>中央省庁等改革の的確な実施</p> <p>2 行政の組織・事務の減量・効率化</p> <p>(2) 独立行政法人への移行</p> <p>減量効率化計画に基づき、1)国立公文書館等の国も事務事業の 57 の独立行政法人への移行（平成 13 年 4 月）を通則法及び各独立行政法人の設置法等に即して着実かつ円滑に実施するとともに、2)駐留軍等労働者の労務管理等事務の独立行政法人への移行（平成 14 年 4 月）及び統計センター（統計研修所を除く。）の独立行政法人への移行（平成 15 年 4 月）の準備を円滑に進めるほか、以下の措置を講ずる。</p> <p>ア 自動車検査（検査場における検査）については、平成 14 年 9 月に独立行政法人に移行する。</p>

イ 造幣事業及び印刷事業

減量効率化計画に基づき、平成 15 年度前半に予定されている独立行政法人への移行が円滑に実施できるよう、通貨の安定的かつ確実な供給、通貨に対する信認の保持など、通貨製造業務の特殊性を考慮し、その特殊性に基づく安定的な雇用関係に配慮しつつ、引き続き必要な検討を行い、所要の法律案の立案等、着実に移行のための準備を進める。

ウ 国立病院・療養所

国立病院・療養所については、

- 1) 昭和 61 年当初再編成計画の未実施施設（37 施設）について、速やかに移譲、統合又は廃止を実施する
- 2) 平成 11 年 3 月の再編成計画見直しによる追加対象施設（12 施設）について、平成 13 年度末を目途に施設の廃止を含む対処方を決定し、着実に実施するとともに、平成 16 年度に、各施設毎に業績評価ができるよう区分経理する単一の独立行政法人に移行することとし、そのための個別法案を平成 14 年の通常国会に提出する。

エ 国立大学及び大学共同利用機関等

国立大学及び大学共同利用機関等の独立行政法人化については、平成 15 年までに結論を得ることとされていることを踏まえ、大学等の自主性を尊重しつつ、大学改革等の一環として検討するため、平成 13 年度中に有識者等による専門的な調査検討の結果を整理する。

オ その他

食糧事務（食糧検査は民営化）、動物医薬品検査所、船舶検査、航空機検査及び無線等検査については、減量効率化計画における各事務及び事業の考え方を踏まえ引き続き検討を進める。その他の事務及び事業についても引き続き検討を進める。

(3) 特殊法人等の改革に伴う独立行政法人への移行

特殊法人等については、従来から様々な問題点が各方面から指摘されてきたところであるが、行政改革会議最終報告においても、「特殊法人については、（中略）時代の変遷に伴う役割の低下などに加え、主務官庁による強い事前関与・統制による自律性・自主性の欠如、事業運営の非効率性・硬直性の顕在化、経営内容の不透明性、組織・業務の自己増殖、不要不急の業務の拡張、経営責任体制の不明確性など、従来から様々な問題点が指摘されてきたが、その大きな原因は、これらの問題点を解消するような共通の制度的枠組みが存在しないところにあると考えられる。」との指摘が行われ、特殊法人等の事務・事業の「徹底的な見直しをまず実施し、なお維持・継続すべきと判断された業務については、独立行政法人化の可否についての検討を視野に入れるとともに、特殊な法人として存置すべきと判断された法人についても、独立行政法人制度のねらいとするところが生かされるよう、適切な運営が図られなければならない。」との指摘がなされたところである。

このため、平成 12 年 12 月の「行政改革大綱」において、特殊法人等について、個別の

事業の見直し結果を踏まえ、法人ごとに「当該見直し後の事業を担う実施主体としてふさわしい組織形態を決定する。」こととされ、特に、「廃止又は民営化される法人以外の法人について、その事業及び組織運営の実態を踏まえつつ、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）に基づく独立行政法人への移行を検討する。」とされたほか、平成 13 年 6 月には、その方針を法律レベルで明確化した特殊法人等改革基本法（平成 13 年法律第 58 号）が制定された。

こうした最終報告、行政改革大綱や特殊法人等改革基本法等に基づき、各特殊法人等について、その個別事業についての徹底した見直し及びそれを踏まえた組織形態の見直しが進められ、その結果を踏まえて策定された「特殊法人等整理合理化計画」（平成 13 年 12 月 19 日閣議決定）により、廃止・民営化を行うことのできない特殊法人等の事務・事業の大部分が独立行政法人に移行されることとなった。

表 1 - 4 「特殊法人等整理合理化計画」（平成 13 年 12 月 19 日閣議決定）
において独立行政法人化されることとされたもの

（特殊法人：29 法人）

緑資源公団、水資源開発公団、日本鉄道鉄建公団、国際協力事業団、科学技術振興事業団、労働福祉事業団、社会福祉・医療事業団、農畜産業振興事業団、金属鉱業事業団、中小企業総合事業団、運輸施設整備事業団、北方領土問題対策協会、国民生活センター、国際交流基金、日本原子力研究所、理化学研究所、日本芸術文化振興会、日本学術振興会、核燃料サイクル開発機構、日本体育・学校健康センター、心身障害者福祉協会、勤労者退職金共済機構、雇用・能力開発機構、農業者年金基金、日本貿易振興会、新エネルギー・産業技術総合開発機構、奄美群島振興開発基金、国際観光振興会、公害健康被害補償予防協会

（認可法人：9 法人）

平和祈念事業特別基金、日本万国博覧会記念協会、通関情報処理センター、日本障害者雇用促進協会、農林漁業信用基金、情報処理振興事業協会、自動車事故対策センター、空港周辺整備機構、海上災害防止センター

上記のほか、以下の法人については、廃止した上で残事務（の一部）を独立行政法人へ統合・承継等することとされている。

（特殊法人：7 法人）

石油公団、地域振興整備公団、都市基盤整備公団、宇宙開発事業団、住宅金融公庫、日本育英会、日本労働研究機構

（認可法人：6 法人）

通信・放送機構、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構、海洋水産資源開発センター、野菜供給安定基金、生物系特定産業技術研究推進機構、産業基盤整備基金

（注）1 行政管理局の資料に基づき当委員会が作成した。

2 具体的な独立行政法人化の状況は、「2 独立行政法人数の推移等」及び資料 1 参照

また、これら特殊法人等の事務・事業の独立行政法人への移行に当たっては、平成 14 年 10 月 18 日の特殊法人等改革推進本部決定において、次のような基本方針が定められたほか、これを受けて、新しく設立される独立行政法人に対する「独立行政法人の中期目標等の策定指針」が、15 年 4 月 18 日、各府省に通知された（独立行政法人の中期目標等の策定指針：基本資料 3 参照）。

表 1 - 5 「特殊法人等の廃止・民営化等及び独立行政法人の設立等に当たっての基本方針について」(平成 14 年 10 月 18 日特殊法人等改革推進本部決定)(抄)

1 整理合理化計画に則った厳しい事業見直し等

省 略

2 新独立行政法人の役職員の身分等

新独立行政法人の役職員は、原則として非国家公務員とする。特定独立行政法人と統合すること等から国家公務員とせざるを得ない法人については、非国家公務員とした場合に発生すると予想される支障の回避方策の検討等を踏まえつつ、統合する独立行政法人の中期目標の期間の終了時に非国家公務員に移行することを基本とし、必要な措置を講ずることとする。

新独立行政法人の役職員数は、事業見直し後の事業内容等に応じ、必要最小限のものとする。

新独立行政法人の役員の報酬等については、平成 14 年 3 月 15 日の閣議決定により特殊法人等の役員の給与及び退職金の大幅削減が行われたこと及び報酬等には役員の業績等が考慮されなければならないとする独立行政法人通則法第 52 条及び第 53 条の趣旨を踏まえ、厳に適正な水準とする。新独立行政法人の職員の給与についても、同法第 57 条及び第 63 条の趣旨を踏まえ、適正な水準とする。

また、主務大臣は、新独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準を、国家公務員及び他の独立行政法人の役職員と比較ができる形で分かりやすく公表することとする。

3 新独立行政法人の明確かつ具体的な中期目標の設定

独立行政法人の運営については、主務大臣は一般的に関与せず、基本的に長の裁量に委ねられていることから、独立行政法人が所期の成果を挙げるためには、的確な中期目標の設定と厳正な評価が極めて重要である。このような独立行政法人制度の特色を踏まえ、新独立行政法人の設立にあたっては、主務大臣は、明確かつ具体的な中期目標を設定することとする。

なお、中期目標の設定に当たっては、役職員数及び人件費を含めた一層の事務運営の効率化を図る。

4 新独立行政法人への資産・負債の承継

新独立行政法人の設立にあたっては、特殊法人等の資産・負債を時価評価した上で新法人に承継することとなるが、仮に欠損金を承継することとなった場合でも、安易な国費投入等は行わず、主務大臣及び新独立行政法人が、その業務を確実に実施するために必要な財産的基礎の確保を図る観点から、欠損金の処理計画など具体的な処理方策を策定し、これを着実に実行することをもって対応する。

<トピック> 海外の独立行政法人類似制度の動向の紹介（その2）

オランダにおけるZBO（自立的行政機関）の状況

オランダにおいては、本省庁における（ ）各種審査、決定に係る業務（奨学金等）、（ ）法律に基づく知識、情報を必要とする業務（薬品許可等）、（ ）国民により密接に関連する業務（社会保障、労使関係等）等を、より効率的、効果的に実施することを目的として、本省庁から独立した組織（ZBO）へ移行してきた。

ZBOの設立には、個別の法律が必要とされ、その数は、2000年当時の約380が、現在約200となっているとのことであるが、その正確な数は、ZBOの定義そのものや組織のとらえ方が明確ではないため、不明確な面がある。

また、その職員の身分は、半数が公務員であり、残りの半数は準公務員的な身分を有している。

ZBOにおける業務は、本省の採決を要することなく、自らの判断により実施が可能であるが、その最終責任は中央政府にある。

その予算措置については、本省とZBOとの交渉で、年間予算額が決定されており、当該予算は、その年度においてすべて使い切ることとされている。

また、ZBOは、1年ごとに実績報告書を作成し、政府に提出することとされており、さらに、4年に1度ずつ自己評価を行うことが義務付けられ、この評価に基づいて最終的に所管大臣が評価することとなっている。

（注）平成15年3月総務省行政評価局調査による。

2 独立行政法人数の推移等

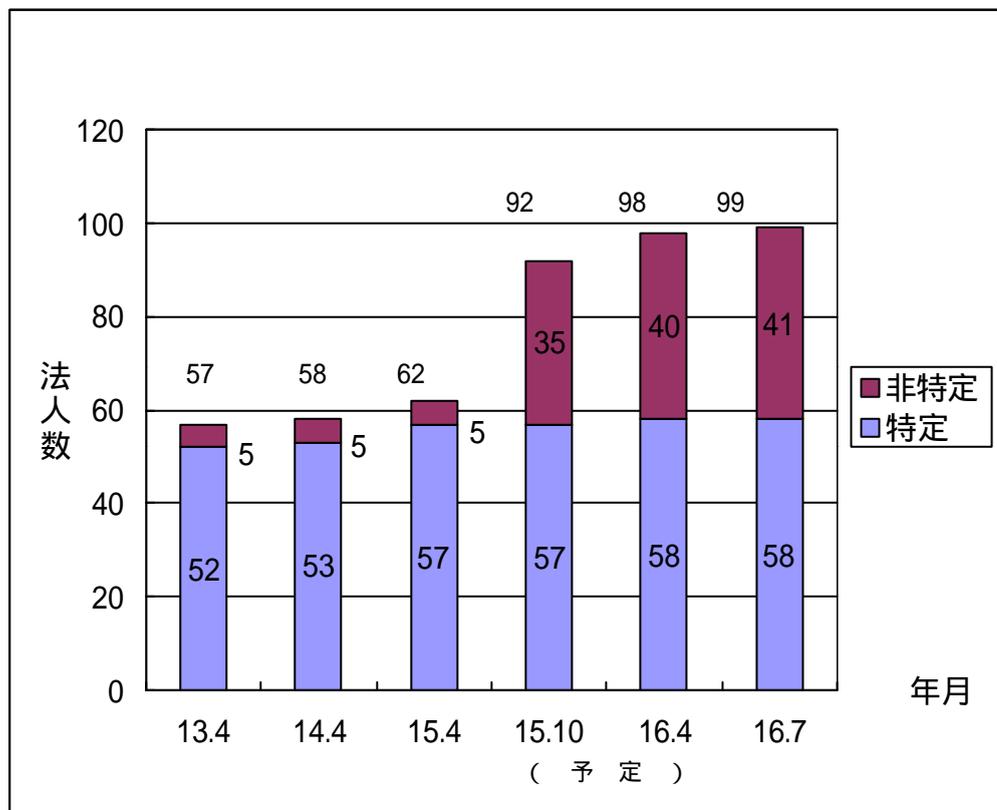
(1) 独立行政法人数の推移

中央省庁等改革の柱の一つとして、平成13年4月に57法人でスタートした独立行政法人は、その後、14年4月に駐留軍等労働者労務管理機構が、同年7月に自動車検査が、15年4月に統計センター、造幣局及び国立印刷局の3法人が設立され、15年4月現在62法人となっている。このうち、役員及び職員に国家公務員の身分を付与しない独立行政法人（非特定独立行政法人）は、国立青年の家、国立少年自然の家、教員研修センター、経済産業研究所及び日本貿易保険の5法人となっている。

また、「特殊法人等整理合理化計画」に沿って、一部の特殊法人等については、事業の徹底的な見直し等を行った上で、残る事業を既存の独立行政法人や新しく設立される独立行政法人に承継・移管することとなったことから、既に独立行政法人への移行が決定している国立病院・療養所（平成16年4月に国立病院機構として発足予定）と併せて、これらの法人が順次独立行政法人として発足することとなり、16年7月には99法人となる予定である（15年3月末現在、法律が成立しているもののみ。）

なお、特殊法人等から移行して新規に設立される法人は、すべて非特定独立行政法人として発足することとなる（資料1参照）。

図1-1 独立行政法人数の推移



(注) 1 当委員会の調査による。

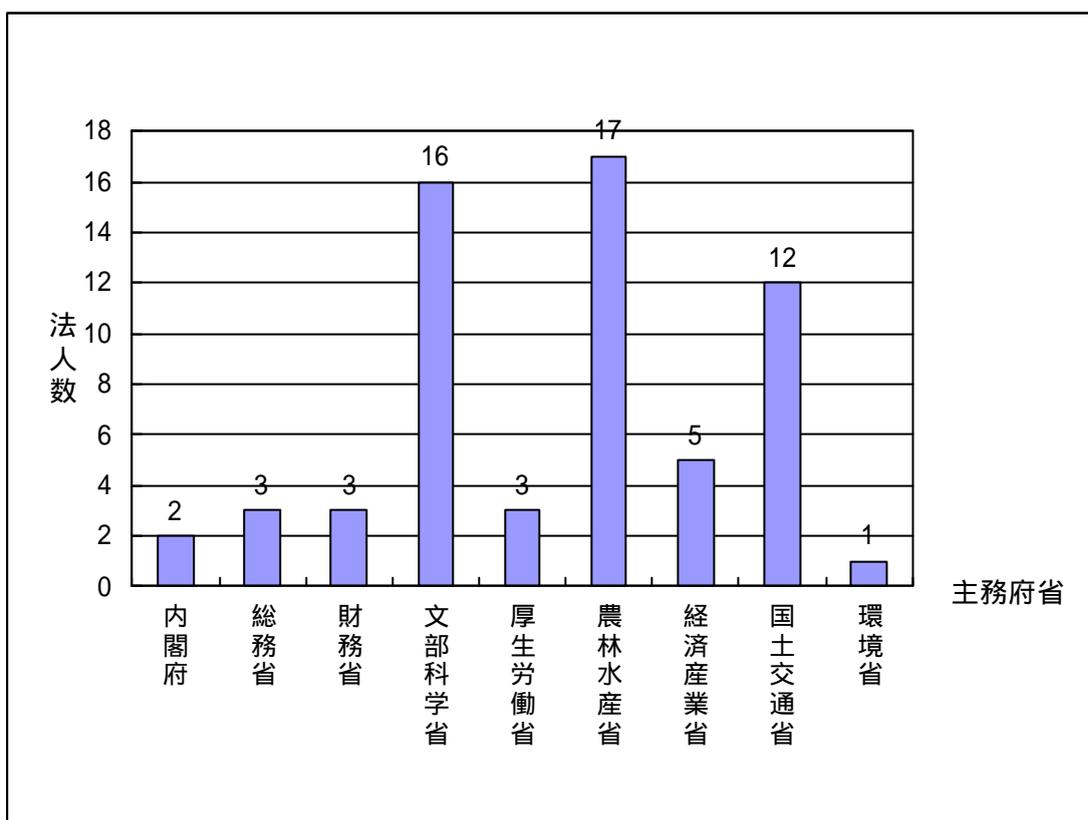
2 石油天然ガス・金属鉱物資源機構は平成15年度中に設立予定とされていることから、16年4月の法人数からカウントしている。

3 「非特定」は非特定独立行政法人を、「特定」は特定独立行政法人を示す。

(2) 主務府省別の独立行政法人数

平成 15 年 4 月現在、62 の独立行政法人が設置されており、当該法人を所管している府省は 9 府省となっている。府省別の独立行政法人の設置状況をみると、最も多いのは農林水産省の 17 法人であり、次は文部科学省の 16 法人となっている（資料 1 参照）。

図 1 - 2 主務府省別の法人数（平成 15 年 4 月現在）



(注) 当委員会の調査による。

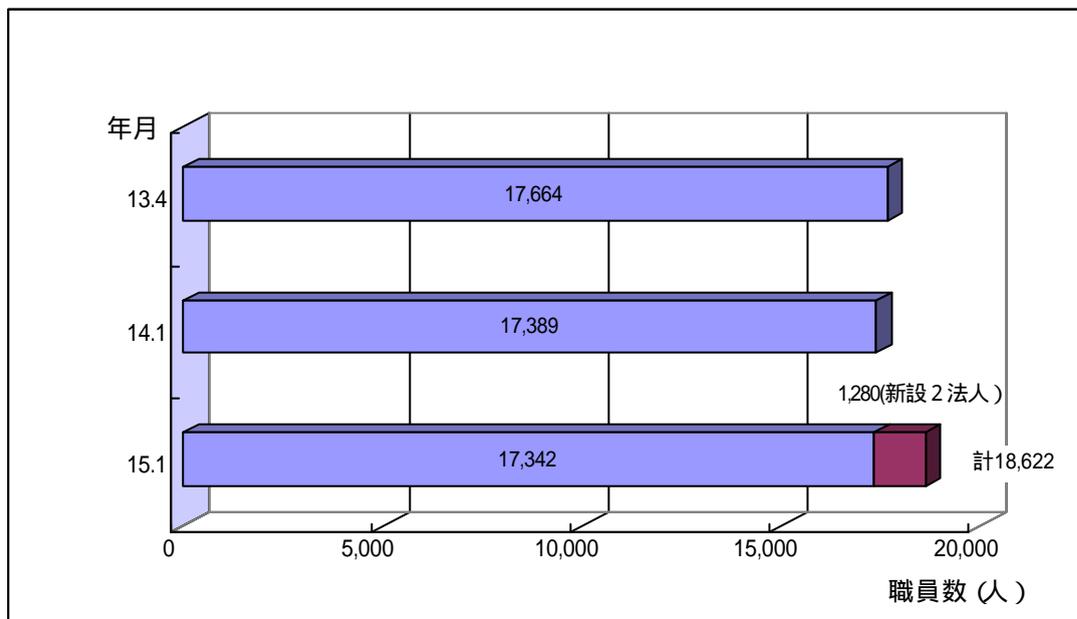
3 独立行政法人の役職員の状況

(1) 独立行政法人の職員

独立行政法人の職員数の推移

平成 15 年 1 月 1 日現在(非特定独立行政法人の 5 法人については 14 年 4 月 1 日現在)の常勤職員数(任期付きの常勤職員数を含む。)は計 18,622 人(59 法人)となっており、14 年 1 月 1 日現在の 17,389 人(57 法人)に比べ 1,233 人増加しているが、これは 14 年度に新たに 2 法人(駐留軍等労働者労働管理機構 406 人及び自動車検査 874 人の計 1,280 人)が設立されたことによるものである。この 2 法人を除く 57 法人で比較すると、平成 15 年 1 月現在の常勤職員数は 17,342 人となり、14 年 1 月現在に比べ 47 人減少しており、法人発足時の 13 年 4 月現在の 17,664 人に比べると 322 人減少している(資料 2 参照)。

図 1 - 3 独立行政法人の職員数の推移



(注) 1 当委員会の調査による。

2 平成 15 年 1 月における新設 2 法人は、駐留軍等労働者労務管理機構(14 年 4 月設立)及び自動車検査(14 年 7 月設立)である。

職員規模別の独立行政法人の数

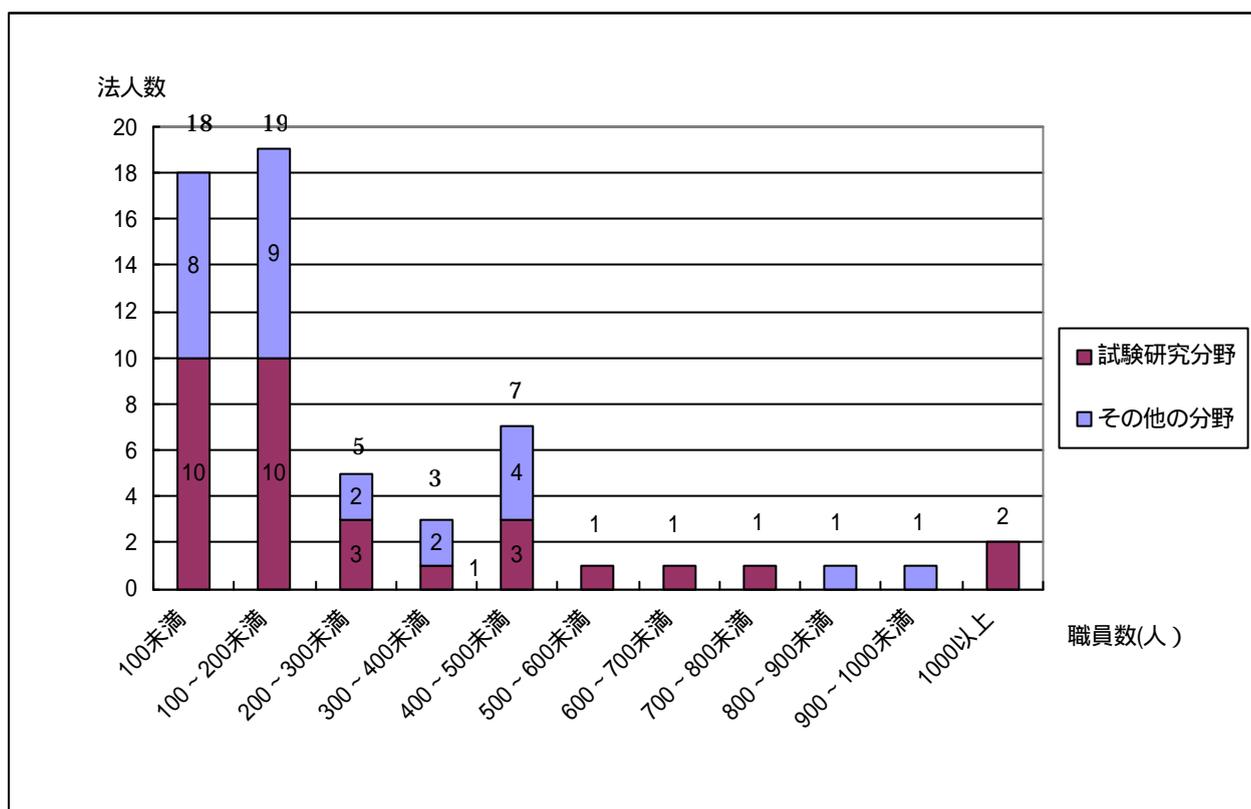
平成 15 年 1 月 1 日現在(非特定独立行政法人の 5 法人については 14 年 4 月 1 日現在)の常勤職員数の規模別に 59 法人の状況をみると、職員数 100 人未満の法人が 18 法人、職員数 100 人以上 200 人未満の法人が 19 法人あり、これらを合わせると職員数 200 人未満の法人が 59 法人中 37 法人と全体の 62.7 パーセントを占めている。

また、職員数が最も多い法人は産業技術総合研究所(3,177 人)であり、次が農業技術研究機構(2,778 人)となっている。一方、職員数が最も少ない法人は国立女性教育会館(28 人)であり、次が国立公文書館及び農業者大学校(それぞれ 43 人)となって

いる。

なお、これらの法人の職員規模を業務分野別にみると、職員数 500 人以上の 7 法人のうち 5 法人が、主として試験研究の業務を担う法人（行政改革会議最終報告の整理による。以下「試験研究分野の法人」という。）となっているが、職員数 200 人未満の 37 法人中 20 法人も試験研究分野の法人が占めている。

図 1 - 4 職員規模別の独立行政法人の状況



(注) 当委員会の調査による。

(2) 独立行政法人の役員

独立行政法人の役員数

独立行政法人の役員については、通則法において、法人の長（理事長：館長及び所長を含む。以下同じ。）1人及び監事を置くこととされているほか、法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律（以下「個別法」という。）において他の役員（理事：副理事長を置くことができることとされている法人においては、副理事長を含む。以下同じ。）を置くことができることとされており、監事及び理事の定数は、各法人の個別法で定められている。

平成 14 年度までに設立された 59 法人において実際に任命されている役員の数を見ると、理事長 59 人、理事 101 人、監事 118 人であり、規模別に法人数をみると、理事長及び理事各 1 人の法人が、59 法人中 36 法人（61.0 パーセント）と最も多くなっている。理事長及び理事の数が最も多い法人は、産業技術総合研究所の理事長及び副理事長各 1

人、理事 10 人の計 12 人、次に、農業技術研究機構の理事長及び副理事長各 1 人、理事 7 人の計 9 人となっており、これらの法人は、職員数も、それぞれ 3,177 人、2,778 人と上位 1、2 位を占めている。また、理事長及び理事の数が最も少ない法人は、国立オリンピック記念青少年総合センター及び航空大学校（理事長 1 人のみ）であるが、これらの法人も、個別法の規定上は、いずれも別に理事 1 人を置くことができることとされている（資料 3 参照）。

なお、監事数は、すべての法人において定数どおり 2 人となっている。

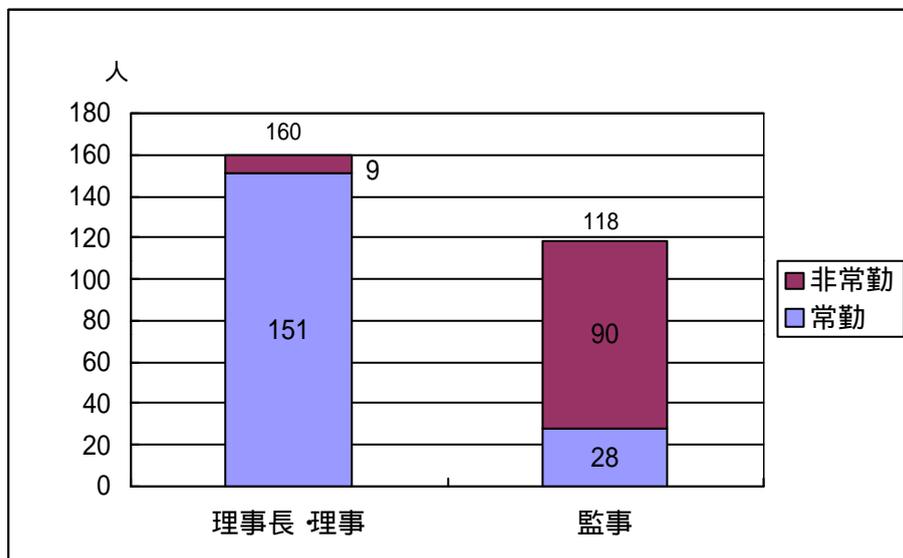
表 1 - 6 理事長及び理事の数の合計別の独立行政法人の状況（平成 14 年 9 月 1 日現在）

理事長及び理事の数の合計	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	9 人	12 人	計
法人数	2	36	12	6	1	1	1	59

（注）当委員会の調査による。

これら 59 法人の役員について勤務形態における常勤・非常勤の内訳をみると、理事長及び理事 160 人のうち、理事長については 59 人全員が常勤、理事については 101 人のうち非常勤は 9 人（8.9 パーセント）、監事については 118 人のうち非常勤は 90 人（76.3 パーセント）となっている。

図 1 - 5 役員（理事長・理事）の常勤・非常勤の別



（注）1 当委員会の調査による。

2 「理事長・理事」には、役員である館長、所長及び副理事長を含む。

また、独立行政法人の役員については、「公務員制度改革大綱」（平成 13 年 12 月 25 日閣議決定）等に基づき、退職公務員（本府省の課長・企画官相当職以上及び地方支分部局のこれに相当する職以上で退職した公務員をいう。以下同じ。）及び独立行政法人等の退職者（独立行政法人等において役員であった又はいわゆる管理職手当の支給を受

けていた退職者をいう。以下同じ。)の役員への就任状況が公表されている。これら 59 法人の役員 278 人について、退職公務員等の状況をみると、退職公務員が 122 人、独立行政法人等の退職者が 41 人となっている。また、常勤の役員 179 人のうち、退職公務員は 103 人 (57.5 パーセント) となっている (資料 4 参照)。

表 1 - 7 役員に就いている退職公務員等の状況 (平成 14 年 9 月 1 日現在)

区分	役員数	うち退職公務員等	
		うち退職公務員数 (役員数に対する割合 (%))	うち独立行政法人等の退職者数 (同)
常勤	179	103 (57.5)	40 (22.3)
非常勤	99	19 (19.2)	1 (1.0)
計	278	122 (43.9)	41 (14.7)

(注) 1 「公務員制度改革大綱」等に基づく内閣官房及び総務省の公表資料に基づき当委員会が作成した。

- 2 退職公務員とは、本府省の課長・企画官相当職以上及び地方支分部局のこれに相当する職以上で退職した公務員である。
- 3 独立行政法人等の退職者とは、独立行政法人の退職者 (独立行政法人の前身である国の研究機関等に継続的に勤務し、独立行政法人への移行時に当該法人の役員に就任した者を含む。) 及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律 (平成 13 年法律第 140 号) の対象となる特殊法人及び認可法人の退職者である。
- 4 退職公務員及び独立行政法人等の退職者以外の役員には、民間企業の出身者や、国立大学の退職者等がいる。
- 5 退職公務員が独立行政法人等の役職員に就任し退職した後独立行政法人の役員となった者については、「うち退職公務員数」の欄のみに計上している。

独立行政法人の役員の報酬

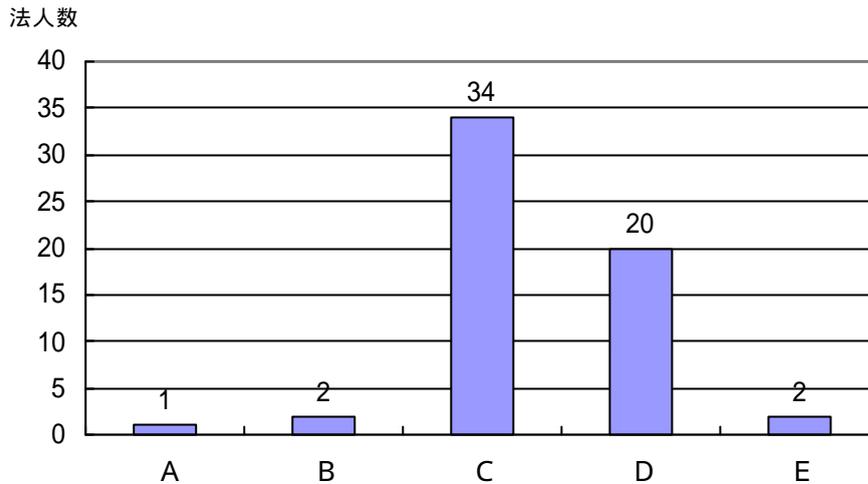
独立行政法人の役員の報酬については、通則法第 52 条及び第 62 条により、各法人において支給の基準を定めることとされており、当該支給の基準は、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、当該法人の業務の実績等を考慮して定められなければならないとされている。

上記 59 法人の役員報酬等の規程 (平成 14 年度) における理事長の月額報酬水準をみると、府省の局長級の給与 (約 108 万円から約 100 万円まで) と同水準の法人が 34 法人 (57.6 パーセント) と最も多く、次に、府省の審議官級の給与 (約 92 万円から約 79 万円まで) と同水準の法人が 20 法人となっている。また、月額報酬が一番高いのは、産業技術総合研究所の理事長の約 161 万円、次に日本貿易保険の理事長の約 122 万円等となっており、一番低いのは、農薬検査所の約 76 万円となっている (資料 5 参照)。

(注) 比較に当たっては、産業技術総合研究所では、他の法人と異なり、役員給与規程において、国家公務員における調整手当に相当する手当を支給する規定がない点を考慮する必要がある。

図1-6

理事長の報酬(月額)水準別法人数



A：府省の事務次官級超（約 132 万円超）
 B：府省の事務次官～外局の長級（約 132 万円～約 116 万円）
 C：府省の局長級（約 108 万円～約 100 万円）
 D：府省の審議官級（約 92 万円～約 79 万円）
 E：その他

- (注) 1 行政管理局の資料に基づき当委員会が作成した。
 2 理事長の報酬は、各法人の役員報酬規程等に基づく基本的な月額により区分した。
 3 各法人の役員報酬規程等において、月額 以内とされているものについては の額を、月額 以上とされているものについては の額を基本的な額としている。

また、独立行政法人の業務実績に対する府省独立行政法人評価委員会の評価結果については、「公務員制度改革大綱」 3 (2) イ及び「特殊法人等整理合理化計画」

3 (2)において、「独立行政法人通則法の定めるところに従い、報酬（役員給与・退職金の大幅カットを含む。）や役員人事（解任を含む。）に反映させる。」とされている。さらに、その反映状況については、「独立行政法人の業務の実績についての評価結果の役員報酬、人事への反映について」（平成 14 年 5 月 31 日内閣官房行政改革推進事務局事務連絡）により、毎年度公表することとされている。

しかし、平成 14 年度においては、独立行政法人の 13 年度の業務実績について制度発足後初の評価が実施されたが、15 年 4 月時点において、評価結果の役員報酬等への反映状況を公表しているものはみられない状況にある。

なお、経済産業省独立行政法人評価委員会では、所管の独立行政法人に対する平成 13 年度の業務実績の評価結果において、「役員の給与は、業績評価を踏まえ、各法人において増減を行い得る仕組みとなっている。今後、本評価結果を用いて、実際の支給額を決めるについては、上記のように平成 13 年度が初年度であり、評価指標や評価作業に試行的要素が含まれていたことを踏まえ、各法人において、適切に判断されるべきこと。」との留意事項を付している。

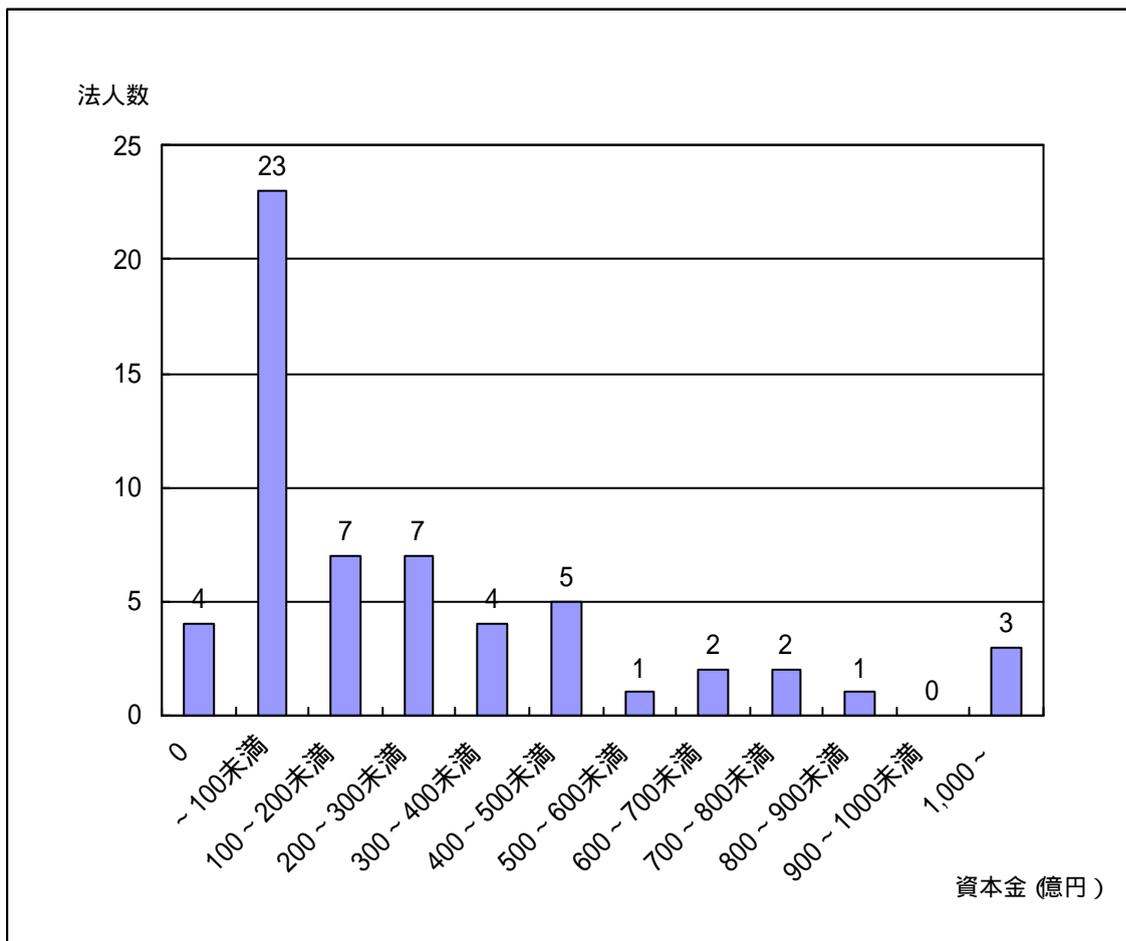
4 独立行政法人の財務・会計

(1) 独立行政法人の資本金

政府が独立行政法人の設立時に行った土地、建物等の現物出資は、法人の資本金として整理されており、平成14年4月1日現在（自動車検査については14年7月1日現在）における資本金規模別の法人数の状況をみると、資本金100億円未満の法人は59法人中27法人（45.8パーセント）となっている。また、資本金が1,000億円を超えている法人は3法人あり、資本金の規模の最も大きい法人は産業技術総合研究所（約2,697億円）であり、次に農業技術研究機構（約2,385億円）、日本貿易保険（約1,044億円）となっている。

なお、資本金を有しない法人として、国立国語研究所、国立健康・栄養研究所、経済産業研究所及び工業所有権総合情報館の4法人があるが、これらの法人については、国が土地、庁舎等の国有財産を無償使用させている（資料6参照）。

図1-7 資本金規模別の独立行政法人数



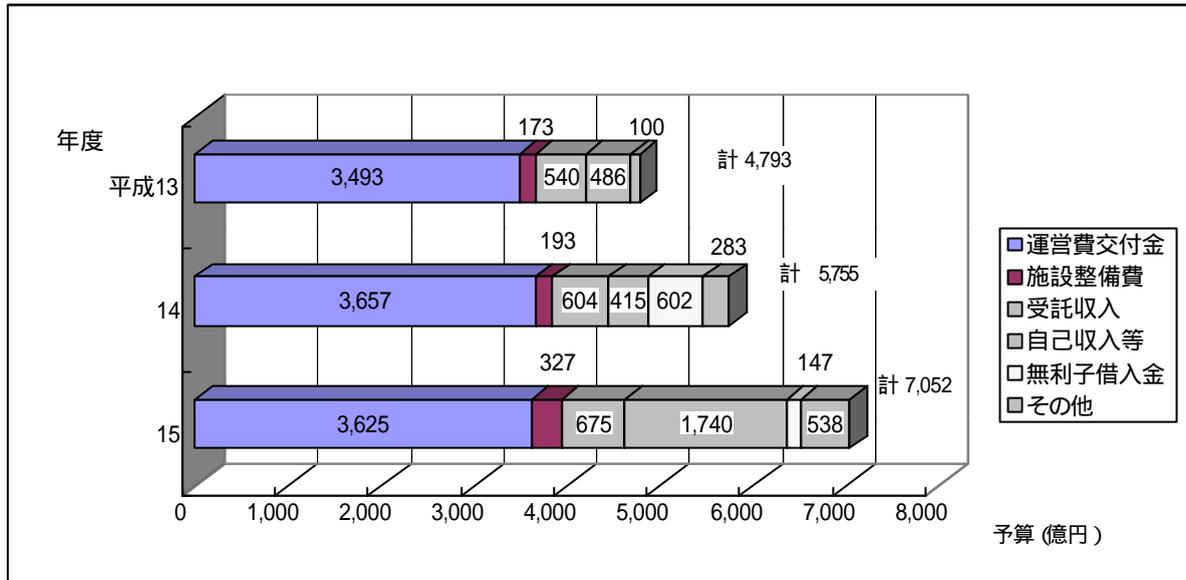
(注) 当委員会の調査による。

(2) 独立行政法人の予算の状況

全体の状況

独立行政法人における予算(自己収入等によるもの及び過年度からの繰り越し分で当該年度予算に組み込まれたものを含む。)の推移をみると、平成13年度が57法人で総額約4,793億円(当初予算。以下同じ。)、14年度が59法人で総額約5,755億円、15年度が62法人で総額約7,052億円となっている(資料7から9まで参照)。

図1-8 独立行政法人の予算の推移(総額)



(注) 1 各独立行政法人の年度計画から当委員会が作成した。

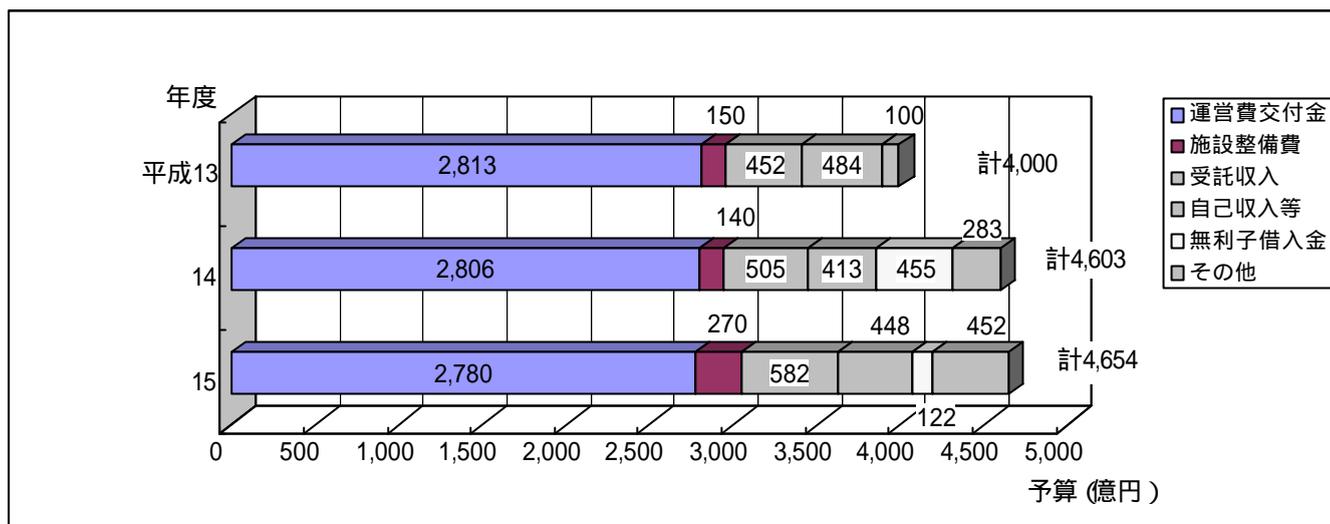
2 航空宇宙技術研究所は平成15年9月末日で廃止され、新設の独立行政法人に統合されることから、15年度計画には15年9月末日までの予算が計上されている。

3 農業技術研究機構及び水産総合研究センターは平成15年10月に既存の認可法人との統合等が予定されているが、15年度計画には統合等が行われる部分を除いた年間予算が計上されている。

また、平成13年度に設立された57法人のうち、15年度に特殊法人等改革により新たな法人への統合等が行われる3法人(航空宇宙技術研究所、農業技術研究機構及び水産総合研究センター。以下同じ。)を除く54法人における予算額をみると、13年度が約4,000億円、14年度が約4,603億円、15年度が約4,654億円となっており、14年度は13年度に比べ603億円(約15.1パーセント)増加しており、15年度は14年度に比べ51億円(約1.1パーセント)増加している。

図 1 - 9

経年比較が可能な 54 法人における予算の推移



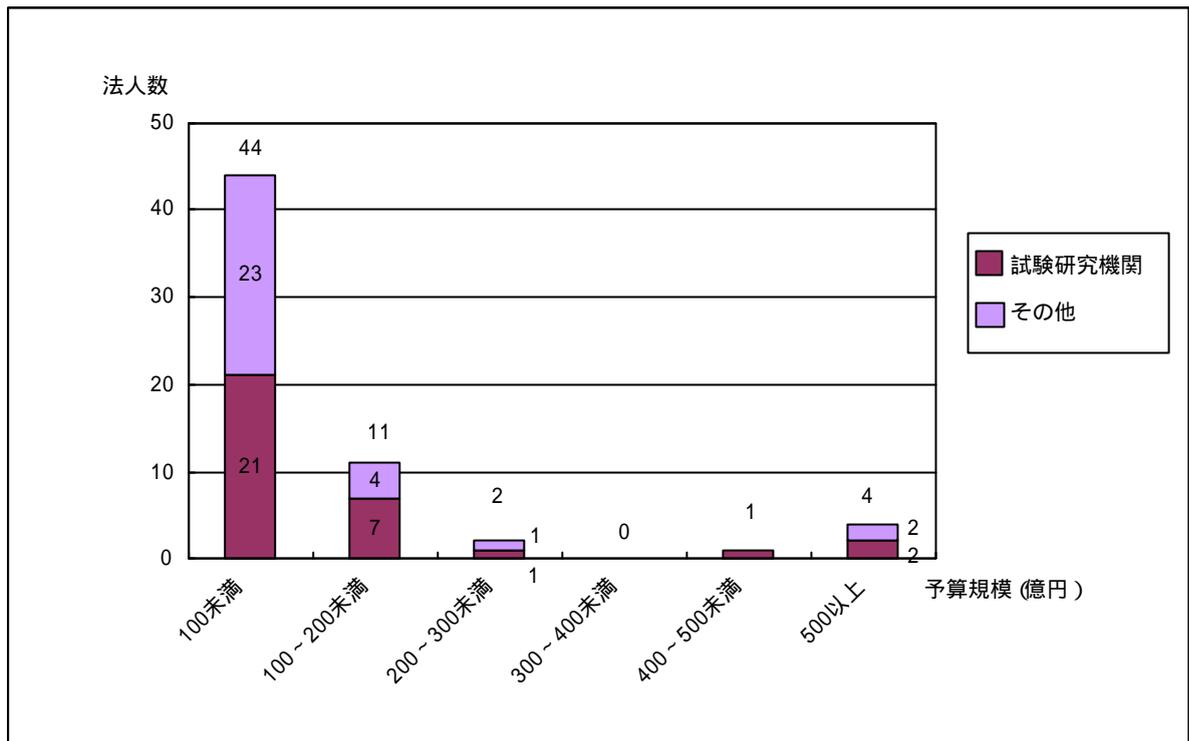
(注) 各独立行政法人の年度計画から当委員会が作成した。

さらに、平成 15 年度の予算の規模別に独立行政法人数の状況みると、100 億円未満の法人が 62 法人のうち 44 法人（71.0 パーセント）を占めている。また、予算規模が 500 億円を超えている法人は 4 法人あり、最も予算規模の大きい法人は国立印刷局（約 1,010 億円）であり、次に産業技術総合研究所（約 928 億円）、日本貿易保険（約 684 億円）、農業技術研究機構（約 503 億円）となっている。一方、最も予算規模が小さいものは農業者大学校（約 7 億円）であり、次に国立女性教育会館（約 8 億円）となっている（資料 9 参照）。

なお、法人の業務分野別にみると、予算規模が 200 億円以上の 7 法人のうち 4 法人が試験研究分野の法人となっており、また、予算規模 100 億円未満の 44 法人においては 21 法人が試験研究分野の法人となっている。

図 1 - 10

予算規模別の独立行政法人の状況

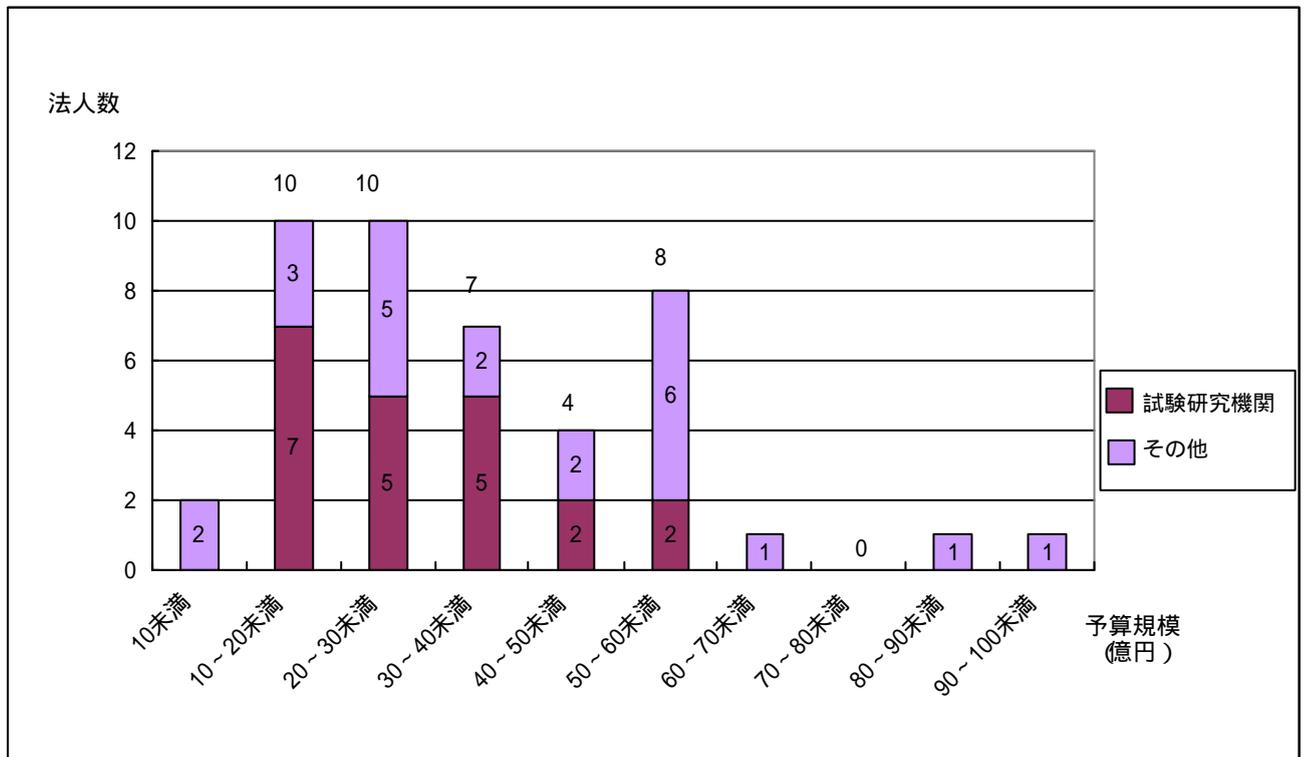


(注) 各法人の年度計画から当委員会が作成した。

図 1 - 11

予算規模別の独立行政法人の状況

(予算規模 100 億円未満の法人の内訳)

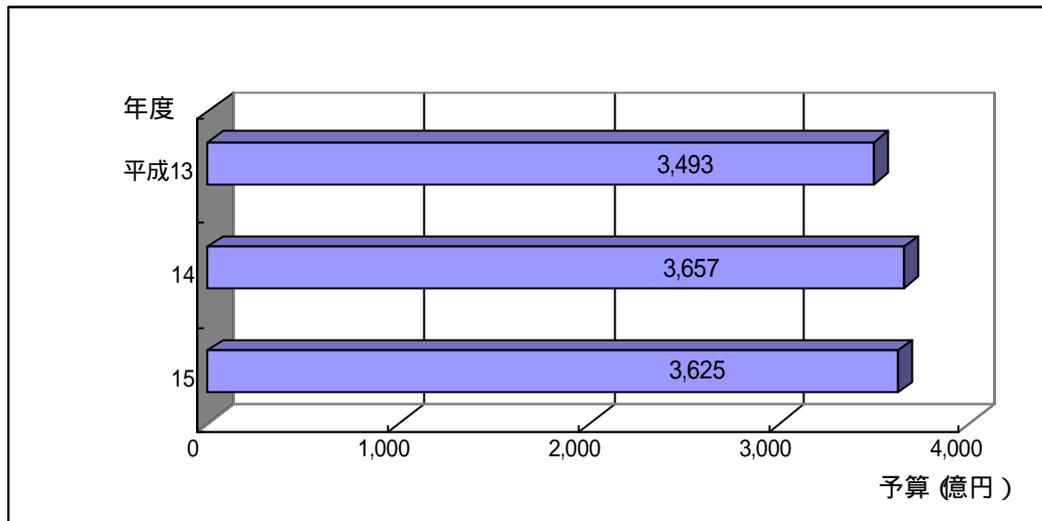


(注) 各法人の年度計画から当委員会が作成した。

運営費交付金の状況

独立行政法人に対しては、法人の業務運営の財源に充てるため、毎年、国から運営費交付金が交付されている。独立行政法人の当初予算における運営費交付金（過年度からの繰り越し分で当該年度の予算に組み込まれたものを含む。）の推移をみると、平成 13 年度が 57 法人で総額約 3,493 億円、14 年度が 59 法人で総額約 3,657 億円、15 年度が 62 法人で総額約 3,625 億円となっている（資料 7 から 9 まで参照）。

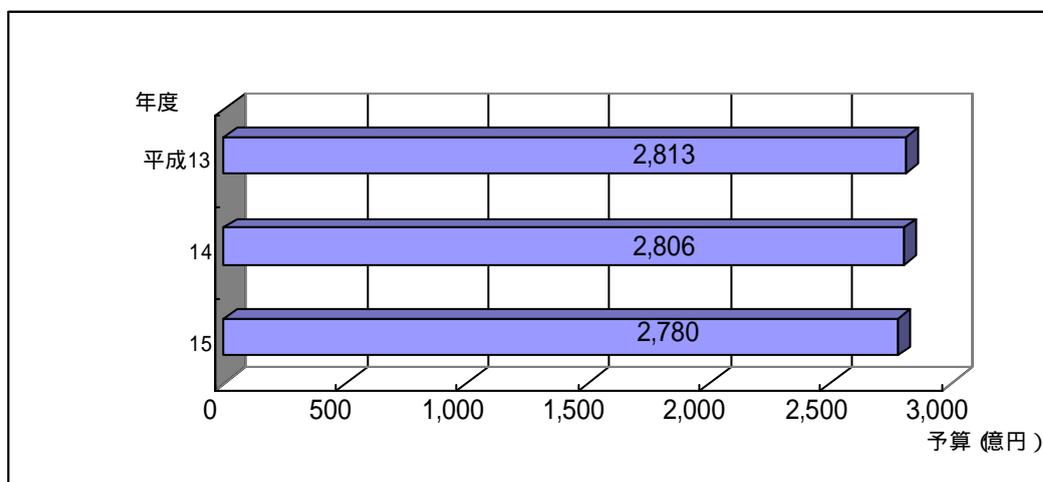
図 1 - 12 独立行政法人の運営費交付金の推移（総額）



（注）各法人の年度計画から当委員会が作成した。

また、平成 13 年度に設立された 57 法人のうち、15 年度に特殊法人等改革により新たな法人への移行等が行われる 3 法人を除く 54 法人について運営費交付金の予算額をみると、13 年度が約 2,813 億円、14 年度が約 2,806 億円、15 年度が約 2,780 億円となっており、14 年度は 13 年度に比べ約 7 億円（0.2 パーセント）減少しており、15 年度は 14 年度に比べ約 26 億円（0.9 パーセント）減少している。

図 1 - 13 経年比較が可能な 54 法人における運営費交付金の推移



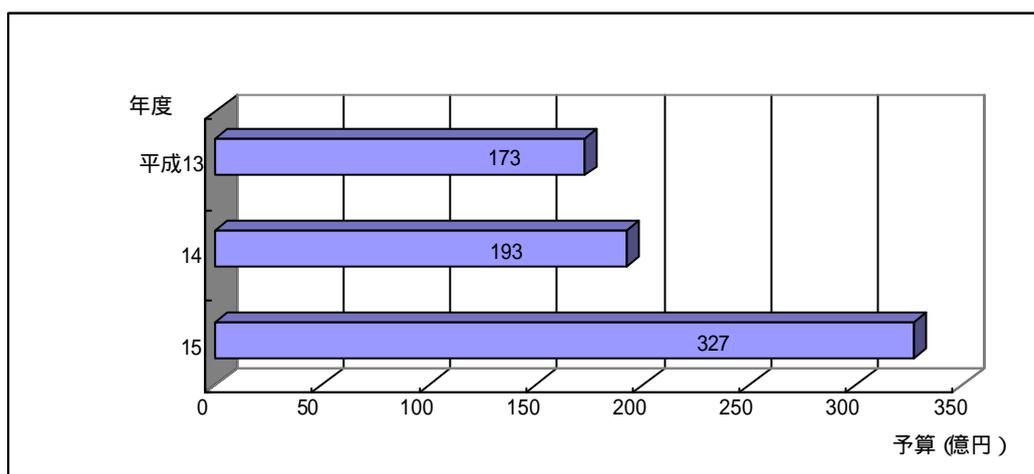
（注）各法人の年度計画から当委員会が作成した。

施設整備費の状況

独立行政法人に対して、国は、法人が建物等の固定資産の購入等に必要な財源として、施設整備費の補助を行っている。独立行政法人の当初予算における施設整備費補助金の推移をみると、平成13年度が57法人で総額約173億円、14年度が59法人で総額約193億円、15年度が62法人で総額約327億円となっている（資料7から9まで参照）。

なお、施設整備費補助金については、国の補正予算において、（ ）平成13年度は、通信総合研究所、物質・材料研究機構、農業技術研究機構、産業技術総合研究所及び海員学校の5法人において総額約62億円の追加の予算措置、（ ）14年度は、通信総合研究所、国立特殊教育総合研究所、農林水産消費技術センター、産業技術総合研究所、土木研究所、国立環境研究所等17法人において総額約565億円の追加の予算措置がなされているが、法人の年度計画の予算は、必ずしも変更は行われてはいない（例えば、法人の平成13年度予算の変更が行われたものは、海員学校の約4,000万円のみ。）（資料10参照）。

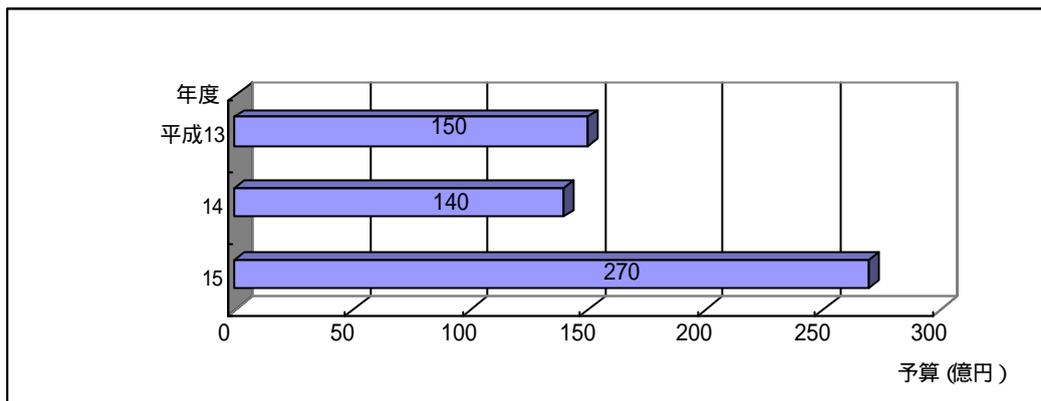
図1-14 独立行政法人の施設整備費の推移（総額）



（注）各法人の年度計画から当委員会が作成した。

また、平成13年度に設立された57法人のうち、15年度に特殊法人等改革により新たな法人への移行等が行われる3法人を除く54法人における施設整備費補助金の当初予算額をみると、13年度が約150億円、14年度が約140億円、15年度が約270億円となっており、14年度は13年度に比べ約10億円（6.7パーセント）減少しており、15年度は14年度に比べ約130億円（92.9パーセント）増加している。

図 1 - 15 経年比較が可能な 54 法人における施設整備費の推移



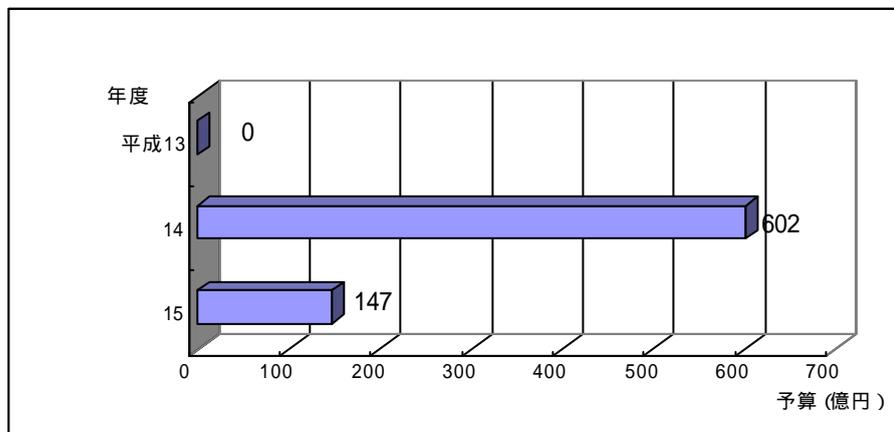
(注) 各法人の年度計画から当委員会が作成した。

長期借入金の状況

独立行政法人の当初予算における長期借入金の状況を見ると、平成 13 年度は借入れがなく、14 年度は 19 法人において約 602 億円、15 年度は 5 法人において 147 億円となっている(資料 7 から 9 まで参照)。しかし、これらはいずれも、構造改革推進のための「緊急対応プログラム」(平成 13 年 12 月 14 日経済対策閣僚会議)による経済対策の一環として、13 年度に成立した日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律(平成 14 年法律第 1 号)により改正された通則法附則第 4 条に基づき、施設整備のため国から無利子の借入れを行ったものであり、今後、国から当該借入金に相当する金額の補助を受けて返済が行われる見込みである。

なお、平成 13 年度当初予算では、上記通則法の改正が行われていないため、長期借入金組み入れられていないが、13 年度決算においては、5 法人で無利子借入れが行われている((3)平成 13 年度決算の状況を参照)。

図 1 - 16 独立行政法人の無利子借入金の推移

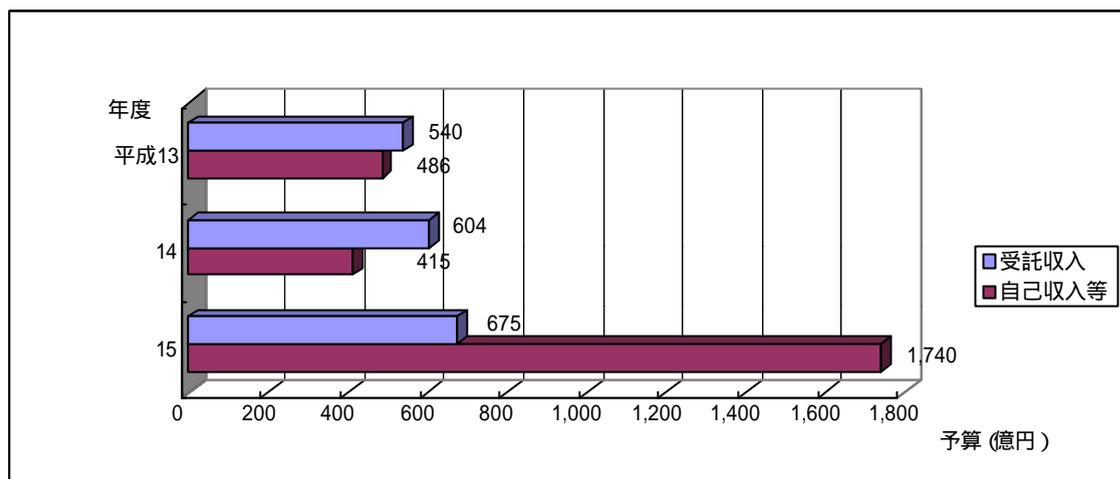


(注) 各法人の年度計画から当委員会が作成した。

受託収入及び自己収入等の状況

独立行政法人の当初予算における受託収入及び自己収入等の推移をみると、) 国、特殊法人、民間等から委託を受けた研究等の受託収入については、平成 13 年度が 57 法人で総額約 540 億円、14 年度が 59 法人で総額約 604 億円、15 年度が 62 法人で総額約 675 億円となっており、) 授業料、入場料、検定料等の自己収入等については、13 年度が 57 法人で総額約 486 億円、14 年度が 59 法人で総額約 415 億円、15 年度が 62 法人で総額約 1,740 億円となっている (資料 7 から 9 まで参照)。

図 1 - 17 独立行政法人の受託収入及び自己収入等の推移

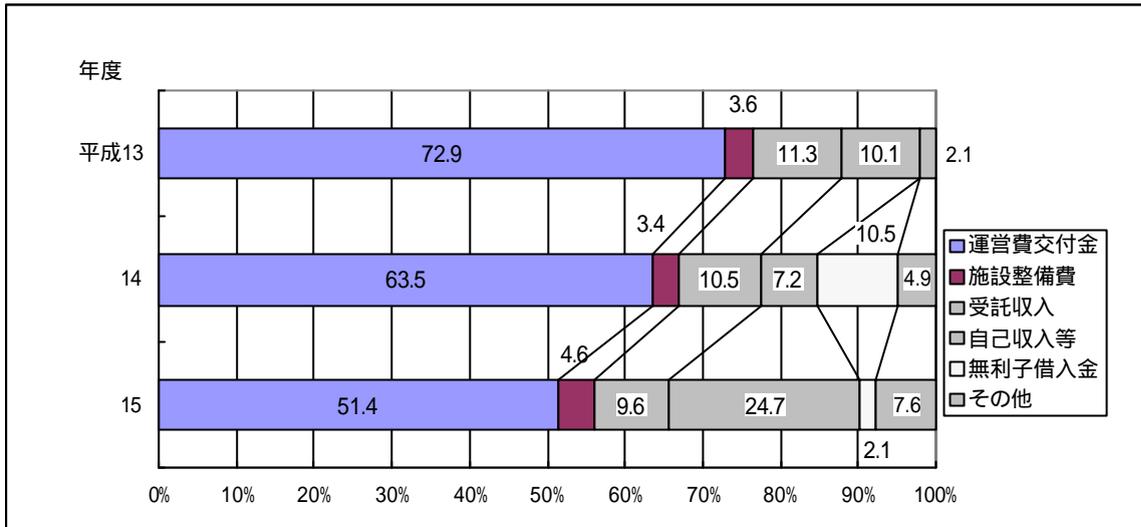


(注) 各法人の年度計画から当委員会が作成した。

全法人の当初予算総額に占める受託収入及び自己収入等の割合をみると、) 受託収入については、平成 13 年度が 11.3 パーセント、14 年度が 10.5 パーセント、15 年度が 9.6 パーセントとなっており、) 自己収入等については、13 年度が 10.1 パーセント、14 年度が 7.2 パーセント、15 年度が 24.7 パーセントとなっている。いずれも、14 年度において予算総額に占める割合が減少しているが、これは、前述のとおり国からの無利子借入金を受けたこと等によるものであり、また、15 年度に自己収入等が大幅に増加している理由は、同年度に新設された国立印刷局の自己収入等の額が多い (約 995 億円) ことによるもので、このような特殊要因を除くと、受託収入の割合は若干の増加、自己収入等の割合は若干の減少がみられるものの、総じて大きな変動はみられない。

図 1 - 18

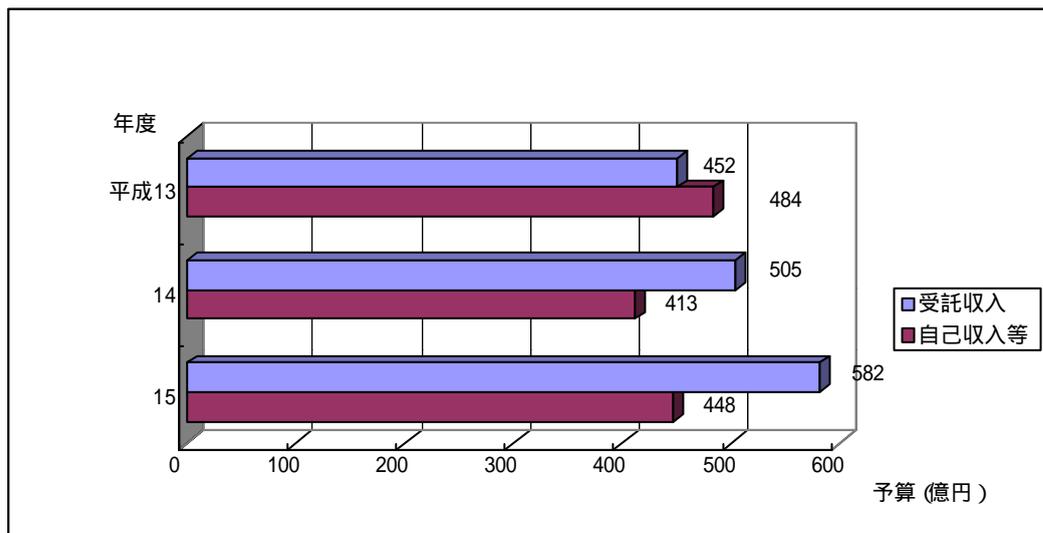
予算に占める各収入の割合



(注) 各法人の年度計画から当委員会が作成した。

また、平成 13 年度に設立された 57 法人のうち、15 年度に特殊法人等改革により新たな法人への移行等が行われる 3 法人を除く 54 法人における受託収入及び自己収入等の予算額をみると、受託収入については、13 年度が約 452 億円、14 年度が約 505 億円、15 年度が約 582 億円となっており、自己収入等については、13 年度が約 484 億円、14 年度が約 413 億円、15 年度が約 448 億円となっている。平成 14 年度は 13 年度に比べ、受託収入は 53 億円(11.7 パーセント)増加しており、自己収入等は 71 億円(14.7 パーセント)減少しており、15 年度は 14 年度に比べ、受託収入は 77 億円(15.2 パーセント)増加しており、自己収入等は 35 億円(8.5 パーセント)増加している。

図 1 - 19 経年比較が可能な 54 法人における受託収入及び自己収入等の推移



(注) 各法人の年度計画から当委員会が作成した。

平成 13 年度業務実績評価の年度計画予算への反映状況

独立行政法人の業務実績に対する評価の予算への反映状況については、平成 14 年 7 月 9 日の閣議後の閣僚懇談会において、小泉内閣総理大臣から、独立行政法人の 13 年度業務実績の評価の結果を、予算等に速やかに反映するとともに、その反映状況を国民にわかりやすい形で、積極的に公表するよう指示等が行われたところであるが、15 年 4 月時点において、評価結果の予算への反映状況を公表している法人はみられない。

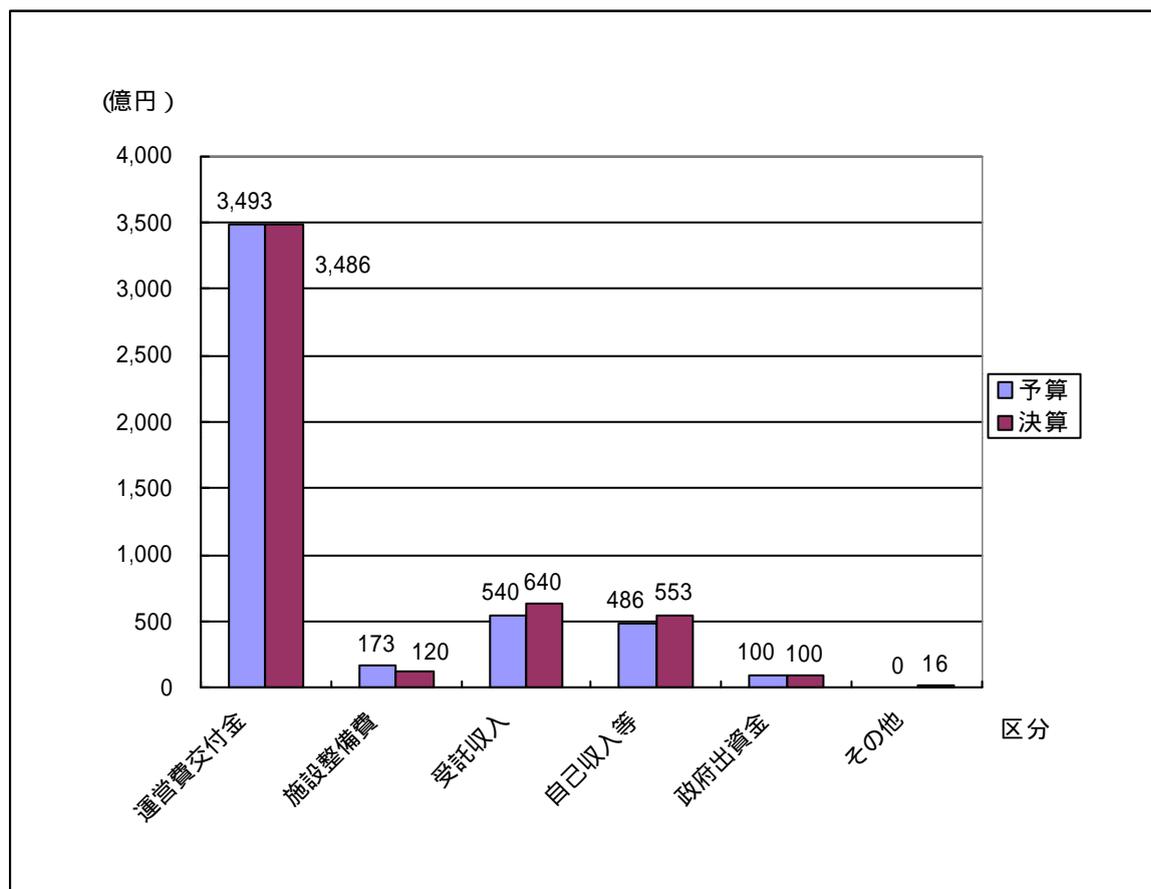
(3) 平成 13 年度決算の状況

平成 13 年度に設立された 57 法人の 13 年度決算は、収入では総額で約 4,915 億円、支出では総額で約 4,386 億円となっており、収入と支出を比較すると、支出が約 529 億円少なくなっている（資料 11 参照）。

また、収入ベースの決算額を平成 13 年度の当初予算約 4,793 億円と比較すると、122 億円（2.5 パーセント）増加している。決算額の収入の内訳をみると、運営費交付金が約 3,486 億円、施設整備費補助金が約 120 億円、国や特殊法人等からの受託収入が約 640 億円、自己収入等が約 553 億円、政府出資金が約 100 億円及びその他の収入が約 16 億円となっており、13 年度の当初予算と比べ、受託収入が 100 億円、自己収入等が 67 億円増加している。

なお、その他の収入とは、水産総合研究センター、土木研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所及び北海道開発土木研究所の 5 法人における長期借入金であるが、いずれも、前述の 4-(2) 独立行政法人の予算の状況において説明したように、「緊急対応プログラム」による経済対策の一環として措置された国からの無利子借入れによるものであり、今後、国の補助を受けて返済が行われることとなる。

図 1 - 20 独立行政法人の予算と決算（収入ベース）



(注) 各法人の平成 13 年度の年度計画及び決算報告書から当委員会が作成した。

(4) 平成 13 年度における財務の状況

独立行政法人の会計処理

ア 会計処理の原則

独立行政法人の会計については、原則として企業会計原則によることとされている（通則法第 37 条）。しかしながら、企業会計原則は、株式会社等の営利企業を直接の適用対象としているため、公共的な性格を有し、利益を目的とせず、独立採算制を前提としない等営利企業とは異なった特殊性を有する独立行政法人にそのまま適用することは、本来伝達されるべき会計情報が伝達されない等のことにもなりかねないため、独立行政法人の会計は、企業会計原則を一部修正した「独立行政法人会計基準」（平成 12 年 2 月 16 日独立行政法人基準研究会決定。15 年 3 月 3 日改訂）に基づいて処理されている。

また、一定規模（100 億円）以上の資本金を有する法人及び個別法により長期借入金又は債券発行をすることができる法人については、監事による監査のほか、会計監査人の監査を受けることが義務付けられており（通則法第 39 条及び独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成 12 年政令第 316 号）第 2 条）、平成 13 年度は、57 法人中 31 法人において、会計監査人による監査が実施されたところである（資料 12 参照）。

イ 運営費交付金の会計処理方法

先に述べた独立行政法人特有の会計処理方法をみると、独立行政法人が国から運営費交付金を受け入れた場合は、「独立行政法人会計基準」に基づき、受領相当額を運営費交付金債務として負債に計上した後に、業務の進行に応じてその収益化を行うこととされており、この収益化の方法については、同会計基準の注解において、業務の達成度に応じて収益化を行う方法（成果進行型）、一定の期間の経過を業務の進行とみなし収益化を行う方法（期間進行型）、業務のための支出額を限度として収益化する方法（費用進行型）の 3 つの考え方が示されている。

平成 13 年度に設立された 57 法人のうち、運営費交付金が交付されていない日本貿易保険を除く 56 法人について運営費交付金の収益化の方法をみると、約 9 割に当たる 50 法人が費用進行型の方法のみを採用しており、残りの 6 法人については、業務内容等に応じて、成果進行型と期間進行型の方法を使い分けているものが 3 法人、3 つの方法すべてを使い分けているものが 3 法人となっている（資料 13 参照）。

ウ セグメント情報の開示

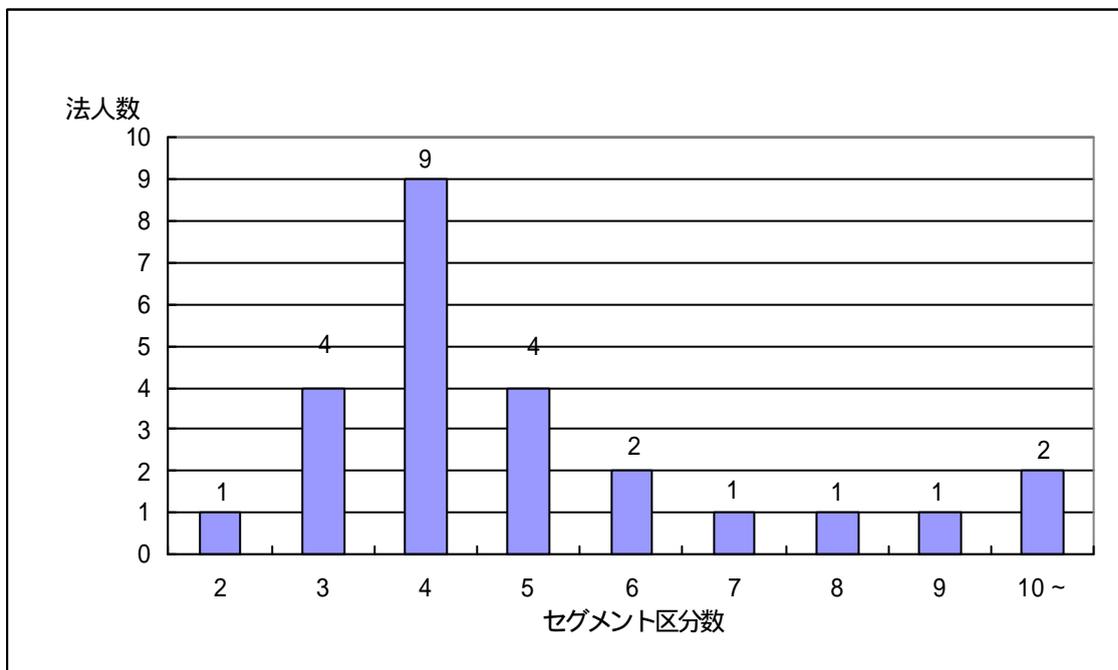
独立行政法人においては、独立行政法人会計基準第 78（改訂前の基準第 71）により、貸借対照表や損益計算書等の内容を補足するための附属明細書の一つとして「開示すべきセグメント情報」を明らかにすることとされており、また、同セグメント情報は、独立行政法人会計基準第 42（改訂前の基準第 35）により、運営費交付金に基づく収益以外の収益の性質や複数の業務を統合した法人における業務の区分を参考としつつ、当該法人の業務内容等に応じて、各法人において個々に定めることとされている。

平成 13 年度に設立された 57 法人について、13 年度の附属明細書におけるセグメン

ト情報の開示状況をみると、49.1パーセントに当たる28法人が情報開示を行っている。セグメント区分の方法としては、個別法等に基づく法定区分の経理によって行っているものが4法人みられるほか、法人が独自に定めた区分として、研究分野別や事業別等業務の内容別に区分されているものが20法人（1法人は法定区分の経理によっている法人と重複計上）研究所等の施設別に区分されているものが5法人みられる。

法人独自の区分によりセグメント情報を提供している25法人について、セグメント区分数別の法人数をみると、4区分としているものが9法人と最も多く、次に、3区分及び5区分としているものがそれぞれ4法人となっている。また、最も区分数の多いものは農業技術研究機構で12区分に分けられている（資料14参照）。

図1-21 セグメント区分の実施状況（法定以外）



（注） 各法人の財務諸表等（附属明細書）から当委員会が作成した。

損益の状況

平成13年度に設立された57法人について、13年度の業務実績における損益計算書上の損益の状況をみると、次のとおり、52法人が合計で約499億円の利益を計上し、4法人が合計で約1,000万円の損失を計上しており、残りの1法人については損益ゼロとなっている。

個々の法人における利益の額は、最も金額の大きいものが日本貿易保険の184億200万円、次に通信総合研究所の55億5,700万円、産業技術総合研究所の53億4,100万円、農業技術研究機構の33億6,000万円、物質・材料研究機構の25億1,300万円等となっている。ただし、損益計算書における利益の内容をみると、例えば、農業技術研究機構については33億6,000万円のうち32億8,700万円が、物質・材料研究機構については25億1,300万円のうち18億9,800万円が、いずれも国からの建物等の現物出資に伴う

消費税の還付金となっている。

また、損失を計上している法人は、肥飼料検査所の700万円、海技大学の200万円、国立国語研究所の58万円及び航空大学の5万円となっている（資料15参照）。

表1-8 平成13年度の損益の状況（単位：百万円）

区分	利益	損益なし	損失
法人数	52	1	4
金額合計	49,935	0	10

（注）各法人の損益計算書から当委員会が作成した。

運営費交付金債務の状況

独立採算制を前提としない独立行政法人に対しては、国の予算において所与の財産措置を行うものとされ、平成13年度においては、運営費交付金として56法人に対して3,493億2,600万円が交付されている。運営費交付金は、年度において使い残しが生じた場合には年度を超えた使用が可能となるよう運営費交付金債務として繰り越されることとなるが、平成13年度においては、52法人において199億3,800万円（運営費交付金総額の約5.7パーセント）が運営費交付金債務として14年度に繰り越されている。また、個々の法人について、運営費交付金債務の残高についてみると、産業技術総合研究所の69億100万円（交付金額693億1,000万円の10.0パーセント）、航空宇宙技術研究所の32億500万円（交付金額190億1,900万円の16.9パーセント）等が多くなっており、運営費交付金に占める運営費交付金債務の割合でみると、経済産業研究所の35.0パーセント（交付金額20億4,900万円のうち7億1,700万円）、酒類総合研究所の22.3パーセント（交付金額13億6,600万円のうち3億400万円）等が高い割合となっている（資料16参照）。

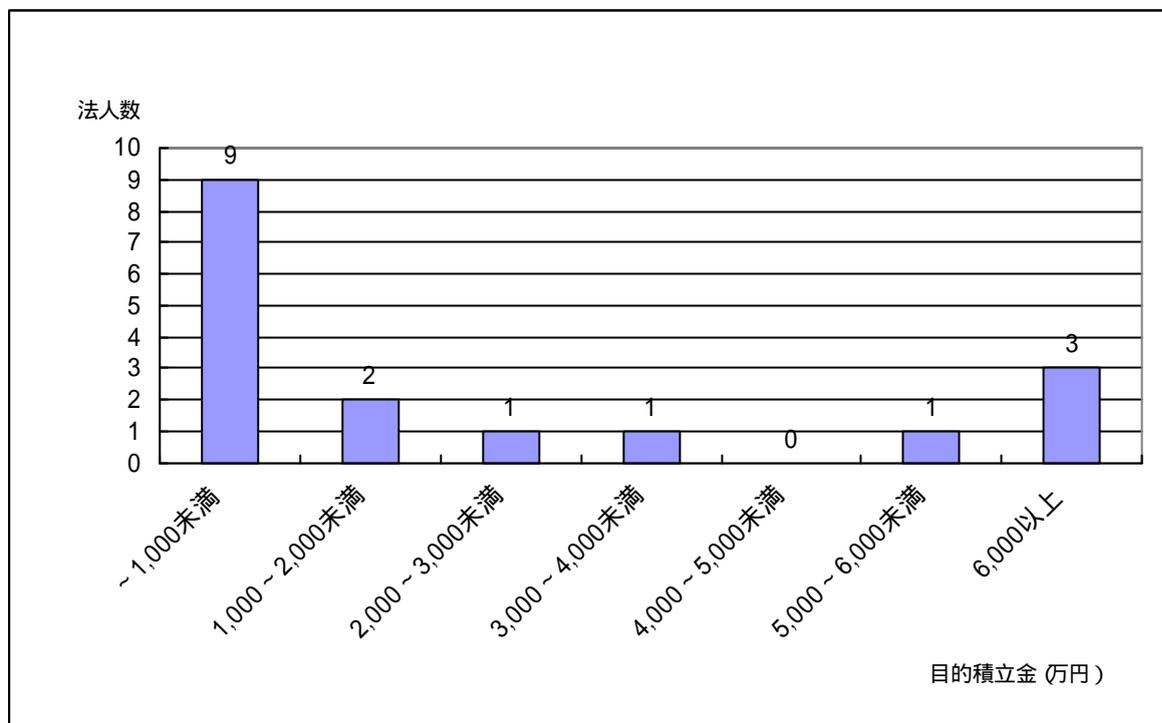
経営努力の認定に基づく目的積立金の状況

独立行政法人は、通則法第44条第3項により、毎事業年度、損益計算において利益が生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余がある場合は、法人の経営努力により生じた額として主務大臣が承認する金額（以下「目的積立金」という。）について、翌年度以降、中期計画の「剰余金の使途」の項目で定めておいた使途に充てることができることとされており、その額は、法人における経営努力を示す指標の一つとしても位置付けられる。

平成13年度決算において、利益は、52法人において約499億円となっているが、目的積立金として主務大臣の承認を受けたものは、17法人において総額で約6億100万円となっている。目的積立金額の規模別に法人数をみると、1,000万円未満のものが9法人と最も多くなっている。また、6,000万円以上のものが3法人あり、一番多いのは文化財研究所の約1億8,300万円（調査研究事業積立金等）、次に国立博物館の約1億2,800万円（業務拡充積立金、施設改修積立金）、国立美術館の1億300万円（美術作品購入・修理積立金等）となっている（資料17参照）。

なお、各法人の中期計画に記載されている目的積立金が生じた場合の主な使途としては、施設整備や研究機器等の更新・購入、任期付職員の新規雇用などが上げられる。

図 1 - 22 目的積立金の状況



(注) 各法人の財務諸表等(利益処分に関する書類)から当委員会が作成した。

行政サービス実施コストの状況

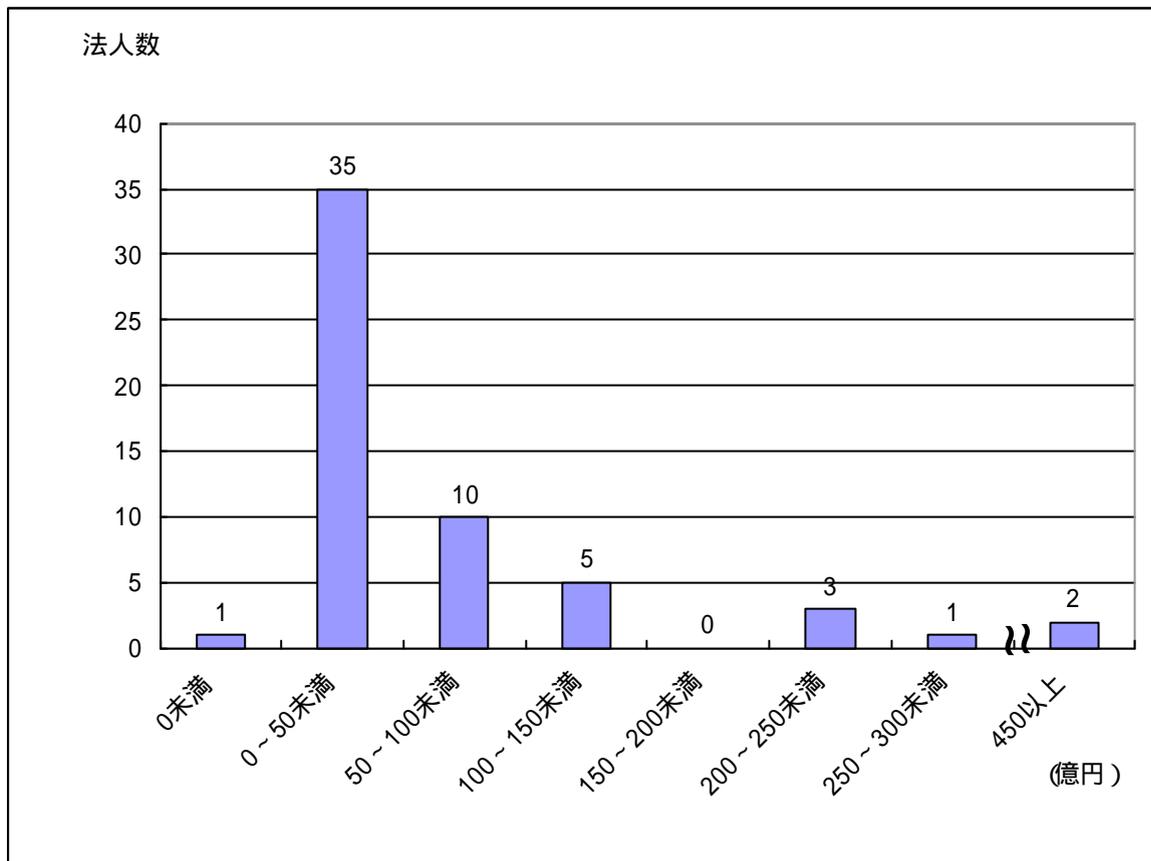
独立行政法人においては、法人の業務運営に関して、納税者たる国民の負担に帰せられるコストを明らかにすることを目的として、主務省令に基づき、「行政サービス実施コスト計算書」を財務諸表の一つとして作成することとされている。同計算書は、「業務費用」、「損益外減価償却相当額」、「引当外退職手当増加見積額」及び「機会費用」(国有財産の無償使用及び国の出資等を行っていないければ、本来国の収入となったと考えられる国民負担額)で構成されており、これらから算出される行政サービス実施コストには、実質的に国民負担に帰するコストが網羅的に含まれることから、法人の評価に当たって、これを用いることにより、法人の業務によりもたらされるベネフィットとの比較検討を行うことが可能となる。

平成13年度に設立された57法人について、13年度の行政サービス実施コストの状況を見ると、業務費用が約3,507億5,900万円、損益外減価償却相当額が約585億6,200万円、引当外退職手当増加見積額がマイナス2,800万円、機会費用が288億5,200万円となっており、合計4,381億4,200万円の国民負担となるコストが生じている。

行政サービス実施コストの規模別の法人数をみると、50億円未満のものが35法人と最も多くなっている。また、個々の法人における行政サービス実施コストの額は、一番多いのは産業技術総合研究所の約898億5,500万円、次に農業技術研究機構の約475億

6,700 万円となっている。逆に、その額が少ないものとしては、国から運営費交付金の交付を受けていない日本貿易保険がマイナス約 168 億 1,200 万円（利益が生じている。）となっているほか、大学入試の検定料収入等を得ている大学入試センターが 5 億 5,300 万円、農業者大学校が約 7 億 8,200 万円等となっている（資料 18 参照）。

図 1 - 23 行政サービス実施コスト規模別の法人数



（注） 各法人の財務諸表等（行政サービス実施コスト計算書）から当委員会が作成した。

【国立美術館・国立博物館の取組】

国立美術館及び国立博物館においては、独立行政法人への移行を契機として、より積極的な入館者サービスを行っている。

国立美術館では、小中学生の常設展観覧料の無料化、夜間開館、前庭や展望ロビー等をフリーゾーンとして開放、休憩室の整備、レストラン・ミュージアムショップの充実など、施設・設備等の整備を図り、入館者サービスの充実に努めている。例えば、東京国立近代美術館においては、施設の改修に合わせて、入館せずに利用できるレストランとミュージアムショップを開設したほか、各階への休憩室の設置、従来夏季のみ実施していた夜間開館を通年で行うなどのサービスが行われている。

国立博物館でも、入館者の要望の多様化・高度化に応えるため、ボランティアによる展示解説、小中学生の常設展観覧料の無料化、開館日の増、観覧時間の延長、小中学生向けの教育普及事業の実施など入館者サービスに努めているほか、賛助会員の随時受入れを実施するなど、賛助会員の募集にも力を入れている。また、国の機関のときは民間企業と連携した催しはほとんど行われていなかったが、独立行政法人への移行に伴い、例えば、講堂や茶室の貸し出しを開始したほか、東京国立博物館においてはファッションショーなど企業イベントの開催、奈良国立博物館においても茶会の開催、さらに東京国立博物館や奈良国立博物館主催によるコンサートの開催など、文化に関する民間企業や地域等との連携も始められている。

【産業技術総合研究所の取組】

産業技術総合研究所においては、独立行政法人化に伴い、国立研究機関のときのような各種の制約がなくなったことから、新しい給与制度の導入や民間企業との連携など、独立行政法人となったメリットをいかした業務運営が行われている。

職員の意欲向上を図るため、国立研究機関のときの俸給と諸手当を基本とする給与制度に対し、俸給と職責給、業績給を基本とする給与制度を導入し、職員個人の業績の評価に基づき業績給の配分を行っている。評価は毎年評価者と被評価者が面談の上年度計画を作成し、それに基づき年度終了時に評価を行い翌年度の業績給に反映させる。業績給（年棒の7パーセント）は、原則、マイナス50パーセントから200パーセントまでの間で変動させることとしている。

また、研究者の意欲を喚起するため、市場で売れる技術を開発すれば収入も増える仕組みを設けた。特許実施料等の収入の個人への還元について、従来の年間総額600万円の上限を撤廃し、100万円未満の収入があれば50パーセントを、100万円以上の場合は100万円を超えた金額の25パーセントと50万円をあわせた額を研究者に配分することとしている。

産総研の持つ技術シーズと産業ニーズのマッチングを図るため、三菱化学株式会社と包括的な研究協力協定（期間5年）を締結し、新たな研究協力を開始した。一企業と包括的な研究協定を締結するのは初めての試みである。この研究協力は、将来の新産業創出に繋がる知的創造や、社会に対する新科学技術の先導・提言に貢献することを目指している。研究対象分野は、「情報電子分野」及び「ライフサイエンス分野」の2分野としており、具体的な研究テーマとしては、情報電子分野では先端材料、デバイス・モジュール、加工・製作技術に関わる技術課題などが、ライフサイエンス分野ではバイオインフォマティクス、再生医工学、分子細胞生物学、遺伝子資源、バイオマテリアルなどが上げられている。

また、研究成果の民間への技術移転を目的として、産学官連携研究を実施する研究ユニットである「連携研究体」と呼ぶ機動的な組織を設立した。平成13年度においては、企業から研究資金の提供を受けて大腸がんモニターシステム等の開発研究を行う「ブラディオ連携研究体」など23の連携研究体を設置し、研究開発を開始した。外部資金の導入などこれまでできなかった柔軟な運営を浸透させ、社会で応用できる成果を素早く生み出す体制を目指している。

1 評価委員会の評価活動等

(1) 独立行政法人の評価に関する制度の基本

独立行政法人制度においては、政策実施機能に係る一定の事務・事業を担う独立の法人格を持つ法人を設置し、主務大臣の指示する明確な達成目標の下で、法人の運営における自主性・自律性を発揮させる一方、その業務の実績について事後的に厳格な評価を行うこととしている。また、その結果は、法人の業務運営の改善のみならず、役職員の人事、処遇等にも反映させることとしており、これらの仕組みを通じ、業務運営の効率化と国民に対して提供するサービスの向上等、国民の求める成果の実現を図ることを目的としている。

このように、事後評価が制度の不可欠な要素となっていることから、独立行政法人の業務の実績の評価については、中立・公正な立場から客観的に実施されることを確保することが重要である。このため、各府省に第三者評価機関である府省評価委員会を設置して評価を行うこととするとともに、さらに総務省に全政府レベルの第三者評価機関である当委員会を設置し、独立行政法人の評価の客観的かつ厳正な実施を確保する仕組みとしている。

(2) 独立行政法人の評価における府省評価委員会と当委員会の役割

通則法では、独立行政法人の評価における府省評価委員会と当委員会の所掌事務について、次のように区分している。

ア 府省評価委員会の評価

独立行政法人の各事業年度における業務の実績について、「当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定」(通則法第 32 条第 2 項)を行う。

独立行政法人の中期目標の期間における業務の実績について、「当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定」(通則法第 34 条第 2 項)を行う。

イ 当委員会の評価

各府省評価委員会から通知された上記 及び の評価結果について評価を行い、「必要があると認めるときは、当該評価委員会に対し、意見を述べることができる」(通則法第 32 条第 5 項及び第 34 条第 3 項による第 32 条第 5 項の準用)こととされている。

(3) 評価委員会の構成等

ア 府省評価委員会の委員の構成等

府省評価委員会は、平成 14 年 4 月現在、9 府省に設置されており、府省評価委員会別の対象法人数は、財務省及び環境省の独立行政法人評価委員会がそれぞれ 1 法人、最大の農林水産省独立行政法人評価委員会が 17 法人（国土交通省と共管の 1 法人を除く。）となっている。また、各府省評価委員会における委員の構成等をみると、7 人から 30 人の委員が任命されているほか、委員会によっては、これに加えて臨時委員及び専門委員を任命している。さらに、委員会によっては、本委員会の外に、法人又は業務の性格等の類似する複数の法人単位に分科会を設置し、機能的な評価を行っている。

（注）平成 15 年度 4 月現在における府省評価委員会の委員等の名簿を資料 19 に掲載

表 2 - 1 府省評価委員会別の委員の構成及び評価の対象法人数（平成 14 年 4 月現在）

委員会			分科会		
名称	委員数	対象法人数	名称	委員数	対象法人数
内閣府独立行政法人評価委員会	委 7	2	国立公文書館分科会	委 5	1
			駐留軍等労働者労務管理機構分科会	委 5	1
総務省独立行政法人評価委員会	委 7 臨 8 専 6	2	通信総合研究所分科会	委 3 臨 4 専 6	1
			消防研究所分科会	委 3 臨 4	1
財務省独立行政法人評価委員会	委 7	1			
文部科学省独立行政法人評価委員会	委 3 0	1 6	学校教育分科会	委 5 臨 1 3	3
			社会教育分科会	委 5 臨 1 2	2
			青少年分科会	委 5 臨 5	3
			科学技術分科会	委 8 臨 1 8	4
			文化分科会	委 7 臨 1 6	4
厚生労働省独立行政法人評価委員会	委 1 5	3			
農林水産省独立行政法人評価委員会	委 2 9 専 3 6	1 7	農業分科会	委 9 専 1 2	6
			農業技術分科会	委 8 専 1 0	6
			林野分科会	委 6 専 7	2
			水産分科会	委 6 専 7	3
経済産業省独立行政法人評価委員会	委 1 4 臨 1	5	経済産業研究所分科会	委 1 臨 5 専 1	1
			工業所有権総合情報館分科会	委 1 臨 5	1
			日本貿易保険分科会	委 1 臨 5	1
			産業技術総合研究所分科会	委 1 臨 1 0	1
			製品評価技術基盤機構分科会	委 1 臨 6	1
国土交通省独立行政法人評価委員会	委 2 9 臨 1 3	1 1	土木研究所分科会	委 6 臨 2	1
			建築研究所分科会	委 6 臨 2	1
			交通関係研究所分科会	委 8 臨 1	3
			港湾空港技術研究所分科会	委 6 臨 2	1
			北海道開発土木研究所分科会	委 7 臨 2	1
			教育機関分科会	委 8 臨 4	4
環境省独立行政法人評価委員会	委 7 臨 1 1	1			

(注) 1 「委員数」欄の「委」は委員、「臨」は臨時委員、「専」は専門委員を示し、それぞれの委員数を計上している。

2 農林水産省独立行政法人評価委員会及び農業技術分科会の所管法人数には、国土交通省と共管の 1 法人（北海道開発土木研究所）は含んでいない。

イ 当委員会の委員の構成等

当委員会は、本委員会のほかに政策評価分科会及び独立行政法人評価分科会が設置されており、独立行政法人の評価に関することについては、本委員会及び独立行政法人評価分科会が担っている。また、当委員会の委員の構成をみると、本委員会は、委員長及び6人の委員で構成され、独立行政法人評価分科会は、3人の委員と各5人の臨時委員及び専門委員で構成されている。

表2-2 当委員会の委員等の状況

委員・臨時委員等の別	名 前	現 職
委員	むらまつ 村松 　　みちお 岐夫	学習院大学法学部教授
委員	とみた 富田 　　としき 俊基	(株)野村総合研究所研究理事
委員	いとう 伊藤 　　もとしげ 元重	東京大学大学院経済学研究科教授
委員	かしたに 榎谷 　　たかお 隆夫	日本公認会計士協会理事
委員	たけうち 竹内 　　さわこ 佐和子	都市デザインセンター長、東洋大学経済学部教授
委員	ながい 永井 　　たえこ 多恵子	世田谷文化生活情報センター館長
委員	にわ 丹羽 　　ういちろう 宇一郎	伊藤忠商事(株)代表取締役社長
臨時委員	あめみや 雨宮 　　はじめ 肇	旭硝子(株)代表取締役副社長執行役員
臨時委員	くろかわ 黒川 　　ゆきはる 行治	慶應義塾大学商学部教授
臨時委員	くろだ 黒田 　　れいに 玲子	東京大学大学院総合文化研究科教授
臨時委員	まつだ 松田 　　みゆき 美幸	麻生総研ディレクター
臨時委員	みやわき 宮脇 　　あつし 淳	北海道大学大学院法学研究科教授
専門委員	いなつく 稲継 　　ひろあき 裕昭	大阪市立大学大学院法学研究科教授
専門委員	かじかわ 梶川 　　とおる 融	太陽監査法人代表社員
専門委員	たけた 武田 　　なおひと 尚仁	(株)UFJ 総合研究所経営コンサルティング部長
専門委員	まるしま 丸島 　　ぎいち 儀一	キヤノン(株)顧問
専門委員	やまもと 山本 　　きよし 清	国立学校財務センター研究部教授

- (注) 1 平成15年4月現在の委員及び独立行政法人評価に関する臨時委員、専門委員である。
- 2 委員長、 は独立行政法人評価分科会長を示す。また、下線の委員は、本委員会には所属しているが、独立行政法人評価分科会には所属していない。
- 3 丸島専門委員は、平成15年2月18日付けで任命。
- 4 平成13年度の法人の業務実績の評価に当たっては、政策評価分科会に所属する田辺国昭臨時委員(東京大学大学院法学政治学研究科教授)が独立行政法人評価分科会の臨時委員を兼務して評価を行っている(山谷清志専門委員(岩手県立大学総合政策学部教授:当時)が平成14年8月25日付けで辞任したことに伴うものである。)

(4) 評価委員会における評価基準・評価方法等

ア 府省評価委員会の評価基準

独立行政法人の業務実績の評価については、中央省庁等改革の推進に関する方針により、府省評価委員会が設定する「客観的な評価（例えば、中期目標の達成度合に応じた数段階評価）基準によるものとする」こととされている。各府省評価委員会では、同方針及び前述した通則法における評価に関する諸規定を踏まえ、所管する法人ごとの又は所管するすべての法人に共通する具体的な評価の方針・方法、評価の観点等を定めた評価基準を策定している。

各評価基準の内容については、法人の業務の性格等により異なる点があるものの、基本的な考え方は類似したものとなっている。各評価基準においては、まず、各事業年度における業務の実績についての評価基準と中期目標の期間における業務の実績についての評価基準に区分されている。また、これらの評価については、それぞれに評価対象等が定められており、各事業年度における業務の実績についての評価の場合は、中期計画に掲載した各項目ごとの業務の進ちょく状況等を評価するいわゆる「項目別評価」と、項目別評価等を勘案して法人の業務全体を総合的に評定するいわゆる「総合評価」に区分されている場合が多い。さらに、この項目別評価は、業務の達成状況に数段階に分類した評語を付与する段階別の評価方法がとられているのが通常であるが、総合評価は、段階別の評価方法をとることとしているものと記述式により評価結果を記載することとしているものとに分かれている（第2部-2「府省評価委員会の評価結果と当委員会の第1次意見の概要」を参照）。

なお、中期目標の期間における業務の実績についての評価方法についても、おおむね各事業年度における業務の実績の評価の場合と同様としている場合が多い。

イ 当委員会の評価の方法

当委員会では、平成 14 年 3 月、当該委員会における独立行政法人評価に関する運営に係る基本的な考え方を定めた「政策評価・独立行政法人評価委員会における独立行政法人評価に関する運営について」(平成 14 年 3 月 22 日政策評価・独立行政法人評価委員会決定)を取りまとめた。当該「運営について」においては、当委員会の評価は、次のような方法によることとしている(資料 20 参照)。

表 2 - 3 政策評価・独立行政法人評価委員会における独立行政法人評価に関する運営について(平成 14 年 3 月 22 日政策評価・独立行政法人評価委員会決定)(抄)

2 評価の方針

(1) 評価の対象

当委員会は、各府省評価委員会が独立行政法人の業務の実績について行う、以下の評価の結果を対象として、評価を行う。

当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について行う総合的な評定(独立行政法人通則法第 32 条第 2 項)

当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について行う総合的な評定(独立行政法人通則法第 34 条第 2 項)

(2) 評価の方法

当委員会は、独立行政法人評価の信頼性、実効性の向上を図ることが重要であるという基本的視点に立ち、各府省評価委員会の評価結果を対象として、以下の内容により必要な点検等を行い、必要な意見を述べる。

その際、各事業年度に係る業務の実績に関する評価結果についての評価は、府省評価委員会の評価の趣旨が当該事業年度における法人の業務の実施状況、進捗よく状況を評価し、その結果を中期目標の達成を図るため必要な業務運営の改善等に反映させるものであることを勘案して実施する。

また、中期目標に係る業務の実績に関する評価結果についての評価は、府省評価委員会の評価の趣旨が中期目標の達成状況を評価し、その結果を次期中期目標の策定や、必要な場合、法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討に反映させるものであることを勘案して実施する。

ア 実施方法

当委員会の評価においては、まず、各府省評価委員会の評価結果が、当該評価委員会において定められた評価基準に適合したかたちで適切に評価を行ったものとなっているか、また、評価基準を踏まえた評価の内容は妥当なものとなっているかについて点検を行うことを基本とする。

(ア)「各事業年度に係る業務の実績に関する評価結果」の評価

各府省評価委員会から通知を受けた各事業年度における独立行政法人の業務の実績の評価結果について、(a)「当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析の結果」に係る部分と、(b)「これらの結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について行う総合的な評定の結果」に係る部分のそれぞれに関して、以下の方法により点検を行う。

府省評価委員会において定められた評価基準に適合したかたちで適切に評価が行われているかについて点検を行う。

また、評価基準を踏まえた評価の内容は妥当なものとなっているかについて点検を行う。

ただし、府省評価委員会の評価結果が、(a)及び(b)の部分に^{せつぜん}截然と区分されない場合には、評価結果を全体としてとらえ、及びにより必要な点検を行う。

また、全政府レベルの評価機関である当委員会は、評価の一環として、独立行政法人評価全体を通じた実効性向上を図る見地から、各府省評価委員会の評価結果を全体的、横断的に把握し、評価の実効性向上に資すると考えられる一定の手法、視点等が見いだされる等の場合、その有効性、必要性等の吟味を行う。

その結果、当該手法、視点等が、評価の実効性向上のため有効かつ必要と認められる場合には、当委員会から各府省評価委員会に対して通知等を行うこととし、また、次年度以降の評価結果の評価において、当該手法、視点等の検討状況、活用状況について把握を行うこととする。

(イ)「中期目標に係る業務の実績に関する評価結果」の評価

本評価結果の評価については、中期目標に係る業務の実績に関する評価の趣旨を踏まえて行うものとする。

(5) 平成 14 年度における評価活動等

平成 14 年度は、13 年度に発足した国立公文書館等 57 の独立行政法人に対して、制度発足後初の業務の実績の評価が実施された。

ア 独立行政法人評価をめぐる政府における動向等

平成 14 年 7 月 9 日の閣議後の閣僚懇談会において、小泉内閣総理大臣及び片山総務大臣から、独立行政法人の 13 年度業務実績の評価について、国民の期待に応えられる厳格かつ迅速な評価の実現、法人運営、役員人事・報酬、予算等への評価結果の速やかな反映、評価結果の反映状況等の積極的な公表等を確保するため、所要の対応を行うよう指示等が行われた。

また、同日夕刻、総理大臣官邸において、各府省評価委員会委員長等並びに当委員会の村松委員長及び富田独立行政法人評価分科会長に対し、小泉内閣総理大臣及び片山総務大臣から、国民の期待に応えられる厳格かつ迅速な評価を実現し、独立行政法人化の意義が国民に納得されるよう果敢に評価に取り組んでほしい旨の要請が直接行われた。

また、当該要請が行われた際に、各府省評価委員会等が相互に横の連携を図る必要性について議論があったことを受け、平成 14 年 8 月 30 日に、独立行政法人を所管している 9 府省の評価委員会の委員長（代理を含む。）並びに当委員会の委員長及び独立行政法人評価分科会長による懇談が行われた。懇談の場では、独立行政法人の評価について忌憚^{きたん}のない意見交換が行われたほか、評価の厳格性、実効性、信頼性等の向上に資するため、今後とも必要に応じ、懇談の場を設けることとされた。

イ 各府省評価委員会の評価活動

独立行政法人は、各事業年度に係る業務の実績について府省評価委員会の評価を受けようとするときは、省令に基づき、当該事業年度終了後 3 か月以内に業務の実績を明らかにした報告書（以下「業務実績報告書」という。）を提出しなければならないこととされている。

各府省評価委員会では、平成 14 年 6 月末までに、13 年度の業務の実績についての評価の対象となった 57 法人から業務実績報告書の提出を受け、各府省評価委員会で定めたそれぞれの評価基準に基づき審議を行い、8 月から 10 月にかけて評価結果を取りまとめ、これを各法人及び当委員会に通知した。また、審議の内容や評価の結果は各府省のホームページ等において公表されている（法人ごとの評価の結果の概要は、第 2 部-2「府省評価委員会の評価結果と当委員会の第 1 次意見の概要」を参照）。

表 2 - 4

各府省評価委員会の評価結果の通知・公表状況

評価委員会名	法人数	通知・公表の年月日	ホームページ
経済産業省独立行政法人評価委員会	5	平成 14 年 8 月 9 日	評価結果： http://www.meti.go.jp/report/committee/index.html
内閣府独立行政法人評価委員会	1	9 月 25 日	評価結果：項目別評価 http://www8.cao.go.jp/hyouka/dokuritsu/komoku.pdf 総合評価 http://www8.cao.go.jp/hyouka/dokuritsu/sogou.pdf
環境省独立行政法人評価委員会	1	9 月 26 日	評価結果： http://www.env.go.jp/council/15dokuho/gyomu/index.html
財務省独立行政法人評価委員会	1	9 月 27 日	評価結果： http://www.mof.go.jp/singikai/dokuritsu/top.htm
国土交通省独立行政法人評価委員会	1 1	9 月 27 日	評価結果： http://www.mlit.go.jp/hyouka/h13jisseki/h13jisseki.htm
総務省独立行政法人評価委員会	2	9 月 30 日	評価結果： http://www.soumu.go.jp/s-news/2002/020930_11.html
厚生労働省独立行政法人評価委員会	3	9 月 30 日	評価結果： http://www.mhlw.go.jp/shingi/2002/09/s0930-2.html
文部科学省独立行政法人評価委員会	1 6	10 月 9 日	評価結果： http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/index.htm
農林水産省独立行政法人評価委員会	1 7	10 月 22 日	評価結果： http://www.maff.go.jp/www/council/council_cont/kanbou/dokuhou/13hyoka.html

(注) 当委員会の調査による。

エ 当委員会の評価活動

(ア) 事前ヒアリング

当委員会の評価業務は、各府省評価委員会から通知された独立行政法人の評価結果について評価を行い、必要に応じ意見を述べるものであるが、平成 14 年度は、独立行政法人制度の発足後初の評価が行われることから、これに先立ち、

独立行政法人評価分科会において、評価業務を円滑に遂行していくため、各府省の所管独立行政法人の概要と各府省評価委員会の評価基準等について、当該評価委員会の事務局から、次の日程でヒアリングを実施した。

表 2 - 5 各府省評価委員会の事務局へのヒアリングの実施状況

日程	ヒアリングの対象府省
平成 14 年 5 月 24 日	総務省
6 月 18 日	文部科学省、国土交通省
6 月 28 日	内閣府、環境省、経済産業省
7 月 23 日	財務省、厚生労働省、農林水産省

(注) 当委員会の資料による。

(1) 評価作業

当委員会においては、前述のとおり平成 14 年 8 月から 10 月にかけて各府省評価委員会から評価結果の通知があったことから、これを受けて当該評価結果についての評価作業を実施した。

具体的には、各府省評価委員会の評価結果の点検作業等を迅速、効率的かつ効果的に行う必要があることから、初年度においては、独立行政法人評価分科会の構成委員による以下のようなワーキング・グループを開催して集中して作業を行うとともに（平成 14 年 9 月から 12 月にかけて、計 18 回開催）、その作業状況を節目節目で同分科会の全構成委員に送付して意見を求め、当該意見を作業にフィードバックしていくこととした。

なお、このような作業の方法は、今後、毎年度の評価の実績、評価対象法人の増加、その他評価を取り巻く諸情勢等を踏まえて、随時見直ししていくこととしている。

表 2 - 6 平成 14 年度における評価体制（ワーキング・グループの状況）

班名	構成委員名	対象法人	開催日
第 1 班	竹内委員	農林水産省所管 17 法人	平成 14 年 9 月 13 日
	宮脇臨時委員	経済産業省所管 5 法人	10 月 11 日
	稲継専門委員		10 月 18 日
	山本専門委員		10 月 24 日
	（以上のほか、村松委員長		10 月 29 日
	その他の委員が、随時オブザーバーとして参加できることとした。）		12 月 13 日

（次ページに続く）

第2班	雨宮臨時委員	財務省所管 1 法人	平成 14 年 10 月 3 日
	黒川臨時委員	文部科学省所管 16 法人	10 月 11 日
	松田臨時委員	厚生労働省所管 3 法人	10 月 18 日
	梶川専門委員		10 月 25 日
	(以上のほか、村松委員長 その他の委員が、随時オブ ザーバーとして参加できる こととした。)		11 月 1 日 12 月 13 日
	第3班	櫻谷委員	内閣府所管 1 法人
	黒田臨時委員	総務省所管 2 法人	10 月 9 日
	田辺臨時委員	国土交通省所管 11 法人	10 月 16 日
	武田専門委員	環境省所管 1 法人	10 月 23 日
	(以上ほか、村松委員長そ の他の委員が、随時オブザ ーバーとして参加できるこ ととした。)		10 月 30 日 12 月 16 日

(注) 1 当委員会の資料による。

2 農林水産省所管法人数には、国土交通省と共管の 1 法人（北海道開発土木研究所）は含んでいない。

(ウ) 第 1 次意見

当委員会は、ワーキング・グループが独立行政法人評価分科会に所属する各委員の意見を集約しつつ整理した作業結果を踏まえ、各独立行政法人の評価について個別に述べる必要があると認められたものについては、次のとおり、独立行政法人評価分科会及び本委員会の審議を経て取りまとめを行い(資料 21 参照)、平成 14 年 11 月 19 日に政策評価・独立行政法人評価委員会の第 1 次意見として、各府省評価委員会に通知した。

表 2 - 7 当委員会における審議の状況 (第 1 次意見)

日程	委員会等名	審議の内容
平成 14 年 11 月 11 日	独立行政法人評価 分科会	平成 13 年度における独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての第 1 次意見(案)について
11 月 14 日	政策評価・独立行政 法人評価委員会	府省評価委員会から通知を受けた独立行政法人評価結果の審議及び意見の決定(第 1 次分)

(注) 当委員会の資料による。

第1次意見は、前述の7月9日の内閣総理大臣等からの要請を踏まえ当委員会の意見を、各府省評価委員会の評価の結果とともに法人の業務運営、予算、人事等に早期に反映することができるよう、予算編成スケジュールを勘案し、各府省評価委員会の評価の対象となった57法人のうち、51法人の評価結果に対して95項目の意見を、可能な限り前倒しして述べたものである。

また、具体的な評価作業に当たっては、独立行政法人に求められる以下の点がどのように評価されているか、その基礎となるデータが適切に取り扱われているか等の視点から評価を行ったところである。

業務の方向性や経営戦略が法人のミッションに照らして適切かつ明確であり、業務がそれに基づき適切かつ効果的に運営され、サービスの向上が図られること。

財務内容が健全であること。

業務運営の効率化等のコスト削減努力が着実に行われること。

(各法人への意見は、第2部-2「府省評価委員会の評価結果と当委員会の第1次意見の概要」を参照)

表2-8 第1次意見の主な内容

指摘等の内容	指摘項目数	主な例
【問題点、改善の余地等の指摘】 今後、有効な評価を行い得るようにする視点から、法人の年度計画や予算の在り方等に言及するもの	10項目 (9法人)	・相当割合の予算未執行の経費がある場合の処理 ・有効な評価を可能とする具体的な計画及び予算の設定 等
重要な観点や項目の付加の余地等を指摘するもの	9項目 (9法人)	・研究の進捗よく状況について評価が行われていない場合のそれに及ぶ評価の実施 ・業務の一部しか効率性向上の評価の対象とされていない、財務内容が評価されていない等の場合の評価対象の拡大 等
より厳格ないし突っ込んだ評価の余地を指摘するもの	69項目 (50法人)	・人員・人件費の効率化余地に及ぶ評価の実施 ・業務の重点化・効率化の方向性、顧客のニーズ等をより明確にとらえた評価の実施 ・地方組織ごとの業務、財務内容の分析を踏まえた評価の実施 ・外部委託による効率化効果等を厳格にとらえた評価の実施 等
【優れた評価事例の指摘】 各府省の独立行政法人評価委員会における積極的な評価の取組につき、その一層の推進を要望するもの	7項目 (7法人)	・業務の重点化、学生の定員を含めた業務の見直し等法人における業務運営・効率化の方向性に言及
全体	95項目 (51法人)	

(注) 当委員会の資料による。

(I) 第2次意見

当委員会としては、今回の評価が制度発足後初の評価であることにかんがみ、各方面における独立行政法人評価に関する議論を踏まえるとともに特殊法人等改革に伴い独立行政法人に移行する法人をも視野に入れつつ、評価の厳格性・信頼性の向上を図る上で各府省評価委員会に共通的に求められる事項を整理する必要があるとの認識に至った。当委員会は、その認識の下に、ワーキング・グループが独立行政法人評価分科会に所属する各委員の意見を集約しつつ整理した作業結果を踏まえ、各府省評価委員会の評価結果について共通的に述べる必要があると認められたものについては、次のとおり、独立行政法人評価分科会及び本委員会の審議を経て取りまとめを行い（資料21参照）、平成14年12月26日に当委員会の第2次意見として、各府省評価委員会に通知した。

表2-9 当委員会における審議の状況（第2次意見）

日程	委員会等名	審議の内容
平成14年 12月18日	独立行政法人評価 分科会	平成13年度における独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての第2次意見（案）について
12月20日	政策評価・独立行政法人評価委員会	府省評価委員会から通知を受けた独立行政法人評価結果の審議及び意見の決定（第2次分）

（注） 当委員会の資料による。

この第2次意見では、46項目の意見が述べられているが、これらは、今後の評価に当たって、各府省評価委員会がそれぞれの評価基準に基づいて評価を行うことのメリットを確保しつつ、政府全体として、重要な事項について適切な評価活動を確保できるよう、いわば共通の「評価活動準則」として機能することが期待されるものである。

第2次意見の概要をテーマ別に整理すると次のとおりである（詳細は、第2部-3「当委員会の第2次意見」を参照）。

表2-10 第2次意見の主な内容

テーマ	主な意見の内容
トップマネジメント、目標・計画等法人の経営の基本の改善関係	<ul style="list-style-type: none">・ 理事長のリーダーシップ等の機能の発揮状況の評価の実施・ 中期目標、中期計画等で設定された目標の定量化、具体化・ 実績とかい離する計画、予算の取扱いの検討
法人の業務関係	<ul style="list-style-type: none">・ 中期目標の達成のための業務すべてについての評

（次ページに続く）

	<p>価の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別業務の継続の可否、見直しの必要性等の明示 ・法人の業務の顧客、受益者等のニーズを把握した上での評価の実施
法人の財務・会計関係	<ul style="list-style-type: none"> ・次年度予算等に反映できる迅速な評価の実施 ・効率化による節減額を定量的に把握した上での評価の実施 ・固定費用と変動費用等の費目別の分析等、経営分析手法の活用
法人の組織、定員、給与、退職金等関係	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の実状に対応した組織・役職員数管理の評価の実施 ・官民比較、法人の業績を踏まえた人件費予算の執行状況の評価の実施 ・評価結果の給与、退職金、人事への反映状況のフォローアップ
評価委員会の運営等関係	<ul style="list-style-type: none"> ・マネジメント、財務・会計等法人の業務分野以外の専門家の知見や、法人の業務の顧客等の識見の幅広い活用 ・法人の監事、会計監査人からのヒアリングの実施 ・評価書中への、評価の理由や判断根拠の可能な限りの明示

(注) 当委員会の資料による。

2 府省評価委員会の評価結果と当委員会の第1次意見の概要

< 概要の見方 >

本概要は、独立行政法人の平成13年度の業務の実績に対する各府省評価委員会の評価の結果と、当該評価結果に対する当委員会の第1次意見を、各法人ごとに簡潔に整理したものである。本概要における記載事項は、以下により整理している。

< 特定 > は、特定独立行政法人であり、< 非特定 > は、特定独立行政法人以外の独立行政法人であることを示す。

理事長等名：平成13年度に法人の長に就いていた者の氏名を記載

目的及び主要業務：各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めたいわゆる個別法において規定された法人の目的及び業務のうち主要なものを記載

委員長名及び分科会長名：平成14年度の評価（独立行政法人の平成13年度における業務の実績の評価）を行う際に、委員長又は分科会長に就いていた者の氏名を記載

各府省評価委員会の評価基準（手法）の概要：独立行政法人の平成13年度における業務の実績を評価する際に用いられた基準及びその実際の運用に当たっての手法等の概要を記載

各府省評価委員会の評価結果の概要

1) 項目別評価

中期計画に掲載された各項目ごとの業務の進ちょく状況等の評価結果について、原則として、通則法第30条第2項により中期計画中に記載することとされている項目に相当する項目（大項目）単位で記載

なお、大項目の名称については、同趣旨のものであっても、各法人の中期計画により異なっているため、利用者の便宜を図る観点から、同項の表現振りを参考に、同趣旨の大項目については、次例のような共通名称で簡略化して記載。ただし、共通名称により難い大括りの大項目等については、個々の中期計画の表現振りを勘案して、簡略化して記載

（共通名称）

- ・ 「業務運営の効率化」（実際の項目名の例：業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）
- ・ 「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上」（実際の項目名の例：国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）
- ・ 「予算、収支計画及び資金計画」（実際の項目名の例：予算（人件費の見積りを含む。）収支計画及び資金計画）

- ・ 「短期借入金の限度額」
- ・ 「重要な財産の譲渡等」(実際の項目名の例：重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画)
- ・ 「剰余金の使途」
- ・ 「その他業務運営に関する事項」(実際の項目名の例：「その他主務省令で定める業務運営に関する事項」

各大項目については、各独立行政法人の中期計画において大項目より一つ下位の項目を中項目、中項目より一つ下位の項目を小項目とし、それぞれの項目ごとに段階別評価の結果(各段階の評語を付与された項目数) を記載。ただし、小項目による評価を行っていない場合には、「小項目の評価の結果」の欄を省略し、同一の大項目中でも、評価対象により、中項目を単位としているもの、小項目又はそれ以下の項目を単位としているもの等区々となっている場合には、「評価項目の評価の結果」の欄に一括して記載

なお、評価対象となる事案が生じなかった等の理由により、評価が行われていない場合には、「 」を記載

) 総合評価

項目別評価等を勘案した独立行政法人の業務全体の総合的な評価の結果について、簡潔に記載

府省評価委員会が、各独立行政法人の今後の業務運営について改善すべきであるとした事項等を具体的に述べている場合、特記事項欄に特に記載(府省評価委員会によっては、項目別評価の中で個々に述べている場合もあるが、その場合も本欄にまとめて記載)

政策評価・独立行政法人評価委員会の意見：当委員会が、各府省評価委員会に対して、平成 14 年 11 月 19 日付けで通知した「第 1 次意見」を記載(意見がなかった場合には、「 」を記載)

なお、各法人の中期目標の概要、中期計画の主な項目等について、資料 22 に掲載

法人名	独立行政法人国立公文書館（平成13年4月1日設立）＜特定＞ （館長：菊池 光興）
目的	国の機関から内閣総理大臣が移管を受けた歴史資料として重要な公文書等を保存し、及び一般の利用に供すること等の事業を行うことにより、国立公文書館又は国の機関の保管に係る歴史資料として重要な公文書等の適切な保存及び利用を図ることを目的とする。
主要業務	1 移管を受けた歴史資料として重要な公文書等を保存し、及び一般の利用に供すること。2 国立公文書館又は国の機関の保管に係る歴史資料として重要な公文書等（以下「歴史資料として重要な公文書等」という。）の保存及び利用に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。3 歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関する専門的技術的な助言を行うこと 等
中期目標期間	4年間
委員会名	内閣府独立行政法人評価委員会（委員長：大森 彌）
分科会名	国立公文書館分科会（分科会長：外園 豊基）
内閣府独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価</p> <p>中期計画の各項目に対応する年度計画の項目等に即し、それぞれの場合に応じて、次のような4段階評価を行う。</p> <p>定量的な指標が設定されている場合</p> <p>A：中期計画の達成に向け施策が順調に実施されている。 B：中期計画の達成に向け施策がおおむね順調に実施されている。 C：中期計画の達成に向け施策が順調に実施されているとはいえない。 D：中期計画の達成に向け施策がほとんど実施されていない。</p> <p>委員の協議により評価される場合</p> <p>A：大変満足のいく実施状況 B：満足のいく実施状況 C：やや満足のいかない実施状況 D：満足のいかない実施状況</p> <p>総合評価</p> <p>記述式。項目別評価結果等を総合し、当該事業年度における実績全体について、自主改善努力等中期計画及び年度計画に掲げられていない事項も含めて行う。</p>

内閣府独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	項目別評価								
	評価結果								
	1 業務運営の効率化 「民間委託の促進」及び「業務執行体制の見直し」の2つの中項目で評価を実施 なお、評価対象とした項目内に評価指標を設定し、当該指標別の評価も実施（以下の項目も同様） （中項目の評価の結果）A：2項目								
	2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 「歴史公文書等の受入れ、保存、利用その他の措置」及び「アジア歴史資料のデータベースの構築及び情報提供」の2つの中項目について、28の評価項目を設定して評価を実施 （評価項目の評価の結果）A：26項目、B：2項目								
	3 予算、収支計画及び資金計画（結果：A）								
	4 短期借入金の限度額（結果：-）								
	5 重要な財産の譲渡等（結果：-）								
	6 剰余金の使途（結果：A）								
	7 施設・設備に関する計画（結果：-）								
	8 人事に関する計画（結果：A）								
《参考》定量的指標の実績(例)									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>指 標</th> <th>中期計画</th> <th>年度計画</th> <th>実 績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>歴史公文書等の受入れから一般の利用に供するまでの期間、当該経費の削減</td> <td>1年2月 1年経費10%削減</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	指 標	中期計画	年度計画	実 績	歴史公文書等の受入れから一般の利用に供するまでの期間、当該経費の削減	1年2月 1年経費10%削減	-	-
指 標	中期計画	年度計画	実 績						
歴史公文書等の受入れから一般の利用に供するまでの期間、当該経費の削減	1年2月 1年経費10%削減	-	-						

内閣府独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	<p>総合評価</p>	
	<p>評価結果</p> <p>中期計画の実施状況を調査、分析し総合的に評価したところ、中期目標期間の初年度としては、施策は順調に実施されていると評価する。</p> <p>評価の理由、特記事項等 (業務運営の効率化)</p> <p>平成13年度は、独立行政法人に移行して初年度であり、役員会、幹部会等業務執行管理体制を整備し、公文書館の計画的・効率的運営を図るための体制整備に努めた。その外、新たな会計制度に対応するための管理部門の管理体制の整備、関連した業務を同一課の下で行うよう業務課、統括公文書専門官(室)の設置、パート職員の活用、公文書専門官・公文書研究官の充実、独自の選考試験による採用等業務運営の効率化に努めたことは評価できる。なお、中期目標及び中期計画の経費削減目標については、初年度であり、評価する時期ではない。</p> <p>(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上)</p> <p>(1) 歴史公文書等の受入、保存等に関して</p> <p>平成13年度は、独立行政法人化に伴い移管等について各府省と直接協議等を行うことができなくなり、また、情報公開法が施行され移管の困難さが増した。このような状況にあって、平成13年度移管計画において14機関から56,519冊の移管を受けることとなったことは、公文書館の努力の結果と、評価できる。なお、移管手続が新しくなったことによる問題点等を整理し、より一層、順調に歴史公文書等の受入れができる環境整備を行う必要がある。</p> <p>平成12年度及び13年度に受け入れた歴史公文書等24,747冊すべてについてくん蒸処理を行い、専用書庫に保存したことは評価できる。また、業務課内に修復係を設置し、リーフキャストの活用などにより、年度当初見込みを上回る成果を上げたことは評価できる。</p> <p>公文書館が保存し、一般の利用に供していない約31万冊について、公文書に関し知見を有する者を専門調査員に委嘱するなどの体制整備を行い公開・非公開の区分を概定したことは高く評価できる。</p> <p>春、秋の特別展に関し、展示目録をA5版からB5版に拡大、閉館時間を特定の2日間に限り延長するなど、利用者の立場から見直しを図ったことは評価できる。</p>	<p>内閣府独立行政法人評価委員会の評価結果の概要</p> <p>定量的な利用者の動向は調査、分析されているが、レファレンス内容の分析等定性的把握のための措置が十分でないので、このための手法の開発等が必要である。</p> <p>国立公文書館と類似の機関等との連携を推進する必要がある。 等</p> <p>(2) アジア歴史資料センターに関して</p> <p>平成13年度中にアジア歴史資料センターを設置するとの閣議決定を受け、開設場所の確保、必要機器等の調達、セキュリティを確保するなどの組織体制を短期間に確立したことは評価できる。</p> <p>予定を上回るデータを処理し、各種検索システムを構築するなどしてインターネットによる配信を行ったことは高く評価できる。</p> <p>今後は、アジア歴史資料センターデータベース構築計画を少しでも早く完了できるよう更なる努力をすべきである。 等</p>
	<p>政策評価・独立行政法人評価委員会の意見</p> <p>業務運営の効率化に関する評価について、歴史的公文書等1冊当たりの処理経費の10パーセントを削減するという中期目標の対象となる処理経費の額及び範囲を、平成13年度の実績を踏まえて早急に確定させ、その達成状況を毎年度客観的に評価することを可能とすべきである。</p> <p>業務運営の効率化に関する評価において、外部委託に関する評価を行う場合は、委託の実施の有無やその規模の評価にとどまらず、あわせて、新規に外部委託をする場合と法人が直接実施する場合との人件費を含めた総コストの適正な比較、委託先の選定に当たっての競争的條件の付与の有無、特定の委託先との契約の継続状況、委託業務の成果の品質管理の状況等にも着目した評価を可能な限り行うこととすべきである。</p>	
<p>ホームページ</p>	<p>法人：http://www.archives.go.jp/</p> <p>評価結果：項目別評価 http://www8.cao.go.jp/hyouka/dokuritsu/komoku.pdf</p> <p>総合評価 http://www8.cao.go.jp/hyouka/dokuritsu/sogou.pdf</p>	

法人名	独立行政法人通信総合研究所（平成13年4月1日設立）＜特定＞ （理事長：飯田 尚志）
目的	情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究及び開発等を総合的に行うことにより、情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の向上を図り、もって情報の電磁的方式による適正かつ円滑な流通の確保及び増進並びに電波の公平かつ能率的な利用の確保及び増進に資することを目的とする。
主要業務	1 情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の調査、研究及び開発を行うこと。2 宇宙の開発に関する大規模な技術開発であって、情報の電磁的流通及び電波の利用に係るものを行うこと。3 周波数標準値を設定し、標準電波を放射し、及び標準時を通報すること。4 電波の伝わり方について、観測を行い、予報及び異常に関する警報を送信し、並びにその他の通報をすること。5 無線設備（高周波利用設備を含む。）の機器の試験及び較正を行うこと。6 3から5に掲げる業務に関連して必要な技術の調査、研究及び開発を行うこと。7 1、2及び6に掲げる業務に係る成果の普及を行うこと。8 1から7に掲げる業務に附随する業務を行うこと。
中期目標期間	5年間
委員会名	総務省独立行政法人評価委員会（委員長：熊谷 信昭）
分科会名	通信総合研究所分科会（分科会長：安田 靖彦）
総務省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価</p> <p>中期目標、中期計画に定められた各項目の達成度を確認すること等により、5段階評価で評価を行う。評価に当たっては、できる限り定量的な指標、客観的な評価基準を設定する。</p> <p>A：中期目標を大幅に上回って達成 B：中期目標を十分達成 C：中期目標をおおむね達成 D：中期目標をある程度達成しているが改善の余地がある E：中期目標を下回っており大幅な改善が必要</p> <p>総合評価</p> <p>記述式。独立行政法人の任務達成に向けた、事業の実施、財務、人事に係るマネジメント等について、それぞれの観点から評価を行うとともに、項目別の評価結果等を総合し、独立行政法人全体について評価を行う。</p>

総務省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	項目別評価
	<p>評価結果</p> <p>1 業務運営の効率化 「業務運営」及び「効率的な人員の活用」の2つの中項目で評価を実施（中項目の評価の結果）B：1項目、C：1項目</p> <p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 「研究開発」、「サービス提供業務」等4つの中項目について、9つの評価項目を設定して評価を実施（評価項目の評価の結果）B：7項目、C：2項目</p> <p>3 財務内容の改善（結果：B） 「予算、収支計画及び資金計画」、「短期借入金の限度額」等4つの大項目について、1つの項目にまとめて評価を実施</p> <p><当該評価項目に含まれる大項目></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予算、収支計画及び資金計画 ・ 短期借入金の限度額 ・ 重要な財産の譲渡等 ・ 剰余金の使途 <p>4 その他業務運営に関する事項（結果：C）</p>

総務省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	《参考》定量的指標の実績(例)			
	指 標	中期計画	年度計画	実 績
	世界標準の協定世界時(UTC)との時刻差	10ns 以内		50ns 以内
	無線設備の機器の試験・較正の処理期間	2 週間以内	2 週間以内	2 週間以内
	国内、国際研究集会の開催		30 件以上	30 件
	<p>総合評価</p> <p>評価結果</p> <p>平成 13 年度における業務の実績は、中期計画に沿いその初年度分として策定された当該年度の計画目標を、総合的にみて期待されるレベルをやや上回るレベルで達成したものと認定する。</p> <p>評価の理由、特記事項等</p> <p>(業務運営等の改善)</p> <p>大学や民間と競合する研究分野やテーマが少なくないが、成果が他機関のそれと比べてどのようなレベルにあるのか、あるいは他機関と同じ目標を掲げた場合、どのように異なる手法を用いて研究を進めているのかを常に意識し、評価者にも分かりやすい形で提示するよう努められたい。 等</p>			

政策評価・独立行政法人評価委員会の意見	<p>業務運営の効率化に関する評価において、外部委託に関する評価を行う場合は、委託の実施の有無やその規模の評価にとどまらず、あわせて、新規に外部委託をする場合と法人が直接実施する場合との人件費を含めた総コストの適正な比較、委託先の選定に当たっての競争的条件の付与の有無、特定の委託先との契約の継続状況、委託業務の成果の品質管理の状況等にも着眼した評価を可能な限り行うこととすべきである。</p> <p>総務省独立行政法人評価委員会においては、バイオコミュニケーション技術の基礎研究分野などに関し、個別テーマの妥当性、選択の在り方についても評価が行われており、委員会の評価機能を的確に発揮していく観点から、このような評価の取組が引き続き推進されるべきである。</p> <p>財務内容の改善に関する評価について、平成 13 年度における定常業務に関しては、評価結果及び決算報告書に示されているとおり、効率化により予算の 4 割程度の執行で所要の成果が得られていることを、以後の計画、予算等に的確に反映し、業務の進ちょく状況及び経費の執行状況を、計画、予算等と対比して適切に評価できるようにすることが必要であることから、このような計画、予算等の上での取扱いについて、総務省独立行政法人評価委員会から、法人における適切な措置の検討を要請することを期待する。</p>
ホームページ	<p>法 人： http://www.crl.go.jp/</p> <p>評価結果： http://www.soumu.go.jp/s-news/2002/020930_11.html</p>

法人名	独立行政法人消防研究所（平成13年4月1日設立）＜特定＞ （理事長：平野 敏右）
目的	消防の科学技術に関する研究、調査及び試験を総合的に行うとともに、その成果を普及すること等により、消防の科学技術の水準の向上を図り、もって国民の生命、身体及び財産を保護することに寄与することを目的とする。
主要業務	1 消防の科学技術に関する研究、調査及び試験を行うこと。2 1に掲げる業務に係る成果を普及すること。3 消防の科学技術に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。4 1から3に掲げる業務に附随する業務を行うこと。 上記の業務のほか、次の業務を行う。 1 消防法に規定する検定対象機械器具等についての試験又は個別検定を行うこと。2 消防法の規定により火災の原因の調査を行うこと。
中期目標期間	5年間
委員会名	総務省独立行政法人評価委員会（委員長：熊谷 信昭）
分科会名	消防研究所分科会（分科会長：廣井 脩）
総務省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価</p> <p>中期目標、中期計画に定められた各項目の達成度を確認すること等により、5段階評価で評価を行う。評価に当たっては、できる限り定量的な指標、客観的な評価基準を設定する。</p> <p>A：中期目標を大幅に上回って達成 B：中期目標を十分達成 C：中期目標をおおむね達成 D：中期目標をある程度達成しているが改善の余地がある E：中期目標を下回っており大幅な改善が必要</p> <p>総合評価</p> <p>記述式。独立行政法人の任務達成に向けた、事業の実施、財務、人事に係るマネジメント等について、それぞれの観点から評価を行うとともに、項目別の評価結果等を総合し、独立行政法人全体について評価を行う。</p>

総務省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	項目別評価
	<p>評価結果</p> <p>1 業務運営の効率化 「研究体制の確立」、「研究資源の活用」等の6つの中項目で評価を実施（中項目の評価の結果）B：3項目、C：3項目</p> <p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 「基礎的研究分野の充実」、「体制の強化と質の向上」等6つの中項目について、16の評価項目を設定して評価を実施 なお、「災害現場における消防活動を支援する情報システムの開発」は、試験結果を踏まえ、モデル地区の地図を掲載した情報収集端末、延焼シミュレーションシステム等その他のシステムと有機的に結合させた消火活動支援情報システムを構築し、検証を行ったことは非常に高く評価できる等としてAの評価他3項目でAの評価（評価項目の評価の結果）A：4項目、B：12項目</p> <p>3 予算、収支計画及び資金計画 「外部資金の確保」及び「経費の節減」の2つの中項目で評価を実施（中項目の評価の結果）C：2項目</p> <p>4 短期借入金の限度額（結果：-）</p> <p>5 重要な財産の譲渡等（結果：-）</p> <p>6 剰余金の使途（結果：-）</p> <p>7 その他業務運営に関する事項 「施設・設備に関する事項」、「人事に関する計画」等3つの中項目について7つの評価項目を設定して評価を実施（評価項目の評価の結果）B：5項目、C：2項目</p>

総務省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	《参考》定量的指標の実績(例)			
	指 標	中期計画	年度計画	実 績
	客員研究員等外部研究員の受け入れ人数の過去 5 年間の実績に対する目標割合	110%以上		
	重点研究支援協力員制度の活用による研究支援者の確保		5 人	5 人
	海外若手研究者招聘制度（STA フェロ－制度など）の活用による海外若手研究者の受け入れ		3 人	5 人
<p>総合評価</p> <p>評価結果</p> <p>項目別評価を平均すると「十分に目標を達成」という結果になるが、消防研究所の最も重要な使命である研究活動の評価は高く、今後も、この研究活動を中心に、研究支援体制、防災対策や消防行政に対する成果の活用、一般広報活動などに努力してもらいたい。</p> <p>評価の理由、特記事項等 (組織、業務運営等の改善すべき点)</p> <p>多様な研究内容を少数で実施しているが、現在よりいっそうほかの研究機関と連携を密にし、大規模で壮大な研究にも取り組んでほしい。社会科学との共同研究も必要である。</p>				

政策評価・独立行政法人評価委員会の意見	<p>業務運営の効率化に関する評価において、外部委託に関する評価を行う場合は、委託の実施の有無やその規模の評価にとどまらず、あわせて、新規に外部委託をする場合と法人が直接実施する場合との人件費を含めた総コストの適正な比較、委託先の選定に当たっての競争的条件の付与の有無、特定の委託先との契約の継続状況、委託業務の成果の品質管理の状況等にも着眼した評価を可能な限り行うこととすべきである。</p> <p>法人外部からの受託費等の獲得の促進等を定める中期目標の達成度合を評価するためには、当該目標の達成に係る受託費、人件費等を含めた具体的な目標値を計画中に設定すること等により、その獲得の実績や、当該実績が大幅に変動した場合の各経費の執行状況を、計画と対比して適切に評価できるようにすることが必要であることから、このような計画の上での取扱いについて、総務省独立行政法人評価委員会から、法人における適切な措置の検討を要請することを期待する。</p> <p>総務省独立行政法人評価委員会においては、経常研究の分野選定の在り方に関し、他の研究機関等では実施できないような研究への重点化という方向性を示す形で評価が行われており、委員会の評価機能を的確に発揮していく観点から、このような評価の取組が引き続き推進されるべきである。</p>
ホームページ	<p>法 人： http://www.fri.go.jp/</p> <p>評価結果： http://www.soumu.go.jp/s-news/2002/020930_11.html</p>

法人名	独立行政法人酒類総合研究所（平成13年4月1日設立）＜特定＞ （理事長：岡崎 直人）
目的	酒類に関する高度な分析及び鑑定を行い、並びに酒類及び酒類業に関する研究、調査及び情報提供等を行うことにより、酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図り、あわせて酒類に対する国民の認識を高めることを目的とする。
主要業務	1 酒類の高度な分析及び鑑定（これらに伴う手法の開発を含む。）を行うこと。 2 酒類の品質に関する評価を行うこと。3 酒類及び酒類業に関する研究及び調査を行うこと。4 1から3に掲げる業務に係る成果の普及を行うこと。5 酒類及び酒類業に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。6 酒類及び酒類業に関する講習を行うこと。7 1から6に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
中期目標期間	5年間
委員会名	財務省独立行政法人評価委員会（委員長：奥村 洋彦）
分科会名	
財務省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価</p> <p>中期計画に定められた項目ごとに評価項目を設定し、AからDの4段階評価を行うことを基本とするが、研究開発に関する項目については、A⁺評価を加えて5段階評価を行う。また、実施の有無、計画の遵守・違反など2段階評価が適当な項目については「<input type="checkbox"/>」「<input type="checkbox"/>×」により評価を行う。</p> <p>（A⁺：特に優れた実績をあげている（「研究開発に関する項目」のみ）） A：中期計画の実施状況が当該事業年度において順調である。 B：中期計画の実施状況が当該事業年度においておおむね順調である。 C：中期計画の実施状況が当該事業年度においてやや順調でない。 D：中期計画の実施状況が当該事業年度において順調でなく、業務運営の改善等が必要である。</p> <p>総合評価</p> <p>項目別評価の結果を踏まえ、法人の業務全体について、総合的な観点から、その実績を記述式により評価する。</p>

財務省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	項目別評価
	評価結果
	1 業務運営の効率化（結果：A） 「物件費の経費節減」、「業務運営」等の4つの中項目で評価を実施 （中項目の評価の結果）A：4項目
	2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上（結果：A） 「酒類の高度な分析及び鑑定」、「酒類の品質評価」、「酒類及び酒類業に関する研究及び調査」等の7つの中項目について、27の評価項目を設定して評価を実施 なお、特別研究の「麹菌が環境条件に対応して特異的に発現する遺伝子及びその制御機構の解明」及び「醸造用酵母の醸造特性の発現に関する遺伝子の解明及び利用」については、年度計画を越えて、良好な進捗をみせており、中期計画の実施状況はきわめて順調であったとして、A ⁺ の評価 （評価項目の評価の結果）A ⁺ ：2項目、A：21項目、B：4項目
	3 予算、収支計画及び資金計画（結果：A）
	4 短期借入金の限度額（結果： <input type="checkbox"/> ）
	5 重要な財産の譲渡等（結果： <input type="checkbox"/> ）
	6 剰余金の使途（結果： <input type="checkbox"/> ）
	7 その他業務運営に関する事項（結果：A） 「施設及び設備の整備」及び「人事に関する計画」の2つの中項目で評価を実施 （中項目の評価の結果）A：2項目
	《参考》定量的指標の実績(例)

指標	中期計画	年度計画	実績
研究論文の発表	目標期間(5年間)中に100報以上		18報
特許等の出願数	目標期間(5年間)中に17件以上		8件
研究所見学者の満足度調査	5段階（5:満足、1:不満足）で平均3.0以上		4.35

(注) 「中期計画」欄に記載されている数値の指標は、「中期目標」に掲げられているものを記載している。

財 務 省 独 立 行 政 法 人 評 価 委 員 会 の 評 価 結 果 の 概 要	総 合 評 価	<p> 評価結果、評価の理由、特記事項等 独立行政法人移行後、最初の評価となるが、平成 13 事業年度における当研究所の業務運営は、中期計画に照らして順調であると認められる。 当研究所は、国の研究機関として積み重ねてきた実績もあって、独立行政法人移行後も、醸造微生物、醸造関連酵素などの研究において、高いレベルにあり、基礎研究から産業現場までをカバーする独創的な研究を順調に実施している。また、酒類の生理機能や安全性に関する研究も積極的に進めており、今後の成果が期待されているところである。 これらの成果の普及については、独立行政法人移行後、その研究成果を積極的に国民に公開する体制を構築し、新規に広報誌「N R I B (エヌリブ)」の発行などのサービスも始め、好評を得ている。鑑評会や酒類醸造講習会を従来の無料から有料に変えて実施したが、円滑なスタートを切っており、当研究所が、酒類業者のニーズに応えた、効果的なサービスを提供していることもうかがえる。ただし、既往の業務については、直ちに改善を要する点は見られないが、新規業務のうちには、初年度としては、おおむね順調としても、その内容面の工夫などが望まれるものもあり、目標達成のために、今後の効果的な取組が期待される。 業務運営に関しては、独立行政法人化に伴って、経費節減、研究企画室を中心とする新しい体制の構築、理事長のリーダーシップによる効率的な予算配賦方法の導入など、効率的・効果的に実施しており評価できる。 研究の活性化については、任期付任用制度を活用したり、積極的に外部研究資金を得て、受託研究を行うなどしており、評価できる。今後は、生産性の向上へ向けての人事システムの構築にも、一層前向きに取り組むことが望まれる。 酒類は国民生活にとって非常に馴染み深い嗜好飲料であることから、今後、更に開かれた研究所として、国民のニーズを的確に把握し、質の高いサービスを提供し、信頼を獲得していくとともに、酒類に関する先端的研究・技術開発の発信基地として、一段の活性化が図られるよう期待する。 </p>	<p> 政策評価・独立行政法人評価委員会の意見 業務運営の効率化に関する評価において、外部委託に関する評価を行う場合は、引き続き、委託の実施の有無やその規模の評価に加えて、新規に外部委託をする場合と法人が直接実施する場合との人件費を含めた総コストの適正な比較、委託先の選定に当たっての競争的条件の付与の有無、特定の委託先との契約の継続状況、委託業務の成果の品質管理の状況等にも着目した評価を行うことを期待する。 法人外部からの受託費等の獲得の促進等を定める中期目標の達成度合を評価するためには、当該目標の達成に係る受託費、人件費等を含めた具体的な目標値を計画中に設定すること等により、その獲得の実績や、当該実績が大幅に変動した場合の各経費の執行状況を、計画と対比して適切に評価できるようにすることが必要であることから、このような計画の上での取扱いについて、財務省独立行政法人評価委員会から、法人における適切な措置の検討を要請することを期待する。 財務省独立行政法人評価委員会においては、酒類の販売及び消費に関する調査及び研究開発の進め方に関し、市場調査の専門家との共同研究や、外部への委託を視野に入れて業務を進めるといった方向性を示す形での評価が行われており、委員会の評価機能を的確に発揮していく観点から、このような評価の取組が引き続き推進されるべきである。 </p>
	ホームページ	法人： http://www.nrib.go.jp/ 評価結果： http://www.mof.go.jp/singikai/dokuritsu/top.htm	

法人名	独立行政法人国立特殊教育総合研究所（平成13年4月1日設立） ＜特定＞（理事長：細村 迪夫）
目的	特殊教育に関する研究のうち主として実際の研究を総合的に行い、及び特殊教育関係職員に対する専門的、技術的な研修を行うこと等により、特殊教育の振興を図ることを目的とする。
主要業務	1 特殊教育に関する研究のうち主として実際の研究を総合的に行うこと。 2 特殊教育関係職員に対する専門的、技術的な研修を行うこと。3 1に掲げる研究の成果の普及その他特殊教育に関する研究の促進を行うこと。4 特殊教育に関する図書その他の資料及び情報を収集し、整理し、保存し、及び提供すること。5 特殊教育に関する相談に応じ、助言、指導及び援助を行うこと。6 1から5に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
中期目標期間	5年間
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会（委員長：浜田 広）
分科会名	学校教育分科会（分科会長：舘 昭）
文部科学省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価</p> <p>中期計画の各項目ごとに、その実施状況について、次のような5段階評価を行う。</p> <p>A*：特に優れた実績を上げている A：中期計画を十分に履行し、中期目標に向かって着実に成果を上げている B：中期計画をほぼ履行し、中期目標に向かっておおむね成果を上げている C：中期計画を十分には履行しておらず、中期目標達成のためには業務の改善が必要である C-：評価委員会として業務改善の勧告を行う必要がある</p> <p>なお、数値目標に関する評価項目については、定量的な指標を用いて客観的な評価基準を設定して評価を行う。</p> <p>平成14年10月10日に次のような委員長談話を表明 「本評価は、各法人がその中期計画を実施した状況を個々に示すことを目的とするものであり、段階別評価をもって法人間の相対的な比較を行うことを意図したものではない。」（抜粋）</p>

文部科学省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>総合評価</p> <p>記述式。事業活動全般、業務運営（財務、人事等）など法人の業務全体にわたる横断的な観点から、項目別評価の結果等を踏まえつつ、法人の業務の特性に配慮して業務の実績を評価する。</p>																
文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	<p>項目別評価</p> <p>評価結果</p> <p>1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 「研究活動」、「研修事業」等6つの中項目について、35の評価項目を設定して評価を実施 なお、「国立久里浜養護学校との相互協力」の項目については、中期計画上は「その他業務運営に関する事項」に掲載 （評価項目の評価の結果）A：17項目、B：18項目</p> <p>2 業務運営の効率化 「事務手続きの簡素化・迅速化」及び「業務の効率化」の2つの中項目で評価を実施 （中項目の評価の結果）A：1項目、B：1項目</p> <p>3 予算、収支計画及び資金計画（結果：-） 4 短期借入金の限度額（結果：-） 5 重要な財産の譲渡等（結果；-） 6 剰余金の使途（結果：-） 7 その他業務運営に関する事項（結果：-）</p> <p>《参考》定量的指標の実績（例）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指 標</th> <th>中期計画</th> <th>年度計画</th> <th>実 績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研究成果の発表件数</td> <td>中期計画期間(5年間)中に500件以上</td> <td></td> <td>179件</td> </tr> <tr> <td>研修参加者の満足度調査</td> <td>80%以上が満足</td> <td></td> <td>95%～100%</td> </tr> <tr> <td>教育相談</td> <td>年平均2,000件</td> <td></td> <td>1,862件</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）満足度調査は、「中期目標」に掲載されている事項である。</p>	指 標	中期計画	年度計画	実 績	研究成果の発表件数	中期計画期間(5年間)中に500件以上		179件	研修参加者の満足度調査	80%以上が満足		95%～100%	教育相談	年平均2,000件		1,862件
指 標	中期計画	年度計画	実 績														
研究成果の発表件数	中期計画期間(5年間)中に500件以上		179件														
研修参加者の満足度調査	80%以上が満足		95%～100%														
教育相談	年平均2,000件		1,862件														

文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	総合評価	<p>評価結果（総評）</p> <p>中期目標期間においては、特殊教育に関する国の政策立案・施策推進等と連携した調査研究の充実、情報発信機能の充実、国際交流・協力の一層の推進に重点を置いて業務を進めるものとし、特殊教育のナショナルセンターとしての機能の充実を図ることを目標として定め、それを踏まえて中期計画を策定している。平成13年度の活動は、この中期計画に照らして、今後改善すべき点はあるが、おおむね成果を上げていると認められる。特殊教育を巡る諸情勢が変化していること、財政事情の厳しさの中で効果的な対応が求められること等から、行政課題に適時適切に対応した活動の実践、優先順位にも十分に配慮した取組の必要性がますます高まるものと思われる。今後は、特殊研が重要課題としてあげる組織体制の見直しの一層の具体化を図り、特殊教育のナショナルセンターとして、行政課題に対応した活動の実践を行うとともに、研究・研修・相談等の業務において都道府県、盲・聾・養護学校等関係機関の取組の先導的な役割を果たすために必要な取組を行うことが期待される。</p> <p>評価の理由、特記事項等</p> <p>1 事業活動</p> <p>計画を上回る実績が多数あり、全般にわたり活発に事業が行われた。ただし、事業毎にいくつかの課題や充実が必要な面もあり、翌事業年度以降において検討が望まれる。なお、事業活動を行うにあたっては、量的な面からの目標達成という視点のみならず教育現場での指導や相談への反映や利用者の満足等を念頭に置き活動を行うという視点が一層重要であり、評価の方法を検討することが必要である。</p> <p>2 業務運営</p> <p>研究活動について分野横断的な研究を行うためプロジェクト研究部門を設置し弾力的な研究活動の実施に努めたほか、事務・事業の円滑な実施のために設置されている各種委員会を総括するとともに部長クラスで構成される総合連絡会議を理事長が主宰するなど理事長の主導性の発揮に配慮した管理運営に努めてきており、この方向は適切であった。今後とも研究所が一体となって各種の活動を行えるような業務運営を目指しての不断の取組が重要である。</p>
	文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	<p>3 財務</p> <p>毎事業年度の業務の効率化の中期目標の達成に向け、人件費、管理経費等の削減のほか、業務の効率化に努めた結果、目標を超える効率化を図ったことは適切であった。今後は、より柔軟な財務運営のためにも科学研究費補助金等外部資金の確保充実について一層の努力が求められる。</p> <p>4 その他</p> <p>文部科学省等の主催する委員会（調査研究協力者会議等）や地方公共団体の各種委員会委員を務める等行政施策等に積極的に協力する姿勢で取り組んだことは適切である。</p>
	政策評価・独立行政法人評価委員会の意見	<p>財務内容の改善に関する評価について、予算、収支計画等における各経費を、中期計画等に定める業務の実施に実際に必要と見込まれる経費の額として業務実績報告書中の決算の報告において明らかにされている額と対応したものとすること等により、各経費の執行状況を予算、収支計画等と対比して適切に評価できるようにすることが必要であることから、このような予算、収支計画等の上での取扱いについて、文部科学省独立行政法人評価委員会から、法人における適切な措置の検討を要請することを期待する。</p> <p>法人外部からの受託等による事業が、法人の裁量によりその能力を有効活用するとの観点から行われるのではなく、本来業務の範囲内において中期目標を達成するための業務として行われる場合は、受託等に係る業務の実績についても、運営費交付金による事業に準じ、独立行政法人評価の対象とされるべきである。</p>
ホムページ	<p>法人： http://www.nise.go.jp/</p> <p>評価結果： http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/index.htm</p>	

法人名	独立行政法人大学入試センター（平成13年4月1日設立）＜特定＞ （理事長：丸山 工作）
目的	大学に入学を志願する者に対し大学が共同して実施することとする試験に関する業務等を行うことにより、大学の入学者の選抜の改善を図り、もって大学及び高等学校（中等教育学校の後期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。）における教育の振興に資することを目的とする。
主要業務	1 大学に入学を志願する者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的として大学が共同して実施することとする試験に関し、問題の作成及び採点その他一括して処理することが適当な業務を行うこと。2 大学の入学者の選抜方法の改善に関する調査及び研究を行うこと。3 大学に入学を志望する者の進路選択に資するための大学に関する情報の提供を行うこと。4 1から3に掲げる業務に附随する業務を行うこと。等
中期目標期間	5年間
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会（委員長：浜田 広）
分科会名	学校教育分科会（分科会長：館 昭）
文部科学省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価</p> <p>中期計画の各項目ごとに、その実施状況について、次のような3段階評価を行う。</p> <p>A：中期計画を十分に履行し、中期目標に向かって着実に成果を上げている B：中期計画をほぼ履行し、中期目標に向かっておおむね成果を上げている C：中期計画を十分には履行しておらず、中期目標達成のためには業務の改善が必要である</p> <p>なお、数値目標に関する評価項目については、定量的な指標を用いて客観的な評価基準を設定して評価を行う。</p> <p>平成14年10月10日に次のような委員長談話を表明 「本評価は、各法人がその中期計画を実施した状況を個々に示すことを目的とするものであり、段階別評価をもって法人間の相対的な比較を行うことを意図したものではない。」（抜粋）</p> <p>総合評価</p> <p>記述式。事業活動全般、業務運営（財務、人事等）など法人の業務全体にわたる横断的な観点から、項目別評価の結果等を踏まえつつ、法人の業務の特性に配慮して業務の実績を評価する。</p>

文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	<p>項目別評価</p> <p>評価結果</p> <p>1 業務運営の効率化 「組織の整備」及び「管理運営業務の効率化」の2つの中項目について、8つの評価項目を設定して評価を行い、その結果を踏まえて中項目の評価を実施 なお、一部の評価項目においては、当該項目より下に、より細かな評価項目（評価指標）を設定して評価を実施（以下の項目も同様） （中項目の評価の結果）A：1項目、B：1項目 （評価項目の評価の結果）A：4項目、B：4項目 （注）当該評価項目数については、中項目の評価の基礎となった評価項目の数を計上している。</p> <p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 「大学入試センター試験の円滑で適切な実施」、「入学者選抜方法の改善に関する調査研究の実施」等4つの中項目について、16の評価項目を設定して評価を行い、その結果を踏まえて中項目の評価を実施 （中項目の評価の結果）A：1項目、B：3項目 （評価項目の評価の結果）A：5項目、B：11項目</p> <p>3 予算、収支計画及び資金計画（結果：-）</p> <p>4 短期借入金の限度額（結果：-）</p> <p>5 重要な財産の譲渡等（結果：-）</p> <p>6 剰余金の使途（結果：-）</p> <p>7 その他業務運営に関する事項 「人事に関する計画」の中項目について、2つの小項目で評価を行い、その結果を踏まえて中項目の評価を実施 （中項目の評価の結果）B：1項目 （小項目の評価の結果）B：2項目</p>

《参考》定量的指標の実績（例）

指 標	中期計画	年度計画	実 績
ハートシステムへのアクセス件数	年間 500 万件以上		9,499,409 件
ハートシステムの満足度調査	50%以上が満足		85.2%

(注) 「中期計画」欄に記載されている数値の指標は、「中期目標」に掲げられているものを記載している。

総合評価

評価結果（総評）

これまでの着実な業務の実施により、社会的に信頼の基盤はできている。法人化を機会に、組織や事業形態が見直され、理事長の主導性も出てきており、若干の改善点、検討課題はあるものの、全体として中期目標の達成に貢献する事業展開がなされたと評価できる。

今後、センターが独立行政法人としての主体性を持ちつつ、どのように業務を遂行していくか期待したい。

評価の理由、特記事項等

1 業務運営

事務組織については組織全体の業務を細部まで精査し、現行業務を、より効率的に実施できるよう積極的に改組等を行い、研究組織については、横断的な諸問題に総合的に対応するため大講座制に改組するなど、全体的に年度計画に基づいた業務運営が着実に実施されており、法人化初年度としての業務運営は円滑に実施されていると評価できる。

なお、人事交流についても積極的に行われているところであるが、今後も一層効率的な業務運営が図れるよう、引き続き積極的な検討及び実施に努めていただきたい。

2 事業活動

センター業務の中心であるセンター試験の実施に関する信頼性は高く、おおむね適切に事業活動が実施されたと評価できる。今後、調査研究等に関しても、更なる努力を期待したい。

文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要

3 財務会計

センターの業務の特殊性にかんがみ、適切に執行され、財務管理も健全に行われている。また、業務の効率化を図ることにより、1パーセントの効率化についても年度目標どおり達成できている。

4 その他

全体的に業務過多の状況で現行業務を行っていく中、高等学校教育への影響などを考慮し、新学習指導要領に対応した、平成 18 年度からのセンター試験の教科・科目等について、前倒しで中間まとめを公表した迅速な対応は評価できる。

今後、リスニングテストの実施等に関し、様々な問題について具体性を持った検討を進めていただきたい。

政策評価・独立行政法人評価委員会の意見

業務運営の効率化に関する評価について、運営費交付金を充当して行う業務のみを対象として評価が行われているが、運営費交付金を充当して行う業務と検定料等収入により行う業務には明確な業務区分がなされていない（同法人は収入の9割以上を検定料等サービスの利用者からの収入によっており、運営費交付金による収入は予算の1割以下となっている。）状況を勘案し、また、中期目標における財務内容の改善に関する事項として管理業務経費の節減及び固定的経費の節減が定められていることを踏まえ、運営費交付金を充当して行う業務に限らず、業務全般の効率化についても定量的に状況を把握し、適切に評価を行うことを期待する。

業務運営の効率化に関する評価において、外部委託に関する評価を行う場合は、委託の実施の有無やその規模の評価にとどまらず、あわせて、新規に外部委託をする場合と法人が直接実施する場合との人件費を含めた総コストの適正な比較、委託先の選定に当たった競争的条件の付与の有無、特定の委託先との契約の継続状況、委託業務の成果の品質管理の状況等にも着眼した評価を可能な限り行うこととすべきである。

ホームページ

法 人：<http://www.dnc.ac.jp/>
 評価結果：http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/index.htm

法人名	独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター (平成13年4月1日設立) <特定> (理事長: 高 為重)
目的	青少年教育指導者その他の青少年教育関係者及び青少年に対する研修、青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び教育の促進、青少年教育に関する団体に対する助成金の交付等を行うことにより、青少年教育の振興及び健全な青少年の育成を図る。
主要業務	1 青少年教育関係者等に対する研修のための施設を設置すること。2 1に掲げる施設において青少年教育関係者等に対する研修を行うこと。3 1に掲げる施設を青少年教育関係者等に対する研修のための利用に供すること。4 青少年教育関係者等に対する研修に関し、指導及び助言を行うこと。5 青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力を促進すること。6 青少年教育に関する専門的な調査及び研究を行うこと。7 青少年教育に関する団体に対して当該団体が行う次に掲げる活動に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。イ 青少年のうちおおむね18歳以下の者の自然体験活動、社会奉仕体験活動その他体験活動の振興を図る活動、ロ 子供を対象とする読書会の開催その他の子供の読書活動の振興を図る活動、ハ インターネットその他の高度情報ネットワークを通して提供することができる子供向けの教材の開発、8 1から7に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
中期目標期間	5年間
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長: 浜田 広)
分科会名	青少年分科会(分科会長: 鈴木 弘喜)
文部科学省独立行政法人評価委員会の評価基準(手法)の概要	<p>項目別評価</p> <p>中期計画の各項目ごとに、その実施状況について、次のような3段階評価を行う。</p> <p>A: 中期計画を十分に履行し、中期目標に向かって着実に成果を上げている</p> <p>B: 中期計画をほぼ履行し、中期目標に向かっておおむね成果を上げている</p> <p>C: 中期計画を十分には履行しておらず、中期目標達成のためには業務の改善が必要である</p> <p>なお、数値目標に関する評価項目については、定量的な指標を用いて客観的な評価基準を設定して評価を行う。</p>

	<p>平成14年10月10日に次のような委員長談話を表明</p> <p>「本評価は、各法人がその中期計画を実施した状況を個々に示すことを目的とするものであり、段階別評価をもって法人間の相対的な比較を行うことを意図したものではない。」(抜粋)</p> <p>総合評価</p> <p>記述式。事業活動全般、業務運営(財務、人事等)など法人の業務全体にわたる横断的な観点から、項目別評価の結果等を踏まえつつ、法人の業務の特性に配慮して業務の実績を評価する。</p>
文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	<p>項目別評価</p> <p>評価結果</p> <p>1 業務運営の効率化 「業務の効率化状況」及び「管理運営の合理化状況」の2つの中項目について評価を実施 (中項目の評価の結果) A: 2項目</p> <p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 「主催事業の実施状況」、「受入事業の実施状況」等6つの中項目が設定されているが、中項目のうち「附帯する事項」については主業務の評価に含むとして、5つの中項目で評価を実施 (中項目の評価の結果) A: 1項目、B: 4項目</p> <p>3 予算、収支計画及び資金計画(結果: A)</p> <p>4 短期借入金の限度額(結果: -)</p> <p>5 重要な財産の譲渡等(結果: -)</p> <p>6 剰余金の使途(結果: -)</p> <p>7 その他業務運営に関する事項 「施設・設備に関する事項」及び「人事に関する計画」の2つの中項目で評価を実施 (中項目の評価の結果) A: 1項目、B: 1項目</p>

《参考》定量的指標の実績（例）

指 標	中期計画	年度計画	実 績
利用者数	毎年延べ100万人以上	延べ100万人	約117.8万人
利用団体の満足度	70%以上	-	総合的な満足度：引率者90.6%、利用者87.6%

(注) 「中期計画」欄に記載されている数値の指標は、「中期目標」に掲げられているものを記載している。

総合評価

評価結果（総評）

独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターは、いじめ、校内暴力、ひきこもり、凶悪犯罪の増加など青少年をめぐる様々な問題の背景とされている、青少年の思いやりの心や社会性など豊かな人間性が青少年期にはぐくまれていない等の諸問題に対応するため、青少年教育関係者等との連携協力を努め、青少年の健全な育成に取り組んでいることは評価できます。

また、センターは、このような青少年を取り巻く諸問題に対して、青少年の自主性・協調性の向上と社会参加・社会貢献に対する意識を高める観点で地域間、世代間交流や国際交流、様々な体験活動の推進や青少年活動のための指導者養成等、多様な事業を実施しており、次代を担う青少年の健全育成を図るため、ナショナルセンターとして、その役割を再認識し、取り組まれていることは、大いに期待するところであります。

評価の理由、特記事項等

1 事業活動

- ・ 主催事業等について

青少年教育のナショナルセンターとしての事業のねらいや目標をより明確にするとともに、高度で先導的な事業への取組をより一層期待します。一方で社会教育実習生やインターンシップの受入等社会のニーズに対応した事業や事業参加者への事業評価のためにそれぞれ工夫された調査手法については大変有意義なことであり、今後とも引き続き実施していくことを期待します。

- ・ 受入事業について

施設整備の完成に伴い、従来にもまして多様な利用が可能となったことから、幅広い利用の拡大を図ることにより、延べ利用者数については、目標を大幅に上回ったところは評価できますが、インターネットによる申込み方法等の改善等、利用者の視点に立ったサービスの向上に向け、更なる努力を期待します。

文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要

- ・ 助成業務について
平成13年度に新たに取組まれた助成業務について、短期間で応募から審査システムまで立ち上げ、予定の助成業務を執行したことは評価できますが、事業の性質上、より一層の透明性や公正性の確保に引き続き努めるとともに、その成果や効果についての調査方法について確立されることを期待します。

2 業務運営

- ・ 情報化の推進について
法人化に当たり、利用者へのより迅速な情報提供を行うためのシステムの改善や、職員それぞれが情報を共有できるよう活用の促進を図り、さらに、情報公開への取組として文書公開システムの開発を行ったことは評価できます。
- ・ 職員の意識改革について
法人化に当たり、職員の方々の意識改革が進んだところですが、法人としての独自性を進めるため、更なる意識改革の取組に期待します。

政策評価・独立行政法人評価委員会の意見

助成業務の評価について、助成金を受けて行われた事業の成果や効果などの内容面の評価を踏まえた評価を行うべきである。

業務運営の効率化に関する評価において、外部委託に関する評価を行う場合は、委託の実施の有無やその規模の評価にとどまらず、あわせて、新規に外部委託をする場合と法人が直接実施する場合との人件費を含めた総コストの適正な比較、委託先の選定に当たっての競争的條件の付与の有無、特定の委託先との契約の継続状況、委託業務の成果の品質管理の状況等にも着目した評価を可能な限り行うこととすべきである。

ホームページ

法人：<http://www.nyc.go.jp/>
評価結果：http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/index.htm

法人名	独立行政法人国立女性教育会館（平成13年4月1日設立）＜特定＞ （理事長：大野 曜）
目的	女性教育指導者その他の女性教育関係者に対する研修、女性教育に関する専門的な調査及び研究等を行うことにより、女性教育の振興を図り、もって男女共同参画社会の形成の促進に資することを目的とする。
主要業務	1 女性教育指導者等に対する研修のための施設を設置すること。2 1に掲げる施設において女性教育指導者等に対する研修を行うこと。3 1に掲げる施設を女性教育指導者等に対する研修のための利用に供すること。4 女性教育指導者等に対する研修に関し、指導及び助言を行うこと。5 女性教育に関する専門的な調査及び研究を行うこと。等
中期目標期間	5年間
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会（委員長：浜田 広）
分科会名	社会教育分科会（分科会長：山本 恒夫）
文部科学省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価</p> <p>中期目標の達成に向けた業務の個別的進ちょく状況について、単なる達成の度合のみならず、事業の展開、プロセスや質的な側面も重要な視点において、次のような3段階評価を実施</p> <p>A：中期計画を十分に履行し、中期目標に向かって着実に成果を上げている B：中期計画をほぼ履行し、中期目標に向かっておおむね成果を上げている C：中期計画を十分には履行しておらず、中期目標達成のためには業務の改善が必要である</p> <p>なお、数値目標に関する評価項目については、定量的な指標を用いて客観的な評価基準を設定して評価を実施</p> <p>平成14年10月10日に次のような委員長談話を表明 「本評価は、各法人がその中期計画を実施した状況を個々に示すことを目的とするものであり、段階別評価をもって法人間の相対的な比較を行うことを意図したものではない。」（抜粋）</p>

	<p>総合評価</p> <p>記述式。項目別評価の結果等を踏まえ、会館の目的、特性等に照らし、会館全体としての業務実績を総合的に判断して評価。評価に当たっては、女性教育に関するナショナルセンターとして先駆的及び中核的拠点としての役割を果たしているかどうかの観点、会館の任務達成に向けた、事業の実施、財務、人事に係るマネジメント等の観点等も勘案して評価を実施</p>
文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	<p>項目別評価</p> <p>評価結果</p> <p>1 業務運営の効率化 「関係機関との共済事業の開催」「男女共同参画社会の形成の促進に資する学習プログラムの共同開発」等6つの中項目（前書部分に記載されている「経費の削減」を含む。）について、10の評価項目を設定して評価を実施 なお、一部の評価項目においては、当該項目より下に、より細かな評価項目（評価指標）を設定して評価を実施（以下の項目も同様） （評価項目の評価の結果）A：8項目、B：2項目 （注）評価項目については、一つの評価項目を評価の単位としているもの、又は、複数の評価項目や評価指標で評価を行い、さらにその結果を集約して一つの評価の単位としているもの等区々となっており、各項目で統一的な数え方ができないため、複数の項目等を集約しているものについては、集約した結果を評価項目数として計上した。</p> <p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 「研修事業の充実」「交流事業の充実」等6つの中項目について、48の評価項目を設定して評価を実施 （評価項目の評価の結果）A：37項目、B：11項目</p> <p>3 予算、収支計画及び資金計画 「自己収入の増加」及び「固定的経費の節減」の2つの評価項目を設定して評価を実施 （評価項目の評価の結果）A：1項目、B：1項目</p> <p>4 短期借入金の限度額（結果：-）</p> <p>5 重要な財産の譲渡等（結果：-）</p> <p>6 剰余金の使途（結果：-）</p>

7 その他業務運営に関する事項
 「施設・設備に関する事項」及び「人事に関する計画」の2つの中項目について、
 3つの評価項目を設定して評価を実施
 (評価項目の評価の結果) A : 2項目、B : 1項目

《参考》定量的指標の実績(例)

指 標	中期計画	年度計画	実 績
女性、家庭等のデータベースの共同構築数	・女性関連施設：5年間で200件 ・女性関連科目：5年間で100件	・同：15件 ・同：5件	・同：25件 ・同：8件
研修参加者の満足度調査	80%以上が満足		79%～91%
情報提供の充実	・レファレンス：毎年度1,000件 ・文献複写：毎年度150件		・同：1,060件 ・同：136件

(注) 満足度調査は、「中期目標」に掲載されている事項である。

総合評価

評価結果(総評)

項目ごとの総合評価ではほとんどが「A」評定であり、一部の定量的目標に「C」評定があるものの、中期目標・中期計画に基づき、年度計画は達成する結果となっている。

国立女性教育会館は、昭和52年の発足以来、国連主導による地球規模での女性の地位向上の動きの中で、教育、学習事業を基本に位置づけた機関として、活動を広げてきており、国内外の女性関連施設・機関等と連携を図りつつ、研修・交流・調査研究・情報の4つの機能を軸とした活動を通して、女性教育に関するナショナルセンターとしての機能を発揮しつつある。

その実績を踏まえて独立行政法人として存在意義を示し、ナショナルセンターとしての機能を発揮しつつあるが、それがどの程度、認知されているかが問題であり、機能の充実、拡大と同時に、国内的、さらには国際的に認識を図ることが課題である。

全国各地の女性センター等が国立女性教育会館に拠点としてどのような期待をもっているかを十分把握し、それに応える運営等について検討する必要がある。

外国の関係機関等とのネットワーク化、共同研究、シンポジウムの開催などに積極的に取り組み、今後はさらに東アジア地域における交流等の拠点としての役割を視野に入れるなど特色を出していく必要がある。

研修、交流、調査研究、情報の各事業が相互に関連して進められるところに、会館の特徴があり、現状でも関連性はみられるが、事業の相互関連については、なお課題が残っている。

文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要

しかし、まず会館全体としての存在意義や目標を明確に示す事業をひとつひとつつくりあげながら課題を解決していくことが先決であり、そのプロセスで関連が意識されるとき、効率性も高まり、おのずからなる活性化が達成されると考える。

公開講演会、国際女性情報処理研修などは、他事業との関連を持たせた活用がなされているが、今後も一層活用の拡大を図るなど、さらに意図的、計画的に関連性を深めていくよう期待する。

また、調査研究は、非常に重要であり、最近の発展は望ましく評価できるが、それを研修、交流など他の事業と分離することがないように進めるとともに、ナショナルセンターにふさわしい調査研究機能の充実のために、より大胆な将来構想を検討していく必要がある。

職員の一人一人が、独立行政法人の一員としてコスト意識を持ちながら、個々の業務レベルを向上させていくような仕組みが作られ、結果的に国立女性教育会館全体の質が向上していくことを望んでいる。

評価の理由、特記事項等

- ・ 貸借対照表や損益計算書にある係数について、前年度との比較ができた方が、国民にとってもより分かりやすくなるのではないかと。また、現状の業務をそのまま残し、様々な外注化が行われることにより、結果的にダブルコストにならないことを望む。

政策評価・独立行政法人評価委員会の意見

ホームページ

法人：<http://www.nwec.go.jp/>
 評価結果：http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/index.htm

法人名	独立行政法人国立青年の家（平成13年4月1日設立）＜非特定＞ （理事長：平川 忠男）
目的	青年の団体宿泊訓練を行うとともに、その設置する施設を青年の団体宿泊訓練のための利用に供すること等により、健全な青年の育成を図ることを目的とする。
主要業務	1 青年の団体宿泊訓練のための施設を設置すること。2 1に掲げる施設において青年の団体宿泊訓練を行うこと。3 1に掲げる施設を青年の団体宿泊訓練のための利用に供するとともに、当該青年の団体宿泊訓練について指導及び助言を行うこと。4 青年の団体宿泊訓練に関し、青年教育指導者の研修を行うこと。5 1から4に掲げる業務に附随する業務を行うこと。
中期目標期間	5年間
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会（委員長：浜田 広）
分科会名	青少年分科会（分科会長：鈴木 弘喜）
文部科学省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価</p> <p>中期計画の各項目ごとに、その実施状況について、次のような3段階評価を行う。</p> <p>A：中期計画を十分に履行し、中期目標に向かって着実に成果を上げている B：中期計画をほぼ履行し、中期目標に向かっておおむね成果を上げている C：中期計画を十分には履行しておらず、中期目標達成のためには業務の改善が必要である</p> <p>なお、数値目標に関する評価項目については、定量的な指標を用いて客観的な評価基準を設定して評価を行う。</p> <p>平成14年10月10日に次のような委員長談話を表明 「本評価は、各法人がその中期計画を実施した状況を個々に示すことを目的とするものであり、段階別評価をもって法人間の相対的な比較を行うことを意図したものではない。」（抜粋）</p> <p>総合評価</p> <p>記述式。事業活動全般、業務運営（財務、人事等）など法人の業務全体にわたる横断的な観点から、項目別評価の結果等を踏まえつつ、法人の業務の特性に配慮して業務の実績を評価する。</p>

文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	項目別評価											
	評価結果											
	1 業務運営の効率化 「施設の連携体制の状況」及び「業務の効率化状況」の2つの中項目で評価を実施（中項目の評価の結果）A：2項目											
	2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 「主催事業の実施状況」、「受入事業の実施状況」等4つの中項目が設定されているが、中項目のうち「附随業務の実施状況」については主業務の評定に含むとして、3つの中項目で評価を実施（中項目の評価の結果）A：1項目、B：2項目											
	3 予算、収支計画及び資金計画（結果：B）											
	4 短期借入金の限度額（結果：-）											
	5 重要な財産の譲渡等（結果：-）											
	6 剰余金の使途（結果：-）											
	7 その他業務運営に関する事項 「施設・設備の整備状況」及び「人事管理の状況」の2つの中項目で評価を実施（中項目の評価の結果）A：2項目											
	《参考》定量的指標の実績（例）											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>指 標</th> <th>中期計画</th> <th>年度計画</th> <th>実 績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>青年の団体宿泊訓練に係る稼働数</td> <td>年間140万人程度</td> <td></td> <td>約150.7万人</td> </tr> <tr> <td>利用団体へのアンケート（目的の達成状況）</td> <td>70%以上</td> <td></td> <td>99.2%</td> </tr> </tbody> </table>	指 標	中期計画	年度計画	実 績	青年の団体宿泊訓練に係る稼働数	年間140万人程度		約150.7万人	利用団体へのアンケート（目的の達成状況）	70%以上		99.2%
指 標	中期計画	年度計画	実 績									
青年の団体宿泊訓練に係る稼働数	年間140万人程度		約150.7万人									
利用団体へのアンケート（目的の達成状況）	70%以上		99.2%									
(注) 「中期計画」欄に記載されている数値の指標は、「中期目標」に掲げられているものを記載している。												

文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	<p>総合評価</p>	<p>評価結果（総評）</p> <p>現在、青年の価値観が多様であるように、青年教育に対する課題もまた多様であり、それに伴い事業活動の方向性を定めることが大変難しいことではありますが、国立青年の家はこれまで各施設がそれぞれ独自に青年教育の課題を真摯に模索してきたところで、</p> <p>法人化後も理事長のリーダーシップのもと、これまでの努力を継続するとともに職員研修を積極的に行い、情報の共有化・職員の意識改革にも積極的に取り組み、法人化1年目として順調に滑り出したことは高く評価することができます。</p> <p>今日、ひきこもりや凶悪犯罪の増加など青少年をめぐる様々な問題が発生し、深刻な社会問題となっており、こうした問題の背景には様々な要因が考えられますが、思いやりの心や社会性など、豊かな人間性が青少年に育まれていないことが背景にあると指摘されています。</p> <p>こうしたことから、現代の青少年をとりまく様々な諸課題を解決するに当たり、青年教育の中核である国立青年の家の重要性はますます高まっており、今後、国立青年の家は、次代を担う青年の健全な育成を図るという役割を果たしていくため、13施設のネットワークを生かし事業のビジョンを更に明確にしてその教育機能をいかに発揮するよう期待するところであります。</p> <p>評価の理由、特記事項等</p> <p>1 事業活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主催事業について 各施設の実情や立地条件に基づき、ひきこもり青年を対象にした体験活動事業など青年の今日的課題に対応した事業や指導者研修を実施して成果を上げていますが、今後、13施設のネットワークを生かし、主催事業のビジョンを更に明確にして、体系的な事業の実施が期待されます。また、主催事業の公立施設等への普及については、報告書に加えて多様な普及方法について一層充実していくことが望まれます。 ・ 受入事業について 利用促進月間を設け積極的に企業や関係機関に出向いたり、出前講座を地域で開催するなどの積極的な広報活動を展開したことにより、利用者を増加させるとともに利用団体数を大幅に増加させ、閑散期にも一定の利用者を確保するなど高い成果を上げています。今後、きめ細やかに利用者のニーズを把握し、一層のサービス向上に努めることを期待します。
	<p>文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要</p>	<p>2 業務運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の連携体制について 全国に分散した13施設が統合した法人化1年目として、組織の基礎となる諸規則の制定や事務の一元化のために各種情報システムを新たに整備したことなどにより、連携体制の基礎を築いたことは高く評価できます。また、各施設の経験やノウハウを共有するためのネットワーク化が図られてきており、更に連携体制を強化することが期待されます。 ・ 職員の意識改革について 法人化後、職員の方々の意識が大幅に変わり、個々が変革の必要性を理解していることはとても素晴らしいことと評価します。
	<p>政策評価・独立行政法人評価委員会の意見</p>	<p>現代的課題や今日的な青年教育に関する事業及び新規に開発したプログラム等主催事業の実施結果の評価を行った場合には、当該主催事業を継続的に実施することの必要性等についても、評価の結果を明示すべきである。</p> <p>必要に応じ、各施設について、その立地条件、特色等を踏まえた具体的な指標を設定すること、必要な財務情報を整理すること等により、財務面を含めた分析が施設ごとに行われることとなることが適切であり、このような取扱いについて、文部科学省独立行政法人評価委員会から、法人における適切な措置の検討を要請することを期待する。</p> <p>業務運営の効率化に関する評価において、外部委託に関する評価を行う場合は、委託の実施の有無やその規模の評価にとどまらず、あわせて、新規に外部委託をする場合と法人が直接実施する場合との人件費を含めた総コストの適正な比較、委託先の選定に当たった競争的条件の付与の有無、特定の委託先との契約の継続状況、委託業務の成果の品質管理の状況等にも着目した評価を可能な限り行うこととすべきである。</p>
<p>ホームページ</p>	<p>法人：http://www.seinen.go.jp/ 評価結果：http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/index.htm</p>	

法人名	独立行政法人国立少年自然の家（平成13年4月1日設立）＜非特定＞ （理事長：松下 俱子）
目的	少年を自然に親しませつつ行う団体宿泊訓練を行うとともに、その設置する施設を少年の団体宿泊訓練のための利用に供すること等により、健全な少年の育成を図ることを目的とする。
主要業務	1 少年の団体宿泊訓練のための施設を設置すること。2 1に掲げる施設において少年の団体宿泊訓練を行うこと。3 1に掲げる施設を少年の団体宿泊訓練のための利用に供するとともに、当該少年の団体宿泊訓練について指導及び助言を行うこと。4 少年の団体宿泊訓練に関し、少年教育指導者の研修を行うこと。5 1から4に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。等
中期目標期間	5年間
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会（委員長：浜田 広）
分科会名	青少年分科会（分科会長：鈴木 弘喜）
文部科学省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価</p> <p>中期計画の各項目ごとに、その実施状況について、次のような3段階評価を実施</p> <p>A：中期計画を十分に履行し、中期目標に向かって着実に成果を上げている B：中期計画をほぼ履行し、中期目標に向かっておおむね成果を上げている C：中期計画を十分には履行しておらず、中期目標達成のためには業務の改善が必要である</p> <p>なお、数値目標に関する評価項目については、定量的な指標を用いて客観的な評価基準を設定して評価を実施</p> <p>平成14年10月10日に次のような委員長談話を表明 「本評価は、各法人がその中期計画を実施した状況を個々に示すことを目的とするものであり、段階別評価をもって法人間の相対的な比較を行うことを意図したものではない。」（抜粋）</p> <p>総合評価</p> <p>記述式。事業活動全般、業務運営（財務、人事等）など法人の業務全体にわたる横断的な観点から、項目別評価の結果等を踏まえつつ、法人の業務の特性に配慮して業務の実績を評価</p>

文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	項目別評価											
	評価結果											
	1 業務運営の効率化 「施設の連携体制の状況」及び「業務の効率化状況」の2つの中項目で評価を実施（中項目の評価の結果）A：2項目											
	2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 「主催事業の実施状況」、「受入事業の実施状況」等4つの中項目が設定されているが、中項目のうち「附帯業務の実施状況」については主業務の評定に含むとして、3つの中項目で評価を実施（中項目の評価の結果）A：2項目、B：1項目											
	3 予算、収支計画及び資金計画（結果：B）											
	4 短期借入金の限度額（結果：-）											
	5 重要な財産の譲渡等（結果：-）											
	6 剰余金の使途（結果：-）											
	7 その他業務運営に関する事項 「施設・設備の整備状況」及び「人事管理の状況」の2つの中項目で評価を実施（中項目の評価の結果）A：2項目											
	《参考》定量的指標の実績（例）											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>指 標</th> <th>中期計画</th> <th>年度計画</th> <th>実 績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>少年の団体宿泊訓練に係る稼働数</td> <td>年間130万人程度</td> <td></td> <td>約134.7万人</td> </tr> <tr> <td>利用団体へのアンケート（職員の対応や指導に対する満足度）</td> <td>70%以上</td> <td></td> <td>90.7%</td> </tr> </tbody> </table>	指 標	中期計画	年度計画	実 績	少年の団体宿泊訓練に係る稼働数	年間130万人程度		約134.7万人	利用団体へのアンケート（職員の対応や指導に対する満足度）	70%以上		90.7%
指 標	中期計画	年度計画	実 績									
少年の団体宿泊訓練に係る稼働数	年間130万人程度		約134.7万人									
利用団体へのアンケート（職員の対応や指導に対する満足度）	70%以上		90.7%									
(注) 「中期計画」欄に記載されている数値の指標は、「中期目標」に掲げられているものを記載している。												

文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	総合評価	
	<p>評価結果（総評）</p> <p>都市化、少子化などの社会環境の変化や地域の教育力の衰退などにより、少年の周辺から豊かな自然環境が喪失し、少年が集団で行動したり、多様な人々とかかわる機会が非常に少なくなってきました。この結果、少年の直接体験の不足や対人関係能力、規範意識の低下などが言われています。このような中、豊かな自然環境の中で、多くの少年に集団での直接体験の機会や、多様な人々とのかかわりなどの機会を提供できる国立少年自然の家は、わが国における次代を担う少年の育成に大きな意義を持っています。少年の体験活動や奉仕活動の重要性が社会的に高まる中、国立少年自然の家は、学校では得ることが難しい自然体験や集団での宿泊体験などを通して、自ら気づき、主体的に学ぶ意欲を喚起するなど、「生きる力」を育む場として今日、大きな役割を果たしております。わが国における少年教育の中心的な施設として、国立少年自然の家は法人化1年目としての業務運営を着実に進めており、今後も我が国における少年教育の先導的役割を果たしていくことが大いに期待されます。</p> <p>評価の理由、特記事項等</p> <p>1 事業活動</p> <ul style="list-style-type: none"> 主催事業について 各施設の実情や立地条件に基づき、長期の異年齢交流、環境教育、不登校等に対応した事業やこれらのプログラム開発に重点的に取り組むとともに、少年教育指導者を対象とした事業など、少年の今日的課題に対応した事業を充実し成果を上げていますが、今後、14施設等とのネットワークを生かし、より体系的な事業の実施を目指して取り組むことを期待します。 受入事業について 少子化が進行する中、積極的な広報活動に努め、冬季の閑散期における利用者を増加させることにより年間の目標稼働数を達成できたことは評価できます。また、利用者サービスの向上を図るため、各施設が積極的に接遇研修や利用申込みの簡略化などに努めるなどの成果がみられましたが、引き続き利用者サービスの向上のため、きめ細やかに利用者のニーズを把握することを期待します。 	<p>文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要</p> <p>2 業務運営</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の連携体制について 全国に分散した14施設が統合した法人化1年目として、組織の基礎となる諸規則の制定や事務の一元化のための各種情報システムなどを整備したことにより、連携体制の基礎を築いたことは高く評価できます。また、各施設の経験やノウハウを共有するためのネットワーク化が図られてきており、それをさらにいかすような連携体制を強化することが期待されます。 職員の意識改革について 独立行政法人化後、職員の方々の意識が大幅に変わり、個々が変革の必要性を理解していることはとても素晴らしいことと評価します。
	<p>政策評価・独立行政法人評価委員会の意見</p> <p>現代的課題や今日的な少年教育に関する事業及び新規に開発したプログラム等主催事業の実施結果の評価を行った場合には、当該主催事業を継続的に実施することの必要性等についても、評価の結果を明示すべきである。</p> <p>必要に応じ、各施設について、その立地条件、特色等を踏まえた具体的な指標を設定すること、必要な財務情報を整理すること等により、財務面を含めた分析が施設ごとに行われることとなることが適切であり、このような取扱いについて、文部科学省独立行政法人評価委員会から、法人における適切な措置の検討を要請することを期待する。</p> <p>業務運営の効率化に関する評価において、外部委託に関する評価を行う場合は、委託の実施の有無やその規模の評価にとどまらず、あわせて、新規に外部委託をする場合と法人が直接実施する場合との人件費を含めた総コストの適正な比較、委託先の選定に当たっての競争的條件の付与の有無、特定の委託先との契約の継続状況、委託業務の成果の品質管理の状況等にも着目した評価を可能な限り行うこととすべきである。</p>	
ホームページ	<p>法人： http://www.syonen.go.jp/</p> <p>評価結果： http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/index.htm</p>	

法人名	独立行政法人国立国語研究所（平成13年4月1日設立）＜特定＞ （所長：甲斐 睦朗）
目的	国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する科学的な調査及び研究並びにこれに基づく資料の作成及びその公表等を行うことにより、国語の改善及び外国人に対する日本語教育の振興を図ることを目的とする。
主要業務	1 国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する科学的な調査及び研究を行うこと。2 1に掲げる調査及び研究に基づく資料の作成並びにその公表を行うこと。3 国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。4 外国人に対する日本語教育に従事する者及び従事しようとする者に対する研修を行うこと。5 1から4に掲げる業務に付随する業務を行うこと。
中期目標期間	5年間
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会（委員長：浜田 広）
分科会名	文化分科会（分科会長：白石太一郎）
文部科学省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価</p> <p>中期計画の各項目ごとに、その実施状況について、原則として、「A」から「C」の3段階評価を行うが、必要に応じて、「A⁺」及び「C⁻」の2段階を追加して、評価を行う。</p> <p>（A⁺：特筆すべき優れた実績を上げている）</p> <p>A：中期計画を十分に履行し、中期目標に向かって着実に成果を上げている</p> <p>B：中期計画をほぼ履行し、中期目標に向かっておおむね成果を上げている</p> <p>C：中期計画を十分には履行しておらず、中期目標達成のためには業務の改善が必要である</p> <p>（C⁻：部会として業務改善の勧告を行う必要がある）</p> <p>なお、数値目標に関する評価項目については、定量的な指標を用いて客観的な評定基準を設定して評価を行う。</p> <p>平成14年10月10日に次のような委員長談話を表明</p> <p>「本評価は、各法人がその中期計画を実施した状況を個々に示すことを目的とするものであり、段階別評定をもって法人間の相対的な比較を行うことを意図したのではない。」（抜粋）</p>

文部科学省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>総合評価</p> <p>記述式。事業活動全般、業務運営（財務、人事等）など法人の業務全体にわたる横断的な観点から、項目別評価の結果等を踏まえつつ、業務の実績について評価する。</p>
文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	<p>項目別評価</p> <p>評価結果</p> <p>1 業務運営の効率化（結果：A）</p> <p>「現行組織の見直し」、「研究所の効率的、効果的な運営」等3つの中項目で評価を行い、その結果を踏まえて大項目の評価を実施</p> <p>なお、一部の中項目においては、当該項目より下に、より細かな評価項目（評価指標）を設定して評価を実施</p> <p>（中項目の評価の結果）A：3項目</p> <p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上（結果：-）</p> <p>「国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する科学的な調査及び研究の実施及びその成果の公表」等4つの中項目について、19の評価項目を設定して評価を行い、その結果を踏まえて中項目の評価を実施</p> <p>なお、一部の評価項目においては、当該項目より下に、より細かな評価項目（評価指標）を設定して評価を実施</p> <p>（中項目の評価の結果）A：3項目、B：1項目</p> <p>（評価項目の評価の結果）A：13項目、B：6項目</p> <p>（注）当該評価項目数については、中項目の評価の基礎となった評価項目の数を計上している。</p> <p>3 予算、収支計画及び資金計画（結果：A）</p> <p>「外部資金の確保状況」等の3つの評価項目を設定して評価を行い、その結果を踏まえて大項目の評価を実施</p> <p>（評価項目の評価の結果）A：3項目</p> <p>4 短期借入金の限度額（結果：-）</p> <p>5 重要な財産の譲渡等（結果：-）</p>

- 6 剰余金の使途（結果： - ）
- 7 その他業務運営に関する事項（結果： - ）

《参考》定量的指標の実績（例）

指 標	中期計画	年度計画	実 績
公開事業の実施	年 5 回以上	同左	5 回
公開事業の満足度調査	80%以上が有意義等	同左	86%

総合評価

評価結果（総評）

平成 13 年度は、効率的な業務運営に努力し、ほぼ中期計画に沿った事業展開をしており評価できる。

国立国語研究所は、国語の改善及び外国人に対する日本語教育の振興を図ることを目的とし、国語研究及び外国人に対する日本語教育研究の中心的な役割を持つ機関として、独立行政法人としての立場を最大限に利用し、従来の調査研究のみならず、独自の新しい事業展開を行うことが期待される。今後は、国立国語研究所の研究目的、研究課題、研究成果を、より広く一般に知らせる努力が必要である。

評価の理由、特記事項等

1 事業活動

全体としては、中期計画に沿って、国語及び日本語教育に関する調査研究を展開しており、事業のひとつに若干の遅れが見られるものの、初年度としては順調であるといえる。ただ、一定の研究成果が出るまである程度の期間が必要であることは理解できるが、独立行政法人としての利点を生かした柔軟な対応をすることにより、さらに、積極的な事業展開を図ることが期待される。

2 業務運営

独立行政法人の初年度に組織改革を行った点は評価できる。さらに人員の適材適所への配置など、独立行政法人としての利点を活用し、効率的な業務運営を行うことが期待される。

政策評価・
独立行政
法人評価
委員会の
意見

ホームページ

法 人： <http://www.kokken.go.jp/>
 評価結果： http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/index.htm

法人名	独立行政法人国立科学博物館（平成13年4月1日設立）＜特定＞ （館長：佐々木 正峰）
目的	博物館を設置して、自然史に関する科学その他の自然科学及びその応用に関する調査及び研究並びにこれらに関する資料の収集、保管及び公衆への供覧等を行うことにより、自然科学及び社会教育の振興を図ることを目的とする。
主要業務	1 博物館を設置すること。2 自然史に関する科学その他の自然科学及びその応用に関する調査及び研究を行うこと。3 自然史に関する科学その他の自然科学及びその応用に関する資料を収集し、保管して公衆の観覧に供するとともに、これらの業務に関連する調査及び研究を行うこと。4 1から3に掲げる業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の事業を行うこと。5 1に掲げる博物館を自然科学の振興を目的とする事業の利用に供すること。等
中期目標期間	5年間
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会（委員長：浜田 広）
分科会名	社会教育分科会（分科会長：山本 恒夫）
文部科学省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価</p> <p>中期計画の各項目ごとに、その実施状況について、原則として、「A」から「C」の3段階評価を行うが、必要に応じて、「A+」及び「C-」の2段階を追加して、評価を行う。</p> <p>（A+：特に優れた実績を上げている）</p> <p>A：中期計画を十分に履行し、中期目標に向かって着実に成果を上げている</p> <p>B：中期計画をほぼ履行し、中期目標に向かっておおむね成果を上げている</p> <p>C：中期計画を十分には履行しておらず、中期目標達成のためには業務の改善が必要である</p> <p>（C-：評価委員会として業務改善の勧告を行う必要がある）</p> <p>なお、数値目標に関する評価項目については、定量的な指標を用いて客観的な評定基準を設定して評価を実施。ただし、最終年度のみ数値目標を定めているものについては、最終年度以外は定性的に評価を行う。</p> <p>平成14年10月10日に次のような委員長談話を表明</p> <p>「本評価は、各法人がその中期計画を実施した状況を個々に示すことを目的とするものであり、段階別評定をもって法人間の相対的な比較を行うことを意図したものではない。」（抜粋）</p>

文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	<p>総合評価</p> <p>記述式。事業活動全般、業務運営（財務、人事等）など法人の業務全体にわたる横断的な観点から、項目別評価の結果等を踏まえつつ、法人の業務の特性に配慮して業務の実績を評価する。</p>											
	<p>項目別評価</p> <p>評価結果</p> <p>1 業務運営の効率化 「業務の効率化」及び「組織運営の改善」の2つの中項目について、3つの評価項目を設定して評価を実施 （評価項目の評価の結果）A：2項目、B：1項目</p> <p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 「博物館の整備・公開」、「自然科学等に関する資料の収集、保管、公衆への供覧」等6つの中項目について、28の評価項目を設定して評価を実施 なお、一部の評価項目においては、当該項目より下に、より細かな評価項目（評価指標）を設定して評価を実施 （評価項目の評価の結果）A：22項目、B：6項目 （注）評価項目については、一つの評価項目を評価の単位としているもの、又は、複数の評価項目や評価指標で評価を行い、さらにその結果を集約して一つの評価の単位としているもの等区々となっており、各項目で統一的な数え方ができないため、複数の項目等を集約しているものについては、集約した結果を評価項目数として計上した。</p> <p>3 予算、収支計画及び資金計画（結果：-）</p> <p>4 短期借入金の限度額（結果：-）</p> <p>5 重要な財産の譲渡等（結果：-）</p> <p>6 剰余金の使途（結果：-）</p> <p>7 その他業務運営に関する事項（結果：-）</p> <p>《参考》定量的指標の実績（例）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指 標</th> <th>中期計画</th> <th>年度計画</th> <th>実 績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資料の収集</td> <td>前年度比5%増</td> <td></td> <td>0.7%増</td> </tr> <tr> <td>学芸員実習生の受入</td> <td>毎年度240名</td> <td></td> <td>237名</td> </tr> </tbody> </table>	指 標	中期計画	年度計画	実 績	資料の収集	前年度比5%増		0.7%増	学芸員実習生の受入	毎年度240名	
指 標	中期計画	年度計画	実 績									
資料の収集	前年度比5%増		0.7%増									
学芸員実習生の受入	毎年度240名		237名									

文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	総合評価
	<p>評価結果（総評）</p> <p>各項目の個別評価を総合すると、唯一の国立の総合科学博物館として我が国の自然科学等の研究及び社会教育の振興を図る施設として役割を果たしていると評価できる。独立行政法人となった最初の年度であるが、中期目標・中期計画の達成に向けて順調に動きだしており、活気がある。ナショナルセンターとして地方の博物館等の活性化にも寄与するなどその役割を果たしており、国際的にもアジア太平洋地域の中核的センターとしての役割を果たしている。業務運営の効率化を着々と実施しつつ、限られた予算や人員の中で展示・教育サービス等の充実によく努めている。科学博物館の展示活動は、自然科学への興味や関心の喚起を通じた国民の理科や科学の理解に重要な機能を担っており、特に、新館展示場を早期に完成させるとともに、さらに国民とのコミュニケーションを図り、親しまれ愛される博物館を目指すべきである。</p> <p>研究活動は長期的な視野で捉え評価する必要があるが、平成13年度は計画的に実施されている。自然史科学に関する研究者の後継者養成についても、努力が認められる。</p> <p>なお、標本資料の収集については、貴重な寄贈標本を受け入れるとともに、調査研究に伴う収集活動によって、新種をはじめ貴重な標本資料の収集に成果があった。今後、調査研究により、タイプ標本等貴重な標本や質の高い標本資料の収集に努めるとともに、個人等のコレクションも積極的に受け入れ、質的な面での充実を図るなど、標本資料の収集方針を検討する必要がある。なお、標本資料の収集は、自らの努力では数的限界があることから、中期目標・中期計画における収集達成目標値について、引き続き維持するかどうか再度検討する必要がある。</p> <p>評価の理由、特記事項等</p> <p>1 事業活動</p> <p>国立科学博物館が果たすべき役割・機能のうち、社会教育施設としての展示活動、教育普及活動及びナショナルセンターとしての活動等国民に対するサービスの提供を確実に推進しているとともに、研究施設としての研究活動についても活発な活動を展開しており、中期目標の達成に向けて着実に成果を上げている。また、新館 期展示場の整備についても、公開に向けた準備作業を計画的かつ順調に準備が進められている。なお、国立科学博物館の重要な機能である標本資料の収集については、今後の在り方を具体的に検討する必要がある。</p>

文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	<p>2 業務運営</p> <p>業務運営についてはおおむね中期計画に基づく年度計画を達成したが、業務の効率化、組織の見直し、人事の在り方など、さらに改善可能な点があると思われる。今後、より効率的な運営を実施するためには、企画立案機能の充実を図り、経営戦略を立てる必要がある。</p>
政策評価・独立行政法人評価委員会の意見	—————
ホームページ	<p>法人： http://www.kahaku.go.jp/</p> <p>評価結果： http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/index.htm</p>

法人名	独立行政法人物質・材料研究機構（平成13年4月1日設立）＜特定＞ （理事長：岸 輝雄）
目的	物質・材料科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発等の業務を総合的に 行うことにより、物質・材料科学技術の水準の向上を図ることを目的とする。
主要業務	1 物質・材料科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発を行うこと。 2 1に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。3 機 構の施設及び設備を科学技術に関する研究開発を行う者の共用に供すること。 4 物質・材料科学技術に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向 上を図ること。5 1から4に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
中期目標期間	5年間
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会（委員長：浜田 広）
分科会名	科学技術分科会（分科会長：岡部 洋一）
文部科学 省独立行 政法人評 価委員 会の評価 基準（手 法）の概 要	<p>項目別評価</p> <p>中期計画の各項目ごとに、その実施状況について、次のような4段階評価を行う。</p> <p>S：特に優れた実績を上げている A：計画通り進んでいる、又は、計画を上回り、中期計画を十分に達成し得る可能性が高いと判断される B：計画どおり進んでいるとは言えない面もあるが、工夫若しくは努力によって、中期計画を達成し得ると判断される F：遅れている、又は、中期計画を達成し得ない可能性が高いと判断される（必要に応じて勧告を発出）</p> <p>評価値(S、A、B、F)については、数値基準を目安として判断、法人の自己評価を基に判断、非定量的要素を含む複数の要素を総合的に勘案等の方法により決定する。</p> <p>平成14年10月10日に次のような委員長談話を表明 「本評価は、各法人がその中期計画を実施した状況を個々に示すことを目的とするものであり、段階別評定をもって法人間の相対的な比較を行うことを意図したものではない。」（抜粋）</p>

文部科学 省独立行 政法人評 価委員 会の評価 基準（手 法）の概 要	<p>総合評価</p> <p>記述式。事業活動全般、業務運営（財務、人事等）など法人の業務全体にわたる横断的な観点から、項目別評価の結果等を踏まえつつ、法人の業務の特性に配慮して業務の実績を評価する。項目別評価の結果については、各項目の重要度も考慮して総合的に判断する。</p>
文部科学 省独立行 政法人評 価委員 会の評価 結果の概 要	<p>項目別評価</p> <p>評価結果</p> <p>1 業務運営の効率化 「機構における研究組織編成」、「機構における業務」及び「研究組織等のマネジメント評価」の3つの中項目について、9つの評価項目を設定して評価を実施 なお、「研究システムの構築の状況」については、「研究グループの指揮命令系統を5階層から3階層へフラット化したことは、上下の意思疎通の面、人事管理の面、流動性の面から適切であり、迅速で効率的な研究促進が期待できる。」として、Sの評価 （評価項目の評価の結果）S：1項目、A：4項目、B：4項目</p> <p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 「基礎研究及び基盤的研究開発」、「研究成果の普及及び成果の利用」等5つの中項目について、21の評価項目を設定して評価を実施。 なお、重点開発領域における研究プロジェクトのうち、「ナノ・物質材料」については、「この分野はそのままシステム材料やデバイス材料になる力がある。」等として、また、「公募型研究への提案と受託研究の受け入れ」については、「対前年度比11.5パーセント増と、中期計画に記載された目標値を大幅に上回っており、評価できる。」等として、それぞれSの評価 （評価項目の評価の結果）S：2項目、A：17項目、B：2項目</p> <p>3 予算、収支計画及び資金計画（結果：A） 4 短期借入金（結果：A） 5 重要な財産の譲渡等（結果：A）</p>

- 6 剰余金の使途（結果： - ）
- 7 その他業務運営に関する事項
「施設・設備に関する事項」及び「人事に関する計画」の2つの中項目で評価を実施

（中項目の評価の結果）A：2項目

《参考》定量的指標の実績（例）

指 標	中期計画	年度計画	実 績
外部資金獲得のための受託研究を積極的受け入れ	毎年度、対前年度比5%増	対前年度比5%増	対前年度11.5%増
査読論文の研究者一人当たりの発表数	年平均2件	2件	2.00件
特許出願	年平均160件以上	年平均160件以上	229件
強磁場研究に係る他機関との共同研究	年平均80件	年平均80件	68件

総合評価

評価結果（総評）

独立行政法人化後、短期間に様々な組織改革や運営改善が適切に行われており、高く評価できる。一般的に業績も高く、中期計画で掲げた大部分の数値目標を上回っている。中には、外部資金の獲得など、数値目標を大幅に上回っているものもあり、大きな成果を上げていると判断される。

なお、今年は初年度であり、機構としての基本方針や組織作り、研究計画の立案段階から一歩踏み出したところであり、全般としては十分業績評価を行える段階では未だない。当面は計画に対する達成度の定量的評価及び、機構の理念、組織が期待されるものであるか、筋の良い研究テーマか、成果の実用化へのインフラ、姿勢が整備されているかの期待値としての評価に留まる。

評価の理由、特記事項等

1 業務運営

運営の基本となる機構の理念について、創造的研究を効果的に生み出し、それらを最終的には社会に還元するべきであるという認識が示されている。そして、それを実現するため、研究ユニットの再編とユニット裁量予算の増額、組織のフラット化、個

文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要

人業績評価の導入（研究者）、国際連携、内部競争資金の導入、技術展開室の設置、運営(フロント)5室の設置など、様々な工夫がなされている。今後、これらが、その目的に沿って、十分な力を発揮することを期待したい。

一方で、業務運営の効率化については、各種事務手続きの電子化、アウトソーシング化などが不十分であり、今後更なる改善が必要である。また、個人の業績評価については、研究者を励まし、優れた研究を積極的に見出し、伸ばし、育てるという視点や、長期的視野に立って評価すべきことなどを考慮する必要がある。事務職員の業績評価についても検討する必要がある。

なお、今後、独立行政法人化後、各研究者の意識がどのように変化したかについて調査することが必要である。

2 事業活動

研究成果については、5年計画の初年度であり、十分な業績評価を行える段階ではないが、随所で興味ある優れた成果が得られていて、おおむね計画どおり進んでいると判断される。これからの材料研究を牽引する要素は、フロンティアとしてのナノ物質・材料、社会的価値追求の環境・エネルギー材料、生体材料、研究手法の革新と異分野との戦略的なネットワーク構築であると考えられるが、この意味で、物質・材料研究機構の研究成果は輝き始めたと言える。

政策評価・独立行政法人評価委員会の意見

業務運営の効率化に関する評価において、外部委託に関する評価を行う場合は、委託の実施の有無やその規模の評価にとどまらず、あわせて、新規に外部委託をする場合と法人が直接実施する場合との人件費を含めた総コストの適正な比較、委託先の選定に当たった競争的条件の付与の有無、特定の委託先との契約の継続状況、委託業務の成果の品質管理の状況等にも着眼した評価を可能な限り行うこととすべきである。

ホームページ

法 人： <http://www.nims.go.jp/nims/>
 評価結果： http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/index.htm

法人名	独立行政法人防災科学技術研究所（平成13年4月1日設立）＜特定＞ （理事長：片山 恒雄）
目的	防災科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発等の業務を総合的に行うことにより、防災科学技術の水準の向上を図ることを目的とする。
主要業務	1 防災科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発を行うこと。2 1に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。3 研究所の施設及び設備を科学技術に関する研究開発を行う者の共用に供すること。4 防災科学技術に関する内外の情報及び資料を収集し、整理し、保管し、及び提供すること。5 防災科学技術に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。等
中期目標期間	5年間
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会（委員長：浜田 広）
分科会名	科学技術分科会（分科会長：岡部 洋一）
文部科学省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価</p> <p>中期計画の各項目ごとに、その実施状況について、次のような4段階評価を行う。</p> <p>S：特に優れた実績を上げている A：計画通り進んでいる、又は、計画を上回り、中期計画を十分に達成し得る可能性が高いと判断される B：計画どおり進んでいるとは言えない面もあるが、工夫若しくは努力によって、中期計画を達成し得ると判断される F：遅れている、又は、中期計画を達成し得ない可能性が高いと判断される（必要に応じて勧告を发出）</p> <p>評価値(S、A、B、F)については、数値基準を目安として判断、法人の自己評価を基に判断、非定量的要素を含む複数の要素を総合的に勘案等の方法により決定する。</p> <p>平成14年10月10日に次のような委員長談話を表明 「本評価は、各法人がその中期計画を実施した状況を個々に示すことを目的とするものであり、段階別評定をもって法人間の相対的な比較を行うことを意図したものではない。」(抜粋)</p>

文部科学省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>総合評価</p> <p>記述式。事業活動全般、業務運営（財務、人事等）など法人の業務全体にわたる横断的な観点から、項目別評価の結果等を踏まえつつ、法人の業務の特性に配慮して業務の実績を評価する。項目別評価の結果については、各項目の重要度も考慮して総合的に判断する。</p>
文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	<p>項目別評価</p> <p>評価結果</p> <p>1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 「防災科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究」、「成果の普及及び活用の促進」等8つの中項目について、29の評価項目を設定して評価を実施。また、一部の評価項目においては、当該項目より下に、より細かな評価項目（評価指標）を設定して評価を実施（以下の項目も同様） なお、「国等の防災行政への貢献」については、「我が国の災害研究においては極めて重要な役割を担っているが、その責務を十分に果たしている」としてS評価とされ、「雪氷防災科学実験施設（新庄）」についてもSの評価。一方、「災害発生時等に必要な業務」については、「いわゆるマニュアルや連絡網を作成したのみである。これでは災害発生時に必要となる措置に対応していない。」等として、Fの評価 （評価項目の評価の結果）S：2項目、A：20項目、B：6項目、F：1項目 （注）評価項目については、一つの評価項目を評価の単位としているもの、又は、複数の評価項目や評価指標で評価を行い、さらにその結果を集約して一つの評価の単位としているもの等区々となっており、各項目で統一的な数え方ができないため、複数の項目等を集約しているものについては、集約した結果を評価項目数として計上した。</p> <p>2 業務運営の効率化 「研究組織の編成及び運営」及び「業務の効率化」の2つの中項目について、3つの評価項目を設定して評価を実施 （評価項目の評価の結果）A：3項目</p>

文 部 科 学 省 独 立 行 政 法 人 評 価 委 員 会 の 評 価 結 果 の 概 要	3 予算、収支計画及び資金計画（結果： - ）																
	4 短期借入金（結果： - ）																
	5 重要な財産の譲渡等（結果： - ）																
	6 剰余金の使途（結果： - ）																
	7 その他業務運営に関する事項 「人事に関する計画」及び「能力発揮の環境整備に関する事項」の2つの中項目で 評価を実施 （中項目の評価の結果）A：1項目、B：1項目																
	《参考》定量的指標の実績（例）																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>指 標</th> <th>中期計画</th> <th>年度計画</th> <th>実 績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>査読のある専門誌への発表及び 学会への発表</td> <td>それぞれ、年 80 編 以上、250 件以上</td> <td>それぞれ、年 80 編 以上、250 件以上</td> <td>それぞれ、105 編、 266 件</td> </tr> <tr> <td>外部資金の積極的な導入</td> <td>対前年度比 5%増</td> <td>4.2 億円以上</td> <td>3.07 億円</td> </tr> <tr> <td>講師の派遣</td> <td>年 20 件以上</td> <td>20 件以上</td> <td>49 件</td> </tr> </tbody> </table>	指 標	中期計画	年度計画	実 績	査読のある専門誌への発表及び 学会への発表	それぞれ、年 80 編 以上、250 件以上	それぞれ、年 80 編 以上、250 件以上	それぞれ、105 編、 266 件	外部資金の積極的な導入	対前年度比 5%増	4.2 億円以上	3.07 億円	講師の派遣	年 20 件以上	20 件以上	49 件
	指 標	中期計画	年度計画	実 績													
	査読のある専門誌への発表及び 学会への発表	それぞれ、年 80 編 以上、250 件以上	それぞれ、年 80 編 以上、250 件以上	それぞれ、105 編、 266 件													
	外部資金の積極的な導入	対前年度比 5%増	4.2 億円以上	3.07 億円													
講師の派遣	年 20 件以上	20 件以上	49 件														
総合評価																	
評価結果（総評） 研究所の管理・運営及び研究企画等に当たる役員並びに各分野のリーダーからの研究 業務に関する説明、研究の第一線にある研究者からの聞き取り、あるいは内部評価書な どを通じて初年度の業務評価を実施した。 その結果、分野横断型のプロジェクト研究が研究活動の活性化を図る上で有効に作用 していること、プロジェクト研究が将来における発展において重要な基礎研究をも刺激 していること、研究経費の使用や事務手続等の運用が弾力化されたことも研究活動を円 滑にするのに有効である事などが明らかになり、所期の方向に向けて順調に進んでいる ことが確認された。 一方、年度評価においては、当初設定した中期目標、中期計画に照らして評価せざる を得ないが、法人化後の体制との関係において計画を見た場合には、中期計画そのもの を見直すべき箇所も見られる。																	

文 部 科 学 省 独 立 行 政 法 人 評 価 委 員 会 の 評 価 結 果 の 概 要	<p>評価の理由、特記事項等 （横断的業務実績評価）</p> <p>法人化に際して、30 余の研究室を廃し、研究員を 4 研究部門 1 センターに所属 せしめ、それらの研究員が約 15 の研究プロジェクトに適宜参加する方式に機構を 改めているが、この機構改革は機動的な研究体制を設定するという法人化の趣旨に かなうものである。研究体制を支援すべき業務運営においては、人員配置などの 人事において制約があり、将来に向けての柔軟性を確保することが望まれる。法人 化後 1 年余を経た現時点で、研究に関わる業務が最終目標に照らしてどの程度達成 されたかを測ることは必ずしも容易ではない。しかしながら、数値目標を設定した 項目については、ほとんどがこれを達成している。</p> <p>一方、研究の一部を外注しているところがあり、これは研究活動を目的とした研 究所の使命に鑑みて再考されるべき点であろう。</p>
政策評価・ 独立行政 法人評価 委員会の 意見	<p>業務運営の評価について、予算、収支計画等の実施状況についても、年度評価の 対象とされるべきである。</p> <p>業務運営の効率化に関する評価において、外部委託に関する評価を行う場合は、 委託の実施の有無やその規模の評価にとどまらず、あわせて、新規に外部委託をす る場合と法人が直接実施する場合との人件費を含めた総コストの適正な比較、委託 先の選定に当たっての競争的條件の付与の有無、特定の委託先との契約の継続状 況、委託業務の成果の品質管理の状況等にも着眼した評価を可能な限り行うことと すべきである。</p>
ホームページ	<p>法 人： http://www.bosai.go.jp/jindex.html 評価結果： http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/index.htm</p>

法人名	独立行政法人航空宇宙技術研究所（平成13年4月1日設立）＜特定＞ （理事長：戸田 勸）
目的	航空宇宙科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発等の業務を総合的に行うことにより、航空宇宙科学技術の水準の向上を図ることを目的とする。
主要業務	1 航空宇宙科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発を行うこと。2 1に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。3 研究所の施設及び設備を科学技術に関する研究開発を行う者の共用に供すること。4 航空宇宙科学技術に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。5 1から4に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
中期目標期間	4年間
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会（委員長：浜田 広）
分科会名	科学技術分科会（分科会長：岡部 洋一）
文部科学省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価</p> <p>中期計画の各項目ごとに、その実施状況について、次のような4段階評価を行う。</p> <p>S：特に優れた実績を上げている A：計画通り進んでいる、又は、計画を上回り、中期計画を十分に達成し得る可能性が高いと判断される B：計画どおり進んでいるとは言えない面もあるが、工夫若しくは努力によって、中期計画を達成し得ると判断される F：遅れている、又は、中期計画を達成し得ない可能性が高いと判断される（必要に応じて勧告を発出）</p> <p>評価値(S,A,B,F)については、数値基準を目安として判断、法人の自己評価を基に判断、非定量的要素を含む複数の要素を総合的に勘案等の方法により決定する。</p> <p>平成14年10月10日に次のような委員長談話を表明 「本評価は、各法人がその中期計画を実施した状況を個々に示すことを目的とするものであり、段階別評定をもって法人間の相対的な比較を行うことを意図したものではない。」（抜粋）</p>

文部科学省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>総合評価</p> <p>記述式。事業活動全般、業務運営（財務、人事等）など法人の業務全体にわたる横断的な観点から、項目別評価の結果等を踏まえつつ、法人の業務の特性に配慮して業務の実績を評価する。項目別評価の結果については、各項目の重要度も考慮して総合的に判断する。</p>
文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	<p>項目別評価</p> <p>評価結果</p> <ol style="list-style-type: none"> 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 「基礎研究及び基盤研究」及び「研究成果の普及及び成果の活用」の2つの中項目について、14の評価項目を設定して評価を実施 （評価項目の評価の結果）A：12項目、B：2項目 業務運営の効率化 「柔軟な組織・体制の構築」、「業務の効率化」及び「受託事業収入の事業の効率化」の3つの中項目で評価を実施 （中項目の評価の結果）A：3項目 予算、収支計画及び資金計画（結果：A） 短期借入金（結果：-） 重要な財産の譲渡等（結果：-） 剰余金の使途（結果：-） その他業務運営に関する事項 「施設・設備に関する事項」及び「人事に関する計画」の2つの中項目で評価を実施 （中項目の評価の結果）A：2項目

文部科学省評価委員会の評価結果の概要	《参考》定量的指標の実績（例）			
	指 標	中期計画	年度計画	実 績
	知的所有権の出願	年平均 50 件	50 件	64 件
	査読論文発表、航空宇宙技術研究所技術報告(TR)・航空宇宙技術研究所資料	合わせて年平均 85 件、研究者一人当たり年平均で 0.26 件	合わせて 85 件、研究者一人当たり 0.26 件	106 件、研究者一人当たり 0.39 件
	国内の大学、研究機関、民間企業等との共同研究	年平均 90 件	90 件	95 件
総合評価				
<p>評価結果（総評）</p> <p>初回評価であり、被評価者も、評価側も、試行錯誤の段階。ただし第三者評価の意義は正しく理解され、努力されている。全般的に、独法化に対応して相当の努力が払われ、初年度としては良好に運営されたものと認められる。中期目標・中期計画の対象以外にも、先進複合材評価技術開発センターのように基盤技術として極めて重要な部分で成果を上げている例もある。</p> <p>評価の理由、特記事項等</p> <p>1 事業活動</p> <p>3つのプロジェクトでいずれも飛行実験による技術実証が計画されており、我が国でも欧米に並んで本格的な技術実証が行われてきたことは評価できる。ただし、プロジェクトの体制・推進にはそれぞれ改善の余地がある。また実用化レベルまでのシナリオが必ずしも明確ではない。</p> <p>超音速実験機の失敗については、技術実証の過程では起こりえることで、将来の糧とすべきである。ただし、本プロジェクトの遂行に当たってはリスクを想定した適切なステップアップを盛り込んだ計画になっていたかどうか、失敗の原因究明も踏まえ検討が必要である。</p> <p>以下、原因調査等に基づいた再評価後に追記</p> <p>実験失敗の直接の原因はメーカー側の製造過程での不具合によることが明らかとなったが、プロジェクト管理や信頼性管理等、航技研側でも本質的に見直す必要のある点が見受けられた。事業自体は継続すべきだが、次回以降の飛行実験にあたっては、航技研の対策検討委員会の提言を忠実に実行するとともに、総合的な技術開発力、プロジェクト管理能力の向上に努め、実験成功に万全を期する努力が必要である。</p>				

文部科学省評価委員会の評価結果の概要	<p>実験プロジェクトには問題が日常的に発生するので、タイムリーに問題を抽出し、計画を調整、見直すようプロジェクトを適正に推進する必要がある。</p> <p>また、プロジェクト遂行中の不測の事態にも柔軟に対応できるように、資金計画を含めた中期目標・中期計画の設定・見直しのメカニズムを検討する必要がある。</p> <p>2 業務運営等</p> <ul style="list-style-type: none"> 各研究者の技術ノウハウを普遍化するシステムを確立することが重要 エンジニアリングそのものが主体である航技研は、産業界等、研究成果のユーザーにあたる者と連携して事業を進め、内外の理解を得る努力が必要。知的所有権に関する戦略的な取組も重要
政策評価・独立行政法人評価委員会の意見	<p>研究開発のスポンサーが国民であるので、研究活動・成果の公への説明責任を的確に果たすよう、より一層努力する必要がある。業務運営の効率化に関する評価において、外部委託に関する評価を行う場合は、委託の実施の有無やその規模の評価にとどまらず、あわせて、新規に外部委託をする場合と法人が直接実施する場合との人件費を含めた総コストの適正な比較、委託先の選定に当たっての競争的條件の付与の有無、特定の委託先との契約の継続状況、委託業務の成果の品質管理の状況等にも着眼した評価を可能な限り行うこととすべきである。</p>
ホームページ	<p>法 人：http://www.nal.go.jp/</p> <p>評価結果：http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/index.htm</p>

法人名	独立行政法人放射線医学総合研究所（平成13年4月1日設立）＜特定＞ （理事長：佐々木 康人）
目的	放射線の人体への影響、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する研究開発等の業務を総合的に行うことにより、放射線に係る医学に関する科学技術の水準の向上を図ることを目的とする。
主要業務	1 放射線の人体への影響、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する研究開発を行うこと。2 1に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。3 研究所の施設及び設備を科学技術に関する研究開発を行う者の共用に供すること。4 放射線の人体への影響、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する研究者を養成し、及びその資質の向上を図ること。5 放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。等
中期目標期間	5年間
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会（委員長：浜田 広）
分科会名	科学技術分科会（分科会長：岡部 洋一）
文部科学省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価</p> <p>中期計画の各項目ごとに、その実施状況について、次のような4段階評価を行う。</p> <p>S：特に優れた実績を上げている A：計画通り進んでいる、又は、計画を上回り、中期計画を十分に達成し得る可能性が高いと判断される B：計画どおり進んでいるとは言えない面もあるが、工夫若しくは努力によって、中期計画を達成し得ると判断される F：遅れている、又は、中期計画を達成し得ない可能性が高いと判断される（必要に応じて勧告を発出）</p> <p>評価値(S、A、B、F)については、数値基準を目安として判断、法人の自己評価を基に判断、非定量的要素を含む複数の要素を総合的に勘案等の方法により決定する。</p>

文部科学省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>平成14年10月10日に次のような委員長談話を表明</p> <p>「本評価は、各法人がその中期計画を実施した状況を個々に示すことを目的とするものであり、段階別評価をもって法人間の相対的な比較を行うことを意図したものではありません。」（抜粋）</p> <p>総合評価</p> <p>記述式。事業活動全般、業務運営（財務、人事等）など法人の業務全体にわたる横断的な観点から、項目別評価の結果等を踏まえつつ、法人の業務の特性に配慮して業務の実績を評価する。項目別評価の結果については、各項目の重要度も考慮して総合的に判断する。</p>
文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	<p>項目別評価</p> <p>評価結果</p> <p>1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 「重点研究開発」、「基盤的研究」等の8つの中項目について、23の評価項目を設定して評価を実施 なお、「重粒子線がん治療臨床試験」については、「高度先進医療の承認申請を行える状況になったことは高く評価される。」としてSの評価。「外部資金の獲得状況」については、「前年度比21%減と大幅に減少している。放医研の規模や研究内容から見て競争的資金の総額が少ないと思われる。」として、Fの評価 （評価項目の評価の結果）S：1項目、A：16項目、B：5項目、F：1項目</p> <p>2 業務運営の効率化等 中期計画における「業務運営の効率化」、「予算、収支計画及び資金計画」等6つの大項目を取りまとめ、「業務運営の効率化」、「財務内容の改善」及び「その他」の3つに区分し、その中に8つの評価項目が設定されているが、「重要な財産の処分等」及び「剰余金の使用等の状況」については該当なしとして評価されておらず、6つの評価項目で評価を実施 （評価項目の評価の結果）A：6項目</p>

文 部 科 学 省 独 立 行 政 法 人 評 価 委 員 会 の 評 価 結 果 の 概 要	《参考》定量的指標の実績（例）			
	指 標	中期計画	年度計画	実 績
	研究者1人当たりの査読論文発表数	年平均で1件	-	1.3件
	民間企業等関連研究機関との共同研究開発等の実施	年60件程度	年50件程度	延べ53機関と実施
	特許出願数	平成12年度実績に対し50%増	年10件程度	22件
	総合評価			
	評価結果（総評）			
	<p>放医研は、平成13年度実績においてほとんどの項目で年度計画を達成しており、独立行政法人として順調なスタートを切ったと考えられる。また、理事長はじめ幹部職員が独立行政法人制度の理念をよく理解し、その特長をいかす改革に意欲的に取り組んでいる。特に、諸改革における理事長の意欲とリーダーシップは高く評価できる。次年度以降の課題として、意識調査の実施等により全職員の意識改革を促すこと、より積極的に競争的外部資金の獲得に取り組むこと、及び 組織としての危機管理体制を充実させることを望みたい。</p>			
	<p>評価の理由、特記事項等</p>			
	<p>1 事業活動</p> <p>独立行政法人化して初年度という組織改革の渦中において、所定の目標はほぼ達成されている。中期計画に良く従って活動しており、放医研全体として順調に進ちよくしていると評価できる。</p>			

文 部 科 学 省 独 立 行 政 法 人 評 価 委 員 会 の 評 価 結 果 の 概 要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 透明性 内部研究評価や基礎的・萌芽的研究の公募等が適正に実施されており、透明性を高めるための努力が払われている。課題として、何か問題が起きたときに、情報の透明性を保ちつつ組織として迅速に対応できる危機管理体制を作っておくことが必要 ・ 人事の適正 若手育成型任期付き採用や交流人事を推進しており、人材を適所に配置するための努力が認められる。 <p>3 その他</p> <p>独立行政法人制度に対する幹部職員の意識は高く、制度の特長をいかして多方面の改革に意欲を持って取り組んでいると思われる。一方、一般研究者や研究補助者等の職員の意識については、今回は正確に把握できなかった。早急に、独法化に関する全職員の意見を聴取し、その結果を今後の改革に役立てられたい。</p>
政 策 評 価 ・ 独 立 行 政 法 人 評 価 委 員 会 の 意 見	<p>業務運営の効率化に関する評価において、外部委託に関する評価を行う場合は、委託の実施の有無やその規模の評価にとどまらず、あわせて、新規に外部委託をする場合と法人が直接実施する場合との人件費を含めた総コストの適正な比較、委託先の選定に当たった競争的条件の付与の有無、特定の委託先との契約の継続状況、委託業務の成果の品質管理の状況等にも着眼した評価を可能な限り行うこととすべきである。</p>
ホ ム ペ ー ジ	<p>法 人：http://www.nirs.go.jp/</p> <p>評価結果：http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/index.htm</p>

法人名	独立行政法人国立美術館（平成13年4月1日設立）＜特定＞ （理事長：辻村 哲夫）
目的	美術館を設置して、美術（映画を含む。）に関する作品その他の資料を収集し、保管して公衆の観覧に供するとともに、これに関連する調査及び研究並びに教育及び普及の事業等を行うことにより、芸術その他の文化の振興を図ることを目的とする。
主要業務	1 美術館を設置すること。2 美術に関する作品その他の資料を収集し、保管して公衆の観覧に供すること。3 2に掲げる業務に関連する調査及び研究を行うこと。4 2に掲げる業務に関連する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。5 2に掲げる業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の事業を行うこと。等
中期目標期間	5年間
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会（委員長：浜田 広）
分科会名	文化分科会（分科会長：白石 太一郎）
文部科学省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価</p> <p>中期計画の各項目ごとに、その実施状況について、次のような3段階評価を行う。</p> <p>A：中期計画を十分に履行し、中期目標に向かって着実に成果を上げている B：中期計画をほぼ履行し、中期目標に向かっておおむね成果を上げている C：中期計画を十分には履行しておらず、中期目標達成のためには業務の改善が必要である</p> <p>なお、数値目標に関する評価項目については、定量的な指標を用いて客観的な評価基準を設定して評価を行う。</p> <p>平成14年10月10日に次のような委員長談話を表明 「本評価は、各法人がその中期計画を実施した状況を個々に示すことを目的とするものであり、段階別評価をもって法人間の相対的な比較を行うことを意図したものではない。」（抜粋）</p>

	<p>総合評価</p> <p>記述式。事業活動全般、業務運営（財務、人事等）など法人の業務全体にわたる横断的な観点から、項目別評価の結果等を踏まえつつ、法人の業務の実績について評価する。</p>																																				
文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	<p>項目別評価</p> <p>評価結果</p> <p>1 業務運営の効率化 東京国立近代美術館（本館・工芸館及びフィルムセンターの別）京都国立近代美術館等の各美術館ごとに、大項目で評価を実施 なお、「毎事業年度1%の業務の効率化」については、当該項目の下に、別途の評価指標を設定して評価を実施 （評価結果）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>東京（本館等）</th> <th>東京（フィルムセンター）</th> <th>京都</th> <th>西洋</th> <th>国際</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大項目</td> <td>B</td> <td>B</td> <td>B</td> <td>B</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>1%の効率化</td> <td>B</td> <td>B</td> <td>B</td> <td>B</td> <td>B</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 東京国立近代美術館（本館・工芸館及びフィルムセンターの別）京都国立近代美術館等の各美術館ごとに、「収集・保管」、「公衆への観覧」等7つの中項目（「新国立美術展示施設（仮称）の開設に向けた準備」は、平成14年度からの実施のため対象外）について、それぞれ14から16の評価項目を設定して評価を実施 なお、一部の評価項目においては、当該項目より下に、より細かな評価項目（評価指標）を設定して評価を実施 （評価項目の評価の結果）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>博物館名</th> <th>東京（本館等）</th> <th>東京（フィルムセンター）</th> <th>京都</th> <th>西洋</th> <th>国際</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Aの項目数</td> <td>12</td> <td>11</td> <td>10</td> <td>11</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>Bの項目数</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 評価項目については、一つの評価項目を評価の単位としているもの、又は、複数の評価項目や評価指標で評価を行い、さらにその結果を集約して一つの評価の単位としているもの等区々となっており、各項目で統一的な数え方ができないため、複数の項目等を集約しているものについては、集約した結果を評価項目数として計上した。 2 美術館により評価項目数が異なる理由は、当初から対象外のものや、平成13年度実績がなく対象外となったものがあることによる。</p>	区分	東京（本館等）	東京（フィルムセンター）	京都	西洋	国際	大項目	B	B	B	B	B	1%の効率化	B	B	B	B	B	博物館名	東京（本館等）	東京（フィルムセンター）	京都	西洋	国際	Aの項目数	12	11	10	11	8	Bの項目数	4	3	5	4	7
区分	東京（本館等）	東京（フィルムセンター）	京都	西洋	国際																																
大項目	B	B	B	B	B																																
1%の効率化	B	B	B	B	B																																
博物館名	東京（本館等）	東京（フィルムセンター）	京都	西洋	国際																																
Aの項目数	12	11	10	11	8																																
Bの項目数	4	3	5	4	7																																

- 3 予算、収支計画及び資金計画（結果： - ）
- 4 短期借入金の限度額（結果： - ）
- 5 剰余金の使途（結果： - ）
- 6 その他業務運営に関する事項（結果： - ）

《参考》定量的指標の実績（例）

指標	中期計画	年度計画	実績
企画展等の開催回数	東京本館：年3～5回程度 東京工芸館：年2～3回程度 東京フィルムセンター：年5～6番組程度 京都：年6～7回程度 西洋：年3回程度 国際：年5～6回程度	東京本館：3回 工芸館：4回 東京フィルムセンター：4番組 京都：7回 西洋：4回 国際：9回	東京本館：3回 工芸館：4回 東京フィルムセンター：4番組 京都：8回 西洋：4回 国際：8回
入館者数	年度計画において各館の常設展ごとに設定	東京工芸館常設展：2万7千人 京都常設展：12万人 西洋常設展：25万人 国際常設展：4万人	東京工芸館常設展：1万8,865人 京都常設展：13万3,254人 西洋常設展：25万9,917人 国際常設展：11万8,567人

総合評価

評価結果（総評）

平成13年度の国立美術館は、本来の業務である収集・保管、公衆への観覧、調査研究、教育普及の質の向上及び業務運営の効率化への取組みに対し努力し、年度計画以上の実績を上げるなど、中期目標を達成するための着実な一歩を踏み始めた。

また、貴重な国民的財産である国内外の美術作品を良好な状態で後世に伝え、美術作品を広く国民に紹介し、我が国の顔として国際文化交流を推進するとともにナショナルセンターとして国内外の美術館活動の充実へ寄与する文化の振興を図る活動を通じて、社会に貢献した。

評価の理由、特記事項等

1 事業活動

国立美術館の本来の業務である収集・保管、公衆への観覧、調査研究及び教育普及等の国民に対して提供するサービスについては、質・量ともに充実した業務を実施し、中期目標に向かって着実に成果を上げている。

文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要

2 業務運営

国立美術館の業務運営についてはおおむね中期計画に基づく年度計画を履行したが、業務の効率化、人事など、まだ改善可能な点があると思われる。今後、より効率的な運営を実施するためには、運営責任者が財務諸表等経営に関するデータを分析した上で予算・事業を計画し、法人の持っている資源を最大限に活用する必要がある。

政策評価・独立行政法人評価委員会の意見

本法人においては、各館ごとに詳細な財務状況の開示が行われており、このような取組が引き続き推進されるべきであるが、さらに、各館について、業務の質の向上に加えて業務の効率化や財務内容の改善についても、各館の実状を踏まえた具体的な計画を設定すること等により、評価が個別に行われることとなることが適切であり、このような計画等の上での取扱いについて、文部科学省独立行政法人評価委員会から、法人における適切な措置の検討を要請することを期待する。

業務運営の効率化に関する評価において、外部委託に関する評価を行う場合は、委託の実施の有無やその規模の評価にとどまらず、あわせて、新規に外部委託をする場合と法人が直接実施する場合との人件費を含めた総コストの適正な比較、委託先の選定に当たった競争的條件の付与の有無、特定の委託先との契約の継続状況、委託業務の成果の品質管理の状況等にも着目した評価を可能な限り行うこととすべきである。

ホームページ

法人： <http://www.momat.go.jp/IAINMoA/index.html>
 評価結果： http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/index.htm

法人名	独立行政法人国立博物館（平成13年4月1日設立）＜特定＞ （理事長：野崎 弘）
目的	博物館を設置して、有形文化財を収集し、保管して公衆の観覧に供するとともに、これに関連する調査及び研究並びに教育及び普及の事業等を行うことにより、貴重な国民的財産である文化財の保存及び活用を図ることを目的とする。
主要業務	1 博物館を設置すること。2 有形文化財を収集し、保管して公衆の観覧に供すること。3 2に掲げる業務に関連する調査及び研究を行うこと。4 2に掲げる業務に関連する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。5 2に掲げる業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の事業を行うこと。等
中期目標期間	5年間
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会（委員長：浜田 広）
分科会名	文化分科会（分科会長：白石 太一郎）
文部科学省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価</p> <p>中期計画の各項目ごとに、その実施状況について、次のような3段階評価を行う。</p> <p>A：中期計画を十分に履行し、中期目標に向かって着実に成果を上げている B：中期計画をほぼ履行し、中期目標に向かっておおむね成果を上げている C：中期計画を十分には履行しておらず、中期目標達成のためには業務の改善が必要である</p> <p>なお、数値目標に関する評価項目については、定量的な指標を用いて客観的な評価基準を設定して評価を行う。</p> <p>平成14年10月10日に次のような委員長談話を表明 「本評価は、各法人がその中期計画を実施した状況を個々に示すことを目的とするものであり、段階別評価をもって法人間の相対的な比較を行うことを意図したものではない。」（抜粋）</p> <p>総合評価</p> <p>記述式。事業活動全般、業務運営（財務、人事等）など法人の業務全体にわたる横断的な観点から、項目別評価の結果等を踏まえつつ、法人の業務の実績について評価する。</p>

文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	項目別評価												
	評価結果												
	1 業務運営の効率化 東京、京都及び奈良の各博物館ごとに、大項目で評価を実施 なお、「毎事業年度1%の業務の効率化」については、当該項目の下に、別途の評価指標を設定して評価を実施 （評価結果）												
	<table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>東京</th> <th>京都</th> <th>奈良</th> </tr> <tr> <td>大項目</td> <td>B</td> <td>B</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>1%の効率化</td> <td>B</td> <td>B</td> <td>B</td> </tr> </table>	区分	東京	京都	奈良	大項目	B	B	B	1%の効率化	B	B	B
	区分	東京	京都	奈良									
	大項目	B	B	B									
	1%の効率化	B	B	B									
	2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 東京、京都及び奈良の各博物館ごとに、「収集・保管」、「公衆への観覧」等5つの中項目について、それぞれ16の評価項目を設定して評価を実施 なお、一部の評価項目においては、当該項目より下に、より細かな評価項目（評価指標）を設定して評価を実施 また、「新たな博物館の運営に向けた取り組み」の中項目については、別途「九州国立博物館（仮称）」の評価書を作成して評価しており、評価の結果はAの評価 （評価項目の評価の結果）												
	<table border="1"> <tr> <th>博物館名</th> <th>東京</th> <th>京都</th> <th>奈良</th> </tr> <tr> <td>Aの項目数</td> <td>14</td> <td>14</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>Bの項目数</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> </table>	博物館名	東京	京都	奈良	Aの項目数	14	14	14	Bの項目数	2	2	2
	博物館名	東京	京都	奈良									
Aの項目数	14	14	14										
Bの項目数	2	2	2										
（注） 評価項目については、一つの評価項目を評価の単位としているもの、又は、複数の評価項目や評価指標で評価を行い、さらにその結果を集約して一つの評価の単位としているもの等区々となっており、各項目で統一的な数え方ができないため、複数の項目等を集約しているものについては、集約した結果を評価項目数として計上した。													
3 予算、収支計画及び資金計画（結果：-）													
4 短期借入金の限度額（結果：-）													
5 剰余金の使途（結果：-）													
6 その他業務運営に関する事項（結果：-）													

文 部 科 学 省 独 立 行 政 法 人 評 価 委 員 会 の 評 価 結 果 の 概 要	《参考》定量的指標の実績（例）			
	指 標	中期計画	年度計画	実 績
	特別展等の開催回数	東京：年3～5回 京都：年2～3回 奈良：年2～3回	東京：6回 京都：3回 奈良：2回	東京：5回 京都：3回 奈良：2回
	入館者数	（年度計画において各館の展覧会ごとに設定）	東京：76万人 京都：30万人 奈良：28万人	東京：96万4,133人 京都：34万911人 奈良：32万4,050人
（注）展覧会によっては、目標の入館者数を満たしていないものもある。				
総合評価				
<p>評価結果（総評）</p> <p>平成13年度の国立博物館は、本来の業務である収集・保管、公衆への観覧、調査研究、教育普及の質の向上及び業務運営の効率化への取組に対し努力し、年度計画以上の実績を上げるなど、中期目標を達成するための着実な一歩を踏み始めた。</p> <p>また、貴重な国民的財産である文化財を良好な状態で後世に伝え、文化財を広く国民に紹介し、我が国の顔として国際文化交流を推進するとともにナショナルセンターとして国内外の博物館活動の充実へ寄与する文化の振興を図る活動を通じて、社会に貢献した。</p> <p>評価の理由、特記事項等</p> <p>1 事業活動</p> <p>国立博物館の本来の業務である収集・保管、公衆への観覧、調査研究及び教育普及等の国民に対して提供するサービスについては、質・量ともに充実した業務を実施し、中期目標に向かって着実に成果を上げている。特に、保管業務、教育普及業務については組織の改編を伴う充実が図られた。</p> <p>2 業務運営</p> <p>国立博物館の業務運営についてはおおむね中期計画に基づく年度計画を履行したが、業務の効率化、人事など、まだ改善可能な点があると思われる。今後、より効率的な運営を実施するためには、運営責任者が財務諸表等経営に関するデータを分析した上で予算・事業を計画し、法人の持っている資源を最大限に活用する必要がある。</p>				

政策評価・独立行政法人評価委員会の意見	<p>各館ごとに、それぞれの特色等を活かした運営が行われていることから、各館について、業務の質の向上に加えて業務の効率化や財務内容の改善についても、各館の実状を踏まえた具体的な計画を設定すること、より詳細なセグメント情報を整理すること等により、評価が個別に行われることとなることが適切であり、このような計画等の上での取扱いについて、文部科学省独立行政法人評価委員会から、法人における適切な措置の検討を要請することを期待する。</p> <p>業務運営の効率化に関する評価において、外部委託に関する評価を行う場合は、委託の実施の有無やその規模の評価にとどまらず、あわせて、新規に外部委託をする場合と法人が直接実施する場合との人件費を含めた総コストの適正な比較、委託先の選定に当たった競争的条件の付与の有無、特定の委託先との契約の継続状況、委託業務の成果の品質管理の状況等にも着目した評価を可能な限り行うこととすべきである。</p>
ホームページ	<p>法人：http://www.NatMus.jp/</p> <p>評価結果：http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/index.htm</p>

法人名	独立行政法人文化財研究所（平成13年4月1日設立）＜特定＞ （理事長：渡邊 明義）
目的	文化財に関する調査及び研究並びにこれに基づく資料の作成及びその公表等を行うことにより、貴重な国民的財産である文化財の保存及び活用を図ることを目的とする。
主要業務	1 文化財に関する調査及び研究を行うこと。2 1に掲げる調査及び研究に基づく資料の作成並びにその公表を行うこと。3 文化財に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。4 1から3に掲げる業務に関し、地方公共団体並びに文化財に関する調査及び研究を行う研究所その他これに類する施設（次号において「地方公共団体等」という。）の職員に対する研修を行うこと。5 1から3に掲げる業務に関し、地方公共団体等の求めに応じて援助及び助言を行うこと。6 1から5に掲げる業務に附随する業務を行うこと。
中期目標期間	5年間
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会（委員長：浜田 広）
分科会名	文化分科会（分科会長：白石 太一郎）
文部科学省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価</p> <p>中期目標、中期計画に定められた各項目の達成度を確認するため、業務内容ごとに指標・評価項目を設定する等により、原則として、次のような3段階評価を行う。</p> <p>なお、必要に応じ、「A⁺」の評価ができる。 （A⁺：特に優れた実績を上げた場合）</p> <p>A：中期計画を十分に履行し、中期目標に向かって着実に成果を上げている。 B：中期計画をほぼ履行し、中期目標に向かっておおむね成果を上げている。 C：中期計画を十分には履行しておらず、中期目標達成のためには業務の改善が必要</p> <p>なお、数値目標に関する評価項目については、定量的な指標を用いて客観的な評価基準を設定して評価を行う。</p> <p>平成14年10月10日に次のような委員長談話を表明 「本評価は、各法人がその中期計画を実施した状況を個々に示すことを目的とするものであり、段階別評価をもって法人間の相対的な比較を行うことを意図したものではない。」（抜粋）</p>

文部科学省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>総合評価</p> <p>記述式。文化財研究所の任務達成に向けた、事業の実施、財務、人事に係るマネジメント等について、それぞれの観点から評価を行うとともに、項目別評価の結果等を総合し、法人の活動全体について評価を行う。</p> <p>なお、中期計画等に掲げられていない事項についても、研究所の目的を達成するために必要な取組を積極的に評価する。</p>
文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	<p>項目別評価</p> <p>評価結果</p> <p>1 業務運営の効率化 「国際協力、国際共同研究について、『国際文化財保存修復協力センター』への一元化による業務の効率化」、「両（東京、奈良）文化財研究所の共通の業務の効率化」等9つの中項目（前書部分に記載されている「業務の効率化」を含む。）で評価を実施 なお、前書部分の「業務の効率化」については、当該項目の下に、更に「経費の削減率」の評価指標を設定して評価を実施 （中項目の評価の結果）A：9項目 （経費の削減率の評価の結果）A</p> <p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 「文化財に関する調査・研究」、「調査・研究に基づく資料の作成・公表」等6つの中項目について、72の評価項目を設定して評価を実施（3項目は実績がないため評価の対象外） なお、一部の評価項目においては、当該項目より下に、より細かな評価項目（評価指標）を設定して評価を実施 （評価項目の評価の結果）A：62項目、B：7項目 （注） 評価項目については、一つの評価項目を評価の単位としているもの、又は、複数の評価項目や評価指標で評価を行い、さらにその結果を集約して一つの評価の単位としているもの等区々となっており、各項目で統一的な数え方ができないため、複数の項目等を集約しているものについては、集約した結果を評価項目数として計上した。</p> <p>3 予算、収支計画及び資金計画（結果：A）</p> <p>4 短期借入金の限度額（結果：-）</p>

5 剰余金の使途（結果： - ）

6 その他業務運営に関する事項

「人事に関する計画」及び「施設・設備の整備の計画的な推進」の2つの中項目で評価を実施

（中項目の評価の結果）A：2項目

《参考》定量的指標の実績（例）

指 標	中期計画	年度計画	実 績
埋蔵文化財発掘技術者等研修	年14回、延べ200名程度	12回、延べ200名程度	14回、延べ331名
博物館・美術館等保存担当学芸員研修	年1回、25名程度	同左	1回、23名

総合評価

評価結果（総評）

独立行政法人化の趣旨にしたがって業務の効率的運営に努力し、文化財に関する国家的研究機関として、中期計画の初年度が計画通り達成されているものと高く評価できる。独立行政法人化以前の事業をまもるだけでなく、独立行政法人化の趣旨をいかした独自の新しい事業展開が期待される。業務運営の効率化や独立行政法人としての評価が、自己規制になるのではなく、さらなる発展につながることも期待したい。また、文化財研究所の業務活動の結果である多くの研究成果を、広く知らせる努力も重要であろう。

評価の理由、特記事項等

1 事業活動

全体として、独立行政法人化以前と比較しても事業が意欲的に展開されており、初年度としては順調・適切に行われていると評価できる。ただ従来の事業をまもるだけでなく、独立行政法人化の趣旨をいかした独自の新しい事業展開が期待される。

2 業務運営

全体として、独立行政法人化の趣旨にしたがい、業務の効率的運営に努力し、十分な成果を上げていると評価できる。

文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要

3 その他

独立行政法人に求められている業務の効率化の推進と、独立の研究機関としての自由な発想に基づく研究の進展をいかに調和させるかが今後の運営に求められよう。また、いずれ博物館、美術館、文化庁の各部門あるいは他の機関と研究、調査、情報提供など業務内容の分担について再検討が必要と思われる。また、研究・調査・資料作成・公表・保存処理・修復・整備とこれらについての研修の実施・援助・助言という多岐にわたる活動を行っているが、これらの幾分かでも民間を含め外部を活用することによって、よりゆとりある、充実した運営がなされないものかと思われる。

政策評価・独立行政法人評価委員会の意見

業務運営の効率化に関する評価において、外部委託に関する評価を行う場合は、委託の実施の有無やその規模の評価にとどまらず、あわせて、新規に外部委託をする場合と法人が直接実施する場合との人件費を含めた総コストの適正な比較、委託先の選定に当たっての競争的條件の付与の有無、特定の委託先との契約の継続状況、委託業務の成果の品質管理の状況等にも着眼した評価を可能な限り行うこととすべきである。

法人外部からの受託費等の獲得の促進等を定める中期目標の達成度合を評価するためには、当該目標の達成に係る受託費、人件費等を含めた具体的な目標値を計画中に設定すること等により、その獲得の実績や、当該実績が大幅に変動した場合の各経費の執行状況を、計画と対比して適切に評価できるようにすることが必要であることから、このような計画の上での取扱いについて、文部科学省独立行政法人評価委員会から、法人における適切な措置の検討を要請することを期待する。

ホームページ

法人： <http://www.nabunken.go.jp/bunkazai/mokuji.htm>
 評価結果： http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/index.htm

法人名	独立行政法人教員研修センター（平成13年4月1日設立）＜非特定＞ （理事長：遠山 耕平）
目的	校長、教員その他の学校教育関係職員に対する研修等を行うことにより、その資質の向上を図ることを目的とする。
主要業務	1 校長、教員その他の学校教育関係職員に対する研修を行うこと。2 学校教育関係職員に対する研修に関し、指導、助言及び援助を行うこと。3 1及び2に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
中期目標期間	3年間
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会（委員長：浜田 広）
分科会名	学校教育分科会（分科会長：館 昭）
文部科学省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価</p> <p>中期計画の各項目ごとに、その実施状況について、次のような4段階評価を行う。</p> <p>A⁺：特に優れた実績を上げている A：中期計画を十分に履行し、中期目標に向かって着実に成果を上げている B：中期計画をほぼ履行し、中期目標に向かっておおむね成果を上げている C：中期計画を十分には履行しておらず、中期目標達成のためには業務の改善が必要</p> <p>なお、数値目標に関する評価項目については、定量的な指標を用いて客観的な評価基準を設定して評価を行う。</p> <p>平成14年10月10日に次のような委員長談話を表明 「本評価は、各法人がその中期計画を実施した状況を個々に示すことを目的とするものであり、段階別評価をもって法人間の相対的な比較を行うことを意図したものではない。」（抜粋）</p> <p>総合評価</p> <p>記述式。事業活動全般、業務運営（財務、人事等）など法人の業務全体にわたる横断的な観点から、項目別評価の結果等を踏まえつつ、法人の業務の特性に配慮して業務の実績を評価する。</p>

文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	項目別評価							
	評価結果							
	1 業務運営の効率化 「研修事業の見直し」、「外部機関との協力の拡大」等6つの中項目で評価を実施（中項目の評価の結果）A：5項目、B：1項目							
	2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 「研修事業の実施」、「研修の有効性に関するアンケート調査の実施」等5つの中項目で評価を実施（中項目の評価の結果）A：2項目、B：3項目							
	3 予算、収支計画及び資金計画（結果：A）							
	4 短期借入金の限度額（結果：-）							
	5 重要な財産の譲渡等（結果：-）							
	6 剰余金の使途（結果：-）							
	7 その他業務運営に関する事項 「施設・設備に関する事項」及び「人事に関する計画」の2つの中項目で評価を実施（中項目の評価の結果）A：1項目、B：1項目							
	《参考》定量的指標の実績（例）							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>指 標</th> <th>中期計画</th> <th>年度計画</th> <th>実 績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修受講者の有意義度調査</td> <td>85%以上の受講者が「有意義だった」「役に立った」と評価</td> <td></td> <td>すべての研修（50事業）において、85%以上の受講者が「有意義だった」等と評価（100%）</td> </tr> </tbody> </table>	指 標	中期計画	年度計画	実 績	研修受講者の有意義度調査	85%以上の受講者が「有意義だった」「役に立った」と評価		すべての研修（50事業）において、85%以上の受講者が「有意義だった」等と評価（100%）
指 標	中期計画	年度計画	実 績					
研修受講者の有意義度調査	85%以上の受講者が「有意義だった」「役に立った」と評価		すべての研修（50事業）において、85%以上の受講者が「有意義だった」等と評価（100%）					
(注) 「中期計画」欄に記載されている数値の指標は、「中期目標」に掲げられているものを記載している。								

文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	総合評価	<p>評価結果（総評）</p> <p>中期計画に沿って事業を円滑に実施するとともに、研修事業の多面的な見直しや職員が一丸となって業務運営の効率化に積極的に取り組むなどによって、研修機関としての機能を十分に発揮し、中期目標に向かって着実に成果を上げている。また、透明性の確保を十分に留意していることも大きく評価できる。</p> <p>全体として法人1年目の活動が十分に整理され、効果的に遂行している。</p> <p>評価の理由、特記事項等</p> <p>1 事業活動</p> <p>法人創設1年目としては、実施すべきすべての研修をおおむね円滑に実施し、そのいずれの研修についても受講者の大多数から高い評価を得るなど、充実した事業活動が行われたと評価できる。</p> <p>ただ、平成13年度は前年度まで文部科学省等で実施していた研修をいかに間違いなく引き継いで実施するかに重点が置かれていたようであり、アンケートの分析や都道府県等に対する指導・助言・援助といった項目については、やや活動不足とも言えるが、次年度以降の対応をすでに検討しているようなので、特に中期計画の達成に不安を感じることはなかった。</p> <p>2 業務運営</p> <p>法人創設に伴う運営体制を適切に整え、受講者のニーズ等を踏まえ研修事業の見直しを図るとともに、業務運営の効率化に積極的に取り組むなど、有効に運営されたと評価できる。</p> <p>ただし、成果を見極める方法や自己評価体制については、その取組が開始された段階であり、さらなる充実を次年度以降の課題として欲しい。</p> <p>3 財務内容</p> <p>ほぼ計画どおり適切に執行されており財務管理も健全である。また、業務の効率化を図り、年度目標どおり1パーセントのコストの効率化を達成している。</p> <p>4 その他</p> <p>教員研修センターを取り巻く環境が大きく変化している中で非常によく頑張ってきているが、今後は、難しいとされるアンケート調査をどのように実施するか、研修カリキュラム・教材の改善をどうするか、都道府県等に対する助言・援助等をどうするかなど、課題となっている事項を解決するための職員の専門性、企画力の向上を望む。</p>	<p>政策評価・独立行政法人評価委員会の意見</p> <p>業務の質の向上に関する評価について、中期目標に定める研修の実施方法及び内容の適切な見直しを図るという観点から、研修参加者による評価のみならず、研修成果の還元状況を適切に把握している者による評価を積極的に活用するとともに、参加率及び参加者の経年変化、研修生1人当たりの研修費用等を考慮するような形で評価を行うことを期待する。</p> <p>業務運営の効率化に関する評価において、外部委託に関する評価を行う場合は、委託の実施の有無やその規模の評価にとどまらず、あわせて、新規に外部委託をする場合と法人が直接実施する場合との人件費を含めた総コストの適正な比較、委託先の選定に当たった競争的条件の付与の有無、特定の委託先との契約の継続状況、委託業務の成果の品質管理の状況等にも着目した評価を可能な限り行うこととすべきである。</p>
	<p>ホームページ</p>	<p>法人：http://www.nctd.go.jp/index.htm</p> <p>評価結果：http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/index.htm</p>	

法人名	独立行政法人国立健康・栄養研究所（平成13年4月1日設立）＜特定＞ （理事長：田中 平三）
目的	国民の健康の保持及び増進に関する調査及び研究並びに国民の栄養その他国民の食生活に関する調査及び研究等を行うことにより、公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とする。
主要業務	1 国民の健康の保持及び増進に関する調査及び研究を行うこと。2 国民の栄養その他国民の食生活の調査及び研究を行うこと。3 食品について栄養生理学上の試験を行うこと。4 1から3に掲げる業務に附帯する業務を行うこと等
中期目標期間	5年間
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会（委員長：黒川 清）
分科会名	————
厚生労働省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価</p> <p>法人の中期目標の達成に向けた業務の個別的進ちょく状況について、項目ごとに以下の5段階評価を行う。</p> <p>S：中期目標を大幅に上回っている。 A：中期目標を上回っている。 B：中期目標をおおむね達成している。 C：中期目標をやや下回っている。 D：中期目標を大幅に下回っており、大幅な改善が必要。</p> <p>なお、評価に当たっては、業務実績の質、業務実績に影響を及ぼした要因、個別の研究課題に係る外部専門家の評価結果等についても考慮することとされている。</p> <p>総合評価</p> <p>記述式。国民の視点に立って、以下の基本方針に沿って評価を行う。</p> <p>独立行政法人の設置目的に照らし、業務により得られた成果が「公衆衛生の向上」にどの程度寄与するものであったか。</p> <p>独立行政法人が効率性、有効性等の観点から適正に業務を実施したかどうか。</p>

厚生労働省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	項目別評価												
	評価結果												
	1 業務運営の効率化 「効率的な業務運営体制の確立」及び「効率的な研究施設及び研究設備の利用」の2つの中項目について、4つの評価項目を設定して評価を実施 （評価項目の評価の結果）B ⁺ ：3項目、B：1項目												
	2 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上 「社会的ニーズの把握」、「行政ニーズ及び社会ニーズに沿った調査及び研究の実施」等5つの中項目について14の評価項目を設定して評価を実施 なお、「知的財産権の活用」については、委員から「特許出願についての戦略と努力が必要である。」「特許に対する方針、特許の実施への戦略などが不明である。」等のコメントがあり、C ⁺ の評価 （評価項目の評価の結果）A：1項目、B ⁺ ：6項目、B：6項目、C ⁺ ：1項目												
	3 財務内容の改善 「運営費交付金以外の収入の確保」及び「予算、収支計画及び資金計画」の2つの評価項目を設定して評価を実施 （評価項目の評価の結果）B ⁺ ：1項目、B：1項目												
	4 その他業務運営に関する事項 「施設及び設備に関する計画」及び「職員の人事に関する計画」の2つの中項目で評価を実施 （中項目の評価の結果）B ⁺ ：1項目、B：1項目												
	《参考》定量的指標の実績（例）												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>指 標</th> <th>中期計画</th> <th>年度計画</th> <th>実 績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国内外の学会等における研究の成果の発表</td> <td>300回以上</td> <td>60回以上</td> <td>166回</td> </tr> <tr> <td>医学又は栄養学に關係する学術誌への掲載</td> <td>200報以上</td> <td>40報以上</td> <td>68報</td> </tr> </tbody> </table>	指 標	中期計画	年度計画	実 績	国内外の学会等における研究の成果の発表	300回以上	60回以上	166回	医学又は栄養学に關係する学術誌への掲載	200報以上	40報以上	68報
	指 標	中期計画	年度計画	実 績									
	国内外の学会等における研究の成果の発表	300回以上	60回以上	166回									
医学又は栄養学に關係する学術誌への掲載	200報以上	40報以上	68報										

厚生労働省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	総合評価
	<p>評価結果</p> <p>平成13年度の業務実績については、全体としては当研究所の目的である「公衆衛生の向上及び増進」に資するものであり、適正に業務を実施したと評価できる。</p> <p>評価の理由、特記事項等</p> <p>(評価の理由)</p> <p>平成13年度は、独立行政法人としての発足に伴い、主体的な業務運営が求められるとともに、独立行政法人会計基準にのっとった会計処理など新たな対応が迫られた。</p> <p>そのような中で、平成13年度は、独立行政法人化の利点を活用するとともに、新たに必要になった業務に対応するため、業務全般にわたり新しい取組がなされた。当研究所の設置目的を達成するために業務の中心となる研究業務の実績に関しては、継続中のものについて今後の成果に留意が必要であるが、個別項目に関する評価結果にも見られるように全般としてほぼ適切に行われていると考えられる。</p> <p>また、栄養改善法に基づき実施することとされている国民栄養調査の集計業務については、中期目標期間中の目標であった集計の早期化を初年度に達成しており、国民栄養調査結果の公表の早期化に資するものであった。</p> <p>(今後の留意点)</p> <ol style="list-style-type: none"> 業務の効率化、国民に提供するサービスの質の向上のために行った組織改正や、栄養、健康に関する調査研究の発展のために必要とされる基礎的な情報の提供を目的として行った基盤的研究等については、平成13年度の業務実績について一定の評価ができるが、これらが後年度にわたり国民の求める当研究所の成果につながったかについても、中長期的視点に立って評価する必要がある。 独立行政法人創設の目的の1つである弾力的・効果的な業務運営やこれを通じて得られた国民に対する健康の保持・増進等のための具体的な成果に関しては、国民の求める水準に到達しているかどうか必ずしも十分に確認できなかったものがあるとの意見もあった。このような意見も踏まえつつ、引き続き業務の改善等を図っていく必要がある。 研究施設、研究設備の共同利用や一般の人々に対する研究成果の普及などの取組に関しては、改めて検討が必要なものもある。これらについては、今後、中期目標を達成するために、中期計画に沿って業務を運営していく中で適宜評価を行い、見直すことが必要である。

政策評価・独立行政法人評価委員会の意見	<p>業務運営の効率化に関する評価において、外部委託に関する評価を行う場合は、委託の実施の有無やその規模の評価にとどまらず、あわせて、新規に外部委託をする場合と法人が直接実施する場合との人件費を含めた総コストの適正な比較、委託先の選定に当たっての競争的条件の付与の有無、特定の委託先との契約の継続状況、委託業務の成果の品質管理の状況等にも着目した評価を可能な限り行うこととすべきである。</p> <p>法人外部からの受託費等の獲得の促進等を定める中期目標の達成度を評価するためには、当該目標の達成に係る受託費、人件費等を含めた具体的な目標値を計画中に設定すること等により、その獲得の実績や、当該実績が大幅に変動した場合の各経費の執行状況を計画と対比して適切に評価できるようにすることが必要であることから、このような計画の上での取扱いについて、厚生労働省独立行政法人評価委員会から、法人における適切な措置の検討を要請することを期待する。</p> <p>法人外部からの受託等による事業が、法人の裁量によりその能力を有効活用するとの観点から行われるのではなく、本来業務の範囲内において中期目標を達成するための業務として行われる場合は、受託等に係る業務の実績についても、運営費交付金による事業に準じ、独立行政法人評価の対象とされるべきである。</p>
ホームページ	<p>法人： http://www.nih.go.jp/eiken/index.html</p> <p>評価結果： http://www.mhlw.go.jp/shingi/2002/09/s0930-2.html</p>

法人名	独立行政法人産業安全研究所（平成13年4月1日設立）＜特定＞ （理事長：尾添 博）
目的	事業場における災害の予防に関する調査及び研究を行うことにより、職場における労働者の安全の確保に資することを目的とする。
主要業務	1 事業場における災害の予防に関する調査及び研究を行うこと。2 1に掲げる業務に附随する業務を行うこと。
中期目標期間	5年間
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会（委員長：黒川 清）
分科会名	——
厚生労働省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価</p> <p>法人の中期目標の達成に向けた業務の個別的進捗状況について、項目ごとに以下の5段階評価を行う。</p> <p>S：中期目標を大幅に上回っている。 A：中期目標を上回っている。 B：中期目標をおおむね達成している。 C：中期目標をやや下回っている。 D：中期目標を下回っており、大幅な改善が必要。</p> <p>なお、評価に当たって、業務実績の質、業務実績に影響を及ぼした要因、個別の研究課題に係る外部専門家の評価結果等についても考慮することとされている。</p> <p>総合評価</p> <p>記述式。国民の視点に立って、以下の基本方針に沿って評価を行う。</p> <p>独立行政法人の設置目的に照らし、業務により得られた成果が「労働者の安全の確保」にどの程度寄与するものであったか。</p> <p>独立行政法人が、効率性、有効性等の観点から適正に業務を実施したかどうか。</p>

厚生労働省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	項目別評価																
	評価結果																
	1 業務運営の効率化 「効率的な業務運営体制の確立」及び「効率的な研究施設・設備の利用」の2つの中項目について、4つの評価項目を設定して評価を実施 （評価項目の評価の結果）A：2項目、B ⁺ ：2項目																
	2 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上 「労働現場のニーズ把握と業務への積極的な反映」、「労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究の実施」等5つの中項目について、13の評価項目を設定して評価を実施 （評価項目の評価の結果）A：1項目、B ⁺ ：12項目																
	3 財務内容の改善 「運営費交付金以外の収入の確保」及び「予算、収支計画及び資金計画」の2つの評価項目を設定して評価を実施 （評価項目の評価の結果）B ⁺ ：1項目、B：1項目																
	4 その他業務運営に関する事項 「人事に関する計画」の中項目で評価を実施 （中項目の評価の結果）B																
	《参考》定量的指標の実績（例）																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>指 標</th> <th>中期計画</th> <th>年度計画</th> <th>実 績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学会発表及び論文発表</td> <td>目標期間(5年間)中にそれぞれ300回以上及び200報以上</td> <td>-</td> <td>40件の学会論文発表、93件の国内学会口頭発表、30件の国際学会口頭発表等</td> </tr> <tr> <td>研究成果の一般への普及を目的とした研究所主催の技術講演会の開催</td> <td>年平均3回</td> <td>3回</td> <td>3回</td> </tr> <tr> <td>同研究の実施を促進し、全研究課題に占める共同研究の割合</td> <td>10%以上</td> <td>-</td> <td>全34課題のうち10課題(29.4%)</td> </tr> </tbody> </table>	指 標	中期計画	年度計画	実 績	学会発表及び論文発表	目標期間(5年間)中にそれぞれ300回以上及び200報以上	-	40件の学会論文発表、93件の国内学会口頭発表、30件の国際学会口頭発表等	研究成果の一般への普及を目的とした研究所主催の技術講演会の開催	年平均3回	3回	3回	同研究の実施を促進し、全研究課題に占める共同研究の割合	10%以上	-	全34課題のうち10課題(29.4%)
	指 標	中期計画	年度計画	実 績													
	学会発表及び論文発表	目標期間(5年間)中にそれぞれ300回以上及び200報以上	-	40件の学会論文発表、93件の国内学会口頭発表、30件の国際学会口頭発表等													
研究成果の一般への普及を目的とした研究所主催の技術講演会の開催	年平均3回	3回	3回														
同研究の実施を促進し、全研究課題に占める共同研究の割合	10%以上	-	全34課題のうち10課題(29.4%)														
(注) 学会発表及び論文発表は、「中期目標」に掲載されている事項である。																	

厚生労働省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	<p>総合評価</p> <p>評価結果</p> <p>平成13年度の業務実績については、全体としては当研究所の目的である「労働者の安全の確保」に資するものであり、適正に業務を実施したと評価できる。</p> <p>評価の理由、特記事項等</p> <p>(評価の理由)</p> <p>平成13年度は、独立行政法人としての発足に伴い、主体的な業務運営が求められるとともに、独立行政法人会計基準にのっとった会計処理など新たな対応が迫られた。</p> <p>そのような中で、平成13年度は、独立行政法人化の利点を活用するとともに、新たに必要になった業務に対応するため、業務全般にわたり新しい取組がなされた。当研究所の設置目的を達成するために業務の中心となる研究業務の実績に関しては、継続中のものについて今後の成果に留意が必要であるが、個別項目に関する評価結果にも見られるように全般としてほぼ適切に行われていると考えられる。</p> <p>また、厚生労働大臣からの要求等に応じて迅速かつ的確に産業災害の調査も実施しており、これらを踏まえて安全ガイドや技術指針の策定、労働安全衛生規則の改正などに有効に反映した。</p> <p>(今後の留意点)</p> <p>1 業務の効率化、国民に対するサービスの質の向上のために行った組織改正や、労働者の安全に関する調査研究の発展のために必要とされる基礎的な情報の提供を目的として行った基盤的研究等に関しては、平成13年度の業務実績について一定の評価ができるが、これらが後年度にわたり国民の求める当研究所の成果につながったかについても、中長期的視点に立って評価していく必要がある。</p> <p>2 独立行政法人創設の目的の1つである弾力的・効果的な業務運営やこれを通じて得られた国民に対する職場での安全確保のための具体的な成果に関しては、国民の求める水準に到達しているかどうか必ずしも十分に確認できなかったものがあるとの意見もあった。このような意見も踏まえつつ、引き続き業務の改善等を図っていく必要がある。</p> <p>3 一般の人々に向けた調査研究成果の普及などの取組に関しては、改めて検討が必要なものもある。これらについては、今後、中期目標を達成するために、中期計画に沿って業務を運営していく中で適宜評価を行い、見直すことが必要である。</p>

<p>政策評価・独立行政法人評価委員会の意見</p>	<p>財務内容の改善に関する評価について、平成13年度における業務経費の一部において相当割合が未執行となったことを以後の予算等に的確に反映し、各経費の執行状況を予算等と対比して適切に評価できるようにすることが必要であることから、このような予算等の上での取扱いについて、厚生労働省独立行政法人評価委員会から、法人における適切な措置の検討を要請することを期待する。</p> <p>業務運営の効率化に関する評価において、外部委託に関する評価を行う場合は、委託の実施の有無やその規模の評価にとどまらず、あわせて、新規に外部委託をする場合と法人が直接実施する場合との人件費を含めた総コストの適正な比較、委託先の選定に当たっての競争的条件の付与の有無、特定の委託先との契約の継続状況、委託業務の成果の品質管理の状況等にも着眼した評価を可能な限り行うこととすべきである。</p> <p>法人外部からの受託費等の獲得の促進等を定める中期目標の達成度合を評価するためには、当該目標の達成に係る受託費、人件費等を含めた具体的な目標値を計画中に設定すること等により、その獲得の実績や、当該実績が大幅に変動した場合の各経費の執行状況を計画と対比して適切に評価できるようにすることが必要であることから、このような計画の上での取扱いについて、厚生労働省独立行政法人評価委員会から、法人における適切な措置の検討を要請することを期待する。</p>
<p>ホームページ</p>	<p>法人：http://www.anken.go.jp/ 評価結果：http://www.mhlw.go.jp/shingi/2002/09/s0930-2.html</p>

法人名	独立行政法人産業医学総合研究所（平成13年4月1日設立）＜特定＞ （理事長：荒記 俊一）
目的	労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究を行うことにより、職場における労働者の健康の確保に資することを目的とする。
主要業務	1 労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究を行うこと。2 1に掲げる業務に附随する業務を行うこと。
中期目標期間	5年間
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会（委員長：黒川 清）
分科会名	――
厚生労働省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価</p> <p>法人の中期目標の達成に向けた業務の個別的進捗よく状況について、項目ごとに以下の5段階評価を行う。</p> <p>S：中期目標を大幅に上回っている。 A：中期目標を上回っている。 B：中期目標をおおむね達成している。 C：中期目標をやや下回っている。 D：中期目標を下回っており、大幅な改善が必要。</p> <p>なお、評価に当たって、業務実績の質、業務実績に影響を及ぼした要因、個別の研究課題に係る外部専門家の評価結果等についても考慮することとされている。</p> <p>総合評価</p> <p>記述式。国民の視点に立って、以下の基本方針に沿って評価を行う。 独立行政法人の設置目的に照らし、業務により得られた成果が「労働者の健康の確保（保持増進を含む。）」にどの程度寄与するものであったか。 独立行政法人が、効率性、有効性等の観点から適正に業務を実施したかどうか。</p>

厚生労働省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	項目別評価												
	<p>評価結果</p> <p>1 業務運営の効率化 「効率的な業務運営体制の確立」及び「効率的な研究施設・設備の利用」の2つの中項目について、4つの評価項目を設定して評価を実施 （評価項目の評価の結果）B⁺：2項目、B：2項目</p> <p>2 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上 「労働現場のニーズ把握と業務への積極的な反映」、「労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究の実施」等5つの中項目について、14の評価項目を設定して評価を実施 （評価項目の評価の結果）A：2項目、B⁺：8項目、B：4項目</p> <p>3 財務内容の改善 「運営費交付金以外の収入の確保」及び「予算、収支計画及び資金計画」の2つの評価項目を設定して評価を実施 （評価項目の評価の結果）B：2項目</p> <p>4 その他業務運営に関する事項 「人事に関する計画」及び「施設及び設備に関する計画」の2つの中項目で評価を実施 （中項目の評価の結果）B⁺：2項目</p>												
	《参考》定量的指標の実績（例）												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>中期計画</th> <th>年度計画</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学会発表及び論文発表</td> <td>目標期間(5年間)中にそれぞれ1,000回以上及び400報以上</td> <td>-</td> <td>学会発表187回、原著論文33編、原著論文に準ずる学会発表の出版物11編、総説論文10編、著書8編、報告書31編等</td> </tr> <tr> <td>全研究課題に占める共同研究の割合</td> <td>5%以上</td> <td>-</td> <td>平成13年度のプロジェクト研究課題と基盤的研究課題のうち、約6%が研究所外と共同で実施</td> </tr> </tbody> </table>	指標	中期計画	年度計画	実績	学会発表及び論文発表	目標期間(5年間)中にそれぞれ1,000回以上及び400報以上	-	学会発表187回、原著論文33編、原著論文に準ずる学会発表の出版物11編、総説論文10編、著書8編、報告書31編等	全研究課題に占める共同研究の割合	5%以上	-	平成13年度のプロジェクト研究課題と基盤的研究課題のうち、約6%が研究所外と共同で実施
	指標	中期計画	年度計画	実績									
学会発表及び論文発表	目標期間(5年間)中にそれぞれ1,000回以上及び400報以上	-	学会発表187回、原著論文33編、原著論文に準ずる学会発表の出版物11編、総説論文10編、著書8編、報告書31編等										
全研究課題に占める共同研究の割合	5%以上	-	平成13年度のプロジェクト研究課題と基盤的研究課題のうち、約6%が研究所外と共同で実施										
（注）学会発表及び論文発表は、「中期目標」に掲載されている事項である。													

厚生労働省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	<p>総合評価</p>
	<p>評価結果、特記事項等</p> <p>平成13年度の業務実績については、全体としては当研究所の目的である「労働者の健康の確保」に資するものであり、適正に業務を実施したと評価できる。</p> <p>評価の理由、特記事項等</p> <p>(評価の理由)</p> <p>平成13年度は、独立行政法人としての発足に伴い、主体的な業務運営が求められるとともに、独立行政法人会計基準にのっとった会計処理など新たな対応が迫られた。そのような中で、平成13年度は、独立行政法人化の利点を活用するとともに、新たに必要になった業務に対応するため、業務全般にわたり新しい取組がなされた。当研究所の設置目的を達成するために業務の中心となる研究業務の実績に関しては、継続中のものについて今後の成果に留意が必要であるが、個別項目に関する評価結果にも見られるように全般としてほぼ適切に行われ、その成果については、技術ガイドライン等に適切に反映されている。また、厚生労働大臣からの要求等に応じて迅速かつ的確に産業災害の調査も実施した。</p> <p>(今後の留意点)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 業務の効率化、国民に提供するサービスの質の向上のために行った組織改正や、労働者の健康に関する調査研究の発展のために必要とされる基礎的な情報の提供を目的として行った基盤的研究等に関しては、平成13年度の業務実績について一定の評価ができるが、これらが後年度にわたり国民の求める研究所の成果につながったかについても、中長期的視点に立って評価する必要がある。 2 独立行政法人創設の目的の1つである弾力的・効果的な業務運営やこれを通じて得られた国民に対する職場での健康確保のための具体的な成果に関しては、国民の求める水準に到達しているかどうか必ずしも十分に確認できなかったものがあるとの意見もあった。このような意見も踏まえつつ、今後、引き続き業務の改善等を図っていく必要がある。 3 「Industrial Health」の有償頒布や研究所の一般公開などの取組に関しては、改めて検討が必要なものもある。これらについては、今後、中期目標を達成するために、中期計画に沿って業務を運営していく中で適宜評価を行い、見直すことが必要である。

政策評価・独立行政法人評価委員会の意見	<p>財務内容の改善に関する評価について、平成13年度における業務経費の一部において相当割合が未執行となったことを以後の予算等に的確に反映し、各経費の執行状況を予算等と対比して適切に評価できるようにすることが必要であることから、このような予算等の上での取扱いについて、厚生労働省独立行政法人評価委員会から、法人における適切な措置の検討を要請することを期待する。</p> <p>業務運営の効率化に関する評価において、外部委託に関する評価を行う場合は、委託の実施の有無やその規模の評価にとどまらず、あわせて、新規に外部委託をする場合と法人が直接実施する場合との人件費を含めた総コストの適正な比較、委託先の選定に当たった競争的條件の付与の有無、特定の委託先との契約の継続状況、委託業務の成果の品質管理の状況等にも着眼した評価を可能な限り行うこととすべきである。</p>
ホームページ	<p>法人：http://www.niih.go.jp/indexj.html</p> <p>評価結果：http://www.mhlw.go.jp/shingi/2002/09/s0930-2.html</p>

法人名	独立行政法人農林水産消費技術センター（平成13年4月1日設立） <特定>（理事長：池戸 重信）
目的	農林水産物、飲食料品及び油脂の品質及び表示に関する調査及び分析、日本農林規格又は農林物資の品質に関する表示の基準が定められた農林物資の検査等を行うことにより、これらの物資の品質及び表示の適正化を図り、もって一般消費者の利益の保護に資することを目的とする。
主要業務	1 農林水産物、飲食料品（酒類を除く。以下同じ。）及び油脂の品質及び表示に関する調査及び分析並びにこれらに関する情報の提供を行うこと。2 1に掲げるもののほか、農林水産物、飲食料品及び油脂の消費の改善に関する技術上の情報の収集、整理及び提供を行うこと。3 日本農林規格又は農林物資の品質に関する表示の基準が定められた農林物資の検査を行うこと。 等
中期目標期間	5年間
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会（委員長：松本 聡）
分科会名	農業分科会（分科会長：松本 聡）
農林水産省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価</p> <p>1 当該事業年度の業務の実績全体について、中期計画の中項目を評価単位とする。評価に当たっては、中項目に係る具体的な項目のうち最小のもの（小項目）について、主として次の方法により評価を行い、その結果を集計して中項目の評価を、中項目の評価結果を集計して大項目の評価を行う。</p> <p>定量的に定められている項目の評価 （数値目標が「以上」又は「少なくとも」とされている場合）</p> <p>a：数値の達成度合が100%以上 b：数値の達成度合が70%以上100%未満 c：数値の達成度合が70%未満</p> <p>（それ以外の数値目標の場合）</p> <p>a：数値の達成度合が90%以上 b：数値の達成度合が50%以上90%未満 c：数値の達成度合が50%未満</p> <p>定性的に定められている項目の評価</p> <p>s：特に優れた成果が得られた（中期計画「調査及び研究の重点化」のみ） a：設定した指標が達成された b：設定した指標がおおむね達成された c：設定した指標が達成されなかった</p> <p>2 中項目又は大項目の評価は、下位の項目の評価結果を点数化（s：3点、a</p>

農林水産省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>(A)：2点、b(B)：1点、c(c)：0点)して集計し、次の3段階評価を行う。</p> <p>A：合計数値の割合が基準数値の90%以上 B：合計数値の割合が基準数値の50%以上90%未満 C：合計数値の割合が基準数値の50%未満</p> <p>基準数値：中項目（又は大項目）に含まれる小項目（又は中項目）の項目数に2を乗じた数</p> <p>総合評価</p> <p>大項目と同様に、中項目の評価結果を集計して3段階評価を行う。その際、中期目標終了時点を見据えた各事業年度の業務の進ちょく状況、残された期間に行うべき事項等の留意事項を併せて記載する。</p>
農林水産省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	<p>項目別評価</p> <p>評価結果</p> <p>1 業務運営の効率化（結果：A） 中項目5項目のうち、「業務の重点化」、「組織体制の整備」等4項目は、35の小項目で評価を行い、その結果を集約して中項目の評価を実施。残りの「効率化による経費抑制」は、運営費交付金について前年度との比較ができないとして評価の対象外 （中項目の評価の結果）A：4項目 （小項目の評価の結果）a：35項目</p> <p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上（結果：A） 「食品等の品質及び表示に関する調査及び分析並びに食品等に関する情報の収集、整理及び提供」等の6つの中項目について、118の小項目で評価を行い、その結果を集約して中項目の評価を実施 なお、s評価及びc評価については、総合評価の「評価の理由、特記事項等」を参照 （中項目の評価の結果）A：5項目、B：1項目 （小項目の評価の結果）s：2項目、a：112項目、b：1項目、c：3項目</p> <p>3 予算、収支計画及び資金計画（結果：A） 大項目に、「経費節減に係る取組」等2つの中項目単位の評価項目を設定し、さらに、それぞれに小項目単位の評価項目を設定して評価を実施 （中項目の評価の結果）A：2項目 （小項目の評価の結果）a：2項目</p> <p>4 短期借入金の限度額（結果：A） （中項目の評価の結果）A：1項目</p>

(小項目の評価の結果) a : 1 項目

5 剰余金の使途 (結果:)

6 その他業務運営に関する事項 (結果: A)

「施設及び設備に関する計画」及び「職員の人事に関する計画」の2つの中項目について、小項目(20項目)で評価を行い、その結果を集約して中項目の評価を実施

(中項目の評価の結果) A : 2 項目

(小項目の評価の結果) a : 20 項目

《参考》定量的指標の実績(例)

指 標	中期計画	年度計画	実 績
残留農薬の調査分析の所要時間の削減	おおむね 10% 削減	2%削減	3.6%削減
JAS規格を見直すための1規格当たり調査分析件数	20 件以上	同左	23.4 件
生鮮食品の原産地表示等の調査店舗数	毎年 6,000 店舗以上	同左	5,761 店舗
重点化を図るべき調査研究(遺伝子組換え食品の分析等)の全調査研究に占める割合	70%以上	同左	72%

総合評価

評価結果
(結果: A)

評価の理由、特記事項等

1 評価を行うに至った経緯、特殊事情等

法人からの自己評価をもとに、農林水産消費技術センター評価基準に基づき評価を行った結果、一部の中項目にB評価はあったものの、総じて高い評価であることから、総合評価はA評価とする。

食肉の産地虚偽表示の多発やBSE(牛海綿状脳症)問題の発生などの予期せぬ社会情勢の変動に即応して、農林水産大臣からの指示による立入検査やBSE関連などの緊急業務を優先して行ったため、予定していた業務量を減らさざるを得なかった業務があったが、これらの業務の評価項目については、本年度の業務実態を表すために指標に基づく評価とし、評価結果に修正は加えないこととした。また、その経緯等については、総合評価の中で記載することとした。

2 s 評価

調査研究において、遺伝子組換え大豆やとうもろこしの定量分析技術を開発し、日本食品衛生学会奨励賞を受賞するなど、特に優れた成果が得られている。

農林水産省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要

3 c 評価

「品質表示基準の遵守状況の確認のための検査を効率的に行うため前年度の検査において不適合率が高い品目等について重点的に行うこと」について

平成 13 年度に原料原産地表示に係る品質表示基準の改正が見込まれた品目については、重点的な調査を 14 年度に繰り越したことなどにより計画が達成できなかった。

今後は、13年度の品質表示基準の検査結果を踏まえて、検査業務の重点化を図ることが必要である。

「登録認定機関の登録等のための申請書類受領後 30 日以内に総合食料局長あてへ調査結果を回答すること」について

年間を通じての達成率は 48 パーセントであり、30 日を超えて報告したものについては、進行管理が適切に実施できていなかったことが原因である。平成 13 年 10 月に事務処理マニュアルを作成し、適切な進行管理を行う体制を整備した結果、それ以降すべて 30 日以内に報告していることから、次年度以降においても、調査結果を 30 日以内に報告できるものとする。

「農林水産大臣からの指示による立入検査結果の報告期間を検査実施後 3 日以内にすること」について

達成率が 22 パーセントであったが、原産地虚偽表示問題に係る立入検査件数が例年に比べて著しく多く、また、規模も大きかったため、当初、立入検査要員の確保が困難であったことから、収集した資料の集計、整理に時間を要したことなどにより報告期間が 3 日を超えたことについては、やむを得ないとする。

今後は、立入検査要員の増員、立入検査マニュアルの見直し、検査実施センター間の連絡体制の整備等により、検査及び報告の迅速化に努めることが必要である。

政策評価・独立行政法人評価委員会の意見

ホームページ

法人: <http://www.cfqlcs.go.jp/>

評価結果:

http://www.maff.go.jp/www/council/council_cont/kanbou/dokuhou/13hyoka.html

法人名	独立行政法人種苗管理センター（平成13年4月1日設立）＜特定＞ （理事長：桑名 清文）
目的	農林水産植物の品種登録に係る栽培試験、農作物の種苗の検査、ばれいしょその他の農作物の増殖に必要な種苗の生産及び配布等を行うことにより、適正な農林水産植物の品種登録の実施及び優良な種苗の流通の確保を図ることを目的とする。
主要業務	1 農林水産植物の品種登録に係る栽培試験を行うこと。2 農作物（飼料作物を除く。）の種苗の検査を行うこと。3 ばれいしょ、茶樹及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布を行うこと。4 1から3に掲げる業務に係る技術に関する調査及び研究を行うこと。5 1から4に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 上記の業務のほか、種苗法の規定による集取を行う。これらの業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、農作物に関する技術上の試験及び研究の素材となる植物の保存及び増殖を行うことができる。
中期目標期間	5年間
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会（委員長：松本 聡）
分科会名	農業分科会（分科会長：松本 聡）
農林水産省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	項目別評価 1 当該事業年度の業務の実績全体について、原則、中期計画の小項目を評価単位とし、主として次の方法により評価を行う。また、その結果を集計して中項目の評価を、中項目の評価結果を集計して大項目の評価を行う。 定量的に定められている項目の評価 （数値目標が「以上」等とされている場合） A：目標値に対して、100%以上の達成度合 B：目標値に対して、90%以上100%未満の達成度合 C：目標値に対して、90%未満の達成度合 （数値目標が「程度」等とされている場合） A：目標値に対して、90%以上の達成度合 B：目標値に対して、80%以上90%未満の達成度合 C：目標値に対して、80%未満の達成度合 ただし、「業務運営の効率化による経費の抑制」については、次により評価する。 A：対前年度比の抑制率が1%以上 B：対前年度比の抑制率が0.7%以上1%未満

農林水産省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	C：対前年度比の抑制率が0.7%未満 定量的に定められている項目の評価 A：順調に進んでいる B：おおむね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり 2 中項目又は大項目の評価は、当該項目に属する一段下位の各項目の評価結果を点数化（A：1点、B：0点、C：-1点）して集計し、次の3段階評価を行う。 A：満点×2/3 合計点 B：0点 合計点<満点×2/3 C：合計点<0点 満点とは、「一段下位の項目数×1点」とし、合計点とは、「一段下位の各項目の点数の合計値」とする。 総合評価 記述式。上記の各項目ごとの評価を踏まえつつ、当該評価を行うに至った経緯や特殊事情、中期目標や中期計画に記載されている事項以外の業績その他の特筆すべき事項等も総合的に勘案して、評価を行う。
------------------------------	--

農林水産省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	項目別評価 評価結果 1 業務運営の効率化（結果：A） 中項目8項目のうち、「農作物（飼料作物を除く。）の種苗の検査」等の3項目は、中項目で評価を行い、残りの「農林水産植物の品種登録に係る栽培試験」等の5項目は、25の評価項目を設定して評価を行った上で、その結果を集約して中項目の評価を実施 （中項目の評価の結果）A：7項目、B：1項目 （評価項目の評価の結果）A：19項目、B：6項目 2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上（結果：A） 「農林水産植物の品種登録に係る栽培試験」等7つの中項目に対して、66の評価項目を設定して評価を行い、その結果を集約して中項目の評価を実施 （中項目の評価の結果）A：5項目、B：2項目 （評価項目の評価の結果）A：47項目、B：19項目 3 予算、収支計画及び資金計画（結果：A） 大項目に、「経費節減に係る取組」等2つの評価項目を設定して評価を実施 （評価項目の評価の結果）A：2項目
--------------------------	---

- 4 短期借入金の限度額（結果：A）
- 5 重要な財産の譲渡等（結果：A）
- 6 剰余金の使途（結果： ）
- 7 その他業務運営に関する事項（結果：A）
 - 中項目2項目のうち、「施設及び設備に関する計画」は中項目で評価を行い、「職員の人事に関する計画」は、3つの小項目で評価を行った上で、その結果を集約して中項目の評価を実施
 - （中項目の評価の結果）A：2項目
 - （小項目の評価の結果）A：3項目

《参考》定量的指標の実績（例）

指 標	中期計画	年度計画	実 績
栽培試験対象植物の種類 の拡大	目標期間中 10 種類程度	2 種類程度	4 種類
栽培試験に必要な対照品 種の保存点数の拡大	300 品種程度 / 年度	同左	491 品種
種苗検査の迅速化	検査件数の 90%以上の検査結 果を 50 日以内に報告	同左	検査件数 940 点全 ての検査結果を 50 日 以内に報告
指定種苗の表示検査及び 集取	表示検査（18,000 点程度 / 年 度） 集取（3,500 点程度 / 年度）	同左	表示検査（18,219 点） 集取（3,696 点）

総合評価

評価結果
平成 13 年度事業については、順調に行われている。（A）

評価の理由、特記事項等

1 総合評価結果

一般的に種苗管理センターの業務運営は、本所と各農場間での密接な情報交換の下に効率的に実施され、栽培試験、種苗検査、種苗生産、植物遺伝資源の保存及び増殖並びにこれらの業務に関連する調査研究から提供するサービスの質の向上への姿勢など業務の取組に対する積極的かつ合理的な対応が図られていることが確認された。

評価実施の過程及びプロジェクトチームにおける議論を総合して、全体としては中期計画の達成に向けて順調に実施されているものと判断した。

農林水産省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要

- 2 業務運営に関する主な意見等
 - 業務運営の効率化
全体として計画どおり順調に実施されている。
 - 種苗管理センター全体としてコスト削減に関する様々な取組が行われており、また、各業務の運営の効率化に資するマニュアル等の作成や専門技術研修等による担当者の業務運営能力の向上が順調に進められている。業務の集約化については、現体制下における農場ごとの特長をいかす観点から業務配分や再配置を含めた検討が行われており、これらを着実に進める必要がある。
 - 次年度以降の課題として、コスト計算的的確化等により、さらなるコスト削減に努めることが望まれる。
 - 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上
全体として計画どおり順調に実施されている。
 - 各業務で実需者の意向をアンケートにより把握する試みや種苗検査業務における検査項目拡大などは、ニーズに沿ったサービスを行う観点から評価できる。
 - ただし、顧客満足度の向上を重視する観点からアンケートについては回収率の向上に努めるとともに種苗生産業務では需要と供給の差を少なくするため、実需者の希望数量的確な把握方法や数量変更に関するルールの確立が望まれる。 等

政策評価・独立行政法人評価委員会の意見
業務運営の効率化に関する評価について、本組織が、独立行政法人への移行に際し、可能な限り業務の民間委託を行い、スリム化を図ることを求められていたこと（「中央省庁等改革に係る大綱」（平成 11 年 1 月 26 日中央省庁等改革推進本部決定））を考慮した評価を行うべきである。

ホームページ
法人：http://www.ncss.go.jp/
評価結果：
http://www.maff.go.jp/www/council/council_cont/kanbou/dokuhou/13hyoka.html

法人名	独立行政法人家畜改良センター（平成13年4月1日設立）＜特定＞ （理事長：南波 利昭）
目的	家畜の改良及び増殖並びに飼養管理の改善、飼料作物の増殖に必要な種苗の生産及び配布等を行うことにより、優良な家畜の普及及び飼料作物の優良な種苗の供給の確保を図ることを目的とする。
主要業務	1 家畜、家きん及びみつばちの改良及び増殖並びに飼養管理の改善を行うこと。2 種畜、種きん、種卵、種ばち、家畜人工授精用精液及び家畜受精卵の配布並びに種畜の貸付けを行うこと。3 飼料作物の増殖に必要な種苗の生産及び配布を行うこと 等
中期目標期間	5年間
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会（委員長：松本 聡）
分科会名	農業分科会（分科会長：松本 聡）
農林水産省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価</p> <p>1 当該事業年度の業務の実績全体について、中期計画の大項目、中項目、小項目等の各段階で評価を行う。評価に当たっては、中期計画の下位項目について、主として次の方法により評価を行い、その評価結果を踏まえて上位項目の評価を行う。</p> <p>定量的に定められている項目の評価 （例：「 程度」と目標が設定されている場合）</p> <p>A：数値の達成度が90%以上 B：数値の達成度が50%以上90%未満 C：数値の達成度が50%未満</p> <p>なお、達成度の範囲については、目標の設定の仕方（「 以上」等）により異なっている。</p> <p>定性的に定められている項目の評価</p> <p>S：計画を上回り、優れた成果が得られた（中期計画「調査研究」のみ） A：計画どおり順調に実施された B：概ね計画どおり順調に実施された C：計画どおり実施されなかった</p>

農林水産省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>2 上位項目の評価は、下位項目の評価結果を点数化（S：3点、A：2点、B：1点、C：0点）して集計し、次の3段階評価を行う。</p> <p>A：満点×9/10 合計点 B：満点×5/10 合計点＜満点×9/10 C：合計点＜満点×5/10</p> <p>満点とは、「下位項目の数×2点」とし、合計点とは、「当該上位項目に属する各下位項目の点数の合計値」とする。</p> <p>なお、大項目の評価に当たっては、特殊事情等の特筆すべき事項等も総合的に勘案して3段階評価を行う。</p> <p>総合評価</p> <p>記述式。項目別評価の結果を踏まえつつ、当該評価を行うに至った経緯や特殊事情等及び中期目標や中期計画に記載されている事項以外の業務その他特筆すべき事項等も勘案して評価を行う。</p>
農林水産省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	<p>項目別評価</p> <p>評価結果</p> <p>1 業務運営の効率化（結果：A） 中項目4項目のうち、「組織体制の整備」は中項目で評価を行い、残りの「業務対象の重点化」、「業務実施の効率化」及び「他機関との連携」の3項目は、7つの小項目で評価を行った上で、その結果を集約して中項目の評価を実施 （中項目の評価の結果）A：4項目 （小項目の評価の結果）A：7項目</p> <p>2 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上（結果：A） 「家畜改良及び飼養管理の改善等」等の6つの中項目について、27の小項目の評価結果を集約して中項目の評価を実施 なお、小項目より下の細項目等でも評価を実施 （中項目の評価の結果）A：6項目 （小項目の評価の結果）A：26項目、B：1項目</p>

- 3 予算、収支計画及び資金計画（結果：A）
大項目に、「経費節減に係る取組」等2つの評価項目を設定して評価を実施（評価項目の評価の結果）A：2項目
- 4 短期借入金の限度額（結果：A）
- 5 剰余金の使途（結果：A）
- 6 その他業務運営に関する事項（結果：B）
中項目2項目のうち、「施設及び設備に関する計画」は中項目で評価を行い、「職員の人事に関する計画」は、3つの小項目で評価を行った上で、その結果を集約して中項目の評価を実施
（中項目の評価の結果）A：2項目
（小項目の評価の結果）A：3項目

《参考》定量的指標の実績（例）

指 標	中期計画	年度計画	実 績
候補種雄牛の生産頭数	毎年35頭程度	35頭	35頭
卵分割によるクローン牛の生産数	期間内に50組以上生産	10組以上	17組

総合評価

評価結果

全体として当初計画を上回る順調なすべりだと評価するものであり、今後のなお一層の飛躍を期待する。

評価の理由、特記事項等

効率化に対する取組については、重点化・効率化のための体制整備を速やかに達成するとともに、着実かつ効率的な業務の遂行を確保するために民間企業並みの進行管理体制を構築したこと等、職員一丸となって業務の改善に前向きに取り組んでいる姿勢が顕著である。

業務の質の向上に対する取組では、最大の業務である家畜改良の分野において今後の育種改良上の基盤となる優良種畜の大幅な増頭に向けて抜本的な改革に着手し具体的な成果を上げつつあること、一方で、優良種畜の確保及び人材養成に対する予算のメリハリを付けた重点配分による中・長期的な視点に立った基盤づくりに投資するなど、独法化に伴うメリットを活用した積極的な取組が認められる。

農林水産省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要

ただ、調査研究のうち、微項目のひとつで進行管理の不徹底等により計画一部未達のものがあった。S評価となる項目があるなど調査研究全体としては優れた成果であっただけになおのこと残念であった。今後の速やかな改善を期待するところである。

財務面においても、こうした全職員の熱心な取組の結果は現れている。収入面では運営費交付金及び施設費補助金が当初予算どおりであった一方で畜産物の売払い代金をはじめとする諸収入及び受託収入はそれぞれ約3割増となった。一方、支出面では、一般管理費の節減、業務の進ちょく状況に応じた資金配分を行う等、経費の柔軟かつ効率的な運用に努めた。こうした業務全般にわたる改革を進め、効率的な業務運営と経費の節減に努めるなど積極的な経営努力を進めた結果、当期純利益として約1億7千万円を計上し、このうち約35百万円については経営努力の結果として確保した。

当初計画で想定していなかった突発的な業務として平成13年度後半に我が国初のBSEが発生したことに伴い家畜個体識別制度の運営管理主体として位置付けられ当初計画をはるかに超える業務量を投入し、その体制を短期間で構築したことは特筆に値する。さらに、平成13年度末に我が国が乳用牛の遺伝的能力の国際評価の仕組み（インタープル）に参加することを決定するに当たり、技術的課題の検討及び国内関係者の合意形成に中心的な役割を果たしたことも大いに評価する。今後、具体的な国際基準に則った能力評価業務の実施とその活用面において家畜改良センターが果たす役割に大いに期待するものである。

政策評価・独立行政法人評価委員会の意見

業務運営の効率化に関する評価について、本組織が、独立行政法人への移行に際し、可能な限り業務の民間委託を行い、スリム化を図ることを求められていたこと（「中央省庁等改革に係る大綱」（平成11年1月26日中央省庁等改革推進本部決定））を考慮した評価を行うべきである。

ホームページ

法人：<http://www.nlbc.go.jp/>
 評価結果：
http://www.maff.go.jp/www/council/council_cont/kanbou/dokuhou/13hyoka.html

法人名	独立行政法人肥飼料検査所（平成13年4月1日設立）＜特定＞ （理事長：佐藤 保隆）
目的	肥料、飼料及び飼料添加物並びに土壤改良資材の検査等を行うことにより、肥料、飼料及び土壤改良資材の品質の保全を図ることを目的とする。
主要業務	1 肥料、飼料及び飼料添加物並びに土壤改良資材の検査を行うこと。2 飼料及び飼料添加物の検定及び表示に関する業務を行うこと。3 飼料及び飼料添加物について指定検定機関が行う検定に関する技術上の指導を行うこと 等
中期目標期間	5年間
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会（委員長：松本 聡）
分科会名	農業分科会（分科会長：松本 聡）
農林水産省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価</p> <p>1 当該事業年度の業務の実績全体について、原則、中期計画の中項目を評価単位とする。評価に当たっては、中項目に係る具体的な項目（小項目等）について、主として次の方法により評価を行い、その結果を集計して中項目の評価を、中項目の評価結果を集計して大項目の評価を行う。</p> <p> 定量的に定められている項目の評価 （原則） A：数値の達成度合が90%以上 B：数値の達成度合が50%以上90%未満 C：数値の達成度合が50%未満 （数値目標が「（少なくとも） 点以上」と定められている場合） A：数値の達成度合が100%以上 B：数値の達成度合が70%以上100%未満 C：数値の達成度合が70%未満</p> <p> 定性的に定められている項目の評価 （段階的な評価を行うことが適切な場合） A：計画どおり達成した B：おおむね計画どおり達成した C：計画どおり達成できなかった （段階的な評価を行うことが不適切な場合） A：計画どおり達成した C：計画どおり達成できなかった</p>

農林水産省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>2 中項目の評価は、小項目等の評価結果を点数化（A：2点、B：1点、C：0点）して集計し、次の3段階評価を行う。</p> <p> A：小項目等の合計数値の割合が基準数値の90%以上 B：小項目等の合計数値の割合が基準数値の50%以上90%未満 C：小項目等の合計数値の割合が基準数値の50%未満 基準数値：中項目に含まれる小項目等の項目数に2を乗じた数</p> <p>3 大項目の評価は、中項目の評価結果を基準とし、大項目に属する中項目の項目数により、次の3段階評価を行う。</p> <p> A：Aの中項目の割合が90%以上 B：Aの中項目の割合が50%以上90%未満又はCの中項目がない場合 C：A又はB以外の場合</p> <p>総合評価</p> <p>各項目ごとの評価を踏まえつつ、当該評価を行うに至った経緯やBSE等に係る緊急対応等その他特筆事項も総合的に勘案して評価を行う。</p>
農林水産省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	<p>項目別評価</p> <p>評価結果</p> <p>1 業務運営の効率化（結果：A） 中項目4項目のうち、「肥料関係業務」等3つの中項目について、7つの小項目（注：農林水産省評価委員会の評価シートにおいては、中項目として位置付けている。）で評価を実施。また、評価対象とした項目内に評価指標を設定し、当該指標別の評価も実施（以下の項目も同様） なお、残りの「業務運営の効率化及び財務運営の改善」の中項目は、運営費交付金について前年度との比較ができないとして評価の対象外 （小項目の評価の結果）A：7項目</p> <p>2 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上（結果：A） 「肥料関係業務」、「飼料及び飼料添加物関係業務」及び「土壤改良資材関係業務」の3つの中項目について、30の評価項目（注：上記1と同様）を設定して評価を実施 なお、30の評価項目のうち、「肥料及びその原料の分析・鑑定等の受託」等6つの評価項目については、依頼実績がなかったこと等として評価の対象外 （評価項目の評価の結果）A：22項目、B：2項目</p>

- 3 予算、収支計画及び資金計画（結果：A）
「経費節減に係る取組」等2つの評価項目（注：上記1と同様）で評価を実施
（評価項目の評価の結果）A：2項目
- 4 短期借入金の限度額（結果：A）
- 5 剰余金の使途（結果：-）
- 6 その他業務運営に関する事項（結果：A）
中項目2項目のうち、「施設及び設備に関する計画」は中項目で評価を行い、「職員
の人事に関する計画」は、3つの小項目で評価を行った上で、その結果を集約して中
項目の評価を実施
（中項目の評価の結果）A：2項目
（小項目の評価の結果）A：3項目
- ・ 緊急時等の理由による農林水産省からの指示・要請に基づく業務（結果：A）
BSEの発生防止を図るための肉骨粉の分析及び鑑定等8つの評価項目を設定して
評価を実施
（評価項目の評価の結果）A：8項目

《参考》定量的指標の実績（例）

指 標	中期計画	年度計画	実 績
肥料の分析点数の削減（汚泥肥料などの検査の充実）	目標期間(5年間)中に10%削減	5%削減	10.2%削減
肥料の収去品のうち、安全性の確認の必要がある肥料についての植害試験の実施	年間15件以上	年間15件以上	21件
肥料取締りを行う都道府県職員等に対する研修の実施	年間20回以上	年間20回以上	26回

農林水産
省評価委
員会の評
価結果の
概要

総合評価

評価結果
（結果：A）

評価の理由、特記事項等

平成13年9月に発生した牛海綿状脳症に対する緊急業務に対応するために年度計
画どおりに実施されなかった業務が一部に認められるものの、評価基準に沿った積
み上げ評価としてはA評価である。また、年度計画に定められていないBSE緊急
対応業務等の農林水産省からの指示・要請業務への対応については、業務の量的及
び質的な面においてともに高く評価できる。

政策評価・
独立行政
法人評価
委員会の
意見

業務運営の効率化に関する評価について、有害成分を含有するおそれが高い肥料の
検査等の業務の充実等のための措置として、品質管理が十分と考えられる事業場等の
検査対象数の削減、合理化の状況を定量的に評価しているが、中期目標に定める検査
等の質の確保の要請の趣旨を踏まえ、削減・合理化等の状況のみならず検査の充実等
の措置状況についても評価の結果を明示すべきである。

ホームページ

法人：<http://www.ffis.go.jp/>

評価結果：

http://www.maff.go.jp/www/council/council_cont/kanbou/dokuhou/13hyoka.html

法人名	独立行政法人農薬検査所（平成13年4月1日設立）＜特定＞ （理事長：柿本 靖信）
目的	農薬の検査を行うことにより、農薬の品質の適正化及びその安全性の確保を図ることを目的とする。
主要業務	1 農薬の検査を行うこと。2 1に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 上記の業務のほか、農薬取締法の規定による集取及び立入検査を行う。
中期目標期間	5年間
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会（委員長：松本 聡）
分科会名	農業分科会（分科会長：松本 聡）
農林水産省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価</p> <p>1 当該事業年度の業務の実績全体について、原則、中期計画の小項目を評価単位とし、主として次の方法により評価を行う。また、その結果を集計して中項目の評価を、中項目の評価結果を集計して大項目の評価を行う。</p> <p>定量的に定められている項目の評価</p> <p>A：各年度の目標・計画数値の90%以上</p> <p>B：各年度の目標・計画数値の50%以上90%未満</p> <p>C：各年度の目標・計画数値の50%未満</p> <p>定性的に定められている項目の評価 （段階的な評価を行うことが適切な場合）</p> <p>A：順調に実施された</p> <p>B：おおむね順調に実施された</p> <p>C：実施できなかった</p> <p>（段階的な評価を行うことが不適切な場合）</p> <p>A：行った</p> <p>C：行わなかった</p> <p>2 中項目又は大項目の評価は、当該項目に属する一段下位の各項目の評価結果を点数化（A：2点、B：1点、C：0点）して集計し、次の3段階評価を行う。</p> <p>A：満点×9/10 合計点</p> <p>B：満点×5/10 合計点<満点×9/10</p> <p>C：合計点<満点×5/10</p> <p>満点とは、「一段下位の項目数×2点」とし、合計点とは、「一段下位の各項目の点数の合計値」とする。</p>

農林水産省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>3 なお、上記2による中項目及び大項目の評価に当たっては、「農薬の検査」に重みをつけた評価を行う。</p> <p>また、「業務運営の効率化による経費の抑制」の中項目については、上記にかかわらず、以下により評価を行い、「短期借入金の限度額」及び「剰余金による成果」の大項目については、当該大項目に直接3段階の評価指標を設定して評価を行う。</p> <p>A：対前年度比の抑制率が1%以上</p> <p>B：対前年度比の抑制率が0.7%以上1%未満</p> <p>C：対前年度比の抑制率が0.7%未満</p> <p>また、大項目の評価に当たっては、特殊事情等の個別事情も総合的に勘案して評価を行う。</p> <p>総合評価</p> <p>記述式。各項目の評価を踏まえつつ、当該評価を行うに至った経緯や特殊事情等及び中期目標や中期計画に記載されている事項以外業務その他特筆すべき事項等も勘案して評価を行う。</p>
農林水産省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	<p>項目別評価</p> <p>評価結果</p> <p>1 業務運営の効率化（結果：A）</p> <p>中項目3項目のうち、「農薬の検査」及び「農薬GLP適合確認」の2項目は、4つの小項目の評価結果を集約して中項目の評価を実施。残りの「業務運営の効率化による経費抑制」は、運営費交付金について前年度との比較ができないとして評価の対象外。また、小項目より下の細項目等でも評価を実施（以下の項目も同様）</p> <p>なお、「GLP適合確認業務の効率化のための措置」の小項目は、1申請当たりの処理期間の削減目標が達成できなかったとしてCの評価</p> <p>（中項目の評価の結果）A：1項目、B：1項目</p> <p>（小項目の評価の結果）A：2項目、B：1項目、C：1項目</p>

- 2 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上（結果：A）
 「農薬の検査」、「（農薬の検査の）附帯業務」及び「農薬取締法の規定による集収及び立入検査」の3つの中項目について、13の小項目の評価結果を集約して中項目の評価を実施。
 なお、「立入検査業務の迅速化のための措置」の小項目は、立入検査マニュアル及び農薬の集収マニュアルの作成が未着手であったとしてCの評価
 （中項目の評価の結果）A：2項目、B：1項目
 （小項目の評価の結果）A：10項目、B：2項目、C：1項目
- 3 予算、収支計画及び資金計画（結果：A）
 大項目に、「経費節減に係る取組」等2つの評価項目を設定して評価を実施
 （評価項目の評価の結果）A：2項目
- 4 短期借入金の限度額（結果：A）
- 5 剰余金の使途（結果：-）
- 6 その他業務運営に関する事項（結果：B）
 中項目2項目のうち、「施設及び設備に関する計画」は中項目で評価を行い、「職員の人事に関する計画」は、3つの小項目で評価を行った上で、その結果を集約して中項目の評価を実施
 （中項目の評価の結果）A：1項目、B：1項目
 （小項目の評価の結果）A：2項目、B：1項目

《参考》定量的指標の実績（例）

指標	中期計画	年度計画	実績
農薬G L P確認業務の1件当たりの処理期間の短縮（平成7～11年度平均比）	5%	1%	1件当たりの平均処理期間が21%超過
農薬取締法第3条第1項第4号から7号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準の設定が必要な農薬以外の農薬の検査	1年5か月以内	1年5か月以内	検査終了のうち97%が目標達成
集収又は立入検査実施後、検査結果について1か月以内に農林水産大臣に報告を行った件数	1か月以内	1か月以内	期間内に100%報告

農林水産省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要

総合評価

評価結果

平成13年度業務実績等に関する総合評価としては、Aと評価する。

評価の理由、特記事項等

1 評価の理由

一部改善を講ずることが望ましい項目があったものの、業務は年度計画を達成している。さらに、年度計画に定められていない「ノニルフェノール及びその関連物質に係る調査研究」といった農林水産省からの緊急の委託業務の実施その他農林水産省からの指示・要請業務への対応については業務の量的、質的な面において評価できる。

2 今後の業務改善に関する助言

科学技術がめまぐるしく進歩していることから、農薬の検査に関する情報収集をより一層充実させることが望ましい。

政策評価・独立行政法人評価委員会の意見

業務運営の効率化に関する評価について、申請に基づき実施される農薬検査の平均期間の削減（短縮）状況を指標として評価を実施することとされており、平均検査期間の算定については、当該年度に検査が終了した案件の検査開始から終了までの期間の平均によっているが、検査未了の案件の中には、平成12年度以前に申請を受け検査が継続している案件がみられることから、これらを含めた継続案件に関し、その件数、継続期間及び継続理由をも考慮した評価を行うべきである。

申請者からの事前相談への対応に関する評価について、中期目標等に基づき検査等の処理期間の短縮が進められている中、事前相談は検査等の効率化のための手段として位置付けられていることから、事前相談への対応件数のみならず事前相談が申請者にとって実質的な負担の軽減となっているかという点にも着目した評価を行うべきである。

ホームページ

法人：<http://www.acis.go.jp/index.htm>

評価結果：

http://www.maff.go.jp/www/council/council_cont/kanbou/dokuhou/13hyoka.html

法人名	独立行政法人農業者大学校（平成13年4月1日設立）＜特定＞ （理事長：門脇 邦泰）
目的	青年である農業者に対する近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授を行うことにより、農業を担う人材の育成を図ることを目的とする。
主要業務	1 青年である農業者に対し、近代的な農業経営を担当するのに必要な学理及び技術の教授を行うこと。2 1に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
中期目標期間	5年間
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会（委員長：松本 聡）
分科会名	農業分科会（分科会長：松本 聡）
農林水産省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価</p> <p>1 当該事業年度の業務の実績全体について、原則、中期計画の小項目を評価単位とし、主として次の方法により評価を行う。また、その結果を集計して中項目の評価を、中項目の評価結果を集計して大項目の評価を行う。</p> <p>定量的に定められている項目の評価</p> <p>A：各年度の目標・計画数値の90%以上</p> <p>B：各年度の目標・計画数値の50%以上90%未満</p> <p>C：各年度の目標・計画数値の50%未満</p> <p>定性的に定められている項目の評価</p> <p>A：順調に実施された</p> <p>B：概ね順調に実施された</p> <p>C：実施できなかった</p> <p>2 上位項目の評価に当たっては、下位項目の評価結果を点数化（A：2点、B：1点、C：0点）して集計し、次の3段階評価を行う。</p> <p>A：満点×9/10 合計点</p> <p>B：満点×5/10 合計点<満点×9/10</p> <p>C：合計点<満点×5/10</p> <p>満点とは、「下位項目の数×1点」とし、合計点とは、「当該上位項目に属する各下位項目の点数の合計値」とする。</p> <p>3 中項目の評価は、上記2の方法により、小項目の評価結果の積み上げにより行うが、「業務運営の効率化」における「学理及び技術の教授に関する業務」及び「果樹農業に関する研修業務」は、1に準じて行い、「業務運営の効率化による経費の抑制」は、以下により評価を行う。</p>

農林水産省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>A：当該指標に対する達成度合100%以上</p> <p>B：同70%以上100%未満</p> <p>C：同70%未満</p> <p>4 大項目の評価は、上記2の方法により、中項目の評価結果の積み上げにより行うが、「予算、収支計画及び資金計画」、「短期借入金の限度額」及び「剰余金の使途」については、当該大項目に直接評価指標を設定して評価を行う。</p> <p>総合評価</p> <p>記述式。各項目の評価を踏まえつつ、当該評価を行うに至った経緯や特殊事情等及び中期目標や中期計画に記載されている事項以外業務その他特筆すべき事項等も勘案して評価を行う。</p>
農林水産省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	<p>項目別評価</p> <p>評価結果</p> <p>1 業務運営の効率化（結果：A）</p> <p>中項目3項目のうち、「学理及び技術の教授に関する業務」及び「果樹農業に関する研修業務」の2項目は中項目で評価を実施。残りの「効率化による経費抑制」は、運営費交付金について前年度との比較ができないとして、評価の対象外（中項目の評価の結果）A：2項目</p> <p>2 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上（結果：A）</p> <p>「青年である農業者に対する近代的な農業経営を担当するのに必要な学理及び技術の教授」及び「同業の附帯業務」の2つの中項目について、4つの小項目の評価結果を集約して中項目の評価を実施。また、小項目より下の細項目等でも評価を実施</p> <p>（中項目の評価の結果）A：2項目</p> <p>（小項目の評価の結果）A：4項目</p> <p>3 予算、収支計画及び資金計画（結果：A）</p> <p>大項目に、「経費節減に係る取組」等2つの評価項目を設定して評価を実施（評価項目の評価の結果）A：2項目</p> <p>4 短期借入金の限度額（結果：A）</p> <p>5 剰余金の使途（結果：-）</p>

6 その他業務運営に関する事項（結果：A）

中項目2項目のうち、「施設及び設備に関する計画」は中項目で評価を行い、「職員の人事に関する計画」は、3つの小項目で評価を行った上で、その結果を集約して中項目の評価を実施

（中項目の評価の結果）A：2項目

（小項目の評価の結果）A：3項目

《参考》定量的指標の実績（例）

指 標	中期計画	年度計画	実 績
卒業生の卒業時の就農率	おおむね90%以上	おおむね90%以上	97%
経営状況に関する詳細な調査	2事例以上	2事例以上	4事例

総合評価

評価結果

平成13年度計画の実施については、評価基準の大項目の各事項がいずれもA評価と判断できることから、総合的に見て順調に実施されたものと評価する。

評価の理由、特記事項等

農業を担う人材を育成するという学校の性格上、卒業後の就農状況や農業経営状況、農業現場での活躍状況が重要であるので、これらについて今後、経時的に把握する必要がある。

学生、研修生の確保については、卒業生や研修生の一層の協力を得て、より現場に密着した募集活動を推進する必要がある。また、農業者大学校として小中学生を含め、農業教育や農業への理解を深める活動を積極的に推進するなど、更に広範に農業者大学校の周知を図る取組が必要と考えられる。

農業者大学校の魅力を高め、特色を打ち出していくため、カリキュラム検討委員会等の検討結果を踏まえ、速やかに教育及び研修内容の改善を図る必要がある。また、今後の農業の発展方向や教育ニーズに対応した農業者大学校の将来方向について幅広く検討し、その結果を次期中期計画に反映させる必要がある。

政策評価・独立行政法人評価委員会の意見	_____
ホームページ	法人： http://www.farmers.ac.jp/ 評価結果： http://www.maff.go.jp/www/council/council_cont/kanbou/dokuhou/13hyoka.html

法人名	独立行政法人林木育種センター（平成13年4月1日設立）＜特定＞ （理事長：中道 正）
目的	林木の育種事業及びこれにより生産された種苗の配布等を行うことにより、林木について優良な種苗の確保を図ることを目的とする。
主要業務	1 林木の育種事業及びこれにより生産された種苗の配布を行うこと。2 1に掲げる業務に関する調査及び研究、講習並びに指導を行うこと。3 1及び2に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
中期目標期間	5年間
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会（委員長：松本 聡）
分科会名	林野分科会（分科会長：木平 勇吉）
農林水産省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価</p> <p>1 原則中期計画の中項目を評価単位とし、次のような3段階で評価を行うが、「予算等」、「短期借入金の限度額」及び「剰余金の使途」については中項目がないため大項目に評価単位を設定して評価を行う。また、中項目の「試験及び研究並びに調査」については、それより下の小項目等を評価単位として評価を行う。</p> <p>a：中期計画に対しておおむね順調に推移している（達成割合の数値が90以上）</p> <p>b：中期計画に対して一部遅れが見られるものの、目標期間において達成が可能な範囲にある（達成割合の数値が50以上90未満）</p> <p>c：中期計画に対して顕著な遅れが見られる（達成割合の数値が50未満）</p> <p>2 大項目の評価に当たっては、各大項目に係る評価単位のうちa評価を受けた評価単位の割合に応じ、次のような3段階で評価を行う。</p> <p>A：中期計画に対しておおむね順調に推移している（a評価を受けた割合が90%以上）</p> <p>B：中期計画に対して一部遅れが見られるものの、目標期間において達成が可能な範囲にある（a評価を受けた割合50%以上90%未満）</p> <p>C：中期計画に対して顕著な遅れが見られる（a評価を受けた割合が50%未満）</p> <p>総合評価</p> <p>すべての評価単位のうちa評価を受けた評価単位の割合により、大項目の評価と同様の評価を行う。</p>

農林水産省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	項目別評価																
	評価結果																
	1 業務運営の効率化（結果：A） 「業務の効率化」、「業務対象の重点化」及び「関係機関との連携」の3つの中項目で評価を実施 （中項目の評価の結果）a：3項目																
	2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上（結果：A） 「林木の育種事業」、「種苗の生産及び配布」等6つの中項目について、9つの評価項目を設定して評価を実施 （評価項目の評価の結果）a：9項目																
	3 予算、収支計画及び資金計画（結果：A） 大項目に、「経費節減に係る取組」等の3つの評価項目を設定して評価を実施 （評価項目の評価の結果）a：3項目																
	4 短期借入金の限度額（結果：A） 「短期借入金の限度額」の評価項目を設定して評価を実施 （評価項目の評価の結果）a：1項目																
	5 剰余金の使途（結果：-）																
6 その他業務運営に関する事項（結果：A） 「施設及び設備に関する計画」の中項目で評価を実施 （中項目の評価の結果）a：1項目																	
《参考》定量的指標の実績（例）																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>中期計画</th> <th>年度計画</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>林木の新品種の開発</td> <td>目標期間(5年間)中に250品種</td> <td>50品種</td> <td>51品種</td> </tr> <tr> <td>林木遺伝資源の探索・収集</td> <td>目標期間(5年間)中に育種素材として利用価値の高いもの等7,000点</td> <td>1,400点</td> <td>1,583点</td> </tr> <tr> <td>海外の林木遺伝資源の探索・収集</td> <td>目標期間(5年間)中に100点</td> <td>20点</td> <td>21点</td> </tr> </tbody> </table>	指標	中期計画	年度計画	実績	林木の新品種の開発	目標期間(5年間)中に250品種	50品種	51品種	林木遺伝資源の探索・収集	目標期間(5年間)中に育種素材として利用価値の高いもの等7,000点	1,400点	1,583点	海外の林木遺伝資源の探索・収集	目標期間(5年間)中に100点	20点	21点
指標	中期計画	年度計画	実績														
林木の新品種の開発	目標期間(5年間)中に250品種	50品種	51品種														
林木遺伝資源の探索・収集	目標期間(5年間)中に育種素材として利用価値の高いもの等7,000点	1,400点	1,583点														
海外の林木遺伝資源の探索・収集	目標期間(5年間)中に100点	20点	21点														

総合評価

評価結果

(結果：A)

中期計画に対しておおむね順調に推移している。

評価の理由、特記事項等

(業務運営に対する主な意見等)

1 業務運営の効率化

中期計画に対しておおむね順調に推移していると評価した。

なお、今後の検討課題として以下の点について指摘した。

- ・ 各法人共通と考えられる課題であるが、新会計システムの導入の部分については、経理処理についての初歩的な改善であり、内容をより充実するなど一層のシステム改善を行うべきであること 等

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上

中期計画に対しておおむね順調に推移していると評価した。

なお、以下の点について指摘した。

- ・ 花粉症に対する社会的要請が高いことから課題への取組に一層努力すべきであること 等

3 予算、収支計画及び資金計画

経費（業務経費および一般管理費）節減に係る取組、受託収入・競争的資金及び自己収入増加に係る取組は十分であったと評価した。また、法人運営における資金の配分状況について、初年度としては十分であったと評価した。

なお、今後の検討課題として以下の点について指摘した。

- ・ 費目別による従来型管理から、機能別管理へと移行することによるより効果的な予算管理の実現
- ・ 資金獲得の目標設定に当たっての、法人のミッションとそれに対応したアウトカム評価の観点をとりいれた目標の設定
- ・ 資金配分の決定に当たっての、より効果を重視した決定システムの整備 等

4 その他業務運営に関する事項

中期計画に定められている施設および設備について平成 13 事業年度における改修・整備前後の業務運営の改善の成果について検討したところ、業務運営の改善の成果が期待されることから改善の成果は十分であると評価した。

<p>政策評価・独立行政法人評価委員会の意見</p>	<p>業務運営の効率化に関する評価について、本組織が、独立行政法人への移行に際し、可能な限り業務の民間委託を行い、スリム化を図ることを求められていたこと（「中央省庁等改革に係る大綱」（平成 11 年 1 月 26 日中央省庁等改革推進本部決定））を考慮した評価を行うべきである。</p>
<p>ホームページ</p>	<p>法人：http://ftbc.job.affrc.go.jp/ 評価結果： http://www.maff.go.jp/www/council/council_cont/kanbou/dokuhou/13hyoka.html</p>

法人名	独立行政法人さけ・ます資源管理センター（平成13年4月1日設立） <特定>（理事長：大西 勝弘）
目的	さけ類及びます類のふ化及び放流等を行うことにより、さけ類及びます類の適切な資源管理に資することを目的とする。
主要業務	1 さけ類及びます類のふ化及び放流を行うこと。2 1に掲げる業務に関する調査及び研究、講習並びに指導を行うこと。3 1及び2に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
中期目標期間	5年間
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会（委員長：松本 聡）
分科会名	水産分科会（分科会長：小野 征一郎）
農林水産省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価</p> <p>1 原則中期計画の中項目を評価の最小単位（基礎項目）とし評価を行うが、「短期借入金の限度額」、「重要な財産の譲渡等」及び「剰余金の使途」については大項目を基礎項目として評価を行う。また、中項目の「さけ類及びます類の資源管理に資する業務」については、それより一つ下位の小項目を基礎項目とし、大項目の「予算等」については別途基礎項目を設定して評価を行う。</p> <p>2 基礎項目の評価は、原則、AからCの3段階で評価を行うが、上記「さけ類及びます類の資源管理に資する業務」の中の「調査研究」及び「技術開発」については、S評価を加えた4段階で評価を実施</p> <p>なお、「短期借入金の限度額」、「予算等」等の項目については、ランクの意味付けは若干異なるものの、3段階で評価を行う。</p> <p>（S：計画を大きく上回って業務が進ちよくしている（「調査研究」及び「技術開発」のみ））</p> <p>A：計画に対して業務が順調に進ちよくしている。</p> <p>B：計画に対して業務がおおむね順調に進ちよくしている。</p> <p>C：計画に対して業務が遅れている。</p> <p>3 大項目等の上位項目の評価に当たっては、当該上位項目に属する基礎項目の総数に占めるA（SはAとみなす。）の数の割合に応じた、以下のランク付けを基に3段階で評価を行う。</p> <p>A：Aの割合が80%以上（業務が順調に進ちよく）</p> <p>B：Aの割合が60%以上80%未満（業務がおおむね順調に進ちよく）</p> <p>C：Aの割合が60%未満（業務が遅延）</p>

農林水産省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>総合評価</p> <p>各大項目の評価結果及び次に掲げる事項等を総合的に勘案して、上記項目別評価1と同様に3段階で評価で行う。</p> <p>「調査研究」及び「技術開発」におけるS評価の有無・内容</p> <p>財務諸表の内容</p> <p>業務運営の効率化への取組状況 等</p>
農林水産省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	<p>項目別評価</p> <p>評価結果</p> <p>1 業務運営の効率化（結果：A）</p> <p>「業務の運営管理」、「業務の効率化」等の5つの中項目で評価を実施（中項目の評価の結果）A：5項目</p> <p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上（結果：A）</p> <p>中項目2項目のうち、「情報の公開」は、中項目単位で評価を行い、「さけ類及びます類の資源管理に資する業務」は、6つの小項目で評価を行った上で、その結果を集約して中項目の評価を実施（中項目の評価の結果）A：2項目（小項目の評価の結果）A：6項目</p> <p>3 予算、収支計画及び資金計画（結果：A）</p> <p>「経費節減に係る取組」等の3つの評価項目を設定して評価を実施（評価項目の評価の結果）A：3項目</p> <p>4 短期借入金の限度額（結果：A）</p> <p>5 重要な財産の譲渡等（結果： ）</p> <p>6 剰余金の使途（結果： ）</p> <p>7 その他業務運営に関する事項（結果：A）</p> <p>「施設及び設備に関する計画」及び「人事に関する計画」の2つの中項目で評価を実施（中項目の評価の結果）A：2項目</p>

農 林 水 産 省 独 立 行 政 法 人 評 価 委 員 会 の 評 価 結 果 の 概 要	《参考》定量的指標の実績（例）			
	指 標	中期計画	年度計画	実 績
	資源増大のためのふ化放流の民間への移行	目標期間(5年間)中にサケ 98,300 千尾等	サケ 33,200 千尾等	同左
	民間増殖団体等への技術指導回数	毎年度 900 回±（業務に応じて増減）	912 回	981 回
	総合評価			
	評価結果 (結果：A) 計画に対して業務が順調に進ちよくしている。			
	評価の理由、特記事項等			
	1 評価の理由 「大項目の評価結果」がすべて「A」と評価されており、計画に対して業務が順調に進ちよくしていると認められること、また、「その他の検討事項」において、特に問題とすべき事由がないことから、総合評価を「A」とすることが妥当である。			
	2 項目別の所見			
	業務運営の効率化に関する事項			

- ・ さけ・ます資源管理の中核機関としての使命は十分に果たしている。また、効率的な予算運用の面にも意欲が感じられる。今後は施設機械等の効率的活用、会議運営の効率化及び他機関との交流について検討する必要がある。

- 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- ・ さけ・ます類の資源管理に資する業務は、おおむね順調に進ちよくしていると評価される。なお、指摘事項に対しては、積極的な対策を望みたい。
 - ・ 関係機関に対して十分な技術の講習、指導並びに成果の公表等を行っており、高く評価される。今後とも積極的なPR活動を期待する。

農 林 水 産 省 独 立 行 政 法 人 評 価 委 員 会 の 評 価 結 果 の 概 要	<p>予算、収支計画及び資金計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経費節減の取組みられる。 ・ 外部資金の獲得については評価される。今後も外部資金の獲得に向けた努力が期待される。 ・ 運営費交付金については、おおむね効率的に使用されている。 <p>その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設及び設備については、計画どおり進ちよくしている。 ・ 職員の人事に関しては、計画どおり進んでいる。職員の一層の資質の向上、職場の活性化に留意してもらいたい。
政策評価・ 独 立 行 政 法 人 評 価 委 員 会 の 意 見	<p>業務運営の効率化に関する評価について、本組織が、独立行政法人への移行に際し、可能な限り業務の民間委託を行い、スリム化を図ることを求められていたこと（「中央省庁等改革に係る大綱」(平成11年1月26日中央省庁等改革推進本部決定)）を考慮した評価を行うべきである。</p>
ホームページ	<p>法 人：http://www.salmon.affrc.go.jp/</p> <p>評価結果： http://www.maff.go.jp/www/council/council_cont/kanbou/dokuhou/13hyoka.html</p>

法人名	独立行政法人水産大学校（平成13年4月1日設立）＜特定＞ （理事長：三本菅 善昭）
目的	水産に関する学理及び技術の教授及び研究を行うことにより、水産業を担う人材の育成を図ることを目的とする。
主要業務	1 水産に関する学理及び技術の教授及び研究を行うこと。2 1に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
中期目標期間	5年間
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会（委員長：松本 聡）
分科会名	水産分科会（分科会長：小野 征一郎）
農林水産省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価</p> <p>1 原則中期計画の中項目を評価の最小単位（基礎項目）とし評価を行うが、「短期借入金の限度額」、「重要な財産の譲渡等」及び「剰余金の使途」については大項目で評価を行う。また、大項目の「予算等」については別途基礎項目を設定して評価を行う。</p> <p>2 基礎項目の評価は、原則、AからCの3段階で評価を行うが、「水産に関する学理及び技術の研究」に係る項目については、S評価を加えた4段階で評価を行う。なお、「短期借入金の限度額」、「予算等」等の項目については、ランクの意味付けは若干異なるものの、3段階で評価を行う。 （S：計画を大きく上回って業務が進ちよくしている（「調査研究」及び「技術開発」のみ） A：計画に対して業務が順調に進ちよくしている。 B：計画に対して業務がおおむね順調に進ちよくしている。 C：計画に対して業務が遅れている。</p> <p>3 大項目の評価は、中項目（基礎項目）の総数に占めるA（SはAとみなす。）の数の割合に応じた、以下のランク付けを基に3段階で評価を行う。 A：Aの割合が80%以上（業務が順調） B：Aの割合が60%以上80%未満（業務がおおむね順調に進ちよく） C：Aの割合が60%未満（業務が遅延）</p>

	<p>総合評価</p> <p>各大項目の評価結果及び次に掲げる事項等を総合的に勘案して、3段階で評価を行う。 「水産に関する学理及び技術の研究」におけるS評価の有無・内容 財務諸表の内容 業務運営の効率化への取組状況 中期計画に記載されている事項以外の特筆すべき業績 大学評価・学位授与機構が行う「大学の学部及び大学院の修士課程相当の教育を行う機関としての審査」結果</p>
農林水産省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	<p>項目別評価</p> <p>評価結果</p> <p>1 業務運営の効率化（結果：A） 「教育研究業務の効率化」及び「事務の効率的処理」の2つの中項目で評価を実施（中項目の評価の結果）A：2項目</p> <p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上（結果：A） 「水産に関する学理及び技術の教育」、「水産に関する学理及び技術の研究」等4つの中項目で評価を実施（中項目の評価の結果）A：3項目、B：1項目</p> <p>3 予算、収支計画及び資金計画（結果：A） 「経費節減に係る取組」等3つの評価項目を設定して評価を実施（評価項目の評価の結果）A：3項目</p> <p>4 短期借入金の限度額（結果：A）</p> <p>5 重要な財産の譲渡等（結果：-）</p> <p>6 剰余金の使途（結果：-）</p> <p>7 その他業務運営に関する事項（結果：A） 「施設・船舶・設備等の整備」及び「人事に関する計画」の2つの中項目で評価を実施（中項目の評価の結果）A：2項目</p>

《参考》定量的指標の実績（例）

指 標	中期計画	年度計画	実 績
水産大学校研究報告の発行	毎年4回	4回700部	4回700部
水産大学校研究報告、国内外の学会等による論文等の公表	毎年70件以上	70件以上	79件

総合評価

評価結果

（結果：A）

計画に対して業務が順調に進ちよくしている。

評価の理由、特記事項等

1 評価の理由

「大項目の評価結果」がすべて「A」と評価されており、計画に対して業務が順調に進ちよくしていると認められること、また、「その他の検討事項」において、特に問題とすべき事由がないことから、総合評価を「A」とすることが妥当である。

2 項目別の所見

業務運営の効率化

- ・ 過渡期の現時点では十分な努力がうかがえる。
- ・ 教育研究業務の面では、他大学の事例なども参考しつつ、「自己点検及び外部評価」の在り方について、内容の充実と向上を図る必要がある。

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上

- ・ 年度計画に対する年度業務の実績は総合的に順調な達成状況であり、初年度の努力を高く評価する。しかし、大学評価・学位授与機構の対象機関である以上「研究成果の公表」は重要な評価項目であり、研究成果の質的向上に対する一層の努力を期待する。

予算、収支計画及び資金計画

- ・ 経費削減のための努力がみられる。
- ・ 受託収入、自己収入ともに増収である。さらに、業務経費、一般管理費、人件費すべてにおいて執行残が計上されていることから、資金配分も適正で、業務も順調に進ちよくしたと思われる。

農林水産省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要

その他業務運営に関する事項

- ・ 施設・船舶・設備等の整備については計画どおり進ちよくしている。
- ・ 人事に関する計画については、教育職員公募制は透明性の点からも評価でき、優秀な学生の確保のための積極的な活動も評価できる。

政策評価・独立行政法人評価委員会の意見

業務運営の効率化に関する評価において、外部委託に関する評価を行う場合は、委託の実施の有無やその規模の評価にとどまらず、あわせて、新規に外部委託をする場合と法人が直接実施する場合との人件費を含めた総コストの適正な比較、委託先の選定に当たった競争的条件の付与の有無、特定の委託先との契約の継続状況、委託業務の成果の品質管理の状況等にも着目した評価を可能な限り行うこととすべきである。

ホームページ

法 人：<http://www.fish-u.ac.jp/>

評価結果：

http://www.maff.go.jp/www/council/council_cont/kanbou/dokuhou/13hyoka.html

法人名	独立行政法人農業技術研究機構（平成13年4月1日設立）＜特定＞ （理事長：三輪 睿太郎）
目的	農業に関する技術上の試験及び研究等を行うことにより、農業に関する技術の向上に寄与することを目的とする。
主要業務	1 農業に関する多様な専門的知識を活用して行う技術上の総合的な試験及び研究並びに調査を行うこと。2 1に掲げるもののほか、農業に関する技術上の試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習を行うこと（農林水産省の所管する他の独立行政法人の業務に属するものを除く。）。3 家畜及び家きん専用の血清類及び薬品の製造及び配布を行うこと 等
中期目標期間	5年間
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会（委員長：松本 聡）
分科会名	農業技術分科会（分科会長：小林 正彦）
農林水産省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価</p> <p>1 原則中期計画の中項目を評価単位とし、AからCの3段階で評価を行うが、「予算等」、「短期借入金の限度額」、「重要な財産の譲渡等」及び「剰余金の使途」については大項目で評価を行う。また、中項目の「試験及び研究並びに調査」については、それより一つ下位の小項目又はさらに下位の項目を評価単位とし、3段階評価にS評価を加えた4段階で評価を行う。 （S：計画を大幅に上回る業績が上がっている（「試験及び研究並びに調査」のみ） A：計画に対して順調に業務が進ちよくしている B：計画に対して業務の進ちよくがやや遅れている C：計画に対して業務の進ちよくが遅れている</p> <p>2 中項目等の上位項目の評価に当たっては、評価単位の評価結果を点数化（S：4点、A：3点、B：2点、C：1点）し、評価単位等で設定したウェイトに基づき点数を集約して、次のようなランク分けを行い、その結果と業務実績の内容を勘案して、上記の3段階又は4段階評価を行う。 S：3.5以上、A：2.5以上3.5未満、B：1.5以上2.5未満、C：1.5未満</p> <p>総合評価</p> <p>大項目の評価結果を項目別評価2と同様な方法によりランク分けを行い、その結果と特筆すべき業績等を総合的に勘案して、項目別評価1と同様に3段階評価を行う。</p>

農林水産省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	項目別評価																			
	評価結果																			
	1 業務運営の効率化（結果：A） 「評価・点検の実施」、「研究資源の効率的利用」等の6つの中項目で評価を実施（中項目の評価の結果）A：5項目、B：1項目																			
	2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上（結果：A） 中項目3項目のうち、「専門研究分野を活かした社会貢献」及び「成果の公表、普及の推進」の2項目は、中項目で評価を行い、「試験研究並びに調査」は、15の小項目の評価結果を集約して中項目の評価を実施 なお、小項目より下の細項目等でも評価を実施 （中項目の評価の結果）A：3項目 （小項目の評価の結果）A：15項目																			
	3 予算、収支計画及び資金計画（結果：B）																			
	4 短期借入金の限度額（結果：A）																			
	5 重要な財産の譲渡等（結果：-）																			
	6 剰余金の使途（結果：-）																			
	7 その他業務運営に関する事項（結果：A） 「施設及び設備に関する計画」及び「人事に関する計画」の2つの中項目で評価を実施（中項目の評価の結果）A：2項目																			
	《参考》定量的指標の実績（例）																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>指 標</th> <th>中期計画</th> <th>年度計画</th> <th>実 績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普及に移しうる成果</td> <td>目標期間(5年間)内 270件以上</td> <td>50件以上</td> <td>60件</td> </tr> <tr> <td>学術誌、機関誌等への論文の公表</td> <td>目標期間(5年間)内 5,600報以上</td> <td>1,100報以上</td> <td>1,008報</td> </tr> <tr> <td>国内特許等の出願</td> <td>目標期間(5年間)内 280件以上</td> <td>60件以上</td> <td>75件</td> </tr> <tr> <td>新品種及び中間母本の登録申請</td> <td>目標期間(5年間)内 130件以上</td> <td>30件以上</td> <td>品種登録出願33件</td> </tr> </tbody> </table>	指 標	中期計画	年度計画	実 績	普及に移しうる成果	目標期間(5年間)内 270件以上	50件以上	60件	学術誌、機関誌等への論文の公表	目標期間(5年間)内 5,600報以上	1,100報以上	1,008報	国内特許等の出願	目標期間(5年間)内 280件以上	60件以上	75件	新品種及び中間母本の登録申請	目標期間(5年間)内 130件以上	30件以上	品種登録出願33件
指 標	中期計画	年度計画	実 績																	
普及に移しうる成果	目標期間(5年間)内 270件以上	50件以上	60件																	
学術誌、機関誌等への論文の公表	目標期間(5年間)内 5,600報以上	1,100報以上	1,008報																	
国内特許等の出願	目標期間(5年間)内 280件以上	60件以上	75件																	
新品種及び中間母本の登録申請	目標期間(5年間)内 130件以上	30件以上	品種登録出願33件																	

農 林 水 産 省 独 立 行 政 法 人 評 価 委 員 会 の 評 価 結 果 の 概 要	<p>総合評価</p> <p>評価結果（結果：A）</p> <p>評価の理由、特記事項等</p> <p>1 評価の理由</p> <p>「予算（人件費の見積りを含む。）収支計画及び資金計画」については取組がやや不十分であったが、その他の項目が中期計画の達成に向けて順調に進ちよくしており、全体として業務は順調に進ちよくしていると判断した。</p> <p>2 総合所見</p> <p>独立行政法人農業技術研究機構は、我が国の農業技術開発の中核機関として、専門研究と各地域での総合的な研究により、農業現場での実用化に向けた技術開発を行うことが求められている。また、付託された使命を持つ研究機関は設置形態の変更に際してもその研究業務を一時たりとも停滞させてはならない。このような観点から、平成 13 年度の業務の実績について調査・分析し、評価した結果は以下のとおりである。</p> <p>主要な業務である研究開発については、6 の専門研究所と6 の地域研究所とを統合したメリットをいかし、多様な専門分野を融合した総合的な研究や麦、大豆など社会的ニーズの高い作物について行政と一体となった取組を地域ごとに進めた点を高く評価する。なお、環境保全型農業に関する技術開発及び研究開発、農業経営分野においては、業務の進ちよくがやや遅れているので、平成 14 年度以降取組の強化が必要である。その他の研究分野について、業務は順調に進ちよくしている。</p> <p>管理・運営については「平成 14 年産麦を変える新品種の開発」など5 つのターゲットを設定して研究を行い、得られた成果を公開試食会等を通じて国民に分かりやすく伝える努力を行ったことを高く評価する。また、これらの法人としての新たな取組と継続すべき各個の研究を巧みに仕分けて遂行した点も評価できる。とりわけ、動物衛生研究所が中心となって行った B S E への対応は、安全な牛肉の消費者への供給に重要な役割を果たし、専門研究分野を活かした社会貢献として特筆される。さらに、融合研究において、他の独立行政法人等の研究者を併任として活用した実績や果樹研究所の部長職を公募制により採用した実績は、独立行政法人制度を積極的に活用した意欲的な試みである。</p>

農 林 水 産 省 独 立 行 政 法 人 評 価 委 員 会 の 評 価 結 果 の 概 要	<p>なお、競争的資金の獲得、研究資源の重点配分については、今後一層の取組が必要である。</p> <p>さらに、これら業務運営の効率化、主要業務である研究開発を通じた国民へのサービスの向上等への努力が、国民に理解され、適正に評価されるよう、財務運営面において明確に示していく努力が必要である。</p>
政 策 評 価 ・ 独 立 行 政 法 人 評 価 委 員 会 の 意 見	<p>バイオマス資源の利用技術の開発に関する評価について、政府全体として農林水産資源の活用に向けたバイオマス戦略を推進することとされていることを踏まえ、当該技術開発への重点化、関係機関の連携等の促進が図られることを考慮した評価を行うことを期待する。</p> <p>各センター、研究所については、それぞれの役割、特性等をいかした運営が行われていることを踏まえ、業務の質の向上に関しては、既に各センター、研究所ごとの個別的な分析を踏まえた包括的な評価が行われているところであり、業務の効率化や財務内容の改善に関しても、各センター、研究所ごとの指標を設定すること等により、同様な評価が行われることとなることが適切であり、このような取組について、農林水産省独立行政法人評価委員会から、法人における適切な措置の検討を要請することを期待する。</p> <p>業務運営の効率化に関する評価において、外部委託に関する評価を行う場合は、委託の実施の有無やその規模の評価にとどまらず、あわせて、新規に外部委託をする場合と法人が直接実施する場合との人件費を含めた総コストの適正な比較、委託先の選定に当たっての競争的条件の付与の有無、特定の委託先との契約の継続状況、委託業務の成果の品質管理の状況等にも着目した評価を可能な限り行うこととすべきである。</p>
ホ ム ペ ー ジ	<p>法 人：http://www.naro.affrc.go.jp/</p> <p>評価結果： http://www.maff.go.jp/www/council/council_cont/kanbou/dokuhou/13hyoka.html</p>

法人名	独立行政法人農業生物資源研究所（平成13年4月1日設立）＜特定＞ （理事長：桂 直樹）
目的	生物資源の農業上の開発及び利用に関する技術上の基礎的な調査及び研究、昆虫その他の無脊椎動物の農業上の利用に関する技術上の試験及び研究等を行うことにより、生物の農業上の利用に関する技術の向上に寄与することを目的とする。
主要業務	1 生物資源の農業上の開発及び利用に関する技術上の基礎的な調査及び研究並びにこれに関連する分析、鑑定及び講習を行うこと。2 昆虫その他の無脊椎動物（みつばちを除く。）の農業上の利用に関する技術上の試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習を行うこと（3に掲げるものを除く。）3 蚕糸に関する技術上の試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習を行うこと 等
中期目標期間	5年間
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会（委員長：松本 聡）
分科会名	農業技術分科会（分科会長：小林 正彦）
農林水産省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価</p> <p>1 原則中期計画の中項目を評価単位とし、AからCの3段階で評価を行うが、「予算等」、「短期借入金の限度額」、「重要な財産の譲渡等」及び「剰余金の使途」については大項目で評価を行う。また、中項目の「試験及び研究並びに調査」については、それより一つ下位の小項目を評価単位とし、3段階評価にS評価を加えた4段階で評価を行う。 （S：計画を大幅に上回る業績が上がっている（「試験及び研究並びに調査」のみ） A：計画に対して順調に業務が進捗している B：計画に対して業務の進捗がやや遅れている C：計画に対して業務の進捗が遅れている</p> <p>2 中項目等の上位項目の評価に当たっては、評価単位の評価結果を点数化（S：4点、A：3点、B：2点、C：1点）し、評価単位等で設定したウェイトに基づき点数を集約して、次のようなランク分けを行い、その結果と業務実績の内容を勘案して、上記の3段階又は4段階評価を行う。 S：3.5以上、A：2.5以上3.5未満、B：1.5以上2.5未満、C：1.5未満</p> <p>総合評価</p> <p>大項目の評価結果を項目別評価2と同様な方法によりランク分けを行い、その結果と特筆すべき業績等を総合的に勘案して、項目別評価1と同様に3段階評価を行う。</p>

農林水産省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	項目別評価																			
	評価結果																			
	1 業務運営の効率化（結果：A） 「評価・点検の実施」、「研究資源の有効活用」等の6つの中項目で評価を実施（中項目の評価の結果）A：5項目、B：1項目																			
	2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上（結果：A） 中項目3項目のうち、「専門分野を活かした社会貢献」及び「成果の公表、普及の促進」の2項目は、中項目で評価を行い、「試験及び研究並びに調査」は、5つの小項目で評価を行った上で、その結果を集約して中項目の評価を実施（中項目の評価の結果）A：3項目（小項目の評価の結果）A：4項目、B：1項目																			
	3 予算、収支計画及び資金計画（結果：A）																			
	4 短期借入金の限度額（結果：-）																			
	5 重要な財産の譲渡等（結果：-）																			
	6 剰余金の使途（結果：-）																			
	7 その他業務運営に関する事項（結果：A） 「施設及び設備に関する計画」及び「人事に関する計画」の2つの中項目で評価を実施（中項目の評価の結果）A：2項目																			
	《参考》定量的指標の実績（例）																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>中期計画</th> <th>年度計画</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普及に移しうる成果</td> <td>目標期間(5年間)内10件以上</td> <td></td> <td>8件</td> </tr> <tr> <td>学術誌、機関誌等への論文の公表</td> <td>目標期間(5年間)内1,740件以上</td> <td></td> <td>317報</td> </tr> <tr> <td>国内特許等の出願</td> <td>目標期間(5年間)内200件以上</td> <td></td> <td>42件</td> </tr> <tr> <td>新品種及び中間母本の登録申請</td> <td>目標期間(5年間)内5件以上</td> <td></td> <td>品種登録出願7件</td> </tr> </tbody> </table>	指標	中期計画	年度計画	実績	普及に移しうる成果	目標期間(5年間)内10件以上		8件	学術誌、機関誌等への論文の公表	目標期間(5年間)内1,740件以上		317報	国内特許等の出願	目標期間(5年間)内200件以上		42件	新品種及び中間母本の登録申請	目標期間(5年間)内5件以上		品種登録出願7件
指標	中期計画	年度計画	実績																	
普及に移しうる成果	目標期間(5年間)内10件以上		8件																	
学術誌、機関誌等への論文の公表	目標期間(5年間)内1,740件以上		317報																	
国内特許等の出願	目標期間(5年間)内200件以上		42件																	
新品種及び中間母本の登録申請	目標期間(5年間)内5件以上		品種登録出願7件																	

農 林 水 産 省 独 立 行 政 法 人 評 価 委 員 会 の 評 価 結 果 の 概 要	<p>総 合 評 価</p> <p>評価結果 (結果：A)</p> <p>評価の理由、特記事項等</p> <p>1 評価の理由 実績のあった大項目のすべてについて、中期計画の達成に向けて順調に進ちよくしており、全体として業務は順調に進ちよくしていると判断した。</p> <p>2 総合所見 独立行政法人農業生物資源研究所は、農業に関する動物及び植物の生命科学基礎研究を戦略的・集中的に実施することにより、世界をリードする生命科学の研究を旨とするとともに、生物関連産業のための革新的な技術開発を行うことが求められている。このような観点から、平成13年度の業務の実績について調査・分析し、評価した結果は以下のとおりである。 主要な業務である研究開発については、国際コンソーシアムのリーダーとしてイネゲノム塩基配列の解読を強力に推進し、またイネゲノムの有用遺伝子の単離・機能解明研究を行う国家プロジェクト、ミレニアム・イネゲノムプロジェクトにおいて中心的役割を果たすなど、国際的に評価される成果をあげ、中期計画の達成に向けて順調に進ちよくしている。ただし、法人のカバーする研究分野の進展は速く、世界的な競争が行われていることから、国際的な研究レベルについて常に情報収集し、テーマの重点化、人員の重点配分、海外も含めた外部研究機関との連携など、戦略を持って研究に取り組む必要がある。また、生物関連産業のための革新的な技術開発や新産業を目指した研究については、研究成果の利活用を見据えた戦略の明確化が必要である。 管理・運営については、業務はおおむね順調に進んでいるが、研究の重点化に即した人員などの研究資源の重点配分にさらに取り組むことが必要である。農業生物資源研究所は農業に関する生物の生命科学基礎研究を担う研究機関であり、研究成果の公表を積極的に行うことが重要である。なお、業務の実績報告書は、国民に対する説明責任を果たす上で非常に重要なものであり、当該年度に行った業務について、余すことなく明確に記載すべきである。</p>

政策評価・独立行政法人評価委員会の意見	<p>農林水産省独立行政法人評価委員会においては、研究所における試験及び研究並びに調査の在り方に関し、農林水産業のための基盤研究を行う研究所として最終出口を明確にしたビジョンや基礎的知見から実用化へのロードマップの明示を求めるといふ形での評価が行われており、委員会の評価機能を的確に発揮していく観点から、このような評価の取組が引き続き推進されるべきである。</p> <p>業務運営の効率化に関する評価において、外部委託に関する評価を行う場合は、委託の実施の有無やその規模の評価にとどまらず、あわせて、新規に外部委託をする場合と法人が直接実施する場合との人件費を含めた総コストの適正な比較、委託先の選定に当たっての競争的條件の付与の有無、特定の委託先との契約の継続状況、委託業務の成果の品質管理の状況等にも着眼した評価を可能な限り行うこととすべきである。</p>
ホームページ	<p>法人：http://www.nias.affrc.go.jp/ 評価結果： http://www.maff.go.jp/www/council/council_cont/kanbou/dokuhou/13hyoka.html</p>

法人名	独立行政法人農業環境技術研究所（平成13年4月1日設立）＜特定＞ （理事長：陽 捷行）
目的	農業生産の対象となる生物の生育環境に関する技術上の基礎的な調査及び研究等を行うことにより、その生育環境の保全及び改善に関する技術の向上に寄与することを目的とする。
主要業務	1 農業生産の対象となる生物の生育環境に関する技術上の基礎的な調査及び研究並びにこれに関連する分析、鑑定及び講習を行うこと。2 1に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
中期目標期間	5年間
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会（委員長：松本 聡）
分科会名	農業技術分科会（分科会長：小林 正彦）
農林水産省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価</p> <p>1 原則中期計画の中項目を評価単位とし、AからCの3段階で評価を行うが、「予算等」、「短期借入金の限度額」、「重要な財産の譲渡等」及び「剰余金の使途」については大項目で評価を行う。また、中項目の「試験及び研究並びに調査」については、それより一つ下位の小項目を評価単位とし、3段階評価にS評価を加えた4段階で評価を行う。 （S：計画を大幅に上回る業績が上がっている（「試験及び研究並びに調査」のみ）） A：計画に対して順調に業務が進ちよくしている B：計画に対して業務の進ちよくがやや遅れている C：計画に対して業務の進ちよくが遅れている</p> <p>2 中項目等の上位項目の評価に当たっては、評価単位の評価結果を点数化（S：4点、A：3点、B：2点、C：1点）し、評価単位等で設定したウェイトに基づき点数を集約して、次のようなランク分けを行い、その結果と業務実績の内容を勘案して、上記の3段階又は4段階評価を行う。 S：3.5以上、A：2.5以上3.5未満、B：1.5以上2.5未満、C：1.5未満</p> <p>総合評価</p> <p>大項目の評価結果を項目別評価2と同様な方法によりランク分けを行い、その結果と特筆すべき業績等を総合的に勘案して、項目別評価1と同様に3段階評価を行う。</p>

農林水産省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	項目別評価															
	評価結果															
	1 業務運営の効率化（結果：A） 「評価・点検の実施」、「研究資源の有効活用」等の6つの中項目で評価を実施（中項目の評価の結果）A：5項目、B：1項目															
	2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上（結果：A） 中項目3項目のうち、「専門分野を活かした社会貢献」及び「成果の公表、普及の促進」の2項目は、中項目で評価を行い「試験及び研究並びに調査」は、3つの小項目で評価を行った上で、その結果を集約して中項目の評価を実施（中項目の評価の結果）A：3項目（小項目の評価の結果）A：3項目															
	3 予算、収支計画及び資金計画（結果：A）															
	4 短期借入金の限度額（結果：-）															
	5 重要な財産の譲渡等（結果：-）															
	6 剰余金の使途（結果：-）															
	7 その他業務運営に関する事項（結果：A） 「施設及び設備に関する計画」及び「人事に関する計画」の2つの中項目で評価を実施（中項目の評価の結果）A：2項目															
	《参考》定量的指標の実績（例）															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>中期計画</th> <th>年度計画</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普及に移しうる成果</td> <td>目標期間(5年間)内10件以上</td> <td></td> <td>8件</td> </tr> <tr> <td>学術誌、機関誌等への論文の公表</td> <td>目標期間(5年間)内810件以上</td> <td>150件以上</td> <td>143報</td> </tr> <tr> <td>国内特許等の出願</td> <td>目標期間(5年間)内10件以上</td> <td></td> <td>1件</td> </tr> </tbody> </table>	指標	中期計画	年度計画	実績	普及に移しうる成果	目標期間(5年間)内10件以上		8件	学術誌、機関誌等への論文の公表	目標期間(5年間)内810件以上	150件以上	143報	国内特許等の出願	目標期間(5年間)内10件以上		1件
指標	中期計画	年度計画	実績													
普及に移しうる成果	目標期間(5年間)内10件以上		8件													
学術誌、機関誌等への論文の公表	目標期間(5年間)内810件以上	150件以上	143報													
国内特許等の出願	目標期間(5年間)内10件以上		1件													

農 林 水 産 省 独 立 行 政 法 人 評 価 委 員 会 の 評 価 結 果 の 概 要	<p>総合評価</p> <p>評価結果 (結果：A)</p> <p>評価の理由、特記事項等</p> <p>1 評価の理由 実績のあった大項目のすべてについて、中期計画の達成に向けて順調に進ちよくしており、全体として業務は順調に進ちよくしていると判断した。</p> <p>2 総合所見 独立行政法人農業環境技術研究所は、農業と環境に関する問題解決のため、地球環境、化学環境、生物環境の観点から基礎的研究を行うことが求められている。このような観点から、平成13年度の業務の実績について調査・分析し、評価した結果は以下のとおりである。 主要な業務である研究開発については、中期計画の達成に向けて全体として順調に進ちよくしている。長期的に取り組むべきテーマが多い中で、着実に論文等の成果があがっている。なお、環境研究という広範な研究領域の中で、農業環境研究として顕著な成果をあげるよう研究の重点化に取り組む必要がある。 管理・運営については、中期計画の達成に向けて全体として順調に進ちよくしている。なお、知的所有権取得への支援や競争的資金の獲得について、取組の強化が必要である。</p>

<p>政策評価・独立行政法人評価委員会の意見</p>	<p>業務運営の効率化に関する評価において、外部委託に関する評価を行う場合は、委託の実施の有無やその規模の評価にとどまらず、あわせて、新規に外部委託をする場合と法人が直接実施する場合との人件費を含めた総コストの適正な比較、委託先の選定に当たっての競争的条件の付与の有無、特定の委託先との契約の継続状況、委託業務の成果の品質管理の状況等にも着目した評価を可能な限り行うこととすべきである。</p>
<p>ホームページ</p>	<p>法人：http://www.niaes.affrc.go.jp/ 評価結果： http://www.maff.go.jp/www/council/council_cont/kanbou/dokuhou/13hyoka.html</p>

法人名	独立行政法人農業工学研究所（平成13年4月1日設立）＜特定＞ （理事長：佐藤 寛）
目的	農業土木その他の農業工学に係る技術に関する試験及び研究等を行うことにより、農業工学に係る技術の向上に寄与することを目的とする。
主要業務	1 農業土木その他の農業工学に係る技術（農機具に関するものを除く。）に関する試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習を行うこと。2 1に掲げる業務に附随する業務を行うこと。
中期目標期間	5年間
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会（委員長：松本 聡）
分科会名	農業技術分科会（分科会長：小林 正彦）
農林水産省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価</p> <p>1 原則中期計画の中項目を評価単位とし、AからCの3段階で評価を行うが、「予算等」、「短期借入金の限度額」、「重要な財産の譲渡等」及び「剰余金の使途」については大項目で評価を行う。また、中項目の「試験及び研究並びに調査」については、それより一つ下位の小項目を評価単位とし、3段階評価にS評価を加えた4段階で評価を行う。 （S：計画を大幅に上回る業績が上がっている（「試験及び研究並びに調査」のみ） A：計画に対して順調に業務が進ちよくしている B：計画に対して業務の進ちよくがやや遅れている C：計画に対して業務の進ちよくが遅れている</p> <p>2 中項目等の上位項目の評価に当たっては、評価単位の評価結果を点数化（S：4点、A：3点、B：2点、C：1点）し、評価単位等で設定したウェイトに基づき点数を集約して、次のようなランク分けを行い、その結果と業務実績の内容を勘案して、上記の3段階又は4段階評価を行う。 S：3.5以上、A：2.5以上3.5未満、B：1.5以上2.5未満、C：1.5未満</p> <p>総合評価</p> <p>大項目の評価結果を項目別評価2と同様な方法によりランク分けを行い、その結果と特筆すべき業績等を総合的に勘案して、項目別評価1と同様に3段階評価を行う。</p>

農林水産省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	項目別評価															
	評価結果															
	1 業務運営の効率化（結果：A） 「評価・点検の実施」、「研究資源の効率的利用」等6つの中項目で評価を実施（中項目の評価の結果）A：6項目															
	2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上（結果：A） 中項目3項目のうち、「専門研究分野を活かした社会貢献」及び「成果の公表、普及の推進」の2項目は、中項目で評価を行い、「試験研究並びに調査」は、3つの小項目の評価結果を集約して中項目の評価を実施 なお、小項目より下の細項目等でも評価を実施（中項目の評価の結果）A：3項目（小項目の評価の結果）A：3項目															
	3 予算、収支計画及び資金計画（結果：B）															
	4 短期借入金の限度額（結果：-）															
	5 重要な財産の譲渡等（結果：-）															
	6 剰余金の使途（結果：-）															
	7 その他業務運営に関する事項（結果：A） 「施設及び設備に関する計画」及び「人事に関する計画」の2つの中項目で評価を実施（中項目の評価の結果）A：2項目															
	《参考》定量的指標の実績（例）															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>中期計画</th> <th>年度計画</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普及に移しうる成果</td> <td>目標期間(5年間)内 50件以上</td> <td>10件程度</td> <td>14件</td> </tr> <tr> <td>学術誌、機関誌等への論文の公表</td> <td>目標期間(5年間)内 470報以上</td> <td>94報以上</td> <td>97報</td> </tr> <tr> <td>国内特許等の出願</td> <td>目標期間(5年間)内 35件以上</td> <td>6件程度</td> <td>7件</td> </tr> </tbody> </table>	指標	中期計画	年度計画	実績	普及に移しうる成果	目標期間(5年間)内 50件以上	10件程度	14件	学術誌、機関誌等への論文の公表	目標期間(5年間)内 470報以上	94報以上	97報	国内特許等の出願	目標期間(5年間)内 35件以上	6件程度	7件
指標	中期計画	年度計画	実績													
普及に移しうる成果	目標期間(5年間)内 50件以上	10件程度	14件													
学術誌、機関誌等への論文の公表	目標期間(5年間)内 470報以上	94報以上	97報													
国内特許等の出願	目標期間(5年間)内 35件以上	6件程度	7件													

農 林 水 産 省 独 立 行 政 法 人 評 価 委 員 会 の 評 価 結 果 の 概 要	<p>総 合 評 価</p> <p>評価結果（結果：A）</p> <p>評価の理由、特記事項等</p> <p>1 評価の理由</p> <p>「予算（人件費の見積りを含む。）収支計画及び資金計画」については取組がやや不十分であったが、その他の項目が中期計画の達成に向けて順調に進ちよくしており、全体として業務は順調に進ちよくしていると判断した。</p> <p>2 総合所見</p> <p>独立行政法人農業工学研究所は、農業工学、社会科学、環境科学的アプローチにより、農業の多面的機能の発揮と農村の総合的な振興のための技術開発を行うことが求められている。このような観点から、平成 13 年度の業務の実績について調査・分析し、評価した結果は以下のとおりである。</p> <p>主要な業務である研究開発については、中期計画の達成に向けておおむね順調に進ちよくしている。しかし、研究実績には顕著な実績として特筆できるものが少なく、今後さらに重点的な取組の強化が必要である。</p> <p>管理・運営については、行政部局と連携した調査・分析や若手技術者に対する研修等について貢献が見られた。</p> <p>他方、他の独立行政法人、民間、大学等との連携、競争的資金の獲得、法人の成果の広報活動については、今後一層の取組が必要である。さらに、これら業務運営の効率化、主要業務である研究開発を通じた国民へのサービスの向上等への努力が、国民に理解され、適正に評価されるよう、財務運営面において明確に示していく努力が必要である。</p>

政策評価・独立行政法人評価委員会の意見	<p>業務運営の効率化に関する評価において、外部委託に関する評価を行う場合は、委託の実施の有無やその規模の評価にとどまらず、あわせて、新規に外部委託をする場合と法人が直接実施する場合との人件費を含めた総コストの適正な比較、委託先の選定に当たっての競争的条件の付与の有無、特定の委託先との契約の継続状況、委託業務の成果の品質管理の状況等にも着眼した評価を可能な限り行うこととすべきである。</p> <p>法人外部からの受託の実績が資金計画に対し大幅に変動した場合には、受託に係る経費の執行状況等を計画と対比して分析し適切に評価すべきである。また、受託実績の評価については、中期目標を達成するための業務として、実績を明確にした上で適切に評価すべきである。</p>
ホームページ	<p>法人：http://ss.nkk.affrc.go.jp/</p> <p>評価結果： http://www.maff.go.jp/www/council/council_cont/kanbou/dokuhou/13hyoka.html</p>

法人名	独立行政法人食品総合研究所（平成13年4月1日設立）＜特定＞ （理事長：鈴木 建夫）
目的	食料に係る資源の利用並びに食品の加工及び流通に関する試験及び研究等を行うことにより、食品の利用、加工及び流通に関する技術の向上に寄与することを目的とする。
主要業務	1 食料に係る資源の利用並びに食品の加工及び流通に関する試験及び研究並びに調査を行うこと。2 食品に関する分析及び鑑定を行うこと。3 食品の利用、加工及び流通に関する講習を行うこと 等
中期目標期間	5年間
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会（委員長：松本 聡）
分科会名	農業技術分科会（分科会長：小林 正彦）
農林水産省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価</p> <p>1 原則中期計画の中項目を評価単位とし、AからCの3段階で評価を行うが、「予算等」、「短期借入金の限度額」、「重要な財産の譲渡等」及び「剰余金の使途」については大項目で評価を行う。また、中項目の「試験及び研究並びに調査」については、それより一つ下位の小項目を評価単位とし、3段階評価にS評価を加えた4段階で評価を行う。 （S：計画を大幅に上回る業績が上がっている（「試験及び研究並びに調査」のみ） A：計画に対して順調に業務が進ちよくしている B：計画に対して業務の進ちよくがやや遅れている C：計画に対して業務の進ちよくが遅れている</p> <p>2 中項目等の上位項目の評価に当たっては、評価単位の評価結果を点数化（S：4点、A：3点、B：2点、C：1点）し、評価単位等で設定したウェイトに基づき点数を集約して、次のようなランク分けを行い、その結果と業務実績の内容を勘案して、上記の3段階又は4段階評価を行う。 S：3.5以上、A：2.5以上3.5未満、B：1.5以上2.5未満、C：1.5未満</p> <p>総合評価</p> <p>大項目の評価結果を項目別評価2と同様な方法によりランク分けを行い、その結果と特筆すべき業績等を総合的に勘案して、項目別評価1と同様に3段階評価を行う。</p>

農林水産省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	項目別評価															
	評価結果															
	1 業務運営の効率化（結果：A） 「評価・点検の実施」、「研究資源の効率的利用」等6つの中項目で評価を実施（中項目の評価の結果）A：5項目、B：1項目															
	2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上（結果：A） 中項目3項目のうち、「専門研究分野を活かした社会貢献」及び「成果の公表、普及の推進」の2項目は、中項目で評価を行い、「試験研究並びに調査」は、6つの小項目の評価結果を集約して中項目の評価を実施 なお、小項目より下の細項目等でも評価を実施 （中項目の評価の結果）A：3項目 （小項目の評価の結果）S：1項目、A：5項目															
	3 予算、収支計画及び資金計画（結果：B）															
	4 短期借入金の限度額（結果：-）															
	5 重要な財産の譲渡等（結果：-）															
	6 剰余金の使途（結果：-）															
	7 その他業務運営に関する事項（結果：A） 「施設及び設備に関する計画」及び「人事に関する計画」の2つの中項目で評価を実施（中項目の評価の結果）A：2項目															
	《参考》定量的指標の実績（例）															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>中期計画</th> <th>年度計画</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普及に移しうる成果</td> <td>目標期間(5年間)内 15件以上</td> <td>3件以上</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>学術誌、機関誌等への論文の公表</td> <td>目標期間(5年間)内 650報以上</td> <td>130報以上</td> <td>142報</td> </tr> <tr> <td>国内特許等の出願</td> <td>目標期間(5年間)内 110件以上</td> <td>22件以上</td> <td>28件</td> </tr> </tbody> </table>	指標	中期計画	年度計画	実績	普及に移しうる成果	目標期間(5年間)内 15件以上	3件以上	4件	学術誌、機関誌等への論文の公表	目標期間(5年間)内 650報以上	130報以上	142報	国内特許等の出願	目標期間(5年間)内 110件以上	22件以上	28件
指標	中期計画	年度計画	実績													
普及に移しうる成果	目標期間(5年間)内 15件以上	3件以上	4件													
学術誌、機関誌等への論文の公表	目標期間(5年間)内 650報以上	130報以上	142報													
国内特許等の出願	目標期間(5年間)内 110件以上	22件以上	28件													

農 林 水 産 省 独 立 行 政 法 人 評 価 委 員 会 の 評 価 結 果 の 概 要	<p>総 合 評 価</p> <p>評価結果（結果：A）</p> <p>評価の理由、特記事項等</p> <p>1 評価の理由</p> <p>「予算（人件費の見積りを含む。）収支計画及び資金計画」については取組がやや不十分であったが、その他の項目が中期計画の達成に向けて順調に進ちよくしており、全体として業務は順調に進ちよくしていると判断した。</p> <p>2 総合所見</p> <p>独立行政法人食品総合研究所は、食品に関係する科学、技術に関する幅広い研究を行うことにより、食品の利用、加工及び流通に関する技術の向上や食品の安全性、機能性に関する行政への貢献と国民への情報発信を行うことが求められている。このような観点から、平成13年度の業務の実績について調査・分析し、評価した結果は以下のとおりである。</p> <p>主要な業務である研究開発については、中期計画の達成に向けて順調に業務が進ちよくしており、質の高い論文、特許が出されていることを高く評価する。特に「微生物・酵素利用の高度化」の研究開発において、顕著な実績が得られている。</p> <p>なお、食品安全性に関する研究開発については、体制の強化を図るとともに医学関係機関等他分野の機関と積極的に連携して研究を進める必要がある。</p> <p>管理・運営については、食品規格委員会（Codex Alimentarius Commission）など国際的に重要な委員会への研究職員の派遣による食品行政への貢献が評価できる。</p> <p>なお、平成14年度以降、競争的資金の獲得、他の研究機関との連携について、なお一層取り組む必要がある。</p> <p>さらに、これら業務運営の効率化、主要業務である研究開発を通じた国民へのサービスの向上等への努力が、国民に理解され、適正に評価されるよう、財務運営面において明確に示していく努力が必要である。</p>

政策評価・独立行政法人評価委員会の意見	<p>バイオマス資源の利用技術の開発に関する評価について、政府全体として農林水産資源の活用に向けたバイオマス戦略を推進することとされていることを踏まえ、当該技術開発への重点化、関係機関の連携等の促進が図られることを考慮した評価を行うことを期待する。</p> <p>業務運営の効率化に関する評価において、外部委託に関する評価を行う場合は、委託の実施の有無やその規模の評価にとどまらず、あわせて、新規に外部委託をする場合と法人が直接実施する場合との人件費を含めた総コストの適正な比較、委託先の選定に当たっての競争的條件の付与の有無、特定の委託先との契約の継続状況、委託業務の成果の品質管理の状況等にも着眼した評価を可能な限り行うこととすべきである。</p>
ホームページ	<p>法人：http://www.nfri.affrc.go.jp/</p> <p>評価結果： http://www.maff.go.jp/www/council/council_cont/kanbou/dokuhou/13hyoka.html</p>

法人名	独立行政法人国際農林水産業研究センター(平成13年4月1日設立) <特定>(理事長:井上隆弘)
目的	熱帯又は亜熱帯に属する地域その他開発途上にある海外の地域における農林水産業に関する技術上の試験及び研究等を行うことにより、これらの地域における農林水産業に関する技術の向上に寄与することを目的とする。
主要業務	1 熱帯又は亜熱帯に属する地域その他開発途上にある海外の地域における農林水産業に関する技術上の試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習を行うこと。2 1に掲げる地域における農林水産業に関する内外の資料の収集、整理及び提供を行うこと。3 1及び2に掲げる業務に附随する業務を行うこと。
中期目標期間	5年間
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:松本 聡)
分科会名	農業技術分科会(分科会長:小林 正彦)
農林水産省独立行政法人評価委員会の評価基準(手法)の概要	<p>項目別評価</p> <p>1 原則中期計画の中項目を評価単位とし、AからCの3段階で評価を行うが、「予算等」、「短期借入金の限度額」、「重要な財産の譲渡等」及び「剰余金の使途」については大項目で評価を行う。また、中項目の「試験及び研究並びに調査」については、それより一つ下位の小項目を評価単位とし、3段階評価にS評価を加えた4段階で評価を行う。 (S:計画を大幅に上回る業績が上がっている(「試験及び研究並びに調査」のみ)) A:計画に対して順調に業務が進ちよくしている B:計画に対して業務の進ちよくがやや遅れている C:計画に対して業務の進ちよくが遅れている</p> <p>2 中項目等の上位項目の評価に当たっては、評価単位の評価結果を点数化(S:4点、A:3点、B:2点、C:1点)し、評価単位等で設定したウェイトに基づき点数を集約して、次のようなランク分けを行い、その結果と業務実績の内容を勘案して、上記の3段階又は4段階評価を行う。 S:3.5以上、A:2.5以上3.5未満、B:1.5以上2.5未満、C:1.5未満</p> <p>総合評価</p> <p>大項目の評価結果を項目別評価2と同様な方法によりランク分けを行い、その結果と特筆すべき業績等を総合的に勘案して、項目別評価1と同様に3段階評価を行う。</p>

農林水産省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	項目別評価															
	評価結果															
	1 業務運営の効率化(結果:A) 「評価・点検の実施」、「研究資源の効率的利用」等7つの中項目で評価を実施(中項目の評価の結果)A:7項目															
	2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上(結果:A) 中項目3項目のうち、「専門研究分野を活かした社会貢献」及び「成果の公表、普及の推進」の2項目は、中項目で評価を行い、「試験研究並びに調査」は、2つの小項目で評価を行った上で、その結果を集約して中項目の評価を実施(中項目の評価の結果)A:3項目 (小項目の評価の結果)A:1項目、B:1項目															
	3 予算、収支計画及び資金計画(結果:B)															
	4 短期借入金の限度額(結果:-)															
	5 重要な財産の譲渡等(結果:-)															
	6 剰余金の使途(結果:-)															
	7 その他業務運営に関する事項(結果:A) 「施設・船舶・設備等の整備」及び「人事に関する計画」の2つの中項目で評価を実施(中項目の評価の結果)A:2項目															
	《参考》定量的指標の実績(例)															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>中期計画</th> <th>年度計画</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研究成果情報の公表</td> <td></td> <td>15件以上</td> <td>26件</td> </tr> <tr> <td>学術誌、機関誌等への論文の公表</td> <td>目標期間(5年間)内540件以上</td> <td>108報以上</td> <td>106報</td> </tr> <tr> <td>国内特許等への出願</td> <td>目標期間(5年間)内20件以上</td> <td>4件以上</td> <td>5件</td> </tr> </tbody> </table>	指標	中期計画	年度計画	実績	研究成果情報の公表		15件以上	26件	学術誌、機関誌等への論文の公表	目標期間(5年間)内540件以上	108報以上	106報	国内特許等への出願	目標期間(5年間)内20件以上	4件以上	5件
指標	中期計画	年度計画	実績													
研究成果情報の公表		15件以上	26件													
学術誌、機関誌等への論文の公表	目標期間(5年間)内540件以上	108報以上	106報													
国内特許等への出願	目標期間(5年間)内20件以上	4件以上	5件													

農 林 水 産 省 独 立 行 政 法 人 評 価 委 員 会 の 評 価 結 果 の 概 要	<p>総合評価</p> <p>評価結果（結果：A）</p> <p>評価の理由、特記事項等</p> <p>1 評価の理由 「予算（人件費の見積りを含む。）収支計画及び資金計画」については取組がやや不十分であったが、その他の項目が中期計画の達成に向けて順調に進ちよくしていると判断した。</p> <p>2 総合所見 独立行政法人国際農林水産業研究センターは、世界における食料の安定供給や持続的な農林水産業の発展のため、国際共同研究など研究活動を通じた国際貢献が求められている。このような観点から、平成 13 年度の業務の実績について調査・分析し、評価した結果は以下のとおりである。</p> <p>主要な業務である研究開発については、中期計画の達成に向けて業務はおおむね順調に進ちよくしている。ただし、開発途上地域の農林水産業の動向解析に関わる研究開発については、業務の進ちよくがやや遅れており、平成 14 年度以降、重点的に取り組む必要がある。</p> <p>管理・運営については中期計画の達成に向けて業務はおおむね順調に進ちよくしている。</p> <p>なお、平成 14 年度以降、他の独立行政法人や国際研究機関との連携の強化、競争的資金の獲得、研究資源の重点配分について取り組みを強化する必要がある。</p> <p>さらに、これら業務運営の効率化、主要業務である研究開発を通じた国民へのサービスの向上等への努力が、国民に理解され、適正に評価されるよう、法人の業務の一層の広報に努めるとともに、特に財務運営面において明確に示していく努力が必要である。</p>

政策評価・独立行政法人評価委員会の意見	<p>業務の質の向上に関する評価について、開発途上にある海外の地域における農林水産業に関する技術上の試験及び研究等を行うことにより、これら地域における農林水産業の技術の向上に寄与するという法人の業務の特性を踏まえ、研究等の成果の顧客である開発途上国・地域の具体的なニーズを把握し、それを的確に反映しているかという観点からの評価がより一層推進されることを期待する。</p> <p>業務運営の効率化に関する評価において、外部委託に関する評価を行う場合は、委託の実施の有無やその規模の評価にとどまらず、あわせて、新規に外部委託をする場合と法人が直接実施する場合との人件費を含めた総コストの適正な比較、委託先の選定に当たっての競争的条件の付与の有無、特定の委託先との契約の継続状況、委託業務の成果の品質管理の状況等にも着目した評価を可能な限り行うこととすべきである。</p>
ホームページ	<p>法人：http://ss.jircas.affrc.go.jp/index.sjis.html</p> <p>評価結果： http://www.maff.go.jp/www/council/council_cont/kanbou/dokuhou/13hyoka.html</p>

法人名	独立行政法人森林総合研究所（平成13年4月1日設立）＜特定＞ （理事長：廣居 忠量）
目的	森林及び林業に関する総合的な試験及び研究等を行うことにより、森林の保続培養を図るとともに、林業に関する技術の向上に寄与することを目的とする。
主要業務	1 森林及び林業に関する総合的な試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習を行うこと。2 森林及び林業に関する試験及び研究に必要な標本の生産及び配布を行うこと。3 1及び2に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
中期目標期間	5年間
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会（委員長：松本 聡）
分科会名	林野分科会（分科会長：木平 勇吉）
農林水産省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価</p> <p>1 原則中期計画の中項目を評価単位とし、AからCの3段階で評価を行うが、「予算等」、「短期借入金の限度額」及び「剰余金の使途」については中項目がないため大項目に評価単位を設定して評価を行う。また、中項目の「試験及び研究並びに調査」については、それより下の小項目等を評価単位として評価を行う。</p> <p>a：中期計画に対しておおむね順調に推移している（達成割合の数値が90以上）</p> <p>b：中期計画に対して一部遅れが見られるものの、目標期間において達成が可能な範囲にある（達成割合の数値が50以上90未満）</p> <p>c：中期計画に対して顕著な遅れが見られる（達成割合の数値が50未満）</p> <p>2 大項目の評価に当たっては、各大項目に係る評価単位のうちa評価を受けた評価単位の割合に応じ、次のような3段階で評価を行う。</p> <p>A：中期計画に対しておおむね順調に推移している（a評価を受けた割合が90%以上）</p> <p>B：中期計画に対して一部遅れが見られるものの、目標期間において達成が可能な範囲にある（a評価を受けた割合50%以上90%未満）</p> <p>C：中期計画に対して顕著な遅れが見られる（a評価を受けた割合が50%未満）</p> <p>総合評価</p> <p>すべての評価単位のうちa評価を受けた評価単位の割合により、大項目の評価と同様の評価を行う。</p>

農林水産省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	項目別評価												
	評価結果												
	1 業務運営の効率化（結果：A） 「業務の効率化」、「競争的研究環境の整備」等6つの中項目で評価を実施（中項目の評価の結果）a：6項目												
	2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上（結果：A） 「試験及び研究並びに調査」、「分析及び鑑定」等6つの中項目について、17の評価項目を設定して評価を実施（評価項目の評価の結果）a：17項目												
	3 予算、収支計画及び資金計画（結果：A） 「経費節減に係る取組」等3つの評価項目を設定して評価を実施（評価項目の評価の結果）a：3項目												
	4 短期借入金の限度額（結果：A） 「短期借入金の限度額」の評価項目を設定して評価を実施（評価項目の評価の結果）a：1項目												
	5 剰余金の使途（結果：-）												
6 その他業務運営に関する事項（結果：A） 「施設及び設備に関する計画」の中項目で評価を実施（中項目の評価の結果）a：1項目													
《参考》定量的指標の実績（例）													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>指 標</th> <th>中期計画</th> <th>年度計画</th> <th>実 績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研究者1人当たりの論文数</td> <td>年平均0.8報</td> <td></td> <td>0.77報</td> </tr> <tr> <td>きのこ類・森林微生物等の遺伝資源の収集数</td> <td>目標期間(5年間)内500点</td> <td>100点</td> <td>247点</td> </tr> </tbody> </table>	指 標	中期計画	年度計画	実 績	研究者1人当たりの論文数	年平均0.8報		0.77報	きのこ類・森林微生物等の遺伝資源の収集数	目標期間(5年間)内500点	100点	247点
指 標	中期計画	年度計画	実 績										
研究者1人当たりの論文数	年平均0.8報		0.77報										
きのこ類・森林微生物等の遺伝資源の収集数	目標期間(5年間)内500点	100点	247点										

農 林 水 産 省 独 立 行 政 法 人 評 価 委 員 会 の 評 価 結 果 の 概 要	総 合 評 価	<p>評価結果 (結果：A) 中期計画に対しておおむね順調に推移している。</p> <p>評価の理由、特記事項等 (業務運営に対する主な意見等)</p> <p>1 業務運営の効率化 中期計画に対しておおむね順調に推移していると評価した。 なお、今後の検討課題として以下の点について指摘した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各法人共通と考えられる課題であるが、新会計システムの導入の部分については、経理処理についての初歩的な改善であり、内容をより充実するなど一層のシステム改善を行うべきであること 資金獲得の目標設定に当たったの、法人のミッションとそれに対応したアウトカム評価の観点を取り入れた目標の設定 等 <p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 中期計画に対しておおむね順調に推移していると評価した。 なお、以下の点について指摘した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「地球環境変動下における森林の保全・再生に関する研究」について、データの着実な蓄積及び解析を行い、課題の達成に努めること 「森林の新たな利用を推進し山村振興に資する研究」について、異なる分野の研究者が集まって成果を上げる分野であり、独立行政法人移行時に実施した組織のフラット化による効果が期待されること 「森林・林業・木材産業政策の企画立案に資する研究」について、その内容からして、研究の成果が多くの実務担当者の目に触れるよう留意すべきであること カシ・ナラ類枝枯細菌病などの被害拡大危険病虫害の実態調査や急峻な中山間地における土地利用の変化による土壌の影響解析等の研究課題は特に重要性が高いこと 林業現場での労働災害の発生状況から考えて、森林作業における労働災害の実態と災害要因の解明のための研究課題は特に重要性が高いこと 「講習」について今後はそれによりどのような成果が上がったかといった研修の「質」についての検証も必要であること 等 	<p>農 林 水 産 省 独 立 行 政 法 人 評 価 委 員 会 の 評 価 結 果 の 概 要</p> <p>3 予算、収支計画及び資金計画 経費（業務経費および一般管理費）節減に係る取組、受託収入・競争的資金及び自己収入増加に係る取組は十分であったと評価した。また、法人運営における資金の配分状況について、初年度としては十分であったと評価した。 なお、今後の検討課題として以下の点について指摘した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 費目別による従来型管理から、機能別管理へと移行することによるより効果的な予算管理の実現 資金配分の決定に当たったの、より効果を重視した決定システムの整備 等 <p>6 その他業務運営に関する事項 中期計画に定められている施設および設備について平成 13 事業年度における改修・整備前後の業務運営の改善の成果について検討したところ、業務運営の改善の成果が期待されることから改善の成果は十分であると評価した。</p>
	<p>政策評価・独立行政法人評価委員会の意見</p>	<p>バイオマス資源の利用技術の開発に関する評価について、政府全体として農林水産資源の活用に向けたバイオマス戦略を推進することとされていることを踏まえ、当該技術開発への重点化、関係機関の連携等の促進が図られることを考慮した評価を行うことを期待する。</p> <p>業務運営の効率化に関する評価において、外部委託に関する評価を行う場合は、委託の実施の有無やその規模の評価にとどまらず、あわせて、委託先の選定に当たったの競争的条件の付与の有無、特定の委託先との契約の継続状況、委託業務の成果の品質管理の状況等にも着目した評価を可能な限り行うこととすべきである。</p>	
	<p>ホームページ</p>	<p>法 人：http://www.ffpri.affrc.go.jp/index-j.html 評価結果： http://www.maff.go.jp/www/council/council_cont/kanbou/dokuhou/13hyoka.html</p>	

法人名	独立行政法人水産総合研究センター（平成13年4月1日設立） <特定>（理事長：畑中 寛）
目的	水産に関する総合的な試験及び研究等を行うことにより、水産に関する技術の向上に寄与することを目的とする。
主要業務	1 水産に関する総合的な試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習を行うこと。2 水産に関する試験及び研究に必要な種苗及び標本の生産及び配布を行うこと。3 1及び2に掲げる前二号の業務に附帯する業務を行うこと。
中期目標期間	5年間
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会（委員長：松本 聡）
分科会名	水産分科会（分科会長：小野 征一郎）
農林水産省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価</p> <p>1 原則中期計画の中項目を評価の最小単位（基礎項目）とし、AからCの3段階で評価を行うが、中項目の「試験及び研究並びに調査」については、それより一つ下位の小項目を基礎項目とし、S評価を加えた4段階で評価を行う。（S：計画を大きく上回って業務が進ちょくしている（「試験及び研究並びに調査のみ」） A：計画に対して業務が順調に進ちょくしている。 B：計画に対して業務がおおむね順調に進ちょくしている。 C：計画に対して業務が遅れている。</p> <p>なお、「予算、収支計画及び資金計画」の項目については、ランクの意味付けは異なるものの、3段階で評価を行う。</p> <p>2 大項目等の上位項目の評価に当たっては、当該上位項目に属する基礎項目の総数に占めるA（SはAとみなす。）の数の割合に応じた、以下のランク付けを基に3段階で評価を行う。</p> <p>A：Aの割合が80%以上（業務が順調に進ちょく） B：Aの割合が60%以上80%未満（業務がおおむね順調に進ちょく） C：Aの割合が60%未満（業務が遅延）</p> <p>総合評価</p> <p>各大項目の評価結果及び次に掲げる事項等を総合的に勘案して、上記項目別評価1と同様に3段階で評価を行う。</p> <p>試験及び研究並びに調査におけるS評価の有無・内容 財務諸表の内容</p>

	業務運営の効率化への取組状況															
	中期計画に記載されている事項以外の特筆すべき業績															
	災害対策等緊急的業務への対応状況															
農林水産省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	<p>項目別評価</p> <p>評価結果</p> <p>1 業務運営の効率化（結果：A） 「評価・点検の実施」、「競争的研究環境の醸成」等5つの中項目で評価を実施（中項目の評価の結果）A：4項目、B：1項目</p> <p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上（結果：A） 中項目3項目のうち、「専門分野を活かした社会貢献」及び「研究成果の公表、普及、利活用の促進」の2項目は、中項目で評価を行い、「試験及び研究並びに調査」は、6つの小項目で評価を行った上で、その結果を集約して中項目の評価を実施（中項目の評価の結果）A：3項目 （小項目の評価の結果）A：6項目</p> <p>3 予算、収支計画及び資金計画（結果：A） 中項目4項目のうち、「予算及び収支計画等」、「短期借入金の限度額」等3項目について、中項目で評価を実施 なお、「剰余金の使途」については、実績がないとして評価の対象外（中項目の評価の結果）A：3項目</p> <p>4 その他業務運営に関する事項（結果：A） 「人事に関する計画」の中項目で評価を実施（中項目の評価の結果）A：1項目</p>															
	<p>《参考》定量的指標の実績（例）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>中期計画</th> <th>年度計画</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>論文公表件数</td> <td>平成13年度0.8編以上/年/人</td> <td>同左</td> <td>0.8編/年/人</td> </tr> <tr> <td>マニュアル等の発行</td> <td>平成13年度3編以上</td> <td>同左</td> <td>9編</td> </tr> <tr> <td>特許等の出願件数</td> <td>毎年3件以上</td> <td>同左</td> <td>13件</td> </tr> </tbody> </table>	指標	中期計画	年度計画	実績	論文公表件数	平成13年度0.8編以上/年/人	同左	0.8編/年/人	マニュアル等の発行	平成13年度3編以上	同左	9編	特許等の出願件数	毎年3件以上	同左
指標	中期計画	年度計画	実績													
論文公表件数	平成13年度0.8編以上/年/人	同左	0.8編/年/人													
マニュアル等の発行	平成13年度3編以上	同左	9編													
特許等の出願件数	毎年3件以上	同左	13件													

農 林 水 産 省 独 立 行 政 法 人 評 価 委 員 会 の 評 価 結 果 の 概 要	総合評価
	<p>評価結果 (結果：A) 計画に対して業務が順調に進ちよくしている。</p> <p>評価の理由、特記事項等</p> <p>1 評価の理由 「大項目の評価結果」がすべて「A」と評価されており、計画に対して業務が順調に進ちよくしていると認められること、また、「その他の検討事項」において、特に問題とすべき事由がないことから、総合評価を「A」とすることが妥当である。</p> <p>2 項目別の所見</p> <p>業務運営の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究職員の評価を行う際、本来業務である研究に支障が出ないような、スムーズな評価システムの構築を望む。 事務所が多数にのぼるうえ、全国に展開していることから、情報の一元化・データベース化が望まれる。 各機関との順調な交流、共同研究等が活発であり、評価できる。 <p>国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人として初年度であり、業務を推進する上で、種々の問題が発生したと推察するが、業務に大きな遅れがなく着実に実施されたことを高く評価する。 <p>予算、収支計画及び資金計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 目標どおりの経費削減が行われているとともに、資金の配分も研究課題の重点化・効率化に配慮されている。 外部資金獲得のための取り組みは充分行われたと思慮する。 <p>その他業務運営に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部に開かれ、流動性のある組織は活性化する。これまで以上に外部研究機関との連携を図ることを望む。 人事・予算面でより一層の効率化を望む。

政策評価・ 独立行政 法人評価 委員会の 意見	業務運営の効率化に関する評価において、外部委託に関する評価を行う場合は、委託の実施の有無やその規模の評価にとどまらず、あわせて、新規に外部委託をする場合と法人が直接実施する場合との人件費を含めた総コストの適正な比較、委託先の選定に当たった競争の条件の付与の有無、特定の委託先との契約の継続状況、委託業務の成果の品質管理の状況等にも着眼した評価を可能な限り行うこととすべきである。
ホームページ	法人： http://www.fra.affrc.go.jp/ 評価結果： http://www.maff.go.jp/www/council/council_cont/kanbou/dokuhou/13hyoka.html

法人名	独立行政法人経済産業研究所（平成13年4月1日設立）＜非特定＞ （理事長：岡松 壯三郎）
目的	内外の経済及び産業に関する事情並びに経済産業政策に関する基礎的な調査及び研究等を効率的かつ効果的に行うとともに、その成果を活用することにより、我が国の経済産業政策の立案に寄与するとともに、広く一般の経済及び産業に関する知識と理解の増進を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保を図ることを目的とする。
主要業務	1 内外の経済及び産業に関する事情並びに経済産業政策に関する基礎的な調査及び研究を行うこと。2 1に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。3 内外の経済及び産業に関する事情並びに経済産業政策に関する図書及び資料の収集、保管、編集及び提供を行うこと 等
中期目標期間	5年間
委員会名	経済産業省独立行政法人評価委員会（委員長：木村 孟）
分科会名	経済産業研究所分科会（分科会長：宮内 義彦）
経済産業省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価</p> <p>各事業年度毎に、中期計画の各項目ごとの実施状況を調査・分析した上で、全体として業務実績の方向性及び進行度から見て、中期計画の達成に支障が生じていないかを判断し、各項目ごと（大項目単位）に、次の4段階評価を行う（但し、短期借入金及び剰余金の使途については計画どおりか否かの2段階評価）。</p> <p>A：中期計画の実施状況として、計画達成に向け極めて順調である B：中期計画の実施状況として、計画達成に向け順調である C：中期計画の実施状況として、計画達成に向け十分に順調とはいえない D：中期計画の実施状況として、計画達成に向け著しく未達である</p> <p>総合評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 全体としての評価は、各項目ごとの評価を踏まえて、上記項目別評価と同様に4段階評価を行うものとするが、この場合、項目別評価の評点を単に平均化するのではなく、「国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上」の項目に掲げられた事項の達成状況を第一に踏まえた上で、その他の事項がこれにあわせて適切に実施されているかをみる。 評価に当たっては、当該年度のみ成果で業務実績を判断せず、時系列的な実績のトレンドや、次年度以降の成果の発出のための準備が着実になされているか等を総合的に勘案するとともに、評価対象項目以外に評価の判断材料となるものがある場合、積極的に勘案して評価を行う。

経済産業省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	項目別評価																				
	評価結果																				
	1 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上（結果：A） 委員会としてのコメントを述べた上で、大項目で評価を実施（以下の項目も同様）																				
	2 業務運営の効率化（結果：A）																				
	3 予算、収支計画及び資金計画（結果：B ⁺ ）																				
	4 短期借入金の限度額（結果： ）																				
	5 剰余金の使途（結果： ）																				
6 その他業務運営に関する事項（結果：A）																					
《参考》定量的指標の実績(例)																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>指 標</th> <th>中期計画</th> <th>年度計画</th> <th>実 績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>成果のとりまとめとしての経済分析シリーズ、経済政策レビューの出版数</td> <td>5年間で15冊以上</td> <td>3冊以上</td> <td>4冊</td> </tr> <tr> <td>国際シンポジウム、専門誌等での論文発表数</td> <td>5年間で100件以上</td> <td>20件以上</td> <td>282件</td> </tr> <tr> <td>流動的な雇用形態（任期付任用等）の占める割合</td> <td>50%以上</td> <td>50%以上</td> <td>81%</td> </tr> <tr> <td>アンケート調査等によるユーザー評価</td> <td>50%以上の満足度</td> <td>50%以上の満足度</td> <td>80～90%程度の満足度</td> </tr> </tbody> </table>	指 標	中期計画	年度計画	実 績	成果のとりまとめとしての経済分析シリーズ、経済政策レビューの出版数	5年間で15冊以上	3冊以上	4冊	国際シンポジウム、専門誌等での論文発表数	5年間で100件以上	20件以上	282件	流動的な雇用形態（任期付任用等）の占める割合	50%以上	50%以上	81%	アンケート調査等によるユーザー評価	50%以上の満足度	50%以上の満足度	80～90%程度の満足度
指 標	中期計画	年度計画	実 績																		
成果のとりまとめとしての経済分析シリーズ、経済政策レビューの出版数	5年間で15冊以上	3冊以上	4冊																		
国際シンポジウム、専門誌等での論文発表数	5年間で100件以上	20件以上	282件																		
流動的な雇用形態（任期付任用等）の占める割合	50%以上	50%以上	81%																		
アンケート調査等によるユーザー評価	50%以上の満足度	50%以上の満足度	80～90%程度の満足度																		

経済産業省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	総合評価
	<p>評価結果 (結果：A)</p> <p>総合評価はAとするが、これは非公務員型独立行政法人制度にのっとって経済産業研究所が立ち上げられた初年度における評価である。中期目標の期間中の達成に向けてさらなる努力が望まれる。</p> <p>評価の理由、特記事項等</p> <p>1 評価の理由</p> <p>(1) 各評価項目において、いくつかの課題等が指摘されるものの、非公務員型独立行政法人制度を活用し、短期間のうちに注目度の高い研究所となりつつあり、初年度の立ち上げとしては良いスタートを切ったと評価できる。</p> <p>(2) 特に、総合評価に際して第一に踏まえるべき「国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置」については、現実の政策へのインパクトについてさらなる事例の積み重ねが望まれる等の点はあるものの、総じて高く評価できる。</p> <p>(3) その他の評価項目についても、さらなる人材の採用配置の工夫の追求や主務官庁とのあるべき関係構築といった課題や、費用対効果について比較対象となるべき同種の研究所がないために十分吟味できないといった留保条件はあるものの、総じて高く評価できる。</p> <p>2 特記事項</p> <p>(1) この良いスタートは、独立行政法人制度の制度としてのメリットと経済産業研究所の努力によってもたらされたものであり、制度の本旨を踏まえて所期の成果を上げつつある点は、ほかの独立行政法人の範として評価すべきである。</p> <p>(2) 独立行政法人制度のあり方として、効率化努力や成果の状況に応じたインセンティブ、ディスインセンティブをさらに大きく与えることで、より良く機能することが期待できると考えられる。</p>

経済産業省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	<p>(3) 今回の評価は、独立行政法人制度発足に伴う最初の取組であり、研究所という組織の特性に応じた評価の在り方についての試行錯誤的な議論を経てとりまとめられた。こうした議論の中で痛感されたことは、今後、さらに評価の客観性、妥当性、明瞭性を高めていくために、諸外国の経験等も踏まえつつ、例えば評価単位の細分化など、評価方法について工夫が求められるということであった。今後の課題として特に指摘しておく。</p>
政策評価・独立行政法人評価委員会の意見	<p>研究調査に関する評価について、法人が担う研究分野が多岐にわたっているのみならず、経済活動の複雑化等により、その関連分野が広がっているという法人の業務の特性を踏まえ、研究調査の顧客を明確にするとともに、その具体的なニーズを反映した研究テーマの選定の観点を一層重視した評価を行うべきである。</p> <p>業務の質の向上及び財務内容に関する評価について、平成13年度における運営費交付金の3割以上が未執行となったことに関し、計画の実施状況に照らしてその原因を明らかにするという観点から評価を行うことが困難であったことを踏まえ、実施すべき研究のテーマ数等を盛り込んだ可能な限り具体的な計画を作成し、それに沿った予算措置を行うこと等により、業務の進捗よく状況及び経費の執行状況を、計画、予算等と対比して適切に評価できるようにすることが必要であることから、このような計画、予算等の上での取扱いについて、経済産業省独立行政法人評価委員会から、法人における適切な措置の検討を要請することを期待する。</p>
ホームページ	<p>法人：http://www.rieti.go.jp/jp/index.html 評価結果：http://www.meti.go.jp/report/committee/index.html</p>

法人名	独立行政法人工業所有権総合情報館（平成13年4月1日設立）＜特定＞ （理事長：藤原 譲）
目的	発明、実用新案、意匠及び商標に関する公報等を収集し、及びこれらを閲覧させること等を行うことにより、工業所有権の保護及び利用の促進を図ることを目的とする。
主要業務	1 発明、実用新案、意匠及び商標に関する公報、見本及びひな型を収集し、保管し、陳列し、及びこれらを閲覧させ、又は観覧させること。2 審査、審判に関する図書及び書類その他必要な文献を収集し、保管し、及びこれらを閲覧させること。3 工業所有権に関する相談に関すること。4 工業所有権に関する情報の流通の促進を図るため必要な情報の収集、整理及び提供を行うこと。5 1から4に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
中期目標期間	5年間
委員会名	経済産業省独立行政法人評価委員会（委員長：木村 孟）
分科会名	工業所有権総合情報館分科会（分科会長：三輪 眞木子）
経済産業省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価</p> <p>中期計画の実施状況について、各項目ごとに調査・分析する。その際に、中期目標の観点を参考に、業務実績の方向性及び進行度から見て期間中の中期目標達成に支障が生じていないかを中心に判断する。</p> <p>各項目ごと（大項目単位）に定めた評価指数により、A、B、Cの3段階評価を行う。ただし、アウトカムの項目は、A、Bの2段階評価を行う。</p> <p>総合評価</p> <p>項目ごとにウェイト付けを行い、それを加味した項目別の評価結果に、アディショナリティー（附加要素）の評価を加え、総合的に判断した上で、次のような3段階評価を行う。</p> <p>A：良好 B：ほぼ良好 C：良好でない</p>

経済産業省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	項目別評価																				
	評価結果																				
	1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上（結果：A） 工業所有権関係公報等閲覧業務等の4つの業務について、各業務の内容に応じて設定された複数の「評価ポイント」に対する分科会委員の採点結果を基に、委員会としての評価を実施																				
	2 業務運営の効率化（結果：B） 分科会委員が判定した評価指数を基に、委員会としての評価を実施（以下の項目も同様）																				
	3 財務内容の改善（結果：B）																				
	4 アウトカム（結果：A）																				
	《参考》定量的指標の実績(例)																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>中期計画</th> <th>年度計画</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特許流通促進を支援する専門人材による延べ企業訪問数</td> <td>毎事業年度 12,000 回以上</td> <td>同左</td> <td>18,657 回</td> </tr> <tr> <td>開放特許活用例集に掲載する開放特許の加工数</td> <td>5年間で 1,000 件</td> <td>200 件</td> <td>200 件</td> </tr> <tr> <td>特許流通支援チャートの作成数</td> <td>5年間で累積 100 テーマ</td> <td>20 テーマ</td> <td>25 テーマ</td> </tr> <tr> <td>特許情報検索の専門家の企業訪問回数</td> <td>5年間で累積 10,000 回以上</td> <td>2,000 回以上</td> <td>4,854 回</td> </tr> </tbody> </table>	指標	中期計画	年度計画	実績	特許流通促進を支援する専門人材による延べ企業訪問数	毎事業年度 12,000 回以上	同左	18,657 回	開放特許活用例集に掲載する開放特許の加工数	5年間で 1,000 件	200 件	200 件	特許流通支援チャートの作成数	5年間で累積 100 テーマ	20 テーマ	25 テーマ	特許情報検索の専門家の企業訪問回数	5年間で累積 10,000 回以上	2,000 回以上	4,854 回
	指標	中期計画	年度計画	実績																	
	特許流通促進を支援する専門人材による延べ企業訪問数	毎事業年度 12,000 回以上	同左	18,657 回																	
開放特許活用例集に掲載する開放特許の加工数	5年間で 1,000 件	200 件	200 件																		
特許流通支援チャートの作成数	5年間で累積 100 テーマ	20 テーマ	25 テーマ																		
特許情報検索の専門家の企業訪問回数	5年間で累積 10,000 回以上	2,000 回以上	4,854 回																		

経済産業省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	総合評価
	<p>評価結果 (結果：B < ほぼ良好 >)</p> <p>評価の理由、特記事項等</p> <p>1 評価の理由</p> <p>(1) 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 国民に対する情報サービスを提供する機関として、当然実施すべきことをほぼ実施しており、全体としてはおおむね良好と評価する。 具体的には、公報等閲覧業務、審査審判関係図書整備業務、相談業務、工業所有権情報流通業務といった各業務については、ほぼ年度計画に従って着実に業務を実施している。例えば相談業務においては、今年度は4万件を超える相談を処理し、ほぼ全ての相談について、窓口・電話による相談については即日処理、文書・電子メールによる相談については3開館日以内での処理を実現している。また、工業所有権情報流通等業務における特許流通アドバイザーの企業派遣といった人材活用業務や、特許流通データベースの活用による開放特許情報の活用推進業務においては、いずれも年度計画を上回る実績を達成している。</p> <p>(2) 業務運営の効率化 特許流通アドバイザーの報酬スキームの実績給の導入、外注の一本化及び一般競争入札の範囲の拡大等の取組が進められているが、評価の初年度であり前年との比較が難しい面があること、更なる改善の余地があると思われること等から、本年度の評価としては、控え目な評価にすべきではないかとの意見が大勢を占めた。</p> <p>(3) 財務内容の改善 現在予算の範囲内で業務運営が行われており、かつ借入金がないことから、適正に行われていると評価できる。なお、平成13年度の業務実績としては、ほぼ年度計画を達成しているが、同時に約5億円の予算節約を実現している。</p> <p>(4) アウトカム 工業所有権情報流通等業務において、これまで1,400件を超える成約件数を達成したことを一つの具体的なアウトカムとして高く評価したいとの意見もあるが、評価の初年度であり前年との比較が難しい面があることから、本年度の評価としては、控え目な評価にすべきではないかとの意見が大勢を占めた。</p>

経済産業省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	<p>2 独立行政法人化による効果</p> <p>(1) 独立行政法人化による効果については、独立行政法人として発足後、以下のような取り組みが実施されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の意識向上の取組の一環として、窓口における接客マナーの向上を目的とした職員研修が行われており、アンケート調査を行った結果、接客マナーについては良い評価を得られている。 ・ 公報閲覧業務においては、複写サービス(プリントアウト代)の清算がプリペイドカードによっても可能となり、利用者にとっての利便性向上に役立っている。 <p>(2) なお、ユーザーニーズに対応した形で相談処理期間の短縮や閲覧用機器の機能向上等の取組が実施されていること、また相談業務においては手続の簡便化の一環として部長決裁を一部省略することが可能となったことも、独立行政法人化による効果として評価し得るとの意見があった。</p>
政策評価・独立行政法人評価委員会の意見	<p>業務運営の効率化に関する評価において、外部委託に関する評価を行う場合は、委託の実施の有無やその規模の評価にとどまらず、あわせて、新規に外部委託をする場合と法人が直接実施する場合との人件費を含めた総コストの適正な比較、委託先の選定に当たった競争的条件の付与の有無、特定の委託先との契約の継続状況、委託業務の成果の品質管理の状況等にも着眼した評価を可能な限り行うこととすべきである。</p>
ホームページ	<p>法人：http://www.ncipi.jpo.go.jp/ 評価結果：http://www.meti.go.jp/report/committee/index.html</p>

法人名	独立行政法人日本貿易保険（平成13年4月1日設立）＜非特定＞ （理事長：荒井 寿光）
目的	対外取引において生ずる通常の保険によって救済することができない危険を保険する事業を効率的かつ効果的に行うことを目的とする。
主要業務	1 貿易保険の事業を行うこと。2 1に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 1及び2に掲げる業務のほか、1及び2に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、貿易保険によりてん補される損失と同種の損失についての保険（再保険を含む。）の事業を行う国際機関、外国政府等又は外国法人を相手方として、これらの者が負う保険責任につき再保険を引き受けることができる。 上記により日本貿易保険が引き受ける再保険の再保険料率は、1及び2の業務の健全な運営に支障を生ずることのないように定めなければならない。
中期目標期間	4年間
委員会名	経済産業省独立行政法人評価委員会（委員長：木村 孟）
分科会名	日本貿易保険分科会（分科会長：岩村 充）
経済産業省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価</p> <p>中期目標の達成度合について、原則として、項目ごと（中項目単位）に次のような5段階で評価を行う。</p> <p>A：中期目標の内容を上回る成果を上げている。 B：中期目標の内容を達成している。 C：中期目標の内容をほぼ達成している。 D：中期目標の内容が達成されていない。 E：中期目標の内容の達成が著しく不十分である。</p> <p>（注）「財務内容の改善」における「(2)財務基盤の充実」の中項目については、「+」及び「-」の2段階で評価を行う。</p> <p>総合評価</p> <p>各個別項目の評価を踏まえて、当該中期目標の期間の業務の実績の全体について、総合的な評定を行う（項目別評価と同様に5段階評価）。 その際には、各個別項目の評価を単純に平均するのではなく、各個別項目の評価の重要度を勘案する。</p>

経済産業省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	項目別評価																
	評価結果																
	1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 「サービスの向上」、「ニーズの変化に対応したてん補リスクの質的及び量的な拡大」及び「回収の強化」の3つの中項目で評価を実施 （中項目の評価の結果）B：3項目																
	2 業務運営の効率化 「業務運営の効率化」及び「次期システムの効率的な開発」の2つの中項目で評価を実施 （中項目の評価の結果）B：1項目、C：1項目																
	3 財務内容の改善 中項目2項目のうち、「業務運営に係る収支相償」は5段階評価を行い、「財務基盤の充実」は、「+」及び「-」の2段階評価を実施 （中項目の評価の結果）B：1項目、+：1項目																
	《参考》定量的指標の実績(例)																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>中期計画</th> <th>年度計画</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>信用事故査定期間</td> <td>目標期間（4年間）中に150日以下</td> <td>200日以下</td> <td>96日</td> </tr> <tr> <td>信用事故債権回収実績率</td> <td>平成12年度実績（13.4%）より向上</td> <td>同左</td> <td>45.6%</td> </tr> <tr> <td>業務費率</td> <td>目標期間（4年間）中に18%以下</td> <td>18%台</td> <td>11.1%</td> </tr> </tbody> </table>	指標	中期計画	年度計画	実績	信用事故査定期間	目標期間（4年間）中に150日以下	200日以下	96日	信用事故債権回収実績率	平成12年度実績（13.4%）より向上	同左	45.6%	業務費率	目標期間（4年間）中に18%以下	18%台	11.1%
	指標	中期計画	年度計画	実績													
	信用事故査定期間	目標期間（4年間）中に150日以下	200日以下	96日													
	信用事故債権回収実績率	平成12年度実績（13.4%）より向上	同左	45.6%													
業務費率	目標期間（4年間）中に18%以下	18%台	11.1%														

経済産業省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	総合評価
	<p>評価結果 (結果：B)</p> <p>評価の理由、特記事項等</p> <p>1 評価の理由</p> <p>総合評価にあたっては、中期目標に掲げる事項のうち最重要課題である「1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上」を最も重視して評価を行った。一方、「3 財務内容の改善」については、中長期的な評価になじむもので、単年度、とりわけ独立行政法人として発足した初年度での評価は難しいことから、評価におけるウェイトは小さく考えることとした。</p> <p>1 から 3 の各事項ごとに記した評価結果及びその理由等を総括すると、2001 年度、日本貿易保険は独立行政法人制度のメリットを活用し、業務の質の向上及び業務運営の効率化に十分努めており、少なからぬ点において目標を上回る達成状況を示しているなど高く評価できる業務実績を残した。一方、各事項の理由等の欄に記したとおり、今年度の実績には特殊要因もあること、また、今後の成果を見極める必要があるものも少なくないことから、今年度の総合評価は B とした。</p> <p>2 独立行政法人化による効果</p> <p>平成 13 年度、日本貿易保険は、業務の質の向上及び効率化を図るうえで、以下を始めとする独立行政法人制度の有するメリットを十分活用したものと評価できる。</p> <p>内部組織について</p> <p>組織のフラット化、業務の状況に対応した組織の再編等、自らの裁量により柔軟に対応</p> <p>人事管理について</p> <p>業務の状況に応じた柔軟な人員配置、目標管理制度の導入、各種研修の実施等</p> <p>予算について</p> <p>予算執行の機動的な対応、企業会計原則の導入による透明性の向上</p>

政策評価・独立行政法人評価委員会の意見	業務運営の効率化に関する評価について、中期計画において人件費負担の圧縮に努めることとされているにもかかわらず、平成 13 年度の人件費の実績が年度計画を 1 割近く上回っていることを踏まえ、中期計画を達成するため、人件費の執行状況や人件費比率を適切に把握し、より一層厳格な評価を行うべきである。
ホームページ	<p>法人：http://nexi.go.jp/</p> <p>評価結果：http://www.meti.go.jp/report/committee/index.html</p>

法人名	独立行政法人産業技術総合研究所（平成13年4月1日設立）＜特定＞ （理事長：吉川 弘之）
目的	鉱工業の科学技術に関する研究及び開発等の業務を総合的に行うことにより、産業技術の向上及びその成果の普及を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的とする。
主要業務	1 鉱工業の科学技術に関する研究及び開発並びにこれらに関連する業務を行うこと。2 地質の調査を行うこと。3 計量の標準を設定すること、計量器の検定、検査、研究及び開発並びにこれらに関連する業務を行うこと並びに計量に関する教習を行うこと。4 1から3に掲げる業務に係る技術指導及び成果の普及を行うこと。5 1から4に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
中期目標期間	4年間
委員会名	経済産業省独立行政法人評価委員会（委員長：木村 孟）
分科会名	産業技術総合研究所分科会（分科会長：木村 孟）
経済産業省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価</p> <p>中期計画に掲げられる具体的取組内容の達成状況を勘案しつつ総合的に判断し、次の評価判定指標により、中期目標上の各項目ごと（大項目単位）に5段階評価を実施</p> <p>AA：中期目標の達成に向け特筆すべき業務の進ちょく状況にある。 A：中期目標の達成に向け適切かつ着実に業務が進められている。 B：中期目標の達成に向けおおむね適切に業務が進められている。 C：中期目標の達成に向け行うべきかなりの業務改善事項がある。 D：中期目標の達成に向け重大な業務改善事項がある。</p> <p>総合評価</p> <p>項目別評価の結果を単に平均化するのではなく、産業技術総合研究所のミッション、性格等に照らし、研究所全体としての業績を総合的に判断し、上記項目別評価と同様に5段階で評価を実施</p>

経済産業省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	項目別評価																
	評価結果																
	1 業務運営の効率化（結果：A） 大項目の中の各評価項目について、委員会としてのコメントを述べた上で、大項目で評価を実施（以下の項目も同様）																
	2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上（結果：B）																
	3 財務内容の改善（結果：B）																
4 その他業務運営に関する重要な事項（結果：A）																	
《参考》定量的指標の実績(例)																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>中期計画</th> <th>年度計画</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特許等の出願件数</td> <td>平成16年度（目標の最終年度）の出願を1,000件以上</td> <td>同左</td> <td>国内1,017件 外国140件</td> </tr> <tr> <td>論文の発表総数</td> <td>平成16年度（目標の最終年度）の発表を5,000報以上</td> <td>同左</td> <td>3,762報</td> </tr> <tr> <td>共同研究</td> <td>平成16年度（目標の最終年度）の実施を1,000件以上</td> <td>900件以上</td> <td>1,131件</td> </tr> </tbody> </table>	指標	中期計画	年度計画	実績	特許等の出願件数	平成16年度（目標の最終年度）の出願を1,000件以上	同左	国内1,017件 外国140件	論文の発表総数	平成16年度（目標の最終年度）の発表を5,000報以上	同左	3,762報	共同研究	平成16年度（目標の最終年度）の実施を1,000件以上	900件以上	1,131件
指標	中期計画	年度計画	実績														
特許等の出願件数	平成16年度（目標の最終年度）の出願を1,000件以上	同左	国内1,017件 外国140件														
論文の発表総数	平成16年度（目標の最終年度）の発表を5,000報以上	同左	3,762報														
共同研究	平成16年度（目標の最終年度）の実施を1,000件以上	900件以上	1,131件														

経済産業省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	総合評価	<p>評価結果 (結果：A)</p> <p>独立行政法人化初年度である平成13年度については、明確な経営方針の下に独立行政法人化のメリットを活かして研究所運営の改革を積極的に推進している点を特に評価して、総合評価については、5段階評価(AAが最高、以下A、B、C、D)のうち上から2番目の「中期目標の達成に向け適切かつ着実に業務が進められている」状況である【A】評価とする。</p> <p>評価の理由、特記事項等</p> <p>1 評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 産業技術総合研究所が独立行政法人として設立された初年度の評価となるが、大幅な組織再編及び組織運営の変更等際立ったしくみを取り入れている一方、こうした新しいシステムを定着させることによって研究成果を得るには十分な期間が無かったことから「業務運営の効率化に関する事項」を重視して評価を行った。 業務効率化の観点からは、新しい組織体制や人事制度、外部との連携等の面での独立行政法人のメリットをいかした運営が行われていると認められる。特に工業技術院時代と比べると、組織の柔軟な再編、人材の流動化、外部資金の導入、各種コストの削減等が積極的に実行され、これにより組織が活性化している。また、産業技術総合研究所のミッションに基づいて、理事長メッセージという形で明確な経営方針を打ち出し、研究者をはじめとする職員全体の意識改革に向けて理事長及び執行部が努力していることも大いに評価される。今後、このような努力が継続的に行われることが必要であることは言うまでもないが、これからは研究所としての研究戦略の形成や企画能力の一層の充実・向上を図り、研究現場とのコミュニケーションや外部の信頼をさらに高めていって欲しい。 等 <p>2 独立行政法人化による効果</p> <ul style="list-style-type: none"> 新しい組織体制や人事制度、外部との連携等の面での独立行政法人のメリットをいかした運営が行われていると認められる。特に工業技術院時代と比べると、組織の柔軟な再編、人材の流動化、外部資金の導入、各種コストの削減等が積極的に実行され、これにより組織が活性化している。 産総研になってから、「国民に提供するサービス」が研究所のアウトプットであるとの意識が出てきている。
	経済産業省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> 優秀な人材の外部からの採用、若手の抜擢などの流動性を評価。ただし、これは独法化初年度らしい特徴。 独立行政法人となり、従前と比較して資金の弾力的運用が可能になったと考える。特許実施料や民間からの受託収入、競争的な資金の獲得等工業技術院時代と比べると、飛躍的に状況が改善されている。
	政策評価・独立行政法人評価委員会の意見	<p>業務運営の効率化に関する評価において、外部委託に関する評価を行う場合は、委託の実施の有無やその規模の評価にとどまらず、あわせて、新規に外部委託をする場合と法人が直接実施する場合との人件費を含めた総コストの適正な比較、委託先の選定に当たった競争的条件の付与の有無、特定の委託先との契約の継続状況、委託業務の成果の品質管理の状況等にも着眼した評価を可能な限り行うこととすべきである。</p> <p>経済産業省独立行政法人評価委員会の評価結果の趣旨を踏まえ、法人の大学・民間との間の適切な役割分担の確立に関し、基礎研究の知見を産業技術として展開するための橋渡しとなる研究を担うという法人の中心コンセプトが、法人の計画等に一層具体的に反映されるようにすること等が必要であることから、このような計画等の上での取扱いについて、同委員会から、法人における適切な措置の検討を要請することを期待する。</p> <p>各地域センターごとに、それぞれの役割、特性等を活かした運営が行われていることから、各地域センターについてその役割、特性等を踏まえた具体的な計画を設定すること、必要なセグメント情報を整理すること等により、地域への貢献状況や財務内容を含めた評価が個別に行われることとなることが適切であり、このような計画等の上での取扱いについて、経済産業省独立行政法人評価委員会から、法人における適切な措置の検討を要請することを期待する。</p> <p>バイオマス資源の利用技術の開発に関する評価について、政府全体として農林水産資源の活用に向けたバイオマス戦略を推進することとされていることを踏まえ、当該技術開発への重点化、関係機関の連携等の促進が図られることを考慮した評価を行うことを期待する。</p>
ホームページ	<p>法人：http://www.aist.go.jp/index_j.html</p> <p>評価結果：http://www.meti.go.jp/report/committee/index.html</p>	

法人名	独立行政法人製品評価技術基盤機構（平成13年4月1日設立）<特定> （理事長：齋藤 統一）
目的	工業製品等に関する技術上の評価等を行うとともに、工業製品等の品質に関する情報の収集、評価、整理及び提供等を行うことにより、工業製品等の品質の向上、安全性の確保及び取引の円滑化のための技術的な基盤の整備を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的とする。
主要業務	1 工業製品その他の物質に関する技術上の評価を行うこと。2 工業製品その他の物質に関する試験、分析、検査その他これらに類する事業を行う者の技術的能力その他の当該事業の適正な実施に必要な能力に関する評価を行うこと。 3 工業製品その他の物質の品質に関する技術上の情報の収集、評価、整理及び提供を行うこと 等
中期目標期間	5年間
委員会名	経済産業省独立行政法人評価委員会（委員長：木村 孟）
分科会名	製品評価技術基盤機構分科会（分科会長：平澤 冷）
経済産業省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価</p> <p>項目ごとに、次のとおり、「能動型業務（目標達成型）」については5段階、「受動型業務（受付・事後対応型）」については3段階の評価を行う。</p> <p>能動型業務</p> <p>AA（極めて順調・非常に高い成果）：中期目標を大きく上回るペースでの極めて順調な進捗状況にあり、その質的内容も非常に高い。</p> <p>A（極めて順調又は高い成果）：中期目標を上回るペースでの極めて順調な進捗状況にある、中期目標に照らし順調な進捗状況であり、その質的内容も高い、のいずれかに該当するとき。</p> <p>B（達成）：中期目標に照らし、ほぼ順調な進捗状況にあり、その質的内容にも問題がない。</p> <p>C（遅れ気味）：中期目標に照らして遅れが見られるため、遅れの原因究明を行い、今後業務の加速、質的改善等を図る必要がある、中期目標に照らし、ほぼ順調な進捗状況にあるが、その質的内容に問題がある、のいずれかに該当するとき</p> <p>D（達成困難）：業務の抜本的見直しがない限り中期目標の達成が困難。業務の中止を含めた中期目標又は中期計画の変更が必要である。</p>

経済産業省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>受動型業務</p> <p>A（適確・高効果）：中期目標・中期計画に沿った適確な業務が行われ、かつ、業務効率化等の著しい効果が見られた。</p> <p>B（適確）：中期目標・中期計画に沿った適確な業務が行われている。</p> <p>C（要改善）：中期目標・中期計画に照らして改善すべき点がある。</p> <p>なお、中期計画に記載の項目のほか、手法の妥当性、コストの妥当性に関して評価を行う。</p> <p>総合評価</p> <p>すべての項目の評価を踏まえて、中期目標に対する当該事業年度の実績について、機構全体としての総合評価を3段階で行う。</p> <p>A：中期目標を大幅に上回るペースでの極めて順調な進捗状況</p> <p>B：中期目標に照らし、おおむね達成し得る順調な進捗状況</p> <p>C：中期目標を達成するために業務の実施方法等の改善を要する状況</p>
経済産業省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	<p>項目別評価</p> <p>評価結果</p> <p>1 国民に対して提供するサービスその他の質の向上 中項目6項目のうち、「バイオテクノロジー分野」、「化学物質管理分野」等5つの中項目について、業務別に17の評価項目（能動型業務6項目、受動型業務11項目）を設定して評価を実施。なお、「その他業務運営に関する計画」の中項目は、次の「2 業務運営の効率化に関する事項等」において評価を実施（評価項目の評価の結果）能動的業務 A：2項目、B：4項目 受動的業務 A：1項目、B：10項目</p> <p>2 業務運営の効率化等 上記の「その他業務運営に関する計画」等類似項目に係る部分を統合し、3つの評価項目を設定して評価を実施（いずれも能動型業務）（評価項目の評価の結果）A：1項目、B：2項目</p> <p>3 財務内容の改善（能動型業務）（結果：B）</p>

《参考》定量的指標の実績(例)

指 標	中期計画	年度計画	実 績
ゲノム解析	目標期間(5年間)中に85Mbp以上	17Mbp 以上	17.7Mbp
化学物質ハザードデータの 新規データ収集	目標期間(5年間)中に約3,000件	約350件	447件
福祉用具等の評価手法の開発	目標期間(5年間)中に15テーマ	6テーマ	7テーマ

総合評価

評価結果

(結果：B)

個別評価状況を勘案し、総合評価としては、「中期目標に照らし、おおむね順調な進ちょく状況にある。」(B評価)とした。

評価の理由、特記事項等

1 評価の理由

「業務運営の効率化」、「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上」、「財務内容の改善」、「その他(組織運営の弾力化、マネジメント・システムの改善等)」の各項目にわたり、初年度の実績は中期目標に照らしほぼ順調な進ちょく状況にあるといえる。平成13年度から始まる第一期は、製品評価技術基盤機構にとって新たなミッションに組織全体を適合させるための移行期間に相当する。組織が独立行政法人の形体になったとはいえ、職務内容及び組織の転換を図り、真に必要な業務への資源集中を実現するにはさらに数年を要すると判断している。

経済産業省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要

平成13年度はその初年度に当たり、新規に移管ないし委託された7業務を加え、機構全体をあげて業務内容の必要性に関し自己点検を行い、「業務展開の基本方向」としてその内容を具体的にまとめた。職員のモラルを維持しながら職務内容の転換を図ることは大変困難な作業であり、この取組自体は高く評価される。一方、人員の異動の結果形成された新たな人員配置の人数からみると、新たに重要性が増しつつある産業知的基盤の形成に重点が置かれ、製品の安全性や生活の質の向上といった製品の受容者のための業務従事者が削減される方向にある。業務内容としては、もとより製品の供給者側に対するものと受容者側に対するものとのバランスが必要であり、このことから受容者側業務の効率化と質的改善が一層強く求められることとなり、事実、外部との連携強化や高度業務への集約化等に努めている。第二年度移行の努力に引き続き期待したい。 等

2 独立行政法人化による効果

非常勤職員雇用に対する予算的制約が無くなったため、外部審査員・技術アドバイザー等の利用が大幅にやりやすくなり、常勤職員を増やすことなく、新規業務の追加などによる業務量の増加に適切に対応できるようになった。

国立機関時代の定員・定数管理が無くなり、機構定員要求を経ずして思い切った組織改編、人員の再配置ができるようになったため、重点分野の組織拡充、人員の増強ができるようになった。

政策評価・独立行政法人評価委員会の意見

ホームページ

法 人： <http://www.nite.go.jp/>
 評価結果： <http://www.meti.go.jp/report/committee/index.html>

法人名	独立行政法人土木研究所（平成13年4月1日設立）＜特定＞ （理事長：坂本 忠彦）
目的	土木技術に関する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及等を行うことにより、土木技術の向上を図り、もって良質な社会資本の効率的な整備の推進に資することを目的とする。
主要業務	1 土木技術に関する調査、試験、研究及び開発を行うこと。2 土木技術に関する指導及び成果の普及を行うこと。3 委託に基づき、土木技術に関する検定を行うこと。4 1に掲げるもののほか、委託に基づき、重要な河川工作物についての調査、試験、研究及び開発を行い、並びに土木に係る建設資材及び建設工事用機械についての特別な調査、試験、研究及び開発を行うこと。5 国の委託に基づき、国土交通省の施行する建設工事で政令で定めるものに係る特殊な工作物の設計を行うこと。6 1から5に掲げる業務に附随する業務を行うこと。
中期目標期間	5年間
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会（委員長：木村 孟）
分科会名	土木研究所分科会（分科会長：椎貝 博美）
国土交通省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価等</p> <p>次の2つの「評価」で構成されている。</p> <p>1 業務運営評価 業務効率化・質の向上等運営改善に向けた取組を中心として、各項目ごとに「中期計画の達成に向け着実な実施状況にあると認められるか否か」を2段階で検討する。各個別項目の認定結果から、当該年度の実施状況全体について、次のような3段階で評価を行う。</p> <p>順調：全項目で着実な実施状況にある おおむね順調：7割以上の項目で着実な実施状況にある 要努力：着実な実施状況にある項目が7割未満</p> <p>2 個別業務評価（アカウントビリティ評価） 個別具体の研究業務、教育業務等については、法人が自ら評価を行い、評価委員会は、「法人の自己評価が国民に対して十分な説明責任を果たしているかどうか」について、次のような2段階で、二次的に評価を行う。</p> <p>良好：特段の問題なし 説明責任向上の努力を要する： 以外の場合</p>

国土交通省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>総合評価</p> <p>業務運営評価及び個別業務評価を踏まえ、次のように総合的に評定する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務運営評価</th> <th>個別業務評価</th> <th>評定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>順調</td> <td>良好</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>順調</td> <td>要努力</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>おおむね順調</td> <td>良好</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>おおむね順調</td> <td>要努力</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>要努力</td> <td>良好</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>要努力</td> <td>要努力</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、中期目標等における各項目のほか、法人の現場や職員の創意工夫による業務改善に向けた自主的で前向きな取組（自主改善努力）が意欲的かつ前向きで、優れた実践事例として認められる場合には、「相当程度の実践的努力が認められる」として総合的に評価にプラスとして加味する。</p>	業務運営評価	個別業務評価	評定	順調	良好	3	順調	要努力	2	おおむね順調	良好	2	おおむね順調	要努力	1	要努力	良好	1	要努力	要努力	0
業務運営評価	個別業務評価	評定																				
順調	良好	3																				
順調	要努力	2																				
おおむね順調	良好	2																				
おおむね順調	要努力	1																				
要努力	良好	1																				
要努力	要努力	0																				
国土交通省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	<p>項目別評価等</p> <p>評価結果 ＜業務運営評価＞</p> <p>1 業務運営の効率化 「組織運営における機動性の向上」、「研究評価体制の構築と研究開発における競争的環境の拡充」等4つの中項目について、8つの評価項目を設定して評価を実施 （評価項目の評価の結果）着実な実施状況にある：8項目</p> <p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 「研究開発の基本的方針」、「他の研究機関等との連携等」等3つの中項目について、8つの評価項目を設定して評価を実施 （評価項目の評価の結果）着実な実施状況にある：8項目</p>																					

3 その他業務運営に関する事項

「施設及び設備に関する計画」及び「人事に関する計画」の2つの中項目で評価を実施

(中項目の評価の結果) 着実な実施状況にある：2項目

項目全体の実施状況に対する判断：順調

<個別業務評価>

(結果：良好)

《参考》定量的指標の実績(例)

指 標	中期計画	年度計画	実 績
研究開発費に占める重点研究開発費の割合	目標期間(5年間)中に概ね40%を充当	(具体の研究テーマを提示)	平成13年度研究費の約20%を充当
共同研究の件数	目標期間(5年間)中に60件程度新規に実施	10件程度新規に実施	16件新規に実施

総合評価

評価結果

(評定：3)

評価の理由、特記事項等

1 自主改善努力

中期目標等に示されている評価指標以外に研究所の取組の成果をあらわしやすい指標を自分達の創意工夫で提案し、次の中期計画に盛り組めるようなものをまとめ、それに向けて努力するというこも、自主改善努力として取り組んで欲しい。

2 その他

学位取得のために時間的余裕をつくるなど取りやすい環境を組織的につくって欲しい。

政策評価・独立行政法人評価委員会の意見

個々の研究業務の進ちょく状況及び予算、収支計画等の実施状況が、年度評価の対象となっていないため、研究業務の進ちょく状況に係る評価結果を法人の運営等に適切に反映することや、法人が行った運営費交付金等の予算執行の妥当性を判断することが困難となる等の懸念があることから、このような年度評価における取扱いの見直しについて、検討が行われることを期待する。

業務運営の効率化に関する評価において、外部委託に関する評価を行う場合は、委託の実施の有無やその規模の評価にとどまらず、あわせて、新規に外部委託をする場合と法人が直接実施する場合との人件費を含めた総コストの適正な比較、委託先の選定に当たっての競争的条件の付与の有無、特定の委託先との契約の継続状況、委託業務の成果の品質管理の状況等にも着目した評価を可能な限り行うこととすべきである。

ホームページ

法 人： <http://www.pwri.go.jp>

評価結果： <http://www.mlit.go.jp/hyouka/h13jisseki/h13jisseki.htm>

法人名	独立行政法人建築研究所（平成13年4月1日設立）＜特定＞ （理事長：山内 泰之）
目的	建築及び都市計画に係る技術に関する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及等を行うことにより、建築・都市計画技術の向上を図り、もって建築の発達及び改善並びに都市の健全な発展及び秩序ある整備に資することを目的とする。
主要業務	1 建築・都市計画技術に関する調査、試験、研究及び開発を行うこと。2 建築・都市計画技術に関する指導及び成果の普及を行うこと。3 委託に基づき、建築・都市計画技術に関する検定を行うこと。4 1に掲げるもののほか、委託に基づき、建築物、その敷地及び建築資材についての特別な調査、試験、研究及び開発を行うこと。5 国、地方公共団体その他政令で定める公共的団体の委託に基づき特殊な建築物の設計を行うこと。6 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。7 1から6に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
中期目標期間	5年間
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会（委員長：木村 孟）
分科会名	建築研究所分科会（分科会長：岡田 恒男）
国土交通省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価等</p> <p>次の2つの「評価」で構成されている。</p> <p>1 業務運営評価 業務効率化・質の向上等運営改善に向けた取組を中心として、各項目ごとに「中期計画の達成に向け着実な実施状況にあると認められるか否か」を2段階で検討する。各個別項目の認定結果から、当該年度の実施状況全体について、次のような3段階で評価を行う。</p> <p>順調：全項目で着実な実施状況にある おおむね順調：7割以上の項目で着実な実施状況にある 要努力：着実な実施状況にある項目が7割未満</p> <p>2 個別業務評価（アカウントビリティ評価） 個別具体の研究業務、教育業務等については、法人が自ら評価を行い、評価委員会は、「法人の自己評価が国民に対して十分な説明責任を果たしているかどうか」について、次のような2段階で、二次的に評価を行う。</p> <p>良好：特段の問題なし 説明責任向上の努力を要する： 以外の場合</p>

国土交通省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>総合評価</p> <p>業務運営評価及び個別業務評価を踏まえ、次のように総合的に評定する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務運営評価</th> <th>個別業務評価</th> <th>評定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>順調</td> <td>良好</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>順調</td> <td>要努力</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>おおむね順調</td> <td>良好</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>おおむね順調</td> <td>要努力</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>要努力</td> <td>良好</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>要努力</td> <td>要努力</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、中期目標等における各項目のほか、法人の現場や職員の創意工夫による業務改善に向けた自主的で前向きな取組（自主改善努力）が意欲的かつ前向きで、優れた実践事例として認められる場合には、「相当程度の実践的努力が認められる」として総合的評定にプラスとして加味する。</p>	業務運営評価	個別業務評価	評定	順調	良好	3	順調	要努力	2	おおむね順調	良好	2	おおむね順調	要努力	1	要努力	良好	1	要努力	要努力	0
業務運営評価	個別業務評価	評定																				
順調	良好	3																				
順調	要努力	2																				
おおむね順調	良好	2																				
おおむね順調	要努力	1																				
要努力	良好	1																				
要努力	要努力	0																				
国土交通省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	<p>項目別評価等</p> <p>評価結果 ＜業務運営評価＞</p> <p>1 業務運営の効率化 「組織運営における機動性の向上」、「研究評価体制の構築及び研究開発における競争的環境の拡充」等4つの中項目について、7つの評価項目を設定して評価を実施 なお、「競争的資金等外部資金の活用の充実」の小項目は、科学技術振興調整費が減少しているとして、「着実な実施状況にない」との評価 （評価項目の評価の結果）着実な実施状況にある：6項目 着実な実施状況にない：1項目</p> <p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 「研究開発の基本的方針」、「他の研究機関等との連携等」等4つの中項目について、9つの評価項目を設定して評価を実施 （評価項目の評価の結果）着実な実施状況にある：9項目</p>																					

3 その他業務運営に関する事項
 「施設及び設備に関する計画」及び「人事に関する計画」の2つの中項目で評価を実施

(中項目の評価の結果) 着実な実施状況にある：2項目

項目全体の実施状況に対する判断：おおむね順調

<個別業務評価>

(結果：良好)

《参考》定量的指標の実績(例)

指 標	中期計画	年度計画	実 績
研究開発費に占める重点研究開発費の割合	目標期間(5年間)中におおむね60%を充当	(具体の研究テーマを提示)	平成13年度研究費の約70%充当
共同研究の件数	毎年度30件程度	同左	38件

総合評価

評価結果
 (評定：2)

評価の理由、特記事項等

1 自主改善努力

国土交通省の政策立案や学会活動等への貢献・協力を行うなど、相当程度の実践的努力が認められる。

2 その他

総合的な評定として「2」となったが、業務運営評価において、ほとんどが着実な実施状況にあると認められ、かつ自主改善努力についても相当程度の実践的努力が認められており、「3」に近い「2」であると評価される。

政策評価・独立行政法人評価委員会の意見

個々の研究業務の進捗状況及び予算、収支計画等の実施状況が、年度評価の対象となっていないため、研究業務の進捗状況に係る評価結果を法人の運営等に適切に反映することや、法人が行った運営費交付金等の予算執行の妥当性を判断することが困難となる等の懸念があることから、このような年度評価における取扱いの見直しについて、検討が行われることを期待する。

業務運営の効率化に関する評価において、外部委託に関する評価を行う場合は、委託の実施の有無やその規模の評価にとどまらず、あわせて、新規に外部委託をする場合と法人が直接実施する場合との人件費を含めた総コストの適正な比較、委託先の選定に当たった競争的條件の付与の有無、特定の委託先との契約の継続状況、委託業務の成果の品質管理の状況等にも着眼した評価を可能な限り行うこととすべきである。

ホームページ

法 人：http://www.kenken.go.jp

評価結果：http://www.mlit.go.jp/hyouka/h13jisseki/h13jisseki.htm

法人名	独立行政法人交通安全環境研究所（平成13年4月1日設立）＜特定＞ （理事長：下平 隆）
目的	運輸技術のうち陸上運送及び航空運送に係るものに関する試験、調査、研究及び開発等を行うことにより、陸上運送及び航空運送に関する安全の確保、環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保を図ることを目的とする。
主要業務	1 運輸技術のうち陸上輸送及び航空運送に関する安全の確保、環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保に係るものに関する試験、調査、研究及び開発を行うこと。2 1に掲げる業務に係る成果を普及すること。3 1に掲げる技術に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。4 道路運送車両法の規定に基づき、自動車及び自動車の装置が保安基準に適合するかどうかの審査を行うこと。5 1から4に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
中期目標期間	5年間
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会（委員長：木村 孟）
分科会名	交通関係研究所分科会（分科会長：小山 健夫）
国土交通省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価等</p> <p>次の2つの「評価」で構成されている。</p> <p>1 業務運営評価 業務効率化・質の向上等運営改善に向けた取組を中心として、各項目ごとに「中期計画の達成に向け着実な実施状況にあると認められるか否か」を2段階で検討する。各個別項目の認定結果から、当該年度の実施状況全体について、次のような3段階で評価を行う。</p> <p>順調：全項目で着実な実施状況にある おおむね順調：7割以上の項目で着実な実施状況にある 要努力：着実な実施状況にある項目が7割未満</p> <p>2 個別業務評価（アカウントビリティ評価） 個別具体の研究業務、教育業務等については、法人が自ら評価を行い、評価委員会は、「法人の自己評価が国民に対して十分な説明責任を果たしているかどうか」について、次のような2段階で、二次的に評価を行う。</p> <p>良好：特段の問題なし 説明責任向上の努力を要する： 以外の場合</p>

国土交通省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>総合評価</p> <p>業務運営評価及び個別業務評価を踏まえ、次のように総合的に評定する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務運営評価</th> <th>個別業務評価</th> <th>評定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>順調</td> <td>良好</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>順調</td> <td>要努力</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>おおむね順調</td> <td>良好</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>おおむね順調</td> <td>要努力</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>要努力</td> <td>良好</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>要努力</td> <td>要努力</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、中期目標等における各項目のほか、法人の現場や職員の創意工夫による業務改善に向けた自主的で前向きな取組（自主改善努力）が意欲的かつ前向きで、優れた実践事例として認められる場合には、「相当程度の実践的努力が認められる」として総合的評定にプラスとして加味する。</p>	業務運営評価	個別業務評価	評定	順調	良好	3	順調	要努力	2	おおむね順調	良好	2	おおむね順調	要努力	1	要努力	良好	1	要努力	要努力	0
業務運営評価	個別業務評価	評定																				
順調	良好	3																				
順調	要努力	2																				
おおむね順調	良好	2																				
おおむね順調	要努力	1																				
要努力	良好	1																				
要努力	要努力	0																				
国土交通省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	<p>項目別評価等</p> <p>評価結果 ＜業務運営評価＞</p> <p>1 業務運営の効率化 「組織運営」、「人材の活用」等の3つの中項目で評価を実施（中項目の評価の結果）着実な実施状況にある：3項目</p> <p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 「中期目標の期間中に実施する研究」、「重点研究領域における研究の推進」等10の中項目で評価を実施（中項目の評価の結果）着実な実施状況にある：10項目</p> <p>3 予算、収支計画及び資金計画（結果：着実な実施状況にある）</p> <p>4 短期借入金の限度額（結果： ）</p> <p>5 重要な財産の譲渡等（結果： ）</p>																					

6 剰余金の使途（結果： ）

7 その他業務運営に関する事項
 「施設及び設備に関する計画」及び「人事に関する計画」の2つの中項目で評価を実施
 （中項目の評価の結果）着実な実施状況にある：2項目

項目全体の実施状況に対する判断：順調

<個別業務評価>
 (結果：良好)

《参考》定量的指標の実績（例）

指 標	中期計画	年度計画	実 績
研究開発費に占める重点研究開発費の割合	目標期間(5年間)中に80%以上を充当	研究開発費の80%以上を充当	85.3%
共同研究の件数	目標期間(5年間)中に延べ80件程度	15件程度	17件
関係学会等での論文及び口頭発表件数	目標期間(5年間)中に480件程度	90件程度	122件
特許等の出願件数	目標期間(5年間)中に10件程度	2件程度	4件

総合評価

評価結果
 (評定：3)

評価の理由、特記事項等

- 自主改善努力
 業務実績報告書に記載されている自主改善努力については、「研究業務」における研究所外の研究者を客員研究員として受け入れる制度の構築や「審査業務」における審査の標準処理期間の短縮、「管理業務」における職員の目的意識の共有化のための対話説明会の開催など自主改善の努力が意欲的かつ前向きで、優れた実践事例として外部にもアピールできるような特別の事項であるため、「相当程度の実践的努力が認められる」とする。

政策評価・独立行政法人評価委員会の意見

審査業務の実施状況については、国民への説明責任を果たす上で自己評価結果が分かりやすいものになっているか等の観点からの評価（注）は行われているが、業務運営評価の対象となっていないため、審査業務の評価結果を法人の運営等に適切に反映することが困難となる等の懸念があることから、このような年度評価における取扱いの見直しについて、検討が行われることを期待する。

（注）国土交通省所管独立行政法人の業務実績評価に関する基本方針に定めるところの個別業務評価

業務運営の効率化に関する評価において、外部委託に関する評価を行う場合は、委託の実施の有無やその規模の評価にとどまらず、あわせて、新規に外部委託をする場合と法人が直接実施する場合との人件費を含めた総コストの適正な比較、委託先の選定に当たっての競争的條件の付与の有無、特定の委託先との契約の継続状況、委託業務の成果の品質管理の状況等にも着目した評価を可能な限り行うこととすべきである。

ホームページ

法 人： <http://www.ntsels.go.jp>
 評価結果： <http://www.mlit.go.jp/hyouka/h13jisseki/h13jisseki.htm>

法人名	独立行政法人海上技術安全研究所（平成13年4月1日設立）＜特定＞ （理事長：中西 堯二）
目的	船舶に係る技術並びに当該技術を活用した海洋の利用及び海洋汚染の防止に係る技術に関する調査、研究及び開発等を行うことにより、海上輸送の安全の確保及びその高度化を図るとともに、海洋開発及び海洋環境の保全に資することを目的とする。
主要業務	1 船舶に係る技術並びに当該技術を活用した海洋の利用及び海洋汚染の防止に係る技術に関する調査、研究及び開発を行うこと。2 1に掲げる業務に係る成果を普及すること。3 1に掲げる技術に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。4 1から3に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
中期目標期間	5年間
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会（委員長：木村 孟）
分科会名	交通関係研究所分科会（分科会長：小山 健夫）
国土交通省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価等</p> <p>次の2つの「評価」で構成されている。</p> <p>1 業務運営評価 業務効率化・質の向上等運営改善に向けた取組を中心として、各項目ごとに「中期計画の達成に向け着実な実施状況にあると認められるか否か」を2段階で検討する。各個別項目の認定結果から、当該年度の実施状況全体について、次のような3段階で評価を行う。</p> <p>順調：全項目で着実な実施状況にある おおむね順調：7割以上の項目で着実な実施状況にある 要努力：着実な実施状況にある項目が7割未満</p> <p>2 個別業務評価（アカウントビリティ評価） 個別具体の研究業務、教育業務等については、法人が自ら評価を行い、評価委員会は、「法人の自己評価が国民に対して十分な説明責任を果たしているかどうか」について、次のような2段階で、二次的に評価を行う。</p> <p>良好：特段の問題なし 説明責任向上の努力を要する： 以外の場合</p>

国土交通省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>総合評価</p> <p>業務運営評価及び個別業務評価を踏まえ、次のように総合的に評定する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務運営評価</th> <th>個別業務評価</th> <th>評定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>順調</td> <td>良好</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>順調</td> <td>要努力</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>おおむね順調</td> <td>良好</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>おおむね順調</td> <td>要努力</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>要努力</td> <td>良好</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>要努力</td> <td>要努力</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、中期目標等における各項目のほか、法人の現場や職員の創意工夫による業務改善に向けた自主的で前向きな取組（自主改善努力）が意欲的かつ前向きで、優れた実践事例として認められる場合には、「相当程度の実践的努力が認められる」として総合的評定にプラスとして加味する。</p>	業務運営評価	個別業務評価	評定	順調	良好	3	順調	要努力	2	おおむね順調	良好	2	おおむね順調	要努力	1	要努力	良好	1	要努力	要努力	0
業務運営評価	個別業務評価	評定																				
順調	良好	3																				
順調	要努力	2																				
おおむね順調	良好	2																				
おおむね順調	要努力	1																				
要努力	良好	1																				
要努力	要努力	0																				
国土交通省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	<p>項目別評価等</p> <p>評価結果 ＜業務運営評価＞</p> <p>1 業務運営の効率化 「組織運営の改善」、「競争的環境の改善」等5つの中項目で評価を実施（中項目の評価の結果）着実な実施状況にある：5項目</p> <p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 「研究対象領域の設定」、「中期計画の目標期間中に重点的に取り組む研究」等7つの中項目について、8つの評価項目を設定して評価を実施（評価項目の評価の結果）着実な実施状況にある：8項目</p> <p>3 予算、収支計画及び資金計画（結果：着実な実施状況にある）</p> <p>4 短期借入金の限度額（結果： ）</p> <p>5 重要な財産の譲渡等（結果： ）</p>																					

6 剰余金の使途（結果： ）
 7 その他業務運営に関する事項
 「施設及び設備に関する計画」及び「人事に関する計画」の2つの中項目で評価を実施
 （中項目の評価の結果）着実な実施状況にある：2項目
 項目全体の実施状況に対する判断：順調

<個別業務評価>
 （結果：良好）

《参考》定量的指標の実績（例）

指 標	中期計画	年度計画	実 績
研究費総額に占める重点研究費の割合	目標期間(5年間)中の割合を75%程度	89.7%	91%
共同研究及び受託研究の件数	目標期間(5年間)中に延べ440件以上	88件以上	104件
研究成果の論文及び口頭による発表件数	目標期間(5年間)中に1,270件以上	254件以上	254件
特許等の出願件数	目標期間(5年間)中に40件以上	8件以上	27件

総合評価

評価結果
 （評定：3）

評価の理由、特記事項等

- ・ 自主改善努力
 業務実績報告書に記載されている自主改善努力については、「組織運営の改善」における研究ポテンシャルマップの作成や「業務の質の向上」における定量的研究評価制度の充実、「社会への貢献」における行政要望に即応した対応など自主改善の努力が意欲的かつ前向きで、優れた実践事例として外部にもアピールできるような特別の事項であるため、「相当程度の実践的努力が認められる」とする。

政策評価・独立行政法人評価委員会の意見	業務運営の効率化に関する評価において、外部委託に関する評価を行う場合は、委託の実施の有無やその規模の評価にとどまらず、あわせて、新規に外部委託をする場合と法人が直接実施する場合との人件費を含めた総コストの適正な比較、委託先の選定に当たっての競争的条件の付与の有無、特定の委託先との契約の継続状況、委託業務の成果の品質管理の状況等にも着眼した評価を可能な限り行うこととすべきである。
ホームページ	法 人： http://www.nmri.go.jp 評価結果： http://www.mlit.go.jp/hyouka/h13jisseki/h13jisseki.htm

法人名	独立行政法人港湾空港技術研究所（平成13年4月1日設立）＜特定＞ （理事長：小和田 亮）
目的	港湾及び空港の整備等に関する調査、研究及び技術の開発等を行うことにより、効率的かつ円滑な港湾及び空港の整備等に関する技術の向上を図ることを目的とする。
主要業務	1 次に掲げる事項に関する基礎的な調査、研究及び技術の開発を行うこと。 イ 港湾の整備、利用及び保全に関すること。ロ 航路の整備及び保全に関すること。ハ 港湾内の公有水面の埋立て及び干拓に関すること。ニ 港湾内の海岸の整備、利用及び保全に関すること。ホ 飛行場の整備及び保全に関すること。 2 1のイからホまでに掲げる事項に関する事業の実施に関する研究及び技術の開発を行うこと。3 1及び2に掲げる業務に係る技術の指導及び成果の普及を行うこと。4 1のイからホまでに掲げる事項に関する情報を収集、整理し、及び提供すること。5 1から4に掲げる業務に附随する業務を行うこと。
中期目標期間	5年間
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会（委員長：木村 孟）
分科会名	港湾空港技術研究所分科会（分科会長：石原 研而）
国土交通省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	項目別評価等 次の2つの「評価」で構成されている。 1 業務運営評価 業務効率化・質の向上等運営改善に向けた取組を中心として、各項目ごとに「中期計画の達成に向け着実な実施状況にあると認められるか否か」を2段階で検討する。各個別項目の認定結果から、当該年度の実施状況全体について、次のような3段階で評価を行う。 順調：全項目で着実な実施状況にある おおむね順調：7割以上の項目で着実な実施状況にある 要努力：着実な実施状況にある項目が7割未満 2 個別業務評価（アカウントビリティ評価） 個別具体の研究業務、教育業務等については、法人が自ら評価を行い、評価委員会は、「法人の自己評価が国民に対して十分な説明責任を果たしているかどうか」について、次のような2段階で、二次的に評価を行う。 良好：特段の問題なし 説明責任向上の努力を要する： 以外の場合

国土交通省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	総合評価 業務運営評価及び個別業務評価を踏まえ、次のように総合的に評定する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務運営評価</th> <th>個別業務評価</th> <th>評定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>順調</td> <td>良好</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>順調</td> <td>要努力</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>おおむね順調</td> <td>良好</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>おおむね順調</td> <td>要努力</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>要努力</td> <td>良好</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>要努力</td> <td>要努力</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> なお、中期目標等における各項目のほか、法人の現場や職員の創意工夫による業務改善に向けた自主的で前向きな取組（自主改善努力）が意欲的かつ前向きで、優れた実践事例として認められる場合には、「相当程度の実践的努力が認められる」として総合的評定にプラスとして加味する。	業務運営評価	個別業務評価	評定	順調	良好	3	順調	要努力	2	おおむね順調	良好	2	おおむね順調	要努力	1	要努力	良好	1	要努力	要努力	0
業務運営評価	個別業務評価	評定																				
順調	良好	3																				
順調	要努力	2																				
おおむね順調	良好	2																				
おおむね順調	要努力	1																				
要努力	良好	1																				
要努力	要努力	0																				
国土交通省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	項目別評価等 評価結果 ＜業務運営評価＞ 1 業務運営の効率化 「組織運営」、「人材活用」等3つの中項目について、6つの評価項目を設定して評価を実施 （評価項目の評価の結果）着実な実施状況にある：6項目 2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 「研究活動の推進」、「他機関との有機的連携」等5つの中項目について、17の評価項目を設定して評価を実施 （評価項目の評価の結果）着実な実施状況にある：17項目 3 予算、収支計画及び資金計画（結果：着実な実施状況にある） 4 短期借入金の限度額（結果：着実な実施状況にある） 5 重要な財産の譲渡等（結果：着実な実施状況にある）																					

- 6 剰余金の使途（結果：着実な実施状況にある）
- 7 その他業務運営に関する事項
 「施設及び設備に関する計画」及び「人事に関する計画」の2つの中項目で評価を実施
 （中項目の評価の結果）着実な実施状況にある：2項目
- 項目全体の実施状況に対する判断：順調
- <個別業務評価>
 （結果：良好）
- 《参考》定量的指標の実績（例）

指 標	中期計画	年度計画	実 績
研究開発費に占める重点研究費の割合	目標期間(5年間)の最終年度に初年度の10%程度引き上げ	平成13年度研究費に占める割合を70%程度	71.3%
共同研究の件数	目標期間(5年間)中に延べ170件程度	35件程度	50件
査読付論文の発表件数	目標期間(5年間)中に法人設立前の5年間に比べ10%程度増加	65編以上	95編
特許等の出願件数	目標期間(5年間)中に法人設立前の5年間に比べ10%程度増加	10件程度	5件

総合評価

- 評価結果
 （評定：3）
- 評価の理由、特記事項等
- 1 自主改善努力
 電子情報化した図面の検索・出力システムの構築による非常勤職員の削減、電力使用のデマンドコントロールによる電力基本料金の節約等具体的なコスト削減が財務面に表れていること、および、研究者の発案により行った実験装置の操作・データ整理手法のマニュアル化等に研究者の創造性、工夫が認められ、実験の精度・効率性の向上への取組がみられることから自主改善努力が認められる。
- 2 その他
 組織の有効な管理・運営、人材の柔軟な活用など独立行政法人となったことのメリットを充分生かし、全般的に大きな成果をあげている。

政策評価・独立行政法人評価委員会の意見	業務運営の効率化に関する評価において、外部委託に関する評価を行う場合は、委託の実施の有無やその規模の評価にとどまらず、あわせて、新規に外部委託をする場合と法人が直接実施する場合との人件費を含めた総コストの適正な比較、委託先の選定に当たっての競争的条件の付与の有無、特定の委託先との契約の継続状況、委託業務の成果の品質管理の状況等にも着眼した評価を可能な限り行うこととすべきである。
ホームページ	法 人： http://www.pari.go.jp/ 評価結果： http://www.mlit.go.jp/hyouka/h13jisseki/h13jisseki.htm

法人名	独立行政法人電子航法研究所（平成13年4月1日設立）＜特定＞ （理事長：大沼 正彦）
目的	電子航法に関する試験、調査、研究及び開発等を行うことにより、交通の安全の確保とその円滑化を図ることを目的とする。
主要業務	1 電子航法に関する試験、調査、研究及び開発を行うこと。2 1に掲げる業務に係る成果を普及すること。3 電子航法に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。4 1から3に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
中期目標期間	5年間
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会（委員長：木村 孟）
分科会名	交通関係研究所分科会（分科会長：小山 健夫）
国土交通省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価等</p> <p>次の2つの「評価」で構成されている。</p> <p>1 業務運営評価</p> <p>業務効率化・質の向上等運営改善に向けた取組を中心として、各項目ごとに「中期計画の達成に向け着実な実施状況にあると認められるか否か」を2段階で検討する。各個別項目の認定結果から、当該年度の実施状況全体について、次のような3段階で評価を行う。</p> <p>順調：全項目で着実な実施状況にある おおむね順調：7割以上の項目で着実な実施状況にある 要努力：着実な実施状況にある項目が7割未満</p> <p>2 個別業務評価（アカウントビリティ評価）</p> <p>個別具体の研究業務、教育業務等については、法人が自ら評価を行い、評価委員会は、「法人の自己評価が国民に対して十分な説明責任を果たしているかどうか」について、次のような2段階で、二次的に評価を行う。</p> <p>良好：特段の問題なし 説明責任向上の努力を要する： 以外の場合</p>

国土交通省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>総合評価</p> <p>業務運営評価及び個別業務評価を踏まえ、次のように総合的に評定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務運営評価</th> <th>個別業務評価</th> <th>評定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>順調</td> <td>良好</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>順調</td> <td>要努力</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>おおむね順調</td> <td>良好</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>おおむね順調</td> <td>要努力</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>要努力</td> <td>良好</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>要努力</td> <td>要努力</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、中期目標等における各項目のほか、法人の現場や職員の創意工夫による業務改善に向けた自主的で前向きな取組（自主改善努力）が意欲的かつ前向きで、優れた実践事例として認められる場合には、「相当程度の実践的努力が認められる」として総合的評定にプラスとして加味する。</p>	業務運営評価	個別業務評価	評定	順調	良好	3	順調	要努力	2	おおむね順調	良好	2	おおむね順調	要努力	1	要努力	良好	1	要努力	要努力	0
業務運営評価	個別業務評価	評定																				
順調	良好	3																				
順調	要努力	2																				
おおむね順調	良好	2																				
おおむね順調	要努力	1																				
要努力	良好	1																				
要努力	要努力	0																				
国土交通省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	<p>項目別評価等</p> <p>評価結果</p> <p>＜業務運営評価＞</p> <p>1 業務運営の効率化</p> <p>「研究実施体制の効率化」、「人材活用に関する計画」等4つの中項目で評価を実施</p> <p>なお、「業務運営の効率化」の中項目は、研究業務の効率化に向けた自己評価体制についてはなお一段の整備が必要として、「着実な実施状況にない」との評価（中項目の評価の結果）着実な実施状況にある：3項目 着実な実施状況にない：1項目</p> <p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上</p> <p>「重点研究開発課題の設定」、「基盤的研究」等9つの中項目で評価を実施</p> <p>なお、「競争的資金の獲得」の中項目は、研究所内部の競争的資金の創設・配分では不十分として、また、「人材交流」の中項目は、管制官以外との人材交流等も必要として、「着実な実施状況にない」との評価（中項目の評価の結果）着実な実施状況にある：7項目 着実な実施状況にない：2項目</p>																					

- 3 予算、収支計画及び資金計画（結果：着実な実施状況にある）
- 4 短期借入金の限度額（結果： ）
- 5 重要な財産の譲渡等（結果： ）
- 6 剰余金の使途（結果： ）
- 7 その他業務運営に関する事項
「施設及び設備に関する計画」及び「人事に関する計画」の2つの中項目で評価を実施
（中項目の評価の結果）着実な実施状況にある：2項目
項目全体の実施状況に対する判断：おおむね順調

<個別業務評価>
(結果：良好)

《参考》定量的指標の実績（例）

指 標	中期計画	年度計画	実 績
研究開発費に占める重点研究費の割合	目標期間(5年間)中の割合を90%以上	平成13年度研究費に占める割合を90%以上	96%
共同研究・受託試験等の件数	目標期間(5年間)中に22件程度	10件程度	22件
研究成果の所外発表件数	目標期間(5年間)中に550件程度	110件程度	180件
特許等の出願件数	目標期間(5年間)中に48件程度	10件程度	15件

総合評価

評価結果
(評定：2)

評価の理由、特記事項等

- ・ 自主改善努力
業務実績報告書に記載されている自主改善努力については、役員と幹部職員との定期的な情報・意見交換の場として理事懇談会を設置し、経営方針の徹底に努めたり、年度計画のアクション・アイテム・リストを作成し、研究の進ちょく状況の管理に努めるなど自主改善の努力が意欲的かつ前向きで、優れた実践事例として外部にもアピールできるような特別の事項であるため、「相当程度の実践的努力が認められる」とする。

政策評価・独立行政法人評価委員会の意見	業務運営の効率化に関する評価において、外部委託に関する評価を行う場合は、委託の実施の有無やその規模の評価にとどまらず、あわせて、新規に外部委託をする場合と法人が直接実施する場合との人件費を含めた総コストの適正な比較、委託先の選定に当たっての競争的條件の付与の有無、特定の委託先との契約の継続状況、委託業務の成果の品質管理の状況等にも着眼した評価を可能な限り行うこととすべきである。
ホームページ	法人： http://www.enri.go.jp/ 評価結果： http://www.mlit.go.jp/hyouka/h13jisseki/h13jisseki.htm

法人名	独立行政法人北海道開発土木研究所（平成 13 年 4 月 1 日設立）＜特定＞ （理事長：斉藤 智徳）
目的	北海道開発局の所掌事務に関連する土木技術に関する調査、試験、研究及び開発を行うことにより、北海道の開発の推進に資する土木技術の向上を図ることを目的とする。
主要業務	1 北海道開発局の所掌事務に関連する土木技術に関する調査、試験、研究及び開発を行うこと。2 1 に掲げる土木技術に関する指導及び成果の普及を行うこと。3 1 及び 2 に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
中期目標期間	5 年間
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会（委員長：木村 孟）
分科会名	北海道開発土木研究所分科会（分科会長：五十嵐 日出夫）
国土交通省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価等</p> <p>次の 2 つの「評価」で構成されている。</p> <p>1 業務運営評価 業務効率化・質の向上等運営改善に向けた取組を中心として、各項目ごとに「中期計画の達成に向け着実な実施状況にあると認められるか否か」を 2 段階で検討する。各個別項目の認定結果から、当該年度の実施状況全体について、次のような 3 段階で評価を行う。</p> <p>順調：全項目で着実な実施状況にある おおむね順調：7 割以上の項目で着実な実施状況にある 要努力：着実な実施状況にある項目が 7 割未満</p> <p>2 個別業務評価（アカウントビリティ評価） 個別具体の研究業務、教育業務等については、法人が自ら評価を行い、評価委員会は、「法人の自己評価が国民に対して十分な説明責任を果たしているかどうか」について、次のような 2 段階で、二次的に評価を行う。</p> <p>良好：特段の問題なし 説明責任向上の努力を要する： 以外の場合</p>

国土交通省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>総合評価</p> <p>業務運営評価及び個別業務評価を踏まえ、次のように総合的に評定する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務運営評価</th> <th>個別業務評価</th> <th>評定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>順調</td> <td>良好</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>順調</td> <td>要努力</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>おおむね順調</td> <td>良好</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>おおむね順調</td> <td>要努力</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>要努力</td> <td>良好</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>要努力</td> <td>要努力</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、中期目標等における各項目のほか、法人の現場や職員の創意工夫による業務改善に向けた自主的で前向きな取組（自主改善努力）が意欲的かつ前向きで、優れた実践事例として認められる場合には、「相当程度の実践的努力が認められる」として総合的評定にプラスとして加味する。</p>	業務運営評価	個別業務評価	評定	順調	良好	3	順調	要努力	2	おおむね順調	良好	2	おおむね順調	要努力	1	要努力	良好	1	要努力	要努力	0
業務運営評価	個別業務評価	評定																				
順調	良好	3																				
順調	要努力	2																				
おおむね順調	良好	2																				
おおむね順調	要努力	1																				
要努力	良好	1																				
要努力	要努力	0																				
国土交通省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	<p>項目別評価等</p> <p>評価結果 ＜業務運営評価＞</p> <p>1 業務運営の効率化 「事務の効率化」、「研究評価」等 3 つの中項目について、6 つの評価項目を設定して評価を実施。なお、「一般管理費の抑制」の評価項目については、平成 14 年度以降の評価となるため対象外 （評価項目の評価の結果）着実な実施状況にある：5 項目</p> <p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 中項目 5 項目のうち、「他機関との連携等」、「技術の指導及び研究成果の普及」等 4 つの中項目について、20 の評価項目を設定して評価を実施。また、個別の研究業務を記載した「重点研究開発領域の設定」の評価については個別業務評価（アカウントビリティ評価）を実施 （評価項目の評価の結果）着実な実施状況にある：20 項目</p> <p>3 予算、収支計画及び資金計画（結果： ）</p> <p>4 短期借入金の限度額（結果： ）</p> <p>5 重要な財産の譲渡等（結果： ）</p>																					

- 6 剰余金の使途（結果： ）
- 7 その他業務運営に関する事項
 2つの中項目のうち、「施設・設備に関する計画」は中項目で評価を行い、「人事に関する計画」は、別途評価の単位（6項目）を設定して評価を実施
 （中項目の評価の結果）着実な実施状況にある：1項目
 （評価単位の評価の結果）着実な実施状況にある：6項目
- 項目全体の実施状況に対する判断：順調

<個別業務評価>
 (結果：良好)

《参考》定量的指標の実績（例）

指 標	中期計画	年度計画	実 績
共同研究の件数	目標期間(5年間)中に60件新規に実施	(12件)	23件
論文発表件数	目標期間中に5%増加(5年間で1,400件)	(280件)	326件
特許等の出願件数	目標期間中に10%増加(5年間で15件)	(3件)	8件

(注) 1 中期計画の()内は、法人設立前5年間の実績値をそれぞれ5%又は10%増加させた件数
 2 年度計画の()内は、中期計画の目標件数を年割にした件数

総合評価

評価結果
 (評定：3)

評価の理由、特記事項等

1 自主改善努力

『相当程度の努力が認められる』とはしない。

優れた実践的事例に近いと認められるものもあるが、光熱機器の経費削減のための職員の意識啓蒙や中期目標等の項目の再掲など、自主改善努力として記載することに疑問を感じる内容のものもある。

2 その他

施設の貸し出し、他機関との連携、講演等を実施しているが、これらについて、施設利用者、他機関、講演参加者等から意見・評価を積極的に聞き取り、今後の運営に反映すべきである。

政策評価・独立行政法人評価委員会の意見

個々の研究業務の進捗状況が、年度評価の対象となっていないため、研究業務の進ちょく状況に係る評価結果を法人の運営等に適切に反映することや、場合によっては法人が行った運営費交付金等の予算執行の妥当性を判断することが困難となる等の懸念があることから、このような年度評価における取扱いの見直しについて、検討が行われることを期待する。

業務運営の効率化に関する評価において、外部委託に関する評価を行う場合は、委託の実施の有無やその規模の評価にとどまらず、あわせて、新規に外部委託をする場合と法人が直接実施する場合との人件費を含めた総コストの適正な比較、委託先の選定に当たっての競争的条件の付与の有無、特定の委託先との契約の継続状況、委託業務の成果の品質管理の状況等にも着眼した評価を可能な限り行うこととすべきである。

ホームページ

法人：<http://www.ceri.go.jp>
 評価結果：<http://www.mlit.go.jp/hyouka/h13jisseki/h13jisseki.htm>

法人名	独立行政法人海技大学校（平成13年4月1日設立）＜特定＞ （理事長：中村 峻）
目的	船員に対し船舶の運航に関する高度の学術及び技能を教授すること等により、船員の資質の向上を図り、もって海上輸送の安全の確保に資することを目的とする。
主要業務	1 船員に対し船舶の運航に関する高度の学術及び技能を教授すること。 2 船舶の運航に関する高度の学術及び技能に関する研究を行うこと。3 1及び2に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
中期目標期間	5年間
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会（委員長：木村 孟）
分科会名	教育機関分科会（分科会長：杉山 武彦）
国土交通省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価等</p> <p>次の2つの「評価」で構成されている。</p> <p>1 業務運営評価 業務効率化・質の向上等運営改善に向けた取組を中心として、各項目ごとに「中期計画の達成に向け着実な実施状況にあると認められるか否か」を2段階で検討する。各個別項目の認定結果から、当該年度の実施状況全体について、次のような3段階で評価を行う。</p> <p>順調：全項目で着実な実施状況にある おおむね順調：7割以上の項目で着実な実施状況にある 要努力：着実な実施状況にある項目が7割未満</p> <p>2 個別業務評価（アカウントビリティ評価） 個別具体の研究業務、教育業務等については、法人が自ら評価を行い、評価委員会は、「法人の自己評価が国民に対して十分な説明責任を果たしているかどうか」について、次のような2段階で、二次的に評価を行う。</p> <p>良好：特段の問題なし 説明責任向上の努力を要する： 以外の場合</p>

国土交通省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>総合評価</p> <p>業務運営評価及び個別業務評価を踏まえ、次のように総合的に評定する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務運営評価</th> <th>個別業務評価</th> <th>評定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>順調</td> <td>良好</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>順調</td> <td>要努力</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>おおむね順調</td> <td>良好</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>おおむね順調</td> <td>要努力</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>要努力</td> <td>良好</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>要努力</td> <td>要努力</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、中期目標等における各項目のほか、法人の現場や職員の創意工夫による業務改善に向けた自主的で前向きな取組（自主改善努力）が意欲的かつ前向きで、優れた実践事例として認められる場合には、「相当程度の実践的努力が認められる」として総合的評定にプラスとして加味する。</p>	業務運営評価	個別業務評価	評定	順調	良好	3	順調	要努力	2	おおむね順調	良好	2	おおむね順調	要努力	1	要努力	良好	1	要努力	要努力	0
業務運営評価	個別業務評価	評定																				
順調	良好	3																				
順調	要努力	2																				
おおむね順調	良好	2																				
おおむね順調	要努力	1																				
要努力	良好	1																				
要努力	要努力	0																				
国土交通省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	<p>項目別評価等</p> <p>評価結果 ＜業務運営評価＞</p> <p>1 業務運営の効率化 「組織運営体制の効率化の推進」、「人材の活用の推進」等3つの中項目について、6つの評価項目を設定して評価を実施 （評価項目の評価の結果）着実な実施状況にある：6項目</p> <p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 「船員に対する教育の実施に関する計画」、「研究の実施」等4つの中項目について、16の評価項目を設定して評価を実施。 （評価項目の評価の結果）着実な実施状況にある：16項目</p> <p>3 予算、収支計画及び資金計画 「自己収入の確保」等4つの中項目で評価を実施 （中項目の評価の結果）着実な実施状況にある：4項目</p>																					

- 4 短期借入金の限度額（結果： ）
- 5 重要な財産の譲渡等（結果： ）
- 6 剰余金の使途（結果： ）
- 7 その他業務運営に関する事項
 「施設及び設備に関する計画」及び「人事に関する計画」の2つの中項目で評価を実施。なお、「施設及び設備に関する計画」については、評価の対象外（中項目の評価の結果）着実な実施状況にある：1項目
- 項目全体の実施状況に対する判断：順調

<個別業務評価>
 (結果：良好)

《参考》定量的指標の実績（例）

指 標	中期計画	年度計画	実 績
養成定員の抑制	目標期間(5年間)中に50%程度に抑制	平成12年度定員の25%を抑制	25%
海事関係企業への就職率	70%以上	同左	71.4%
国家試験の合格率	85%以上	83%以上	80.4%

総合評価

評価結果
 (評定：3)

評価の理由、特記事項等

- ・ 自主改善努力
 教育機関側が、ユーザ側のニーズの把握及びニーズへの対応のため、自ら積極的に海運会社を訪問するとともに、土、日曜日にも委託研修課程を開講していることは評価でき、相当程度の実践的努力が認められる。

<p>政策評価・独立行政法人評価委員会の意見</p>	<p>組織運営及び業務運営の効率化に関する評価について、養成定員数の大幅な削減や課程の大規模な見直しが進められている中、新設された委託研修課程は受講者数が多く、実員数に占める割合が大きくなっていること、その他の課程については、半数程度のものは、学生の実員数が削減後の定員数をなお下回っているということなどの状況等を踏まえ、学生の実員数に応じた教職員の弾力的な配置による更なる効率的な運営の在り方に及び評価が行われるよう期待する。</p> <p>業務運営の効率化に関する評価において、外部委託に関する評価を行う場合は、委託の実施の有無やその規模の評価にとどまらず、あわせて、新規に外部委託をする場合と法人が直接実施する場合との人件費を含めた総コストの適正な比較、委託先の選定に当たっての競争的條件の付与の有無、特定の委託先との契約の継続状況、委託業務の成果の品質管理の状況等にも着眼した評価を可能な限り行うこととすべきである。</p>
<p>ホームページ</p>	<p>法人： http://www.mtc.ac.jp 評価結果： http://www.mlit.go.jp/hyouka/h13jisseki/h13jisseki.htm</p>

法人名	独立行政法人航海訓練所（平成13年4月1日設立）＜特定＞ （理事長：安本 博通）
目的	商船に関する学部を置く国立大学、商船に関する学部を置く国立高等専門学校、独立行政法人海技大学校及び独立行政法人海員学校の学生及び生徒等に対し航海訓練を行うことにより、船舶の運航に関する知識及び技能を習得させることを目的とする。
主要業務	1 商船に関する学部を置く国立大学、商船に関する学部を置く国立高等専門学校、独立行政法人海技大学校及び独立行政法人海員学校の学生及び生徒その他これらに準ずる者として国土交通大臣が指定する者に対し航海訓練を行うこと。 2 航海訓練に関する研究を行うこと。3 1及び2に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
中期目標期間	5年間
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会（委員長：木村 孟）
分科会名	教育機関分科会（分科会長：杉山 武彦）
国土交通省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価等</p> <p>次の2つの「評価」で構成</p> <p>1 業務運営評価 業務効率化・質の向上等運営改善に向けた取組を中心として、各項目ごとに「中期計画の達成に向け着実な実施状況にあると認められるか否か」を2段階で検討する。各個別項目の認定結果から、当該年度の実施状況全体について、次のような3段階で評価を行う。</p> <p>順調：全項目で着実な実施状況にある おおむね順調：7割以上の項目で着実な実施状況にある 要努力：着実な実施状況にある項目が7割未満</p> <p>2 個別業務評価（アカウントビリティ評価） 個別具体の研究業務、教育業務等については、法人が自ら評価を行い、評価委員会は、「法人の自己評価が国民に対して十分な説明責任を果たしているかどうか」について、次のような2段階で、二次的に評価を行う。</p> <p>良好：特段の問題なし 説明責任向上の努力を要する： 以外の場合</p>

国土交通省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>総合評価</p> <p>業務運営評価及び個別業務評価を踏まえ、次のように総合的に評定する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務運営評価</th> <th>個別業務評価</th> <th>評定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>順調</td> <td>良好</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>順調</td> <td>要努力</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>おおむね順調</td> <td>良好</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>おおむね順調</td> <td>要努力</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>要努力</td> <td>良好</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>要努力</td> <td>要努力</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、中期目標等における各項目のほか、法人の現場や職員の創意工夫による業務改善に向けた自主的で前向きな取組（自主改善努力）が意欲的かつ前向きで、優れた実践事例として認められる場合には、「相当程度の実践的努力が認められる」として総合的評定にプラスとして加味する。</p>	業務運営評価	個別業務評価	評定	順調	良好	3	順調	要努力	2	おおむね順調	良好	2	おおむね順調	要努力	1	要努力	良好	1	要努力	要努力	0
業務運営評価	個別業務評価	評定																				
順調	良好	3																				
順調	要努力	2																				
おおむね順調	良好	2																				
おおむね順調	要努力	1																				
要努力	良好	1																				
要努力	要努力	0																				
国土交通省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	<p>項目別評価等</p> <p>評価結果 ＜業務運営評価＞</p> <p>1 業務運営の効率化 「組織運営の効率化の推進」、「人材の活用の推進」等3つの中項目について、4つの評価項目を設定して評価を実施 （評価項目の評価の結果）着実な実施状況にある：4項目</p> <p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 「航海訓練の実施」、「研究の実施」等3つの中項目について、16の評価項目を設定して評価を実施。 （評価項目の評価の結果）着実な実施状況にある：16項目</p> <p>3 予算、収支計画及び資金計画 「自己収入の確保」等4つの中項目で評価を実施 （中項目の評価の結果）着実な実施状況にある：4項目</p> <p>4 短期借入金の限度額（結果： ）</p>																					

- 5 重要な財産の譲渡等（結果： ）
- 6 剰余金の使途（結果： ）
- 7 その他業務運営に関する事項
 「施設及び設備に関する計画」及び「人事に関する計画」の2つの中項目で評価を実施
 （中項目の評価の結果）着実な実施状況にある：2項目
 項目全体の実施状況に対する判断：順調
- <個別業務評価>
 （結果：良好）
- 《参考》定量的指標の実績（例）

指 標	中期計画	年度計画	実 績
練習船の受入定員に対する充足率	おおむね 70%		57.2%
船員教育機関及び海事産業界等との意見交換会	年 8 回程度	年 8 回程度	19 回
独自研究及び共同研究の件数	目標期間(5年間)中に 独自 30 件程度 共同 25 件程度	独自 18 件程度 共同 15 件程度	独自 25 件 共同 16 件

総合評価

- 評価結果
 （評定：3）
- 評価の理由、特記事項等
- 1 自主改善努力
 業務実績報告書に記載されている自主改善努力については、法人が自主改善の努力を行っていることは認めるものの、独立行政法人であれば実施して当然であるといった事項や、中期計画に沿った業務実績の範ちゅうにある事項が多く、活動が意欲的かつ前向きで、優れた実践事例として外部にもアピールできるような特別の事項とまではいえないため、「相当程度の実践的努力が認められる」とはしない。
- 2 その他
 中期計画では、船隊の再編・整理を図ることとしている平成 16 年度を目途として達成していく項目が多々あるので、各年度の実績評価にあたって、そのことに十分留意しておくことが必要である。

政策評価・独立行政法人評価委員会の意見	業務運営の効率化に関する評価において、外部委託に関する評価を行う場合は、委託の実施の有無やその規模の評価にとどまらず、あわせて、新規に外部委託をする場合と法人が直接実施する場合との人件費を含めた総コストの適正な比較、委託先の選定に当たっての競争的條件の付与の有無、特定の委託先との契約の継続状況、委託業務の成果の品質管理の状況等にも着眼した評価を可能な限り行うこととすべきである。
ホームページ	法 人： http://www.kohkun.go.jp 評価結果： http://www.mlit.go.jp/hyouka/h13jisseki/h13jisseki.htm

法人名	独立行政法人海員学校（平成13年4月1日設立）＜特定＞ （理事長：木村 豪志）
目的	海員の養成を行うことにより、安定的な海上輸送の確保を図ることを目的とする。
主要業務	1 海員の養成を行うこと。2 1に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
中期目標期間	5年間
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会（委員長：木村 孟）
分科会名	教育機関分科会（分科会長：杉山 武彦）
国土交通省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価等</p> <p>次の2つの「評価」で構成されている。</p> <p>1 業務運営評価 業務効率化・質の向上等運営改善に向けた取組を中心として、各項目ごとに「中期計画の達成に向けて着実な実施状況にあると認められるか否か」を2段階で検討する。各個別項目の認定結果から、当該年度の実施状況全体について、次のような3段階で評価を行う。</p> <p>順調：全項目で着実な実施状況にある おおむね順調：7割以上の項目で着実な実施状況にある 要努力：着実な実施状況にある項目が7割未満</p> <p>2 個別業務評価（アカウントビリティ評価） 個別具体の研究業務、教育業務等については、法人が自ら評価を行い、評価委員会は、「法人の自己評価が国民に対して十分な説明責任を果たしているかどうか」について、次のような2段階で、二次的に評価を行う。</p> <p>良好：特段の問題なし 説明責任向上の努力を要する： 以外の場合</p>

国土交通省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>総合評価</p> <p>業務運営評価及び個別業務評価を踏まえ、次のように総合的に評定する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務運営評価</th> <th>個別業務評価</th> <th>評定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>順調</td> <td>良好</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>順調</td> <td>要努力</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>おおむね順調</td> <td>良好</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>おおむね順調</td> <td>要努力</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>要努力</td> <td>良好</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>要努力</td> <td>要努力</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、中期目標等における各項目のほか、法人の現場や職員の創意工夫による業務改善に向けた自主的で前向きな取組（自主改善努力）が意欲的かつ前向きで、優れた実践事例として認められる場合には、「相当程度の実践的努力が認められる」として総合的評定にプラスとして加味する。</p>	業務運営評価	個別業務評価	評定	順調	良好	3	順調	要努力	2	おおむね順調	良好	2	おおむね順調	要努力	1	要努力	良好	1	要努力	要努力	0
業務運営評価	個別業務評価	評定																				
順調	良好	3																				
順調	要努力	2																				
おおむね順調	良好	2																				
おおむね順調	要努力	1																				
要努力	良好	1																				
要努力	要努力	0																				
国土交通省独立行政法人評価委員会の評価基準の概要	<p>項目別評価等</p> <p>評価結果</p> <p><業務運営評価></p> <p>1 業務運営の効率化 「組織運営の効率化の推進」、「人材の活用の推進」等3つの中項目について、5つの評価項目を設定して評価を実施 （評価項目の評価の結果）着実な実施状況にある：5項目</p> <p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 「海員の養成のための教育の実施」及び「成果の普及・活用促進」の2つの中項目について、24の評価項目を設定して評価を実施。 （評価項目の評価の結果）着実な実施状況にある：24項目</p> <p>3 予算、収支計画及び資金計画 「自己収入の確保」等4つの中項目で評価を実施 （中項目の評価の結果）着実な実施状況にある：4項目</p> <p>4 短期借入金の限度額（結果： ）</p>																					

- 5 重要な財産の譲渡等（結果： ）
- 6 剰余金の使途（結果： ）
- 7 その他業務運営に関する事項
 「施設・設備に関する計画」及び「人事に関する計画」の2つの中項目で評価を実施
 （中項目の評価の結果）着実な実施状況にある：2項目
 項目全体の実施状況に対する判断：順調
 <個別業務評価>
 （結果：良好）

《参考》定量的指標の実績（例）

指 標	中期計画	年度計画	実 績
海技従事者国家試験の合格率	専修科：85%以上 本 科：55%以上	専修科：85%以上 本 科：50%以上	専修科：92.0% 本 科：50.9%
海事関連企業への就職率	専修科：90%以上 本 科：70%以上 司ちゅう・事務科：70%以上	専修科：90%以上 本 科：70%以上 司ちゅう・事務科：50%以上	専修科：81.0% 本 科：50.8% 司ちゅう・事務科：30.0%

（注）本科における就職率は、平成12年度卒業者に係るものである。

総合評価

評価結果
（評定：3）

評価の理由、特記事項等

- ・ 自主改善努力
 業務実績報告書に記載されている自主改善努力については、民間においては実施されているのが普通であるといった項目があるものの、業務改善提案制度の導入や、全国8校を結ぶテレビ会議システムの採用などをはじめ、独立行政法人化を契機に、職員の意識改革が随所に反映されており、相当程度の実践的努力が認められる。

政策評価・独立行政法人評価委員会の意見

必要に応じ、各校についてその実状を踏まえた具体的な指標を設定すること、必要なセグメント情報を整理すること等により、財務内容を含めた分析が各校ごとに行われることが適切であり、このような取扱いについて、国土交通省独立行政法人評価委員会から、法人における適切な措置の検討を要請することを期待する。

国土交通省独立行政法人評価委員会においては、中期計画に沿って定員の縮減を図ることとしている司ちゅう・事務科の在り方について、社会ニーズを踏まえ、定員、教育内容など制度設計について抜本的に見直す必要があるという方向性を示す形での評価が行われており、委員会の評価機能を的確に発揮していく観点から、このような評価の取組が引き続き推進されるべきである。

業務運営の効率化に関する評価において、外部委託に関する評価を行う場合は、委託の実施の有無やその規模の評価にとどまらず、あわせて、新規に外部委託をする場合と法人が直接実施する場合との人件費を含めた総コストの適正な比較、委託先の選定に当たった競争的條件の付与の有無、特定の委託先との契約の継続状況、委託業務の成果の品質管理の状況等にも着目した評価を可能な限り行うこととすべきである。

ホームページ

法 人： <http://www.kaiin.ac.jp/>
 評価結果： <http://www.mlit.go.jp/hyouka/h13jisseki/h13jisseki.htm>

法人名	独立行政法人航空大学校（平成13年4月1日設立）＜特定＞ （理事長：北澤 誠）
目的	航空機の操縦に関する学科及び技能を教授し、航空機の操縦に従事する者を養成することにより、安定的な航空輸送の確保を図ることを目的とする。
主要業務	1 航空機の操縦に関する学科及び技能を教授し、航空機の操縦に従事する者を養成すること。2 1に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
中期目標期間	5年間
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会（委員長：木村 孟）
分科会名	教育機関分科会（分科会長：杉山 武彦）
国土交通省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価等</p> <p>次の2つの「評価」で構成されている。</p> <p>1 業務運営評価 業務効率化・質の向上等運営改善に向けた取組を中心として、各項目ごとに「中期計画の達成に向け着実な実施状況にあると認められるか否か」を2段階で検討する。各個別項目の認定結果から、当該年度の実施状況全体について、次のような3段階で評価を行う。</p> <p>順調：全項目で着実な実施状況にある おおむね順調：7割以上の項目で着実な実施状況にある 要努力：着実な実施状況にある項目が7割未満</p> <p>2 個別業務評価（アカウントビリティ評価） 個別具体の研究業務、教育業務等については、法人が自ら評価を行い、評価委員会は、「法人の自己評価が国民に対して十分な説明責任を果たしているかどうか」について、次のような2段階で、二次的に評価を行う。</p> <p>良好：特段の問題なし 説明責任向上の努力を要する： 以外の場合</p>

国土交通省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>総合評価</p> <p>業務運営評価及び個別業務評価を踏まえ、次のように総合的に評定する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務運営評価</th> <th>個別業務評価</th> <th>評定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>順調</td> <td>良好</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>順調</td> <td>要努力</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>おおむね順調</td> <td>良好</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>おおむね順調</td> <td>要努力</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>要努力</td> <td>良好</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>要努力</td> <td>要努力</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、中期目標等における各項目のほか、法人の現場や職員の創意工夫による業務改善に向けた自主的で前向きな取組（自主改善努力）が意欲的かつ前向きで、優れた実践事例として認められる場合には、「相当程度の実践的努力が認められる」として総合的に評価にプラスとして加味する。</p>	業務運営評価	個別業務評価	評定	順調	良好	3	順調	要努力	2	おおむね順調	良好	2	おおむね順調	要努力	1	要努力	良好	1	要努力	要努力	0
業務運営評価	個別業務評価	評定																				
順調	良好	3																				
順調	要努力	2																				
おおむね順調	良好	2																				
おおむね順調	要努力	1																				
要努力	良好	1																				
要努力	要努力	0																				
国土交通省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	<p>項目別評価等</p> <p>評価結果 ＜業務運営評価＞</p> <p>1 業務運営の効率化 「組織運営の効率化」、「人材の活用」等3つの中項目について、6つの評価項目を設定して評価を実施 （評価項目の評価の結果）着実な実施状況にある：6項目</p> <p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 「教育の質の向上」、「航空安全に係る教育の充実」等4つの中項目について、12の評価項目を設定して評価を実施 （評価項目の評価の結果）着実な実施状況にある：12項目</p> <p>3 予算、収支計画及び資金計画（結果：着実な実施状況にある）</p> <p>4 短期借入金の限度額（結果： ）</p> <p>5 重要な財産の譲渡等（結果： ）</p> <p>6 剰余金の使途（結果： ）</p>																					

7 その他業務運営に関する事項

「施設及び設備に関する計画」及び「人事に関する計画」の2つの中項目で評価を実施

(中項目の評価の結果) 着実な実施状況にある：2項目

項目全体の実施状況に対する判断：順調

<個別業務評価>

(結果：良好)

《参考》定量的指標の実績(例)

指 標	中期計画	年度計画	実 績
養成期間の短縮	宮崎学科課程：8か月 6か月	同左	6か月
オーバーホール、定時整備の見直しにより、1機当たりの年間飛行時間の向上	・オーバーホール：最終的に24時間増加 ・定時整備：最終的に22時間増加	・オーバーホール：12時間増加 ・定時整備：11時間増加	・オーバーホール：11時間増加 ・定時整備：10時間増加
年間学生養成数	年間72名	54名	54名
年間飛行障害率	年間3%以下	3%以下	宮崎本校 2.6% 仙台分校 2.1% 帯広分校 3.0%

総合評価

評価結果
(評定：3)

評価の理由、特記事項等

- ・ 自主改善努力
身体検査に関する委託研究、教育訓練体制等の維持向上を図るための内部監査制度の導入、既卒未就職者へのサポートなど、理事長以下、教職員の意識改革を伴って努力されており、効果も出ていることから、相当程度の努力が認められる。

政策評価・独立行政法人評価委員会の意見	業務の質の向上に関する評価において、教育の質の向上による質の高い操縦者の継続的養成に関する評価を行う際には、必要に応じて、パイロットの需要、民間におけるパイロットの養成状況、既卒者の就職状況等をも念頭に置きつつ、評価を行うべきである。
ホームページ	法 人： http://www.kouku-dai.ac.jp 評価結果： http://www.mlit.go.jp/hyouka/h13jisseki/h13jisseki.htm

法人名	独立行政法人国立環境研究所（平成13年4月1日設立）＜特定＞ （理事長：合志 陽一）
目的	地球環境保全、公害の防止、自然環境の保護及び整備その他の環境の保全（良好な環境の創出を含む。以下単に「環境の保全」という。）に関する調査及び研究を行うことにより、環境の保全に関する科学的知見を得、及び環境の保全に関する知識の普及を図ることを目的とする。
主要業務	1 環境の状況の把握に関する研究、人の活動が環境に及ぼす影響に関する研究、人の活動による環境の変化が人の健康に及ぼす影響に関する研究、環境への負荷を低減するための方策に関する研究その他環境の保全に関する調査及び研究（水俣病に関する総合的な調査及び研究を除く。）を行うこと。2 環境の保全に関する国内及び国外の情報（水俣病に関するものを除く。）の収集、整理及び提供を行うこと。3 1及び2に掲げる業務に附随する業務を行うこと。
中期目標期間	5年間
委員会名	環境省独立行政法人評価委員会（委員長：松野 太郎）
分科会名	—
環境省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価（事項別評価）</p> <p>中期目標に定められている各事項別の実施状況について、評価項目ごとの評価結果を踏まえて、次のような5段階評価を実施</p> <p>S：中期目標の達成に向け、特に優れた成果をあげている。 A：中期目標の達成に向け、適切に成果をあげている。 B：中期目標の達成に向け、おおむね適切に成果をあげている。 C：中期目標の達成に向け、業務の進ちょくがやや遅れており、改善すべき点がある。 D：中期目標の達成に向け、大幅な改善が必要である。</p> <p>総合評価</p> <p>事業活動全般、業務運営（財務、人事等）など業務全体について、事項別評価の結果を踏まえ、上記事項別評価と同様に5段階評価を実施。評価に当たっては、事項別評価の結果を単に平均化するのではなく、研究所全体としての業績を総合的に判断し、中期計画等に掲げられた事項のみならず、研究所が独自に行った取組等も考慮して評価を実施</p>

環境省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	項目別評価												
	評価結果												
	1 業務運営の効率化（結果：A） 「効率的な組織の編成」、「人材の効率的な活用」等の6つの中項目で評価を実施（中項目の評価の結果）A：4項目、B：2項目												
	2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上（結果：A） 「環境研究に関する業務」及び「環境情報の収集・整理・提供に関する業務」の2つの中項目について、8つの小項目の評価結果を集約して中項目の評価を実施 なお、小項目のうち「研究の構成」等2項目については、細項目でも評価を実施（中項目の評価の結果）A：1項目、B：1項目 （小項目の評価の結果）A：7項目、B：1項目												
	3 予算、収支計画及び資金計画 4 短期借入金の限度額 5 重要な財産の譲渡等 6 剰余金の使途	「1 業務運営の効率化」の中で評価											
	7 その他業務運営に関する事項（結果：A） 「施設・設備に関する事項」及び「人事に関する計画」の2つの中項目で評価を実施（中項目の評価の結果）A：1項目、B：1項目												
	《参考》定量的指標の実績（例）												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>中期計画</th> <th>年度計画</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研究成果の学会誌等誌上発表件数、ワークショップ等での口頭発表件数</td> <td>中期目標期間(5年間)中について、平成8～12年度の合計件数の1割増</td> <td>-</td> <td>誌上発表件数537件、口頭発表が941件で平成8～12年度までの年間平均値のそれぞれ1.12倍、1.23倍に相当</td> </tr> <tr> <td>研究部門中の任期付研究員が占める割合</td> <td>中期計画期間(5年間)中に13%程度に</td> <td>-</td> <td>8.8%（12年度末は1.8%）</td> </tr> </tbody> </table>	指標	中期計画	年度計画	実績	研究成果の学会誌等誌上発表件数、ワークショップ等での口頭発表件数	中期目標期間(5年間)中について、平成8～12年度の合計件数の1割増	-	誌上発表件数537件、口頭発表が941件で平成8～12年度までの年間平均値のそれぞれ1.12倍、1.23倍に相当	研究部門中の任期付研究員が占める割合	中期計画期間(5年間)中に13%程度に	-	8.8%（12年度末は1.8%）
指標	中期計画	年度計画	実績										
研究成果の学会誌等誌上発表件数、ワークショップ等での口頭発表件数	中期目標期間(5年間)中について、平成8～12年度の合計件数の1割増	-	誌上発表件数537件、口頭発表が941件で平成8～12年度までの年間平均値のそれぞれ1.12倍、1.23倍に相当										
研究部門中の任期付研究員が占める割合	中期計画期間(5年間)中に13%程度に	-	8.8%（12年度末は1.8%）										

環境省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	総合評価	<p>評価結果 (結果：A) 中期目標の達成に向け十分な成果をあげていると判断する。</p> <p>評価の理由、特記事項等</p> <p>1 研究活動</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究内容は、基盤研究に加え、地球温暖化など6課題の重点特別研究プロジェクトと化学物質環境リスクなど2課題の政策対応調査研究の形で行われているが、これらはいずれも現在の環境問題への対応として適切に選ばれており、人的・物的リソースの配分においても、その全体が限られている中でほぼ適切と考えられる。 外部評価委員によるプロジェクトの評価結果を見ると、ほとんどすべてのプロジェクトについて上位の評価を得ている。興味深いことは、計画の事前評価の高いものは年度の成果評価がやや下がり、逆に事前評価が余り高くないものが実行段階では上がっていることである。「地球温暖化の影響評価と対策効果」のような典型的な重要問題は計画を作るのは容易だが、実績をあげるのは困難であること、逆に「東アジアの流域圏における生態機能のモデル化と持続可能な環境管理」のようなお手本のないテーマは事前の計画が難しいことの反映と解釈される。後者のタイプにおいて年度評価で高い評点を獲得していることは、実行段階に入って適切な判断がなされたものと推察され、高く評価される。 国民生活など社会への貢献が分かりやすく、比較的短期に行われると思われる重点特別研究プロジェクトである「内分泌かく乱化学物質及びダイオキシン類のリスク評価と管理に関する研究」と「大気中微小粒子状物質(PM2.5)・ディーゼル排気粒子(DEP)等の大気中粒子状物質の動態解明と影響評価」がともに、外部評価委員から第一段階として高い評価を得ていることは、研究所の性格からみて望ましいことである。と同時に、今後の対策や基準値の策定につながる因果関係の解明に関する重要なコメントも寄せられている。これらを生かして国民の目に見える研究成果をあげることは、それ自体の価値とともに研究所の存在感を高める上で重要な役割を担っている。 研究成果の広報については、広報誌の発刊、ホームページの活用等の積極的な広報活動を評価するが、ライター、ジャーナリスト、NGOなどの協力を得て国民に理解しやすい方法(本、映像など)で広く成果を普及させる等の努力の余地がある。これらプロフェッショナル(あるいはその卵)の力を活用するために、独法化で可能となった契約職員制の柔軟な運用(雇用形態や処遇)などの工夫はできないだろうか。 	<p>環境省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要</p> <p>2 研究所の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> 領域ごとの基盤研究と、チームによるプロジェクト研究というマトリックス構造は、10年余り前の国立公害研究所から国立環境研究所への改編の際導入されたものでかなり定着してきたと理解している。新制度では、組織の柔軟な変更が可能になった点が特色であるが、それを先取りして実行したものとみなせる。 個々の研究の評価は、研究機関の評価において最も重要なものであるが、重点研究プロジェクトに関して外部評価委員による研究計画の事前評価と、年度ごとの研究成果の評価を実施しているのは適切である。 独立行政法人化に伴い研究者の処遇の自由度が増したが、それを活用する前提となる研究者評価の方法は良く考えられた妥当なものと思われる。 運営の効率化を目指して導入されたスペース課金制度をはじめ、物的リソースを有効に活用するために多くの試みがなされたことは評価に値する。 財務について見ると、研究費については、多くの受託収入を得ており、これは研究者の積極的努力によるものと評価される。 <p>等</p>
	<p>政策評価・独立行政法人評価委員会の意見</p>	<p>その他業務運営に関する評価において、外部委託に関する評価を行う場合は、委託の実施の有無やその規模の評価にとどまらず、あわせて、新規に外部委託をする場合と法人が直接実施する場合との人件費を含めた総コストの適正な比較、委託先の選定に当たっての競争的條件の付与の有無、特定の委託先との契約の継続状況、委託業務の成果の品質管理の状況等にも着眼した評価を可能な限り行うこととすべきである。</p> <p>バイオマス資源の利用技術の開発に関する評価について、政府全体として農林水産資源の活用に向けたバイオマス戦略を推進することとされていることを踏まえ、当該技術開発への重点化、関係機関の連携等の促進が図られることを考慮した評価を行うことを期待する。</p>	
	<p>ホームページ</p>	<p>法人：http://www.nies.go.jp/index-j.html 評価結果：http://www.env.go.jp/council/15dokuho/gyomu/index.html</p>	

3 当委員会の第2次意見

平成13年度における独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての第2次意見～独立行政法人評価の厳格性・信頼性の向上のために～

平成14年12月
政策評価・独立行政法人評価委員会

前文

独立行政法人制度は、政策実施に係る一定の業務を効率的・効果的に実施するために、国から独立した法人を設立し、当該業務を担わせるものである。この制度は、特殊法人等について指摘されている非効率的・硬直的な業務運営、必要性の少ない業務や組織の存続、経営内容の不透明性、経営責任体制の不明確さ等の問題点が克服される仕組みとして導入された。これらの狙いの実現の成否については、評価制度が決定的に重要な鍵を握っており、その中心となる各府省の独立行政法人評価委員会の役割は大きい。さらに、今後、特殊法人等改革に伴い多種多様な法人が独立行政法人に移行することに伴い、評価の役割は、ますます重要なものとなる。

各府省の独立行政法人評価委員会が行う毎年度の評価は、法人自身により、業務の効率的・効果的实施に逐次反映されることとされているが、各府省の委員会は、必要な場合には、法人に対する業務運営の改善等の勧告まですることができるものである。さらに、これら毎年度の評価の積み重ねが、主務大臣による中期目標の期間の終了時の組織・業務の徹底的な見直しの基礎となり、この見直しを実効あるものとする点でも重要である。

当委員会としては、今回の評価が制度発足後初の評価であることにかんがみ、各府省評価委員会の評価結果について横断的分析、審議等を進め、本「第2次意見」を、次回以降の独立行政法人評価の厳格性・信頼性の一層の向上のために必要と認められる事項として取りまとめた。本意見の審議等に当たっては、特殊法人等改革に関連して行われた、独立行政法人についての明確な目標の設定とそれを踏まえた厳格な評価の必要性等に関する各方面の指摘も参考とした。

本意見は、各府省の独立行政法人評価委員会がそれぞれの基準に基づいて評価を行うことのメリットを確保しつつ、政府全体として、評価の厳格性・信頼性を向上させるため重要な事項について、適切な評価活動を確保することを狙いとしており、いわば共通の「評価活動準則」に当たるものとして機能することが期待される。当委員会は、各府省の独立行政法人評価委員会において本意見の具体化に向け積極的かつ適切な対応が行われ、次回以降の評価において逐次反映されることを要望する。当委員会としても今後、

本意見に沿う評価の推進に努めてまいりたい。

また、本意見には、本年11月19日の「第1次意見」で述べた事項も、今後の「準則」とすべきものとしてこれを盛り込んでいる。今後更に毎年度の評価、新たに独立行政法人化される法人の評価等を踏まえ、また、各府省の独立行政法人評価委員会との意見交換等も行いつつ、必要に応じこの「準則」の充実を図ってまいりたい。各方面から忌たんのない御意見をいただければ幸いである。

なお、当委員会では、今回の評価結果をもとに、原価計算を含む予算、収支計画等の実施状況の分析・評価、諸外国における独立行政法人類似の組織における効率性測定事例等をも参考とした業務の効率性の把握・分析、評点分布の在り方、業務の類似する法人についての実績評価の比較・分析の在り方等について、引き続き検討し、適時に必要な情報提供を行ってまいりたい。

独立行政法人制度については、昨今、その在り方等に関し、各方面において様々な議論がある。このような各方面における関心、議論の高まりは、独立行政法人の業務及び財務の情報の開示レベルが法人への移行前よりも高まったことに負うところが少なくないと考えられる。当委員会は、このような開示の水準の向上とそれがもたらす効果を積極的に評価するとともに、今後情報開示の更なる改善を促すことが必要であるとする。そのためには、仮にも、適切で分かりやすい業務情報の開示により問題となる点が明確化された法人のみが議論の対象となるようなことがあってはならず、むしろ、開示すべき情報を開示しない法人の姿勢の方が厳しく問われるような環境が醸成されていくことが期待される。

1 評価に関する基本的事項について

(1) 考え方

独立行政法人制度においては、従前の国の機関や特殊法人とは異なり、業務運営の効率化と質の向上を図るため、明確かつ具体的な中期目標及び中期計画の下で、業務執行面の自主性・自律性を発揮させる一方、所期の目標の達成状況を事後に厳格にチェックすることとされている。

このため、独立行政法人の評価においては、目標・計画の明確性・具体性を確保し、当該目標・計画と業務の実績の対比による客観的かつ厳格な評価を、法人を取り巻く諸事情等を適切に考慮に入れた上で行うことが不可欠である。また、これを通じて、マネジメントの改善を含め中期目標期間中の法人の業務運営、予算、人事等の改善が適切に進められることが必要である。

(2) 意見

上記の考え方に基づき、各府省の独立行政法人評価委員会が行った独立行政法人

の平成13年度における業務の実績に関する評価の結果について横断的な評価を行った結果、当委員会として以下のとおり意見を述べる。

ア 評価の進め方

関係委員会において、次の措置が講ぜられるべきである。

【網羅的な評価の実施】

評価に当たっては、中期計画に定める個々の事項に沿ってどのように業務が実施されたか、業務の実績と中期計画との間にかい離が生じた場合にはその理由は何か、妥当性はあるか等について可能な限り幅広く把握を行い、すべての業務について評価を行うこと。

<関係委員会(上記意見の一部又は全部に関連する委員会をいう。以下同じ。)>全委員会

【政府の重点化方針等を考慮に入れた評価の実施】

評価に当たっては、同法人の組織・業務に関連する政府の重点化方針、効率化方針、運営方針等を幅広く把握し、これらを適切に考慮に入れた評価を行うこと。

<関係委員会>全委員会

関係委員会が、次の措置を講ずることを期待する。

【トップマネジメントの分析・評価の実施】

評価に当たっては、法人のトップマネジメントが、国とは別の法人格を有する法人において自律的な運営を担う組織としての機能を果たしているかといった点についても着眼した分析・評価を行うこと(法人の業務運営全般に責任を有する法人の長が、法人の課題を的確に認識し、かつ、法人に与えられた設立目的及び中期目標にふさわしい適切かつ明確な経営戦略を持っているか。法人の長のリーダーシップを発揮した的確な業務運営が行われているか。法人の長等が業務の状況を把握するシステムが確立され、適切に運用されているか。理事が法人の長を的確にサポートしているか。法人の監事(常勤、非常勤)が、期待される活動を行い、的確な監査報告又は意見提出を行っているか等。)

<関係委員会>全委員会

(参考1参照)

【年度計画の実施状況の分析・評価の実施】

年度計画は、中期計画に定めた事項のうち当該年度において実施すべき事項として法人が定めた計画であることから、実績と年度計画との差異についても分析・評価を行うこと。また、実績が年度計画とかい離している場合、年度計画において掲げられている業務が後倒しされている場合等には、その理由や妥当性、中期計画の達成に与える影響等についても分析・評価を行うこと。

<関係委員会> 農林水産省独立行政法人評価委員会（林野分科会） 環境省独立行政法人評価委員会

【業務や施設ごとの分析・評価の実施の検討】

運営費交付金を充当して行う業務以外に、検定料、手数料等を充当して行う業務など性格が異なる多様な業務を行っている法人については、必要に応じ、業務ごとの具体的かつ詳細な業務実績、財務情報等を把握し、分析・評価を行うよう検討すること。また、業務の内容が多岐にわたる法人、多数の地方機関を有する法人等についても、必要に応じ、業務や施設ごとに同様の検討を行うこと。

<関係委員会> 全委員会

（参考2参照）

【経年比較による分析・評価の実施】

法人設立2年目以降の独立行政法人の評価に当たっては、複数年分の財務諸表、決算報告書、業務実績報告書等を参考資料として活用し、可能な限り、経年比較を行うこと。

<関係委員会> 全委員会

【年度途中における中間的な調査、分析等の実施の検討】

各事業年度終了時における独立行政法人の評価に資するため、年度途中において、公表資料又は主務大臣が保有する資料等を活用するなど、独立行政法人制度の趣旨・目的にかんがみできるだけ簡便な方法により、中期計画の毎年度における実施状況の中間的な調査、分析等を実施することについて検討を行うこと。

<関係委員会> 文部科学省独立行政法人評価委員会、厚生労働省独立行政法人評価委員会、国土交通省独立行政法人評価委員会

イ 評価結果の反映に向けた措置

関係委員会において、次の措置が講ぜられるべきである。

【業務の在り方等の方向を明確にする評価の実施】

評価に当たっては、法人の個別の業務の実施状況の分析を踏まえ、当該業務自体が、法人の業務全体の中で、中期的観点をも踏まえつつ、どのように取り扱われるべきか（継続実施、一部見直し等）が明確になるようなかたちで評価を行うこと。また、その際、法人の設立目的及び中期目標との関係、他機関、地方公共団体、民間等との適切な役割分担の在り方、当該業務をめぐる社会経済情勢等を十分踏まえること。

<関係委員会> 全委員会

（参考3参照）

関係委員会が、次の措置を講ずることを期待する。

【評価結果を実効的に反映させるための評価方法の改善の検討】

独立行政法人の評価の結果を、より実効的に反映させるため、例えば、業務実績の分析・評価の単位をできる限り細分化すること、評価書中のコメントをより具体化すること、数段階評価の段階の設定水準（達成率等）を見直すこと、数段階評価の評語相互間の意味の差（例えば、「概ね達成」と「十分達成」の意味の差等）を分かりやすいものとする事等の必要性について所要の分析を行い評価の方法の改善等について必要な検討を行うこと。

<関係委員会>全委員会

【評価結果を予算等に反映できる迅速な評価の実施】

中期目標・中期計画の達成を的確に図っていくためには、前年度の業務の実績に関する評価の結果を踏まえ、当該年度の予算執行及び次年度の法人の運営費交付金、施設整備費補助金等の予算措置等について、業務の見直しによるものを含め所要の修正が行われるべきである。このため、各府省の独立行政法人評価委員会における評価は、これを可能な限り迅速に行い、その結果を各年度下半期の予算執行及び次年度の運営費交付金、施設整備費補助金等の8月末の概算要求に着実に反映することができるようにすること。

<関係委員会>全委員会

【評価結果の役職員の給与、人事等への反映状況の評価の実施】

評価の結果の、役職員の給与、退職金及び人事への反映状況について、次年度における評価の一環として、その実態を把握し、厳格な評価を行うこと。その際、高い業績を挙げた役職員に適切な処遇が行われているか、採用年次等を過度に重視した、硬直的な任用や年功的な給与処遇が行われていないか、逆に、業績が低いにもかかわらず給与・退職金の水準の適切な見直しが行われていないことはないか、評価の結果を受けて行うべき役員の人事上の措置（途中解任や民間出身者の登用を含む。）が適切に行われているかといった観点をも踏まえること。

<関係委員会>全委員会

ウ 適切な評価の基盤整備

関係委員会が、次の措置を講ずることを期待する。

【数段階評価の仕組みの実効性を高めるための検討】

段階的な評定に関しては、段階数が少なく特定の段階に評価結果が集中してしまっただけのもの（個々の段階的な評定の結果を集約する際に、複数の段階の配点を同一としたため、結果的に段階数が少ない場合と同様の結果となったものを

含む。)や、目標を上回ってもそれを適切に評価できる段階が設けられていなかったもの等については、数段階評価の意義が十分発揮されていないのではないかと懸念がある。このため、このような数段階評価の取扱いについて検討を行うこと。

<関係委員会>内閣府独立行政法人評価委員会、農林水産省独立行政法人評価委員会(林野分科会)、国土交通省独立行政法人評価委員会

【目標・計画の一層の定量化・具体化の検討】

独立行政法人の目標・計画は、評価の尺度となるべきものであり、可能な限り定量的、具体的に設定することが求められている。しかし、制度発足後間もない現段階において、目標・計画が定量的、具体的なものとなっていないケースが少なからずみられる。こうした目標・計画の下においても、業務の実績を定量的に把握し、目標・計画の策定後に定められた評価基準上の定量的な指標や定量的な業績を踏まえた委員間の協議に基づいて評価が行われている場合もある。したがって、今後、このように定量的、具体的に業務の実績を把握することが可能なものを中心に、できるだけ目標・計画中に定量的な目標値が盛り込まれることとなるよう、独立行政法人評価委員会から法人又は主務大臣における適切な措置の検討を要請すること。また、必要により、目標・計画に定められていない指標を評価基準上において定め、これに基づいて評価を行う場合は、その理由及び当該指標の根拠を評価書に明記すること。

<関係委員会>全委員会

【評価尺度として機能していない目標数値等の取扱いの検討】

業務実績が数値目標を大幅に上回る等、目標が評価尺度として機能していないと認められる場合には、このような目標数値等の取扱いについて、独立行政法人評価委員会から、法人又は主務大臣における適切な措置の検討を要請すること。

<関係委員会>全委員会

(参考4参照)

【業務の実績と継続的にかい離する計画の取扱いの検討】

法人が行った業務運営の結果を計画と対比して適切に評価できるようにすることが必要である。このため、業務の実績と計画が継続的に相当程度かい離することが見込まれることとなった等必要な場合には、このような計画の取扱いについて、独立行政法人評価委員会から、法人における適切な措置の検討を要請すること。

<関係委員会>全委員会

【評価に当たっての幅広い分野の専門家等の活用】

評価に当たっては、法人の業務分野の専門家に加えてマネジメント、財務会計、公共政策、経済学等の専門家の専門的知見を必要に応じて活用するとともに、法人の業務の顧客や受益者の見解の活用を図ること。

<関係委員会>全委員会

【法人の長や理事からのヒアリングの積極的实施等の検討】

評価に当たっては、既に法人の長や理事からのヒアリングや現地調査等が行われている場合があるが、年間を通じてこのような機会を積極的に設けることを検討すること。また、例えば、四半期ごとの財務情報等法人の長が経営判断を行うのに用いた資料を独立行政法人評価委員会としても参照し、適切な分析・評価を行うことを可能とする等、実績報告書に加えて、理事長等による法人のマネジメントを実質的に把握するための情報を得ること等により、幅広い評価を行い得るものとするよう適切な方途を検討すること。

<関係委員会>全委員会

【監事及び会計監査人の監査報告書・意見等の活用】

独立行政法人の監事の機能については、法人の業務運営の効率化と質の向上のため適切かつ有効に発揮されるべきものと位置付けられる。このため、独立行政法人評価委員会においても、監事の監査報告書・意見を参照し、また、監事からのヒアリングを年度の間段階や年度終了時等に適時適切に行うなど、監事の監査結果等を評価の重要な資料として活用すること。

また、会計監査人による監査を行っている法人についても、同様に会計監査人の知見や情報を、評価に当たって十分に活用していくため、会計監査人の報告書を参照し、また、会計監査契約に定める守秘義務の解除のための手続きを経た上で、会計監査人からのヒアリングを必要に応じて行うなど、会計監査人の監査報告書・意見を評価の重要な資料として活用すること。

<関係委員会>全委員会

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置の実施状況の評価について

(1) 考え方

独立行政法人制度は、政策実施機能に係る一定の事務・事業について、国から独立した法人を設置し、当該事務・事業の実施を担わせるものであり、独立行政法人通則法及び個別法により、特別の法律上の地位が与えられた上で、当該事務・事業が行われている。

このため、中期目標を達成するために行われる独立行政法人の個々の事務・事業

について、独立行政法人評価委員会による評価の対象とし、その評価は、個々の事務・事業の特性にふさわしい評価手法によるとともに、事務・事業に対する顧客等のニーズ、サービスへの満足度や事務・事業のもたらす効果等の的確な把握に基づき、厳格な評価が行われることが必要である。

(2) 意見

上記の考え方にに基づき、各府省の独立行政法人評価委員会が行った独立行政法人の平成13年度における業務の実績に関する評価の結果について横断的な評価を行った結果、当委員会として以下のとおり意見を述べる。

関係委員会において、次の措置が講ぜられるべきである。

【中期目標を達成するために行われるすべての業務の評価の実施】

運営費交付金や法令に基づく手数料等を充当して行う業務以外の業務であっても、本来業務の範囲内において中期目標を達成するために行われる業務（例えば、法人外部からの受託に係る業務等）を行った場合には、これを独立行政法人評価の対象とすること。

<関係委員会>全委員会

【利用者等のニーズや満足度を踏まえた評価の実施】

評価に当たっては、当該業務の成果、効果等の分析を踏まえた、また、当該業務の利用者、顧客、受益者等の具体的なニーズやサービスへの満足度を踏まえた評価を行うこと。

このような評価を行うことが困難な業務の場合にも、可能な限り同様の評価を行うことについて検討が行われることが期待される。

<関係委員会>全委員会

【試験研究等の業務についての評価の実施】

試験研究等の業務を行う法人の業務の実績の評価に当たっては、個々の業務の実施状況を中期計画と照らして分析を行うことにより評価を行うこと。

また、試験研究等の業務を行う法人の業務の実績の評価を行うに当たって、中期計画の実施状況を、その実施過程における活動実績で測るための定量的な指標の一つとして、論文数を、その質の問題に留意しつつ、評価に用いることとする場合には、どの範囲の論文をカウントするか（査読の有無、共著論文の取扱い、業務との関連性等）について精査を行うとともに、当該範囲を評価書等に明記すること。

なお、中期目標に基づき、「新しい知の創出が期待される」研究開発を行う業務の評価については、その業務の遂行に当たっての法人の責任を明確なものとした上で、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成13年11月28日内閣

総理大臣決定)の趣旨を踏まえ、画一的・短期的な観点から性急に成果を期待するような評価に陥ることとならないよう、研究の目的、内容等に応じた適切な評価の観点を設ける等の配慮を行うこと。

<関係委員会>全委員会

【評価に当たっての個別的留意点】

評価に当たっては、以下の諸点に留意すること。

- ・ 評価に当たって、法人の業務の利用者、顧客等を対象としたニーズ、サービスへの満足度に関するアンケート調査の結果を活用する場合は、当該調査の母集団、標本数、標本抽出方法、調査方法、回収数等を確認し、それらを評価書に明記すること。
- ・ 講義、課程、研修、講演、説明会等の業務の実績の評価を行うに当たっては、当該業務を企画立案した際に想定していた参加定員等(学校の場合は、学生定員)の達成状況を把握した評価を行うこと。

これらの評価を行うに当たっては、業務の直接の対象者となった研修生、学生等のみならず、業務の成果の還元・帰属先となる研修生の派遣元、学生の就職先等の受益者等を対象としたニーズ、サービスへの満足度に関するアンケート調査等により可能な限り幅広く成果や情報を把握した評価を行うことが期待される。

<以上の関係委員会>全委員会

- ・ 関係者の要望を受けて行う説明会の開催等要請などに基づき実施する個別業務の評価について、実際に要請等がなく業務の実績がなかった場合は、原則としてこれらの業務の実施状況等について評価は行わないものとする。ただし、要請等がなかったことにかんがみ、当該業務を今後どのように取り扱うか(業務の継続の可否等)という観点からの評価は行うこと。

<関係委員会>農林水産省独立行政法人評価委員会(農業分科会)、国土交通省独立行政法人評価委員会(教育機関分科会)

関係委員会が、次の措置を講ずることを期待する。

【突発的な業務の業務量等を考慮した評価の実施】

緊急時対応のような突発的な業務を行った法人の業務の実績の評価に当たっては、当該業務の業務量や他の業務への影響を可能な限り定量的、具体的に把握し、これを十分に考慮した本来業務の実績の評価を行うこと。

<関係委員会>全委員会

3 予算、収支計画及び資金計画の実施状況等の評価について

(1) 考え方

独立行政法人における予算執行等については、中期目標の達成に向けた効率的・効果的執行等の観点から、次年度への繰越しを含め、弾力的・効果的な対応が可能である。ただし、事後にその執行状況について十分な分析を行い、厳格な評価を行うこととされている。

独立行政法人の財務内容の評価に当たっては、運営費交付金を充当する業務とその他の業務の性格の違いに配慮し、このような財務運営の仕組みが、その制度趣旨に沿って適切に運用され、真にその効果を発揮しているかの観点を常に念頭に置く必要がある。

また、財務内容の評価については、法人間の比較分析を行うことが可能な面が多いと考えられ、財務内容についての評価に当たっては、各法人の財務内容について、できるだけ共通の視点から詳細な分析・評価を行うことができるような基盤を整備するとともに、可能なものからこのような分析・評価を着実に行うこととすることが必要である。

(2) 意見

上記の考え方にに基づき、各府省の独立行政法人評価委員会が行った独立行政法人の平成13年度における業務の実績に関する評価の結果について横断的な評価を行った結果、当委員会として以下のとおり意見を述べる。

関係委員会において、次の措置が講ぜられるべきである。

【予算、収支計画及び資金計画と実績の対比による評価の実施】

予算、収支計画及び資金計画についても、各費目に関し、計画の実施状況や、計画と実績の差異がある場合の発生理由(当期総利益、損失の発生理由を含む。)等を把握し、把握結果が評価書等に明記されるかたちで実施状況の評価を行うこと。

このため、独立行政法人評価委員会は、法人において必要なデータが集計されることとなるよう、適切な措置を要請することが期待される。

また、特に、支出について評価を行う場合は、各費目の支出状況を数字上評価することに加えて、例えば、固定費用と業務量対応変動費用に類型化、再分類等をした上で、それらの実施状況の分析を行う等費目の性格に応じた支出予算の評価を行うことについて検討すること等が期待される。

<関係委員会>全委員会

【還付消費税を財源とする積立金及び流動資産の状況の点検】

積立金及び流動資産のうち、現物出資に係る還付消費税を財源とするものに

については、いずれも経営努力により生じた収入を原資とするものではない。このため、積立金のうち還付消費税相当額については、中期目標期間終了時の国庫納付を前提に法人において適切な管理が行われることを確保すること。また、流動資産のうち還付消費税相当額については、これを使用する場合には、中期計画に定められた施設整備の財源に充てられることが必要であり、このため、毎年の評価において厳格な事後の点検を行うこと。

<関係委員会>全委員会

【短期借入金の実績がなかった場合等の評価の取扱いの検討】

短期借入金の限度額に関する計画、重要な財産の処分等に関する計画及び剰余金の使途に関する計画の実施状況については、実績がなかった場合は、原則として当該計画の実施状況に関する評価は行わないことについて検討すること。

<関係委員会>農林水産省独立行政法人評価委員会（農業分科会、林野分科会、水産分科会）
国土交通省独立行政法人評価委員会（港湾空港技術研究所分科会）

関係委員会が、次の措置を講ずることを期待する。

【運営費交付金の執行状況等と計画、予算等がかい離した場合の取扱いの検討】

評価に当たっては、運営費交付金の執行状況等を以後の計画、予算等に的確に反映すること等により、業務の進捗よく状況及び経費の執行状況の計画、予算等との対比による評価を意義のあるものとする必要がある。このため、予算等が計画に定める業務の実施に必要な経費の額と適切に対応しなくなった場合、運営費交付金の執行状況等と計画、予算等が継続的に相当程度かい離することが見込まれることとなった場合等必要な場合には、このような計画、予算等の取扱いについて、独立行政法人評価委員会から、法人における適切な措置の検討を要請すること。

<関係委員会>全委員会

【運営費交付金が全額収益化されず運営費交付金債務として残された場合の分析】

特定の年度に交付された運営費交付金が全額収益化されず、運営費交付金債務として残されている場合には、当該運営費交付金債務の発生理由を具体的に把握し、把握結果が評価書等に明記されるかたちで評価を行うこと。また、次年度以降の評価においては、期首の運営費交付金債務の残高のうち、当該特定の年度に交付された運営費交付金に係るものが次年度の予算執行においてどのように充当されたかについて具体的に把握し、把握結果が評価書等に明記されるかたちで評価を行うこと。

<関係委員会>全委員会

【運営費交付金の収益化方法の検討】

予算、収支計画等の実施状況を、法人の業務運営との関連において適切に評

価することができるよう、運営費交付金の収益化に関して成果進行基準、期間進行基準を適用する範囲を拡大することについて、必要に応じ、独立行政法人評価委員会から、法人における検討を要請すること。

<関係委員会> 内閣府独立行政法人評価委員会、総務省独立行政法人評価委員会、財務省独立行政法人評価委員会、厚生労働省独立行政法人評価委員会、農林水産省独立行政法人評価委員会、経済産業省独立行政法人評価委員会、国土交通省独立行政法人評価委員会、環境省独立行政法人評価委員会

【人件費予算の分析・評価の実施】

人件費の実績が中期計画等に定める人件費予算を上回った場合には、その理由等について厳格な分析・評価を行うこと。また、人件費の実績が人件費予算の範囲内となった場合にも、独立行政法人通則法の趣旨に沿って、法人の業務の状況や業績、民間や公務員の人件費の状況等の社会一般の情勢に照らして適切な支給状況であったかどうかという観点からも実態を把握し、評価を行うこと。

<関係委員会> 全委員会

【法人の努力による自己収入とそれ以外の自己収入を区分した評価の実施】

中期計画の実施状況の評価として、法人の自己収入の状況についての評価に当たっては、法人の努力による自己収入とそれ以外のものを区分した評価を行うこと。特に、法人外部からの業務の受託について評価を行う場合は、受託元を明確にした上で受託実績の評価を行うとともに、業務費、管理費等の使途を明確にした上で、その執行状況の評価を行うこと。

<関係委員会> 全委員会

【受託費の獲得実績等が予算上の目標値とかい離した場合の取扱いの検討】

独立行政法人の予算にかかわる中期目標の達成度合の評価に当たっても、当該目標の達成に係る予算上の具体的な目標値を計画中に適切に設定する等により、その実績等を計画と対比して評価できるようにし、有効な評価とすることが必要である。このため、法人外部からの受託費の獲得実績等が予算上の目標値と継続的に相当程度かい離することとなる等実績と目標の対比が困難になる場合には、このような事態の計画の上での取扱いについて、独立行政法人評価委員会から、法人における適切な措置の検討を要請すること。

<関係委員会> 全委員会

4 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置の実施状況の評価について

(1) 考え方

業務運営の効率化は、独立行政法人制度を導入した目的の重要な柱の一つであり、

法人には自発的な効率化努力とその具体的発現が期待されている。

このため、業務運営の効率化に係る評価については、個別具体の効率化のための措置の効果を可能な限り定量的に把握し、それが真に効果を挙げていると言えるか、また、法人全体の業務運営の効率化につながっているか等の観点から、厳格な評価を行う必要がある。

(2) 意見

上記の考え方にに基づき、各府省の独立行政法人評価委員会が行った独立行政法人の平成13年度における業務の実績に関する評価の結果について横断的な評価を行った結果、当委員会として以下のとおり意見を述べる。

関係委員会において、次の措置が講ぜられるべきである。

【節減目標の具体的な達成状況を定量的に把握した評価の実施】

業務運営の効率化に関する目標として、運営費交付金を充当する経費等について設定した節減目標値の達成を掲げている場合には、効率化のための措置により業務の質・量の実質的な低下が生じていないことを確認するとともに、節減の起点となる基準額、個々の効率化のための措置による節減額及び全体としての節減額をそれぞれ定量的に把握し、これらの把握結果を評価書等に明記して評価を行うこと。運営費交付金収入及びその他の収入を充当して行う業務の運営の効率化に関する目標として、運営費交付金充当分について設定した節減目標値のみを掲げている場合には、当該業務全般の効率化について定量的に状況を把握し、その状況をも踏まえた評価を行うことが期待される。

<関係委員会>全委員会

(参考5参照)

【単位当たりのコストの削減状況を具体的に把握した評価の実施】

業務運営の効率化に関する目標として、一定の単位当たりのコストの削減を掲げている場合には、効率化のための措置により業務の質・量の実質的な低下が生じていないことを確認するとともに、単位当たりのコスト及びその削減状況を具体的に把握し、把握結果を評価書等に明記して評価を行うこと。また、当該単位当たりのコストの削減状況が、法人全体の業務運営の効率化の状況を測るための尺度として適切に機能するものであるかどうかについても各年度十分留意すること。

<関係委員会>内閣府独立行政法人評価委員会、農林水産省独立行政法人評価委員会(農業分科会)

【効率化のための措置の実質的な効果に着眼した評価の実施】

評価に当たっては、当該措置の実施状況に加えて、当該措置が実質的に効果を挙げていると言えるかどうかという点にも着眼した評価を行うこと。特に、

外部委託に関する評価に当たっては、少なくとも新規の外部委託をする場合と法人が直接実施した場合との人件費を含めた総コストの適正な比較、委託先の選定に関しての競争的條件の付与の有無、特定の委託先との契約の継続状況、委託業務の成果の品質管理の状況等にも着目した評価を可能な限り行うこと。

< 関係委員会 > 全委員会

【業務全体の効率化の状況を考慮した評価の実施】

個々の業務の全般の効率化の状況を、当該業務の総コスト等の指標で測ることが困難であり、やむをえず、当該業務の一部の効率化の状況のみを示すにとどまる指標によって評価を行う場合には、残余の部分の業務の効率化の状況についても別途の方法により適切に評価を行うこと。

< 関係委員会 > 全委員会

5 人事に関する計画その他の計画の実施状況の評価について

(1) 考え方

独立行政法人制度の導入により、中期目標の達成に向けた業務の効率的・効果的な推進の観点から、弾力的な人事管理・組織管理が可能となったが、この適切な運用については国民の強い関心事となっているところである。このため、独立行政法人の人事管理・組織管理について適切な評価を行っていくことにより、国民の独立行政法人制度に対する信頼を確保していくことが重要である。

また、施設・設備に関する計画の実施状況の評価に当たっても計画と実績の対比を行った上で、適切に評価を行うことが必要である。

(2) 意見

上記の考え方に基づき、各府省の独立行政法人評価委員会が行った独立行政法人の平成13年度における業務の実績に関する評価の結果について横断的な評価を行った結果、当委員会として以下のとおり意見を述べる。

関係委員会において、次の措置が講ぜられるべきである。

【施設・設備に関する計画の実施状況の評価の実施】

施設・設備に関する計画の実施状況の評価に当たっては、施設整備費等の執行状況が中期計画の達成に与える影響等の分析を行うとともに、法人の業務の動向及びそれを取り巻く諸情勢の動向に対応した適切な執行状況となっているかという観点を踏まえた評価を行うこと。

< 関係委員会 > 全委員会

関係委員会が、次の措置を講ずることを期待する。

【中期目標の達成に向けた弾力的な組織・役職員数管理の観点からの評価の実施】

人事に関する計画実施状況の評価に当たっては、中期計画等に盛り込まれた措置の実施状況の評価にとどまらず、業務の実状等に合わせ、効率的・効果的な組織編成や人員配置等が行われたかどうかを把握し、中期目標の達成に向けた弾力的な組織管理、役職員数管理が適切に行われたかとの観点から評価を行うこと。

特に、大規模な業務を受託した等、計画の段階では予定されていなかった大幅な業務量の変動があった場合には、それに伴って適切な人員配置が行われたか、従前の人員配置が適切であったかといった観点にも留意すること。

<関係委員会>全委員会

6 総合的な評定について

(1) 考え方

総合的な評定は、中期計画に定める個別の項目の実施状況についての分析・評価の結果を考慮して、適切に実施されることが必要である。

このため、その評定の根拠、理由等が明確なものであるとともに、これらが分かりやすいかたちで明記される必要がある。

(2) 意見

上記の考え方に基づき、各府省の独立行政法人評価委員会が行った独立行政法人の平成13年度における業務の実績に関する評価の結果について横断的な評価を行った結果、当委員会として以下のとおり意見を述べる。

関係委員会が、次の措置を講ずることを期待する。

【評点、ウェイト、各段階の評価と評点との対応関係等の明示】

中期計画に定める個別の項目の実施状況についての分析・評価の結果を点数化し、それをウェイト付けして加算することによって、数段階評価による総合的な評定を行うこととしている場合には、評点、ウェイト及び各段階の評価と評点との対応関係並びにそれらの考え方を評価書等に明記すること。また、評点及びウェイトについては、項目の相互関連を重視し、特定の項目の実施状況が総合的な評定に過度に影響し他の重要な項目の影響がほとんど及ばないといったことや、実施することが当然の義務とされる項目の実施状況だけで総合的な評定を導き出すといったことを回避できるよう、必要な検討を行うこと。

<関係委員会>農林水産省独立行政法人評価委員会（農業技術分科会）経済産業省独立行政法人評価委員会（工業所有権総合情報館分科会）国土交通省独立行政法人評価委員会（個別業務評価（アカウントビリティ評価））

【経年的な比較を可能とする総合的な評定の記述】

総合的な評定を記述により示すこととしている場合には、個別の項目の実施状況についての分析・評価の結果から総合的な評定を導き出した理由を評価書等に明記するとともに、総合的な評定に係る記述を可能な限り類型化すること等により、評価結果の経年的な比較を可能とするよう配慮すること。

<関係委員会> 内閣府独立行政法人評価委員会、総務省独立行政法人評価委員会、財務省独立行政法人評価委員会、文部科学省独立行政法人評価委員会、厚生労働省独立行政法人評価委員会、農林水産省独立行政法人評価委員会（農業分科会）

7 評価の結果の公表について

(1) 考え方

独立行政法人は、独立行政法人通則法及び個別法により、特別の法律上の地位が与えられているものであり、政策実施機能に係る一定の事務・事業を担う法人として、その業務は国民の理解の下で運営されることが不可欠である。

独立行政法人評価は、これを担保する最も重要な仕組みの一つであり、このため、その業務及び財務の実績並びにその評価結果は、国民にできるだけ分かりやすく取りまとめられ、公表される必要がある。

(2) 意見

上記の考え方に基づき、各府省の独立行政法人評価委員会が行った独立行政法人の平成13年度における業務の実績に関する評価の結果について横断的な評価を行った結果、当委員会として以下のとおり意見を述べる。

関係委員会において、次の措置が講ぜられるべきである。

【目標、計画、実績と評価結果を対応させたかたちでの公表】

国民の理解の促進を図るため、例えば、個々の評価の基礎となった中期目標、中期計画、年度計画とこれらに対応した業務実績等を、評価書に評価結果と対比し記述して公表するなど中期目標、中期計画、年度計画及びこれらに対応する業務実績等と評価結果との関連が明確になるかたちで公表すること等に意を用いること。

<関係委員会> 総務省独立行政法人評価委員会、文部科学省独立行政法人評価委員会（文化分科会）、農林水産省独立行政法人評価委員会（水産分科会）、国土交通省独立行政法人評価委員会

【網羅的な分析・評価が行われたことが明らかになるかたちでの公表】

中期計画に定める個別の項目の実施状況に関する分析・評価については、たとえ特段の指摘事項等がない場合であっても、分析・評価が網羅的に行われていることが明らかとなるよう、その事実を簡潔に評価書に明記すること。また、

公表されている業務実績報告書等の記述で明白な場合を除き、当該結果に至った理由や判断根拠を評価書に可能な限り明記すること。

さらに、個別業務の進ちょく状況や数値データ等の把握に当たって、公表されている業務実績報告書以外の資料を活用した場合には、その旨評価書に明記するとともに、可能な限り、評価書と合わせて当該資料の公表を行うこと。

<関係委員会>全委員会

(参考6参照)

【複数の実績から分析・評価結果を導き出した理由等の明記】

中期計画に定める個別の項目の実施状況についての分析・評価を複数の実績に基づいて行う場合には、個々の実績から当該項目の分析・評価結果を導き出した理由、考え方等を評価書に明記すること。

<関係委員会>文部科学省独立行政法人評価委員会(学校教育分科会、社会教育分科会、文化分科会)

【評価基準に外れたかたちで評価を行った場合の理由等の明記】

評価基準で定めた評価指標、留意事項等をそのまま用いない等評価基準に外れたかたちで評価を行う場合には、その事案及び理由を評価書に明記すること。また、今後ともそのようなかたちで評価を行うことが必要となると考えられる場合には、評価基準の改定を行うこと。

<関係委員会>全委員会

【指標を当てはめた結果とは異なる分析・評価結果となった場合の理由の明記】

特別の事情を考慮したこと等により、指標をそのまま当てはめた結果とは異なる分析結果・評価結果となった場合には、その具体的な理由を評価書に明記すること。

<関係委員会>農林水産省独立行政法人評価委員会(農業分科会)

【法人による自己評価の結果を参考にした場合の当該結果の活用方法等の明記】

法人による自己評価等における数段階評価等の結果を参考に独立行政法人評価委員会が個別業務の評価を行う場合、評価書に、自己評価等の結果の活用方法、具体的な活用の状況とその理由を明記すること。

<関係委員会>全委員会

8 各府省独立行政法人評価委員会の評価における参考事例

<参考1>

経済産業省独立行政法人評価委員会では、産業技術総合研究所の評価に当たって、法人と大学・民間との間の適切な役割分担の確立に関し、基礎研究の知見を産業技術

として展開するための橋渡しとなる研究を担うという法人の長が定めた中心コンセプトに沿ってその業務が実施されているかについて評価を行っている。

< 参考 2 >

内閣府独立行政法人評価委員会国立公文書館分科会では、国立公文書館の評価に当たって、同館が作成した、施設別、費目別の詳細なセグメント情報を活用している。

文部科学省独立行政法人評価委員会文化分科会では、国立美術館の評価に当たって、同館が作成した、施設別、費目別の詳細なセグメント情報を活用している。

< 参考 3 >

総務省独立行政法人評価委員会では、独立行政法人の個別業務の実施状況について、その進ちょく状況のみならず、「必要性」、「効率性」、「有効性」の観点からも分析を行い、その結果を公表している。

< 参考 4 >

経済産業省独立行政法人評価委員会では、その評価結果の公表に際し、評価対象となった各法人に対し、中期計画に盛り込まれた業務の達成に係る数量指標をすべて見直し、必要な指標の追加、水準の変更などを行うよう要請している。

< 参考 5 >

文部科学省独立行政法人評価委員会社会教育分科会では、国立科学博物館における運営費交付金を充当して行う業務の運営の効率化の状況について、当該業務に係る経費全体の削減額及び個々の効率化努力に基づく主な経費の具体的な削減額をそれぞれ把握した評価を行い、これを公表している。

< 参考 6 >

農林水産省独立行政法人評価委員会林野分科会では、独立行政法人の業務実績の評価を行う際に、法人が分科会に対して行った補足説明の内容を、その評価書に「評価シート補足資料」として集約して記述し、これを公表している。

1 財務内容の改善等についての評価方法の在り方に関する研究会

(1) 財務研究会の活動状況

当委員会の独立行政法人評価分科会では、独立行政法人の財務内容の改善及び業務の効率化に関する評価の実効性の向上を図るため、会計の専門家である独立行政法人評価分科会の委員による「財務内容の改善等についての評価方法の在り方に関する研究会」(以下「財務研究会」という。)を随時開催し、専門的・集中的な検討を行っている。

第1回の財務研究会は、平成14年12月9日に開催され、当委員会の「平成13年度における独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての第2次意見」の中の「3 予算、収支計画及び資金計画の実施状況等の評価について」及び「4 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置の実施状況の評価について」に盛り込むべき事項について専門的な検討を行ったところである。

また、平成15年3月20日に開催された第2回の財務研究会では、当該第2次意見において課題とされた、原価計算を含む予算、収支計画等の実施状況の分析・評価、業務の効率性の把握・分析等に関する検討の今後の足掛かりとして、独立行政法人における財務(予算)管理の現状とその評価に際しての課題について日本公認会計士協会から説明を受けるとともに、独立行政法人の財務管理等の現状に関し、各法人に照会を行うことについて議論が行われた。

この検討結果を基に、平成15年4月に各府省評価委員会事務局を通じて、各独立行政法人に財務管理等の現状について照会を行った。この照会の結果については、平成15年5月15日に開催された第3回の財務研究会以降分析が進められている。

(2) 独立行政法人の財務管理等の現状についての照会結果の概要

上述の独立行政法人の財務管理等の現状についての照会は、平成14年度における各独立行政法人の財務管理の状況について、各府省評価委員会事務局を通じてアンケート方式により行ったものであり、その結果の概要は、以下のとおりとなっている。

独立行政法人の財務管理等の現状照会結果の概要（仮集計）

（照会期間：平成 15 年 4 月 11 日～4 月 24 日）

1 会計システムの導入状況

平成 14 年度までに設立された 59 の独立行政法人すべて（以下「全法人」という。）に対して、財務管理に係る会計システムの導入状況を照会したところ、14 年度までに 58 法人（98.3 パーセント）で導入されており、残る 1 法人についても 15 年 4 月に導入されていた。

また、平成 14 年度までに会計システムが導入されたと回答した 58 法人に対して、同システムの対象業務を照会したところ、一般財務会計、予算管理、支払・債務管理などを対象としている法人が多くなっていった。さらに、同システムにおいて用いられるデータについて照会したところ、収支管理（決算）と損益管理（決算）を同一のデータベースから作成している法人が 54 法人（93.1 パーセント）、別々のデータベースから作成している法人が 4 法人（6.9 パーセント）となっており、また、当該データを本部会計部門のみで入力している法人が 31 法人（53.4 パーセント）、本部会計部門以外でも入力している法人が 27 法人（46.6 パーセント）となっていた。

表 3 - 1 会計システムの導入状況

区 分	回答	法人数	構成比(%)
会計システムの対象業務 (複数回答あり)	一般財務会計（財務諸表等作成）	56	96.6
	予算管理等	53	91.4
	支払・債務管理等	50	86.2
	固定資産管理等	47	81.0
	現預金管理	40	69.0
	購買管理等	39	67.2
	経費清算（職員の立替経費等の清算）	23	39.7
	その他	4	6.9
会計システムにおける収支 管理（決算）と損益管理（決 算）の基となるデータの状 況	収支管理（決算）と損益管理（決算）は同一の データベースから作成	54	93.1
	収支管理（決算）と損益管理（決算）は別々の データベースから作成	4	6.9
	計	58	100
会計システムにおけるデー タの作成体制	本部会計部門のみで起票（入力）	31	53.4
	本部計部門以外でも起票（入力）	27	46.6
	計	58	100

（注） 当委員会の照会結果である。

2 月次決算等の状況

全法人に対して、月次決算等の実施状況を照会したところ、 収支計算ベースの月次決算は36法人(61.0パーセント)、損益計算ベースの月次決算は58法人(98.3パーセント)で、 収支計算ベースの四半期決算は3法人(5.1パーセント)で、 収支計算ベースの半期決算は15法人(25.4パーセント)、損益計算ベースの半期決算は22法人(37.3パーセント)で実施されていたが、損益計算ベースの四半期決算を実施している法人はなかった。

表3-2- 月次決算等の実施状況 (単位：法人、%)

区 分	収支計算ベース			損益計算ベース		
	実 施	未実施	計	実 施	未実施	計
月次決算	36 (61.0)	23 (39.0)	59 (100.0)	58 (98.3)	1 (1.7)	59 (100.0)
四半期決算	3 (5.1)	56 (94.9)	59 (100.0)	0 (0)	59 (100.0)	59 (100.0)
半期決算	15 (25.4)	44 (74.6)	59 (100.0)	22 (37.3)	37 (62.7)	59 (100.0)

(注) 1 当委員会の照会結果である。

2 ()内は、構成比である。

また、月次決算等を実施している法人に対して、それぞれの期末から決算作成までの期間を照会したところ、収支計算ベース及び損益計算ベースとも、月次決算については「2週間以上1か月未満」とした法人が、半期決算については「1か月以上」と回答した法人が、それぞれ最も多くなっていた。

表3-2- 決算作成までの期間の状況 (単位：法人、%)

区分		期末から作成日までの期間			
		2週間未満	2週間以上 1か月未満	1か月以上	計
収支計算ベース	月次決算	6 (16.7)	20 (55.6)	10 (27.8)	36 (100.0)
	四半期決算	1 (33.3)	2 (66.7)	0 (0)	3 (100.0)
	半期決算	3 (20.0)	4 (26.7)	8 (53.3)	15 (100.0)
損益計算ベース	月次決算	5 (8.6)	37 (63.8)	16 (27.6)	58 (100.0)
	四半期決算	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	半期決算	1 (4.5)	3 (13.6)	18 (81.8)	22 (100.0)

(注) 1 当委員会の照会結果である。

2 ()内は、構成比である。

3 本部会計部門による費用・収益及び収入・支出の管理の単位

全法人に対して、本部会計部門において、個々の内部組織単位又は個別業務単位で費用・収益及び収入・支出の管理を行っているかどうか照会したところ、収入・支出の管理については、組織単位で実施している法人及び個別業務単位で実施している法人とも5割を上回ったが、費用・収益の管理については、いずれも4割に満たない状況となっていた。

表3-3- 本部会計部門の費用・収益及び収入・支出管理の単位 (単位：法人、%)

区 分	費用・収益の管理			収入・支出の管理		
	実 施	未実施	計	実 施	未実施	計
組織単位	22 (37.3)	37 (62.7)	59 (100)	35 (59.3)	24 (40.7)	59 (100)
業務単位	23 (39.0)	36 (61.0)	59 (100)	37 (62.7)	22 (37.3)	59 (100)

(注) 1 当委員会の照会結果である。

2 ()内は、構成比である。

また、費用・収益及び収入・支出の管理を組織単位又は業務単位で実施している法人に対して、間接費・共通経費の管理(計上)方法を照会したところ、組織単位で実施している法人においては、費用・収益の管理の際には、間接費・共通経費を組織・業務単位に区分せずに本部等に一括計上しているものが、また、収入・支出の管理の際には、間接費・共通経費を組織・業務単位に区分せずに本部等一括計上しているもの及び間接費・共通経費の一部は組織・業務単位に区分しているものが、個別業務単位で実施している法人においては、費用・収益の管理及び収入・支出の管理とも、間接費・共通経費を組織・業務単位に区分せずに本部等一括計上しているものが、それぞれ多くなっていた。

表3-3- 間接費・共通経費の管理(計上)方法 (単位：法人、%)

区 分		費用・収益の管理	収入・支出の管理
組織単位	間接費・共通経費を組織・業務単位に区分せず、本部等一括計上	8(36.4)	16(45.7)
	間接費・共通経費の一部は、組織・業務単位に区分	11(50.0)	16(45.7)
	すべての間接費・共通経費を組織・業務単位に区分	3(13.6)	3(8.6)
	計	22(100)	35(100)
業務単位	間接費・共通経費を組織・業務単位に区分せず、本部等一括計上	11(47.8)	25(67.6)
	間接費・共通経費の一部は、組織・業務単位に区分	6(26.1)	8(21.6)
	すべての間接費・共通経費を組織・業務単位に区分	6(26.1)	4(10.8)
	計	23(100)	37(100)

(注) 1 当委員会の照会結果である。

2 ()内は、構成比である。

4 実行予算の策定状況

全法人に対して、法人内部の予算管理を行うため、法人の各組織、各業務において実際に必要であると見込まれる額の積み上げ等により積算して作成するいわゆる「実行予算」を策定しているかどうか照会したところ、 収支計算ベース及び損益計算ベースとも策定しているものが 10 法人（16.9 パーセント）、 収支計算ベースのみを策定しているものが 48 法人（81.4 パーセント）、 いずれのベースでも策定していないものが 1 法人（1.7 パーセント）となっていた。

表 3 - 4 - 実行予算の策定状況

区 分	法人数	構成比(%)
収支計算ベース・損益計算ベースとも策定している	10	16.9
収支計算ベースのみ策定している	48	81.4
損益計算ベースのみ策定している	0	0
いずれのベースでも策定していない	1	1.7
計	59	100

(注) 当委員会の照会結果である。

また、実行予算を策定している 58 法人に対して、実行予算の作成主体を照会したところ、収支計算ベースの実行予算及び損益計算ベースの実行予算とも、本部会計部門と個別事業部門で各々策定しているとするものが、多くなっていた。

表 3 - 4 - 実行予算の作成主体の状況 (単位：法人、%)

区 分	収支計算ベース の実行予算	損益計算ベース の実行予算
本部会計部門と個別事業部門で各々策定	37 (63.8)	8 (80.0)
本部会計部門で一括して策定	21 (36.2)	2 (20.0)
個別事業部門のみで策定	0 (0)	0 (0)
計	58 (100)	10 (100)

(注) 1 当委員会の照会結果である。

2 () 内は、構成比である。

5 個々の支出と財源との対応関係

全法人に対して、法人の個々の支出と、当該支出に充当された運営費交付金、受託収入、手数料収入等個別の財源（当該財源からの充当額を含む）を対応させて管理しているかどうか照会したところ、52 法人（88.1 パーセント）において個々の支出と財源を対応させた形で管理していた。

表 3 - 5 - 支出と財源との対応管理の有無

区 分	法人数	構成比(%)
支出と財源を対応させて管理している	53	89.8
支出と財源を対応させて管理していない	6	10.2
計	59	100

(注) 当委員会の照会結果である。

また、個々の支出と財源を対応させて管理している 52 法人に対して、どのように支出と財源を対応させているか照会したところ、37 法人（69.8 パーセント）において、すべての支出と財源とを完全に対応させて管理していた。

表 3 - 5 - 支出と財源との対応管理の状況

区 分	法人数	構成比(%)
すべての支出と財源とを完全に対応させた形で管理している	37	69.8
一部の事業については複数の財源を充当することとしており、当該事業については、個々の支出と個別の財源が対応していない	7	13.2
一部の財源については統合して一括財源としているので、当該一括財源によって充当された支出については、個別の財源と支出が対応していない	8	15.1
その他	1	1.9
計	53	100

(注) 当委員会の照会結果である。

6 年度末決算における部門単位の決算管理の状況

全法人に対して、年度末決算において、各部門単位の利益又は節減額を算出するような決算管理を行っているかどうか照会したところ、9法人（15.3パーセント）において、そのような決算管理が行われていた。

表 3 - 6 - 年度末決算における各部門単位の利益又は節減額を算出するような決算管理の実施の有無

区 分	法人数	構成比 (%)
実 施	8	13.6
一部実施	1	1.7
未実施	48	81.4
その他	2	3.4
計	59	100

(注) 当委員会の照会結果である。

また、上記のような決算管理を行っている9法人に対して、経営努力を行った部門内において、利益又は節減額を翌年度に繰り越すことを認めているかどうか照会したところ、利益等の全額又はその一部について認めているものは3法人（33.3パーセント）であった。

表 3 - 6 - 利益又は節減額の翌年度への繰越方法

区 分	法人数	構成比 (%)
経営努力を行った部門内において、利益又は節減額の全額を翌年度に繰り越すことを認めている	2	22.2
経営努力を行った部門内において、利益又は節減額の一部を翌年度に繰り越すことを認めている	1	11.1
利益又は節減額の全額を本部会計部門の管理とし、その判断で繰り越して使用している	6	66.7
計	9	100

(注) 当委員会の照会結果である。

7 経営努力を行った部門の役職員の人事・給与への反映状況

全法人に対して、法人内の特定の部門において、効率化又は利益獲得のための経営努力が行われた結果、年度末決算で当該部門において利益又は節減額が生じた場合、その結果を当該部門の役職員の人事、給与等に反映しているかどうか照会したところ、現時点において、経営努力を行った部門の役職員の人事・給与に直接的に反映させている法人はなかった。

8 主な経営分析指標

全法人に対して、法人の運営に当たって活用している主な経営分析指標を照会したところ、次のような回答があった。

主な経営分析指標
・ 利用者、入場者数
・ 利用収入、入場料収入
・ 光熱水料及び通信運搬費等の固定費
・ 一般管理費
・ 前年度同時期における各勘定科目の残高
・ 経常収支比率・当座比率
・ 人件費率
・ 一般管理費比率
・ 業務費比率
・ 流動比率
・ 経費削減率

2 独立行政法人会計基準の改訂

(1) 経緯

独立行政法人会計基準は、「中央省庁等改革の推進に関する方針」を受けて開催された「独立行政法人会計基準研究会」において、平成12年2月に策定されたところであるが、「特殊法人等整理合理化計画」により、新たに、一部の特殊法人等の事務・事業を独立行政法人に移行することとされたことを踏まえ、同計画において、独立行政法人に対する「国の予算措置の手法の多様化に伴い、『独立行政法人会計基準』について所要の見直しを行う」こととされたところである。

この独立行政法人会計基準の改訂作業については、独立行政法人会計基準研究会と、従来、「特殊法人等会計処理基準」や「特殊法人等に係る行政コスト計算書作成指針」の策定に携わってきた財政制度等審議会財政制度分科会法制・公会計部会公企業会計小委員会が連携を図ることが必要であることから、両者が共同でワーキング・チーム（以下「共同ワーキング・チーム」という。）を立ち上げ、検討を行うこととした。

共同ワーキング・チームでは、平成14年7月25日の初会合から平成15年1月14日まで、合計31回の検討会を開催して「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」の改訂案を取りまとめ、独立行政法人会計基準研究会において平成15年2月28日に、財政制度等審議会財政制度分科会法制・公会計部会公企業会計小委員会において平成15年3月3日にそれぞれ了承を得た。

<共同ワーキング・チームメンバー>

(メンバー)

座長	会田 一雄	慶應義塾大学総合政策学部教授
座長代理	櫻谷 隆夫	日本公認会計士協会理事 中央大学大学院国際会計研究科教授
	梶川 融	日本公認会計士協会特殊法人独立行政法人専門部会長
	逆瀬 重郎	株式会社日立製作所財務一部主管
	高木 勇三	日本公認会計士協会理事
	兵藤 廣治	元衆議院大蔵委員会調査室長
	松山 彰宏	三菱電機株式会社経理部会計課長
	万代 勝信	一橋大学大学院商学研究科教授
	宮内 忍	日本公認会計士協会常務理事
	宗岡 徹	みずほ総合研究所調査本部主席研究員

(オブザーバー)

	泉澤 俊一	公認会計士
	岡本 義朗	UFJ総合研究所主席研究員

小森 幹夫 公認会計士
桜内 文城 新潟大学経済学部助教授
森田 祐司 公認会計士
吉田 稔 旭化成株式会社経営計画管理部経営管理室長

(2) 改訂の主な内容

今般の改訂に当たっては、まず、先行の独立行政法人では想定されなかった会計取引及び事象に対応するため、有価証券の評価基準及び評価方法、販売用不動産の評価基準及び評価方法、貸倒引当金の計上方法、外貨建取引の会計処理、退職給付引当金の計上方法等について、企業会計の最新の基準の考え方を可能な限り取り込んだ。

また、国からの財源措置の多様化等を踏まえ、補助金等に係る会計処理、国の財源措置が事後に行われる場合の会計処理、法令により計上が要請されている引当金又は準備金に係る会計処理等の独立行政法人固有の会計処理を新たに整備する等、公的な主体である独立行政法人の特性にも配慮した会計基準に改訂した。

さらに、民間企業等に対する出資を業務として実施する独立行政法人が設立されることから、独立行政法人とその出資先の会社等を公的な資金が供給されている一つの会計主体としてとらえ、公的な主体である独立行政法人の説明責任を果たす観点から、連結財務諸表に関する基準を新たに設定した。

なお、独立行政法人が行う出資は主として政策目的の資金供給であり、独立行政法人と出資先企業との関係は民間企業における親子会社の関係とは基本的に異なっているため、独立行政法人の評価に資する財務諸表は個別財務諸表とし、連結財務諸表は、公的な主体としての説明責任の観点から作成される財務諸表と位置付けることとした。

中央省庁等改革の推進に関する方針（平成 11 年 4 月 27 日中央省庁等改革推進本部決定）〔抄〕

独立行政法人制度関連

独立行政法人に係る制度に関しては、独立行政法人通則法案及び独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案に定めるところによるほか、次のとおりとする。

1. 独立行政法人制度の趣旨

独立行政法人の制度を設けるに当たっては、事前関与・統制を極力排し、事後チェックへの重点の移行を図るため、主務大臣の監督、関与その他の国の関与を必要最小限のものとする。

（通則法案第 1 条、第 3 条等関係）

2. 公表

（1）独立行政法人は、通則法案において公表すべきこととされている事項のほか、その独立行政法人の「業務の概要」に関する事項その他のできる限り多くの事項についても併せて積極的に公表することとする。

（2）公表の方法については、

公表すべき事項の要旨の官報等による公告

公表すべき事項を記載した書面を事務所に備え置き、一定の期間一般の閲覧に供することに加え、電子媒体でアクセスすることが可能となるような方法等追加的に適切な方法も利用して、積極的に行うこととする。

（第 3 条等関係）

3. 個別の独立行政法人の目的、業務等

（1）独立行政法人の名称、目的、業務の範囲、組織、運営、管理その他独立行政法人通則法を補う内容等を定め、独立行政法人を設立し運営するための個別の法令（注）（以下「個別法令」という。）を引き続き整備する。

個別法令においても、独立行政法人の特性に応じた組織、運営が可能となるよう弾力的な仕組みとする。

（2）独立行政法人の業務等が国民のニーズとは無関係に自己増殖的に膨張することを防止するため、

- ・ 独立行政法人が行う業務は、個別法令により定められる本来業務及びそれに附帯する業務に限られるものとする、

- ・ 独立行政法人による出資等は、独立行政法人の本来業務及びそれに附帯する業務に係るもの以外には認めないものとし、個別法令に定めがある場合に限ることとする。

（3）個々の独立行政法人の名称については、独立行政法人以外の者が当該名称を使用することを制限し、その名称は、「国立」という文字を用いることを含め、個々の独立行政法人の事務及び事業の内容、独立行政法人化以前の名称等を総合的に勘案しつつ検討するものとする。

（第 4 条、第 5 条、第 10 条等関係）

（注）個別の法令（「個別法令」）の法制上の措置方法については、今後検討するものとする。以下同じ。

4. 内部組織

（1）独立行政法人の役員に関するもの以外の内部組織（第 7 条第 2 項の従たる事務所を含む。以下同じ。）は、個別法令の業務の範囲で独立行政法人の長がその裁量により決定、変更又は改廃し、主務大臣に通知するものとする。

（2）上記（1）の独立行政法人の役員に関するもの以外の内部組織についての独立行政法人の長による決定、変更又は改廃は、従来型の組織管理手法の対象外とする。

（第 7 条等関係）

5. 財産的基礎等

（1）独立行政法人が出資を受ける場合は、第 37 条等に定める会計処理の方法に従い資本金として整理する。その場合、個別法令において資本金額に関する規定を置くものとする。

（注）出資を受けない独立行政法人は、資本金を持たないこととなる。

(2) 政府が独立行政法人に出資する場合には、個別法令において、政府出資額等出資の内容に関する規定を置くものとする。

(3) 個別法令においては、必要に応じて増資方法の規定を置くことができる。当該規定に基づいて具体的に増資を行う際には、中期計画の中で定めるものとする。

(注) 減資は、個別法令その他の法律の定めにより行うものとする。

(4) 個別法令の定めるところにより、政府は独立行政法人に対する金銭以外の土地・建物等の財産の現物出資を行うことができる。またその際は、資産評価委員会の設置など、出資財産の評価に関する規定を置く。現物出資された財産の評価は、出資時の時価を基準とすることを原則とする。

(5) 必要に応じ、独立行政法人は、個別法令の定めるところにより、国有財産を無償使用することができるものとする。

なお、国が、地方税法上の非課税独立行政法人に対して固定資産を無償使用させ、当該独立行政法人自らがこれを使用する場合には、仮に当該資産を国自らが使用していたとしても国有資産等所在市町村交付金の交付対象とされるようなものを除き、同交付金の交付対象としないよう措置する。

(6) 地方公共団体や民間企業など、政府以外の者の出資を受けるためには、個別法令において、その旨及びその他必要な事項を規定するものとする。

(7) 改正後の地方税法第348条第6項に基づく政令は、現在、国有資産等所在市町村交付金の交付対象となる固定資産に対しては、交付金に替わって固定資産税が課税されることとなるよう定めるものとする。

(第8条等関係)

6. 登記

独立行政法人に係る登記令を整備するものとする。

(第9条等関係)

7. 独立行政法人評価委員会

(1) 主務省に置かれる合議制の機関である独立行政法人評価委員会は、主務省ごとに設置されるものであり、その委員は、外部有識者のうちから主務大臣が任命するものとする。

(2) 独立行政法人評価委員会については、その事務局としての事務を行う部局を特定するものとする。

(第12条等関係)

8. 設立

(1) 独立行政法人の新設及び改廃に係る機構管理上の審査を行う場合におけるその審査手続については、独立行政法人制度の趣旨・目的にかんがみ、必要最小限の範囲(業務範囲等)とするとともに、その審査に当たっては、関係資料等を必要最小限とするなど、できる限り簡便なものとするものとする。

(2) 事務及び事業の独立行政法人への移行に際しては、当該事務及び事業に係る権利義務等の承継や引継ぎについて適切な措置を講ずることとする。

(第13～17条等関係)

9. 役員

(1) 独立行政法人の長は常勤とするものとする。

(2) 監事は複数置くものとし、そのうち1名以上は外部の者を起用するものとする。

(3) 第20条第1項第1号及び第2号は、経営に関して高い識見を有する者を含むものとする。

(4) 独立行政法人の長等を公募する場合には、その選任手続は、公正性を担保しつつ適材を得るよう留意するものとする。

(5) 欠格条項については、各独立行政法人の業務の性質等に応じ、個別法令において付加又は軽減して定めることができるものとする。

(第18条 第25条等関係)

10. 業務方法書

業務方法書には、業務の方法に関する事項のほか、業務の委託に関する基準、競争入札等の契約に関する基本的な事項等について定めることとする。

(第28条等関係)

11. 中期目標

(1) 独立行政法人の中期目標は、できる限り数値による等その達成状況が判断しやすいように定めることとする。また、その内容については、各独立行政法人の業務の内容、性格に応じた目標の設定となるよう特に

配慮するものとする。

- (2) 中期目標の変更は、特段の必要がある場合に限って行うこととし、恣意的な運用によって独立行政法人の自律性・自主性が損なわれないよう配慮するものとする。

(第29条等関係)

12. 中期計画

- (1) 中期計画における「予算、収支計画及び資金計画」の「予算」に含むこととされている人件費の見積りは、その算定の基礎として、あらかじめ一定のルールにより見積りを行う方法か、又は計画期間中の人件費総額の見積りを行う方法のいずれかにより行うものとする。当該人件費の見積りは、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、退職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用とするものとする。

- (2) 中期計画には、施設・設備に関する計画、人事に関する計画(人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。)その他個別の独立行政法人の業務の性格に応じて定められる計画も含むものとする。

- (3) 「剰余金の使途」の具体的な考え方については、会計専門家を交えて検討を行うものとする。

- (4) 主務大臣による中期計画を変更すべきことの命令は、第30条第4項に定める要件の認定を厳格に行うとともに、その運用に当たっては、認可当時には予測できなかった事情の変化等により、中期計画を変更すべきことを命ずることが真にやむを得ないような特段の必要がある場合に限って行うこととし、恣意的な運用によって独立行政法人の自律性・自主性が損なわれないように特に配慮するものとする。

(第30条等関係)

13. 年度計画

年度計画においては、中期計画に定めた事項に関し、当該事業年度において実施すべき事項を含まなければならないものとする。

(第31条等関係)

14. 各事業年度に係る業務の実績に関する評価 / 中期目標に係る事業報告書 / 中期目標期間に係る業務の実績に関する評価

- (1) 独立行政法人評価委員会による独立行政法人の業務の実績の評価は、同委員会が設定する客観的な評価(例えば、中期目標の達成度合に応じた数段階評価)基準によるものとする。

(第32条、第34条等関係)

- (2) 独立行政法人は、業務運営や役職員の処遇等に関して、独立行政法人評価委員会の評価結果を反映するように努めるものとする。また、年度計画や中期計画の作成に当たっては、独立行政法人評価委員会の評価結果を踏まえるものとする。

- (3) 主務大臣は、独立行政法人評価委員会の評価結果を踏まえて、中期目標の設定、中期計画の認可又は独立行政法人の長等の人事等を行うものとし、任期途中の独立行政法人の長の交代もあり得るものとする。

(第32条等関係)

- (4) 中期目標に係る事業報告書は、中期目標の達成状況が明らかになるような内容を含まなければならないものとする。

(第33条等関係)

15. 独立行政法人の組織及び業務の全般の検討

主務大臣は、組織及び業務の全般にわたる検討結果を、業務の継続(民営化、業務の改廃等を含む。)業務運営の方法(中期目標の設定、中期計画の認可等)組織の在り方、長等の人事等に反映させるよう所要の措置を講ずるものとする。

(第35条等関係)

16. 総務省に置かれる政策評価・独立行政法人評価委員会(仮称)

通則法に規定する政令で定める審議会として政策評価・独立行政法人評価委員会(仮称)を総務省に置くものとする。

- (1) 政策評価・独立行政法人評価委員会(仮称)の委員は外部有識者のうちから総務大臣が任命するものとする。

- (2) 政策評価・独立行政法人評価委員会(仮称)の事務局機能を果たす部局を特定するものとする。

- (3) 政策評価・独立行政法人評価委員会(仮称)は、独立行政法人に関する公表資料を取りまとめ、公表するものとする(独立行政法人に関する報告のためのブックレット等の定期的作成)。このため、独立行政法

- 人の主務大臣は、公表資料を、政策評価・独立行政法人評価委員会（仮称）に対して提供するものとする。
- (4) 政策評価・独立行政法人評価委員会（仮称）は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、独立行政法人の主務大臣又は独立行政法人の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができるものとする。
 - (5) 政策評価・独立行政法人評価委員会（仮称）は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、独立行政法人の主務大臣又は独立行政法人の長以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができるものとする。
 - (6) 政策評価・独立行政法人評価委員会（仮称）の意見及び勧告については、主務大臣及び独立行政法人は尊重するものとする。
 - (7) 独立行政法人については、その制度の趣旨にかんがみ、独自の評価等を定期的に行う仕組みが設けられるため、行政評価等の機能との重複を防止するものとする。
- 総務省が府省の政策を評価するために必要な範囲内で独立行政法人に対して関連する調査を行う場合においても、原則として公表資料又は総務大臣若しくは主務大臣が保有する資料等を活用することとし、これにより難しい場合には、事前に主務大臣を通じて独立行政法人に連絡を行った上で調査を行う等調査が必要最小限のものとなるようにする。

（第32条、第35条等関係）

17．財務諸表等

- (1) 独立行政法人の会計については、適切に情報開示を行うために、独立行政法人の財政状態及び運営状況を明らかにすることを目的とし、発生主義の考え方を導入する。
- (2) 独立行政法人の会計については、その財政状態を明らかにするため、貸借対照表日におけるすべての資産、負債及び資本を記載し、正しく表示するものでなければならない。また、その運営状況を明らかにするため、すべての費用及び収益は、その支出及び収入に基づいて計上し、かつ、その発生した期間に正しく割り当てられるように処理しなければならない。
- (3) 独立行政法人の会計基準は企業会計原則によることを原則とするが、公共的な性格を有し、利益の獲得を目的とせず、独立採算制を前提としない等の独立行政法人の特殊性を考慮して必要な修正を加えるものとする。そのため、会計専門家を交えて細目について必要な研究を行うものとする。
- (4) 独立行政法人に共通に適用される包括的かつ詳細な規定や、各独立行政法人の多様性を考慮し、これを補う内容等の基準を、主務省令等で措置する。当該主務省令等においては、上記(3)の必要な修正を含むものとする。
- (5) 主務大臣は、財務諸表を承認後、添付書類とともに財務大臣に通知するものとする。

（第38条等関係）

18．会計監査人の監査

- (1) 会計監査人による監査を義務付ける独立行政法人の規模については、例えば、資本金、運営費交付金の額等を勘案して定めるものとする。
- (2) 独立行政法人の長は、監事の同意を得た上で、会計監査人の候補者の名簿を主務大臣に提出し、その選任を求めるものとする。
- (3) 会計監査人は、何時でも、独立行政法人の会計の帳簿及び書類の閲覧もしくは謄写をし、又は長その他の役員（監事を除く。）及び職員に対して会計に関する報告を求めることができる。

（第39条等関係）

19．利益及び損失の処理

- (1) 主務大臣の承認により中期計画に定めた剰余金の使途に充てることのできる額は、独立行政法人の経営努力により生じた額とする。
- (2) 第44条における会計的な処理の細目については、会計専門家を交えて検討を行うものとする。
- (3) 個別法令においては、中期目標期間が終了する事業年度における積立金の処理に関して、例えば半分を国庫納付、半分を内部留保する等、個別の独立行政法人ごとに判断し、規定するものとする。

（第44条等関係）

20．借入金等

- (1) 独立行政法人が長期借入金及び債券発行する場合には、個別法令において、それらを可能とする旨の規定を置かなければならない。個別法令においては、必要に応じ、認可手続、償還計画等の所要事項について、

定めるものとする。

- (2) 独立行政法人の長期借入金及び債券発行に係る債務について政府が債務保証を行う場合には、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第3条の規定にかかわらず、個別法令で定めるところによる。
(第45条等関係)

2.1. 財源措置

(1) 考え方

- ア 独立行政法人は、一般的には独立採算制を前提とするものではない。独立行政法人への移行後は、国の予算において所要の財源措置を行うものとする。
- イ なお、独立行政法人に対する移行時の予算措置に当たっては、移行前に必要とされた公費投入額を十分に踏まえ、当該事務及び事業が確実に実施されるように、十分に配慮するものとする。

(2) 予算措置の手法

- ア 独立行政法人に対する予算措置については、主務大臣が予算要求を行うものとする。
- イ 独立行政法人に対する国の予算措置については、中期計画に定めるところに従い、運営費交付金及び施設費等を毎年度の予算編成の中で確実に手当とする。具体的には次のいずれかの方法によるものとする。
- [手法1] 中期計画において計画期間中の予算措置の総額を定め、国庫債務負担行為として予算に計上する。各年度予算においては、これを具体的に歳出化する。
- [手法2] 中期計画において計画期間中の予算額算定のためのルールや投資計画を定める。各年度の予算編成においては、ルールの具体的適用や投資計画の実現を図る。

(3) 運営費交付金

- ア 独立行政法人の事業の運営のため、国は運営費交付金を交付する。
- イ 運営費交付金はいわば「渡し切りの交付金」として措置する。国の予算においては、独立行政法人ごとに、例えば一項目を立て、使途の内訳は特定しない。
- ウ したがって、運営費交付金を財源とする独立行政法人の支出予算については、その執行に当たり、国の事前の関与を受けることなく予定の使途以外の使途に充てることができるものとする。また、独立行政法人において年度内に遣い残しが生じた場合であっても翌年度に繰り越すことができるものとする。

(4) 施設費等

- ア 独立行政法人の施設費等に係る経費であって、国の予算において公債発行対象経費であるものについては、運営費交付金とは別に措置する。(注)
- イ 独立行政法人に対する施設費は、国の予算においては、必要に応じ繰越明許費として計上する。
- ウ 措置された施設費等は、上記の枠組みの中で、中期計画に定めた範囲内で弾力的に執行する。
- (注) 投資的経費であっても公債発行対象でない経費は、運営費交付金の中で措置する。

(5) 人件費等

- ア 所要の予算措置は、運営費交付金の中で手当とする。
- イ 運営費交付金の算定の基礎として、人件費等相当額について、あらかじめ一定のルールを定めることができる。

(6) 寄附金・受託収入・手数料等

- ア 独立行政法人に対する寄附金、外部からの受託収入、手数料収入、入場料収入等については、別段の定めのあるものを除き、独立行政法人の収入に直接計上することとし、国の会計の歳入・歳出外で扱う。
- イ 独立行政法人に対する寄附金については、特定公益増進法人並みの扱いとする等の所要の措置を講ずる。
- ウ 改正後の地方財政再建促進特別措置法第24条第2項の政令で定める独立行政法人とは、個々の独立行政法人ごとに、同項における既存の特殊法人の取扱いとの均衡を勘案しつつ、国の出資の割合、国の関与の度合い、国の財政資金への依存度、法人の業務内容等を考慮して定めるものとする。
- (注) 同項の観点からは、出資の全額を国に依存している独立行政法人又は資本若しくは出資を有せずに国の出資に代えて国有財産を無償で使用する独立行政法人は、多くの場合、この対象になるとの推定が働く。
- エ 現在の地方財政再建促進特別措置法施行令第12条の2各号の規定が独立行政法人に対しても適用されるよう措置するとともに、各号の規定との均衡にも留意しながら、一定の要件のもとでの地方公共団体からの独立行政法人に対する自主的な寄附等を可能とすることについて検討する。
- オ 国は、独立行政法人を一の受託者として、委託金を支払うことを妨げない。

カ 独立行政法人においては、国の複数の会計からの収入がある場合など、必要に応じて、区分経理を行うものとする。

(第46条等関係)

2.2. 財産の処分等の制限

(1) 認可の際には、処分の相手先、処分時期、処分理由は認可の内容としないこととし、また処分価格についても下限価格を認可するなど可能な限り独立行政法人の自主性を尊重するものとする。

(2) 重要な財産の範囲は、当該財産の独立行政法人の業務運営における物的重要性及び当該財産処分の独立行政法人の財産基盤への影響度を勘案して定めるものとする。

(3) 独立行政法人の重要な財産については、その業務目的のために第三者に使用させることができる。

(第48条等関係)

2.3. 特定独立行政法人の役員の報酬等

(1) 独立行政法人は、業務の実績を反映した報酬等の支給の状況についても公表するとともに、主務大臣に通知するものとする。主務大臣は、当該支給状況を独立行政法人評価委員会に通知するものとする。

(2) 独立行政法人評価委員会は、各事業年度における業務の評価の一環として、業績を反映する報酬等の支給の基準に基づく報酬等の支給の状況が、第52条の趣旨に適合しているかどうかについても評価を行うものとし、必要があると認めるときは、当該独立行政法人に対し、勧告をすることができる。

(第52条等関係)

2.4. 特定独立行政法人の職員の給与

(1) 独立行政法人は、職員の給与について、当該独立行政法人及びその職員の業績が反映される給与の仕組みの導入を図るものとする。

(2) 独立行政法人の業績については、独立行政法人評価委員会によって業務の達成目標が大幅に達成されたとの評価が得られたときや、業務の達成目標が全体として未達成との評価を受けたとき等において、これを考慮するものとするのが適当である。

(第57条等関係)

2.5. 特定独立行政法人の職員の採用、服務等

(1) 職員の採用

職員の採用については、公正・中立性の確保に留意しつつ、従来の取扱いと比較して独立行政法人の長の判断により採用を行うことができる範囲を拡大するものとする。

(2) 職員に対する服務及び懲戒

特定独立行政法人の長は、勤務時間、休憩、休日及び休暇等に関する規程において、職務に関連のある一定の場合の休暇を設けることにより、職務専念義務(国家公務員法第101条)を免除することが可能である。

職員の兼業制限(国家公務員法第104条)について、独立行政法人の長が、関連法令の定める一般的基準に従い、兼業の許可を与えることができるものとする。

(3) 勤務評定

独立行政法人の長は、勤務評定を行い、その結果に応じた措置を講じる必要があるが、勤務評定の内容、手続等は、独立行政法人の長の定めるところによるものとする。

(第59条等関係)

2.6. 国会への報告等

(1) 定員については、行政機関の職員の定員に関する法律等の法定定員制度の対象外となる。

(2) 政府が毎年国会に対して行う特定独立行政法人の常勤職員の数の報告に係る事務は、総務省が行うものとする。

(第60条等関係)

2.7. 特定独立行政法人以外の独立行政法人の役員

(1) 業務の性質等に応じ一定の独立行政法人の役員に、秘密保持義務を個別法令で課すものとする。

(2) 業務の性質等に応じ一定の独立行政法人の役員に、個別法令により刑法その他の罰則の適用についての「みなし公務員」規定等を置くものとする。

(3) 独立行政法人の役員の報酬等の支給の状況に関しては、上記23.(1)及び(2)と同様に取扱うものとする。

(4) 独立行政法人の役員の報酬等は、独立行政法人の業績の評価を踏まえたものとするよう特に配慮することが適当である。

(第62条等関係)

28. 特定独立行政法人以外の独立行政法人の職員

特定独立行政法人以外の独立行政法人の職員の地位等については、次のとおりとする。

職員に対する服務及び懲戒については、就業規則で定めるものとする。

職員の給与について、上記24.(1)及び(2)と同様に取扱うものとする。

業務の性質等に応じ一定の独立行政法人の職員に、秘密保持義務を個別法令で課すものとする。

業務の性質等に応じ一定の独立行政法人の職員に、個別法令により刑法その他の罰則の適用についての「みなし公務員」規定等を置くものとする。

国家公務員からの移行職員の退職手当については、国家公務員退職手当法により維持されていた水準を尊重(期間通算を含む。)して措置するものとする。

(第63条等関係)

29. 人事交流の在り方

身分・処遇関係についての制度的取扱い(退職手当、共済給付、災害補償、福利厚生等)については、人事交流の妨げとならないよう措置するものとする。

30. 主務大臣の報告の聴取等

主務大臣の関与できる事項については、法人監督に関する一般的な監督規定は置かず、個別に法令で限定的に規定する。また、必要がある場合に限り個別法令で、独立行政法人に対する公益侵害の是正要求、緊急時の主務大臣の指揮監督権等について定めるものとする。

なお、主務大臣と独立行政法人との間で、業務に関して日常的な連絡調整等を行うことは可能である。

(第64条、第65条等関係)

31. 主務大臣

複数の府省が所管する独立行政法人については、各主務大臣の所管する事項について個別法令により定めるものとする。

(第68条等関係)

32. 個別法令等の作業等

今後は、政府において個別法令等の準備作業に着手するとともに、通則法令、個別法令等の法令事項以外についても、必要に応じ、適切な措置を講ずることを検討する。

33. 労働関係への配慮

政府は、それぞれの独立行政法人に行わせる業務及びその職員の身分等を決定するに当たっては、これまで維持されてきた良好な労働関係に配慮するものとするとしてされており、この点に十分配慮する必要がある。

(注)ここに引用している独立行政法人通則法案の条文は、それぞれの記述内容に関係の深い代表的なものを参照の便宜のため掲げているものであり、網羅的なものではない。

独立行政法人通則法（平成 11 年 7 月 16 日法律第 103 号）

第一章 総則

第一節 通則

（目的等）

第一条 この法律は、独立行政法人の運営の基本その他の制度の基本となる共通の事項を定め、各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律（以下「個別法」という。）と相まって、独立行政法人制度の確立並びに独立行政法人が公共上の見地から行う事務及び事業の確実な実施を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とする。

2 各独立行政法人の組織、運営及び管理については、個別法に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。

（定義）

第二条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

2 この法律において「特定独立行政法人」とは、独立行政法人のうち、その業務の停滞が国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすと認められるものその他当該独立行政法人の目的、業務の性質等を総合的に勘案して、その役員及び職員に国家公務員の身分を与えることが必要と認められるものとして個別法で定めるものをいう。

（業務の公共性、透明性及び自主性）

第三条 独立行政法人は、その行う事務及び事業が国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要なものであることにかんがみ、適正かつ効率的にその業務を運営するよう努めなければならない。

2 独立行政法人は、この法律の定めるところによりその業務の内容を公表すること等を通じて、その組織及び運営の状況を国民に明らかにするよう努めなければならない。

3 この法律及び個別法の運用に当たっては、独立行政法人の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。

（名称）

第四条 各独立行政法人の名称は、個別法で定める。

（目的）

第五条 各独立行政法人の目的は、第二条第一項の目的の範囲内で、個別法で定める。

（法人格）

第六条 独立行政法人は、法人とする。

(事務所)

第七条 各独立行政法人は、主たる事務所を個別法で定める地に置く。

2 独立行政法人は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(財産的基礎)

第八条 独立行政法人は、その業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有しなければならない。

2 政府は、その業務を確実に実施させるために必要があると認めるときは、個別法で定めるところにより、各独立行政法人に出資することができる。

(登記)

第九条 独立行政法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第十条 独立行政法人でない者は、その名称中に、独立行政法人という文字を用いてはならない。

(民法の準用)

第十一条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、独立行政法人について準用する。

第二節 独立行政法人評価委員会

(独立行政法人評価委員会)

第十二条 独立行政法人の主務省(当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省をいう。以下同じ。)に、その所管に係る独立行政法人に関する事務を処理させるため、独立行政法人評価委員会(以下「評価委員会」という。)を置く。

2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 独立行政法人の業務の実績に関する評価に関すること。

二 その他この法律又は個別法によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3 前項に定めるもののほか、評価委員会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、政令で定める。

第三節 設立

(設立の手續)

第十三条 各独立行政法人の設立に関する手續については、個別法に特別の定めがある場合を除くほか、この節の定めるところによる。

(法人の長及び監事となるべき者)

第十四条 主務大臣は、独立行政法人の長(以下「法人の長」という。)となるべき者及び監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された法人の長又は監事となるべき者は、独立行政法人の成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ法人の長又は監事に任命されたものとする。

3 第二十条第一項の規定は、第一項の法人の長となるべき者の指名について準用する。

(設立委員)

第十五条 主務大臣は、設立委員を命じて、独立行政法人の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、独立行政法人の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された法人の長となるべき者に引き継がなければならない。

(設立の登記)

第十六条 第十四条第一項の規定により指名された法人の長となるべき者は、前条第二項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第十七条 独立行政法人は、設立の登記をすることによって成立する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第十八条 各独立行政法人に、個別法で定めるところにより、役員として、法人の長一人及び監事を置く。

2 各独立行政法人には、前項に規定する役員のほか、個別法で定めるところにより、他の役員を置くことができる。

3 各独立行政法人の法人の長の名称、前項に規定する役員の名称及び定数並びに監事の定数は、個別法で定める。

(役員の職務及び権限)

第十九条 法人の長は、独立行政法人を代表し、その業務を総理する。

2 個別法で定める役員(法人の長を除く。)は、法人の長の定めるところにより、法人の長に事故があるときはその職務を代理し、法人の長が欠員のときはその職務を行う。

3 前条第二項の規定により置かれる役員の職務及び権限は、個別法で定める。

4 監事は、独立行政法人の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、法人の長又は主務大臣に意見を提出することができる。

(役員任命)

第二十条 法人の長は、次に掲げる者のうちから、主務大臣が任命する。

一 当該独立行政法人が行う事務及び事業に関して高度な知識及び経験を有する者

二 前号に掲げる者のほか、当該独立行政法人が行う事務及び事業を適正かつ効率的に運営することができる者

2 監事は、主務大臣が任命する。

3 第十八条第二項の規定により置かれる役員は、第一項各号に掲げる者のうちから、法人の長が任命する。

4 法人の長は、前項の規定により役員を任命したときは、遅滞なく、主務大臣に

届け出るとともに、これを公表しなければならない。

(役員の任期)

第二十一条 役員の任期は、個別法で定める。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格条項)

第二十二条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることできない。

(役員の解任)

第二十三条 主務大臣又は法人の長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることできない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 主務大臣又は法人の長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 前項に規定するもののほか、主務大臣又は法人の長は、それぞれその任命に係る役員（監事を除く。）の職務の執行が適当でないため当該独立行政法人の業務の実績が悪化した場合であって、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適切でないとき、その役員を解任することができる。

4 法人の長は、前二項の規定によりその任命に係る役員を解任したときは、遅滞なく、主務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

(代表権の制限)

第二十四条 独立行政法人と法人の長その他の代表権を有する役員との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が当該独立行政法人を代表する。

(代理人の選任)

第二十五条 法人の長その他の代表権を有する役員は、当該独立行政法人の代表権を有しない役員又は職員のうちから、当該独立行政法人の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第二十六条 独立行政法人の職員は、法人の長が任命する。

第三章 業務運営

第一節 業務

(業務の範囲)

第二十七条 各独立行政法人の業務の範囲は、個別法で定める。

(業務方法書)

第二十八条 独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省令（当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令をいう。以下同じ。）で定める。
- 3 主務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

第二節 中期目標等

（中期目標）

第二十九条 主務大臣は、三年以上五年以下の期間において独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。以下同じ。）
 - 二 業務運営の効率化に関する事項
 - 三 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
 - 四 財務内容の改善に関する事項
 - 五 その他業務運営に関する重要事項
- 3 主務大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

（中期計画）

第三十条 独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
 - 二 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
 - 三 予算（人件費の見積りを含む。）収支計画及び資金計画
 - 四 短期借入金の限度額
 - 五 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
 - 六 剰余金の使途
 - 七 その他主務省令で定める業務運営に関する事項
- 3 主務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 主務大臣は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

5 独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

(年度計画)

第三十一条 独立行政法人は、毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた中期計画に基づき、主務省令で定めるところにより、その事業年度の業務運営に関する計画(次項において「年度計画」という。)を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 独立行政法人の最初の事業年度の年度計画については、前項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは、「その成立後最初の中期計画について前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」とする。

(各事業年度に係る業務の実績に関する評価)

第三十二条 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

3 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該独立行政法人及び政令で定める審議会(以下「審議会」という。)に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項(同項後段の規定による勧告をした場合にあっては、その通知に係る事項及びその勧告の内容)を公表しなければならない。

5 審議会は、第三項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、当該評価委員会に対し、意見を述べることができる。

(中期目標に係る事業報告書)

第三十三条 独立行政法人は、中期目標の期間の終了後三月以内に、主務省令で定めるところにより、当該中期目標に係る事業報告書を主務大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。

(中期目標に係る業務の実績に関する評価)

第三十四条 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

3 第三十二条第三項から第五項までの規定は、第一項の評価について準用する。

(中期目標の期間の終了時の検討)

第三十五条 主務大臣は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務

の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

- 2 主務大臣は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 審議会は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告することができる。

第四章 財務及び会計

(事業年度)

第三十六条 独立行政法人の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

- 2 独立行政法人の最初の事業年度は、前項の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、翌年の三月三十一日(一月一日から三月三十一日までの間に成立した独立行政法人にあっては、その年の三月三十一日)に終わるものとする。

(企業会計原則)

第三十七条 独立行政法人の会計は、主務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。

(財務諸表等)

第三十八条 独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見(次条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない独立行政法人にあっては、監事及び会計監査人の意見。以下同じ。)を付けなければならない。
- 3 主務大臣は、第一項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 独立行政法人は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに第二項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(会計監査人の監査)

第三十九条 独立行政法人(その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない独立行政法人を除く。)は、財務諸表、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

(会計監査人の選任)

第四十条 会計監査人は、主務大臣が選任する。

(会計監査人の資格)

第四十一条 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法

律第二十二号) 第四条(第二項第二号を除く。)の規定は、第三十九条の会計監査人について準用する。この場合において、同法第四条第二項第一号中「第二条」とあるのは、「独立行政法人通則法第三十九条」と読み替えるものとする。

(会計監査人の任期)

第四十二条 会計監査人の任期は、その選任の日以後最初に終了する事業年度の財務諸表についての主務大臣の第三十八条第一項の承認の時までとする。

(会計監査人の解任)

第四十三条 主務大臣は、会計監査人が次の各号の一に該当するときは、その会計監査人を解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- 二 会計監査人たるにふさわしくない非行があったとき。
- 三 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(利益及び損失の処理)

第四十四条 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。

2 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 独立行政法人は、第一項に規定する残余があるときは、主務大臣の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下単に「中期計画」という。)の同条第二項第六号の剰余金の用途に充てることができる。

4 主務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

5 第一項の規定による積立金の処分については、個別法で定める。

(借入金等)

第四十五条 独立行政法人は、中期計画の第三十条第二項第四号の短期借入金の限度額の範囲内で、短期借入金をすることができる。ただし、やむを得ない事由があるものとして主務大臣の認可を受けた場合は、当該限度額を超えて短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、主務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 主務大臣は、第一項ただし書又は第二項ただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

5 独立行政法人は、個別法に別段の定めがある場合を除くほか、長期借入金及び債券発行をすることができない。

(財源措置)

第四十六条 政府は、予算の範囲内において、独立行政法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

(余裕金の運用)

第四十七条 独立行政法人は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債、地方債、政府保証債(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。)その他主務大臣の指定する有価証券の取得
- 二 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金
- 三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(財産の処分等の制限)

第四十八条 独立行政法人は、主務省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。ただし、中期計画において第三十条第二項第五号の計画を定めた場合であって、その計画に従って当該重要な財産を譲渡し、又は担保に供するときは、この限りでない。

2 主務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

(会計規程)

第四十九条 独立行政法人は、業務開始の際、会計に関する事項について規程を定め、これを主務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

(主務省令への委任)

第五十条 この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、独立行政法人の財務及び会計に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第五章 人事管理

第一節 特定独立行政法人

(役員及び職員の身分)

第五十一条 特定独立行政法人の役員及び職員は、国家公務員とする。

(役員の報酬等)

第五十二条 特定独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当(以下「報酬等」という。)は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 特定独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、当該特定独立行政法人の業務の実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

(評価委員会の意見の申出)

第五十三条 主務大臣は、前条第二項の規定による届出があったときは、その届出

に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

- 2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、主務大臣に対し、意見を申し出ることができる。

(役員の服務)

第五十四条 特定独立行政法人の役員（以下この条から第五十六条までにおいて単に「役員」という。）は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

- 2 役員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。
- 3 役員（非常勤の者を除く。次項において同じ。）は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。
- 4 役員は、離職後二年間は、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下「営利企業」という。）の地位で、その離職前五年間に在職していた特定独立行政法人又は人事院規則で定める国の機関と密接な関係にあるものに就くことを承諾し、又は就いてはならない。ただし、人事院規則の定めるところにより、任命権者の申出により人事院の承認を得た場合は、この限りでない。

(役員の災害補償)

第五十五条 役員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償及び公務上の災害又は通勤による災害を受けた役員に対する福祉事業については、特定独立行政法人の職員の例による。

(役員に係る労働者災害補償保険法の適用除外)

第五十六条 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定は、役員には適用しない。

(職員の給与)

第五十七条 特定独立行政法人の職員の給与は、その職務の内容と責任に応ずるものであり、かつ、職員が発揮した能率が考慮されるものでなければならない。

- 2 特定独立行政法人は、その職員の給与の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 前項の給与の支給の基準は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、当該特定独立行政法人の業務の実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の人員費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

(職員の勤務時間等)

第五十八条 特定独立行政法人は、その職員の勤務時間、休憩、休日及び休暇について規程を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 前項の規程は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）の適用を受ける国家公務員の勤務条件その他の事情を考慮したもの

でなければならない。

(職員に係る他の法律の適用除外等)

第五十九条 次に掲げる法律の規定は、特定独立行政法人の職員(以下この条において単に「職員」という。)には適用しない。

- 一 労働者災害補償保険法 の規定
- 二 国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第十八条、第二十八条(第一項前段を除く。)、第二十九条 から第三十二条 まで、第六十二条 から第七十条 まで、第七十二条第二項 及び第三項、第七十五条第二項 並びに第六六条 の規定
- 三 国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和二十四年法律第百号)の規定
- 四 一般職の職員の給与に関する法律 の規定
- 五 国家公務員の職階制に関する法律(昭和二十五年法律第百八十号)の規定
- 六 国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百九号)第五条第二項、第七条の二、第八条 及び第十一条 の規定
- 七 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の規定
- 八 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成十二年法律第百二十五号)第七条 から第九条 までの規定

2 職員に関する国家公務員法の適用については、同法第二条第六項中「政府」とあるのは「独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人(以下「特定独立行政法人」という。)」と、同条第七項中「政府又はその機関」とあるのは「特定独立行政法人」と、同法第六十条第一項中「場合には、人事院の承認を得て」とあるのは「場合には」と、「により人事院の承認を得て」とあるのは「により」と、同法第七十二条第一項中「その所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」と、同法第七十八条第四号中「官制」とあるのは「組織」と、同法第八十条第四項中「給与準則」とあるのは「独立行政法人通則法第五十七条第二項に規定する給与の支給の基準」と、同法第八十一条の二第二項各号中「人事院規則で」とあるのは「特定独立行政法人の長が」と、同法第八十一条の三第二項中「ときは、人事院の承認を得て」とあるのは「ときは」と、同法第百条第二項中「、所轄庁の長」とあるのは「、当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」と、「の所轄庁の長」とあるのは「の属する特定独立行政法人の長」と、同法第百一条第一項中「政府」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人」と、同条第二項中「官庁」とあるのは「特定独立行政法人」と、同法第百三条第三項中「所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務し、又は勤務していた特定独立行政法人の長」と、同法第百四条中「内閣総理大臣及びその職員の所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」とする。

3 職員に関する国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律(昭和四十五年法律第百十七号)第五条及び第六条第三項の規定の適用については、同法第五条第一項中「俸給、扶養手当、調整手当、研究員調整手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ百分の百以内」とあるのは「給与」と、同条第二項中「人事院規則(派遣職員が検察官の俸給等に関する法律(昭和

二十三年法律第七十六号)の適用を受ける職員である場合にあつては、同法第三条第一項に規定する準則)」とあるのは「独立行政法人通則法第五十七条第二項に規定する給与の支給の基準」と、同法第六条第三項中「国は」とあるのは「独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人は」とする。

4 職員に関する労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第十二条第三項第四号及び第三十九条第七項の規定の適用については、同法第十二条第三項第四号中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一号」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第九号)第三条第一項」と、「同条第二号」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第二号」と、同法第三十九条第七項中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第一号」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律第三条第一項」と、「同条第二号」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第二号」とする。

5 職員に関する船員法(昭和二十二年法律第百号)第七十四条第四項の規定の適用については、同項中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一号」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第九号)第三条第一項」と、「同条第二号」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第二号」とする。

(国会への報告等)

第六十条 特定独立行政法人は、政令で定めるところにより、毎事業年度、常時勤務に服することを要するその職員(国家公務員法第七十九条又は第八十二条の規定による休職又は停職の処分を受けた者、法令の規定により職務に専念する義務を免除された者その他の常時勤務に服することを要しない職員で政令で定めるものを含む。次項において「常勤職員」という。)の数を主務大臣に報告しなければならない。

2 政府は、毎年、国会に対し、特定独立行政法人の常勤職員の数を報告しなければならない。

第二節 特定独立行政法人以外の独立行政法人

(役員の兼職禁止)

第六十一条 特定独立行政法人以外の独立行政法人の役員(非常勤の者を除く。)は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(準用)

第六十二条 第五十二条及び第五十三条の規定は、特定独立行政法人以外の独立行政法人の役員の報酬等について準用する。この場合において、第五十二条第三項中「実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の人件費の見積り」とあるのは、「実績」と読み替えるものとする。

(職員の給与等)

第六十三条 特定独立行政法人以外の独立行政法人の職員の給与は、その職員の勤務成績が考慮されるものでなければならない。

- 2 特定独立行政法人以外の独立行政法人は、その職員の給与及び退職手当の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 前項の給与及び退職手当の支給の基準は、当該独立行政法人の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように定められなければならない。

第六章 雑則

(報告及び検査)

第六十四条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、独立行政法人に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、独立行政法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(違法行為等の是正)

第六十五条 主務大臣は、独立行政法人又はその役員若しくは職員の行為がこの法律、個別法若しくは他の法令に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、当該独立行政法人に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができる。

- 2 独立行政法人は、前項の規定による主務大臣の求めがあったときは、速やかに当該行為の是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の内容を主務大臣に報告しなければならない。

(解散)

第六十六条 独立行政法人の解散については、別に法律で定める。

(財務大臣との協議)

第六十七条 主務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

- 一 第二十九条第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。
- 二 第三十条第一項、第四十五条第一項ただし書若しくは第二項ただし書又は第四十八条第一項の規定による認可をしようとするとき。
- 三 第四十四条第三項の規定による承認をしようとするとき。
- 四 第四十七条第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

(主務大臣等)

第六十八条 この法律における主務大臣、主務省及び主務省令は、個別法で定める。

第七章 罰則

第六十九条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五十四条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第五十四条第四項の規定に違反して営利企業の地位に就いた者

第七十条 第六十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした独立行政法人の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第七十一条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした独立行政法人の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 この法律の規定により主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。
- 二 この法律の規定により主務大臣に届出をしなければならない場合において、その届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 三 この法律の規定により公表をしなければならない場合において、その公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 第九条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。
- 五 第三十条第四項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。
- 六 第三十三条の規定による事業報告書の提出をせず、又は事業報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして事業報告書を提出したとき。
- 七 第三十八条第四項の規定に違反して財務諸表、事業報告書、決算報告書若しくは監事の意見を記載した書面を備え置かず、又は閲覧に供しなかったとき。
- 八 第四十七条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。
- 九 第六十条第一項又は第六十五条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第七十二条 第十条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にその名称中に独立行政法人という文字を用いている者については、第十条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(国の無利子貸付け等)

第四条 国は、当分の間、独立行政法人に対し、その施設の整備で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の全部又は一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付ける

ことができる。この場合において、第四十五条第五項の規定は、適用しない。

- 2 前項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。
- 3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。
- 4 国は、第一項の規定により独立行政法人に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である施設の整備について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。
- 5 独立行政法人が、第一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

附 則（平成十一年一月二五日法律第一四一号） 抄

（施行期日等）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成十二年一月二七日法律第一二五号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成十四年二月八日法律第一号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成十四年七月三十一日法律第九八号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一章第一節（別表第一から別表第四までを含む。）並びに附則第二十八条第二項、第三十三条第二項及び第三項並びに第三十九条の規定 公布の日

（罰則に関する経過措置）

第三十八条 施行日前にした行為並びにこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十九条 この法律に規定するもののほか、公社法及びこの法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

独立行政法人の中期目標等の策定指針

平成 15 年 4 月 18 日

特殊法人等改革推進本部事務局

はじめに

独立行政法人制度は、法人に業務運営の自主性を付与する一方、目標の達成状況を事後に厳格にチェックすることにより、効果的・効率的な運営を目指しているが、今般の特殊法人等改革において特殊法人等の廃止に合わせて設立される独立行政法人については、そのような独立行政法人制度の特色を十分活かした運営が求められる。

特に、中期目標及び中期計画において設定される法人の達成すべき目標については、それが毎年度の業績評価の尺度となり、その業績評価が組織・事業の毎年度の見直しや中期目標の期間の終了時の改廃に反映されるものであることから、どのような目標設定を行うかが独立行政法人制度において重要な鍵を握ると考えられる。また、運営費交付金等の独立行政法人への財政措置が毎年度国会の議決を必要としていること等からも、法人の業務運営等に対する評価が毎年度厳正に行われる必要がある。

このため、平成 14 年 10 月 18 日に特殊法人等改革推進本部において決定した「特殊法人等の廃止・民営化等及び独立行政法人の設立等に当たっての基本方針について」においては、「独立行政法人が、所期の成果を挙げるためには、的確な中期目標の設定と厳正な評価が極めて重要である。(中略)新独立行政法人の設立に当たっては、主務大臣は、明確かつ具体的な中期目標を設定することとする」としたところである。

さらに、第 155 回臨時国会においては、特殊法人等改革関連四十六法律案に対する附帯決議がなされ、「独立行政法人が所期の成果を挙げるためには、的確で厳正な業績評価が重要である。このため、明確かつ具体的な中期目標や評価基準を設定することとし、また、公正で客観性のある厳格な評価を確保するよう、評価者の人事及び評価の方法には細心の配慮を払うこと(平成 14 年 11 月 18 日衆議院特殊法人等改革特別委員会決議)などが決議されたところである。

独立行政法人制度における目標設定の重要性及び上記の経緯を踏まえ、今般、特殊法人等改革推進本部事務局において、特殊法人等から移行する独立行政法人について、各主務大臣及び各法人が中期目標及び中期計画を策定するに当たり指針とすべき事項について、「独立行政法人の中期目標等の策定指針」をとりまとめた。

今後、各府省においては、引き続き独立行政法人の設立に向けた準備を進めることとなるが、新たに設立される独立行政法人の運営が的確に行われるよう、その前提となる中期目標等の策定については、特殊法人等改革推進本部参与会議及び同本部事務局において本策定指針に照らして適切にフォローアップを進めていくこととする。

基本的考え方

1 中期目標の意義等

中期目標は、主務大臣が独立行政法人（以下「法人」という。）に指示する、中期目標の期間において達成すべき業務運営に関する目標であり（独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第 29 条）当該中期目標の期間における業務の実績の評価は、当該中期目標の達成状況の調査・分析結果を考慮して行わなければならない（通則法第 34 条）。

したがって、中期目標中には、目標の期間に法人が達成すべき水準が客観的に定められていることが必要であり、「中央省庁等改革の推進に関する方針」（平成 11 年 4 月 27 日中央省庁等改革推進本部決定）において、「独立行政法人の中期目標は、できる限り数値による等その達成状況が判断しやすいように定めることとする。また、その内容については、各独立行政法人の業務の内容、性格に応じた目標の設定となるように特に配慮するものとする」としたところである。

また、「特殊法人等の廃止・民営化等及び独立行政法人の設立等に当たっての基本方針について」（平成 14 年 10 月 18 日特殊法人等改革推進本部決定）においては、「独立行政法人が、所期の成果を挙げるためには、的確な中期目標の設定と厳正な評価が極めて重要である。（中略）新独立行政法人の設立に当たっては、主務大臣は、明確かつ具体的な中期目標を設定することとする」としたところである。

さらに、平成 13 年度から業務を開始している既存の法人について、その業務の実績に関する評価の結果について総務省政策評価・独立行政法人評価委員会が取りまとめ、各府省の独立行政法人評価委員会に通知した「平成 13 年度における独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての第 2 次意見～独立行政法人評価の厳格性・信頼性の向上のために～」（平成 14 年 12 月 26 日）において、「制度発足後間もない現段階において、目標・計画が定量的、具体的なものとなっていないケースが少なからず見られる」という現状を踏まえ、「今後、（中略）定量的、具体的に業務の実績を把握することが可能なものを中心に、できるだけ目標・計画中に定量的な目標値が盛り込まれることとなるよう」求めている。

なお、定量的な目標設定を行うことは、このように厳正な評価を行うとの観点から重要であるばかりでなく、例えば、法人の長が目標に照らして業務の進捗状況を把握し、的確な指示を行うこと等を通じて組織全体として機能的かつ的確な業務運営がなされるといった法人に求められるトップマネジメント機能の確保の観点からも、極めて重要な要素である。

2 定量的な目標設定の必要性等

(1) 定量的かつ高水準の目標設定

中期目標においては、上記1の意義等に鑑み、できる限り定量的な目標値を盛り込むべきである。その際、設定する目標の水準は、実現可能性を過度に考慮した安易なものとすることなく、法人の努力を促すことが期待されるような、より高水準のものとするべきである。

また、中期目標の設定後に社会経済の変動が生じたときには、これに応じて臨機に目標を変更することは妨げられるものではない。

さらに、法人の経営の自主性を確保する観点から、中期目標には法人が達成すべき基本的な目標を定めた上で、法人が策定する中期計画に当該目標を達成するために必要なより詳細かつ定量的な目標を盛り込むことを中期目標で定めるという手法も考えられる。ただし、この場合においても、中期目標に定める目標はできる限り定量的なものとする必要がある。

一方、特段の事由により定量的な目標設定が不可能又は馴染まない事項については、定性的な目標設定もやむを得ないが、その場合においても、単に抽象的な表現に止まらず、当該事項について法人の達成すべき水準を明確かつ具体的に示すことが必要である。

(2) 業務全体を評価できるような目標設定

目標設定が一部の業務のみを対象としている場合には、法人における業務運営や評価の段階において、目標設定の対象となった一部の業務だけに重点が置かれ、その他の業務が軽視されかねないことから、法人の業務全体を評価できるような目標設定を行う必要がある。

(3) 目標における各事項の均衡への配慮

法人は、次の にあるとおり、中期目標において一定の目標を与えられることにより、「業務運営の効率化」及び「財務内容の改善」とともに「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上」の達成を求められている。

しかしながら、「業務運営の効率化」の中で法人の経費の抑制を目標として掲げた場合に、当該目標が、「国民に対して提供するサービスその他の業務」について本来あるべき量・質を低下させるおそれが生じるなど、各々の事項に関して定める目標がトレードオフの関係となる場合もある。

このようにトレードオフの関係となる目標を各事項に関して設定する場合においては、その均衡に配慮する必要があり、各々の目標のウェイトや優先順位を考慮した上で目標を設定すべきである。

(4) 組織・業務運営上の目標設定

法人を効率的、効果的に運営していくためには、組織・業務運営の合理化も重要であり、そのような観点から、例えば、

組織のフラット化や管理業務の重複整理などの組織改革の指針を定めること

業務の実施状況に関する情報の定期的な公表、事前・事後にわたる受益者等を対象とする調査や外部評価を含む評価システムの活用などの措置を講ずること

業績評価又は上記の調査・外部評価等の結果、中期目標及び中期計画に定められた目標の達成のために法人が定める組織及び業務について、見直しが必要となる又は継続することが適当でない場合においては、中期目標の期間の終了を待たずに改廃を行うこと

等の組織・業務運営の目標を明記することも有効である。

3 中期計画の意義等

(1) 中期計画の意義

独立行政法人制度においては、国の関与を極力制限し、法人の自主性・自律性の発揮を期待する一方で、法人は、公共性の高い業務を担うものであるから、その業務を確実に実施することが求められている。

法人は、中期目標に掲げられた目標を達成するための方策等について具体的な計画を中期計画として定め、自ら定めたその計画に従い、自主性・自律性をもって業務を遂行することとしているが、この中期計画については、中期目標に従った業務の確実な実施のため事前のコントロールとして、主務大臣による認可を要することとしている。

(2) 定量的な計画の設定

法人は、その経営資源を最大限活用して、業務運営の効率化やサービスその他の業務の質の向上に具体的にどのように取り組むか、できる限り定量的な計画を設定すべきである。

(3) 中期目標と中期計画との関係

中期計画においては、上記2(1)により中期目標を達成するために必要なより詳細かつ定量的な目標を盛り込むほか、中期目標で掲げられた目標の水準を更に具体化することも積極的に検討する必要がある。

また、法人が中期目標を実現するために中期計画で定めるべき具体的手法等の事項については、上記(1)の意義に鑑み、法人の自主性・自律性を尊重し、中期目標がこれを拘束することのないよう留意すべきである。

4 独立行政法人評価委員会の意見聴取

主務大臣は、通則法第 29 条及び第 30 条に基づき、中期目標を定め、又は法人が作成した中期計画の認可をしようとするときは、あらかじめ、独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならないとされているが、今般は法人として初めての中期目標・中期計画となることから、十分時間的な余裕をもって意見聴取を行う必要がある。

中期目標で定める事項の内容

通則法第 29 条第 2 項では、中期目標で定める事項として、

- 1 中期目標の期間
 - 2 業務運営の効率化に関する事項
 - 3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
 - 4 財務内容の改善に関する事項
 - 5 その他業務運営に関する重要事項
- の 5 つを掲げているが、このうち 2、3 及び 4 の事項に関して、「明確かつ具体的な中期目標」についての考え方を整理すると以下のとおりである。

第 1 業務運営の効率化に関する事項

- 1 業務運営の効率化に関する事項において、中期目標の期間に法人が達成すべき水準が具体的に定められていると言い得るためには、各法人の実態に則し、効率化の効果として、基本的に、数値目標を提示することが必要である。

数値目標で用いる「指標」としては、例えば次のようなものが考えられる。

- イ 法人の経費総額
- ロ 法人の経費項目ごとの総額
- ハ 法人の提供する財・サービス 1 単位に要する経費
- ニ 法人の調達する財・サービス 1 単位当たりの単価

なお、「経費総額」に関して数値目標を定めるとしても、政府の閣議決定等に基づき推進している事業の経費（例えば、科学技術基本計画における競

争的資金の倍増等)を除外することは差し支えない。

数値目標で用いる「計数」としては、例えば次のようなものが考えられる。

イ 前年度比

ロ 中期目標期間中の総額

ハ 中期目標期間最終年度に達成すべき水準

数値目標は、物価変動分を考慮して実質値で表現する方法と、名目値で表現する方法とが考えられる。

数値目標の設定に際しては、併せて基準年度における当該目標値に相当する数値を明示するなどにより、目標水準の設定が国民にとって分かり易いものとする必要がある。

2 中期目標の設定に当たっては、民間委託、PFIの促進や積極的な一般競争入札の導入など、その達成のための手法について併せて提示することも可能である。ただし、当該中期目標の設定においては、法人の業務運営の自主性に関する配慮が必要である。

3 法人の達成すべき水準が具体的かつ客観的に示されることが必要であることから、仮に数値目標を示せない場合でも、単に「効率化」、「柔軟」、「機動的」等の定性的な記述では十分でなく、いかなる水準が「効率化」、「柔軟」、「機動的」等と評価されるのかが明確になっていることが必要である。

第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 本項目には、国民に対して提供するサービスその他の業務の内容を定めるのではなく、当該業務の質の向上に関する事項を、可能な限り定量的に定めることが必要である。

2 具体的には、一定量・一定内容の業務を行うこと自体が法人としての業務の質の向上につながると認められる場合を除いては、単に法人が実施する事業の具体的な内容及び量を掲げているのみでは、通則法の定める中期目標の必要的記載事項としての要件を満たしているとは評価し難い。

3 例えば、「中期目標中に 〇〇の研究を行う」、「〇〇事業を年間 〇回実施する」等の定めは、一般的には事業量を定めているに過ぎず、業務の質の向上について定めているとは言えない。この場合においては、中期目標期間中に業務の質

をどの水準まで向上させる必要があるのか、定量的あるいは明確かつ具体的に定める必要があり、例えば、調査・研究開発においては中期目標期間中に達成されるべき研究成果、研究開発の進捗の程度等、その他の事業においても業務の性格に応じ中期目標期間中に達成されるべき事業の具体的な水準の向上や受益者等の効用の増進の程度等が明確かつ具体的に定められることが必要である。

- 4 上記の2(4)及びの第2の3の「受益者等」については、法人の業務から直接恩恵を受ける者の効用のみを把握するのでは、当該業務を拡張すべきとの結論しか得られないおそれがあることから、直接恩恵を受ける者のみならず、間接的な受益者や不利益を受ける者など当該法人の業務の影響を受ける者を広く含む必要がある。
- 5 業務の質の向上の目標については、これを掲げること自体が業務の量及び範囲の拡大を許容するものではなく、業務運営の効率化の目標との均衡の下に達成されるべきものである。

第3 財務内容の改善に関する事項

- 1 法人は、必ずしも独立採算を前提としたものではないが、業務を確実に実施するため必要な「財産的基礎」を有しなければならない(通則法第8条)とされていること及び将来にわたりできるだけ少ない国民負担の下で安定的にサービスを提供する必要があることから、その財務内容の改善を図ることが重要であり、このため、中期目標においても財務内容の改善に関する事項を定めることとされている。
- 2 財務内容の改善に関する目標としては、業務運営の効率化に関する事項において設定されることが考えられる経費削減等の目標に加えて、バランスシートの健全性の向上、収支構造の改善、累積欠損金の計画的解消等に関するものが挙げられるが、定量的な目標設定に馴染みやすい分野であることから、個々の法人のおかれた財務状況・業務内容の特性等に配慮しつつ、基本的に、これらの事項について定量的な目標設定を行うことが必要である。
- 3 バランスシートの健全性の向上については、例えば、引当金・積立金を適正に設定することは改訂後の独立行政法人会計基準・同基準注解等が求める会計

ルールに照らして当然であるが、それに留まらず、適切な資産運用、借入金の圧縮等、一層の健全性の向上を図ることが必要である。

4 収支構造の改善については、業務運営の効率化により経費を削減するとともに、当該法人の業務内容に応じて可能な範囲で自己収入の増大等を図ることが必要である。

5 今回新たに設立される法人には、設立時において既に累積欠損金を有するものもあるが、これらの欠損金の処理については、平成 14 年 10 月の特殊法人等改革推進本部決定を踏まえ、所管府省において、その解消に向けた方策を策定し、当該方策が実現されるよう財務内容の改善について中期目標を定めることが必要である。

なお、当該方策が中期目標の期間を超える場合、又は特段の理由により期間の定められていない場合であっても、当該方策のうち中期目標の期間に対応する部分について、中期目標に反映することが必要である。

中期目標等の具体的な記載例

1 中期目標等の具体的な記載例

上記の中期目標において定める各々の事項に関する基本的な考え方に基づき、定量的な目標設定の記載例を中心に具体例を示すと「独立行政法人の中期目標等の具体的な記載例」(別添)のとおりである。

本記載例は、中期目標等の策定の際の参考であり、個々の中期目標等の記載を拘束するものではない。

なお、本記載例は、便宜的に法人が行う事業の類型に即して列挙したものであるが、必ずしも当該類型だけに該当するものではなく、また、当該類型に関する業務について網羅的に示したものではないことから、記載例として示したものの以外についても上記の考え方を指針として記載する必要がある。

2 中期計画との関係

上記の基本的考え方で示したとおり、本来法人が主体的に定めるべき事項については、中期計画において定められるべきものであり、法人によっては本記載例で挙げたものを中期計画において記載する場合もあり得る。

別添

独立行政法人の中期目標等の具体的な記載例

第1 業務運営の効率化に関する事項

1 共通事項

- ・ 各事業年度の経費総額を（中期目標の期間を通じ）対前年度比で、平均％抑制する。
- ・ 一般管理費について、中期目標期間中における当該経費の総額を、初年度の当該経費に5（中期目標期間が5年の場合）を乗じた額に比べて％抑制する。
- ・ 平成 年度（中期目標期間の最終年度）の総事業費に占める常勤職員の人件費の割合を平成 年度（中期目標期間の初年度）と比較して％とする。
- ・ 期初の常勤職員数 人を期末までに 人とする。
- ・ 中期計画において、組織改革に関する具体的な目標を定めることにより組織運営の合理化を推進する。
- ・ 各事業年度において、 に係る事項に要する経費を、対前年度比で最低％抑制する。
- ・ 運営費交付金を充当して行う業務については、業務の効率化を進め、新規に追加されるもの、拡充分等を除き、毎年度平均で、前年度比％の経費節減を行う。
- ・ 一般競争入札の積極的な導入等により の調達価格（価額）を対前年度比％削減する。
- ・ 外部委託の推進により、 事業における 経費を％削減する。

2 公共施設の建設・管理等

- ・ 事業については、工法等の改善により、現行よりも建設コストを％縮減する。
- ・ 事業については、中期目標終了時に、当初計画の進捗率％を達成する。
- ・ 事業については、事業期間を か月短縮し、 年 月までに（中期目標 年次末までに）終了させる。
- ・ の処分（売却）については、処分（売却）の予定時期等を定めた計画を策定し、毎年度その進捗状況を明確にする。各年度の計画達成率を％以上とする（ 件以上に着手する）。
- ・ 採算性等から見直しを行う必要があるプロジェクトについて、中期目標期間内に％以上の見直しに着手する（ 件以上に着手する）。

3 融資・保証・出資等

- ・ 融資事業について、不良債権が貸付残高に占める割合を、中期目標の期間末において %以下にする。
- ・ 融資事業について、中期目標の期間における平均経費率（例：貸付残高に占める経費の割合）を %以下にする。
- ・ 融資事業について、中期目標の期間における回収率を %以上とする。
- ・ 統計的手法を用いること等により1件当たりの審査コストを %削減する。
- ・ 債権回収経費を中期目標期間中に %減少させる。
- ・ 保証・保険事業について、中期目標の期間における平均経費率（例：付保残高に占める経費の割合、保証料・保険料収入に占める経費の割合）を %以下にする。
- ・ 保証・保険事業について、保証債務損失引当金（又は保険準備金。支払い済み額を含む。）が付保残高に占める割合を、中期目標の期間末において %以下にする。（リスクに応じて適正に引当てを実施することは当然の前提。）また、代位弁済率を %以下にする。
- ・ 出資事業について、新規出資の成功（例：出資先の株式公開）率の目標を定め、それを実現すべく出資案件を厳選する。
- ・ 出資事業について、出資実行後 年以上経過している出資分について、時価評価を行った上、出資時（中期目標の期間開始時）と比較して %以上の評価額増加が実現する。
- ・ 出資事業について、出資案件に係る民間出資比率について、その下限を %とするとともに、中期目標の期間中の平均（出資案件毎に民間出資比率を算定した上、単純平均する。）で %以上とする。

4 調査・研究開発

- ・ の研究開発について、材料・部品等の規格の共通化、一括購入等を行うことにより、経費を %削減する。
- ・ 分野の研究開発について、試験機器、試薬等の共同購入等を行うことにより、経費を %削減する。
- ・ 試薬、実験動物等、消費量の多い消耗品上位 種について、その単価をそれぞれ %以上削減する。
- ・ 大規模施設 の単位時間当たり運用コスト及び実験動物の匹数当たりの維持管理費をそれぞれ %以上削減する。
- ・ 研究所の延べ床面積当たりの電気・ガスなどの光熱水量を、平成 年度比でおおむね %以下に維持する。

- ・ 開発支援業務において、公募を行った場合、審査事務の電子化等により、開発費当たりの事務経費を %以上削減する。
- ・ 研究資金配分業務について、申請業務のオンライン化の更なる推進等により、配分研究費1億円当たりの事務経費を %以上削減する。
- ・ 研究の評価、進捗管理等を効率的に行うため、研究機関からの進捗状況報告における電子報告の割合を %以上とする。

5 国際協力等

- ・ 緊急援助物資の調達・備蓄経費について、調達・備蓄方法の見直し等により、 %削減する。
- ・ 民間委託に係る経費について、競争契約や提案公募方式などの競争的手法を導入することにより、 %削減する。
- ・ 研修員の滞在経費について、宿泊施設運営の効率化、本邦滞在期間の弾力的設定等により、一人当たりの平均で %削減する。
- ・ 専門家、調査団等の航空費について、航空券の調達方法の見直し等により、単価を %削減する。
- ・ 専門家派遣について、派遣期間を弾力的に設定すること等により、派遣に係る人・日当たりの平均経費を 円以下とする。
- ・ インターネット等情報通信インフラを活用すること等により、専門家等の海外派遣期間・のべ人数を各々 %、 %削減する。

6 施設運営・サービス提供

- ・ 研修生等の養成期間を現行の 年 か月から 年 か月に短縮する。
- ・ 研修機材数を抑制するため、機材の利用率の向上を図ることにより、一機材当たりの年間使用時間を約 %向上させる。
- ・ 学理及び技術の教授に関する業務に関し、非常勤講師を活用すること等により、教育時間当たりのコストを %削減する。
- ・ 既存施設外での研修を年 件実施することにより、未設置地域における施設の新設を抑制する。
- ・ 募集、企画、運営に係る業務を集約化及び外注化すること等により、研修業務における研修生1人日当たりのコストを %削減する。
- ・ 各施設共通の備品等の管理を一元化することにより、年間の管理運営費を %削減する。
- ・ 各研修コースのカリキュラムの見直し等により、業務経費を %削減する。

7 振興助成・給付

- ・ 事業ごとに明確かつ具体的な目標を定め、当該目標が達成された場合又は一定期間（例： 年間など具体的に設定する）の経過後に助成・給付を終了することを給付要綱等に明記し、助成・給付の実際の終了時期を公表する。
- ・ 助成対象となる施設・設備の処理能力当たりの建設コスト等を %削減する。
- ・ 統計的手法を用いること等により、1件あたりの交付請求から交付までの平均所要日数を 日以下とする。
- ・ 助成金の支給に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、事務手続きの効率化を図ること、担当者の審査能力向上を図ること等により、1件当たりの平均処理期間を %短縮する。

8 情報収集・提供・広報・普及啓発

- ・ ホームページや電子メールを活用した情報収集・提供等を促進することにより事務の効率化を図り、事務経費を %削減する。
- ・ 当該法人に対する提出物等について、電子媒体によるものの割合を %以上とする。
- ・ 広報刊行物の統合等により広報経費を %削減する。
- ・ 情報収集等業務経費については、当該業務に係る本体事業費の縮減率と合わせ同率で削減する。

第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 公共施設の建設・管理等

- ・ 予定及び実施中の事業について社会経済情勢の変化や事業の採算性から、当初予定されていた規模の事業継続の必要性について、当該事業の事業評価にあわせて見直し、その必要性が低いと判断される場合は、原因を明確にした上で中止を含め事業計画の変更を速やかに行い、事業の投資効果を高める。
- ・ 事業効果の早期発現を図る観点から、 事業の実施に当たっては、に投資を重点化し、これに関する事業費の割合を %増加する（事業費全体の %以上を当該事業に投入する）とともに、 に関する事業費の割合を %縮減する。
- ・ 施設の老朽化に伴う改築・修繕のための整備計画を策定し、耐震性等の性能を高めた施設の割合を %にする。

- ・ バリアフリー化のための増改築を進め、バリアフリー化を達成した施設の割合を %にする。また、増改築のための整備計画の策定した施設の割合を %高める。
- ・ 民間と共同して実施する事業の割合を %にする。
- ・ 事業における利用者等に対するアンケート調査の実施により、 %以上の人から、満足との結果を得る。

2 融資・保証・出資等

- ・ 統計手法を用いること等により、平均審査期間を 日以下とする。
- ・ 利用者利便性等の観点から、審査のための提出書類を %縮減する。
- ・ 当該保証・出資に係る事業による の日本への輸入量を、中期目標の期間において、合計 以上とする。
- ・ 証券化に係る（当該独立行政法人の）手数料相当分を、中期目標の期間の最終年度までに %圧縮する。
- ・ 民業補完の原則に則って業務を遂行する。具体的には、
イ リスクに見合った金利設定を行う。このため、民間に準拠した場合に想定される金利との差を平均 %以下とする。
ロ 融資対象者が民間金融機関を利用しない理由を継続的に把握し、金利水準を理由とする案件の比率を %以下とする。
- ハ 直接融資・間接融資・保証の新規実行額に占める直接融資の割合を中期目標の期間の平均で %以下とする。
- ・ 透明性を高める観点から、出資先の財務内容を毎事業年度公表する。
- ・ 資金調達において市場からの評価を受ける財投機関債の中期目標期間中の発行総額が総借入金額に占める割合を %以上とする。

3 調査・研究開発

- ・ 事前、事後等の外部評価・第三者評価を徹底し、評価結果を研究開発資源の配分に反映する。
- ・ 年度までに タービンの出力変動 %低減を実現する技術を開発する。
- ・ 年度までに家庭で Mbps（現状の数十倍のデータ容量）、企業等で Gbpsの固定超高速衛星通信技術を開発する。
- ・ 年度までに定点对空飛行試験を実施し、 の条件下で飛行船を定点に留める技術を開発する。
- ・ 年度の年間特許出願総数を 件以上とする。
- ・ 年度の論文発表総数（査読済み）を 報以上とする。

- ・ 共同研究件数を 件以上とする。
- ・ 年度においてインパクトファクター（ I F ）上位 1 0 0 0 報の I F 総数で 以上とする。
- ・ 産業界との連携を深めるため、民間企業との共同研究及び民間企業からの受託研究の件数を %以上増加させる。
- ・ 試験施設、設備の外部研究者による利用割合を %増加させる。
- ・ 開発事業において、研究開発終了から ~ 年後の事業化率を %以上にする。
- ・ 開発事業において、公募を行った場合、審査事務の電子化等により、公募締切りから契約締結までの期間を %短縮する。
- ・ 開発事業の公募において、公募実施の周知を図るため、 年度までに関係機関、産業界等のメーリングリスト 件以上、総数 件以上のアドレスあての情報提供を行う。
- ・ いわゆる日本版バイ・ドール条項により研究開発委託先に譲渡した知的財産権の出願数を 件以上とする。
- ・ 有識者対象の役立ち度（顧客満足度）に関するアンケート調査により、 %以上の人から「役立つ」との結果を得る。
- ・ 外部有識者による論文の査読を行い、 段階評価中の 以上の評価を得る。
- ・ 競争的研究資金制度である 研究推進事業において、対直接経費 %の間接経費の配分率を達成する。
- ・ 研究成果の活用、実用化を促進するため、技術移転機関の活用件数を中期目標期間中 件以上とする。

4 国際協力等

- ・ 技術協力に関し、一律に先端技術を移転するのではなく開発途上国の発展段階に適した技術移転を行うこと等により、当該技術が援助終了後 年以上継続して活用される比率を %以上とする。
- ・ 客観的な事業評価の指標の設定を含む事前評価から事後評価にいたる体系的な評価を実施するとともに、外部評価を実施し、外部評価の内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。
- ・ 国際約束の締結から案件の実施開始までの期間を ヶ月から ヶ月に短縮する。
- ・ 当該開発途上地域のニーズを的確に踏まえた技術協力のための研修を実施することにより、事業終了後のアンケートにおいて %以上の満足度を得る。
- ・ 研修事業について、習熟度に関する一定の基準を設定し、研修によって当

該基準を超えた者の割合を %以上とする。

- N G Oと連携した案件を %増加させる。
- 輸出向け作物の品質改良を促進し、当該作物の生産量を %増加させる。
- 農業経営形態を的確に踏まえた技術協力を実施することにより、小規模農家の米の生産性を %増加させる。
- 日本語学習希望者のニーズを的確に踏まえた日本語普及事業を実施することにより、日本語学習者の数を %増加させる。
- 住民の生活環境を的確に踏まえた疾病対策を実施することにより、住民の罹患率を %減少させる。

5 施設運営・サービス提供

- 年間 万人以上の入場者数を確保する。
- 年度の年間の施設稼働率を 年度から %向上する。
- 中期計画期間中における職業訓練修了者の就職率を %以上とする。
- 研修生及びその派遣元または利用者に対するアンケート調査により、 %以上の満足度を得る。
- 利用者の平均待機時間を %短縮する。
- 認証業務については、申請後原則 日以内に処理する。
- 民間機関で対応が困難である者を当該機関で受け入れる体制を整え、それらの者の割合をサービス受益者全体の %以上とする。
- 研修内容を決定する際に受講者からのニーズ調査結果を反映して関心の高いテーマとすること等により、満足度を %以上確保する。
- 障害者の地域生活移行に計画的に取り組み、 年度までに 人を移行させる。
- モデル的な処遇を行う施設との位置付けの下、一般の同種施設への助言等の回数を 年度までに 回以上とする。
- 利用対象者に対し広く周知することにより、相談件数を %増加させる。
- 訓練、 講習の実施により、中期計画の期間中、 %以上の対象者が就職等に向かう次の段階に移行できるようにする。併せて、これらの訓練及び講習を受けた者の 割以上から「満足している」との評価を得る（任意抽出調査）。
- 治療効果を高めることにより、 障害状態から脱却する患者数を中期目標期間中に 人以上とする。

6 振興助成・給付

- 助成の対象としたベンチャー企業のうち、上場するなど経営が軌道に乗っ

たと認められる数を %増加させる。

- ・ 助成の効果について第三者機関による評価を行った上で、評価の結果を翌期の採択基準等に反映させる仕組みを構築する。
- ・ 助成申請や届出のための提出書類の 割削減または記載事項の 割削減を行う。
- ・ 振興助成・給付の申請者の利便を図るため、助成・給付メニュー、採択・支給条件、受付・申請窓口等をホームページ等で公開する。
- ・ 振興助成、給付事業について、申請者の利便を図ることにより、申請件数を %以上増加させる。
- ・ 助成金の交付に係る選考手続き等に関し、客観性及び透明性の確保を図るため、第三者機関による採択基準の策定、採択の審査を行う体制を構築する。
- ・ 助成事業については、助成先の一覧をホームページ等で公開する。
- ・ 給付請求件数に対する請求受理から判定の申し出の期間及び判定結果の通知から支給決定までの期間 ヶ月を達成する件数の全件数に占める割合を %以上にする。

7 情報収集・提供・広報・普及啓発

- ・ ホームページにおいて提供する情報について、更新に要する期間を 日以内とする。
- ・ 情報提供システムへの情報の掲載に要する期間を 日以内とする。
- ・ 国民からの事案照会から回答に要する期間を %以上短縮する。
- ・ 相談事業、セミナー等については、提供するサービスの内容を充実させ、アンケート調査における相談者、受講者等の満足度等を %以上とする。
- ・ ホームページで提供する情報の内容を充実させ、年間アクセス件数が 件以上（対前年度比 %増、今後 年間に %増）となるようにする。
- ・ 国内外の学会、専門誌等での研究成果の発表について、年間 件以上とする。
- ・ 広報を実施した結果、アンケート調査における理解度が増加した対象者の割合を %以上となるようにする。
- ・ メールマガジンによる、より広範な情報提供を行うため、メールマガジンの開設を ヶ月以内を実現する。
- ・ 照会に対する応答を 24時間可能とするため、応答の自動化を ヶ月以内を実現する。
- ・ 普及啓発施設について、年間 万人以上の入場者数を確保する。

第3 財務内容の改善に関する事項について

- ・ 中期目標の期間の終了時点までに、借入金総額（又は負債総額）を %削減する。
- ・ 借入金の償還を適切に進め、総資産に対する借入金比率を %低減させる。
- ・ 有利子負債返済年数を 年以下にする。
- ・ に関する未収金（債権）の回収を適切に進め、中期計画終了時に未収金残高を 億円とする。
- ・ 正常債権以外の債権の回収については、中期目標の期間末までに 億円以上を回収する。
- ・ 出資事業について、成果が見込めるかどうかの判断基準を作成し、当該基準に照らし成果が見込めない案件は、中期目標の期間内に整理する。
- ・ 年度までに、出資先の繰越欠損金について %減少させる。
- ・ 中期目標の期間の終了時点までに、運用金利と調達金利の期間差異を か月まで縮小する。
- ・ 民間や地方公共団体からの研究資金、施設使用料、特許実施料、寄附金等の自己収入（又は受益者負担）を、中期目標の期間内の平均で 年度よりも %増加させる。
- ・ 自己収入の増加に努めることにより、 事業費に占める自己収入の比率を %以上にする。
- ・ 年度までに、利息収入、保証料、保険料等により、収支相償を実現する。
- ・ 事業費に占める借入金比率を %以下にする。
- ・ インタレストカバレッジレシオ（(営業利益+受取利息・配当金)/支払利息・割引料）を 以上にする。
- ・ 固定的経費が経費全体に占める割合を %以下にする。
- ・ 【発足時において累積欠損金を承継する場合】 収益改善・経費節減等に関する具体的な計画を策定の上、累積欠損金の解消に向け、当該計画を着実に実行する。

独立行政法人数の推移

平成 15 年 3 月末現在

設立年月	独立行政法人名
平成 13 年 4 月 (57 法人)	(内閣府) 国立公文書館 (総務省) 通信総合研究所、消防研究所 (財務省) 酒類総合研究所 (文部科学省) 国立特殊教育総合研究所、大学入試センター、国立オリンピック記念青少年総合センター、国立女性教育会館、 <u>国立青年の家</u> 、 <u>国立少年自然の家</u> 、国立国語研究所、国立科学博物館、物質・材料研究機構、防災科学技術研究所、航空宇宙技術研究所、放射線医学総合研究所、国立美術館、国立博物館、文化財研究所、 <u>教員研修センター</u> (厚生労働省) 国立健康・栄養研究所、産業安全研究所、産業医学総合研究所 (農林水産省) 農林水産消費技術センター、種苗管理センター、家畜改良センター、肥飼料検査所、農薬検査所、農業者大学校、林木育種センター、さけ・ます資源管理センター、水産大学校、農業技術研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、農業工学研究所、食品総合研究所、国際農林水産業研究センター、森林総合研究所、水産総合研究センター (経済産業省) <u>経済産業研究所</u> 、工業所有権総合情報館、 <u>日本貿易保険</u> 、産業技術総合研究所、製品評価技術基盤機構 (国土交通省) 土木研究所、建築研究所、交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所、北海道開発土木研究所 (農林水産省と共管)、海技大学校、航海訓練所、海員学校、航空大学校 (環境省) 国立環境研究所
平成 14 年 4 月 (1 法人)	(内閣府) 駐留軍等労働者労務管理機構
平成 14 年 7 月 (1 法人)	(国土交通省) 自動車検査
平成 15 年 4 月 (3 法人)	(総務省) 統計センター (財務省) 造幣局、国立印刷局
平成 15 年 10 月 (30 法人)	(内閣府) <u>国民生活センター</u> 、 <u>北方領土問題対策協会</u> (総務省) <u>平和祈念事業特別基金</u> (外務省) <u>国際協力機構</u> 、 <u>国際交流基金</u> (財務省) <u>通関情報処理センター</u> 、 <u>日本万国博覧会記念機構</u> (文部科学省) <u>日本スポーツ振興センター</u> 、 <u>日本芸術文化振興会</u> 、 <u>科学技術振興機構</u> 、 <u>日本学術振興会</u> 、 <u>理化学研究所</u> (厚生労働省) <u>福祉医療機構</u> 、 <u>労働政策研究・研修機構</u> 、 <u>国立重度知的障害者総合施設のぞみの園</u> 、 <u>勤労者退職金共済機構</u> 、 <u>高齢・障害者雇用支援機構</u> (農林水産省) <u>農畜産業振興機構</u> 、 <u>農業者年金基金</u> 、 <u>農林漁業信用基金</u> 、 <u>緑資源機構</u> (経済産業省) <u>日本貿易振興機構</u> 、 <u>新エネルギー・産業技術総合開発機構</u> 、 <u>原子力安全基盤機構</u> (国土交通省) <u>鉄道建設・運輸施設整備支援機構</u> 、 <u>国際観光振興機構</u> 、 <u>水資源機構</u> 、 <u>自動車事故対策機構</u> 、 <u>空港周辺整備機構</u> 、 <u>海上災害防止センター</u>
平成 16 年 1 月 (1 法人)	(経済産業省) <u>情報処理推進機構</u>
平成 16 年 3 月 (1 法人)	(厚生労働省) <u>雇用・能力開発機構</u>
平成 16 年 4 月 (3 法人)	(厚生労働省) 国立病院機構、 <u>労働者健康福祉機構</u> 、 <u>医薬品医療機器総合機構</u>
平成 16 年 7 月 (1 法人)	(経済産業省) <u>中小企業基盤整備機構</u>

(注) 1 上記のほか、石油天然ガス・金属鉱物資源機構 (経済産業省) については、平成 15 年度中に設立予定である。

2 下線を付している法人は、特定独立行政法人以外の法人 (役員に国家公務員の身分を与えない法人) である。

独立行政法人の職員数の推移

(単位：人)

主務府省名	独立行政法人名	職員数		
		平成13年4月1日	14年1月1日	15年1月1日
内閣府	国立公文書館	40	41	43
	駐留軍等労働者労務管理機構	-	-	406
総務省	通信総合研究所	423	430	432
	消防研究所	46	44	46
財務省	酒類総合研究所	50	50	50
文部科学省	国立特殊教育総合研究所	83	80	80
	大学入試センター	105	103	101
	国立オリンピック記念青少年総合センター	63	63	62
	国立女性教育会館	28	28	28
	国立青年の家(非)	307	305	301
	国立少年自然の家(非)	265	265	265
	国立国語研究所	64	63	62
	国立科学博物館	148	146	148
	物質・材料研究機構	554	548	548
	防災科学技術研究所	111	112	109
	航空宇宙技術研究所	409	410	410
	放射線医学総合研究所	372	364	366
	国立美術館	115	113	113
	国立博物館	211	209	217
	文化財研究所	126	126	126
	教員研修センター(非)	53	53	51
	厚生労働省	国立健康・栄養研究所	42	40
産業安全研究所		49	49	49
産業医学総合研究所		76	76	75
農林水産省	農林水産消費技術センター	480	453	454
	種苗管理センター	334	330	329
	家畜改良センター	956	932	926
	肥飼料検査所	139	137	139
	農薬検査所	66	65	64
	農業者大学校	43	43	43
	林木育種センター	153	146	147
	さけ・ます資源管理センター	154	144	143
	水産大学校	197	196	193
	農業技術研究機構	2,839	2,800	2,778
	農業生物資源研究所	437	426	423
	農業環境技術研究所	198	192	193
	農業工学研究所	133	131	134
	食品総合研究所	131	131	128
	国際農林水産業研究センター	164	162	158
	森林総合研究所	701	689	685
	水産総合研究センター	783	775	759
経済産業省	経済産業研究所(非)	51	44	49
	工業所有権総合情報館	55	53	55
	日本貿易保険(非)	154	158	157
	産業技術総合研究所	3,230	3,195	3,177
	製品評価技術基盤機構	415	407	408
国土交通省	土木研究所	216	210	214
	建築研究所	98	96	97
	交通安全環境研究所	101	99	102
	海上技術安全研究所	232	227	227
	港湾空港技術研究所	113	113	110
	電子航法研究所	64	64	64
	北海道開発土木研究所	178	178	177
	海技大学校	85	84	82
	航海訓練所	472	464	459
	海員学校	155	148	148
	航空大学校	123	123	123
	自動車検査独立行政法人	-	-	874
	環境省	国立環境研究所	274	256
計		17,664	17,389	18,622

(注) 1 平成15年1月1日の欄の非特定独立行政法人(法人名の後ろに(非)と記載)の職員数については、14年4月1日現在の数値を記載している。

2 印は、試験研究分野(行政改革会議最終報告の整理による。)を示す。

独立行政法人の役員の状況

(単位：人)

主務府省名	独立行政法人名	役 員									
		理事長・理事			監事			合計			
		常勤	非常勤	計	常勤	非常勤	計	常勤	非常勤	計	
内閣府	国立公文書館	1	1	2	0	2	2	1	3	4	
	駐留軍等労働者労務管理機構	3	0	3	1	1	2	4	1	5	
総務省	通信総合研究所	4	0	4	1	1	2	5	1	6	
	消防研究所	2	0	2	0	2	2	2	2	4	
財務省	酒類総合研究所	2	0	2	0	2	2	2	2	4	
文部科学省	国立特殊教育総合研究所	2	0	2	0	2	2	2	2	4	
	大学入試センター	2	0	2	1	1	2	3	1	4	
	国立オリンピック記念青少年総合センター	1	0	1	0	2	2	1	2	3	
	国立女性教育会館	2	0	2	0	2	2	2	2	4	
	国立青年の家	2	1	3	1	1	2	3	2	5	
	国立少年自然の家	1	1	2	1	1	2	2	2	4	
	国立国語研究所	2	0	2	0	2	2	2	2	4	
	国立科学博物館	2	0	2	0	2	2	2	2	4	
	物質・材料研究機構	4	0	4	1	1	2	5	1	6	
	防災科学技術研究所	2	0	2	1	1	2	3	1	4	
	航空宇宙技術研究	3	0	3	1	1	2	4	1	5	
	放射線医学総合研究所	3	0	3	1	1	2	4	1	5	
	国立美術館	4	0	4	0	2	2	4	2	6	
	国立博物館	4	0	4	0	2	2	4	2	6	
	文化財研究所	2	0	2	0	2	2	2	2	4	
	教員研修センター	2	0	2	1	1	2	3	1	4	
	厚生労働省	国立健康・栄養研究所	2	0	2	0	2	2	2	2	4
		産業安全研究所	2	0	2	0	2	2	2	2	4
		産業医学総合研究所	2	0	2	0	2	2	2	2	4
	農林水産省	農林水産消費技術センター	2	0	2	1	1	2	3	1	4
種苗管理センター		3	0	3	0	2	2	3	2	5	
家畜改良センター		3	2	5	0	2	2	3	4	7	
肥飼料検査所		2	0	2	0	2	2	2	2	4	
農薬検査所		2	0	2	0	2	2	2	2	4	
農業者大学校		2	0	2	0	2	2	2	2	4	
林木育種センター		2	0	2	0	2	2	2	2	4	
さけ・ます資源管理センター		2	0	2	0	2	2	2	2	4	
水産大学校		1	1	2	0	2	2	1	3	4	
農業技術研究機構		9	0	9	1	1	2	10	1	11	
農業生物資源研究所		3	0	3	1	1	2	4	1	5	
農業環境技術研究所		2	0	2	1	1	2	3	1	4	
農業工学研究所		2	0	2	1	1	2	3	1	4	
食品総合研究所		2	0	2	1	1	2	3	1	4	
国際農林水産業研究センター		2	0	2	1	1	2	3	1	4	
森林総合研究所		4	0	4	0	2	2	4	2	6	
水産総合研究センター		3	0	3	0	2	2	3	2	5	
経済産業省	経済産業研究所	1	1	2	0	2	2	1	3	4	
	工業所有権総合情報館	2	0	2	0	2	2	2	2	4	
	日本貿易保険	3	0	3	1	1	2	4	1	5	
	産業技術総合研究所	11	1	12	1	1	2	12	2	14	
	製品評価技術基盤機構	2	1	3	0	2	2	2	3	5	
国土交通省	土木研究所	2	0	2	1	1	2	3	1	4	
	建築研究所	2	0	2	1	1	2	3	1	4	
	交通安全環境研究所	2	0	2	0	2	2	2	2	4	
	海上技術安全研究所	3	0	3	1	1	2	4	1	5	
	港湾空港技術研究所	2	0	2	1	1	2	3	1	4	
	電子航法研究所	2	0	2	1	1	2	3	1	4	
	北海道開発土木研究所	2	0	2	1	1	2	3	1	4	
	海技大学校	2	0	2	0	2	2	2	2	4	
	航海訓練所	3	0	3	1	1	2	4	1	5	
	海員学校	2	0	2	0	2	2	2	2	4	
	航空大学校	1	0	1	1	1	2	2	1	3	
	自動車検査	4	0	4	1	1	2	5	1	6	
環境省	国立環境研究所	3	0	3	0	2	2	3	2	5	
計	59法人	151	9	160	28	90	118	179	99	278	

(注) 平成14年9月1日現在の状況である。

独立行政法人の役員に就いている退職公務員等の状況

(単位：人)

主務府省名	独立行政法人名	役員数			うち退職公務員数			うち独法等の退職者数			
		常勤	非常勤	計	常勤	非常勤	計	常勤	非常勤	計	
内閣府	国立公文書館	1	3	4	1	1	2	0	0	0	
	駐留軍等労働者労務管理機構	4	1	5	3	0	3	0	0	0	
総務省	通信総合研究所	5	1	6	4	0	4	0	0	0	
	消防研究所	2	2	4	1	1	2	0	0	0	
財務省	酒類総合研究所	2	2	4	1	1	2	1(1)	0	1(1)	
文部科学省	国立特殊教育総合研究所	2	2	4	1	0	1	0	0	0	
	大学入試センター	3	1	4	1	0	1	1	0	1	
	国立オリンピック記念青少年総合センター	1	2	3	1	0	1	0	0	0	
	国立女性教育会館	2	2	4	1	0	1	1	0	1	
	国立青年の家	3	2	5	0	0	0	0	0	0	
	国立少年自然の家	2	2	4	0	0	0	0	0	0	
	国立国語研究所	2	2	4	1	0	1	1	0	1	
	国立科学博物館	2	2	4	2	0	2	0	0	0	
	物質・材料研究機構	5	1	6	1	0	1	3	0	3	
	防災科学技術研究所	3	1	4	1	0	1	2(1)	0	2(1)	
	航空宇宙技術研究所	4	1	5	1	0	1	2	0	2	
	放射線医学総合研究所	4	1	5	2	0	2	4(2)	0	4(2)	
	国立美術館	4	2	6	1	0	1	3(1)	0	3(1)	
	国立博物館	4	2	6	1	1	2	2	1(1)	3(1)	
	文化財研究所	2	2	4	1	0	1	2(1)	0	2(1)	
	教員研修センター	3	1	4	2	1	3	0	0	0	
	厚生労働省	国立健康・栄養研究所	2	2	4	1	1	2	0	0	0
		産業安全研究所	2	2	4	2	0	2	2(2)	0	2(2)
		産業医学総合研究所	2	2	4	2	0	2	1(1)	0	1(1)
	農林水産省	農林水産消費技術センター	3	1	4	3	0	3	2(2)	0	2(2)
種苗管理センター		3	2	5	3	0	3	2(2)	0	2(2)	
家畜改良センター		3	4	7	2	1	3	1(1)	1(1)	2(2)	
肥飼料検査所		2	2	4	1	0	1	2(1)	0	2(1)	
農薬検査所		2	2	4	0	0	0	1	0	1	
農業者大学校		2	2	4	2	0	2	1(1)	0	1(1)	
林木育種センター		2	2	4	1	0	1	1(1)	0	1(1)	
さけ・ます資源管理センター		2	2	4	0	0	0	2	0	2	
水産大学校		1	3	4	0	0	0	1	0	1	
農業技術研究機構		10	1	11	3	0	3	8(1)	0	8(1)	
農業生物資源研究所		4	1	5	0	0	0	1	1	2	
農業環境技術研究所		3	1	4	0	0	0	2	0	2	
農業工学研究所		3	1	4	1	0	1	2	0	2	
食品総合研究所		3	1	4	0	0	0	2	0	2	
国際農林水産業研究センター		3	1	4	1	0	1	1	0	1	
森林総合研究所		4	2	6	2	1	3	3(1)	0	3(1)	
水産総合研究センター		3	2	5	1	1	2	3(1)	0	3(1)	
経済産業省	経済産業研究所	1	3	4	1	2	3	0	0	0	
	工業所有権総合情報館	2	2	4	1	0	1	0	0	0	
	日本貿易保険	4	1	5	3	0	3	0	0	0	
	産業技術総合研究所	12	2	14	10	0	10	5(5)	0	5(5)	
	製品評価技術基盤機構	2	3	5	2	2	4	0	0	0	
国土交通省	土木研究所	3	1	4	3	0	3	0	0	0	
	建築研究所	3	1	4	3	0	3	1(1)	0	1(1)	
	交通安全環境研究所	2	2	4	2	1	3	2(2)	1(1)	3(3)	
	海上技術安全研究所	4	1	5	3	1	4	2(2)	0	2(2)	
	港湾空港技術研究所	3	1	4	3	0	3	3(3)	0	3(3)	
	電子航法研究所	3	1	4	2	1	3	1(1)	0	1(1)	
	北海道開発土木研究所	3	1	4	3	0	3	0	0	0	
	海技大学校	2	2	4	2	1	3	1(1)	1(1)	2(2)	
	航海訓練所	4	1	5	3	1	4	3(3)	1(1)	4(4)	
	海員学校	2	2	4	2	0	2	1(1)	0	1(1)	
	航空大学校	2	1	3	1	1	2	1(1)	0	1(1)	
	自動車検査	5	1	6	4	0	4	0	0	0	
	環境省	国立環境研究所	3	2	5	3	0	3	0	0	0
計	59法人	179	99	278	103	19	122	80(40)	6(5)	86(45)	

(注) 1 「公務員制度改革大綱」等に基づく内閣官房及び総務省の公表資料に基づき整理したものであり、平成14年9月1日現在の状況である。

2 退職公務員とは、本府省の課長・企画官相当職以上及び地方支分部局のこれに相当する職以上で退職した公務員である。

3 独立行政法人等の退職者とは、独立行政法人の退職者(独立行政法人の前身である国の研究機関等に継続的に勤務し、独立行政法人への移行時に当該法人の役員に就任した者を含む。)及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)の対象となる特殊法人及び認可法人の退職者である。

4 退職公務員及び独立行政法人等の役員には、民間企業の出身者や、国立大学の退職者等がいる。

5 退職公務員が独立行政法人等の役員に就任し退職した後独立行政法人の役員となった場合は、双方の欄に記載するとともに、「うち独法等の退職者数」の欄に()内書きで表している。

独立行政法人の常勤役員の報酬（59法人）

（平成15年1月1日現在）

主務府省名	独立行政法人名	種類	常勤役員		法人の長の報酬の水準
			数	俸給月額（円）	
内閣府	国立公文書館 駐留軍等労働者労務管理機構	館長	1	1,082,000	C
		理事長	1	1,082,000	C
		理事	2	707,500 又は 793,000	/
総務省	通信総合研究所	理事長	1	1,082,000 以内	C
		理事	3	854,000 以内	/
	消防研究所	理事長	1	1,003,000 以内	C
		理事	1	854,000 以内	/
財務省	酒類総合研究所	理事長	1	854,000	D
		理事	1	713,000	/
文部科学省	国立特殊教育総合研究所	理事長	1	1,003,000	C
		理事	1	854,000	/
	大学入試センター	理事長	1	1,003,000	C
		理事	1	854,000	/
	国立オリンピック記念青少年総合センター	理事長	1	1,003,000	C
	国立女性教育会館	理事長	1	917,000	D
		理事	1	793,000	/
	国立青年の家	理事長	1	917,000	D
		理事	1	793,000	/
	国立少年自然の家	理事長	1	917,000	D
	国立国語研究所	所長	1	1,003,000	C
		理事	1	854,000	/
	国立科学博物館	館長	1	1,082,000	C
		理事	1	854,000	/
	物質・材料研究機構	理事長	1	1,082,000 以上	C
		理事	3	1,082,000 以下 917,000 以上	/
	防災科学技術研究所	理事長	1	1,003,000 以上	C
		理事	1	1,003,000 以下 793,000 以上	/
	航空宇宙技術研究所	理事長	1	1,082,000 以上	C
		理事	2	1,082,000 以下 1,003,000 以上	/
	放射線医学総合研究所	理事長	1	1,082,000 以上	C
		理事	2	1,082,000 以下 917,000 以上	/
	国立美術館	理事長	1	1,082,000	C
		理事	3	1,082,000 から 1,003,000 の間	/
	国立博物館	理事長	1	1,082,000	C
		理事	3	1,003,000 から 917,000 の間	/
	文化財研究所	理事長	1	1,025,000	C
理事		1	1,025,000 から 937,000 の間	/	
教員研修センター	理事長	1	917,000	D	
	理事	1	854,000	/	
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	理事長	1	1,003,000 以内	C
		理事	1	917,000 以内	/
	産業安全研究所	理事長	1	1,003,000 以内	C
		理事	1	917,000 以内	/
産業医学総合研究所	理事長	1	1,003,000 以内	C	
	理事	1	917,000 以内	/	
農林水産省	農林水産消費技術センター	理事長	1	793,000	D
		理事	1	644,000	/
	種苗管理センター	理事長	1	895,000	D
		理事	2	753,000 又は 660,000	/
	家畜改良センター	理事長	1	1,041,000	C
		理事	2	849,000 又は 734,000	/
	肥飼料検査所	理事長	1	782,000	E
		理事	1	676,000	/
	農薬検査所	理事長	1	758,000	E
		理事	1	621,000	/
農業者大学校	理事長	1	787,000	D	
	理事	1	699,000	/	

（次ページへ続く）

(前ページから続く)

主務府省名	独立行政法人名	種類	常勤役員		法人の長の報酬の水準
			数	俸給月額(円)	
農林水産省	林木育種センター	理事長	1	917,000	D
		理事	1	793,000	
	さけ・ます資源管理センター	理事長	1	793,000	D
		理事	1	644,000	
	水産大学校	理事長	1	1,003,000	C
	農業技術研究機構	理事長	1	1,082,000	C
		副理事長	1	1,003,000	
		理事	7	917,000 又は 854,000	
	農業生物資源研究所	理事長	1	1,003,000	C
		理事	2	854,000	
	農業環境技術研究所	理事長	1	917,000	D
		理事	1	793,000	
	農業工学研究所	理事長	1	917,000	D
		理事	1	793,000	
	食品総合研究所	理事長	1	917,000	D
理事		1	793,000		
国際農林水産業研究センター	理事長	1	917,000	D	
	理事	1	793,000		
森林総合研究所	理事長	1	1,003,000	C	
	理事	3	854,000		
水産総合研究センター	理事長	1	917,000	D	
	理事	2	854,000 793,000		
経済産業省	経済産業研究所	理事長	1	1,173,000	B
		理事	1	886,000	
	工業所有権総合情報館	理事長	1	886,000	D
		理事	1	679,000	
	日本貿易保険	理事長	1	1,224,400	B
		理事	2	1,045,900 又は 969,650	
産業技術総合研究所	理事長	1	1,606,875	A	
	副理事長	1	1,395,000		
	理事	9	1,182,500		
製品評価技術基盤機構	理事長	1	917,000	D	
	理事	1	680,500		
国土交通省	土木研究所	理事長	1	1,003,000	C
		理事	1	854,000	
	建築研究所	理事長	1	917,000	D
		理事	1	854,000	
	交通安全環境研究所	理事長	1	1,003,000	C
		理事	1	854,000	
	海上技術安全研究所	理事長	1	1,035,000	C
		理事	2	868,000	
	港湾空港技術研究所	理事長	1	1,003,000	C
		理事	1	854,000	
	電子航法研究所	理事長	1	1,003,000	C
		理事	1	854,000	
	北海道開発土木研究所	理事長	1	917,000	D
		理事	1	793,000	
	海技大学校	理事長	1	1,003,000	C
		理事	1	793,000	
	航海訓練所	理事長	1	1,082,000	C
理事		2	854,000		
海員学校	理事長	1	841,000	D	
	理事	1	670,000		
航空大学校	理事長	1	1,003,000	C	
	自動車検査	理事長	1		1,082,000
		理事	3	917,000 から 854,000 の間	
	環境省	国立環境研究所	理事長	1	1,003,000
		理事	2	917,000	
合 計				151	

- (注) 1 総務省行政管理局調査を基に作成した。
2 常勤役員1人ずつについて、各法人の役員報酬規程等に規定された額を記載している。
3 法人の長の報酬の水準の区分は以下のとおりである。
A：府省の事務次官級超（約132万円超）、B：府省の事務次官～外局の長級（約132万円～約116万円）、C：府省の局長級（約108万円～約100万円）、D：府省の審議官級（約92万円～約79万円）、E：その他
4 役員報酬規程等において、月額 以内とされているものについては の額を、月額 以上とされているものについては の額を基本的な額として、報酬の水準区分を分布した。
5 一部の法人においては、業務実績により基準を超えて支給することができる旨の規定がある。
6 比較に当たっては、産業技術総合研究所（経済産業省所管）では、他の法人と異なり、役員給与規程において、国家公務員における調整手当に相当する手当を支給する規定がない点を考慮する必要がある。

独立行政法人の資本金

(単位：百万円)

主務府省名	独立行政法人名	平成13年度	14年度
内閣府	国立公文書館	7,166	7,166
	駐留軍等労働者労務管理機構	-	977
総務省	通信総合研究所	61,273	62,740
	消防研究所	15,269	15,269
財務省	酒類総合研究所	9,833	9,833
文部科学省	国立特殊教育総合研究所	6,048	6,048
	大学入試センター	11,591	11,591
	国立オリンピック記念青少年総合センター	82,723	82,723
	国立女性教育会館	3,615	3,615
	国立青年の家	21,436	21,436
	国立少年自然の家	24,425	24,425
	国立国語研究所	0	0
	国立科学博物館	65,503	65,503
	物質・材料研究機構	76,096	76,096
	防災科学技術研究所	40,365	40,365
	航空宇宙技術研究所	51,472	51,472
	放射線医学総合研究所	33,648	33,648
	国立美術館	25,642	25,642
	国立博物館	71,562	71,562
	文化財研究所	17,166	17,166
教員研修センター	3,891	3,891	
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	0	0
	産業安全研究所	7,163	7,163
	産業医学総合研究所	4,967	4,967
農林水産省	農林水産消費技術センター	3,540	3,540
	種苗管理センター	9,701	9,701
	家畜改良センター	48,227	48,227
	肥飼料検査所	1,671	1,671
	農薬検査所	3,759	3,759
	農業者大学校	2,735	2,735
	林木育種センター	1,909	1,909
	さけ・ます資源管理センター	5,466	5,466
	水産大学校	9,458	9,458
	農業技術研究機構	238,502	238,502
	農業生物資源研究所	40,319	40,319
	農業環境技術研究所	34,353	34,353
	農業工学研究所	20,751	20,751
	食品総合研究所	8,997	8,997
	国際農林水産業研究センター	8,470	8,470
	森林総合研究所	47,391	47,391
	水産総合研究センター	41,770	41,770
	経済産業省	経済産業研究所	0
工業所有権総合情報館		0	0
日本貿易保険		104,352	104,352
産業技術総合研究所		228,598	269,713
製品評価技術基盤機構		11,419	17,075
国土交通省	土木研究所	28,643	28,643
	建築研究所	20,384	20,384
	交通安全環境研究所	20,938	22,110
	海上技術安全研究所	36,538	38,352
	港湾空港技術研究所	14,053	14,053
	電子航法研究所	4,258	4,258
	北海道開発土木研究所	7,600	7,600
	海技大学校	4,132	4,132
	航海訓練所	5,007	5,007
	海員学校	11,544	11,544
	航空大学校	4,969	4,969
	自動車検査	-	12,030
環境省	国立環境研究所	33,155	33,155
計	合計	1,703,463	1,767,694

(注) 資本金額は、原則として各年度4月1日現在の登記内容による。

独立行政法人の平成13年度計画における予算額（収入）

（単位：百万円）

主務府省名	独立行政法人名	予算額の内訳					計
		運営費交付金	施設整備費	受託収入	自己収入等	政府出資金	
内閣府	国立公文書館	1,748	-	-	1	-	1,749
総務省	通信総合研究所	18,566	230	8,146	11	-	26,953
	消防研究所	1,216	-	-	15	-	1,231
財務省	酒類総合研究所	1,366	-	-	28	-	1,394
文部科学省	国立特殊教育総合研究所	1,192	814	-	0	-	2,007
	大学入試センター	385	-	0	9,724	-	10,109
	国立オリンピック記念青少年総合センター	4,478	68	-	662	10,000	15,208
	国立女性教育会館	724	65	13	47	-	849
	国立青年の家	4,491	840	-	5	-	5,336
	国立少年自然の家	4,329	772	-	4	-	5,105
	国立国語研究所	1,074	-	116	7	-	1,197
	国立科学博物館	2,869	0	-	223	-	3,092
	物質・材料研究機構	17,161	473	2,103	96	-	19,833
	防災科学技術研究所	7,878	3,416	420	3	-	11,717
	航空宇宙技術研究所	19,019	635	300	1	-	19,954
	放射線医学総合研究所	14,522	305	316	761	-	15,904
	国立美術館	4,426	0	-	301	-	4,727
	国立博物館	4,612	308	-	569	-	5,489
	文化財研究所	3,333	-	16	20	-	3,369
	教員研修センター	2,588	118	0	188	-	2,894
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	852	-	29	21	-	902
	産業安全研究所	1,329	0	4	0	-	1,333
	産業医学総合研究所	1,531	154	66	0	-	1,751
農林水産省	農林水産消費技術センター	4,902	161	0	12	-	5,075
	種苗管理センター	3,177	280	58	147	-	3,662
	家畜改良センター	8,746	482	99	327	-	9,654
	肥飼料検査所	1,899	33	0	20	-	1,952
	農薬検査所	842	78	0	0	-	920
	農業者大学校	619	62	-	56	-	737
	林木育種センター	2,065	132	1	1	-	2,199
	さけ・ます資源管理センター	1,837	287	24	1	-	2,148
	水産大学校	2,386	373	18	430	-	3,207
	農業技術研究機構	38,005	1,308	4,368	173	-	43,854
	農業生物資源研究所	8,011	109	5,695	8	-	13,823
	農業環境技術研究所	3,571	35	924	2	-	4,532
	農業工学研究所	2,165	30	164	2	-	2,361
	食品総合研究所	2,490	130	1,208	47	-	3,875
	国際農林水産業研究センター	3,439	78	234	0	-	3,751
	森林総合研究所	8,837	161	715	50	-	9,763
水産総合研究センター	10,975	337	4,116	12	-	15,440	
経済産業省	経済産業研究所	2,049	-	160	1	-	2,210
	工業所有権総合情報館	5,454	-	-	94	-	5,548
	日本貿易保険	-	-	-	34,025	-	34,025
	産業技術総合研究所	69,310	1,193	13,895	291	-	84,689
	製品評価技術基盤機構	7,520	136	838	15	-	8,509
国土交通省	土木研究所	5,260	452	721	35	-	6,468
	建築研究所	2,299	119	83	6	-	2,507
	交通安全環境研究所	1,862	918	258	-	-	3,038
	海上技術安全研究所	3,701	339	2,137	1	-	6,178
	港湾空港技術研究所	1,619	263	1,128	20	-	3,030
	電子航法研究所	1,827	476	19	-	-	2,322
	北海道開発土木研究所	1,965	0	2,439	-	-	4,404
	海技大学校	1,187	0	-	44	-	1,231
	航海訓練所	7,412	667	-	0	-	8,079
	海員学校	1,913	0	-	14	-	1,927
航空大学校	3,043	141	-	110	-	3,294	
環境省	国立環境研究所	9,250	300	3,200	-	-	12,750
計	合計（57法人）	349,326	17,278	54,031	48,631	10,000	479,265

（注）1 予算は、各法人における平成13年度計画からの転記による（年度当初予算によるものである。）。

2 百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。

3 航海訓練所の施設整備費欄には、船舶建造費補助金を計上している。

独立行政法人の平成13年度計画における予算額（支出）

（単位：百万円）

主務府省名	独立行政法人名	予算額の内訳						繰越金	計
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他		
内閣府	国立公文書館	848	-	-	519	382	-	-	1,749
総務省	通信総合研究所	11,913	230	8,146	-	6,664	-	-	26,953
	消防研究所	532	-	-	-	699	-	-	1,231
財務省	酒類総合研究所	421	-	-	625	348	-	-	1,394
文部科学省	国立特殊教育総合研究所	376	814	-	817	-	-	-	2,007
	大学入試センター	8,079	-	0	1,042	988	-	-	10,109
	国立オリンピック記念青少年総合センター	3,671	68	-	-	1,469	10,000	-	15,208
	国立女性教育会館	369	65	13	-	402	-	-	849
	国立青年の家	1,128	840	-	-	3,368	-	-	5,336
	国立少年自然の家	1,335	772	-	-	2,998	-	-	5,105
	国立国語研究所	405	-	116	613	63	-	-	1,197
	国立科学博物館	1,064	0	-	-	2,028	-	-	3,092
	物質・材料研究機構	10,709	473	2,103	6,548	-	-	-	19,833
	防災科学技術研究所	6,503	3,416	420	1,378	-	-	-	11,717
	航空宇宙技術研究所	19,020	635	300	-	-	-	-	19,954
	放射線医学総合研究所	11,235	305	316	4,048	-	-	-	15,904
	国立美術館	2,564	0	-	1,103	1,060	-	-	4,727
	国立博物館	2,057	308	-	1,971	1,153	-	-	5,489
	文化財研究所	1,649	-	16	1,389	315	-	-	3,369
	教員研修センター	1,731	118	0	492	553	-	-	2,894
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	173	19	50	558	102	-	-	902
	産業安全研究所	485	0	4	724	120	-	-	1,333
	産業医学総合研究所	471	154	66	887	173	-	-	1,751
農林水産省	農林水産消費技術センター	444	161	0	3,923	547	-	-	5,075
	種苗管理センター	284	280	58	2,630	410	-	-	3,662
	家畜改良センター	1,625	482	99	6,669	779	-	-	9,654
	肥飼料検査所	273	33	0	1,430	216	-	-	1,952
	農薬検査所	184	78	0	606	52	-	-	920
	農業者大学校	144	62	-	441	90	-	-	737
	林木育種センター	393	132	1	1,304	369	-	-	2,199
	さけ・ます資源管理センター	549	287	24	1,185	103	-	-	2,148
	水産大学校	632	373	18	1,915	269	-	-	3,207
	農業技術研究機構	5,828	1,308	4,368	25,771	6,579	-	-	43,854
	農業生物資源研究所	2,132	109	5,695	4,362	1,525	-	-	13,823
	農業環境技術研究所	458	35	924	2,173	942	-	-	4,532
	農業工学研究所	448	30	164	1,299	420	-	-	2,361
	食品総合研究所	387	130	1,208	1,477	673	-	-	3,875
	国際農林水産業研究センター	1,307	78	234	1,761	371	-	-	3,751
	森林総合研究所	1,280	161	715	6,409	1,198	-	-	9,763
水産総合研究センター	1,325	337	4,116	7,461	2,201	-	-	15,440	
経済産業省	経済産業研究所	1,935	-	160	-	115	-	-	2,210
	工業所有権総合情報館	4,706	-	-	668	174	-	-	5,548
	日本貿易保険	6,877	-	-	-	-	200	26,948	34,025
	産業技術総合研究所	56,380	1,193	12,407	-	-	14,709	-	84,689
	製品評価技術基盤機構	2,806	136	838	-	4,730	-	-	8,509
国土交通省	土木研究所	2,544	452	700	2,350	422	-	-	6,468
	建築研究所	804	119	81	1,180	323	-	-	2,507
	交通安全環境研究所	670	918	258	1,065	127	-	-	3,038
	海上技術安全研究所	651	339	2,137	2,920	131	-	-	6,178
	港湾空港技術研究所	287	263	1,128	1,223	129	-	-	3,030
	電子航法研究所	926	476	19	850	50	-	-	2,322
	北海道開発土木研究所	301	0	2,369	1,573	161	-	-	4,404
	海技大学校	227	0	-	934	70	-	-	1,231
	航海訓練所	2,362	667	-	4,847	203	-	-	8,079
	海員学校	281	0	-	1,434	212	-	-	1,927
	航空大学校	1,344	141	-	1,495	314	-	-	3,294
環境省	国立環境研究所	5,841	300	3,200	2,889	520	-	-	12,750
計	合計（57法人）	193,373	17,297	52,471	116,958	47,310	24,909	26,948	479,265

（注）1 予算は、各法人における平成13年度計画からの転記による（年度当初予算によるものである。）。

2 百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。

3 航海訓練所の施設整備費欄には、船舶建造費を計上している。

4 その他欄は、日本オリンピック記念青少年総合センターは基金への繰入、日本貿易保険は投資支出、産業技術総合研究所は間接経費を計上している。

独立行政法人の平成14年度計画における予算額（収入）

（単位：百万円）

主務府省名	独立行政法人名	予算額の内訳							計
		運営費交付金	施設整備費	受託収入	自己収入等	無利子借入金	前年度繰越金	積立金取崩金	
内閣府	国立公文書館	1,642	-	-	3	-	-	-	1,645
	駐留軍等労働者労務管理機構	4,853	-	380	-	-	-	-	5,233
総務省	通信総合研究所	19,417	88	10,225	11	7,900	-	-	37,641
	消防研究所	1,226	-	-	15	495	-	-	1,736
財務省	酒類総合研究所	1,280	-	-	31	-	-	43	1,354
文部科学省	国立特殊教育総合研究所	1,203	585	-	0	-	-	-	1,788
	大学入試センター	376	-	0	10,164	-	-	-	10,540
	国立オリンピック記念青少年総合センター	4,301	257	-	803	-	-	-	5,361
	国立女性教育会館	700	59	1	53	-	-	-	813
	国立青年の家	4,680	721	-	5	-	791	-	6,197
	国立少年自然の家	4,250	664	-	4	-	471	-	5,389
	国立国語研究所	1,195	-	121	3	-	-	-	1,319
	国立科学博物館	2,885	0	-	225	0	-	-	3,110
	物質・材料研究機構	16,660	291	2,209	96	8,954	-	-	28,211
	防災科学技術研究所	8,071	4,396	441	3	8,546	-	-	21,457
	航空宇宙技術研究所	22,778	84	315	1	3,439	-	-	26,617
	放射線医学総合研究所	13,861	323	1,199	761	5,750	-	-	21,894
	国立美術館	4,276	0	-	304	-	-	-	4,580
	国立博物館	4,688	308	-	569	-	-	-	5,565
	文化財研究所	3,254	-	27	21	-	-	-	3,302
	教員研修センター	2,448	176	0	190	-	-	-	2,814
	厚生労働省	国立健康・栄養研究所	955	-	29	21	-	-	-
産業安全研究所		1,266	62	5	3	-	-	-	1,336
産業医学総合研究所		1,443	141	61	3	-	-	-	1,648
農林水産省	農林水産消費技術センター	5,376	76	6	10	-	-	-	5,467
	種苗管理センター	3,198	237	65	1,213	-	21	-	4,734
	家畜改良センター	8,930	402	87	342	1,700	-	-	11,461
	肥飼料検査所	1,868	28	0	20	635	-	-	2,551
	農薬検査所	821	0	0	0	2,535	-	-	3,356
	農業者大学校	625	53	-	56	-	-	-	734
	林木育種センター	2,190	132	2	1	-	-	-	2,325
	さけ・ます資源管理センター	1,867	245	30	1	-	-	-	2,143
	水産大学校	2,438	186	18	449	-	-	-	3,091
	農業技術研究機構	38,186	2,511	4,484	173	8,394	-	-	53,748
	農業生物資源研究所	7,758	85	5,645	8	4,098	-	-	17,594
	農業環境技術研究所	3,485	159	765	2	960	-	-	5,371
	農業工学研究所	2,293	291	164	2	120	-	-	2,870
	食品総合研究所	2,441	223	1,202	47	283	-	-	4,196
	国際農林水産業研究センター	3,530	0	233	0	958	-	-	4,721
	森林総合研究所	8,952	168	715	50	600	-	-	10,485
	水産総合研究センター	11,055	1,916	4,789	12	2,876	-	-	20,648
経済産業省	経済産業研究所	2,039	-	156	1	-	-	-	2,196
	工業所有権総合情報館	5,502	-	-	94	-	-	-	5,596
	日本貿易保険	-	-	-	23,170	-	26,948	-	50,118
	産業技術総合研究所	68,411	260	17,060	1,850	-	-	-	87,581
	製品評価技術基盤機構	7,720	23	824	482	-	-	-	9,050
国土交通省	土木研究所	4,935	437	721	35	-	-	-	6,128
	建築研究所	2,212	107	83	6	-	-	-	2,408
	交通安全環境研究所	1,957	278	1,725	-	-	-	-	3,960
	海上技術安全研究所	3,537	296	623	1	-	-	-	4,457
	港湾空港技術研究所	1,598	0	620	20	0	9	-	2,247
	電子航法研究所	1,792	0	22	-	-	-	-	1,814
	北海道開発土木研究所	1,928	0	2,039	-	144	-	-	4,111
	海技大学校	1,173	137	-	47	-	-	-	1,357
	航海訓練所	7,307	1,560	-	1	-	-	-	8,868
	海員学校	1,917	201	-	26	-	-	-	2,144
	航空大学校	3,218	134	-	118	-	-	-	3,470
	自動車検査	8,264	754	-	1	-	-	-	9,019
環境省	国立環境研究所	9,516	240	3,350	-	1,850	-	-	14,956
計	合計（59法人）	365,747	19,294	60,441	41,527	60,237	28,240	43	575,530

（注）1 予算は、各法人における平成14年度計画からの転記による（年度当初予算によるものである。）。

2 百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。

3 種苗管理センターの自己収入等には、関西農場売却収入（1,067百万円）を含む。

4 水産総合研究センターの施設整備費には、船舶建造費補助金（1,594百万円）を含む。

5 航海訓練所の施設整備費欄には、船舶建造費補助金を計上している。

独立行政法人の平成14年度計画における予算額（支出）

（単位：百万円）

主務府省名	独立行政法人名	予算額の内訳						繰越金	計
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他		
内閣府	国立公文書館	792	-	-	546	307	-	-	1,645
	駐留軍等労働者労務管理機構	591	-	380	3,167	1,095	-	-	5,233
総務省	通信総合研究所	12,662	7,988	10,225	-	6,766	-	-	37,641
	消防研究所	630	495	-	-	611	-	-	1,736
財務省	酒類総合研究所	426	-	-	630	298	-	-	1,354
文部科学省	国立特殊教育総合研究所	386	585	-	817	-	-	-	1,788
	大学入試センター	8,587	-	0	967	986	-	-	10,540
	国立オリンピック記念青少年総合センター	3,687	257	-	-	1,417	-	-	5,361
	国立女性教育会館	357	59	1	-	396	-	-	813
	国立青年の家	1,083	1,512	-	-	3,602	-	-	6,197
	国立少年自然の家	1,283	1,135	-	-	2,971	-	-	5,389
	国立国語研究所	475	-	106	617	121	-	-	1,319
	国立科学博物館	1,074	0	-	-	2,036	-	-	3,110
	物質・材料研究機構	9,976	9,246	2,209	6,781	-	-	-	28,211
	防災科学技術研究所	6,630	12,942	441	1,444	-	-	-	21,457
	航空宇宙技術研究所	22,778	3,523	315	-	-	-	-	26,617
	放射線医学総合研究所	10,466	6,073	1,199	4,156	-	-	-	21,894
	国立美術館	2,370	0	-	1,076	1,134	-	-	4,580
	国立博物館	2,096	308	-	2,127	1,034	-	-	5,565
	文化財研究所	1,227	-	27	1,419	629	-	-	3,302
	教員研修センター	1,526	176	0	527	585	-	-	2,814
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	180	83	50	593	99	-	-	1,005
	産業安全研究所	478	62	5	671	120	-	-	1,336
	産業医学総合研究所	469	141	61	810	167	-	-	1,648
農林水産省	農林水産消費技術センター	439	76	6	4,401	545	-	-	5,467
	種苗管理センター	287	237	65	2,647	410	1,088	-	4,734
	家畜改良センター	1,621	2,101	87	6,873	779	-	-	11,461
	肥飼料検査所	277	663	0	1,396	215	-	-	2,551
	農薬検査所	187	2,548	0	568	53	-	-	3,356
	農業者大学校	142	53	-	449	90	-	-	734
	林木育種センター	388	132	2	1,433	370	-	-	2,325
	さけ・ます資源管理センター	545	245	30	1,222	101	-	-	2,143
	水産大学校	625	186	18	1,993	268	-	-	3,091
	農業技術研究機構	8,339	10,905	4,484	25,940	4,080	-	-	53,748
	農業生物資源研究所	3,107	4,183	5,645	4,140	519	-	-	17,594
	農業環境技術研究所	966	1,119	765	2,099	422	-	-	5,371
	農業工学研究所	685	411	164	1,434	176	-	-	2,870
	食品総合研究所	712	506	1,202	1,435	341	-	-	4,196
	国際農林水産業研究センター	1,507	958	233	1,863	160	-	-	4,721
	森林総合研究所	1,267	768	715	6,546	1,189	-	-	10,485
水産総合研究センター	1,325	4,792	4,789	7,542	2,200	-	-	20,648	
経済産業省	経済産業研究所	1,875	-	156	-	165	-	-	2,196
	工業所有権総合情報館	4,754	-	-	668	174	-	-	5,596
	日本貿易保険	6,822	-	-	-	-	500	42,797	50,118
	産業技術総合研究所	57,351	260	15,091	-	-	14,879	-	87,581
	製品評価技術基盤機構	2,906	23	824	-	4,886	660	-	9,298
国土交通省	土木研究所	2,545	437	700	2,063	383	-	-	6,128
	建築研究所	804	107	81	1,096	320	-	-	2,408
	交通安全環境研究所	774	278	1,725	1,057	126	-	-	3,960
	海上技術安全研究所	669	296	623	2,736	133	-	-	4,457
	港湾空港技術研究所	316	0	620	1,188	123	-	-	2,247
	電子航法研究所	928	0	22	814	50	-	-	1,814
	北海道開発土木研究所	304	164	1,978	1,514	151	-	-	4,111
	海技大学校	220	137	-	934	66	-	-	1,357
	航海訓練所	2,301	1,560	-	4,805	202	-	-	8,868
	海員学校	323	201	-	1,411	209	-	-	2,144
	航空大学校	1,345	134	-	1,682	309	-	-	3,470
自動車検査	2,394	754	0	4,936	935	-	-	9,019	
環境省	国立環境研究所	6,142	2,090	3,350	2,854	520	-	-	14,956
計	合計（59法人）	205,421	80,909	58,394	126,087	45,044	17,127	42,797	575,778

（注）1 予算は、各法人における平成14年度計画からの転記による（年度当初予算によるものである。）。

2 百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。

3 水産総合研究センターの施設整備費には、船舶建造費（1,594百万円）を含む。

4 航海訓練所の施設整備費欄には、船舶建造費を計上している。

5 その他欄は、種苗管理センターは関西農場移転経費、日本貿易保険は投資支出、産業技術総合研究所は間接経費、製品評価技術基盤機構は、講習関係経費を計上している。

独立行政法人の平成15年度計画における予算額（収入）

（単位：百万円）

主務府省名	独立行政法人名	予算額の内訳							計
		運営費交付金	施設整備費	受託収入	自己収入等	無利子借入金	前年度繰越金	積立金取崩金	
内閣府	国立公文書館	1,705	-	-	3	-	-	-	1,709
	駐留軍等労働者労務管理機構	4,710	-	381	-	-	-	-	5,091
総務省	通信総合研究所	19,602	5,978	10,301	24	4,812	-	-	40,717
	消防研究所	1,027	-	-	15	495	-	-	1,537
	統計センター	10,487	-	0	0	-	-	-	10,487
財務省	酒類総合研究所	1,309	-	48	32	-	-	8	1,398
	造幣局	-	-	-	29,567	-	-	-	29,567
	国立印刷局	-	-	-	99,498	-	1,476	-	100,974
文部科学省	国立特殊教育総合研究所	1,185	244	-	0	-	-	-	1,430
	大学入試センター	309	-	0	10,304	-	-	-	10,613
	国立オリンピック記念青少年総合センター	4,300	249	-	864	-	-	-	5,413
	国立女性教育会館	706	59	1	54	-	-	-	820
	国立青年の家	4,423	668	-	86	-	560	-	5,737
	国立少年自然の家	4,115	626	-	67	-	440	-	5,248
	国立国語研究所	1,200	-	188	5	-	-	-	1,393
	国立科学博物館	3,086	0	-	227	0	-	-	3,313
	物質・材料研究機構	16,500	291	4,155	57	5,077	-	-	26,081
	防災科学技術研究所	7,754	4,700	3,100	3	-	-	-	15,557
	航空宇宙技術研究所	9,710	0	0	0	2,571	-	-	12,281
	放射線医学総合研究所	13,700	323	1,326	761	-	-	-	16,110
	国立美術館	4,622	0	-	307	-	-	-	4,929
	国立博物館	5,128	39	-	574	-	745	-	6,486
	文化財研究所	3,086	-	29	21	-	-	-	3,136
教員研修センター	2,423	174	0	192	-	-	-	2,789	
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	913	-	259	14	-	-	-	1,186
	産業安全研究所	1,110	119	2	3	-	-	-	1,234
	産業医学総合研究所	1,397	586	44	4	-	-	-	2,031
農林水産省	農林水産消費技術センター	5,480	250	15	5	-	158	-	5,908
	種苗管理センター	2,987	350	59	523	-	127	-	4,046
	家畜改良センター	8,485	402	87	342	-	-	-	9,316
	肥飼料検査所	1,773	28	0	20	-	133	-	1,954
	農薬検査所	785	0	0	0	1,785	-	-	2,570
	農業者大学校	590	53	-	56	-	-	-	699
	林木育種センター	2,052	132	13	1	-	-	-	2,198
	さけ・ます資源管理センター	1,808	245	25	2	-	24	-	2,104
	水産大学校	2,245	559	37	449	-	102	-	3,393
	農業技術研究機構	37,974	1,073	4,307	173	-	6,761	-	50,288
	農業生物資源研究所	7,872	104	5,596	8	0	-	-	13,580
	農業環境技術研究所	3,467	62	916	3	0	-	-	4,448
	農業工学研究所	2,142	65	544	2	-	-	-	2,753
	食品総合研究所	2,278	244	1,195	47	-	-	-	3,764
	国際農林水産業研究センター	3,369	151	232	0	-	-	151	3,752
	森林総合研究所	8,797	168	1,384	50	-	-	-	10,399
	水産総合研究センター	10,838	1,963	4,606	11	-	322	-	17,740
経済産業省	経済産業研究所	2,008	-	49	1	-	-	-	2,058
	工業所有権総合情報館	5,508	-	-	94	-	-	-	5,602
	日本貿易保険	-	-	-	25,589	-	42,797	-	68,385
	産業技術総合研究所	68,411	4,385	18,144	1,902	-	-	-	92,842
	製品評価技術基盤機構	7,832	35	904	1,811	-	-	-	10,582
国土交通省	土木研究所	4,763	428	721	35	-	-	-	5,947
	建築研究所	2,103	107	83	6	-	-	-	2,298
	交通安全環境研究所	1,985	263	2,099	-	-	-	-	4,347
	海上技術安全研究所	3,367	-	487	1	-	-	-	3,855
	港湾空港技術研究所	1,616	0	620	20	0	106	-	2,362
	電子航法研究所	1,682	0	180	-	-	-	-	1,862
	北海道開発土木研究所	1,978	1,301	1,843	-	0	-	-	5,122
	海技大学校	1,234	23	-	49	-	-	-	1,306
	航海訓練所	7,422	1,176	-	1	-	-	-	8,599
	海員学校	1,974	200	-	26	-	-	-	2,200
	航空大学校	2,997	137	-	114	-	-	-	3,248
	自動車検査	10,759	2,605	-	1	-	-	-	13,365
環境省	国立環境研究所	9,401	2,110	3,508	-	-	-	-	15,019
計	合計（62法人）	362,489	32,675	67,488	174,024	14,740	53,751	8	705,178

- （注）1 予算は、各法人における平成15年度計画からの転記による（年度当初予算によるものであり、補正予算等における変動もあり得る。）。
- 2 百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。
- 3 種苗管理センターの自己収入等には、関西農場売却収入（377百万円）を含む。
- 4 水産総合研究センターの施設整備費には、船舶建造費補助金（1,963百万円）を含む。
- 5 航海訓練所の施設整備費欄には、船舶建造費補助金を計上している。
- 6 航空宇宙技術研究所は平成15年9月末日で廃止され、新設の独立行政法人に統合されることから、15年度計画には15年9月末日までの予算が計上されている。
- 7 農業技術研究機構及び水産総合研究センターは平成15年10月に既存の認可法人との統合等が予定されているが、15年度計画には統合等が行われる部分を除いた年間予算が計上されている。
- 8 印は、試験研究分野（行政改革会議最終報告の整理による。）の法人を示す。

独立行政法人の平成15年度計画における予算額（支出）

（単位：百万円）

主務府省名	独立行政法人名	予算額の内訳						繰越金	計
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他		
内閣府	国立公文書館	901	-	-	481	327	-	-	1,709
	駐留軍等労働者労務管理機構	605	-	381	2,938	1,167	-	-	5,091
総務省	通信総合研究所	12,746	10,790	10,301	-	6,873	7	-	40,717
	消防研究所	453	495	-	-	589	-	-	1,537
	統計センター	2,012	-	0	8,336	139	-	-	10,487
財務省	酒類総合研究所	442	-	48	614	294	-	-	1,398
	造幣局	11,322	4,575	-	12,512	-	-	-	28,409
	国立印刷局	36,663	11,046	-	53,265	-	-	-	100,974
文部科学省	国立特殊教育総合研究所	388	244	-	798	-	-	-	1,430
	大学入試センター	8,661	-	0	952	1,001	-	-	10,613
	国立オリンピック記念青少年総合センター	3,717	249	-	-	1,447	-	-	5,413
	国立女性教育会館	365	59	1	-	395	-	-	820
	国立青年の家	1,172	1,228	-	-	3,337	-	-	5,737
	国立少年自然の家	1,338	1,066	-	-	2,844	-	-	5,248
	国立国語研究所	487	-	188	587	131	-	-	1,393
	国立科学博物館	1,316	0	-	-	1,997	-	-	3,313
	物質・材料研究機構	10,537	5,369	4,155	6,020	-	-	-	26,081
	防災科学技術研究所	6,361	4,700	3,100	1,396	-	-	-	15,557
	航空宇宙技術研究所	9,710	2,571	0	-	-	-	-	12,281
	放射線医学総合研究所	10,340	323	1,326	4,121	-	-	-	16,110
	国立美術館	2,786	0	-	1,129	1,014	-	-	4,929
	国立博物館	3,087	784	-	2,139	476	-	-	6,486
	文化財研究所	1,316	-	29	1,260	531	-	-	3,136
	教員研修センター	1,548	174	0	498	569	-	-	2,789
	厚生労働省	国立健康・栄養研究所	177	-	273	641	95	-	-
産業安全研究所		464	119	2	529	120	-	-	1,234
産業医学総合研究所		461	586	44	770	170	-	-	2,031
農林水産省	農林水産消費技術センター	668	250	15	4,436	540	-	-	5,908
	種苗管理センター	310	350	59	2,548	402	377	-	4,046
	家畜改良センター	1,565	402	87	6,499	763	-	-	9,316
	肥飼料検査所	286	28	0	1,429	211	-	-	1,954
	農薬検査所	193	1,798	0	527	52	-	-	2,570
	農業者大学校	140	53	-	418	88	-	-	699
	林木育種センター	384	132	13	1,306	363	-	-	2,198
	さけ・ます資源管理センター	535	245	25	1,200	99	-	-	2,104
	水産大学校	613	559	37	1,921	263	-	-	3,393
	農業技術研究機構	9,775	7,811	4,307	25,717	2,678	-	-	50,288
	農業生物資源研究所	3,077	104	5,596	4,294	509	-	-	13,580
	農業環境技術研究所	946	62	916	2,295	419	-	-	4,638
	農業工学研究所	678	65	544	1,348	172	-	-	2,807
	食品総合研究所	700	244	1,195	1,414	338	-	-	3,891
	国際農林水産業研究センター	1,492	415	232	1,746	157	-	-	4,042
	森林総合研究所	1,247	168	1,384	6,433	1,167	-	-	10,399
	水産総合研究センター	945	2,285	4,606	7,250	2,654	-	-	17,740
経済産業省	経済産業研究所	1,850	-	49	-	159	-	-	2,058
	工業所有権総合情報館	4,774	-	-	654	174	-	-	5,602
	日本貿易保険	6,769	-	-	-	-	1,000	60,617	68,385
	産業技術総合研究所	57,827	4,385	16,038	-	-	14,592	-	92,842
	製品評価技術基盤機構	3,212	35	904	-	4,730	1,445	256	10,582
国土交通省	土木研究所	2,544	428	700	1,892	383	-	-	5,947
	建築研究所	804	107	81	988	319	-	-	2,298
	交通安全環境研究所	846	263	2,099	1,014	125	-	-	4,347
	海上技術安全研究所	667	-	487	2,576	125	-	-	3,855
	港湾空港技術研究所	332	0	620	1,289	121	-	-	2,362
	電子航法研究所	928	0	180	704	50	-	-	1,862
	北海道開発土木研究所	369	1,301	1,791	1,520	141	-	-	5,122
	海技大学校	220	23	-	996	67	-	-	1,306
	航海訓練所	2,317	1,176	-	4,903	203	-	-	8,599
	海員学校	320	200	-	1,470	210	-	-	2,200
	航空大学校	1,369	137	-	1,437	305	-	-	3,248
	自動車検査	2,505	2,605	0	6,987	1,268	-	-	13,365
	環境省	国立環境研究所	6,197	2,110	3,508	2,740	464	-	-
計	合計（62法人）	246,779	72,119	65,321	198,937	43,235	17,421	60,873	704,681

（注）1 予算は、各法人における平成15年度計画からの転記による（年度当初予算によるものであり、補正予算等における変動もあり得る。）。

2 百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。

3 水産総合研究センターの施設整備費には、船舶建造費（1,963百万円）を含む。

4 航海訓練所の施設整備費欄には、船舶建造費を計上している。

5 その他欄は、通信総合研究所は未処分利益、種苗管理センターは西日本農場施設整備等経費、日本貿易保険は投資支出、産業技術総合研究所は間接経費、製品評価技術基盤機構は講習関係経費を計上している。

6 航空宇宙技術研究所は平成15年9月末日で廃止され、新設の独立行政法人に統合されることから、15年度計画には15年9月末日までの予算が計上されている。

7 農業技術研究機構及び水産総合研究センターは平成15年10月に既存の認可法人との統合等が予定されているが、15年度計画には統合等が行われる部分を除いた年間予算が計上されている。

国の補正予算における施設整備費補助金の追加措置

(単位：百万円)

主務府省名	独立行政法人名	平成13年度	14年度
総務省	通信総合研究所	2,290	5,900
文部科学省	国立特殊教育総合研究所		277
	国立青年の家		560
	国立少年自然の家		440
	国立科学博物館		1,556
	物質・材料研究機構	350	
	防災科学技術研究所		4,655
	教員研修センター		631
農林水産省	農林水産消費技術センター		596
	農業技術研究機構	1,517	2,257
	食品総合研究所		243
	水産総合研究センター		322
経済産業省	産業技術総合研究所	2,000	37,610
国土交通省	土木研究所		235
	建築研究所		170
	海上技術安全研究所		120
	港湾空港技術研究所		803
	海員学校	40	
環境省	国立環境研究所		170
計 (19法人)		6,197	56,545

(注) 各年度の補正予算参照書に基づき作成した。

独立行政法人の平成13年度決算（収入）

（単位：百万円）

主務府省名	独立行政法人名	決算の内訳						計	
		運営費交付金	施設整備費	受託収入	自己収入等	政府出資金	その他		
内閣府	国立公文書館	1,748	-	-	3	-	-	1,750	
総務省	通信総合研究所	18,565	0	7,912	307	-	-	26,786	
	消防研究所	1,216	-	106	16	-	-	1,338	
財務省	酒類総合研究所	1,366	0	69	32	-	-	1,466	
文部科学省	国立特殊教育総合研究所	1,192	325	1	3	-	-	1,522	
	大学入試センター	385	-	0	10,084	-	-	10,469	
	国立オリンピック記念青少年総合センター	4,478	68	-	1,412	10,000	-	15,958	
	国立女性教育会館	724	65	10	207	-	-	1,006	
	国立青年の家	4,491	573	3	19	-	-	5,086	
	国立少年自然の家	4,329	772	2	4	-	-	5,108	
	国立国語研究所	1,074	-	116	9	-	-	1,199	
	国立科学博物館	2,869	-	-	360	-	-	3,229	
	物質・材料研究機構	17,161	-	2,301	106	-	-	19,568	
	防災科学技術研究所	7,878	2,209	367	4	-	-	10,461	
	航空宇宙技術研究所	19,019	302	709	11	-	-	20,041	
	放射線医学総合研究所	14,522	0	520	817	-	-	15,859	
	国立美術館	4,426	-	-	1,554	-	-	5,980	
	国立博物館	4,612	184	-	728	-	-	5,524	
	文化財研究所	3,333	-	129	41	-	-	3,503	
	教員研修センター	2,588	118	3	338	-	-	3,047	
	厚生労働省	国立健康・栄養研究所	852	-	284	25	-	-	1,161
		産業安全研究所	1,329	0	20	7	-	-	1,356
産業医学総合研究所		1,531	154	68	8	-	-	1,760	
農林水産省	農林水産消費技術センター	4,902	161	15	12	-	-	5,090	
	種苗管理センター	3,177	208	65	358	-	-	3,808	
	家畜改良センター	8,746	482	127	417	-	-	9,772	
	肥飼料検査所	1,899	32	7	27	-	-	1,966	
	農薬検査所	842	78	4	-	-	-	924	
	農業者大学校	619	37	-	76	-	-	733	
	林木育種センター	2,065	132	2	-	-	-	2,200	
	さけ・ます資源管理センター	1,837	287	23	232	-	-	2,378	
	水産大学校	2,386	373	48	487	-	-	3,293	
	農業技術研究機構	38,005	1,343	4,537	193	-	-	44,078	
	農業生物資源研究所	8,011	109	6,579	816	-	-	15,515	
	農業環境技術研究所	3,571	35	772	429	-	-	4,807	
	農業工学研究所	2,165	30	541	0	-	-	2,737	
	食品総合研究所	2,490	60	1,175	349	-	-	4,074	
	国際農林水産業研究センター	3,439	78	190	3	-	-	3,710	
	森林総合研究所	8,837	160	1,052	62	-	-	10,111	
	水産総合研究センター	10,975	337	4,606	1,582	-	1,441	18,942	
経済産業省	経済産業研究所	1,332	-	415	96	-	-	1,843	
	工業所有権総合情報館	5,454	-	-	93	-	-	5,547	
	日本貿易保険	-	-	-	30,638	-	-	30,638	
	産業技術総合研究所	69,310	521	18,297	1,161	-	-	89,290	
	製品評価技術基盤機構	7,520	136	838	456	-	-	8,950	
国土交通省	土木研究所	5,260	452	1,038	51	-	4	6,805	
	建築研究所	2,299	119	144	29	-	-	2,592	
	交通安全環境研究所	1,862	263	493	227	-	-	2,844	
	海上技術安全研究所	3,701	303	2,427	402	-	7	6,840	
	港湾空港技術研究所	1,619	263	1,584	400	-	28	3,894	
	電子航法研究所	1,827	209	159	2	-	-	2,196	
	北海道開発土木研究所	1,965	-	3,043	116	-	116	5,240	
	海技大学校	1,187	-	-	48	-	-	1,234	
	航海訓練所	7,412	668	-	1	-	-	8,081	
	海員学校	1,913	40	-	13	-	-	1,966	
	航空大学校	3,043	134	-	141	-	-	3,318	
環境省	国立環境研究所	9,250	136	3,167	312	-	-	12,865	
計	合計（57法人）	348,608	11,956	63,968	55,324	10,000	1,596	491,458	

(注) 1 決算金額は、各法人における平成13年度決算報告書からの転記による。

2 百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。

3 林木育種センターは、受託収入と自己収入等を合算して決算報告書を作成しているため、合計額を受託収入欄に計上している。

4 航海訓練所の施設整備費欄には、船舶建造費補助金を計上している。

5 その他欄には、無利子借入金（施設整備資金借入金）を計上している。

独立行政法人の平成13年度決算（支出）

（単位：百万円）

主務府省名	独立行政法人名	決算の内訳						計
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他	
内閣府	国立公文書館	869	-	-	504	377	-	1,749
総務省	通信総合研究所	11,354	0	7,912	3,453	3,284	-	26,004
	消防研究所	491	-	106	529	73	-	1,199
財務省	酒類総合研究所	281	-	69	497	253	-	1,101
文部科学省	国立特殊教育総合研究所	393	325	1	790	-	-	1,510
	大学入試センター	8,161	-	0	1,031	1,020	-	10,212
	国立オリンピック記念青少年総合センター	3,609	68	-	-	1,459	10,000	15,137
	国立女性教育会館	429	65	6	-	329	-	829
	国立青年の家	1,123	573	3	-	3,345	-	5,044
	国立少年自然の家	1,374	772	-	-	2,947	-	5,094
	国立国語研究所	337	-	116	615	124	-	1,192
	国立科学博物館	1,226	-	-	1,297	691	-	3,215
	物質・材料研究機構	10,316	76	2,086	6,379	-	-	18,857
	防災科学技術研究所	5,488	2,209	367	1,739	-	-	9,806
	航空宇宙技術研究所	16,166	302	840	-	-	-	17,308
	放射線医学総合研究所	10,682	280	862	3,995	-	-	15,820
	国立美術館	2,564	-	-	1,070	954	-	4,588
	国立博物館	2,246	184	-	1,988	484	-	4,902
	文化財研究所	1,274	-	131	1,339	643	11	3,397
	教員研修センター	1,457	118	3	492	693	-	2,763
	厚生労働省	国立健康・栄養研究所	165	19	302	462	96	0
産業安全研究所		443	0	17	561	160	-	1,181
産業医学総合研究所		476	153	68	741	165	-	1,604
農林水産省	農林水産消費技術センター	472	161	15	3,765	517	-	4,929
	種苗管理センター	424	208	65	2,503	196	1	3,397
	家畜改良センター	2,443	482	107	6,082	596	-	9,710
	肥飼料検査所	281	33	7	1,297	214	-	1,831
	農薬検査所	158	78	4	531	52	-	823
	農業者大学校	139	37	-	432	94	-	702
	林木育種センター	761	132	2	1,267	-	-	2,162
	さけ・ます資源管理センター	549	287	23	1,161	103	0	2,123
	水産大学校	615	373	48	1,813	222	-	3,070
	農業技術研究機構	4,870	1,343	4,537	25,748	7,460	-	43,958
	農業生物資源研究所	2,187	109	6,579	4,263	1,458	-	14,596
	農業環境技術研究所	474	35	770	2,091	804	-	4,175
	農業工学研究所	442	30	534	1,264	400	-	2,670
	食品総合研究所	672	130	1,175	1,374	311	-	3,663
	国際農林水産業研究センター	1,173	78	188	1,735	502	-	3,676
	森林総合研究所	1,332	161	1,049	6,449	1,141	-	10,132
	水産総合研究センター	1,855	337	4,603	7,486	1,548	752	16,582
経済産業省	経済産業研究所	1,225	-	415	-	202	-	1,842
	工業所有権総合情報館	4,228	-	-	585	136	-	4,950
	日本貿易保険	4,563	-	-	-	-	994	5,557
	産業技術総合研究所	52,829	763	16,020	-	-	12,913	82,525
	製品評価技術基盤機構	2,783	135	819	-	4,582	-	8,319
国土交通省	土木研究所	2,452	466	1,011	1,789	374	-	6,091
	建築研究所	636	119	141	965	276	-	2,138
	交通安全環境研究所	691	286	490	1,005	73	-	2,545
	海上技術安全研究所	624	320	2,411	2,837	129	-	6,321
	港湾空港技術研究所	266	291	1,552	1,218	128	-	3,455
	電子航法研究所	919	279	140	796	50	0	2,183
	北海道開発土木研究所	288	6	2,966	1,559	160	-	4,980
	海技大学校	151	-	-	892	55	-	1,098
	航海訓練所	2,222	664	-	4,708	191	-	7,784
	海員学校	347	40	-	1,436	94	-	1,917
	航空大学校	1,344	134	-	1,348	310	-	3,136
環境省	国立環境研究所	5,550	136	3,156	2,669	499	-	12,010
計	合計（57法人）	180,889	12,797	61,716	118,550	39,974	24,671	438,606

（注）1 決算金額は、各法人における平成13年度決算報告書からの転記による。また、繰越金は除いて計上している。

2 百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。

3 国立特殊教育総合研究所、林木育種センターは、業務経費と一般管理費を合算して決算報告書を作成しているため、合計額を業務経費欄に計上している。

4 航海訓練所の施設整備費欄には、船舶建造費を計上している。

5 その他欄は、日本オリンピック記念青少年総合センターは基金への繰入、文化財研究所は附帯業務費及びその他寄付金、種苗管理センターは関西農場移転経費、水産総合研究センターは無利子借入金及び自己収入、日本貿易保険は投資支出、短期借入金返済及びその他の支出、産業技術総合研究所は間接経費を計上している。

資料12

平成13年度業務実績に関する会計監査人の監査の実施状況

主務府省名	独立行政法人名	監査報告書提出日	会計監査人
総務省	通信総合研究所	平成14.6.7	朝日監査法人
	消防研究所	14.5.31	中央青山監査法人
文部科学省	大学入試センター	14.6.13	新日本監査法人
	国立オリンピック記念青少年総合センター	14.6.18	新日本監査法人
	国立青年の家	14.6.11	新日本監査法人
	国立少年自然の家	14.6.11	新日本監査法人
	国立科学博物館	14.6.12	中央青山監査法人
	物質・材料研究機構	14.6.13	中央青山監査法人
	防災科学技術研究所	14.6.6	中央青山監査法人
	航空宇宙技術研究所	14.5.31	中央青山監査法人
	放射線医学総合研究所	14.5.31	新日本監査法人
	国立美術館	14.6.21	新日本監査法人
	国立博物館	14.6.19	中央青山監査法人
	文化財研究所	14.5.31	中央青山監査法人
	農林水産省	家畜改良センター	14.6.14
農業技術研究機構		14.6.14	朝日監査法人
農業生物資源研究所		14.6.18	新日本監査法人
農業環境技術研究所		14.6.3	朝日監査法人
農業工学研究所		14.6.12	中央青山監査法人
森林総合研究所		14.6.5	中央青山監査法人
水産総合研究センター		14.6.11	新日本監査法人
経済産業省	日本貿易保険	14.6.20	中央青山監査法人
	産業技術総合研究所	14.5.31	新日本監査法人
	製品評価技術基盤機構	14.5.31	新日本監査法人
国土交通省	土木研究所	14.5.31	中央青山監査法人
	建築研究所	14.6.17	中央青山監査法人
	交通安全環境研究所	14.5.31	新日本監査法人
	海上技術安全研究所	14.6.7	新日本監査法人
	港湾空港技術研究所	14.6.7	新日本監査法人
	海員学校	14.6.14	朝日監査法人
環境省	国立環境研究所	14.5.31	新日本監査法人
計 (31法人)			

(注) 各法人の監査報告書に基づき作成した。

運営費交付金の収益化基準の採用状況（平成13年度）

主務府省名	独立行政法人名	運営費交付金の収益化基準		
		成果進行的型	期間進行的型	費用進行的型
内閣府	国立公文書館	-	-	
総務省	通信総合研究所	-	-	
	消防研究所	-	-	
財務省	酒類総合研究所	(退職金及び研究業務費の一部)	(人件費のうち退職金を除く金額)	(研究業務費の一部及び一般管理費)
文部科学省	国立特殊教育総合研究所	-	-	
	大学入試センター	-	-	
	国立オリンピック記念青少年総合センター	-	-	
	国立女性教育会館	(研修受入事業、交流事業、調査研究事業及び情報収集に係る物件費相当)	(人件費相当及び管理業務に係る物件費相当)	
	国立青年の家	-	-	
	国立少年自然の家	-	-	
	国立国語研究所	(一般管理費を除くすべて)	(一般管理費)	
	国立科学博物館	-	-	
	物質・材料研究機構	-	-	
	防災科学技術研究所	-	-	
	航空宇宙技術研究所	-	-	
	放射線医学総合研究所	-	-	
	国立美術館	(展覧業務、美術工芸品の収集及び教育普及業務の一部に係る経費相当)	(人件費相当及び上記に掲げる業務以外の業務に係る経費相当)	
	国立博物館	-	-	
	文化財研究所	(人件費のうちの退職手当及び事業部門の経費)	(人件費のうちの役員報酬、職員給与、共済組合事業主負担金、児童手当拠出金及び管理部門の経費)	(人件費のうちの公務災害補償費)
	教員研修センター	-	-	
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	-	-	
	産業安全研究所	-	-	
	産業医学総合研究所	-	-	
農林水産省	農林水産消費技術センター	-	-	
	種苗管理センター	-	-	
	家畜改良センター	-	-	
	肥飼料検査所	-	-	
	農薬検査所	-	-	
	農業者大学校	-	-	
	林木育種センター	-	-	
	さけ・ます資源管理センター	-	-	
	水産大学校	-	-	
	農業技術研究機構	-	-	
	農業生物資源研究所	-	-	
	農業環境技術研究所	-	-	
	農業工学研究所	-	-	
	食品総合研究所	-	-	
	国際農林水産業研究センター	-	-	
	森林総合研究所	-	-	
	水産総合研究センター	-	-	
経済産業省	経済産業研究所	-	-	
	工業所有権総合情報館	-	-	
	産業技術総合研究所	-	-	
	製品評価技術基盤機構	-	-	
国土交通省	土木研究所	-	-	
	建築研究所	-	-	
	交通安全環境研究所	-	-	
	海上技術安全研究所	-	-	
	港湾空港技術研究所	-	-	
	電子航法研究所	-	-	
	北海道開発土木研究所	-	-	
	海技大学校	-	-	
	航海訓練所	(練習船経費及び退職手当等)	(管理・業務部門経費及び人件費等)	(想定されない事故・緊急対応経費)
	海員学校	-	-	
航空大学校	-	-		
環境省	国立環境研究所	-	-	

- (注) 1 各法人の平成13年度の財務諸表(重要な会計方針)による。
2 日本貿易保険は運営費交付金を受け入れていないことから本表から除いている。
3 ()内には、該当する収益化基準を採用している経費の内訳を記載した。

セグメント区分を実施している法人とその内容(平成13年度)

主務府省名	独立行政法人名	セグメント区分の実施状況	事業等別によるセグメント区分の内容等		
			セグメント区分の数		内 容
内閣府	国立公文書館		3	事業	国立公文書館とアジア歴史資料センターの事業別及び全社に区分
総務省	通信総合研究所		4	事業	情報通信、無線通信、電磁波計測及び基礎先端の3つの事業別及び管理部門に係る資産等を全社として区分
文部科学省	国立特殊教育総合研究所		7	事業	研究活動、研修事業、教育相談活動等6つの事業別及び共同利用している資産を共通として区分
	国立オリンピック記念青少年総合センター		3	事業	センター事業(主催及び受入事業)と基金事業に区分し、その他共通的な事項を全法人として区分
	国立女性教育会館		6	事業	研修受入事業、交流事業等5つの事業別及び一般管理費等を全社として区分
	国立国語研究所		5	事業	調査研究事業、日本語情報資料収集事業等4つの事業別及び一般管理費等を全社として区分
	国立科学博物館		4	事業	展示事業、教育・普及事業等3つの事業別及び管理部門に係る費用を全社として区分
	物質・材料研究機構		5	事業	ナノ物質・材料、環境・エネルギー材料等4つの事業別及び一般管理等を全社として区分
	国立美術館		5	施設	東京近代美術館、京都国立近代美術館等の館別及び法人本部に区分
	国立博物館		4	施設	東京国立博物館、京都国立博物館等3館別及び本部事務局に係る流動資産等を共通として区分
	文化財研究所		3	施設	東京文化財研究所及び奈良文化財研究所の所別及び本部に係る費用等を全社として区分
農林水産省	農林水産消費技術センター		4	事業	食品等の調査・分析・情報提供等3つの事業別及び共通経費に区分
	種苗管理センター		6	事業	栽培試験事業、種苗生産事業等5つの事業別及び全社分に区分
	家畜改良センター		4	事業	家畜改良事業、飼料作物種苗の生産及び配布事業等3つの事業別及び一般管理費等を全社として区分
	肥飼料検査所		3	事業	肥料・土壌改良資材業務関係事業、飼料業務関係事業の2つの事業別及び管理部門の件費等を全社として区分
	林木育種センター		4	事業	林木新品種開発、林木遺伝資源等3つの事業別及び共通に区分
	農業技術研究機構		12	施設	中央農業総合研究センター、作物研究所等11の施設別及び全社に区分
	農業生物資源研究所		4	事業	植物、昆虫、動物の3つの関係研究別及び全社に区分
	国際農林水産業研究センター		2	施設	本所及び沖縄支所の施設別に区分
森林総合研究所		4	事業	森林、林業及び木材産業の3つの事業別及び流動資産等を全社として区分	
経済産業省	産業技術総合研究所		5	事業	鉱工業の科学技術に関する研究及び開発並びにこれらに関連する業務等4つの業務及び配賦不能のものを法人共通として区分
国土交通省	土木研究所		10	事業	技術推進、材料地盤等9つの事業別と全社に区分
	建築研究所		8	事業	構造グループ、環境グループ等7つのグループ別及び配賦不能のものを全社として区分
	交通安全環境研究所		-	-	-
	電子航法研究所		-	-	-
	北海道開発土木研究所		9	事業	北国の発展に貢献する新技術に関する研究等中期計画に定めた8つの研究課題別及び共通的な費用を全社として区分
	海員学校		4	事業	専修科、本科教育、司ちゅう・事務科教育の3つの教育科別及び配賦不能のものを全社として区分
	航空大学校		-	-	-
計			事業別等のセグメント区分を実施 25法人、法定区分経理に基づくセグメント区分を実施 4法人		

- (注) 1 各法人の平成13年度の財務諸表等(附属明細書)による。
2 は事業等別のセグメント区分を、 は法定区分経理に基づくセグメント区分を実施しているものを示す。
3 セグメント区分の内容欄における「事業」は事業等別の、「施設」は施設別のセグメント区分を行っていることを示す。

当期総利益（損失）の状況（平成13年度）

（単位：百万円）

主務府省名	独立行政法人名	経常費用	経常収益	臨時損失	臨時利益	当期総利益 （損失）	備 考
内閣府	国立公文書館	1,698	1,979	-	-	281	
総務省	通信総合研究所	29,955	35,216	2,377	2,674	5,557	
	消防研究所	1,340	1,367	-	286	313	
財務省	酒類総合研究所	1,064	1,125	1,480	1,764	345	
文部科学省	国立特殊教育総合研究所	1,190	1,190	-	67	67	
	大学入試センター	10,392	10,627	2	-	233	
	国立オリンピック記念青少年総合センター	5,276	5,848	-	-	571	
	国立女性教育会館	765	765	58	226	168	
	国立青年の家	5,080	5,088	4	10	14	
	国立少年自然の家	4,935	4,936	-	-	1	
	国立国語研究所	1,198	1,197	-	-	1	
	国立科学博物館	3,190	3,195	-	-	5	
	物質・材料研究機構	19,381	19,945	806	2,755	2,513	
	防災科学技術研究所	10,935	10,992	15	1,005	1,047	
	航空宇宙技術研究所	17,428	17,523	110	828	812	
	放射線医学総合研究所	17,866	17,908	113	113	42	
	国立美術館	3,476	3,613	714	1,894	1,317	
	国立博物館	4,095	4,223	-	-	128	
	文化財研究所	3,635	3,866	-	-	230	
	教員研修センター	2,535	2,689	-	-	153	
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	1,008	1,130	-	-	123	
	産業安全研究所	1,375	1,385	-	-	9	
	産業医学総合研究所	1,662	1,670	1	-	8	
農林水産省	農林水産消費技術センター	5,064	5,066	-	-	2	
	種苗管理センター	3,389	3,389	-	179	179	
	家畜改良センター	8,664	8,777	270	327	169	
	肥飼料検査所	1,977	1,972	2	-	7	
	農薬検査所	809	825	1	-	14	
	農業者大学校	700	704	-	-	4	
	林木育種センター	2,032	2,032	-	81	81	
	さけ・ます資源管理センター	2,075	2,306	-	0	232	
	水産大学校	2,915	2,951	-	-	35	
	農業技術研究機構	40,458	40,541	4,924	8,201	3,360	
	農業生物資源研究所	14,693	16,011	-	-	1,318	
	農業環境技術研究所	4,088	4,093	380	805	430	
	農業工学研究所	2,758	2,788	-	232	262	
	食品総合研究所	3,441	3,485	366	661	338	
	国際農林水産業研究センター	4,088	4,271	-	-	183	
	森林総合研究所	11,090	11,257	0	714	881	
	水産総合研究センター	16,800	18,359	-	-	1,559	
経済産業省	経済産業研究所	1,842	1,843	-	-	1	
	工業所有権総合情報館	4,948	5,041	-	-	93	
	日本貿易保険	9,156	7,418	27,995	48,135	18,402	
	産業技術総合研究所	97,874	103,489	275	-	5,341	
	製品評価技術基盤機構	8,785	9,214	10	-	419	
国土交通省	土木研究所	6,068	6,084	-	602	618	
	建築研究所	2,100	2,116	-	616	632	
	交通安全環境研究所	2,747	2,976	1	-	228	
	海上技術安全研究所	4,541	4,553	-	-	12	
	港湾空港技術研究所	3,356	3,788	2	-	430	
	電子航法研究所	3,024	3,090	46	-	20	
	北海道開発土木研究所	6,250	6,252	-	118	118	
	海技大学校	1,127	1,126	65	64	2	
	航海訓練所	7,150	7,373	0	-	223	
	海員学校	1,888	1,888	69	69	0	
	航空大学校	2,964	2,984	30	9	0	損失額は、約5万円
環境省	国立環境研究所	13,485	13,899	-	-	414	
	計	451,825	469,438	40,117	72,435	49,925	

（注）1 各法人の平成13年度の財務諸表（損益計算書）による。
2 百万円未満は四捨五入している。

運営費交付金債務の状況（平成13年度）

（単位：百万円）

主務府省名	独立行政法人名	運営費交付金 (A)	運営費交付金債務 (B)	B/A*100
内閣府	国立公文書館	1,748	0	0.00
総務省	通信総合研究所	18,566	474	2.55
	消防研究所	1,216	124	10.20
財務省	酒類総合研究所	1,366	304	22.25
文部科学省	国立特殊教育総合研究所	1,192	11	0.92
	大学入試センター	385	0	0.00
	国立オリンピック記念青少年総合センター	4,478	126	2.81
	国立女性教育会館	724	9	1.24
	国立青年の家	4,491	32	0.71
	国立少年自然の家	4,329	66	1.52
	国立国語研究所	1,074	8	0.74
	国立科学博物館	2,869	13	0.45
	物質・材料研究機構	17,161	814	4.74
	防災科学技術研究所	7,878	653	8.29
	航空宇宙技術研究所	19,019	3,205	16.85
	放射線医学総合研究所	14,522	1	0.00
	国立美術館	4,426	75	1.69
	国立博物館	4,612	463	10.04
	文化財研究所	3,333	2	0.06
	教員研修センター	2,588	132	5.10
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	852	0	0.00
	産業安全研究所	1,329	165	12.42
	産業医学総合研究所	1,531	148	9.67
農林水産省	農林水産消費技術センター	4,902	159	3.24
	種苗管理センター	3,177	268	8.44
	家畜改良センター	8,746	27	0.31
	肥飼料検査所	1,899	134	7.06
	農薬検査所	842	104	12.35
	農業者大学校	619	14	2.26
	林木育種センター	2,065	38	1.84
	さけ・ます資源管理センター	1,837	89	4.84
	水産大学校	2,386	213	8.93
	農業技術研究機構	38,005	175	0.46
	農業生物資源研究所	8,011	107	1.34
	農業環境技術研究所	3,571	205	5.74
	農業工学研究所	2,165	63	2.91
	食品総合研究所	2,490	132	5.30
	国際農林水産業研究センター	3,439	41	1.19
	森林総合研究所	8,837	0	0.00
	水産総合研究センター	10,975	209	1.90
経済産業省	経済産業研究所	2,049	717	34.99
	工業所有権総合情報館	5,454	505	9.26
	日本貿易保険	-	-	-
	産業技術総合研究所	69,310	6,901	9.96
	製品評価技術基盤機構	7,520	263	3.50
国土交通省	土木研究所	5,260	707	13.44
	建築研究所	2,299	438	19.05
	交通安全環境研究所	1,862	102	5.48
	海上技術安全研究所	3,701	110	2.97
	港湾空港技術研究所	1,619	8	0.49
	電子航法研究所	1,827	61	3.34
	北海道開発土木研究所	1,965	34	1.73
	海技大学校	1,187	137	11.54
	航海訓練所	7,412	390	5.26
	海員学校	1,913	50	2.61
	航空大学校	3,043	161	5.29
環境省	国立環境研究所	9,250	551	5.96
	計	349,326	19,938	5.71

(注) 1 各法人の平成13年度の財務諸表（附属明細書）による。
2 百万円未満は四捨五入している。

目的積立金の状況（平成13年度）

(単位：円)

主務府省名	独立行政法人名	目的積立金	目的積立金の内容
総務省	通信総合研究所	2,816,227	広報・知財・環境積立金
財務省	酒類総合研究所	8,010,527	研究用機器等購入積立金
文部科学省	国立女性教育会館	67,731	研修事業積立金
	国立美術館	103,434,505	美術作品購入・修理積立金等
	国立博物館	127,582,576	業務拡充積立金、施設改修積立金
	文化財研究所	182,549,000	調査研究事業積立金等
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	6,736,694	国際・産学研究支援積立金等
	産業安全研究所	8,573,184	研究環境整備積立金
	産業医学総合研究所	3,961,803	研究支援対策積立金
農林水産省	家畜改良センター	31,954,949	効率化及び質の向上積立金
	農業工学研究所	4,014,775	試験研究用機器更新等積立金
	森林総合研究所	9,703,589	研究機器等購入積立金
経済産業省	産業技術総合研究所	21,444,593	研究施設等整備積立金
	製品評価技術基盤機構	127,906	研修費積立金
国土交通省	土木研究所	15,002,940	研究開発及び研究基盤整備積立金
	建築研究所	16,115,562	研究開発及び研究基盤整備積立金
	港湾空港技術研究所	58,890,022	施設改修等積立金等
計（17法人）		600,986,583	

(注) 各法人の平成13年度の財務諸表（利益処分に関する書類）による。

行政サービス実施コストの状況(平成13年度)

(単位：百万円)

主務府省名	独立行政法人名	業務費用	損益外減価償却相当額	引当外退職手当増加見積額	機会費用	計(行政サービス実施コスト)
内閣府	国立公文書館	1,411	297	34	118	1,860
総務省	通信総合研究所	24,112	2,130	151	895	26,987
	消防研究所	1,218	361	10	211	1,780
財務省	酒類総合研究所	694	587	38	134	1,452
文部科学省	国立特殊教育総合研究所	1,186	318	76	85	1,664
	大学入試センター	310	69	8	166	553
	国立オリンピック記念青少年総合センター	3,989	1,677	39	1,147	6,851
	国立女性教育会館	607	490	25	48	1,169
	国立青年の家	5,062	1,331	250	295	6,438
	国立少年自然の家	4,929	1,554	125	337	6,945
	国立国語研究所	1,072	0	12	168	1,252
	国立科学博物館	2,953	728	76	946	4,703
	物質・材料研究機構	17,789	2,479	286	1,048	21,030
	防災科学技術研究所	10,564	2,566	111	567	13,808
	航空宇宙技術研究所	17,376	4,339	560	692	21,846
	放射線医学総合研究所	16,920	3,065	46	450	20,389
	国立美術館	2,637	998	66	1,076	4,776
	国立博物館	3,400	1,498	131	2,072	7,102
	文化財研究所	3,467	411	13	421	4,312
	教員研修センター	2,195	174	17	54	2,440
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	699	70	31	74	873
	産業安全研究所	1,348	227	29	99	1,644
	産業医学総合研究所	1,587	206	78	69	1,939
農林水産省	農林水産消費技術センター	5,038	343	253	374	6,008
	種苗管理センター	2,986	216	102	135	3,440
	家畜改良センター	8,120	2,007	362	664	11,154
	肥飼料検査所	1,944	99	65	152	2,130
	農薬検査所	807	55	36	53	951
	農業者大学校	641	66	37	38	782
	林木育種センター	2,030	158	88	27	2,127
	さけ・ます資源管理センター	1,821	351	56	105	2,333
	水産大学校	2,381	755	8	130	3,258
	農業技術研究機構	41,367	2,821	51	3,329	47,567
	農業生物資源研究所	7,314	1,586	4	554	9,459
	農業環境技術研究所	3,394	489	20	478	4,342
	農業工学研究所	2,217	796	85	285	3,383
	食品総合研究所	2,780	481	44	123	3,428
	国際農林水産業研究センター	3,717	232	96	118	4,162
	森林総合研究所	9,976	2,004	149	651	12,780
	水産総合研究センター	10,613	2,249	182	540	13,220
経済産業省	経済産業研究所	1,426	0	20	154	1,601
	工業所有権総合情報館	4,855	0	21	71	4,947
	日本貿易保険	18,402	0	0	1,590	16,812
	産業技術総合研究所	79,585	7,290	870	3,850	89,855
	製品評価技術基盤機構	7,563	870	42	522	8,997
国土交通省	土木研究所	4,979	1,633	79	932	7,623
	建築研究所	1,927	1,841	56	487	4,311
	交通安全環境研究所	2,028	851	70	297	3,247
	海上技術安全研究所	3,816	1,753	313	501	5,758
	港湾空港技術研究所	1,374	953	17	346	2,656
	電子航法研究所	2,909	111	50	63	3,133
	北海道開発土木研究所	3,091	140	14	108	3,352
	海技大学校	1,143	267	59	57	1,526
	航海訓練所	6,953	530	50	241	7,775
	海員学校	1,942	375	88	163	2,567
	航空大学校	2,874	148	14	78	3,115
環境省	国立環境研究所	10,025	1,517	149	464	12,154
	計	350,759	58,562	28	28,852	438,142

(注)1 各法人の平成13年度の財務諸表(行政サービス実施コスト計算書)による。

2 百万円未満は四捨五入している。

各府省独立行政法人評価委員会一覧

総務省	府省独立行政法人評価委員会		評価の対象となる独立行政法人
	委員会	分科会	
総務省 政策評価・独立行政法人評価委員会（独立行政法人評価分科会）	内閣府独立行政法人評価委員会	国立公文書館分科会	国立公文書館
		駐留軍等労働者労務管理機構分科会	駐留軍等労働者労務管理機構
	総務省独立行政法人評価委員会	通信総合研究所分科会	通信総合研究所
		統計センター分科会	統計センター
		消防研究所分科会	消防研究所
	財務省独立行政法人評価委員会	酒類総合研究所分科会	酒類総合研究所
		造幣局分科会	造幣局
		国立印刷局分科会	国立印刷局
	文部科学省独立行政法人評価委員会	学校教育分科会	国立特殊教育総合研究所、大学入試センター、教員研修センター
		社会教育分科会	国立女性教育会館、国立科学博物館
		スポーツ・青少年分科会	国立オリンピック記念青少年総合センター、国立青年の家、国立少年自然の家
		科学技術・学術分科会	物質・材料研究機構、防災科学技術研究所、航空宇宙技術研究所、放射線医学総合研究所
		文化分科会	国立国語研究所、国立美術館、国立博物館、文化財研究所
	厚生労働省独立行政法人評価委員会		国立健康・栄養研究所、産業安全研究所、産業医学総合研究所
	農林水産省独立行政法人評価委員会	農業分科会	農林水産消費技術センター、種苗管理センター、家畜改良センター、肥飼料検査所、農薬検査所、農業者大学校
		農業技術分科会	農業技術研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、農業工学研究所、食品総合研究所、国際農林水産業研究センター、北海道開発土木研究所（国土交通省と共管）
		林野分科会	林木育種センター、森林総合研究所
		水産分科会	さけ・ます資源管理センター、水産大学校、水産総合研究センター
	経済産業省独立行政法人評価委員会	経済産業研究所分科会	経済産業研究所
		工業所有権総合情報館分科会	工業所有権総合情報館
		日本貿易保険分科会	日本貿易保険
		産業技術総合研究所分科会	産業技術総合研究所
		製品評価技術基盤機構分科会	製品評価技術基盤機構
	国土交通省独立行政法人評価委員会	土木研究所分科会	土木研究所
		建築研究所分科会	建築研究所
		交通関係研究所分科会	交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、電子航法研究所
		港湾空港技術研究所分科会	港湾空港技術研究所
		北海道開発土木研究所分科会	北海道開発土木研究所（農林水産省と共管）
		教育機関分科会	海技大学校、航海訓練所、海員学校、航空大学校
		自動車検査分科会	自動車検査
	環境省独立行政法人評価委員会		国立環境研究所

府省独立行政法人評価委員会委員等名簿

(注) 印は委員長(分科会長) 印は委員長(分科会長)代理を示す。

《内閣府独立行政法人評価委員会》

(平成15年4月1日現在)

本委員会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
委員	大森 彌	千葉大学法経学部教授
委員	朝倉 敏夫	読売新聞東京本社執行役員・論説委員長
委員	小野 旭	東京経済大学経済学部教授
委員	出塚 清治	日本公認会計士協会公益法人会計監査専門部会長
委員	東海 幹夫	青山学院大学経営学部教授
委員	長倉 美恵子	元東京学芸大学教授
委員	外園 豊基	早稲田大学教育学部教授

国立公文書館分科会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
委員	外園 豊基	早稲田大学教育学部教授
委員	長倉 美恵子	元東京学芸大学教授
委員	朝倉 敏夫	読売新聞東京本社執行役員・論説委員長
委員	大森 彌	千葉大学法経学部教授
委員	出塚 清治	日本公認会計士協会公益法人会計監査専門部会長

駐留軍等労働者労務管理機構分科会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
委員	朝倉 敏夫	読売新聞東京本社執行役員・論説委員長
委員	小野 旭	東京経済大学経済学部教授
委員	大森 彌	千葉大学法経学部教授
委員	出塚 清治	日本公認会計士協会公益法人会計監査専門部会長
委員	東海 幹夫	青山学院大学経営学部教授

《総務省独立行政法人評価委員会》

(平成15年4月1日現在)

本委員会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
委員	熊谷 信昭	大阪大学名誉教授
委員	羽鳥 光俊	国立情報学研究所教授
委員	池上 徹彦	福島県立会津大学学長
委員	児玉 桂子	日本社会事業大学社会福祉学部教授

(次ページへ続く)

(前ページから続く)

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
委員	篠塚 英子	お茶の水女子大学文教育学部教授
委員	廣井 脩	東京大学社会情報研究所教授
委員	廣瀬 貞夫	日本アイ・ピー・エム株式会社執行役員
委員	堀部 政男	中央大学法学部教授
委員	溝口 敏行	一橋大学名誉教授
委員	宮原 秀夫	大阪大学大学院情報科学研究科長
臨時委員	浦野 義頼	早稲田大学大学院国際情報通信研究科教授
臨時委員	河内 輝雄	横浜市消防局長
臨時委員	國井 秀子	株式会社リコー執行役員ソフトウェア研究開発本部長
臨時委員	越 光男	東京大学大学院工学系研究科教授
臨時委員	佐藤 修三	株式会社NTTデータシステムズ取締役
臨時委員	住 明正	東京大学気候システム研究センター長
臨時委員	立花 宏	社団法人日本経済団体連合会常務理事
臨時委員	鴫田 正春	青山学院大学大学院国際マネジメント研究科教授
臨時委員	鳥井 弘之	東京工業大学原子炉工学研究所教授
臨時委員	藤原 まり子	株式会社博報堂生活総合研究所客員研究員
臨時委員	森末 暢博	弁護士
臨時委員	山根 香織	主婦連合会会員
専門委員	井上 友二	日本電信電話株式会社取締役第三部門長
専門委員	大場 亨	市川市建設局道路交通部道路管理課主任
専門委員	小笠原 直	公認会計士
専門委員	小館 香椎子	日本女子大学理学部教授
専門委員	小巻 泰之	日本大学経済学部助教授
専門委員	榊 裕之	東京大学生産技術研究所教授
専門委員	関口 博正	神奈川大学経営学部助教授
専門委員	椿 広計	筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授
専門委員	津谷 典子	慶應義塾大学経済学部教授
専門委員	根元 義章	東北大学大学院情報科学研究科教授
専門委員	武藤 泰明	株式会社三菱総合研究所主席研究員

通信総合研究所分科会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
委員	羽鳥 光俊	国立情報学研究所教授
委員	池上 徹彦	福島県立会津大学学長
委員	宮原 秀夫	大阪大学大学院情報科学研究科長
臨時委員	國井 秀子	株式会社リコー執行役員ソフトウェア研究開発本部長
臨時委員	住 明正	東京大学気候システム研究センター長
臨時委員	立花 宏	社団法人日本経済団体連合会常務理事
臨時委員	鳥井 弘之	東京工業大学原子炉工学研究所教授
専門委員	井上 友二	日本電信電話株式会社取締役第三部門長
専門委員	小館 香椎子	日本女子大学理学部教授
専門委員	榊 裕之	東京大学生産技術研究所教授

(次ページへ続く)

(前ページから続く)

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
専門委員	関口 博正	神奈川大学経営学部助教授
専門委員	根元 義章	東北大学大学院情報科学研究科教授
専門委員	武藤 泰明	株式会社三菱総合研究所主席研究員

統計センター分科会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
委員	溝口 敏行	一橋大学名誉教授
委員	堀部 政男	中央大学法学部教授
委員	篠塚 英子	お茶の水女子大学文教育学部教授
臨時委員	佐藤 修三	株式会社NTTデータシステムズ常務取締役
臨時委員	鴫田 正春	青山学院大学大学院国際マネジメント研究科教授
臨時委員	藤原 まり子	株式会社博報堂生活総合研究所客員研究員
臨時委員	森末 暢博	弁護士
専門委員	大場 亨	市川市建設局道路交通部道路管理課主任
専門委員	小笠原 直	公認会計士
専門委員	小巻 泰之	日本大学経済学部助教授
専門委員	椿 広計	筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授
専門委員	津谷 典子	慶應義塾大学経済学部教授

消防研究所分科会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
委員	廣井 脩	東京大学社会情報研究所教授
委員	廣瀬 貞夫	日本アイ・ビー・エム株式会社執行役員
委員	児玉 桂子	日本社会事業大学社会福祉学部教授
臨時委員	浦野 義頼	早稲田大学大学院国際情報通信研究科教授
臨時委員	河内 輝雄	横浜市消防局長
臨時委員	越 光男	東京大学大学院工学系研究科教授
臨時委員	山根 香織	主婦連合会会員

《財務省独立行政法人評価委員会》

(平成15年4月1日現在)

本委員会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
委員	奥村 洋彦	学習院大学経済学部教授
委員	牟田 博光	東京工業大学大学院社会理工学研究科教授
委員	一島 英治	創価大学工学部生命情報工学科教授
委員	岩村 充	早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授
臨時委員	阿部 啓子	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
臨時委員	井上 定彦	島根県立大学総合政策学部教授

(次ページへ続く)

(前ページから続く)

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
臨時委員	大木 美智子	消費科学連合会会長
臨時委員	國分 勳兵衛	全国卸売酒販組合中央会会長
臨時委員	駒城 素子	お茶の水女子大学生生活科学部生活環境学科教授
臨時委員	近藤 三津枝	ジャーナリスト
臨時委員	佐々田 美雪	大阪芸術大学芸術学部工芸学科助教授
臨時委員	高木 勇三	日本公認会計士協会理事
臨時委員	新関 公子	東京芸術大学大学美術館美術情報研究室教授
臨時委員	西田 隆行	日本公認会計士協会近畿会副会長
臨時委員	福光 松太郎	日本酒造組合中央会理事
臨時委員	松川 雅典	弁護士法人淀屋橋合同代表社員
臨時委員	守島 基博	一橋大学大学院商学研究科教授

造幣局分科会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
委員	奥村 洋彦	学習院大学経済学部教授
委員	牟田 博光	東京工業大学大学院社会理工学研究科教授
臨時委員	井上 定彦	島根県立大学総合政策学部教授
臨時委員	近藤 三津枝	ジャーナリスト
臨時委員	佐々田 美雪	大阪芸術大学芸術学部工芸学科助教授
臨時委員	西田 隆行	日本公認会計士協会近畿会副会長
臨時委員	松川 雅典	弁護士法人淀屋橋合同代表社員

国立印刷局分科会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
委員	奥村 洋彦	学習院大学経済学部教授
委員	岩村 充	早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授
臨時委員	井上 定彦	島根県立大学総合政策学部教授
臨時委員	駒城 素子	お茶の水女子大学生生活科学部生活環境学科教授
臨時委員	高木 勇三	日本公認会計士協会理事
臨時委員	新関 公子	東京芸術大学大学美術館美術情報研究室教授
臨時委員	守島 基博	一橋大学大学院商学研究科教授

酒類総合研究所分科会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
委員	奥村 洋彦	学習院大学経済学部教授
委員	一島 英治	創価大学工学部生命情報工学科教授
臨時委員	阿部 啓子	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
臨時委員	大木 美智子	消費科学連合会会長
臨時委員	國分 勳兵衛	全国卸売酒販組合中央会会長
臨時委員	福光 松太郎	日本酒造組合中央会理事

(次ページへ続く)

(前ページから続く)

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
臨時委員	守島 基博	一橋大学大学院商学研究科教授

《文部科学省独立行政法人評価委員会》

(平成15年5月13日現在)

本委員会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
委員	神田 道子	東洋大学長
委員	渡邊 正太郎	社団法人経済同友会副代表幹事・専務理事
委員	阿部 光幸	兵庫県立粒子線医療センター名誉院長
委員	安西 祐一郎	慶應義塾長
委員	石原 多賀子	金沢市教育委員会教育長
委員	大南 英明	帝京大学文学部教授
委員	岡部 洋一	東京大学大学院工学系研究科教授
委員	小野田 武	日本大学総合科学研究所教授
委員	加賀谷 淳子	日本女子体育大学長
委員	樫谷 隆夫	日本公認会計士協会理事
委員	茅 幸二	岡崎国立共同研究機構分子科学研究所所長
委員	久保 謙一	東京都立大学名誉教授
委員	河野 栄子	株式会社リクルート代表取締役社長
委員	坂内 正夫	国立情報学研究所副所長
委員	清水 眞澄	成城大学文芸学部教授
委員	清水 康敬	国立教育政策研究所教育研究情報センター長
委員	白石 太一郎	国立歴史民族博物館教授
委員	鈴木 弘喜	弁護士、財団法人世界青少年交流協会副会長
委員	辻 篤子	朝日新聞社編集局紙面委員
委員	土岐 憲三	立命館大学理工学部教授
委員	深町 正信	青山学院院長
委員	船山 信子	上野学園大学音楽学部教授
委員	目黒 依子	上智大学文学部教授
委員	山本 恒夫	大学評価・学位授与機構教授

学校教育分科会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
委員	大南 英明	帝京大学文学部教授
委員	石原 多賀子	金沢市教育委員会教育長
委員	久保 謙一	東京都立大学名誉教授
委員	深町 正信	青山学院院長

(次ページへ続く)

(前ページから続く)

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
臨時委員	磯部 力	東京都立大学法学部教授
臨時委員	伊藤 潔	セイコーインスツルメンツ株式会社相談役
臨時委員	大森 彌	千葉大学法経学部教授
臨時委員	川井 得三	東京都就学相談室就学相談員
臨時委員	菊池 龍三郎	茨城大学教育学部長
臨時委員	桐村 晋次	古河電工株式会社顧問
臨時委員	小嶋 秀夫	京都学園大学大学院人間文化研究科長
臨時委員	佐野 慶子	公認会計士
臨時委員	島田 燐子	学校法人文京学園理事長
臨時委員	関 博徳	香川県人事委員会委員(非常勤)
臨時委員	館 昭	大学評価・学位授与機構教授
臨時委員	田村 哲夫	渋谷教育学園理事長
臨時委員	平野 次郎	日本放送協会解説委員
臨時委員	三上 裕三	聖徳大学児童学科教授
臨時委員	宮崎 英憲	東京都立青鳥養護学校長
臨時委員	村崎 正人	学校法人村崎学園理事長
臨時委員	村林 守	三重県総合企画局政策企画分野総括マネージャー
臨時委員	山岡 修	全国LD親の会事務局長
臨時委員	矢野 眞和	東京大学大学院教育学研究科教授
臨時委員	山岸 洋子	千葉県立盲学校長
臨時委員	渡辺 勸持	岡山県立大学教授

社会教育分科会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
委員	山本 恒夫	大学評価・学位授与機構教授
委員	目黒 依子	上智大学文学部教授
委員	樫谷 隆夫	日本公認会計士協会理事
委員	河野 栄子	株式会社リクルート代表取締役社長
委員	清水 康敬	国立教育政策研究所教育情報センター長
臨時委員	有馬 眞喜子	国民生活センター会長
臨時委員	今井 けい	社団法人大学婦人協会会長
臨時委員	恩田 徹男	埼玉県立総合教育センター深谷支所参与(非常勤)
臨時委員	鹿嶋 敬	日本経済新聞社編集委員
臨時委員	河野 真理子	キャリアネットワーク株式会社代表取締役会長
臨時委員	近藤 明男	大阪市教育委員会次長
臨時委員	那須 孝悌	大阪市立自然史博物館長
臨時委員	濱田 隆士	財団法人日本科学協会理事長
臨時委員	原 早苗	埼玉大学経済学部非常勤講師
臨時委員	堀 由紀子	江ノ島水族館長
臨時委員	松野 康子	玉川大学教育学科非常勤講師

スポーツ・青少年分科会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
委員	鈴木 弘喜	弁護士、財団法人世界青少年交流協会副会長
委員	加賀谷 淳子	日本女子体育大学長
臨時委員	青島 健太	スポーツライター
臨時委員	秋山 エリカ	東京女子体育大学体育学部講師
臨時委員	板本 登	財団法人日本青年館常務理事
臨時委員	神白 高子	財団法人草加市体育協会理事
臨時委員	勝方 信一	読売新聞社東京本社論説委員
臨時委員	幸田 シャーミン	ジャーナリスト
臨時委員	河野 一郎	筑波大学体育科学系教授
臨時委員	重 政子	社団法人ガールスカウト日本連盟教育部長
臨時委員	鈴木 敏恵	未来教育デザイナー、建築家
臨時委員	辰野 勇	株式会社モンベル代表取締役社長
臨時委員	福井 烈	財団法人日本テニス協会理事
臨時委員	宮西 嘉樹	東京海上火災保険株式会社公務部公務第三係長
臨時委員	山岸 二三夫	財団法人日本体育協会日本スポーツ少年団常任委員
臨時委員	米山 和道	文京区立千駄木小学校校長

科学技術・学術分科会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
委員	岡部 洋一	東京大学大学院工学系研究科教授
委員	小野田 武	日本大学総合科学研究所教授
委員	阿部 光幸	兵庫県立粒子線医療センター名誉院長
委員	安西 祐一郎	慶應義塾長
委員	茅 幸二	岡崎国立共同研究機構分子科学研究所長
委員	坂内 正夫	国立情報学研究所副所長
委員	辻 篤子	朝日新聞社編集局紙面委員
委員	土岐 憲三	立命館大学理工学部教授
委員	渡邊 正太郎	社団法人経済同友会副代表幹事・専務理事
臨時委員	飯田 孝夫	名古屋大学大学院工学研究科教授
臨時委員	池上 徹彦	会津大学長
臨時委員	稲邑 清也	関西国際大学経営学部教授
臨時委員	井野 盛夫	富士常葉大学環境防災学部長
臨時委員	岩崎 洋一	筑波大学物理学系教授
臨時委員	江名 輝彦	宇宙通信株式会社代表取締役会長
臨時委員	岡山 博人	東京大学大学院医学系研究科教授
臨時委員	甲斐 倫明	大分県立看護科学大学教授
臨時委員	梶 昭次郎	帝京大学理工学部航空宇宙工学科教授
臨時委員	門永 宗之助	マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク・ジャパンディレクター
臨時委員	門屋 正臣	門屋技術コンサルタント事務所代表
臨時委員	川合 知二	大阪大学産業科学研究所教授

(次ページへ続く)

(前ページから続く)

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
臨時委員	倉元 信行	株式会社トクヤマ取締役、研究開発部門長
臨時委員	黒木 登志夫	岐阜大学長
臨時委員	小平 桂一	総合研究大学院大学学長
臨時委員	児玉 隆夫	大阪市立大学学長
臨時委員	小宮山 宏	東京大学大学院工学系研究科教授
臨時委員	茂原 正道	翔エンジニアリング代表取締役
臨時委員	島崎 邦彦	東京大学地震研究所教授
臨時委員	清水 勇	財団法人理工学振興会専務理事
臨時委員	真行寺 千佳子	東京大学大学院理学系研究科助教授
臨時委員	鈴村 興太郎	一橋大学経済研究所教授
臨時委員	曾根 純一	日本電気株式会社基礎研究所所長
臨時委員	高井 治	名古屋大学理工学総合研究センター教授
臨時委員	高橋 真理子	朝日新聞論説委員
臨時委員	寶 馨	京都大学防災研究所水災害研究部門教授
臨時委員	竹内 伸	東京理科大学基礎工学部教授
臨時委員	谷口 維紹	東京大学大学院医学系研究科教授
臨時委員	知野 恵子	読売新聞編集局解説部次長
臨時委員	土屋 俊	千葉大学文学部行動科学科教授
臨時委員	中西 重忠	京都大学大学院生命科学系研究科教授
臨時委員	中村 雅美	日本経済新聞社編集委員
臨時委員	西田 篤弘	日本学術振興会特別監査役
臨時委員	西村 紀	株式会社島津製作所ライフサイエンス研究所長
臨時委員	林 豊	住友金属工業株式会社技術顧問
臨時委員	原 貞夫	日航エアポートエンジニアリング代表取締役社長
臨時委員	平野 正雄	マッキンゼー・アンド・カンパニー日本支社長
臨時委員	古谷 尊彦	千葉大学大学院自然科学研究科教授
臨時委員	前川 和彦	関東中央病院長
臨時委員	前田 昇	大阪市立大学大学院創造都市研究科教授
臨時委員	水谷 惟恭	東京工業大学工学部長
臨時委員	村田 朋美	北九州市立大学教授
臨時委員	八坂 哲雄	九州大学大学院工学研究院教授
臨時委員	吉田 光昭	萬有製薬株式会社つくば研究所所長
臨時委員	力石 國男	弘前大学理工学部教授
臨時委員	渡辺 久恒	日本電気株式会社執行役員

文化分科会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
委員	白石 太郎	国立歴史民族博物館教授
委員	清水 眞澄	名城大学文芸学部教授
委員	清水 康敬	国立教育政策研究所教育研究情報センター長
委員	船山 信子	上野学園大学音楽部教授
委員	渡邊 正太郎	社団法人経済同友会副代表幹事・専務理事

(次ページへ続く)

(前ページから続く)

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
臨時委員	浅野 徹	名古屋芸術大学美術学部教授
臨時委員	池上 徹彦	会津大学長
臨時委員	岩淵 潤子	美術館運営・管理研究者
臨時委員	大月 ヒロ子	有限会社イデア代表取締役
臨時委員	加藤 昌男	財団法人NHK放送研修センター日本語センターエグゼクティブアナウンサー
臨時委員	河合 正朝	慶応義塾大学文学部教授
臨時委員	小藤田 千栄子	映画・演劇評論家
臨時委員	才田 いずみ	東北大学大学院文学研究科教授
臨時委員	鈴木 隆敏	財団法人彫刻の森美術館理事長・館長
臨時委員	竹内 順一	東京芸術大学大学美術館教授
臨時委員	武田 佐和子	大阪外国語大学外国語学部教授
臨時委員	徳丸 吉彦	放送大学教養学部教授
臨時委員	長吉 眞一	立正大学経営学部教授
臨時委員	西 和夫	神奈川大学工学部教授
臨時委員	根木 昭	長岡技術科学大学工学部教授
臨時委員	前田 富祺	神戸女子大学文学部教授
臨時委員	前田 富士男	慶応義塾大学文学部教授
臨時委員	増澤 文武	財団法人元興寺文化財研究所名誉研究員
臨時委員	馬淵 明子	日本女子大学人間社会学部教授
臨時委員	三浦 雅士	舞踊評論家
臨時委員	水落 潔	桜美林大学文学部教授、演劇評論家
臨時委員	山口 仲美	埼玉大学教養学部教授
臨時委員	山路 興造	民族芸能研究家

《厚生労働省独立行政法人評価委員会》

(平成15年3月8日現在)

本委員会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
委員	黒川 清	東海大学総合医学研究所所長
委員	開原 成允	財団法人医療情報システム開発センター理事長
委員	井伊 雅子	横浜国立大学大学院国際科学研究科助教授
委員	五十嵐 脩	茨城キリスト教大学生生活科学部教授
委員	井原 哲夫	慶応義塾大学商学部教授
委員	大久保堯夫	日本大学生産工学部管理工学科教授
委員	岸 玲子	北海道大学医学部公衆衛生学教授
委員	坂本 元子	和洋女子大学教授家政学部長
委員	篠原 榮一	監査法人トーマツ代表社員
委員	田村 昌三	東京大学大学院新領域創成科学研究科環境学専攻教授
委員	中窪 裕也	千葉大学法経学部教授
委員	古郡 鞆子	中央大学経済学部教授

(次ページへ続く)

(前ページから続く)

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
委員	堀田 力	弁護士、さわやか福祉財団理事長
委員	安井 至	東京大学生産技術研究所教授
委員	渡辺 俊介	日本経済新聞社論説委員

《農林水産省独立行政法人評価委員会》

(平成15年4月1日現在)

本委員会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
委員	松本 聰	秋田県立大学生物資源科学部教授
委員	木平 勇吉	日本大学生物資源科学部教授
委員	会田 一雄	慶應義塾大学総合政策学部教授
委員	有馬 孝禮	宮崎県木材利用技術センター所長
委員	井上 眞理	九州大学大学院農学研究院助教授
委員	井原 俊一	財団法人森林文化協会編集長
委員	小野 征一郎	近畿大学農学部教授
委員	梶川 融	太陽監査法人代表社員
委員	小林 信一	日本大学生物資源科学部教授
委員	小林 正彦	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
委員	小林 麻理	早稲田大学大学院公共経営研究科教授
委員	坂本 元子	和洋女子大学大学院総合生活研究科長
委員	佐藤 洋平	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
委員	白木原 國雄	東京大学海洋研究所海洋生物資源部門教授
委員	鈴木 三義	帯広畜産大学畜産学部教授
委員	高橋 馨	栃木県農業試験場長
委員	手島 忠	株式会社ニチレイ相談役
委員	土井 全二郎	日本海洋調査会代表
委員	徳江 陞	藤沢市監査委員
委員	中村 祐三	全国農業協同組合中央会常務理事
委員	夏目 智子	全国地域婦人団体連絡協議会理事
委員	西村 肇	社団法人大日本水産会常務理事
委員	間 和彦	有限会社ひこちゃん牧場代表取締役
委員	畑江 敬子	お茶の水女子大学大学院人間文化研究科教授
委員	速水 亨	社団法人日本林業経営者協会副会長
委員	宮城 道子	十文字学園女子大学社会情報学部助教授
委員	恵 小百合	江戸川大学社会学部教授
委員	山野井 昭雄	味の素株式会社技術特別顧問
委員	山本 和子	フリージャーナリスト
委員	吉武 雅子	神奈川大学法学部講師
専門委員	阿部 啓子	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
専門委員	荒井 修亮	京都大学大学院情報学研究科助教授
専門委員	井出 雄二	東京大学大学院農学生命科学研究科教授

(次ページへ続く)

(前ページから続く)

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
専門委員	岩田 光正	東京都水産試験場長
専門委員	上田 宏	北海道大学北方生物圏フィールド科学センター教授
専門委員	大川 秀郎	神戸大学遺伝子実験センター教授
専門委員	岡田 秀二	岩手大学農学部教授
専門委員	亀岡 孝治	三重大学生物資源学部教授
専門委員	菊池 一郎	酪農とちぎ農業協同組合代表理事副組合長
専門委員	酒井 秀夫	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
専門委員	島 秀典	鹿児島大学水産学部教授
専門委員	高橋 英三	十勝農業協同組合連合会 農産部長
専門委員	高橋 芳幸	北海道大学大学院獣医学研究科教授
専門委員	武田 恭明	日本大学短期大学部教授
専門委員	田嶋 一	國學院大學文学部教授
専門委員	塚本 愛子	レディースネットワーク21会長
専門委員	土居 則子	東京家政大学短期大学部教授
専門委員	長尾 美奈子	共立薬科大学客員教授
専門委員	永木 正和	筑波大学農林学系教授
専門委員	中村 良太	日本大学生物資源科学部教授
専門委員	西澤 直子	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
専門委員	原 洋之介	東京大学大学院情報学環教授
専門委員	日和佐 信子	雪印乳業株式会社 社外取締役
専門委員	深見 元弘	宇都宮大学農学部教授
専門委員	佛田 利弘	株式会社ぶった農産代表取締役社長
専門委員	古田 公人	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
専門委員	松井 徹	京都大学大学院農学研究科助教授
専門委員	松田 苑子	淑徳大学社会学部教授
専門委員	馬淵 正裕	北海道立中央水産試験場総括水産業専門技術員
専門委員	守田 純治	明治製菓株式会社常任相談役
専門委員	矢澤 進	京都大学大学院農学研究科教授
専門委員	安田 一郎	東京大学大学院理学系研究科助教授
専門委員	安成 椰子	株式会社水産経済新聞社代表取締役社長
専門委員	矢野 秀雄	京都大学大学院農学研究科教授
専門委員	山元 大輔	早稲田大学理工学部教授
専門委員	横堀 誠	茨城県林業技術センター研究調整監

農業分科会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
委員	松本 聰	秋田県立大学生物資源科学部教授
委員	坂本 元子	和洋女子大学大学院総合生活研究科長
委員	井上 眞理	九州大学大学院農学研究院助教授
委員	小林 信一	日本大学生物資源科学部教授
委員	鈴木 三義	帯広畜産大学畜産学部教授
委員	手島 忠	株式会社ニチレイ相談役

(次ページへ続く)

(前ページから続く)

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
委員	徳江 陸	藤沢市監査委員
委員	夏目 智子	全国地域婦人団体連絡協議会理事
委員	間 和彦	有限会社ひこちゃん牧場代表取締役
専門委員	菊池 一郎	酪農とちぎ農業協同組合代表理事副組合長
専門委員	高橋 英三	十勝農業協同組合連合会農産部長
専門委員	高橋 芳幸	北海道大学大学院獣医学研究科教授
専門委員	武田 恭明	日本大学短期大学部教授
専門委員	田嶋 一	國學院大學文学部教授
専門委員	土居 則子	東京家政大学短期大学部教授
専門委員	長尾 美奈子	共立薬科大学客員教授
専門委員	日和佐 信子	雪印乳業株式会社 社外取締役
専門委員	深見 元弘	宇都宮大学農学部教授
専門委員	佛田 利弘	株式会社ぶった農産代表取締役社長
専門委員	松井 徹	京都大学大学院農学研究科助教授
専門委員	守田 純治	明治製菓株式会社常任相談役

農業技術分科会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
委員	小林 正彦	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
委員	佐藤 洋平	東京大学大学院農業生命科学研究科教授
委員	梶川 融	太陽監査法人代表社員
委員	高橋 馨	栃木県農業試験場長
委員	中村 祐三	全国農業協同組合中央会常務理事
委員	畑江 敬子	お茶の水女子大学大学院人間文化研究科教授
委員	山野井 昭雄	味の素株式会社技術特別顧問
委員	山本 和子	フリージャーナリスト
専門委員	阿部 啓子	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
専門委員	大川 秀郎	神戸大学遺伝子実験センター教授
専門委員	亀岡 孝治	三重大学生物資源学部教授
専門委員	永木 正和	筑波大学農林学系教授
専門委員	中村 良太	日本大学生物資源科学部教授
専門委員	西澤 直子	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
専門委員	原 洋之介	東京大学大学院情報学環教授
専門委員	矢澤 進	京都大学大学院農学研究科教授
専門委員	矢野 秀雄	京都大学大学院農学研究科教授
専門委員	山元 大輔	早稲田大学理工学部教授

林野分科会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
委員	木平 勇吉	日本大学生物資源科学部教授
委員	速水 亨	社団法人日本林業経営者協会副会長

(次ページへ続く)

(前ページから続く)

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
委員	有馬 孝禮	宮崎県木材利用技術センター所長
委員	井原 俊一	財団法人森林文化協会編集長
委員	小林 麻理	早稲田大学大学院公共経営研究科教授
委員	宮城 道子	十文字学園女子大学社会情報学部助教授
委員	恵 小百合	江戸川大学社会学部教授
専門委員	井出 雄二	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
専門委員	岡田 秀二	岩手大学農学部教授
専門委員	酒井 秀夫	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
専門委員	塚本 愛子	レディースネットワーク21 会長
専門委員	古田 公人	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
専門委員	松田 苑子	淑徳大学社会学部教授
専門委員	横堀 誠	茨城県林業技術センター研究調整監

水産分科会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
委員	小野 征一郎	近畿大学農学部教授
委員	土井 全二郎	日本海洋調査会代表
委員	会田 一雄	慶應義塾大学総合政策学部教授
委員	白木原 國雄	東京大学海洋研究所海洋生物資源部門教授
委員	西村 肇	社団法人大日本水産会常務理事
委員	吉武 雅子	神奈川大学法学部講師
専門委員	荒井 修亮	京都大学大学院情報学研究科助教授
専門委員	岩田 光正	東京都水産試験場長
専門委員	上田 宏	北海道大学北方生物圏フィールド科学センター教授
専門委員	島 秀典	鹿児島大学水産学部教授
専門委員	馬淵 正裕	北海道立中央水産試験場総括水産業専門技術員
専門委員	安田 一郎	東京大学大学院理学系研究科助教授
専門委員	安成 椰子	株式会社水産経済新聞社代表取締役社長

《経済産業省独立行政法人評価委員会》

(平成15年4月1日現在)

本委員会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
委員	木村 孟	大学評価・学位授与機構長
委員	岩村 充	早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授
委員	打込 茂子	明治大学商学部教授
委員	梶川 融	太陽監査法人代表社員
委員	金本 良嗣	東京大学大学院経済学研究科教授
委員	佐藤 幸治	近畿大学法学部教授
委員	鳥井 弘之	東京工業大学原子炉工学研究所教授

(次ページへ続く)

(前ページから続く)

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
委員	永田 潤子	大阪市立大学大学院創造都市研究科助教授
委員	平澤 冷	東京大学名誉教授
委員	松元 安子	成蹊大学非常勤講師
委員	宮内 義彦	オリックス株式会社代表取締役会長
委員	宮原 賢次	社団法人日本貿易会会長
委員	三輪 眞木子	メディア教育開発センター研究開発部学習リソース研究開発系電子メディア流通研究開発部門教授
委員	八木 良樹	株式会社日立製作所代表取締役取締役副社長
臨時委員	原 早苗	埼玉大学非常勤講師

経済産業研究所分科会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
委員	宮内 義彦	オリックス株式会社代表取締役会長
臨時委員	西岡 幸一	日本経済新聞社論説副主幹
臨時委員	吉富 勝	国際協力銀行開発金融研究所客員研究員
臨時委員	小笠原 直	太陽監査法人公認会計士
臨時委員	藤垣 裕子	東京大学総合文化研究科助教授
臨時委員	速水 佑次郎	財団法人国際開発高等教育機構国際開発センター所長
専門委員	Paul Sheard	LEAMAN BROTHERS JAPAN Inc. チーフ・エコノミスト・アジア

工業所有権総合情報館分科会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
委員	三輪 眞木子	メディア教育開発センター研究開発部学習リソース研究開発系電子メディア流通研究開発部門教授
臨時委員	生方 眞哉	株式会社生方製作所 代表取締役社長
臨時委員	北村 行孝	読売新聞社 論説委員
臨時委員	高田 仁	九州大学大学院経済学研究院助教授
臨時委員	早川 眞一郎	東北大学大学院法学研究科教授
臨時委員	松田 嘉夫	弁理士

日本貿易保険分科会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
委員	岩村 充	早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授
臨時委員	岡本 大輔	慶応義塾大学商学部教授
臨時委員	木村 福成	慶応義塾大学経済学部教授
臨時委員	佐野 角夫	ソニー株式会社顧問
臨時委員	辻山 栄子	武蔵大学経済学部教授
臨時委員	伴 英康	モルガンスタンレーディーンウィッター証券会社東京支店 株式調査部 ヴァイスプレジデント

産業技術総合研究所分科会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
委員	木村 孟	大学評価・学位授与機構長
臨時委員	浅井 彰二郎	株式会社日立メディコ 専務
臨時委員	安西 祐一郎	慶應義塾 塾長
臨時委員	岡田 恭彦	富士通株式会社取締役
臨時委員	黒川 清	東海大学総合医学研究所長
臨時委員	塩田 進	静岡理工科大学学長
臨時委員	高橋 真理子	朝日新聞論説委員
臨時委員	橋本 安雄	関西電力株式会社 顧問
臨時委員	藤嶋 昭	東京大学大学院工学系研究科・工学部教授
臨時委員	松重 和美	京都大学ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー施設長
臨時委員	山野井 昭雄	味の素株式会社 技術特別顧問

製品評価技術基盤機構分科会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
委員	平澤 冷	東京大学名誉教授
臨時委員	高橋 正俊	住友化学工業株式会社顧問
臨時委員	富田 房雄	放送大学北海道学習センター所長
臨時委員	馬場 練成	科学ジャーナリスト
臨時委員	前原 郷治	社団法人日本鉄鋼連盟標準化センター事務局長
臨時委員	三村 光代	社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会監事
臨時委員	宮村 鐵夫	中央大学理工学部経営システム工学科教授

《国土交通省独立行政法人評価委員会》

(平成15年3月18日現在)

本委員会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
委員	木村 孟	大学評価・学位授与機構長
委員	杉山 武彦	一橋大学副学長
委員	会田 一雄	慶應義塾大学総合政策学部教授
委員	五十嵐 日出夫	北海道大学名誉教授
委員	池上 詢	福井工業大学工学部教授
委員	石原 研而	中央大学理工学部教授
委員	後 千代	東邦学園大学経営学部助教授
委員	岡田 恒男	芝浦工業大学工学部教授
委員	来生 新	横浜国立大学大学院国際社会科学科教授
委員	北村 信彦	公認会計士
委員	工藤 裕子	早稲田大学教育学部専任講師
委員	小山 健夫	東京大学名誉教授
委員	椎貝 博美	筑波大学名誉教授

(次ページへ続く)

(前ページから続く)

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
委員	鳶 信彦	ジャーナリスト
委員	高木 佳子	弁護士
委員	田村 喜子	作家
委員	中村 玲子	政策研究大学院大学教授
委員	水町 守志	芝浦工業大学工学部教授
委員	森地 茂	東京大学大学院工学系研究科教授
臨時委員	秋澤 光	中央大学商学部助教授
臨時委員	磯部 雅彦	東京大学大学院新領域創成科学研究科教授
臨時委員	井上 和也	京都大学防災研究所教授
臨時委員	井上 篤次郎	神戸商船大学名誉教授
臨時委員	岩貞 るみこ	モータージャーナリスト、エッセイスト
臨時委員	岩田 好一郎	名古屋大学大学院工学研究科教授
臨時委員	大久保 宣夫	株式会社日産自動車副社長
臨時委員	小澤 幸夫	日本郵船株式会社常務取締役
臨時委員	加藤 俊平	東京理科大学工学部教授
臨時委員	北野 蓉子	社団法人日本女性航空協会理事長
臨時委員	黒田 勝彦	神戸大学工学部教授
臨時委員	小林 重敬	横浜国立大学大学院工学研究院教授
臨時委員	佐伯 浩	北海道大学大学院工学研究科教授
臨時委員	澤山 恵一	社団法人日本船長協会会長
臨時委員	島田 一彦	弁護士・日弁連交通事故相談センター副会長
臨時委員	菅原 進一	東京大学大学院工学系研究科教授
臨時委員	鈴木 真二	東京大学大学院工学系研究科教授
臨時委員	角 洋一	横浜国立大学大学院工学研究科教授
臨時委員	埜野 廣文	株式会社たをの海運代表取締役社長
臨時委員	近森 順	芝浦工業大学工学部教授
臨時委員	長澤 徹明	北海道大学大学院農学研究科教授
臨時委員	藤野 陽三	東京大学大学院工学系研究科教授
臨時委員	三井所清典	建築家・芝浦工業大学工学部教授
臨時委員	宮本 昌幸	明星大学理工学部教授
臨時委員	廻 洋子	淑徳大学国際コミュニケーション学部講師
臨時委員	山田 正	中央大学理工学部教授
臨時委員	湯浅 康司	株式会社JALウェイズ代表取締役会長

土木研究所分科会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
委員	椎貝 博美	筑波大学名誉教授
委員	森地 茂	東京大学大学院工学系研究科教授
委員	後 千代	東邦学園大学経営学部助教授
委員	鳶 信彦	ジャーナリスト
委員	高木 佳子	弁護士

(次ページへ続く)

(前ページから続く)

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
委員	中村 玲子	政策研究大学院大学教授
臨時委員	井上 和也	京都大学防災研究所教授
臨時委員	藤野 陽三	東京大学大学院工学系研究科教授

建築研究所分科会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
委員	岡田 恒男	芝浦工業大学工学部教授
委員	後 千代	東邦学園大学経営学部助教授
委員	鳶 信彦	ジャーナリスト
委員	高木 佳子	弁護士
委員	中村 玲子	政策研究大学院大学教授
臨時委員	小林 重敬	横浜国立大学大学院工学研究院教授
臨時委員	菅原 進一	東京大学大学院工学系研究科教授
臨時委員	三井所清典	建築家・芝浦工業大学工学部教授

交通関係研究所分科会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
委員	小山 健夫	東京大学名誉教授
委員	水町 守志	芝浦工業大学工学部教授
委員	来生 新	横浜国立大学大学院国際社会科学研究科教授
委員	北村 信彦	公認会計士
委員	田村 喜子	作家
臨時委員	秋澤 光	中央大学商学部助教授
臨時委員	角 洋一	横浜国立大学大学院工学研究院教授
臨時委員	近森 順	芝浦工業大学工学部教授
臨時委員	宮本 昌幸	明星大学理工学部教授

港湾空港技術研究所分科会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
委員	石原 研而	中央大学理工学部教授
委員	来生 新	横浜国立大学大学院国際社会科学研究科教授
委員	北村 信彦	公認会計士
臨時委員	秋澤 光	中央大学商学部助教授
臨時委員	磯部 雅彦	東京大学大学院新領域創成科学研究科教授
臨時委員	岩田 好一朗	名古屋大学大学院工学研究科教授
臨時委員	黒田 勝彦	神戸大学工学部教授

北海道開発土木研究所分科会

委員・臨時委員 等の別	氏 名	現 職
委員	五十嵐 日出夫	北海道大学名誉教授
委員	森地 茂	東京大学大学院工学系研究科教授
委員	会田 一雄	慶應義塾大学総合政策学部教授
委員	工藤 裕子	早稲田大学教育学部専任講師
委員	杉山 武彦	一橋大学副学長・大学院商学研究科教授
委員	田村 喜子	作家
臨時委員	佐伯 浩	北海道大学大学院工学研究科教授
臨時委員	長澤 徹明	北海道大学大学院農学研究科教授
臨時委員	山田 正	中央大学理工学部教授

教育機関分科会

委員・臨時委員 等の別	氏 名	現 職
委員	会田 一雄	慶應義塾大学総合政策学部教授
委員	工藤 裕子	早稲田大学教育学部専任講師
委員	杉山 武彦	一橋大学副学長・大学院商学研究科教授
臨時委員	井上 篤次郎	神戸商船大学名誉教授
臨時委員	小澤 幸夫	日本郵船株式会社常務取締役
臨時委員	加藤 俊平	東京理科大学工学部教授
臨時委員	北野 蓉子	社団法人日本女性航空協会理事長
臨時委員	澤山 恵一	社団法人日本船長協会会長
臨時委員	鈴木 真二	東京大学大学院工学系研究科教授
臨時委員	埜野 廣文	株式会社たをの海運代表取締役社長
臨時委員	廻 洋子	淑徳大学国際コミュニケーション学部講師
臨時委員	湯浅 康司	株式会社JALウエイズ代表取締役会長

自動車検査分科会

委員・臨時委員 等の別	氏 名	現 職
委員	会田 一雄	慶應義塾大学総合政策学部教授
委員	池上 詢	福井工業大学工学部教授
委員	来生 新	横浜国立大学大学院国際社会科学研究所教授
臨時委員	岩貞 るみこ	モータージャーナリスト、エッセイスト
臨時委員	大久保 宣夫	株式会社日産自動車副社長
臨時委員	島田 一彦	弁護士・日弁連交通事故相談センター副会長
臨時委員	近森 順	芝浦工業大学工学部教授

《環境省独立行政法人評価委員会》

(平成15年5月16日現在)

本委員会

委員・臨時委員 等の別	氏名	現職
委員	櫻井 治彦	中央労働災害防止協会労働衛生調査分析センター所長
委員	佐野 角夫	ソニー株式会社顧問
委員	柘植 綾夫	三菱重工業株式会社常務取締役技術本部長
委員	藤井 絢子	滋賀県環境生活共同組合理事長
委員	松野 太郎	海洋科学技術センター地球フロンティア研究システム長
委員	鷲谷 いづみ	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
臨時委員	石井 紫郎	東京大学名誉教授
臨時委員	大沢 雅彦	東京大学大学院新領域創成科学研究科教授
臨時委員	加藤 三郎	株式会社環境文明研究所長
臨時委員	北野 大	淑徳大学国際コミュニケーション学部教授
臨時委員	桑野 園子	大阪大学大学院人間科学研究科教授
臨時委員	坂本 和彦	埼玉大学工学部長
臨時委員	佐和 隆光	京都大学経済研究所所長
臨時委員	清水 誠	東京大学名誉教授
臨時委員	高木 勇三	日本公認会計士協会理事
臨時委員	高月 紘	京都大学環境保全センター教授
臨時委員	榎井 茂夫	読売新聞東京本社論説委員

政策評価・独立行政法人評価委員会における 独立行政法人評価に関する運営について

平成 14 年 3 月 22 日
政策評価・独立行政法人評価委員会決定

<前 文>

中央省庁等改革の柱の一つとして、平成 13 年 4 月、独立行政法人制度が導入された。独立行政法人制度は、政策実施機能に係る一定の事務・事業について、国から独立した法人を設置し、当該事務・事業の実施を担わせる制度である。この制度の基本は、法人運営に関する国の細部にわたる事前関与・統制を制限し、自主的、自律的で透明な法人運営を確保し、法人が業務の運営を弾力的・効果的に行うことを可能とするが、その一方で、主務大臣が法人に対して指示する明確な達成目標（中期目標）の下で、その目標に沿った法人の業務の実績を事後的に評価するとともに、中期目標の期間の終了時には組織、業務の全般的見直しを行うという仕組みにより、国民のニーズに即応した効率的な行政サービスの提供を実現するということにある。

評価結果は公表され、国民の前に明らかにされるとともに、法人の業務運営の改善に反映されていくこととなる。また、評価結果を踏まえて、独立行政法人の長の解任も行われ得るものとされ、さらに役員の報酬の支給にも業務の実績が反映され得るものとされている。

このような厳正な措置をも伴い得る事後的な評価の仕組みの存在が、独立行政法人に対して、自主的、自律的な法人運営の下、業務運営の効率化と、国民に対して提供するサービスの内容の向上という、納税者であり、また、行政サービスの受益者である国民の求める成果の実現を図るための不断の努力を促すこととなる。

すなわち、独立行政法人制度において、評価の仕組みは、国民の求める成果の実現を図るためのメカニズムが、有効に機能するための鍵を握る重要な位置付けを有するものである。独立行政法人制度が、国民に信頼される制度として今後の我が国の行政に定着するか否かは、評価の仕組みが信頼性のある、また、実効性のあるものとして機能するか否かにかかっていると看做しても過言ではないと考える。

本「政策評価・独立行政法人評価委員会における独立行政法人評価に関する運営について」は、総務省に置かれる当委員会が、独立行政法人の評価に関する任務を的確に遂行していくための基本的な考え方を明らかにしたものである。

この中では、まず、当委員会の任務について記した上で、当委員会における評価の方針として、評価の対象と方法について記した。評価の方法としては、評価の信頼性、実効性の向上を図ることが重要であるという基本的視点に立って、各府省評価委員会の評価結果について必要な点検等を行うこととした。なお、具体的な点検項目等については、別紙にその設定についての考え方をまとめ、評価の実施の過程で、その設定を図っていくこととした。

もとより、独立行政法人評価の信頼性、実効性の向上が図られるためには、各評価機関が独立行政法人制度における評価の重要性を認識し、第三者機関として、中立・公正な立場で客観的かつ厳正な評価に取り組んでいくことが必要である。各府省評価委員会と当委員会とがそれぞれの任務を的確に遂行していくことにより、独立行政法人評価制度が、真に国民の期待に応えるものとして発展していくこととなる。

今回、当委員会の評価に関する基本的な考え方を明らかにしたところであるが、各府省評価委員会においても、独立行政法人評価の取組において参考とされ、一層実効ある評価が実施されることを期待する。

1 政策評価・独立行政法人評価委員会の任務

(1) 独立行政法人の評価に関する制度の基本

独立行政法人制度は、政策実施機能に係る一定の事務・事業を担う独立の法人格を持つ法人を設置し、国の事前関与・統制を制限し、法人の運営における自主性・自律性を確保するが、その一方で、主務大臣の指示する明確な達成目標の下で、その業務の実績を事後的に評価し、その結果を法人の業務運営の改善に反映させ、また、毎年毎年の長の責任や役職員の処遇等に反映させ得るといふ仕組みにより、業務運営の効率化と国民に対して提供するサービスの向上等、国民の求める成果の実現を図ることを目的とする制度である。

このように、事後評価に重点を置くということが制度の基本の一つであることから、独立行政法人の業務の実績の評価が、中立・公正な立場から客観的に実施されることが重要である。このため、各府省に第三者評価機関である評価委員会が置かれて評価を行うこととされ、これに加えて総務省に全政府レベルの第三者評価機関である政策評価・独立行政法人評価委員会が置かれることにより、独立行政法人の評価の客観的かつ厳正な実施を確保する仕組みとなっている。

(2) 政策評価・独立行政法人評価委員会の任務

総務省に置かれる当委員会は、全政府レベルの評価機関として、各府省評価委員会から通知された独立行政法人の業務の実績の評価結果について評価を行い、「必要があると認めるときは、当該評価委員会に対し、意見を述べる」（独立行政法人通則法第32条第5項及び第34条第3項による第32条第5項の準用）こととされている。

（なお、上記に加え、「独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告する（独立行政法人通則法第35条第3項）こととされているが、これについての取組の方針は、別途検討する。）

2 評価の方針

(1) 評価の対象

当委員会は、各府省評価委員会が独立行政法人の業務の実績について行う、以下の評価の結果を対象として、評価を行う。

当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について行う総合的な評定（独立行政法人通則法第32条第2項）

当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について行う総合的な評定（独立行政法人通則法第34条第2項）

（2）評価の方法

当委員会は、独立行政法人評価の信頼性、実効性の向上を図ることが重要であるという基本的視点に立ち、各府省評価委員会の評価結果を対象として、以下の内容により必要な点検等を行い、必要な意見を述べる。

その際、各事業年度に係る業務の実績に関する評価結果についての評価は、府省評価委員会の評価の趣旨が当該事業年度における法人の業務の実施状況、進捗状況の評価し、その結果を中期目標の達成を図るため必要な業務運営の改善等に反映させるものであることを勘案して実施する。

また、中期目標に係る業務の実績に関する評価結果についての評価は、府省評価委員会の評価の趣旨が中期目標の達成状況の評価し、その結果を次期中期目標の策定や、必要な場合、法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討に反映させるものであることを勘案して実施する。

ア 実施方法

当委員会の評価においては、まず、各府省評価委員会の評価結果が、当該評価委員会において定められた評価基準に適合したかたちで適切に評価を行ったものとなっているか、また、評価基準を踏まえた評価の内容は妥当なものとなっているかについて点検を行うことを基本とする。

（ア）「各事業年度に係る業務の実績に関する評価結果」の評価

各府省評価委員会から通知を受けた各事業年度における独立行政法人の業務の実績の評価結果について、（a）「当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析の結果」に係る部分と、（b）「これらの結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について行う総合的な評定の結果」に係る部分のそれぞれに関して、以下の方法により点検を行う。

府省評価委員会において定められた評価基準に適合したかたちで適切に評価が行われているかについて点検を行う。

また、評価基準を踏まえた評価の内容は妥当なものとなっているかについて点検を行う。

ただし、府省評価委員会の評価結果が、(a) 及び (b) の部分に^{せつぜん}截然と区分されない場合には、評価結果を全体としてとらえ、及びにより必要な点検を行う。

また、全政府レベルの評価機関である当委員会は、評価の一環として、独立行政法人評価全体を通じた実効性向上を図る見地から、各府省評価委員会の評価結果を全体的、横断的に把握し、評価の実効性向上に資すると考えられる一定の手法、視点等が見いだされる等の場合、その有効性、必要性等の吟味を行う。

その結果、当該手法、視点等が、評価の実効性向上のため有効かつ必要と認められる場合には、当委員会から各府省評価委員会に対して通知等を行うこととし、また、次年度以降の評価結果の評価において、当該手法、視点等の検討状況、活用状況について把握を行うこととする。

(イ)「中期目標に係る業務の実績に関する評価結果」の評価

本評価結果の評価については、中期目標に係る業務の実績に関する評価の趣旨を踏まえて行うものとする。

評価の実施方法に沿った点検項目等の設定についての考え方は、別紙に示す。

イ 資料の提出等の要求

評価の実施に当たって必要な資料収集、説明聴取等については、次による。

- ・ 所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、独立行政法人の主務大臣又は独立行政法人の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求める。
- ・ 所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、独立行政法人の主務大臣又は独立行政法人の長以外の者に対しても必要な協力を依頼する。

3 評価結果及び公表

(1) 各府省評価委員会による所管独立行政法人に係る評価結果を評価した結果、当委員会が必要と認めるときは、当該評価委員会に対し、意見を述べる。その際、当該「意見」は、公表する。

また、年度を通じた当委員会の評価の結果及び当委員会の「意見」を含めた評価活動の状況等について、取りまとめ、公表する。

- (2) 各府省評価委員会の評価結果の評価を行うことに関連して、評価の実施状況の把握とあわせ、以下の事項について当委員会として注視・把握し、中期目標の期間終了時において、独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、当委員会が主務大臣に対して行うことができる「勧告」(独立行政法人通則法第 35 条第 3 項)の検討に資することとする。

府省評価委員会が、独立行政法人通則法第 32 条第 3 項に基づき、評価を行った結果必要があると認めるときに、独立行政法人に対して行うことができる業務運営の改善その他の勧告について、その実施に係る状況と、それに基づく措置に係る状況

府省評価委員会が、中期目標期間終了の前年度等の評価において行う、次期中期目標の策定等についての検討の実施状況

主務大臣が、独立行政法人通則法第 35 条に基づき、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずる場合にあって、その検討に際して行う府省評価委員会の意見聴取及び当該委員会の審議・答申等の状況

府省評価委員会の評価結果を踏まえ、主務大臣が中期目標を、又は独立行政法人が中期計画を、それぞれ一層適切なものとするとの観点から見直し、変更を行う場合にあって、当該主務大臣が、その変更又は変更の認可に際して行う府省評価委員会の意見聴取及び当該委員会の審議・答申等の状況

- (3) 上記と関連して、全政府的な立場から独立行政法人の評価制度の実効性の向上を図る上で必要と考えられる場合には、当委員会としての見解等を取りまとめ、公表する。

別紙

点検項目等の設定についての考え方

各府省評価委員会の評価の実施形式及び評定が、独立行政法人の評価制度が求める適切な評価であると認められるために必要と考えられる水準を満たしているかどうかを点検する。

具体的には、以下の 及び を基本として点検を行う。

定められた評価基準に適合したかたちで適切に評価が行われているか。具体的には、定められた評価基準に則り、また、公正妥当な手続・手順を用いて、適切に評価が行われているか。

(要点)

評価基準及び中期計画掲記の項目との関係での網羅性(完全性)

評価の実施の計画、手順、データ収集その他調査、審議、結果取りまとめ等手続の妥当性(適時に、公正な立場から、判断に必要なデータ等を必要十分に入手し、検討して、結論を得たことが明らかであるか。)

評価基準を踏まえた評価の内容は妥当なものとなっているか。

(要点)

評価基準の当てはめは適切か。

当てはめの結果行った判断について、その理由、根拠等がきちんと示されているか。その際、用いられた資料、データ等の信頼性の確認結果が示されているか。なお、当該データ等には検証可能性があるか。審議の記録及び基礎資料はきちんと保存されているか。

評価結果(評定、評定の理由等)は、明瞭で分かりやすいものとなっているか。

上記 及び について、既に定められた府省評価委員会の評価基準等をもとに、具体的な点検項目となることが想定される例を示すと、以下のとおりである。

ア「各事業年度に係る業務の実績に関する評価結果」の評価

(a) 当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析の結果

定められた評価基準に適合したかたちで適切に評価が行われているか。

定められた評価基準に則り、適切に評価が行われているか。

(中期計画の実施状況の調査)

(例) 評価基準に示された各項目(中期計画掲記項目)のすべてについて、実績の把握が行われているか。

(例) 実績の定量的・定性的把握は、評価基準に示された指標によって正確に行われているか。

(中期計画の実施状況の分析)

(例) 評価基準に示された評価の単位ごとにすべて判定が実施されているか。

(例) 評価基準に示された判定の区分(例えばA、B、C等)に沿い、正確、厳格な実績の把握に基づく判定が行われているか。

公正妥当な手続・手順により評価が行われているか。

(例) 専門的な内容のものについて、専門家による第三者評価の結果を活用して評価が行われている場合、その第三者評価の手続的妥当性(利害関係者の排除等)について必要な確認が行われているか。

(例) 把握されたデータの妥当性(代表性、信頼性等)について必要な確認が行われているか。

評価基準を踏まえた評価の内容は妥当なものとなっているか。

中期計画の実施状況の分析内容は妥当なものとなっているか。

(例) 中期計画の実施状況の判定は、評価基準に示された判断基準を業務実績等に適切に当てはめたものとなっているか。

(例) 機械的な判断基準の適用等で判定結果を導き出せない等の場合、判定結果を導き出した根拠、理由等は明確に示されているか。

(b) 業務の実績の全体について行う総合的な評定の結果

定められた評価基準に適合したかたちで適切に評価が行われているか。

業務の実績全体の総合的な評定が、評価基準に則り、適切に実施されているか。

(例) 評価基準に示された考慮要素(中期計画の実施状況の判定結果、その他加味する要素等)に基づいて評定が実施されているか。

評価基準を踏まえた評価の内容は妥当なものとなっているか。

業務の実績全体の総合的な評定の内容は、妥当なものとなっているか。

(例) 業務の実績全体の総合的な評定は、評価基準に示された判断基準を適切に当てはめて導き出されているか。

(例) 中期計画の実施状況の判定結果を平均(加重平均)して総合的な評価を実施する等の判断基準が示されている場合、その基準によって総合的な評価が行われているか。

(例) 業務の実績全体の総合的な評価を導き出した根拠、理由は明確にされているか。当該評価は妥当か。

(例) 中期計画に明定されていない法人の業務運営の実績(法人のマネジメントの改善への努力等)を加味して総合的な評価を行うとされている場合、どのような要素をどのような理由で選択し、加味したかが明確に示されているか。
その上で、当該総合的な評価は適切か。

また、全政府レベルの評価機関である当委員会として、独立行政法人評価全体を通じた実効性の向上を図る見地から、評価結果の全体的、横断的な把握を行い、評価の実効性向上に資すると考えられる一定の手法、視点等が見いだされる等の場合、その有効性、必要性等の吟味を行う。

具体的には、上記 及び の点検作業を通じて、各府省評価委員会の評価結果を全体的にとらえ、例えば一部の評価において採られている一定の手法、視点等で、これが採り入れられることが評価の実効性向上に資すると考えられるものが見いだされる等の場合、その手法、視点等を活用した評価の取組状況を横断的に把握し、その有効性、必要性を吟味する。

横断的な把握の対象となる手法、視点等は、以下の) から) に示す区分により、中期目標事項の達成状況の評価に資することとなると考えられるものを設定する。

-) 業務運営の効率化
-) 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上
-) 財務内容の改善
-) その他

把握の対象となる手法、視点等は、各府省評価委員会の評価結果を全体的にとらえた上で設定されるものであるが、評価の実効性向上という観点から、これまで当委員会で示唆された手法、視点等としては、以下の(例)に挙げられるようなものがある。

-) 業務運営の効率化

(例)費用と効果の関係について、単位費用等何らか適切な指標を設定し、当該独立行政法人における当該指標の経年的な比較、同種・類似の業務を担う他法人・民間法人等との比較を行う等の有効と考えられる手法により、効率性(生産性)の向上を把握しているか。

) 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上

(例)何らか一定の業務の実績に関して、独立行政法人の業務の特性等に応じて、適切な指標を設定し、当該法人における当該事業の実績との経年的な比較、同種・類似の業務を担う他法人・民間法人等との業務実績との比較を行う等の有効と考えられる手法により、その業務の実績を把握しているか。

) 財務内容の改善

(例)財務内容の改善に関して、独立行政法人の業務の特性等に応じて、自己収入比率、収益率等の適切な指標を設定し、当該法人における経年的な比較、同種・類似の業務を担う他法人との比較を行う等の有効と考えられる手法により、財務内容の改善を把握しているか。

) その他

(例)独立行政法人の業務実績を向上させるために行われている、組織運営の弾力化(インセンティブの設定、職員の能力の向上等)、マネジメント・システム、内部統制システムの改善等の措置に関して、その効果を、有効と考えられる手法により把握しているか。

イ 「中期目標に係る業務の実績に関する評価結果」の評価

中期目標に係る業務の実績に関する評価の趣旨を踏まえて、点検項目等を設定するものとする。

政策評価・独立行政法人評価委員会 独立行政法人評価分科会（11.11 開催）議事要旨

1 日 時 平成 14 年 11 月 11 日（月）16 時 30 分から 18 時 00 分

2 場 所 総務省 401 会議室（4 階）

3 出席者

（分科会所属委員）

富田俊基独立行政法人評価分科会長、櫻谷隆夫分科会長代理、竹内佐和子委員
兩宮肇臨時委員、宮脇淳臨時委員、武田尚仁専門委員、山本清専門委員

（総務省）

塚本行政評価局長、広瀬官房審議官、橋口総務課長、讃岐評価監視官

4 議題

- 1 ワーキング・グループにおける審議状況について
- 2 第 1 次意見（案）について

5 会議経過

- (1) 事務局より、これまで開催されたワーキング・グループにおける審議の状況について説明が行われた。
- (2) 第 1 次意見案（案）等について審議が行われ、主な意見は以下のとおり。

外部委託に関する指摘については、外部委託のコストと法人が直接実施したコストを単に比較するのではなく、外部委託を行う場合には、人件費も含めて外に委託しているのだから、将来人員の削減を考慮して外部委託をしているかということを明確にしないと、効率化のために外部委託を活用したということにならないのではないかと。

外部委託の関係というのは、マーケットテストングのことで、イギリスのエージェンシーでもやっていることであり、誤解を与えないようにコストという概念をもう少し明確にした方がよい。ここではコストについて全部考慮して比較することになっている訳だから、「適正な」という言葉を足せばいいのではないかと。また、外部委託に関しては、逆からみると質ということがあるので記載に工夫が必要である。

外部委託に関して、直接コストで比較するのか、全部コストで比較するのかという問題については、トータルコストで比較しないと難しいと思う。

ただ、人件費については、今のようにどんぶりが出されていると、その詳細がよく分からない。これは運営費交付金の収益化に当たって、コストがきちんと把握されている必要があることと同じ問題であると言える。

外部委託に関しては「新規に」と書いてあるが、マージナルな部分だけを評価しているように見えないか。

総合比較を行うことが必要であり、個々の業務評価と組織全体として人件費がどうであったかという評価をリンケージしないと行けない。外部委託だけではなく、業務の効率化全体が業務量に対して適切であ

るのかどうかモニタリングすることが必要ではないか。

年度計画の位置付けが曖昧である。中期計画がありその達成のために年度計画があるというふうにしな
いと、例えば、中期計画を初年度に達成したり、大幅に下回るような事態が生じ、適切な評価ができない。
意見の中に、中期計画の達成のために年度計画があるということ等年度計画の位置付けについて、触れた
らどうか。

土木研究所と建築研究所について、事業計画に対して、実績がどのようになっているかをケアしないと
いうのはおかしいと思う。

土木研究所と建築研究所の1年間の研究費は相当の金額であり、その点からも、研究がどこまで進んだ
か明らかにできないことはありえないと思う。企業でも1年ごとに評価を行っており、それが中期目標に
逃げられたのでは、当委員会としては評価が膨大になり過ぎて分からなくなる。はっきりと年度計画を中
期計画の中に位置付けるべきである。

土木研究所と建築研究所の中期計画期間が5年間になっているが、建設技術の観点、現在の技術革新の
流れからすると、非常に長い。5年経たないと成果がでないとスキームだと、適用するのは10年先という
ことになり、非常に遅い。

土木研究所等の評価結果についての意見の中で「年度評価における取扱いの適否について、検討…」と
あるが、相手に適切か否かを判断させるような表現ではなく、「その必要性について、検討…」というよ
うなもっとはっきりした表現にすべきではないか。

政策評価・独立行政法人評価委員会は、法令上、各府省の独立行政法人評価委員会に対してのみ、意見
を言うことができるのであるが、的確な評価を行っているのであるから、意見はもっとダイレクトな言い
方にしても良いのではないか。

指摘は具体的な言い方（文章表現）にしないと、どこが問題なのか分かりづらい。

意見の書き振りについて、「府省独立行政法人評価委員会から、法人における適切な措置の検討を要請す
ることを期待する。」という書き振りに対し、当委員会の意見において、このような各府省評価委員会に対
する具体的な行為までを求める記述ができるのかという意見があるとの事務局の説明に対し、「要請す
ることを期待する」という書きぶりになっており、法律的にも問題はない記述となっている、基本的には
法律的問題がなければこのように具体的に行為の主体と内容が分かる書き方とする方が良く、同様の
指摘をする法人に対しては同じ文体で合わせておく必要があり、このような観点からも原文を維持するこ
とが適当である、との意見が出された。

- (3) 以上の審議の結果、本意見案については、分科会長一任の下必要な修正を行った後、分科会の1次意見
（案）として決定し、来る14日（木）に開催される政策評価・独立行政法人評価委員会に報告することと
なった。

以上

（文責：総務省行政評価局独立行政法人担当室）

政策評価・独立行政法人評価委員会（第19回）議事要旨
（政策評価・独立行政法人評価委員会、政策評価分科会、独立行政法人評価分科会の合同）

1 日 時 平成14年11月14日（木）10時30分から11時50分

2 場 所 中央合同庁舎第2号館 第1特別会議室

3 出席者

（委員会）

村松岐夫委員長、富田俊基独立行政法人評価分科会長、樫谷隆夫、永井多恵子の各委員
田辺国昭、雨宮肇、黒田玲子の各臨時委員

翁百合、中山正邦、吉野直行、武田尚仁、山本清の各専門委員

（総務省）

塚本行政評価局長、広瀬審議官、橋口総務課長、新井政策評価官、讃岐評価監視官、水野政策評価審議室
長 ほか

4 議題

府省評価委員会から通知を受けた独立行政法人評価結果の審議及び意見の決定（第1次分）

5 会議経過

(1) 事務局より、府省評価委員会から通知を受けた独立行政法人評価結果に対する意見（第1次分）(案)について説明が行われた後、審議が行われた。審議の概要は以下のとおり。

評価の方法について各府省評価委員会は手探りの状況にあるので、評価がより質の高いものになるよう、当委員会と各府省委員会との間で情報を共有化するなど連携を図る必要がある。

制度上、当委員会は各府省委員会の評価結果に対してのみ意見を言うこととされているが、評価結果は、中期計画及び業務実績報告と連携しているため、なぜそのような評価結果となるのかが分かるような方法を考えていかなければならない。業務実績報告については公表の義務付けがないが、その情報にたどり着くことも必要である。中期計画についてはローリング等の必要性がある場合は、各府省委員会において措置してくれと2次意見のところでは言っていくことではないか。

運営費交付金による業務だけでなく、自己収入による業務及び受託による業務も含めた組織全体の活動実績を評価の対象とすべきであることを、初年度だからこそ強く言う方がよい。

外部委託には、本来的に民間に任せていくべきものと、内部でやればできることを外部の専門性活用のため委託するものがあり、前者は知見が民間に移っていくことが望ましいものであるのに対し、後者は知見を内部に戻すべきものであるという二面性がある。次年度からはこの二面性に留意し、民間にできるだけ任せていく方向のものか、内部に知見を戻し蓄積していくものかということを区別して評価する必要がある。

第2次意見との関係で「ベスト・プラクティス」という言葉が使われているが、評価については、幅のある中で毎年度改善を図っていくわけだから、この用語は疑問。諸外国の例をみると、現在では「ベター・プラクティス」あるいは「グッド・プラクティス」という言葉が使われているので、2次意見の際は工夫してほしい。

独法化にあたり効率化がどう進んだかについて、個別法人については分かったが、独立行政法人全体ではどうなっているのかが明らかでないので、これを明らかにしていく必要がある。

各委員会において財務会計的な分析が十分なされていないように思う。各法人の財務諸表をみても、分析に耐えうるデータがそろっていないのではないか。問題点を浮き彫りにして、適切な独法評価を行うための財務情報とするためにはどうしたらよいか、今後、第2次意見の取りまとめに向け、ワーキング・グループなどを設け、検討したらどうか。

意見案の書き振りについて、語尾を「べきである」とするのは強すぎるという意見もあるが、委員会がどう考えたかのメッセージとして意思をはっきり表明する必要があること、各府省の委員はもとより国民一般からみても分かりやすいことなどから、この書き振りでよいのではないか。

(3) 以上の審議の結果、本意見案は、委員会意見として決定された。

(4) 次回は、11月22日（金）13：30から開催予定。

以上
（文責：総務省行政評価局）

政策評価・独立行政法人評価委員会 独立行政法人評価分科会（12.18開催）議事要旨

1 日 時 平成14年12月18日（水）14時00分から16時00分

2 場 所 総務省 第3特別会議室（6階）

3 出席者

（分科会所属委員）

富田俊基独立行政法人評価分科会長、櫻谷隆夫分科会長代理、竹内佐和子委員
雨宮肇臨時委員、黒川行治臨時委員、黒田玲子臨時委員、田辺国昭臨時委員、
稲継裕昭専門委員、梶川融専門委員、武田尚仁専門委員、山本清専門委員

（総務省）

塚本行政評価局長、広瀬官房審議官、橋口総務課長、讃岐評価監視官

4 議題

第2次意見（案）について

5 会議経過

(3) 事務局より、第2次意見（素案）について説明が行われた。

(4) 第2次意見（案）について審議が行われ、主な意見は以下のとおり。

【評価結果の予算への反映について】

（評価を迅速に行い、その結果を予算執行及び概算要求に反映させることについて）運営費交付金以外に、施設整備費補助金に反映する必要があるという点も明記すべき。

【府省評価委員会が監事及び会計監査人からのヒアリングを行うことについて】

実質的なガバナンスの観点から監事及び会計監査人との評価における協力体制をつくるということが本
当の趣旨であると思う。いわば協力体制をつくることを喚起するという趣旨が表現できればよいのでは
ないか。

監事や会計監査人の守秘義務について問題があるとすれば、例えば会計監査人については、理事長の同
意を前提とする等守秘義務の解除要件について、実質的な手続きのようなものを文章に入れるとよい
のではないか。

【法人に与えられた目標等の明確性について】

特殊法人等改革で大規模なものがどんどん独立行政法人に入ってくる中で、政策評価・独立行政法人評
価委員会としても、評価に関しどういふふうに対応していくかがいつも問われている。

今回の評価の経験からも、独立行政法人の設立目的なり中期目標というものが決して明確ではないとい
うことが評価を難しくしていると思う。独立行政法人の評価というものを定着させ、真の意味での行政全
般の業務運営の効率化といったことに応えていくためには、このように、評価を難しくしている理由があ
るとすればそれは何か、どのように改善することが必要かといった議論を当委員会としても積み重ねてい
く必要がある。

法人の「ミッション」という言葉が案の中で使用されているが、受け止め方によっては茫漠としてしまうので、設立の目的、中期目標、中期計画など制度上の言葉に置き換えるべきである。

【業務運営の改善等の勧告について】

「関係委員会が、(法人に対して)次の措置を講ずることを期待する」という書き方となっているが、各府省評価委員会は、必要な場合には法人に対して業務運営の改善等の勧告を行うことができるとされているのであるから、その点を前文などで明確に言うべきである。

【研究の評価について】

現行の独立行政法人では限定された分野に関する問題であるとは考えられるが、10年、20年先を考えた研究開発においては、あまり短期的な費用と効果ばかりで評価をしてしまえば、結局は国民の税金を無駄にするという結果にもなりかねない。新しい知の創出の分野においては、短期的な計画に対する成果だけではとらえきれない面があるということに配慮が必要。

現行の独立行政法人について言えば、試験研究機関でも、「新しい知の創出」が期待されている研究を行っているのはごく一部であると思う。まず中期目標との対比で評価するなどの評価に当たっての原則的なものを最初に記述して、極めて限定的な場合として、新しい知の創出が期待されるような分野の評価において配慮する点があるというような記述にすべきである。

また、「新しい知の創出」という言葉の概念が広く、国民に説明し難いようなものまですべて創造的、基礎的で柔軟な評価が必要だとなってしまうと趣旨に反する。各法人における明確な研究分野の設定や、中期目標、中期計画を踏まえた上でのことであるということが分かるようにしておく必要がある。

「新しい知の創出」が期待される分野について、案にある「柔軟な評価」という言い方ではあまり厳しく評価しないでもいいとも誤解されるのではないか。実施する研究についての説明責任があるということは明確にされるべき。また、独立行政法人の長が責任を持つという点についても明確にしておくべき。

【予算、その他】

数段階評価について、評価の捉え方が評価委員会によってずいぶん温度差があると感じた。評価委員会のモノサシがどこにまずベースがあるのかということをお互いに統一するような方向にこれから持っていくかといけないのではないか。

また、定性的なものについても横並びの評価ができるような、あるゾーンのモノサシにしておくことも必要ではないか。

(新規に外部委託をする場合と法人が直接実施する場合との人件費を含めた総コストの比較等の意見に関して)第1次意見のときには新規に外部委託をする場合だけだったのだが、これは、2年目以降のことにもなるので、従来からの外部委託についても対象としていくべきである。

(3) 以上の審議の結果、本意見案については、分科会長一任の下必要な修正を行った後、分科会の第2次意見(案)として、来る20日(金)に開催される政策評価・独立行政法人評価委員会に報告することとなった。

以上

(文責：総務省行政評価局独立行政法人担当室)

政策評価・独立行政法人評価委員会（第21回）議事要旨
（政策評価・独立行政法人評価委員会、政策評価分科会、独立行政法人評価分科会の合同）

1 日 時 平成14年12月20日（金）15時40分から17時40分

2 場 所 中央合同庁舎第2号館 第1特別会議室

3 出席者

（委員会）

村松岐夫委員長、丹羽宇一郎委員長代理、富田俊基独立行政法人評価分科会長、樫谷隆夫、永井多恵子の各委員

金本良嗣、高木勇三、田辺国昭、新村保子、黒川行治、黒田玲子、松田美幸の各臨時委員
木村陽子、中山正邦、吉野直行、稲継裕昭、梶川融、武田尚仁、山本清の各専門委員

（総務省）

塚本行政評価局長、広瀬審議官、橋口総務課長、新井政策評価官、讃岐評価監視官、水野政策評価審議室長 ほか

4 議題

- (1) 府省評価委員会から通知を受けた独立行政法人の評価結果の審議及び意見の決定（第2次分）
- (2) 平成15年度以降において評価の対象とすべきテーマに関するフリートーキング

5 会議経過

- (1) 事務局より、府省評価委員会から通知を受けた独立行政法人評価結果に対する意見（第2次分）（案）について説明が行われた後、審議が行われた。審議の概要は以下のとおり。

独立行政法人の評価に関しては、当委員会がスタンダードと言えるものを作成することが望ましいと考えていたところであり、今回「評価活動準則」に当たるものを、このような形で作成したことは適切。

本意見の前文に、公表後も当委員会の委員長と各府省委員会の委員長との意見交換を進め、当委員会の考え方を伝えるとともに、各府省の評価委員会の考え方も聞き、本「準則」の充実を図っていくというような趣旨を盛り込むことを要望する。

前文について、重要なことは、「多数の法人」が独立行政法人に入ってくるということもあるが、むしろ性格の違う「多種多様な」法人が独立行政法人に移行してくるということであり、そのように修正した方がよい。

「試験研究」と「研究開発」という用語に関して、科学技術基本法及び基本計画には「試験研究」という用語は用いられておらず、すべて「研究開発」となっている。本意見においても「研究開発等」という用語を使う方がよい。

ブレイクスルーをする研究というのは息が長く、評価者としては、基礎的なフロンティア研究の芽を摘まないようにしなければならないということを常に思い悩むもの。そのような意味で「国の研究開発評価に関する大綱的指針」中、「新しい知の創出が期待される」基礎研究の評価に関して言及していることは適切。

「新しい知の創出」が期待される分野を「基礎研究」という用語で括っているが、研究開発の実態からすると基礎的研究以外の研究、例えば応用研究などについても該当するものがあるので、配慮が必要。

独立行政法人は、企画立案というよりも執行を担う組織であり、また、現在独立行政法人となっている研究機関についてみると圧倒的にルーティン的な研究を行うものが多いと考えられ、ブレイクス

ルーに配慮した評価を行うのは、例外的、限定的な場合であるという点を明確にしておくことが必要。

現在の独立行政法人制度は、完璧に企画と執行の分離という発想で捉えられないという側面があること、法人の長がリーダーシップを発揮して経営を自由に行い、その代わり責任をとるという体制を国から法人格を別にする形で作り上げていること、及び税金を使っていることから、そのアカウンタビリティを問う仕掛けの一つとして評価というシステムがあることを考え併せると、執行という形で完全に評価とリンクをさせることは、研究機関若しくは研究開発を行っている機関には難しい面もある。

独立行政法人については、たとえどんなに先端的なものであっても評価しなければならないという仕組みになっており、評価してはいけないというような議論になっては困る。あくまでも的確な目標と計画を作り、的確な評価をすることが重要。

短期と中期の話の関係で、予算、収支、資金計画に関しては、文面で見ると1年とか2年という非常に短期での資金計画を考えている。もし、そのように中期、長期のことまで考えるのであれば、このような計画における計算についても将来までの割引現在価値で行うことも考えた方がよい。

独立行政法人の評価は5年単位で行うというのがポイントであり、ある程度中期的なスパンで考えてそれなりに各組織でがんばっていただくということもポイント。そのような中長期的な視点を持ち込むべき。

以上の審議の結果、本意見案については、委員長一任の下必要な修正を行った後、当委員会の第二次意見として、通知し、公表することとされた。

(2) 事務局より、平成15年度以降において評価の対象とすべきテーマに関する資料について説明が行われた後、フリートーキングを行った。主な意見の概要は以下の通り。

200万人ものフリーターが存在するという問題は、教育制度と雇用の連携がうまくいかないことによるミスマッチに起因するものであり、文部科学省、厚生労働省、経済産業省等複数の府省に関わる問題。また、医療分野での教育や経済的配分の問題も重要。さらに、公益事業分野における市場参入等も総務省として研究すべき。

「ヒト」・「モノ」・「カネ」という三要素の切り口で見ると、「ヒト」に関しては、失業対策・少子化対策・教育等広く取り上げられているが、「モノ」・「カネ」に関しては手薄。「モノ」に関しては、製造業の国際競争力の強化、「カネ」に関しては、金融の問題が重要。

テーマの選定以前に、専門的知識を有する人材による評価の質の向上が必要。また、社会資本整備の費用便益分析や規制関係の評価の状況の把握等は、総務省が取り組むのに値する横断的なテーマ。

重要な行政上の課題は多く、総務省ですべてを取り上げるのは難しいことから、各政策課題について、評価の視点や政策目的による分類を行った上で検討すべき。

評価の手法やコンセプト、または「評価の軸」を持つことが重要。また、各府省の社会資本整備の評価マニュアルや、便益計算の際の原単位、需要予測の客観性、あるいは研究開発の評価手法等を横断的に把握することも一つのテーマ。

テーマの選定に際しては、政策評価の浸透・定着の観点から選ぶテーマと、手法の向上の観点から実施すべきテーマとを組み合わせ、タイミング、優先順位に留意しつつ戦略的に行うべき。また行政コストの削減等の効果が大きいものを中心に選定することも重要。

以上

(文責：総務省行政評価局)

独立行政法人の中期目標等の概要

内容については、原則、平成 14 年 4 月 1 日現在で整理している。

独立行政法人国立公文書館

中期目標の概要

< 中期目標の期間 > 4 年間

< 業務運営の効率化に関する事項 >

歴史公文書等の受入れから一般の利用に供するまでの期間について、現行のおおむね 1 年 2 か月を 1 年以内に短縮し、当該作業に係る歴史公文書等 1 冊当たりの経費を 10 パーセント削減する。

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 >

- 1 立法府及び司法府が保管する歴史公文書等を館に移管することが可能となったこと等を踏まえ、業務執行体制の見直し等適切な措置を講ずる。
- 2 歴史公文書等の劣化要因に応じた保存対策方針を平成 14 年度に確定して、媒体の変換等保存のための措置を講ずるとともに、緊急に媒体の変換等を行う必要のあるものについても措置する。
- 3 一般の利用に供されていないものについて、公開の可否を判断し、順次一般の利用に供するとともに、利用者の動向等に応じた広報の充実を図る。
- 4 国の保存利用機関との間で歴史公文書等の情報についてのネットワークの確立を進め、そのための調査研究を行う。
- 5 歴史公文書等の保存及び利用に関する専門的知識の習得等を目的とした研修の体系的な実施、歴史公文書等の保存及び利用に関する専門的技術的助言、地方公共団体に対する公文書館の運営に関する技術上の指導又は助言を行う。
- 6 平成 13 年度にアジア歴史資料センターを開設し、アジア歴史資料のデータベースの構築及び情報提供のための事業を着実に実施する。

< 財務内容の改善に関する事項 >

運営費交付金の取扱いは、各事業年度における新規・拡充部分を除いた経費について、対前年度比平均 1 パーセントの減少を見込んだ中期計画の予算を作成し、運営する。

中期計画の主な項目

< 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 >

民間委託の促進、業務執行体制の見直し

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 >

歴史公文書等の受入れのための適切な措置、歴史公文書等の保存のための適切な措置、歴史公文書等を一般の利用に供するための適切な措置、国の保存利用機関と連携した利用者の利便性向上のための措置、歴史公文書等の保存及び利用に関する研修の実施その他の措置、アジア歴史資料のデータベースの構築及び情報提供

< 短期借入金の限度額 > 74 百万円

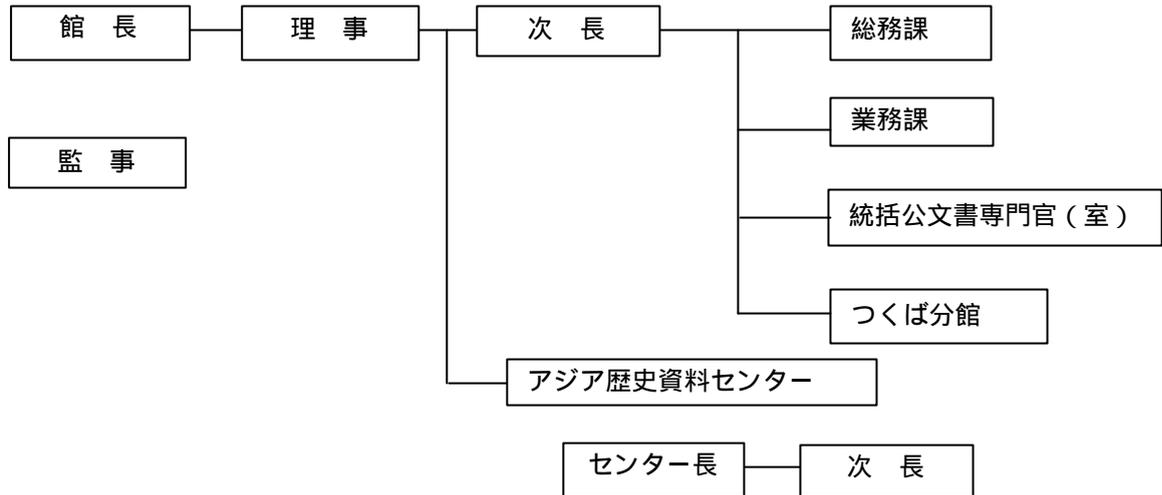
< 剰余金の使途 >

国の保存利用機関と連携した利用者の利便性向上のための措置、アジア歴史資料のデータベースの構築及び情報提供に係る業務並びに新たに行う必要が生じた業務

< その他業務運営に関する事項 >

(人事に関する計画) 管理部門の効率化による人員の抑制、アジア歴史資料センターの開設への対応
(3人増員) 期末の管理部門の常勤職員数を期初の90パーセントとする(常勤職員数は期初40人から期末42人)

参考(組織図)



独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構

中期目標の概要

< 中期目標の期間 > 4 年間

< 業務運営の効率化に関する事項 >

機構の業務運営に当たっては、以下の各事項に関し具体的措置を講ずることにより、効率化を図る。

- 1 業務運営の効率化による経費の抑制については、一般管理費（公租公課等の固定的経費を除く。）について対前年度比で1パーセント抑制する。
- 2 機構の業務運営全般について点検し、見直しを行うことにより業務運営の効率化を図る。
- 3 個々の業務の効率化に係る職員の意識（コスト意識等）の高揚を図るとともに、アイデアを募集し、積極的に活用することにより事務の簡素化を図る。

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 >

- 1 駐留軍等及び諸機関（防衛庁設置法（昭和29年法律第164号）第5条第25号に規定する駐留軍等及び諸機関をいう。）からの労務要求に迅速かつ的確に対応するため、労務要求書受理後一か月以内に資格要件を満たす者を駐留軍等及び諸機関に紹介する率を現状より向上させる。
- 2 駐留軍等労働者の福利厚生については、駐留軍等労働者の多様化する要望に応えられる施策を導入する。駐留軍等労働者の制服及び保護衣について、早期に貸与できる方法を検討し、導入する。
- 3 国の行政施策の企画立案に資するため、駐留軍等労働者の給与その他の勤務条件等に係る調査、分析、改善案の作成を行い、中期目標期間の終期までに改善案を国に提示する。

< 財務内容の改善に関する事項 >

運営費交付金を充当して行う事業について、< 業務運営の効率化に関する事項 > で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算の範囲で業務運営を行う。

< その他業務運営に関する重要事項 >

（人事に関する計画） 職員の計画的な人事交流と業務処理の工夫を行うことにより、人員の適正な配置に努める。実務研修を充実させ、業務能率の向上を図る。

中期計画の主な項目

< 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 >

経費の抑制、業務運営体制の整備、職員の意識の高揚

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 >

駐留軍等労働者の募集、駐留軍等労働者の福利厚生施策、駐留軍等労働者の給与その他の勤務条件等に係る調査、分析、改善案の作成

< 短期借入金の限度額 > 400 百万円

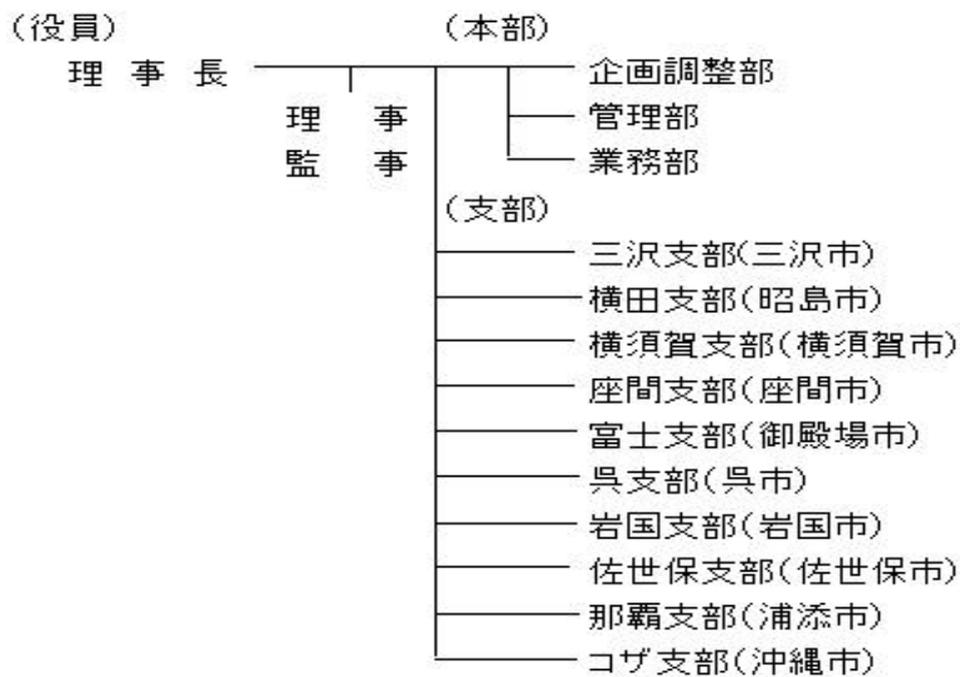
< 剰余金の使途 >

駐留軍等労働者の福利厚生施策の充実に係る経費、広報関係施策の充実に係る経費、職員の職場環境改善等に係る経費

< その他主務省令で定める業務運営に関する事項 >

（人事に関する計画） 防衛庁 / 防衛施設庁との計画的な人事交流及び< 業務運営体制の整備 > の業務・組織の見直しに応じた人員の適正な配置を図る。年間研修計画を作成し、企業会計研修、労務管理業務研修等の実務研修の充実による業務能率の向上を図る。期末の常勤職員数を期初の97パーセントとする。

参考（組織図）



独立行政法人通信総合研究所

中期目標の概要

< 中期目標の期間 > 5年間

< 業務運営の効率化に関する事項 >

業務の性格に応じた機能的な体制を整備する。経常経費（一般管理費（運営費交付金に係るものに限る。）から人件費、成果の普及に係る経費等を除く。）について、期初に対して期末において、8パーセントの効率化を実施する。人員の配置の重点化、効率的な研究活動のために必要な支援体制の整備を推進する。

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 >

- 1 情報通信分野における世界の中核的な研究開発拠点を目指す。
- 2 「情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の調査、研究及び開発」及び「宇宙の開発に関する大規模な技術開発であって、情報の電磁的流通及び電波の利用に係るもの」に関する事項については、以下の4分野に関して重点的に研究開発を推進する。
ア．次世代情報通信基盤技術の研究開発、イ．無線通信システム技術の研究開発、ウ．電磁波計測・応用技術の研究開発、エ．情報通信基礎技術の研究
- 3 「周波数標準値の設定・標準電波の発射・標準時の通報」、「電波の伝わり方についての観測及び予報・警報の送信・通報」、「無線設備（高周波利用設備を含む。）の機器の試験・校正」及びこれらの業務に関連して「必要な技術の調査、研究及び開発」業務については、確実に遂行する（協定世界時（UTC）との時刻差10ns以内を維持する、電波の伝わり方等の観測データは観測後15分以内で公開する等）。
- 4 成果物を積極的に発信（プレス発表及び誌上論文発表の年間件数を中期計画期間の期末において期前の1.5倍以上に増加）、情報通信技術に関する政策・施策等の策定への技術的支援など学術的・行政的・経済的に貢献する。
- 5 国からの受託等に基づく業務を継続的かつ確実に実施し、研究交流の促進、研修生・技術者等の育成、所内情報化の推進を図る。

< 財務内容の改善に関する事項 >

運営費交付金を充当して行う事業については、「業務運営の効率化に関する事項」に配慮した中期計画の予算及び適正な自己収入を見込んだ収支計画を作成し、その予算及び計画で運営する。

< その他業務運営に関する事項 >

施設の適切な整備・維持管理、環境保護、適切な労働環境の確保、危機管理体制の構築等の推進を図る。

中期計画の主な項目

< 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 >

業務運営の適正化・効率化、効率的な人員の活用

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 >

「情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の調査、研究及び開発」及び「宇宙の開発に関する大規模な技術開発であって、情報の電磁的流通及び電波の利用に係るもの」、「周波数標準値の設定、標準電波の発射、及び標準時の通報」、「電波の伝わり方について、観測の実施、予報及び異常に関する警報の送信、並びにその他の通報の実施」、「無線設備（高周波利用設備を含む。）の機器の試験及び校正」及びこれらの業務に関連して「必要な技術の調査、研究及び開発」、「成果の普及」

< 短期借入金の限度額 > 1,200 百万円

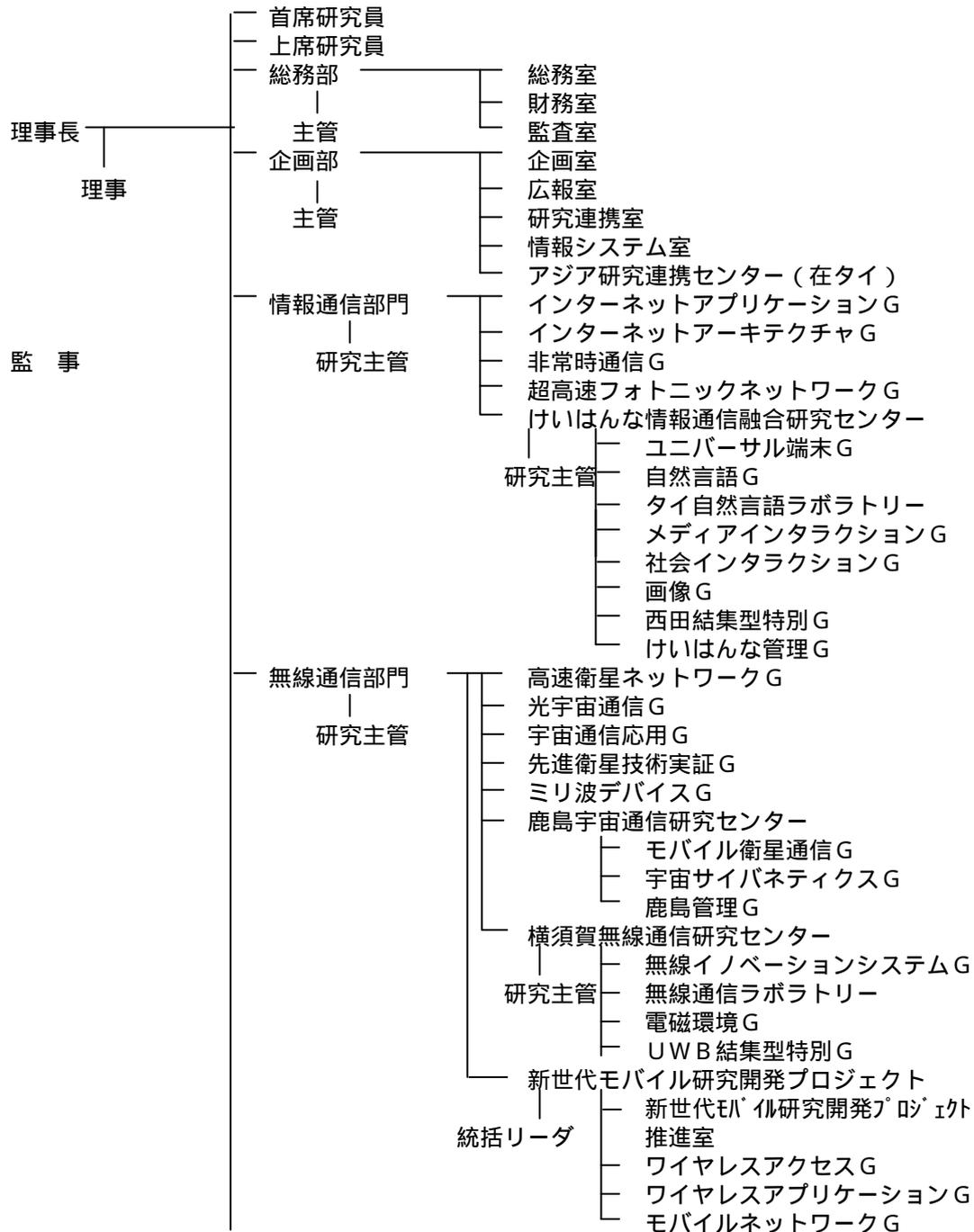
< 剰余金の使途 >

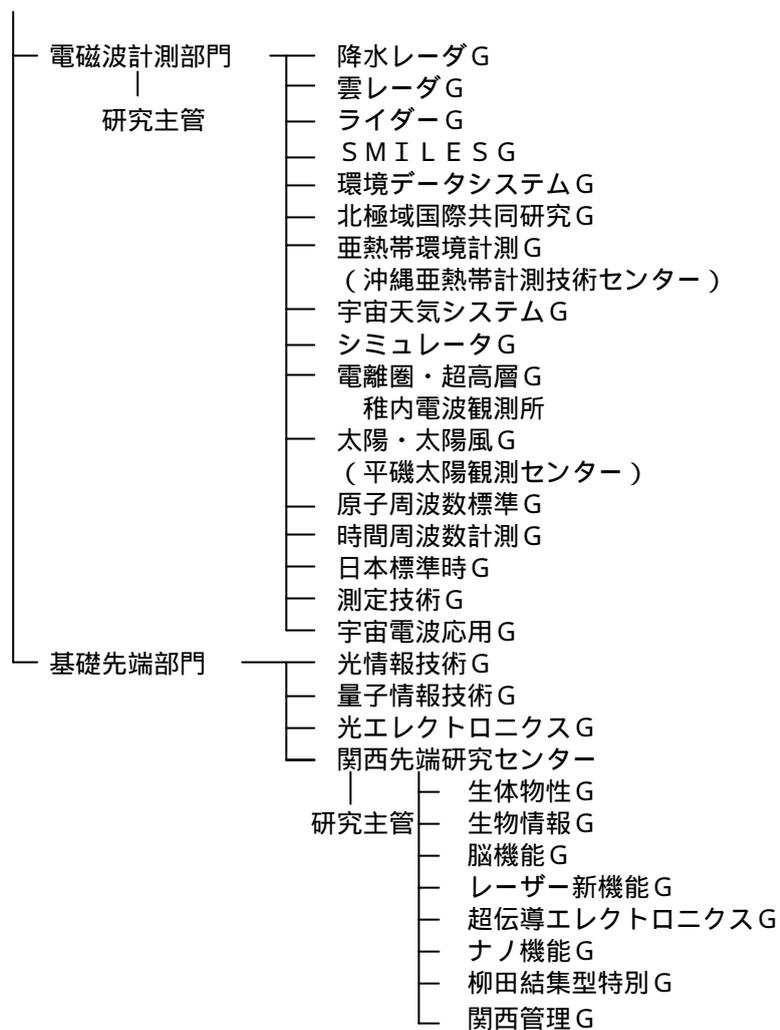
広報や成果発表、成果展示等に係る経費。知的財産管理、技術移転促進等に係る経費。職場環境改善等に係る経費

< その他業務運営に関する事項 >

(人事に関する計画) 任期付任用を積極的に推進、人員配置の重点化に努力。期首に比べ期末の常勤職員数を大幅に増加させない。さらに、総務業務の職員数については、期首に比べ期末において増加させない。研究部門の研究者中の任期付き研究者の割合を5パーセント程度とする。

参考(組織図)





(注) Gはグループを示す。

独立行政法人消防研究所

中期目標の概要

< 中期目標の期間 > 5年間

< 業務運営の効率化に関する事項 >

業務運営の効率化を図る体制を整備し、社会ニーズに対応して柔軟に研究を実施できる体制を確立する。共同研究の実施件数及び外部研究員の受入れ人数について、中期目標期間中の年平均が過去5年間の年平均の割合（以下、「目標割合」という。）のいずれも110パーセント以上とする。研究項目の調整等が円滑に行えるように研究企画部門の強化、管理業務の効率化を図る（運営交付金に係る一般管理費から人件費、成果の普及に係る経費等を除く経常経費については、期首年度に対して期末年度の割合を98パーセント以下とする。）。

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 >

- 1 災害対応への情報化の促進、高齢者等災害時要援護者の安全確保対策の推進、消火・救急・救助活動に係る技術の高度化の推進及び危険性物質と危険物施設に対する安全性評価の4分野を重点研究領域として実施する。
- 2 物質の燃焼現象等基盤的研究分野の充実を図る。
- 3 社会ニーズを十分把握できる体制の整備を図るなどにより、研究体制の強化及び研究の質の向上を図る。
- 4 プレス発表等により、研究成果の普及を図る（学会等での研究成果の発表数及び特許・実用新案の取得数に係る目標割合を、いずれも115パーセント以上へ）。
- 5 地震等の災害発生時に、被害予測情報をリアルタイムで提供するなど研究成果等の具体的な業務への活用を図る。
- 6 消防防災関連の技術情報等を収集・蓄積し、消防防災関係機関等への提供を行う。

< 財務内容の改善に関する事項 >

研究費の外部資金比率を高め、国・地方公共団体及び民間等からの委託費の確保を図る。外部研究機関との共同研究等を推進し、経費を節減する。

< その他業務運営に関する事項 >

施設・設備等の定期補修を確実に実施し、安全管理体制を整備する。メンタルヘルス等への適切な対応、危機管理体制の構築に努める。

中期計画の主な項目

< 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 >

研究体制の確立、研究資源の活用、研究企画部門の強化、研究支援に係る業務の充実、業務評価の勤務環境の整備、管理業務の効率化

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 >

- 1 重点研究領域に係る研究
災害対応への情報化の促進、高齢者等災害時要援護者の安全確保対策の推進、消火・救急・救助活動に係る技術の高度化の推進、危険性物質と危険物施設に対する安全評価
- 2 基盤的研究分野の充実
- 3 体制の強化と質の向上
- 4 研究成果の普及

5 研究成果等の活用

6 技術情報・災害事例情報等の収集・蓄積・提供

<短期借入金の限度額> 100 百万円

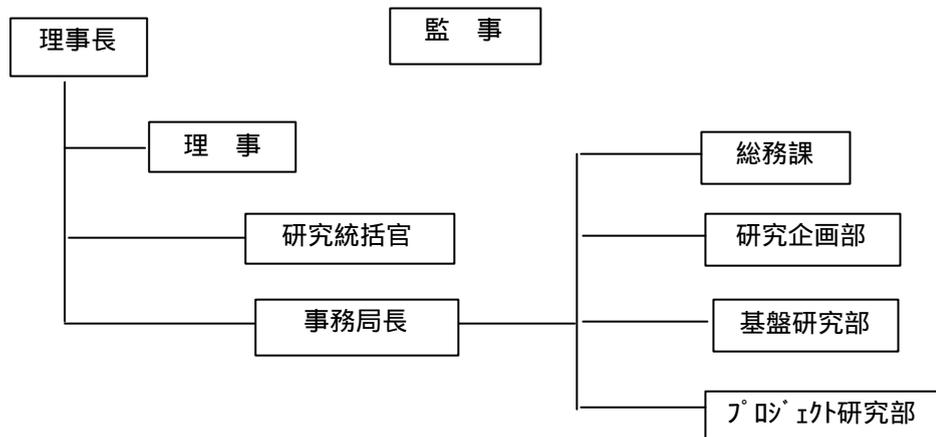
<剰余金の使途>

特殊災害、大規模災害等、緊急対応を必要とする災害の調査研究のための特別積立金

<その他業務運営に関する事項>

(人事に関する計画) 事務・事業の見直しの徹底、各種機器等の導入により簡素化・省力化。研究職員の弾力的かつ効率的な配置。増大する業務については、非常勤職員の活用等により対応。期末の常勤職員数を期初の 100 パーセントとし、研究部門の研究者中の任期付研究者の割合を 3 パーセントへ(期末の常勤職員数(役員を除く)の見込み 46 人のうち研究部門の任期付き職員数の見込み 1 人)。国の機関等との人事交流を推進、研究職員の国内外の大学等での研修

参考(組織図)



独立行政法人酒類総合研究所

中期目標の概要

< 中期目標の期間 > 5年間

< 業務運営の効率化に関する事項 >

運営費交付金を充当して行う事業については、損害保険料等の義務的経費及び研究関係予算を除き、毎年度効率化係数を折り込んだ予算を作成し、物件費の経費節減を行う。

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 >

- 1 酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図るため、酒類の高度な分析及び鑑定を行う。
- 2 酒類の品質及び酒造技術の向上に資するため、品質評価業務を行う。
- 3 社会的な要請が高い研究は、「特別研究」として重点的に行う。酒類業界等からの要請に基づく緊急に解決を要する課題については、速やかに「特定研究」として取り組む。酒類の原料から製品に至るまでの一貫した研究をバランスよく行うため、研究内容を研究開発領域に分けて「経常研究」として行う。
- 4 特許は速やかに公開するとともに、その普及を図る。消費者等を対象に、酒類に関する教養講座を開催する。海外からの研究者や研修員の受け入れなど、国際的な技術協力にも努める。
- 5 酒類及び酒類業に関する情報を国内外から幅広く収集、整理し国民に提供する。
- 6 酒類製造業者及び酒類流通業者を対象とした酒類に関する講習を実施する。

< 財務内容の改善に関する事項 >

適正な自己収入を見込んだ収支計画を作成し、当該収支計画による運営を行う。

中期計画の主な項目

< 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 >

物件費の経費節減、人員及び資金の重点的かつ効果的な配分、施設、機器等の効率的な使用、外部委託による事務の効率的処理

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 >

酒類の高度な分析及び鑑定、酒類の品質評価、酒類及び酒類業に関する研究及び調査、成果の普及、酒類及び酒類業に関する情報の収集、整理及び提供、酒類及び酒類業に関する講習、その他の附帯業務

< 短期借入金の限度額 > 300百万円

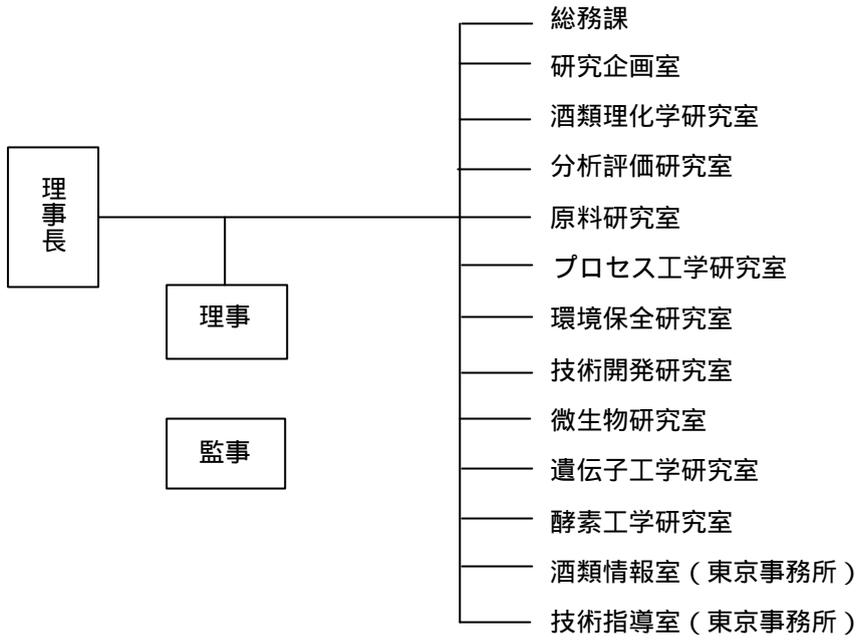
< 剰余金の使途 >

研究用機器等の購入及び施設の改修

< その他業務運営に関する事項 >

(人事に関する計画) 常勤職員の増加抑制、任期付任用制度の活用、期末の常勤職員数は期初の100パーセント、職員の資質の向上

参考（組織図）



独立行政法人国立特殊教育総合研究所

中期目標の概要

< 中期目標の期間 > 5年間

< 業務運営の効率化に関する事項 >

運営費交付金を充当して行う業務について効率化を図る（新規追加業務、拡充分等を除き毎事業年度につき1パーセント）。

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 >

組織・運営及び人事システムの改善、内部評価及び外部評価体制の導入を図るとともに特に研究活動、研修事業、教育相談活動、情報普及活動、国際交流活動の充実を図る。また、運営にあたり、医療・福祉・労働等の関係機関・団体との連携協力を推進する。

< 財務内容の改善に関する事項 >

外部資金導入等自己収入の確保に努める。管理業務の節減、効率的な施設運営等による固定的経費の節減、財務内容の管理・運営の適正化を図る。

< その他業務運営に関する事項 >

1 国立久里浜養護学校との相互協力

重度・重複障害児の教育に関する実際的研究を行うとともに、在学児童等の教育についての相互協力を推進する。

2 施設・設備に関する計画

業務の円滑な実施に必要な施設整備、障害者や高齢者が活用しやすい施設の整備

3 人事に関する計画

研究職員の幅広い人材の確保と資質の向上、事務職員の人事交流や研修

中期計画の主な項目

< 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 >

予算の効率的な執行、業務の効率化

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 >

研究の質の向上、国の施策への貢献、課題に応じた研究体制と研究予算、内外の関係機関との連携、研究成果の普及の一層の充実、リーダー養成研修の実施、喫緊の課題に対応した研修の実施、情報通信技術を活用した研修の実施、教育相談活動の改善・実施、教育相談に関する情報の提供、特殊教育関係資料等の収集と提供、研究成果の普及と情報提供、海外との連携・交流による研究の推進、国際貢献

< 短期借入金の限度額 > 200百万円

< 外部資金導入の推進 >

関係機関、民間企業等から広報面・資金面の協力

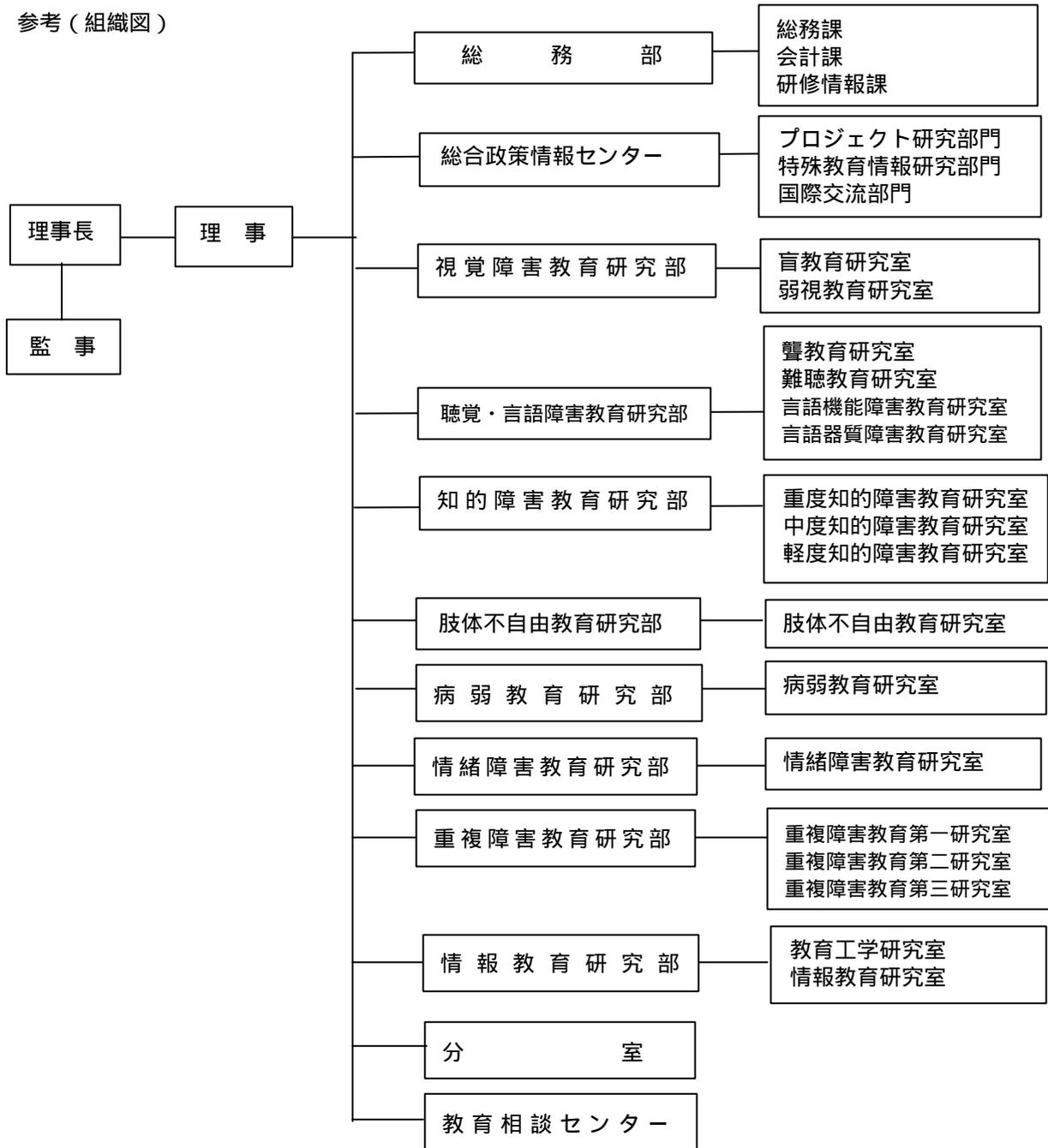
< 剰余金の使途 >

研究の高度化・高品質化のための経費に充当

< その他業務運営に関する事項 >

国立久里浜養護学校との相互協力、来所しやすい施設の整備、人員の適正配置、常勤職員数の抑制

参考（組織図）



独立行政法人大学入試センター

中期目標の概要

< 中期目標の期間 > 5年間

< 業務運営の効率化に関する事項 >

- 1 各組織の業務の精査や円滑な研究の遂行等により、効率的かつ円滑な業務運営を図る。
- 2 運営費交付金を充当して行う業務について効率化を図る（新規追加業務、拡充業務分等を除き、毎事業年度につき1パーセント）。業務運営全般について自己点検・評価を実施し、その評価に則って業務の見直しを行う。

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 >

- 1 センター試験の問題作成、円滑な実施及び採点・成績提供に関する業務を確実に実施する。特に、高等学校の新学習指導要領に対応した平成18年度からのセンター試験の実施、14年度からの「韓国語」の導入、リスニングテスト実施に当たっての問題点等についての調査検討、教科・科目横断型の問題の導入に当たっての内容・方法等について調査検討、センター試験の年度内複数回実施に関する調査検討を行う。
- 2 大学の入学者選抜方法の改善に関する調査研究を推進、研究水準の向上や競争的資金の導入を図る。5つの重点分野に関する調査研究体制を整備し、大学等と連携協力して実施し、研究成果を公表する。
- 3 インターネット等による大学情報の提供及び高等学校関係者と大学関係者のコミュニケーションの促進を図る。大学進学志望者や高等学校関係者のニーズの調査及び大学進学者や高等学校関係者に対する満足度調査を行い、情報提供の内容・方法等の改善に努める。
- 4 法人の運営に関する情報や試験の情報などを毎年度開示する。

< 財務内容の改善に関する事項 >

外部研究資金、施設使用料、特許実施料等自己収入の増加に努める。管理業務の節減、効率的な施設運営等による固定的経費の節減を図る。

< その他業務運営に関する事項 >

施設設備について計画的整備を推進するとともに、身障者や高齢者に対してやさしい施設を目指す。

中期計画の主な項目

< 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 >

大学、高等学校その他の関係機関との連携協力に留意した組織の整備、管理運営業務の効率化

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 >

- 1 大学入試センター試験の円滑で適切な実施を実現するための業務
試験問題作成及び採点等の適切な実施、大学入学者選抜に関する様々な改善策等への対応
- 2 大学の入学者選抜方法の改善に関する調査研究の実施
研究課題に対応した研究体制の確立、研究の推進
- 3 大学に進学を志望する者に対する有用な大学進学情報の提供
- 4 管理・運営に関する情報及び事業等に関する情報等の公開
情報公開に係る窓口の整備、財務諸表等の情報の公開、ホームページ等の活用

< 短期借入金の限度額 > 3,000百万円

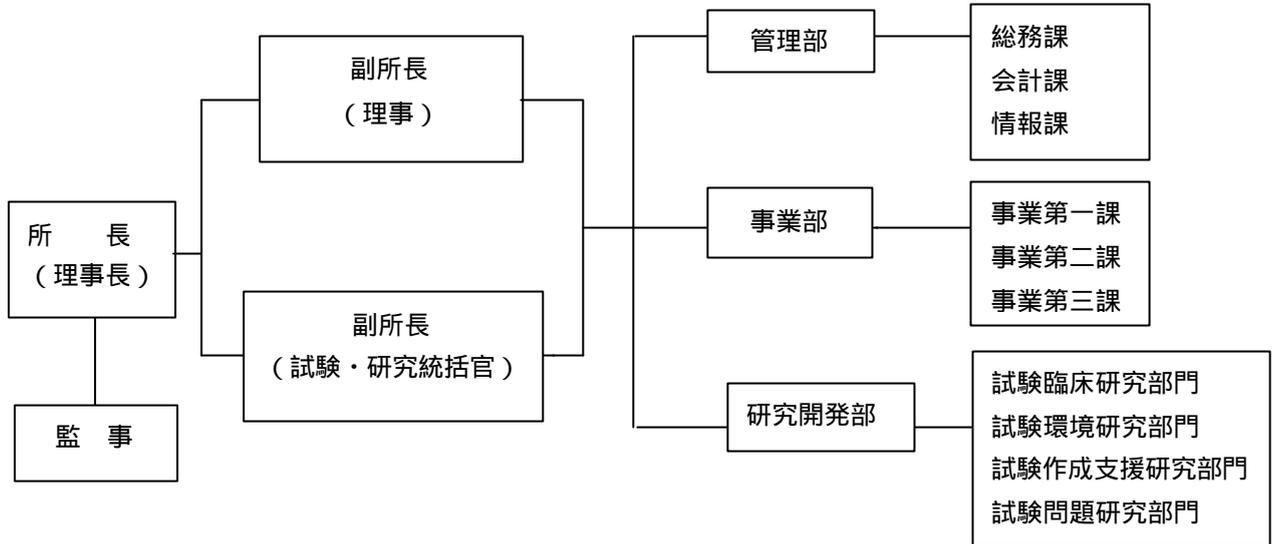
< 剰余金の使途 >

センター試験の充実・改善、質の向上

< その他業務運営に関する事項 >

(人事に関する計画) 適切な内部管理事務の遂行、常勤職員数の抑制

参考(組織図)



独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター

中期目標の概要

< 中期目標の期間 > 5年間

< 業務運営の効率化に関する事項 >

運営費交付金を充当して行う業務について効率化を図る（新規追加業務、拡充業務分を除き、毎事業年度につき1パーセント）。

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 >

- 1 青少年教育関係者を対象に高度で専門的な研修を実施するなど、主催事業を対象別、計画的に毎年度実施する。
- 2 青少年教育関係者等の多様で主体的な学習活動を促進するため、広く学習の場や、機会、情報を提供するなどの受入れ支援事業を実施する。
- 3 青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力を促進し、ネットワークづくりを図るための事業を実施する。
- 4 青少年教育に関する専門的な調査及び研究を行うとともに、その成果を広く普及する。青少年教育の推進に係る基礎的調査及び研究を計画的かつ継続的に実施するとともに、青少年教育の今日的課題について、適宜調査及び研究を実施する。青少年教育に関する諸文献・資料を収集し、閲覧に供する青少年教育情報センターを運営する。
- 5 青少年教育に関する団体が行う、子供の自然体験活動、社会奉仕体験活動その他の体験活動の振興を図る活動、子供を対象とする読書会の開催その他子供の読書活動の振興を図る活動、及びインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて提供することができる子供向けの教材の開発を行う活動に対して助成金を交付する。
- 6 子供の自然体験活動、社会福祉体験活動等の体験活動の重要性に関する普及・啓発事業等を実施する。
- 7 施設ボランティア主催事業に参加するボランティアの養成等を行うとともに、主催事業におけるボランティアへの活動機会提供及び活動の充実を図り、主催事業の充実に努める。

< 財務内容の改善に関する事項 >

外部資金、施設使用料等自己収入の増加に努める。管理業務の節減、効率的な施設運営等により固定的経費の節減を図る。

< その他業務運営に関する事項 >

- 1 長期的視野に立った施設整備を推進する。管理運営においては、施設の維持保全を確実に実施することにより安全の確保に努める。
- 2 利用者本位の快適な生活・研修環境の形成のための施設整備を進めることとし、特に身体障害者等に対してやさしい施設とする。

中期計画の主な項目

< 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 >

事務用電算システム運用業務等の外部委託、光熱水料の節減や調達方法等の見直し、事務のマニュアル化、オンライン化等の情報化、定期的な組織の見直し

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 >

青少年教育関係者等に対する研修、青少年教育関係者等に対する研修のための利用に供すること及び青少年教育関係者等の研修に対する指導及び助言、青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び

協力の促進、青少年教育に関する専門的な調査及び研究、青少年教育に関する団体に対する助成金の交付

<短期借入金の限度額> 700 百万円

<剰余金の使途>

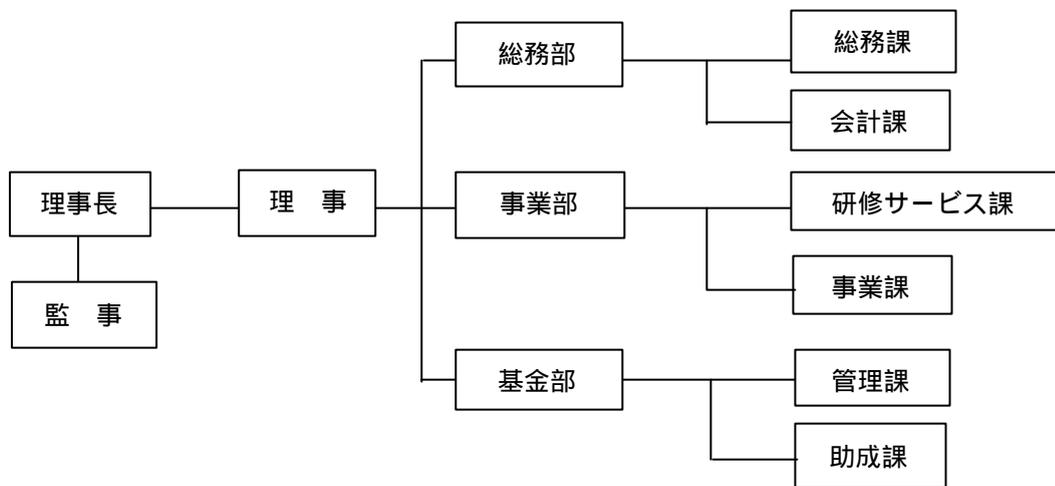
利用者サービスのための施設設備の整備、主催事業及び調査研究事業

<その他業務運営に関する事項>

(施設・設備に関する事項) 必要な施設設備の改修等、身体障害者等が円滑に施設及びサービスを利用できる施設の整備

(人事に関する計画) 実践的研修や専門的研修事業の活用、関係機関、民間団体との人事交流、人員配置の定期的見直し、常勤職員数の抑制

参考(組織図)



独立行政法人国立女性教育会館

中期目標の概要

< 中期目標の期間 > 5年間

< 業務運営の効率化に関する事項 >

関係機関・団体等との連携・協力、外部委託の推進や業務運営の見直し等を行い、運営費交付金を充當して行う業務について効率化を図る（新規追加業務、拡充業務分等を除き毎事業年度につき1パーセント）。

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 >

- 1 全国の女性教育指導者その他女性教育関係者、海外の女性教育関連政府機関及びN G Oの指導者等に対する研修事業の充実を図る。
- 2 学習活動の発表や情報交換などの交流事業の充実を図る。
- 3 専門的な研究課題を解決するために有効な学習プログラムや教材の研究開発等に関する調査研究事業の充実を図る。具体的には、少子高齢化、高度情報化等社会の変化に対応した学習プログラム・教材の開発、男女共同参画の視点からの女性教育・家庭教育の内容と方法に関する調査研究及び女性情報に関する調査研究を進める。
- 4 女性教育情報センター機能、女性及び家庭・家族に関する情報のデータベース化、インターネットや衛星通信システムを活用した遠隔発信等の情報事業の充実を図る。
- 5 各種サービスの質的向上など、受入事業の充実を図る。
- 6 広報資料の充実など、広報活動の充実を図る。

< 財務内容の改善に関する事項 >

外部資金、施設使用料等自己収入の増加に努める。管理業務の節減、効率的な施設運営等による固定的経費の節減を図る。

< その他業務運営に関する事項 >

（施設・設備に関する事項） 計画的な施設整備を推進するとともに、施設・設備の維持保全を行い、安全性の確保を図る。

中期計画の主な項目

< 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 >

関係機関等との共催事業の開催。男女共同参画社会の形成の促進に資する学習プログラムの共同開発。生涯学習関連機関等との女性、家庭・家族に関するデータベースの共同構築。外部委託の推進。事務、事業、組織、施設管理等の見直しによる業務運営の効率化

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 >

研修事業の充実、交流事業の充実、調査研究事業の充実、情報事業の充実、受入事業の充実、広報活動の充実

< 短期借入金の限度額 > 100百万円

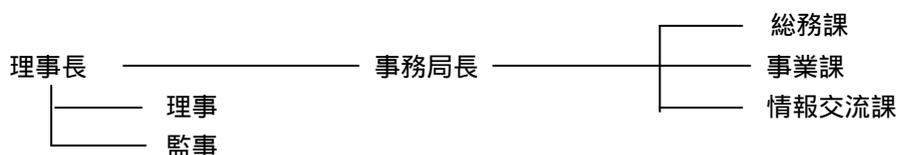
< 剰余金の使途 >

研修事業の充実、情報資料の収集・提供の充実

< その他業務運営に関する事項 >

（人事に関する計画） 関係機関・団体等との計画的な人事交流の推進、常勤職員数の抑制

参考（組織図）



独立行政法人国語研究所

中期目標の概要

< 中期目標の期間 > 5年間

< 業務運営の効率化に関する事項 >

- 1 機動的かつ柔軟な研究体制を整備する。共同研究や研究協力など関係機関等との有機的な連携協力を推進する。
- 2 外部有識者の指導・助言・評価を踏まえた研究所の業務運営を行う。
- 3 運営費交付金を充当して行う業務について効率化を図る（新規追加業務、拡充業務分等を除き毎事業年度につき1パーセント）。

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 >

- 1 国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する調査研究及び公表を行う。具体的には外国人に対する日本語教育に関する基礎的・実践的な調査研究等。国語施策及び日本語教育施策の企画立案に資するための調査研究等を実施する。調査研究成果を諸外国の日本語研究者へ提供するとともに国際的なシンポジウムを毎年実施する。
- 2 報告書、学会誌、研究発表会、ホームページ等を通じ調査研究成果を公表するとともに啓発図書等の発行、国民一般を対象とした公開事業等を推進する。情報・資料のデータベースの構築を進め、情報・資料を提供できる環境の整備を図る。
- 3 外国人に対する日本語教育に従事する者の質的向上及び従事しようとする者の養成を目的とした研修を実施するとともに、充実を図る。具体的には研修参加者の目的、需要に応じた研修カリキュラムを設定する。
- 4 海外における日本語教育指導者の養成を図るための新たな大学院教育への参画、連携・協力及び研究機関等の求めに応じ援助及び指導を行う。広報活動及び施設の公開、広報誌の刊行、ホームページの充実を図る。

< 財務内容の改善に関する事項 >

外部資金の導入等自己収入の確保に努める。管理業務の節減、効率的な施設運営等による固定的経費の節減を図る。

< その他業務運営に関する事項 >

- 1 立川市への新築移転に関し、関係機関等との連絡調整を行うとともに、新築移転後の管理運営を適切に実施する。
- 2 人事管理（定員管理、給与管理、意識改革等）、人事交流の適切な実施により内部管理事務の改善を図る。

中期計画の主な項目

< 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 >

現行組織の見直し、有機的な連携等を図るための研究体制を構築。国内外との共同研究、研究協力の円滑・効果的な推進、国内外の日本語研究・日本語教育情報の効率的な収集・提供を行うための体制の整備。業務の効率化

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 >

国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する科学的な調査及び研究の実施及びその成果の公表。国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する資料の作成・公表並びに関係する情報及び資料の収集・整理・提供。外国人に対する日本語教育に従事する者及び従事しようとする者に対する研修の実施。海外の日本語教育指導者を養成するための大学院教育への参画、連携・協力。研究機関等への職員派遣、ホームページの充実及び国立国語研究所概要等の刊行

< 短期借入金の限度額 > 200 百万円

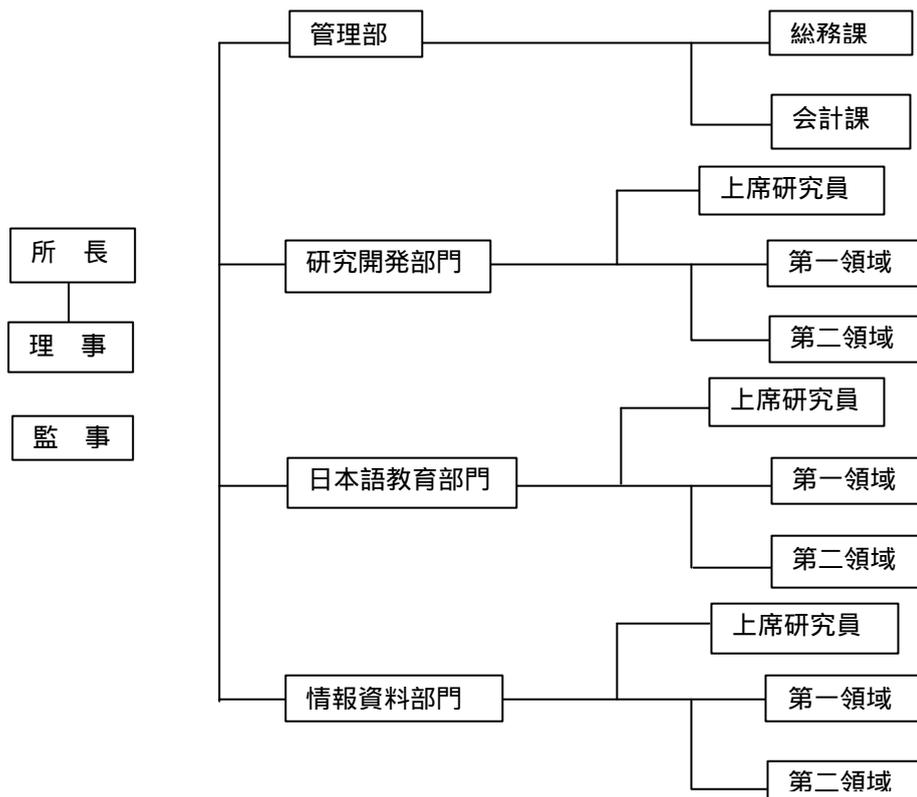
< 剰余金の使途 >

調査研究・研修事業のための資料の購入及び修復、施設整備等

< その他業務運営に関する事項 >

(人事に関する計画) 新規事業等を踏まえた職員の計画的、適正な配置と人事交流の推進、事務能率の維持・増進、常勤職員数の抑制

参考 (組織図)



独立行政法人国立科学博物館

中期目標の概要

< 中期目標の期間 > 5 年間

< 業務運営の効率化に関する事項 >

業務運営の見直しを通じ、運営費交付金を充当して行う業務について効率化を図る（新規追加業務、拡充業務分を除き、毎事業年度につき 1 パーセント）。

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 >

- 1 新館 期の整備、公開を進める。特別展、特別企画展の企画や常設展の展示方法・内容の改善等による入館者数の増加に努める。主要外国語による展示解説、ガイドブック等の整備を進める。
- 2 自然科学等に関する標本資料の収集、保管。保有標本資料等の電子情報化。展示内容の点検・評価による改善への取組みを進める。
- 3 研究課題に応じた柔軟な研究体制等による計画的な研究を推進する。
- 4 子どもから高齢者まで幅広い層に自然科学等に関する学習機会を提供する事業を実施する。
- 5 博物館職員等、科学活動指導者の資質向上を図るための研修を実施する。
- 6 科学系博物館のナショナルセンター機能の充実を図る。

< 財務内容の改善に関する事項 >

外部資金、施設使用料等の自己収入の増加に努める。管理業務の節減、効率的な施設運営等による固定的経費の節減を図る。

< その他業務運営に関する事項 >

施設・設備の整備にあたっては、長期的な展望に立って推進する。

中期計画の主な項目

< 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 >

業務の効率化、自己点検・評価及び第三者評価を実施、組織の見直しを含めた組織運営の改善

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 >

博物館の整備・公開、自然科学等に関する資料の収集・保管（育成を含む。）公衆への供覧、自然科学等の研究の推進。教育及び普及。研修事業の充実。科学系博物館のナショナルセンター機能の充実

< 短期借入金の限度額 > 500 百万円

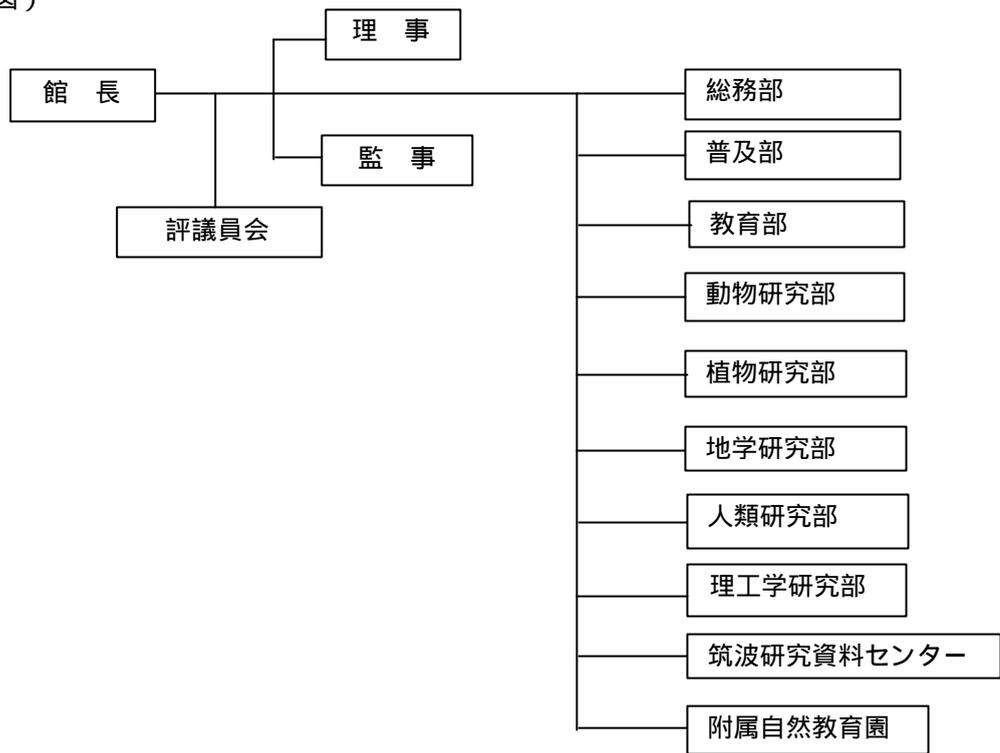
< 剰余金の使途 >

1 標本の購入、2 調査研究の充実、3 企画展等の追加実施、4 観覧者サービス、情報提供の質的向上のための施設整備の充実

< その他業務運営に関する事項 >

（人事に関する計画） 研修等を通じて職員の意識向上。適切な内部管理事務の遂行、常勤職員数の抑制

参考（組織図）



独立行政法人物質・材料研究機構

中期目標の概要

< 中期目標の期間 > 5年間

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 >

- 1 ナノ物質・材料、環境・エネルギー材料、安全材料等の重点研究開発領域への取組みを進める。継続的な取組みが求められる研究基盤、知的基盤の整備については計画的かつ着実に推進する。
- 2 研究論文、研究集会などによる研究成果の積極的な普及を図るとともにデータベース化を進める。広報誌、プレス発表等による機構活動の広報を行うほか、国民各層の見学者の受入れ、ホームページによる研究内容に関する知識の普及、研究活動の紹介を行うなど、国民の理解増進に積極的に取り組む。研究成果の特許化、実用化への取組みにより新産業創出に向けた技術移転を促進する。
- 3 施設・設備については、一定の基準を定め、外部研究機関との共同研究等を通じた施設・設備の共用を促進する。
- 4 ポストドクター、大学院生等の受入れ及び支援を行い、研究者、技術者の養成及び資質の向上を図る。

< 業務運営の効率化に関する事項 >

- 1 高品質のサービスが低コストで入手できるものについてアウトソーシングを積極的に活用する。
- 2 契約等の各種事務手続きの簡素化・迅速化に努める。
- 3 機動性、効率性が確保できるよう柔軟な研究組織の整備、施設・設備の非使用時における外部開放を推進する。
- 4 運営費交付金を充当して行う業務について効率化を図る（新規追加業務、拡充業務分を除き毎事業年度につき1パーセント）。

< 財務内容の改善に関する事項 >

外部研究資金、施設使用料、特許実施料等自己収入の増加に努める。管理業務の節減、効率的な施設運営等による固定的経費の節減を図る。

< その他業務運営に関する事項 >

- 1 研究スペースを有効利用するとともに、必要に応じ施設・設備の更新・整備を重点的・計画的に実施し、十分な研究スペースを確保する。
- 2 若手研究者の任期付き任用、終身雇用の研究者の採用にあたっては、多様な機関での研究経験を重視し、研究者としての能力が確認された者を採用する。

中期計画の主な項目

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 >

基礎研究及び基盤的研究開発、研究成果の普及及び成果の活用、設備の共用、研究者・技術者の養成と資質の向上、調査・コーディネート機能の充実、研究交流、事故等調査への協力

< 業務の運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 >

機構における研究組織編成の基本方針、機構における業務運営の基本方針

< 短期借入金の限度額 > 2,900 百万円

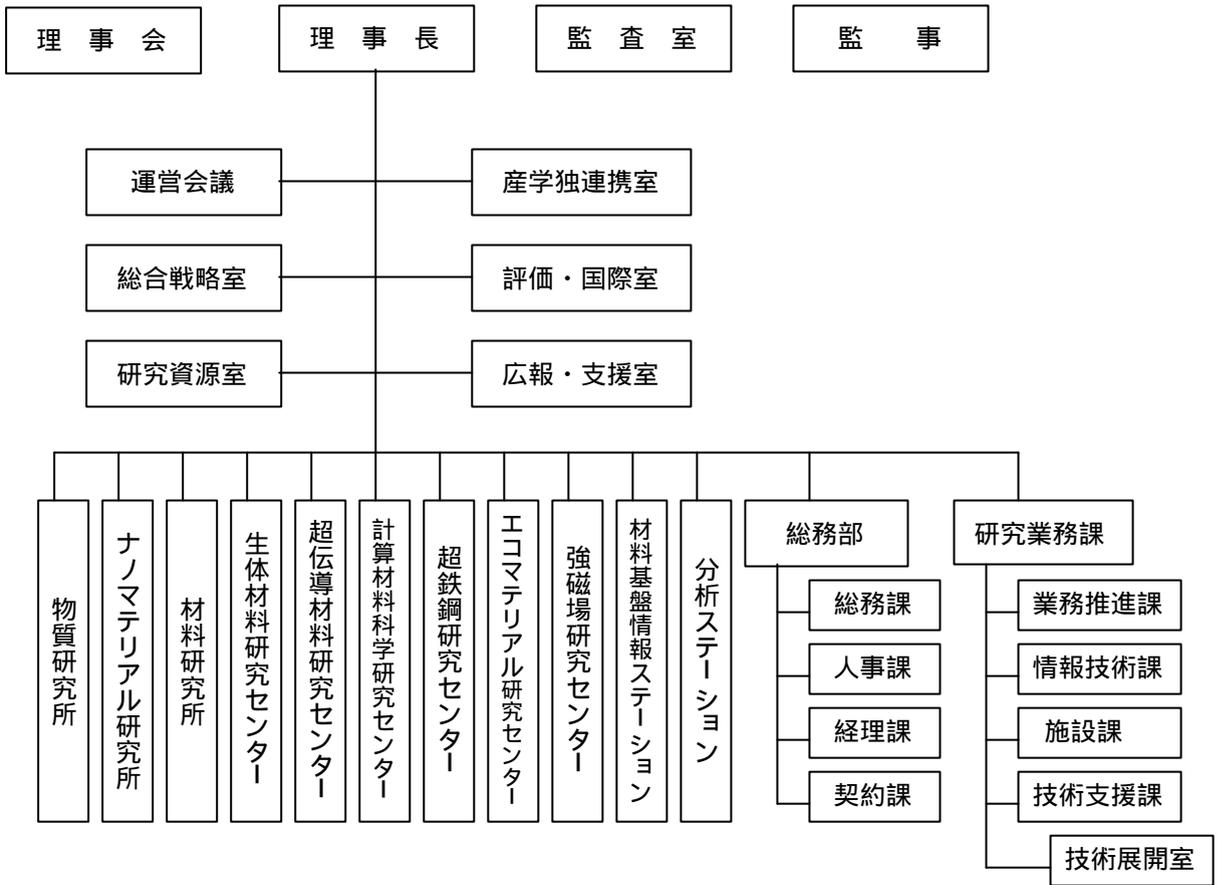
< 剰余金の使途 >

重点研究開発業務への充当、職員教育・福利厚生の実施、業務の情報化、広報の充実

< その他業務運営に関する事項 >

（人事に関する計画） 事務手続きの簡素化・迅速化及びアウトソーシング化による効率化、新規プロジェクト実施に際し、不足している面に関しては外部との連携により職員数を抑制。任期付き研究員の任用、契約型研究員制度の創設等による研究者の流動化を促進し、テニユアトラックとして活用

参考（組織図）



独立行政法人防災科学技術研究所

中期目標の概要

< 中期目標の期間 > 5年間

< 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項 >

- 1 業務実施に当たって、社会の防災に役立つことを基本に据えて研究開発を推進するなど5つの指針に沿って業務を推進
- 2 「地震災害の軽減に資するための総合的な研究開発」及び「火山災害、気象災害、土砂災害等の防災上の社会的・政策的課題に関する総合的な研究開発」を特に重点領域として研究開発を行う。
- 3 内外の行政機関、試験研究機関、大学等への研究開発成果等の提供、普及及び活用の促進を図る。国民一般に理解しやすく使いやすい情報の発信及び施設の公開等を行う。
- 4 実大三次元震動破壊実験施設、スーパーコンピューター等の整備を進め、効果的で効率的な運用を確保し、共用に供する。自ら整備する研究開発施設と内外の研究開発施設との間を高速のネットワークを活用して繋ぎ、情報ネットワークを介した共同利用を促進する。
- 5 地震に関するデータについて収集、保管し、データを必要とする機関等に提供する。また、防災科学技術に関する情報を収集、整理・保管し、外部提供を図る。
- 6 大学院生、民間企業及び防災関係機関からの研修員を受入れ及び研究者の育成を行い、若手研究者及び技術者の資質の向上を図る。
- 7 要請に応じ、職員を派遣して防災科学技術に関する研究開発へ協力する。
- 8 他機関との共同研究開発、人材交流、国際的な研究交流を行うとともに、研究コンソーシアムなどの関係機関間の連携の枠組みの構築に取り組む。
- 9 災害発生時等に迅速に機動的な観測や政府調査団への職員の派遣等の対応をとる。

< 業務運営の効率化に関する事項 >

- 1 効果的・効率的な組織の編成、外部研究者の参加を得られる流動的研究システムを導入する。
- 2 契約等の各種事務手続きの簡素化・迅速化により、事務の効率化、合理化を図る。運営費交付金を充当して行う業務について効率化を図る（新規追加業務、拡充業務を除き毎事業年度につき1パーセント）。

< 財務内容の改善に関する事項 >

外部研究資金、施設使用料、特許実施料等自己収入の増加に努める。管理業務の節減、効率的な施設運営等による固定的経費の節減を図る。

< その他業務運営に関する事項 >

- 1 研究スペースの確保、外部研究者への共用スペースの整備、老朽化した施設の更新を行う。
- 2 若手研究者の任期付き任用の導入を検討、終身雇用の研究者の採用にあたっては、多様な機関での研究経験を重視し、研究者としての能力が確認された者を採用する。
- 3 個々の職員が自己の能力を最大限に発揮可能な環境を整備する。

中期計画の主な項目

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 >

防災科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発、成果の普及及び成果の活用の促進、施設及び設備の共用、防災科学技術に関する内外の情報及び資料の収集・整理・保管・提供、防災科学技術に関する内外の研究者及び技術者の養成及び資質の向上、防災科学技術に関する研究開発を行う者の要請に応じ、職員を派遣してその者が行う防災科学技術に関する研究開発への協力、防災科学技術分野の研究交流の推進、災害発生等の際に必要な業務

< 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 >

研究組織の編成及び運営、業務の効率化

< 短期借入金の限度額 > 1,300 百万円

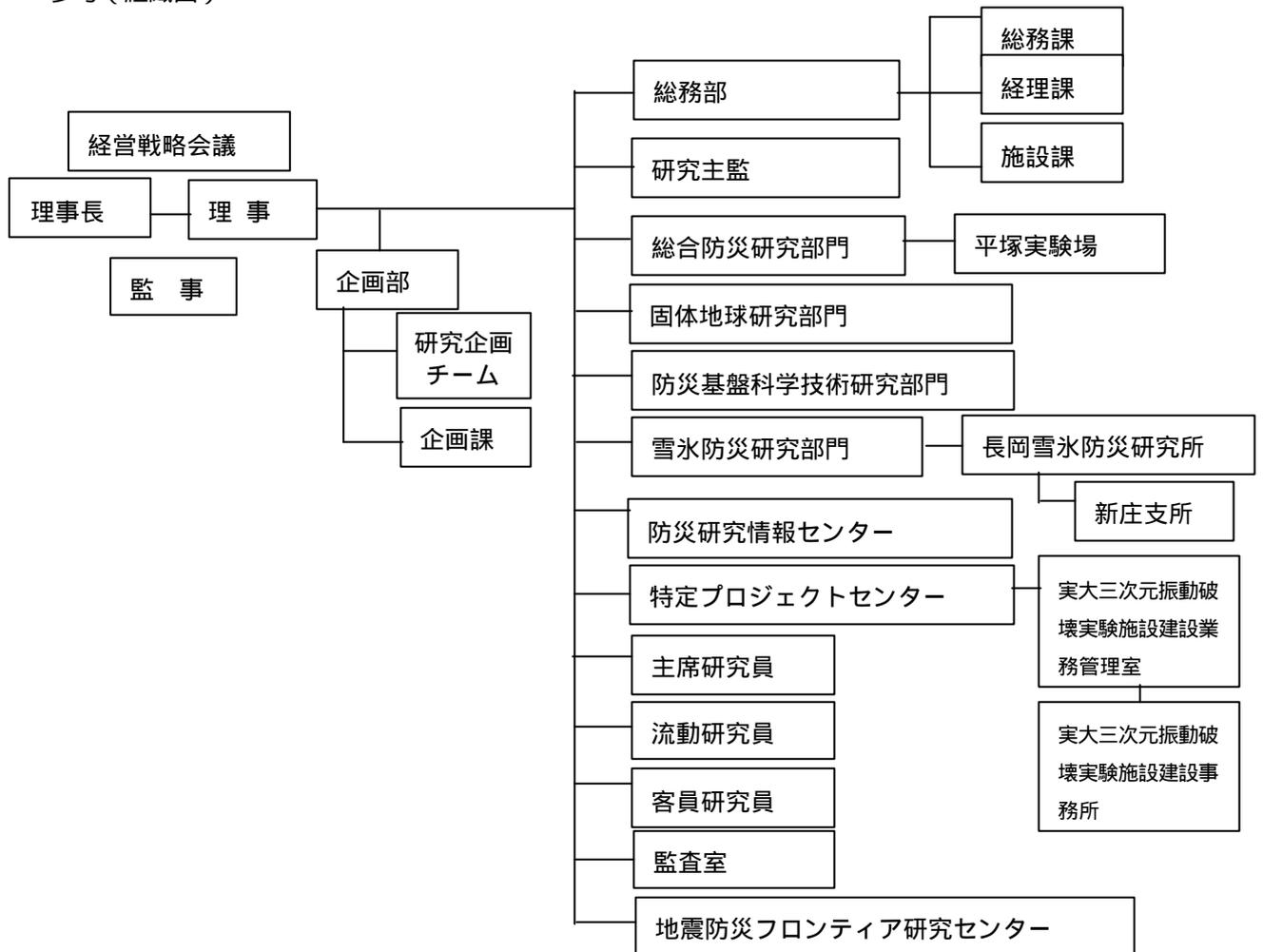
< 剰余金の使途 >

研究所の決算において、剰余金が生じた時は、重点研究開発業務への充当、職員教育・福利厚生の実施、業務の情報化、研究所の行う広報の充実に充てる。

< その他業務運営に関する事項 >

(人事に関する事項) 任期付研究員の積極的採用及びテニユアの採用制度の改善、常勤職員数の抑制、職員が能力を最大限発揮可能な環境を整備

参考 (組織図)



独立行政法人航空宇宙技術研究所

中期目標の概要

< 中期目標の期間 > 4 年間

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 >

- 1 次世代超音速機技術の研究開発等航空宇宙科学技術に関する 6 つの研究開発領域に重点的に取り組む。
- 2 航空宇宙科学技術に資する基礎研究及び基盤的研究開発を推進する。
- 3 政府機関、各種団体、民間企業等からの研究を受託し、先導的な成果を産み出す。
- 4 研究成果の発表、普及及びデータベース化等による利用の促進を図る。広報活動及び技術移転を促進する。
- 5 外部研究者に対する施設・設備の共用を拡大する。
- 6 若手研究者を中心とした受入れ及び外部機関への派遣等による資質の向上を図る。

< 業務運営の効率化に関する事項 >

- 1 機動性、効率性が確保できる柔軟な研究組織の編成及び運営を行う。
- 2 アウトソーシングの活用による低コスト化、施設・設備の外部開放の推進、契約等の各種事務手続きの簡素化・迅速化を図る。業務効率化のための勤務時間制度の弾力化を検討する。運営費交付金を充當して行う業務について効率化を図る（新規追加及び拡充業務分等を除き毎事業年度につき 1 パーセント以上）。受託事業収入で実施される業務の効率化に努める。

< 財務内容の改善に関する事項 >

- 1 外部研究資金、施設使用料、特許実施料、データ利用料等の自己収入の増加に努める。
- 2 管理業務の節減、効率的な施設運営等による固定的経費の節減を図る。

< その他業務運営に関する事項 >

- 1 施設・設備の更新・整備を重点的・計画的に実施し、研究スペースの確保に努める。
- 2 任期付き任用による若手研究者の研究交流機会の拡大、外国人研究者の受入れ拡大を図る。研究の効率化のための研究支援者、技術者を確保する。

中期計画の主な項目

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 >

- 1 次世代超音速機技術の研究開発、成層圏プラットフォーム飛行船の研究開発、宇宙輸送システムの研究開発、宇宙三機関連携プロジェクト、風洞群利用技術・試験技術に関する研究開発、航空宇宙統合シミュレーションの研究開発、基礎研究等の推進、外部資金による研究の推進
- 2 研究成果の普及、広報活動、技術移転の促進
- 3 施設及び設備の共用
- 4 研究者及び技術者の養成及び資質の向上
- 5 附帯業務

< 業務の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 >

効率的かつ効果的な研究開発推進のための柔軟な組織・体制の構築、契約事務手続き等の簡素化・迅速化、勤務時間制度の弾力化の検討、受託事業収入で実施される業務の効率化

< 短期借入金の限度額 > 3,200 百万円

< 剰余金の使途 >

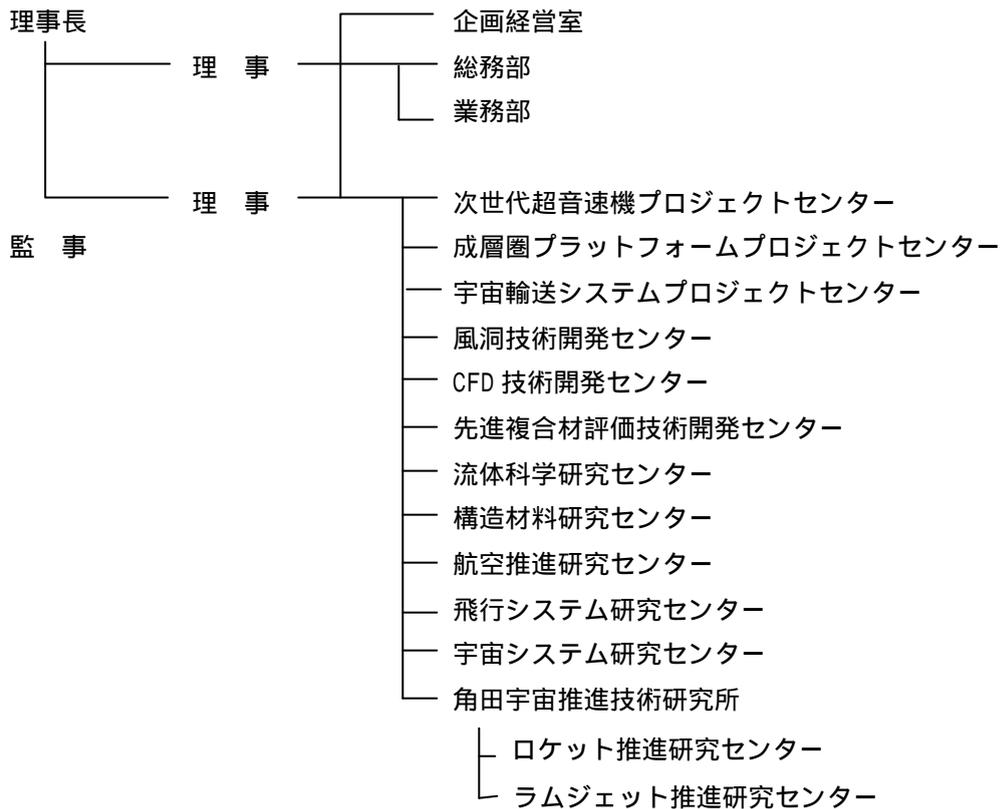
重点研究開発業務への充當、職員教育・福利厚生の実施、業務の情報化、広報の充實

<その他業務運営に関する事項>

(施設・設備に関する計画) アウトソーシングを活用することにより、効率的な維持・運営等を行うとともに、試験施設及び設備を計画的に整備する。

(人事に関する計画) アウトソーシングの推進や業務のIT化等を通して人員の適正配置及び抑制、任期付き研究員制度活用による研究者の流動化の促進、研究環境を整えるための研究支援者、技術者の確保、常勤職員数の抑制

参考(組織図)



独立行政法人放射線医学総合研究所

中期目標の概要

< 中期目標の期間 > 5年間

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 >

- 1 独創的、先端的かつ総合的研究開発を進めるため放射線先進医療研究等4つの重点研究開発領域を設定して重点的な研究資源配分を行う。プロジェクト的研究体制を構築するとともに、基盤的技術研究及び創造的・萌芽的研究を推進する。
- 2 研究成果の普及、データベース化及び公表、研究成果の特許化・実用化への積極的な取組みを図り、民間への技術移転を推進する。
- 3 施設等研究資源の有効活用、外部研究者との施設・設備の共用を促進する。
- 4 ポスドク・大学院生等を積極的に受入れ、人材の効果的な育成を推進する。産業界・大学との共同研究及び研究者の交流を図るとともに、国際共同研究への参加、外国人研究者の登用・受入れを進める。

< 業務運営の効率化に関する事項 >

- 1 運営費交付金を充当して行う業務について効率化を図る（新規追加及び拡充業務分を除き毎事業年度につき1パーセント）。受託事業収入で実施する業務の効率化に努める。
- 2 効率的・効果的な研究組織体制を編成し、運営を行う、優秀な研究職員等の人材を確保する。評価を的確に行うための体制を整備する。
- 3 業務量の変動等に応じた柔軟な体制を確保する。事務の効率化、アウトソーシングによる低コスト化を図るとともに、外国人研究者の受入れのための支援体制を整備する。

< 財務内容の改善に関する事項 >

外部研究資金、施設使用料、特許実施料等自己収入の増加に努める。管理業務の節減、効率的な施設運営等による固定的経費の節減を図る。

< その他業務運営に関する事項 >

施設・設備の有効利用のための更新・整備を行う。任期付き研究者の拡充、外国人を含む外部研究者の採用等により活性化された研究環境を実現する。

中期計画の主な項目

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 >

- 1 重点研究領域である放射線先進医療研究（重粒子線がん治療研究、高度画像診断研究）、放射線感受性遺伝子研究、放射線人体影響研究（低線量放射線生体影響研究、宇宙放射線医学研究）、放射線障害研究（緊急医療対策研究）
- 2 基盤研究である環境系基盤研究、生物系基盤研究、重粒子治療に関する基盤研究、画像診断に関する基盤的研究、医学利用放射線による患者・医療従事者の線量評価及び防護に関する研究、脳機能研究、原子力基盤技術総合的研究、国際共同研究
- 3 基礎的・萌芽的研究、競争的研究
- 4 広報活動と研究成果の普及・活用の促進、施設・設備の共用、研究者・技術者等の養成及び資質の向上、行政のために必要な業務

< 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 >

業務運営の効率化、効率的な研究組織体制及び運営、電子化推進による事務手続きの簡素化、外国人研究者の受入れ、国際共同研究の推進

< 短期借入金の限度額 > 2,400百万円

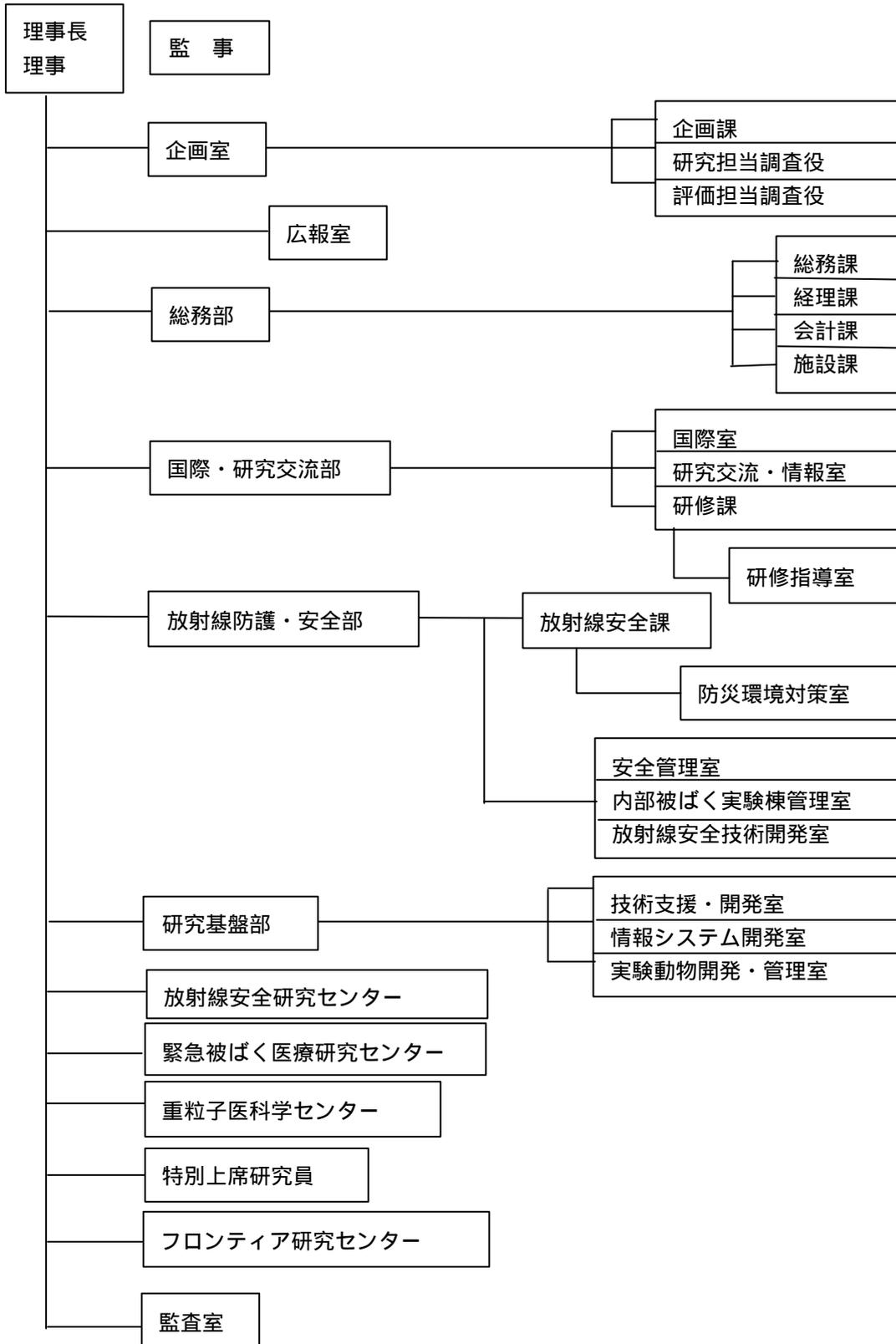
< 剰余金の使途 >

重点研究開発業務への充当、職員教育・福利厚生の実施、業務の情報化、広報の充実

< その他業務運営に関する事項 >

(人員に関する計画) 事務手続きの迅速化、アウトソーシング化による効率化、任期付き研究員、契約型研究員制度創設等による研究者の流動化の促進、常勤職員の増員抑制(期初及び期末見込みの常勤職員数は372名、任期付職員数は期初の4名から35名へ)

参考(組織図)



独立行政法人国立美術館

中期目標の概要

< 中期目標の期間 > 5 年間

< 業務運営の効率化に関する事項 >

事務、事業、組織等の見直し、外部委託の推進等により、運営費交付金を充当して行う事業について効率化を図る（新規追加及び拡充業務分等を除き毎事業年度につき 1 パーセント）。

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 >

- 1 収集方針に即した計画的購入、寄贈・寄託の受入れの推進により収蔵品の充実を図る。収蔵品の保存及び管理環境の維持充実とともに修理、保存処理の研究を計画的に実施する。
- 2 常設展、特別展等を計画的に実施する。国内外の美術館・博物館との連携協力（巡回展の実施については毎年度平均で平成 12 年度実績以上を確保）を行い、収蔵品の他館や地方公共団体との相互活用を促進する。適切な入館者数の目標を設定し達成に努める。
- 3 研究会の開催及び研究者の交流を行いつつ、美術品に関する調査研究を計画的に実施する。調査研究成果の活用及び公表を積極的に行う。
- 4 国内外の情報の収集とともに、児童生徒を対象とした教育普及の取組み、生涯学習の推進に向けた取組みの充実を図る（参加者数は毎年度平均で平成 12 年度実績以上を確保）。研修機能・研修内容等の充実、展覧会や教育普及事業等についての広報活動の充実を図る（ホームページへのアクセス件数は毎年度平均で平成 12 年度の実績以上を達成）。ボランティアや支援団体等を育成し、サービス提供の充実を図る。
- 5 新たな美術館施設の円滑な運営に努める。
- 6 新国立美術展示施設の開設に向けた準備を進める。
- 7 快適な観覧環境の形成、開館時間の弾力化及びミュージアムショップ等のサービスの充実を図る。

< 財務内容の改善に関する事項 >

外部資金、施設使用料等、自己収入の増加に努める。管理業務の節減及び効率的な施設運営等による固定的経費の節減を図る。

< その他業務運営に関する事項 >

内部管理事務の改善を図るほか、長期的な視野に立った施設・設備の整備計画を作成する。

中期計画の主な項目

< 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 >

- 1 各美術館共通事務の一元化による業務の効率化、省エネルギー等の推進、施設の有効利用の推進、外部委託の推進、OA 化の推進、一般競争入札の導入
- 2 事業評価の実施、職員の意識改善への取組み

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 >

収蔵品の収集・保管（各館の収集方針）、公衆への観覧、調査研究、教育普及、新たな美術館の円滑な運営、新国立美術展示施設の開設に向けた準備、その他の入館者サービス

< 短期借入金の限度額 > 800 百万円

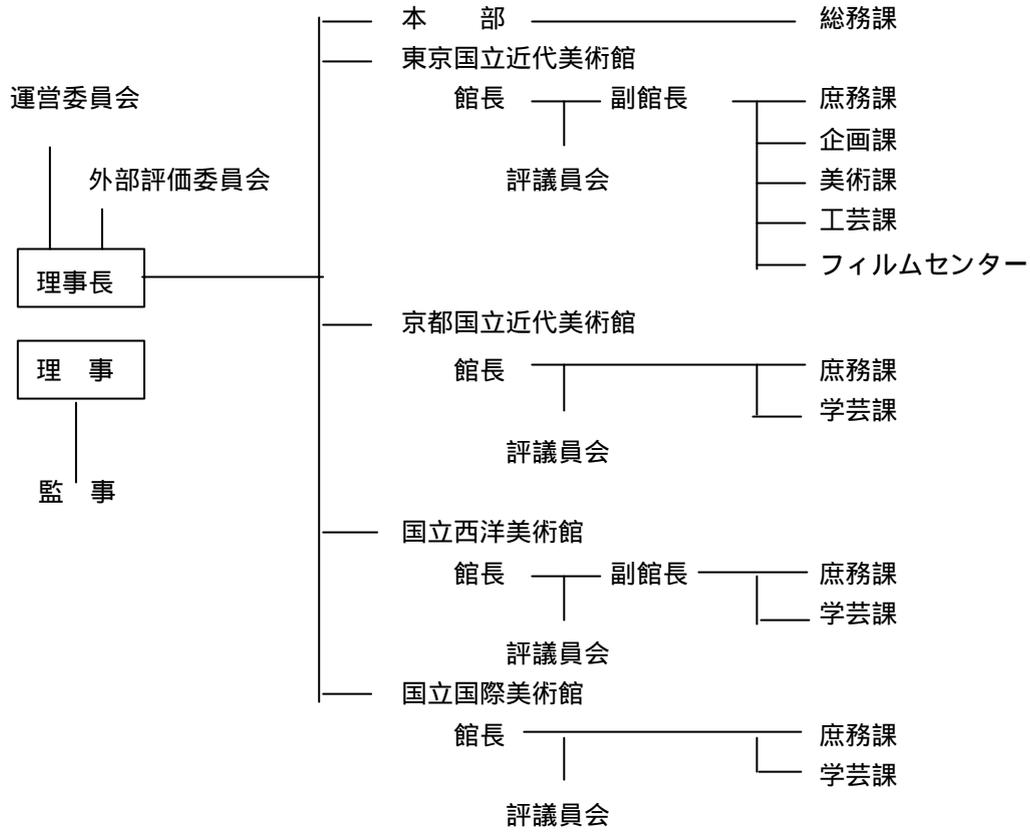
< 剰余金の使途 >

美術作品の購入・修理、調査研究、出版事業の充実、企画展等の追加実施、入館者サービス・情報提供の質的向上、老朽化対応のための施設設備の充実

< その他業務運営に関する事項 >

（人事に関する計画） 計画的、適正な職員配置、人事交流の推進、事務能率の維持・増進、常勤職員数の抑制

参考（組織図）



独立行政法人国立博物館

中期目標の概要

< 中期目標の期間 > 5 年間

< 業務運営の効率化に関する事項 >

事務、事業、組織等の見直し、外部委託の推進等、運営費交付金を充当して行う事業について効率化を図る（新規追加及び拡充業務分等を除き毎事業年度につき 1 パーセント）。

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 >

- 1 収集方針に即した計画的購入、寄贈・寄託の受入れの推進により収蔵品の充実を図る。収蔵品の保存及び管理環境の維持充実とともに、修理・保存処理の研究を計画的に実施する。
- 2 常設展、特別展等を計画的に実施する。国内外の美術館・博物館との連携協力（巡回展の実施については毎年度平均で平成 12 年度の実績以上確保）を行い、収蔵品、出土文化財等の他館や地方公共団体との相互活用を促進する。適切な入館者数の目標を設定し、達成に努める。
- 3 研究会の開催及び研究者の交流を行いつつ、美術品に関する調査研究を計画的に実施する。調査研究成果の活用及び公表を積極的に行う。
- 4 国内外の情報の収集、児童生徒を対象とした教育普及の取組み、生涯学習の推進に向けた取組みの充実を図る（参加者数は毎年度平均で平成 12 年度の実績以上を確保）研修機能・研修内容等の充実、展覧会や教育普及事業等についての広報活動の充実を図る（ホームページへのアクセス件数は毎年度平均で平成 12 年度実績以上を達成）。ボランティアや支援団体等を育成し、サービス提供の充実を図る。
- 5 新たな博物館開設に向けた取組みを進める。
- 6 快適な観覧環境の形成、開館時間の弾力化及びミュージアムショップ等のサービスの充実を図る。

< 財務内容の改善に関する事項 >

外部資金、施設使用料等、自己収入の増加に努める。管理業務の節減及び効率的な施設運営等による固定的経費の節減を図る。

< その他業務運営に関する事項 >

内部管理事務の改善を図るほか、長期的視野に立った施設・設備の整備計画を作成する。

中期計画の主な項目

< 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 >

- 1 各博物館共通事務の一元化による業務の効率化、省エネルギー等の推進、施設の有効利用の推進、外部委託の推進、OA 化の推進、一般競争入札の導入
- 2 事業評価の実施、職員の意識改善への取組み

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 >

収蔵品の収集・保管（各館の収集方針）公衆への観覧、調査研究、教育普及、新たな博物館の運営に向けた取組み、その他の入館者サービス

< 短期借入金の限度額 > 800 百万円

< 重要な財産の処分等に関する計画 >

京都国立博物館新館を取壊し予定

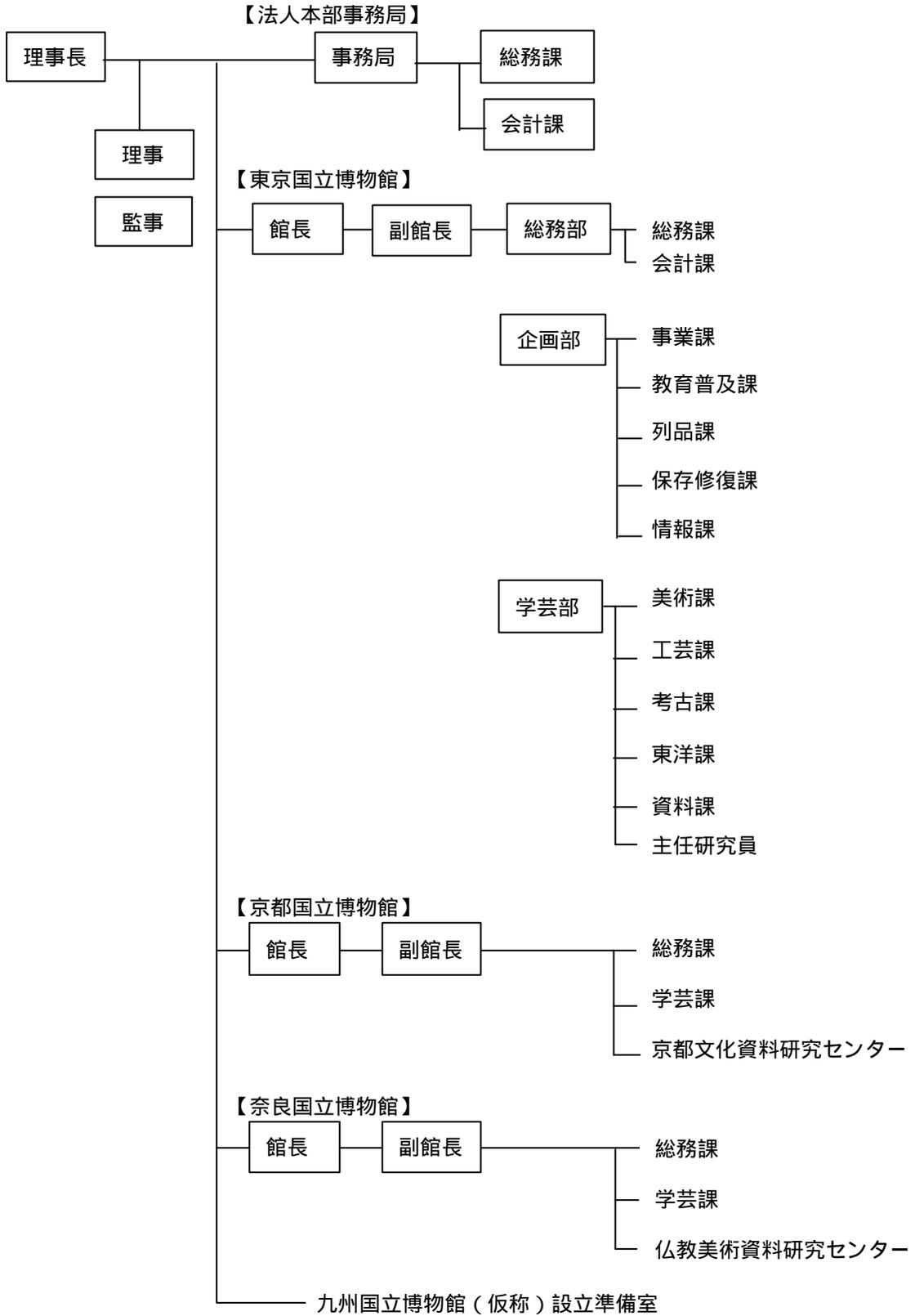
< 剰余金の使途 >

文化財の購入・修理、調査研究・出版事業の充実、企画展等の追加実施、入館者サービス・情報提供の質的向上・老朽化対応のための施設設備の充実

< その他業務運営に関する事項 >

（人事に関する計画）計画的、適正な職員配置、人事交流の推進、事務能率の維持・増進、常勤職員数の抑制

参考（組織図）



独立行政法人文化財研究所

中期目標の概要

< 中期目標の期間 > 5 年間

< 業務運営の効率化に関する事項 >

事務、事業、組織等の見直し、外部委託の推進等により、運営費交付金を充当して行う業務について効率化を図る（新規追加及び拡充業務分等を除き毎事業年度につき1パーセント）。

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 >

- 1 美術、演劇、音楽、民俗芸能等の文化財の伝播、継承及び発展の解明等3つの課題への取組みによる文化財に関する基礎的な調査・研究を推進する。文化財の材料や技術的構造を明らかにし、それら文化財を生み出した文化的・歴史的背景を解明する等3つの課題への取組みによる文化財の調査・保存・修復・整備・活用に関する実践的調査・研究を推進する。国際機関、諸外国との調査研究協力、大学・研究機関等との共同調査・研究及び研究者交流の推進を図る。
- 2 調査・研究に基づく成果の公表、資料の作成・公表を推進する（入館者数は毎年度平均で平成12年度の実績以上を確保）。
- 3 文化財に関する情報・資料の計画的収集・整理し、広く提供する（ホームページへのアクセス件数は毎年度平均で平成12年度の実績以上を達成）。
- 4 地方公共団体、博物館、美術館職員等研修を計画的に実施する。
- 5 国・地方公共団体等に対する文化財の調査・保存・修復・整備・活用に関する専門的・技術的な援助・助言を実施する。

< 財務内容の改善に関する事項 >

外部資金、施設使用料等自己収入の増加に努める。管理業務の節減及び効率的な施設運営等による固定的経費の節減を図る。

< その他業務運営に関する事項 >

内部管理事務の改善を図るほか、施設・設備の整備を推進する。

中期計画の主な項目

< 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 >

国際協力、国際共同研究の一元化による業務の効率化、両文化財研究所の共通業務の効率化、組織の見直しによる経費節減、省資源等の推進、施設の有効利用の推進、事務の効率化、外部委託等の推進、自己点検評価の実施

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 >

- 1 我が国及び諸外国の美術及び美術史、演劇、音楽、民俗芸能に関する調査・研究。遺跡の発掘調査及び出土品・遺構に関する調査研究及び文化財建造物に関する基礎的調査。古社寺所蔵の歴史資料・書跡資料等に関する原本調査。文化財の調査・研究方法の開発。保存修復技術・方法の開発のための調査研究。文化財の活用手法に関する調査・研究。国際機関及び諸外国との研究協力、国際研修事業、国際研究交流の実施。各種研究機関・民間企業との共同調査・研究、地方公共団体との共同発掘調査
- 2 調査・研究に基づく資料の作成及び公表。文化財に関する協議会、研究会等の開催
- 3 文化財に関する資料・図書の収集・整理・公開・提供、文化財情報基地としての基盤整備
- 4 埋蔵文化財発掘技術者研修等の実施、連携大学院教育の推進
- 5 調査・保存・修復・整備・活用に関する国・地方公共団体等に対する援助・助言の実施

< 短期借入金の限度額 > 600 百万円

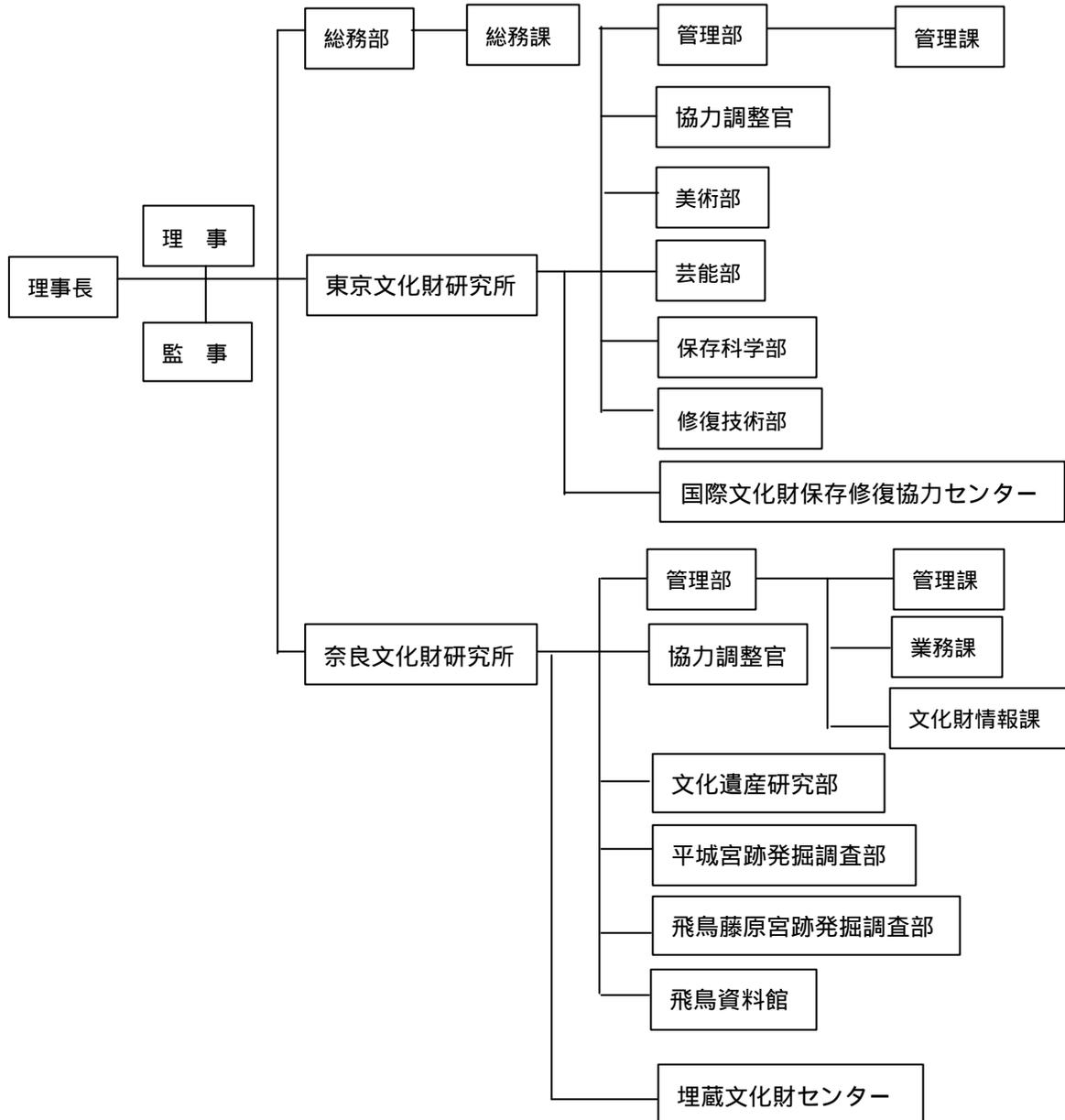
< 剰余金の使途 >

調査・研究、出版事業及び国民に対するサービスの向上に必要な展示施設・設備の整備等

< その他業務運営に関する事項 >

(人事に関する計画) 適正な職員配置、計画的人事交流の推進、事務能率の維持・増進、常勤職員数の抑制

参考(組織図)



独立行政法人教員研修センター

中期目標の概要

< 中期目標の期間 > 3年間

< 業務運営の効率化に関する事項 >

研修の実施方法及び内容の適切な見直し、外部機関との協力拡大を図る。自己点検評価システムを確立し、自己評価を行う。運営費交付金を充当して行う業務について効率化を図る（新規追加、拡充事業分等を除き毎事業年度につき1パーセント）。外部委託の活用による事務の合理化、事務・事業の見直しに対応した組織の見直しを図る。

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 >

- 1 校内外における研究、研修等の活動における中心的な役割を果たす者の養成や研修受講者の指導力を向上させ、全国的な教育水準の維持向上を図る。
- 2 研修内容等の評価についての任意抽出調査や派遣教職員の学校の設置者等に対するアンケート評価を実施、分析し、さらに、研修参加者の修得内容の活用状況を把握することにより研修内容の充実を図る。研修受講者及び派遣校の設置者等による学校内外への研修内容の還元を図る。
- 3 受講生、特に障害者に対して配慮した快適な研修施設の整備に努める。
- 4 都道府県等に対する情報提供等の指導、助言、援助を行う。

< 財務内容の改善に関する事項 >

管理業務の見直しによるコスト削減、施設稼働率の維持、向上を図る。施設・設備の管理を徹底する。

< その他業務運営に関する事項 >

施設・設備の計画的整備を推進する。

中期計画の主な項目

< 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 >

研修事業の見直し、外部機関との協力の拡大、自己点検評価システムの確立、運営費交付金を充当して行う業務の効率化、外部委託による事務の合理化、研修事業及び事業量変動に伴う人員の適正配置

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 >

- 1 研修事業の実施
- 2 研修の有効性に関するアンケート調査
- 3 研修事業参加者に対する事後調査及び分析
- 4 研修受講者に対する研修環境の向上のため必要な業務
- 5 都道府県等の研修事業に対する指導、助言、援助の実施

< 短期借入金の限度額 > 400百万円

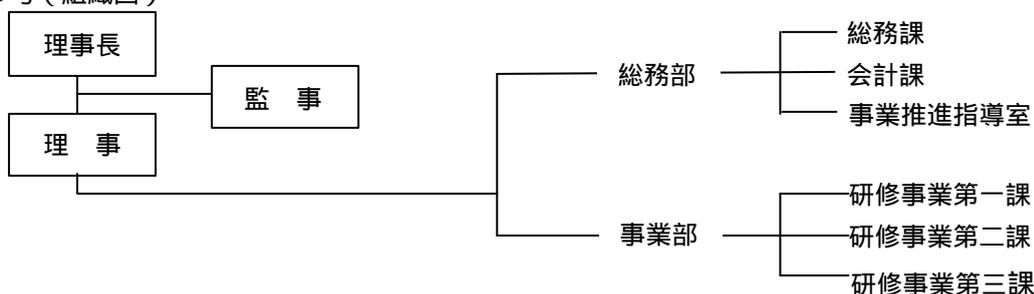
< 剰余金の使途 >

研修事業の追加実施及び充実

< その他業務運営に関する事項 >

（人事に関する計画） 適正配置による人員の抑制、都道府県職員などの雇用、常勤職員数の抑制

参考（組織図）



独立行政法人国立健康・栄養研究所

中期目標の概要

< 中期目標の期間 > 5 年間

< 業務運営の効率化に関する事項 >

- 1 効率的かつ柔軟な組織編成を行うとともに、資質の高い研究員の採用を図る。
- 2 業務の状況を組織的、定期的にモニタリングし、内部進行管理の充実を図る。
- 3 新規追加事業、拡充部分を除き、平成 13 年度運営費交付金の最低限 2 パーセント相当を節減する。
- 4 研究施設及び研究設備の活用状況を的確に把握するとともに、他の研究機関等との連携等を図り、施設等の有効利用を促進する。

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 >

- 1 行政ニーズ及び社会ニーズに沿った調査及び研究を実施する。
具体的には、国民の健康の保持及び増進に関する調査及び研究、国民の栄養その他国民の食生活の調査及び研究、食品についての栄養生理学上の調査及び研究、基盤的研究、栄養改善法の規定に基づく業務を確実に実施する。
- 2 研究課題についての第三者による事前評価、中間評価及び事後評価を実施し、評価結果等の公表を行う。
- 3 学会発表、インターネット等による調査及び研究の成果に関する情報の発信、講演会等の開催、知的財産権の活用等の促進等成果の積極的な普及及び活用を図る。
- 4 健康及び栄養の分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献、他機関等との研究協力の推進を図る。

< 財務内容の改善に関する事項 >

- 1 競争的研究資金、受託研究費その他の自己収入の確保に努める。
- 2 運営費交付金の節減を見込んだ予算による業務の運営を行う。

< その他業務運営に関する事項 >

新規事業の追加及び既存事業の拡充に当たっては、適切な人員計画の下に実施する。

中期計画の主な項目

< 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 >

効率的な業務運営体制の確立、内部進行管理の充実、業務運営の効率化に伴う経費節減、効率的な研究施設及び研究設備の利用

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 >

社会的ニーズの把握、重点調査研究業務、基盤的研究、栄養改善法の規定に基づく業務、職員の資質の向上、外部評価の実施及び評価結果の公表、成果の積極的な普及及び活用、国内外の健康又は栄養に係る機関との協力の推進

< 短期借入金の限度額 > 100 百万円

< 剰余金の使途 >

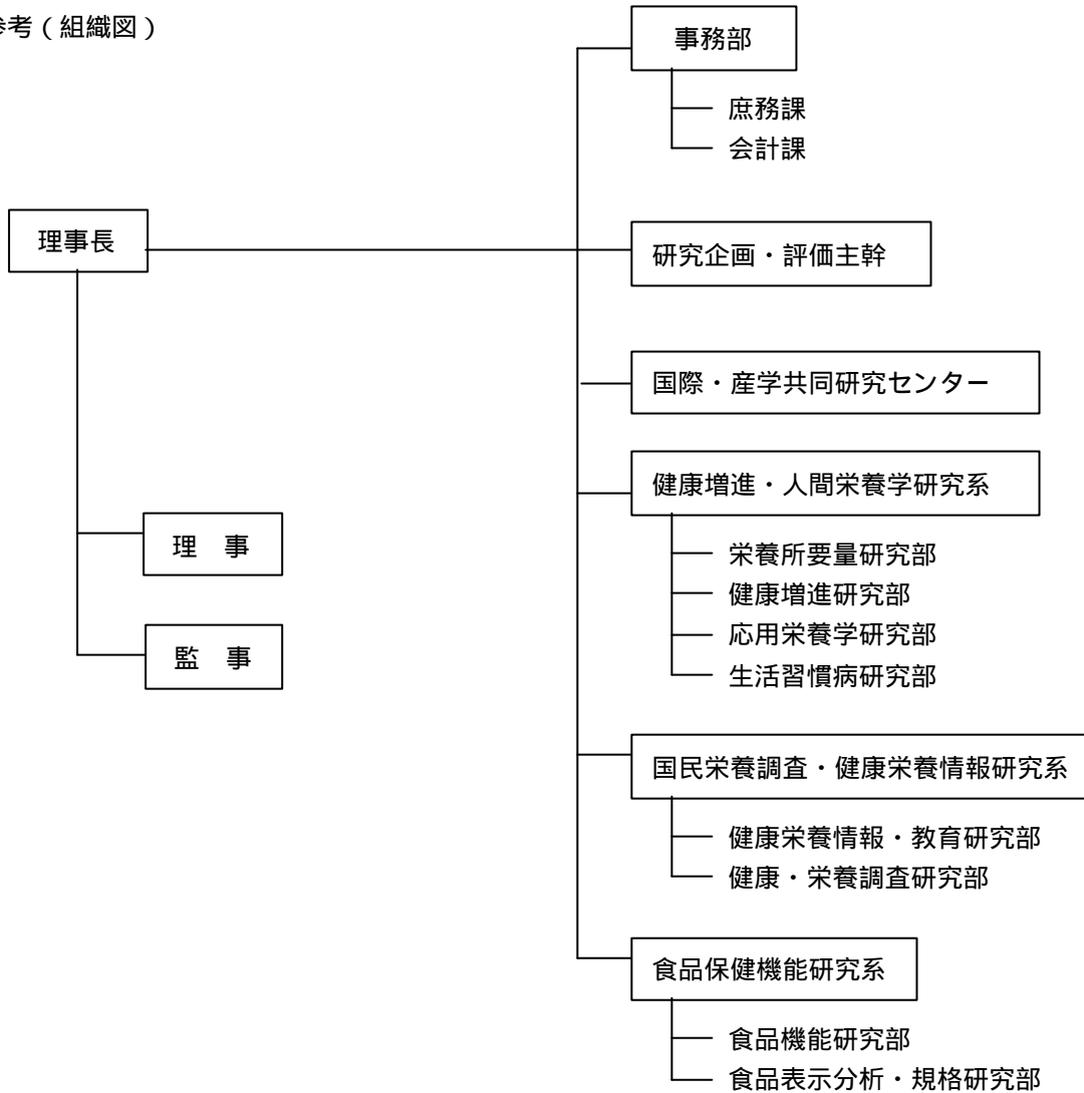
固定資産（備品）の補修及び購入、職員の資質向上のための学会又は研究集会への参加及び研究機関との研究交流の推進

< その他業務運営に関する事項 >

- （職員の人事に関する計画）（１）公募による選考採用、若手研究員の任用、任期付研究員の任用等による資質の高い人材を幅広く登用（２）業務運営の効率化、定型業務の外部委託化の推進などによる人員の抑制。期末の常勤職員数は、期初の 112 パーセント程度増員（エネルギー代謝に関する調査及び研究、国民栄養調

査高度化システムに関する調査及び研究、食品成分の健康影響の評価に関する調査及び研究等の拡充への対応に係る部分を除外した場合にあっては、93パーセント程度)(期初の常勤職員数42人から期末見込み47人へ)

参考(組織図)



独立行政法人産業安全研究所

中期目標の概要

< 中期目標の期間 > 5年間

< 業務運営の効率化に関する事項 >

- 1 効率的かつ柔軟な組織編成を行うとともに資質の高い研究員の採用を図る。
- 2 業務の状況を組織的、定期的にモニタリングし、内部進行管理の充実を図る。
- 3 新規追加事業、拡充部分を除き、平成13年度運営費交付金の最低限2パーセント相当を節減する。
- 4 大学、研究機関及び民間企業との研究協力及び連携を図り、研究資源を効率的に活用する。

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 >

- 1 労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究を実施する。

具体的には、「建設工事における構造物等の倒壊・崩壊災害の防止」等産業安全上の課題に対応するための4つの重点研究領域におけるプロジェクト研究、基盤的研究、崩壊倒壊、爆発火災等の労働災害の原因究明及び同種災害の防止に関する研究並びに災害調査技術の向上に関する研究、産業安全に関する国際基準、国内基準の制改定等への科学技術的貢献、産業安全に関する国内外の科学技術情報、資料等の調査を確実に実施する。

- 2 研究課題についての第三者による事前評価、中間評価及び事後評価を実施し、評価結果の公表を行う。
- 3 学会発表、インターネット等による調査及び研究の成果に関する情報の発信、講演会等の開催、知的財産権の活用等の促進等成果の積極的な普及及び活用を図る。
- 4 産業安全分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献、研究協力の促進を図る。

< 財務内容の改善に関する事項 >

- 1 競争的研究資金、受託研究及びその他の自己収入の確保に努める。
- 2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営を実施する。

中期計画の主な項目

< 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 >

効率的な業務運営体制の確立、内部進行管理の充実、業務運営の効率化に伴う経費削減、効率的な研究施設・設備の利用

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 >

労働現場のニーズの把握と業務への積極的な反映、労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究の実施

具体的には、「仮設構造物の耐風性に関するアセスメント手法の開発」等10の課題によるプロジェクト研究、基盤的研究、労働災害の原因等に関する調査・研究、国内外の基準制改定への科学技術的貢献、産業安全に関する国内外の科学技術情報及び資料等の調査の実施。外部評価の実施及び評価結果の公表。成果の積極的な普及・活用、国内外の産業安全関係機関等との協力の推進

< 短期借入金の限度額 > 150百万円

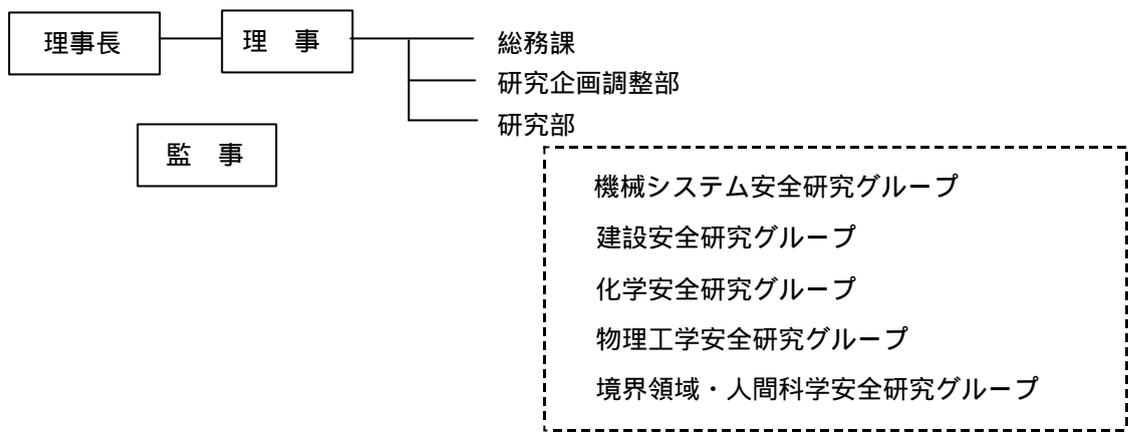
< 剰余金の使途 >

研究用機器等を充実させるための整備、広報や研究成果発表等の充実、職員の資質向上のための研修及び研究交流への参加、職場環境の快適さを向上させるための整備

< その他業務運営に関する事項 >

(人事に関する計画) 公募による選考採用や若手育成型任期付任用について配慮し、資質の高い人材を幅広く登用。業務運営の効率化、定型業務の外部委託化の推進による人員の抑制(期末の常勤職員数(48人)を期初(49人)の98パーセントとする。)

参考（組織図）



独立行政法人産業医学総合研究所

中期目標の概要

< 中期目標の期間 > 5年間

< 業務運営の効率化に関する事項 >

- 1 効率的かつ柔軟な組織編成を行うとともに資質の高い研究員の採用を図る。
- 2 業務の状況を組織的、定期的にモニタリングし、内部進行管理の充実を図る。
- 3 新規追加事業、拡充部分を除き、平成13年度運営費交付金の最低限2パーセント相当を節減する。
- 4 研究施設及び研究設備の活用状況を的確に把握し、他の研究機関等との連携による有効利用を促進する。

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 >

- 1 労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究を実施する。
具体的には、「有害因子等による健康影響の実態の調査及び健康管理手法の開発」等労働衛生上の課題に対応するための4つの重点研究領域におけるプロジェクト研究、基盤的研究、職業性疾病その他の労働者の健康障害等の原因の調査、有害因子へのばく露等の状況の究明及び対策の研究並びに災害調査技術の向上に関する研究、労働衛生に関する国際基準、国内基準の制改定等への科学的技術的貢献、労働衛生に関する国内外の科学技術情報、資料等の調査を確実に実施する。
- 2 研究課題についての第三者による事前評価、中間評価及び事後評価を実施し、評価結果の公表を行う。
- 3 学会発表、インターネット等による調査及び研究の成果に関する情報の発信、国内の労働衛生研究の状況把握及び労働衛生研究機関への情報提供、講演会等の開催、知的財産権の活用等の促進等成果の積極的な普及及び活用を図る。
- 4 労働衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献、他機関との研究協力の促進を図る。

< 財務内容の改善に関する事項 >

- 1 競争的研究資金、受託研究及びその他の自己収入の確保に努める。
- 2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営を実施する。

中期計画の主な項目

< 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 >

効率的な業務運営体制の確立、内部進行管理の充実、業務運営の効率化に伴う経費削減、効率的な研究施設・設備の利用

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 >

労働現場のニーズの把握と業務への積極的な反映、労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究の実施

具体的には、「労働者の心身の健康度指標の開発」等13の課題によるプロジェクト研究、基盤的研究、職業性疾病その他の労働者の健康障害等の原因の調査、有害因子へのばく露等の状況の究明及び対策の研究並びに災害調査技術の向上に関する研究、労働衛生に関する国際基準、国内基準の制改定等への科学的技術的貢献、労働衛生に関する国内外の科学技術情報、資料等の調査の実施。外部評価の実施及び評価結果の公表。成果の積極的な普及・活用、国内外の労働衛生関係機関等との協力の推進

< 短期借入金の限度額 > 200百万円

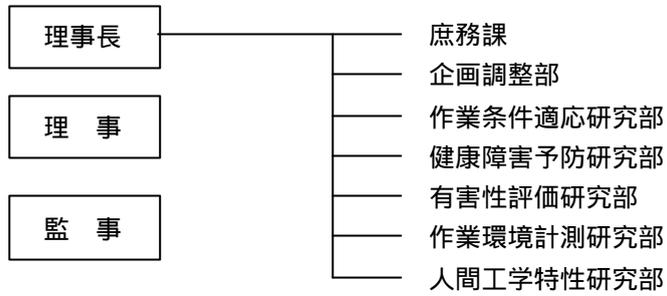
< 剰余金の使途 >

職員の資質向上のための学会・研修集会への参加、職員の研究レベル向上のための研究機関との研究交流の推進、施設・設備を充実させるための補修、整備

< その他業務運営に関する事項 >

(人事に関する計画) 公募による選考採用や若手育成型任期付任用について配慮し、資質の高い人材を幅広く登用。業務運営の効率化、定型業務の外部委託化の推進による人員の抑制(期末の常勤職員数(73人)を期初(76人)の96パーセントとする。)

参考(組織図)



独立行政法人農林水産消費技術センター

中期目標の概要

< 中期目標の期間 > 5年間

< 業務運営の効率化に関する事項 >

- 1 食品等の品質及び表示に関する調査及び分析並びに食品等に関する情報の収集・整理及び提供、農林物資の検査及び格付並びに技術上の調査及び指導、農林物資の検査技術に関する調査及び研究の三分野において業務の重点化を図る。
- 2 機動的かつ効率的に業務を推進できる機能的で柔軟な組織体制を整備する。
- 3 職員の業務運営能力の向上を図るとともに健康で安全な労働環境を維持するための体制を整備する。
- 4 業務運営の定期的な点検・評価とその結果を業務運営に反映させる仕組みを導入する。
- 5 業務運営の効率化により、運営費交付金で行う事業について人件費を除き対前年度比で1パーセント経費を抑制する。

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 >

- 1 食品等の品質及び表示に関する調査及び分析並びに食品等に関する情報の収集、整理及び提供を行う。
- 2 農林物資の検査及び格付並びに技術上の調査及び指導を行う。
- 3 農林物資の検査技術に関する調査及び研究並びに講習を行う。
- 4 認定製造業者等に対して行う立入検査等を厳正に実施する。
- 5 農林水産大臣から調査、分析又は検査の緊急の実施要請があった時には、最優先して取組むとともに迅速かつ正確な対応に努める。
- 6 可能な範囲において研修生の受入れ、海外への専門家の派遣等の国際協力を行う。

< 財務内容の改善に関する事項 >

適切な業務運営の実施により収支の均衡を図る。

< その他業務運営に関する事項 >

- 1 業務内容の高度化及び専門化に対応するとともに分析技術及び分析能力の維持向上を図るため、内部研修及び外部の高度な分析技術を有する分析機関や試験研究機関等への職員の派遣研修、人事交流等を行う。
- 2 関係行政部局との円滑な人事交流を図るとともに、職員の採用に当たっては広く我が国の行政にも従事できる人材の確保に留意する。
- 3 職員の技術力向上を図るため、検査機関としての国際標準の導入、分析業務における精度管理の実施等を行う。

中期計画の主な項目

< 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 >

業務の重点化（食品等の品質及び表示に関する調査及び分析並びに食品等に関する情報の収集・整理及び提供、農林物資の検査及び格付並びに技術上の調査及び指導、農林物資の検査技術に関する調査及び研究）、組織体制の整備、業務運営能力の向上、業務運営の進行管理等、業務運営の効率化による経費抑制

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 >

食品等の品質及び表示に関する調査及び分析並びに食品等に関する情報の収集、整理及び提供（講習会等の開催、緊急を要する調査分析、微量物質等の調査分析、JAS規格の定期見直しに係る調査分析、Codex規格等に係る調査分析等、消費者に対する情報提供）、農林物資の検査及び格付並びに技術上の調査及び指導（品質表示基準の遵守状況の確認のための検査、登録認定機関等に対する技術上の調査、登録申請等に係る手続きの迅速化、JASマークの付された農林物資の検査、高度な品質管理技術の指導、依頼検査及び農林物資の格付）、農林物資の検査技術に関する調査及び研究並びに講習（調査及び研究の重点化、調査研究成果の公表、調査研究の適切な実施、調査研究成果の活用）、立入検査等に関する事項、緊急時の要請に関する事項、国際協力

< 短期借入金の限度額 > 700 百万円

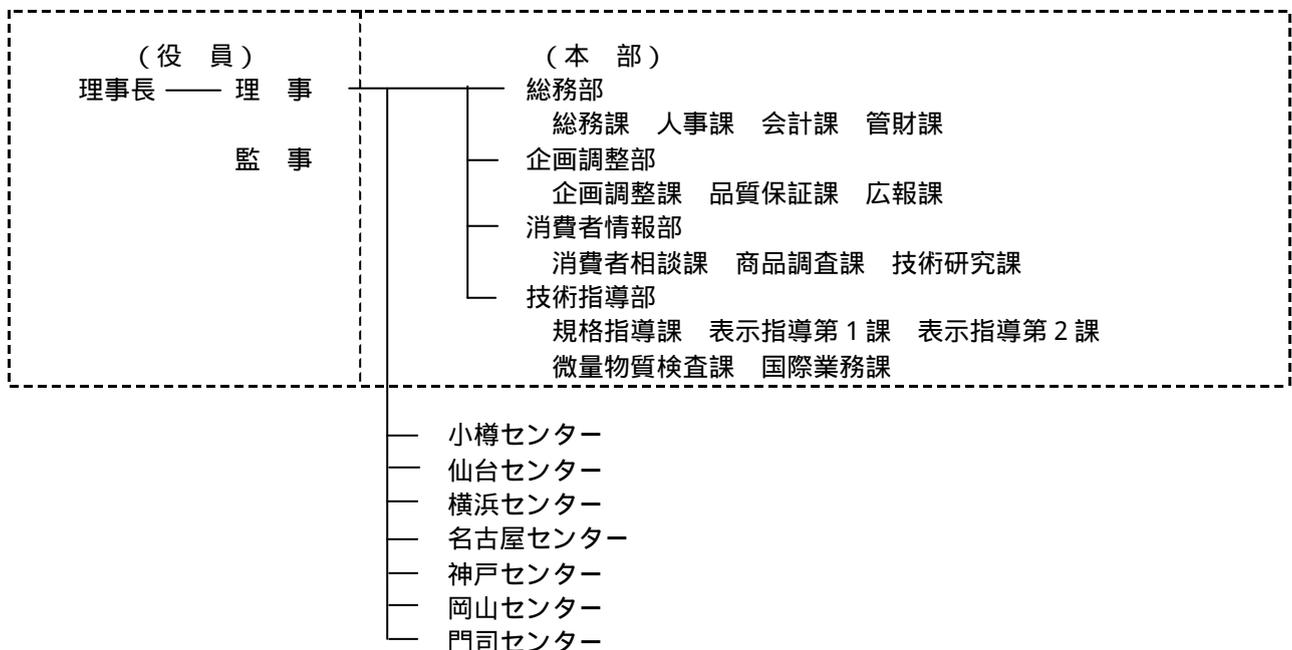
< 剰余金の使途 >

消費者のニーズに対応できるような検査分析機器の購入等

< その他業務運営に関する事項 >

（人事に関する計画） 生系の格付業務については、退職者の不補充や有機農産物等の検査業務等JAS法改正による新規・拡充業務等への職員の計画的な配置転換を行うとともに、外国林産物の格付業務については、平成14年度の廃止に伴う人員の適正配置。期末の常勤職員数を期初の95パーセントとする（期初の常勤職員数480人から期末は454人へ）。人材の確保・育成については、職員研修の計画的な実施及び農林水産行政と連携した業務運営を推進するための行政部局との人事交流等を積極的に行う。

参考（組織図）



独立行政法人種苗管理センター

中期目標の概要

< 中期目標の期間 > 5 年間

< 業務運営の効率化に関する事項 >

- 1 農林水産植物の品種登録に係る栽培試験の一層の合理化、農場ごとの担当植物の集約化、報告の迅速化を図る。
- 2 ばれいしょ、茶樹及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産について、品質・生産力の向上、省力化及びコストの低減等により効率的な原原種等の生産を行う。
- 3 上記業務に係る調査研究について、優先順位の高い課題の選定による重点的な実施、業務実施体制の整備を図る。
- 4 種苗に係る情報の収集・整理及び提供並びに技術指導、国際会議への職員の出席等国及び種苗業者等からの要望の強い業務を重点的に実施する。
- 5 種苗に係る各種業務の効率的な実施のため各種業務担当者の業務運営能力の向上を図る。
- 6 業務運営の集約化と組織体制の在り方について検討するとともに、各事業年度の人件費を除く運営費交付金で行う事業について、対前年度比で1パーセント経費を抑制する。

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 >

- 1 農林水産植物の品種登録に係る栽培試験実施体制の強化並びに試験対象植物の種類の拡大とマニュアルの作成による栽培試験実施能力の向上を図る。
- 2 農作物（飼料作物を除く。）の種苗検査の迅速化を図る。
- 3 ばれいしょ、茶樹及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布について都道府県の需要量のほぼ100パーセントを確保できる生産配布計画を作成するとともに原原種等の配布の迅速化を図る。
- 4 各種アンケート調査の実施とその分析により、業務の質の向上を図る。
- 5 各業務が直面する課題を踏まえた上で具体的達成目標を設定し、栽培試験、種苗検査、原原種生産及び配布に関する調査研究課題を重点的に実施する。
- 6 出願者に対する各種情報提供や調査研究成果の専門誌やホームページ等における情報提供の充実を図るほか、職員の技術講習会への派遣及び国際機関が開催する会議への派遣等を実施する。
- 7 指定種苗の表示検査（18,000点程度/年度）及び集取（3,500点程度/年度）を計画的かつ的確に実施する。
- 8 独立行政法人農業生物資源研究所が実施するジーンバンク事業の計画に沿って、栄養体植物遺伝資源の保存等を担当するサブバンクとして植物遺伝資源の保存、再増殖及び特性評価を行う。

< 財務内容の改善に関する事項 >

適切な業務運営の実施により、収支の均衡を図る。

中期計画の主な項目

< 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 >

- 1 農林水産植物の品種登録に係る栽培試験対象植物の集約化、栽培試験の合理的な実施、栽培試験結果の報告の迅速化、栽培試験担当者の業務運営能力の向上
- 2 種苗検査担当者の業務運営能力の向上
- 3 ばれいしょ、茶樹及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布に係る効率的な原原種等の生産

- 4 調査研究課題の重点化、調査研究に係る業務実施体制の整備
- 5 農作物に関する技術上の試験及び研究の素材となる植物の遺伝資源の保存・増殖及び特性評価の効率的実施
- 6 業務運営一般の効率化

<国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置>

- 1 農林水産植物の品種登録に係る栽培試験実施体制の強化、栽培試験実施能力の向上、栽培試験の実施に必要な対照品種保存の充実
- 2 農作物（飼料作物を除く。）の種苗検査の迅速化、種苗検査依頼業者の意向把握、種苗検査項目の拡大
- 3 ばれいしょ・茶樹及びさとうきびの増殖に必要な種苗の需要に即した供給の確保、原原種等の無病性、品質の維持・向上、原原種等の配布の迅速化
- 4 各種業務に関する調査及び研究の重点的实施
- 5 種苗に係る情報の収集・整理及び提供並びに技術指導、国際会議への職員の出席、諸外国への職員
の派遣による技術指導
- 6 指定種苗の集取・検査の的確な実施
- 7 農作物に関する技術上の試験及び研究の素材となる植物の保存及び増殖

<短期借入金の限度額> 400 百万円

<重要な財産の処分等に関する計画>

関西農場（6,302 平方メートル）を平成 15 年 3 月までに売却

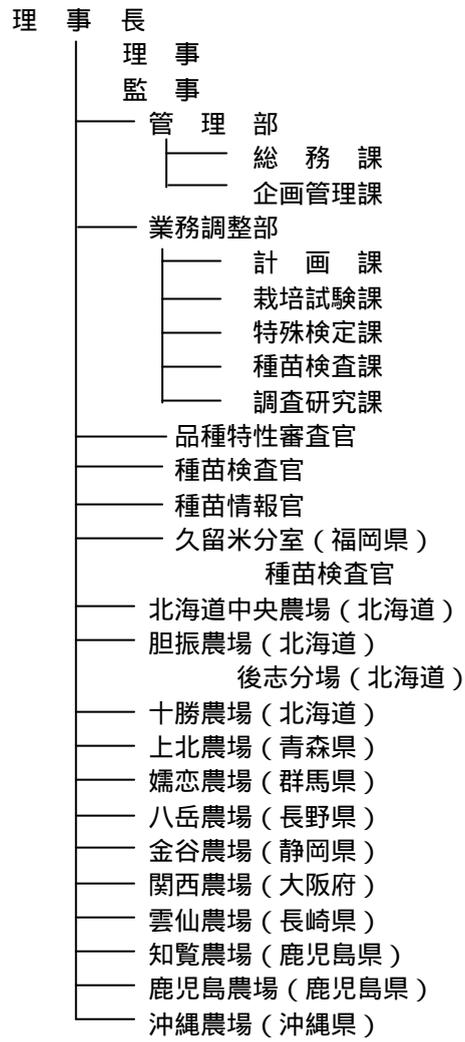
<剰余金の使途>

業務の高度化・効率化に必要な栽培試験用温室、原原種用保護網室等の施設、ばれいしょ収穫機、選別機等の更新

<その他業務運営に関する事項>

（人事に関する計画） 既存業務の効率化を推進することによる人員の適正な配置と新たな課題への対応に必要な人員を確保。期末の常勤職員数を期初の 98 パーセントとする（期初の常勤職員数 334 人から期末は 327 人へ）。人材の確保・育成については、行政部局、他の独立行政法人等との人事交流を計画的に実施するとともに研修の受講、資格の取得等計画的な人材の育成及び業務に多大な貢献を行った職員に対する功績の表彰

参考（組織図）



独立行政法人家畜改良センター

中期目標の概要

< 中期目標の期間 > 5 年間

< 業務運営の効率化に関する事項 >

- 1 家畜の改良増殖業務について、畜産物の需要動向等を勘案し、乳用牛、肉用牛、豚及び鶏の4畜種に重点化する。飼料作物種苗の生産業務について、飼料作物種苗の需要動向を踏まえ、増殖対象品種・系統を10パーセント程度削減し、最新品種・系統に重点化する。
- 2 業務運営の効率化により、運営費交付金で行う事業について人件費を除き少なくとも対前年度比で1パーセント経費を抑制する。
- 3 業務を円滑かつ効率的に推進するため、行政機関、研究機関、民間、大学等との連携を図る。

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 >

- 1 進展の著しいバイオテクノロジー等の新技術や情報分析技術等を家畜の育種改良に導入して家畜の能力向上を図るとともに、家畜の能力を発揮させるために飼養管理の改善を推進する。このため、家畜の能力検定・遺伝的能力評価を推進し、所有する畜産基盤を十分に活かしてより効率的な育種改良手法の開発・実用化・導入に積極的に取り組みつつ、優良な種畜、家畜人工受精用精液及び受精卵の供給等に努め、重点業務を定めて家畜改良を推進する。
- 2 国際水準に適合する高品質な種苗を生産し、毎年80品種、20トン程度の採種用・普及用種子の供給能力を確保する。飼料作物の遺伝資源について栄養保存又は種子の再増殖及び特性調査を実施する。
- 3 OECD種子制度等に基づく検査及び証明を的確に実施する（種子純度検査及び発芽検査の検査試料入手から結果通知までに要する期間を平均10日から7日に短縮）。毎年70系統程度の地域適応性等の検定試験を実施するほか、奨励品種選定試験結果のデータベースを整備する。
- 4 育種改良技術及び繁殖関連技術の開発・実用化並びに飼養管理に係る調査について重点項目（遺伝子育種技術の開発等）を設定し、我が国全体の畜産技術の進展に寄与するよう努める。
- 5 学会、紙誌類、ホームページ等を活用し、調査研究等の成果を毎年50件以上発表するとともに、毎年200名以上を対象に技術講習会を開催する。研修施設に毎年750名程度の研修生を受入れ、また、海外からの研修員を毎年60名程度受け入れる。
- 6 家畜改良増殖法に基づく立入検査、種苗法に基づく指定種苗の集取及び検査を的確に実施する。

< 財務内容の改善に関する事項 >

適切な業務運営を行うことにより、収支の均衡を図る。

中期計画の主な項目

< 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 >

家畜の改良増殖、飼料作物種苗の生産に関し、業務対象の重点化、業務実施の効率化（経費の抑制、業務の進行管理の実施）、組織体制の整備（課の統合、スタッフ制の導入）、他機関との連携

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 >

家畜改良及び飼養管理の改善等（乳用牛、肉用牛、豚、鶏等）、飼料作物の増殖に必要な種苗の生産及び配布、飼料作物の種苗の検査の的確な実施等、調査研究の実施（育種改良関連技術の開発、繁殖関連技術の改善、飼養管理関連技術に関する調査の実施、技術開発・調査に対する支援）、講習会の開催及び指導、家畜改良増殖法及び種苗法に基づく検査等の的確な実施

< 短期借入金の限度額 > 1,100 百万円

< 剰余金の使途 >

業務運営の効率化及び業務の質の向上を図るための育種素材の導入、機械及び車輛の更新・修理、施設の改修、草地の整備・更新及び事務処理ソフトの導入

< その他業務運営に関する事項 >

(人事に関する計画) 職員の適正な配置及び定員の合理化。期末の常勤職員数を期初の 96.4 パーセントとする (期初の常勤職員数 956 人から期末は 922 人へ)。研修や必要な資格の取得を計画的に進め、人材を育成。業務推進に必要な技術について定期的に技術水準を調査・改善する仕組みを導入、行政部局及び他機関との人事交流を実施

参考 (組織図)



独立行政法人肥飼料検査所

中期目標の概要

< 中期目標の期間 > 5 年間

< 業務運営の効率化に関する事項 >

- 1 肥料の登録申請に係る調査の質を確保し、1人当たり調査件数の向上を図る。
- 2 品質管理等が不十分な生産事業場に対する立入検査業務の重点化及び有害成分を含有するおそれが高い汚泥肥料等の立入検査業務の強化を図る。
- 3 飼料及び飼料添加物の分析・鑑定試験業務の運営効率化及び飼料の安全性に係る立入検査事務の迅速・効率化を促進する。
- 4 土壌改良資材に係る検査を集中的に実施するとともに表示が不適切な製造業者等に対する立入検査業務の重点化及び立入検査未実施業者への立入検査を推進する。
- 5 業務運営の効率化により、運営費交付金で行う事業について人件費を除き対前年度比で1パーセント経費を抑制する。

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 >

- 1 肥料の登録等に係る事務処理の効率化を図るとともに、肥料公定規格の設定等に関する調査、収去品の植害試験の実施・公表、検査結果のデータベース化による提供を行う。肥料等の分析・鑑定等の受託及び標準処理期間内の処理に努め、肥料に係る調査研究を実施し、その結果を公表するほか、肥料原料用の肉骨粉の製造基準適合確認検査を行い、製造基準に適合すると認めた事業場を公表する。
- 2 飼料の安全性向上のための飼料及び飼料添加物の基準・規格等の設定に関する調査の実施及びモニタリング検査を実施する。HACCPに関するモニタリング調査を行う。また、牛海綿状脳症の発生防止のため、飼料の感染経路等の検査等を行う。さらに、飼料及び飼料添加物の試験等の受託実施に努めるとともに検査技術の向上を図る。
- 3 土壌改良資材の品質に関する表示内容の検査を実施し、検査結果のデータベース化による提供、土壌改良資材等の試験の受託を行う。
- 4 上記1から3までの業務に附帯する各種研修及び指導のほか、国際協力、行政相談への適切な対応を行う。

< 財務内容の改善に関する事項 >

適切な業務運営の実施により収支の均衡を図る。

中期計画の主な項目

< 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 >

肥料関係業務（肥料の登録又は仮登録の申請に係る調査、収去品の検査、立入検査等）、飼料及び飼料添加物関係業務（飼料及び飼料添加物の検査等、立入検査等）、土壌改良資材関係業務（集取品の検査、立入検査等）、業務運営の効率化及び財務運営の改善

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 >

肥料関係業務（肥料の登録又は仮登録の申請に係る調査、肥料公定規格の設定等に関する調査、収去品の検査、肥料及びその原料の分析・鑑定等の受託、調査研究、牛海綿状脳症の発生に伴う対処、肥料取締法の規定による立入検査、質問及び収去）、飼料及び飼料添加物関係業務（飼料及び飼料添加物の基準・規格等の設定に関する調査、モニタリング検査、HACCPに関する調査、飼料及び飼料添加物の

試験等の受託、飼料及び飼料添加物の検査技術の向上、標準品等の配布、調査研究、牛海綿状脳症の発生に伴う対応、飼料及び飼料添加物の検定及び表示、指定検定機関が行う検定に関する技術上の指導、飼料安全法の規定による立入検査、質問及び収去）、土壌改良資材関係業務（土壌改良資材の検査、地力増進法の規定による立入検査）

< 短期借入金の限度額 > 200 百万円

< 剰余金の使途 >

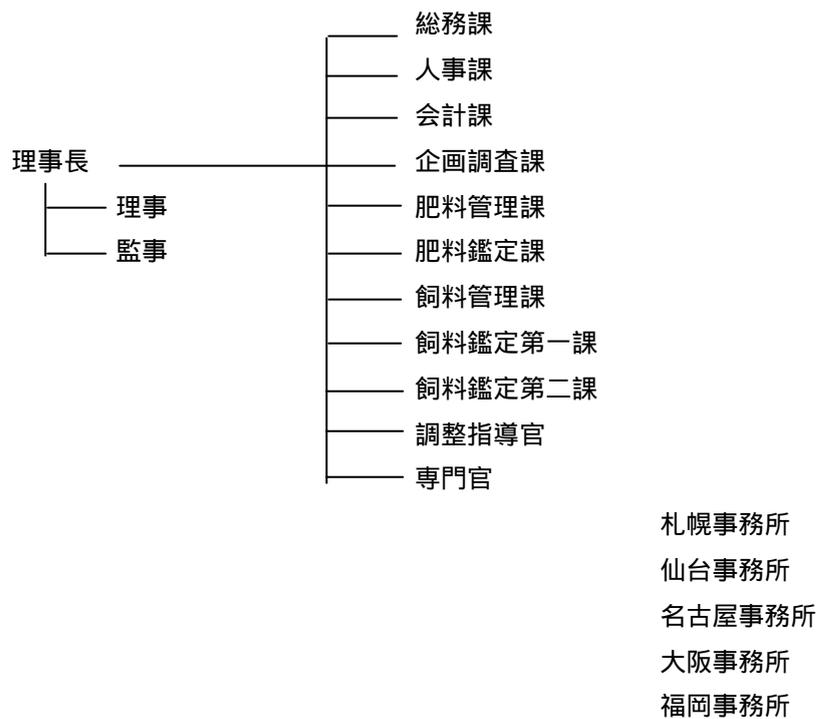
肥飼料の検査・分析機器及び I T 関連機器等

< その他業務運営に関する事項 >

（人事に関する計画） 既存業務の効率化を推進することにより人員の適正な配置を進めるとともに、新たな課題への対応に必要な人員を確保。期末の常勤職員数を期初の99パーセントとする（期初の常勤職員数139人から期末は137人へ）。国等が行う研修への職員の参加、国の機関等との人事交流により職員の資質の向上

参考（組織図）

本部



独立行政法人農薬検査所

中期目標の概要

< 中期目標の期間 > 5年間

< 業務運営の効率化に関する事項 >

- 1 農薬検査の質を確保した上での検査業務の効率化及び1申請当りの検査期間の5パーセント削減を図る。
- 2 農薬G L P適合確認業務に係る職員の資質の向上を通じ、業務の効率化による1件当りの処理期間の5パーセント削減を図る。
- 3 業務運営の効率化により、運営費交付金で行う事業について人件費を除き対前年度比で1パーセント経費を抑制する。

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 >

- 1 農薬登録に係る検査の行政手続法に基づき定められた標準処理期間内に登録を完了させる。
- 2 生物農薬の実用化の促進など新たなニーズに対応した農薬検査の一層の迅速化を図る。
- 3 農薬検査の業務に附帯する農薬G L P適合業務の迅速化を図るとともに、農薬の検査技術向上等に係る調査及び研究を重点的に実施する。国内外の文献情報等の積極的な入手、研修会及び国際会議等への講師の派遣等を行う。
- 4 農薬取締法の規定による農薬等の集取及び立入検査を適切に実施する。

< 財務内容の改善に関する事項 >

適切な業務運営の実施により収支の均衡を図る。

中期計画の主な項目

< 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 >

農薬の検査（申請の手引書の整備等による検査の効率化、検査マニュアルの見直し、検査進行状況の総合的かつ定期的な点検、職員の資質向上）、農薬G L P適合確認（申請に関する手引書作成による審査の円滑化、G L P査察のためのマニュアル作成、職員の資質向上）、業務運営の効率化による経費の抑制

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 >

農薬の検査（申請の手引書の整備等による検査の効率化、検査マニュアルの見直し、検査進行状況の総合的かつ定期的な点検、職員の資質向上、生物農薬の検査の迅速化）、農薬の検査業務に附随した、農薬G L P適合確認の迅速化・調査研究・情報収集等・研修指導等・国際調和への対応、海外技術支援・アンケート調査の実施・情報の保安全管理、農薬取締法の規定による集取及び立入検査

< 短期借入金の限度額 > 100百万円

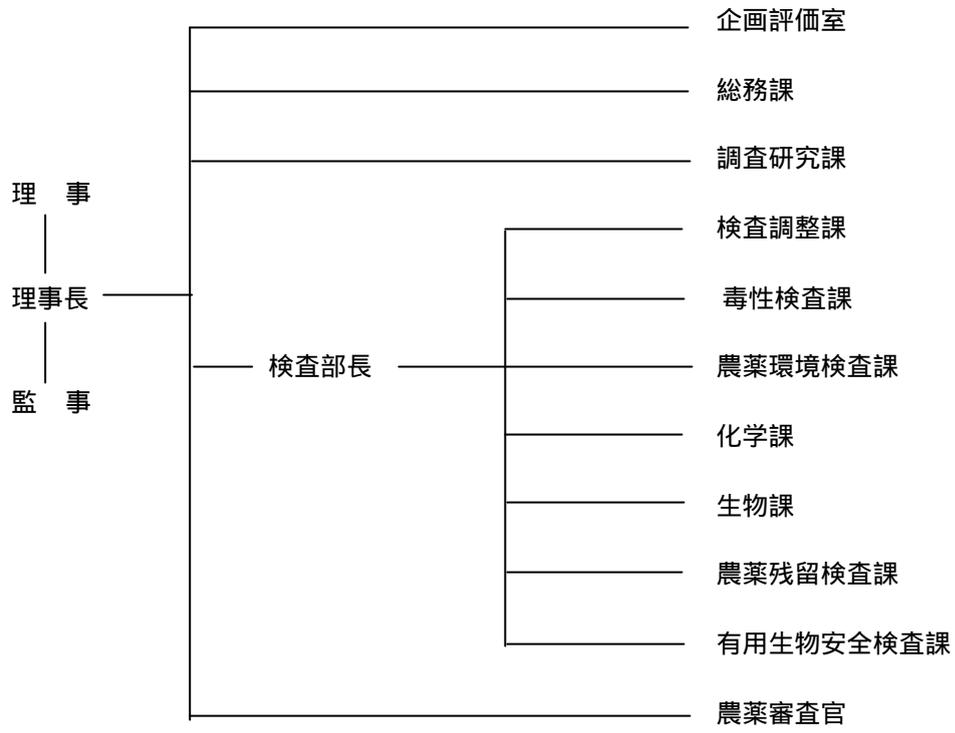
< 剰余金の使途 >

業務運営の効率化及び業務の質の向上を図るため農薬検査用機器の更新

< その他業務運営に関する事項 >

（人事に関する計画） 既存業務の効率化を推進することにより人員の適正な配置を進めるとともに、業務に的確に対応するために必要な人員を確保。期末の常勤職員数を期初の98パーセントとする（期初の常勤職員数66人から期末は65人へ）。国等が行う研修への職員の参加、国の機関等との人事交流により職員の資質の向上

参考（組織図）



独立行政法人農業者大学校

中期目標の概要

< 中期目標の期間 > 5 年間

< 業務運営の効率化に関する事項 >

- 1 学理及び技術の教授に関する業務について教育時間当たりのコストを3パーセント低減する。
- 2 果樹農業に関する研修業務について研修時間当たりのコストを3パーセント低減する。
- 3 各事業年度の運営費交付金で行う事業について、人件費を除き少なくとも対前年度比で1パーセント経費を抑制する。

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 >

- 1 学理及び技術の教授に関する業務について、学生の就農意識を高めることにより卒業生の就農率についておおむね90パーセント以上を確保する。アンケートを実施しその結果を分析することにより教育内容の改善を図る。
- 2 果樹農業に関する研修業務について、研修生の就農意欲を高めることにより修了生の就農率をおおむね90パーセント以上を確保する。アンケートを実施し、その結果を分析することにより研修内容の改善を図る。
- 3 教育内容の質の向上等に資するため、卒業生の経営実態調査・情報提供、関係機関への教育方法等に関する情報提供を行う。

< 財務内容の改善に関する事項 >

適切な業務運営を行うことにより、収支の均衡を図る。

中期計画の主な項目

< 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 >

学理及び技術の教授に関する業務（演習、特別講義等の教育時間数の増加等）、果樹農業に関する研修業務（研修カリキュラムの充実、研修生ニーズに見合った研修コースの設定等）、業務運営の効率化による経費の抑制

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 >

学理及び技術の教授に関する業務（学生の就農状況等の維持・改善、教育内容の改善）、果樹農業に関する研修業務（研修生の就農状況等の維持・改善、研修内容の改善）、附帯業務（卒業生の経営実態調査・情報提供、関係機関への教育方法等に関する情報提供）

< 短期借入金の限度額 > 100 百万円

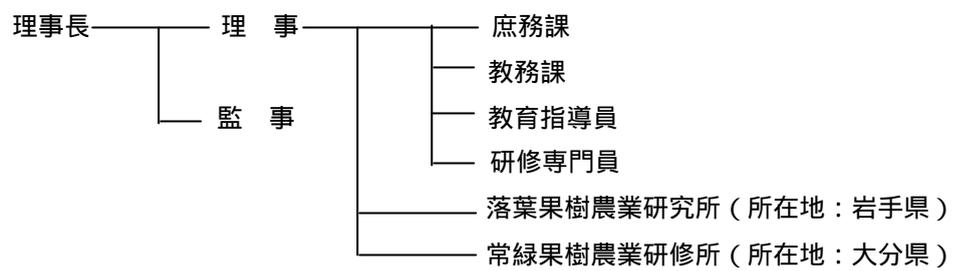
< 剰余金の使途 >

研修・教育用機器の整備、果樹園作業用機械、園地条件の整備等の業務の高度化・効率化に必要な経費

< その他業務運営に関する事項 >

（人事に関する計画） 既存業務の効率化を推進することによる人員の適正な配置。企画機能、広報機能、人事労務管理機能、教育・研修機能の充実への対応に必要な人員を確保。期末の常勤職員数を期初の98パーセントとする（期初の常勤職員数43人から期末は42人へ）。職員の資質向上

参考（組織図）



独立行政法人林木育種センター

中期目標の概要

< 中期目標の期間 > 5年間

< 業務運営の効率化に関する事項 >

- 1 運営費交付金を充当して行う事業について効率化を図る（人件費を除き毎年度平均で前年度比1パーセントの経費節減）。事務処理の迅速化、簡素化に努める。
- 2 「林木の新品種の開発」、「林木遺伝資源の収集・保存」、「海外に対する林木育種技術協力」に関して業務対象の重点化を図り、国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上を効果的かつ効果的に推進する。
- 3 国有林野事業、都道府県、大学、他の独立行政法人等との連携の下に効果的な実施を図る。

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 >

- 1 林業生産性の向上に資する成長や材質等の優れた品種、花粉症対策に有効な品種、病虫害の抵抗性品種等の開発（250品種）、林木遺伝資源の探索・収集（7,000点）、増殖・保存及び特性評価、海外の林木遺伝資源の探索・収集（100点）を行う。
- 2 都道府県等への情報提供による新品種等の利用促進を図るとともに、種苗の適正な生産及び配布を行う。アンケート調査を実施し、業務に反映させる。
- 3 「新品種の開発等のための林木育種技術の開発」、「林木遺伝資源の収集、分類・同定、保存及び特性評価技術の開発」、「海外協力のための林木育種技術の開発」を行うための調査、研究を重点的に実施する。
- 4 都道府県等に対する採種（穂）圃の造成・改良技術、種子の貯蔵技術等の講習及び指導を行うほか、海外研修員の受入れ及び林木育種プロジェクト等に対する専門家派遣等による技術指導を行う。
- 5 新品種等の開発成果の広報、普及を積極的に推進する。

< 財務内容の改善に関する事項 >

運営費交付金以外の外部資金の獲得に努める。

中期計画の主な項目

< 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 >

業務の効率化、林木の新品種の開発、林木遺伝資源の収集・保存、海外に対する林木育種技術協力、関係機関との連携

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 >

- 1 林業生産性の向上等に資する成長や材質等の優れた品種、花粉症対策に有効な品種、抵抗性品種等の開発、林木遺伝資源の収集、保存等
- 2 種苗の計画的生産及び配布、アンケート調査の実施等
- 3 新品種の開発等のための林木育種技術の開発、林木遺伝資源の収集、分類・同定、保存及び特性評価技術の開発、海外協力のための林木育種技術の開発
- 4 都道府県等に対する林木育種技術の講習及び指導、海外からの研修員に対する技術指導及び海外の林木育種プロジェクト等への専門家の派遣
- 5 行政、学会等への協力、成果の広報・普及の推進

< 短期借入金の限度額 > 200百万円

< 剰余金の使途 >

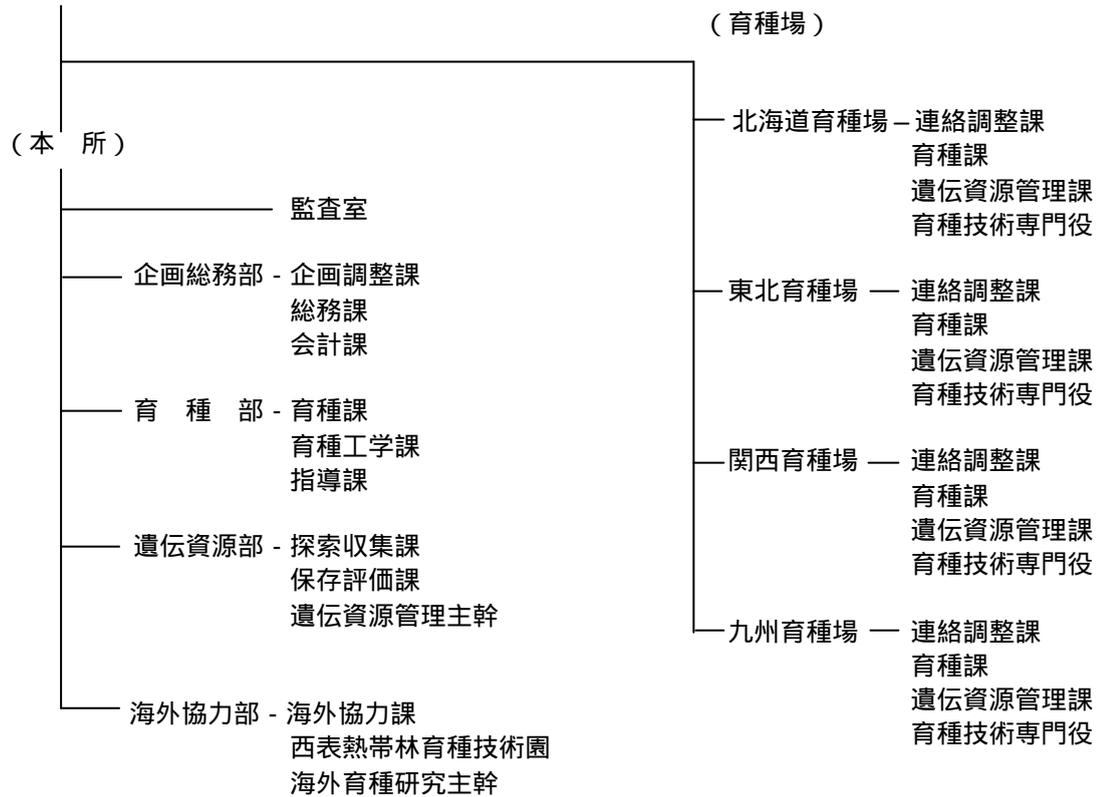
研究等機材の充実

< その他業務運営に関する事項 >

(人事に関する計画) 毎年度の業務運営に沿った適切な職員配置、常勤職員の人員増の抑制 (期初の常勤職員数 153 人から期末見込みは 148 人へ)

参考 (組織図)

理事長
理事



独立行政法人さけ・ます資源管理センター

中期目標の概要

< 中期目標の期間 > 5 年間

< 業務運営の効率化に関する事項 >

業務の効率的運営、事務処理の簡素化及び迅速化を図る。運営費交付金を充当して行う管理運営及び業務に要する経費については、人件費を除き毎年度平均で少なくとも前年度比1パーセントの節減を行う。関係機関との業務の連携・協力、施設・機械等の他機関へ貸付け等効率的な運用を図る。資源増大を目的とするふ化放流分は順次民間へ移行する（民間移行サケ放流数の目標は98,300千尾、移管等の事業所数は8箇所）。

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 >

- 1 「さけ及びますの増殖を図るために農林水産大臣が定めるセンターが実施すべき人工ふ化放流に関する計画」を基本にしつつ、国際的な資源管理の責務等を考慮し、さけ類及びます類の資源管理に資するための業務を重点的に推進する。
- 2 系群保全のためのふ化放流を継続するとともに、増殖基盤となるふ化放流及び資源増大のためのふ化放流を実施する。
- 3 さけ・ます類の系群毎の特性等を把握するため、稚魚への耳石温度標識及び生物モニタリングを行い、データベース化する。生態系の調和を図りつつ資源を合理的に管理するため、生物モニタリング等から得られたデータを用いて、回帰親魚の資源評価と資源の変動予測手法に関する調査研究等5種類の研究を実施する。人工増殖技術の健全な発展を図るため、コスト低減と環境に配慮した増殖技術に関する技術開発等3つのテーマに関して技術開発を行う。民間増殖団体等に対する指導や講習会の開催。成果の公表等についてホームページ等を活用する。講習等に対する満足度（5段階評価を行い、3.5以上を目標）を把握するためのアンケート調査を実施し、その結果を業務に反映させる。

< 財務内容の改善に関する事項 >

適切な業務運営により収支の均衡を図る。民間増殖団体等から業務を受託し、外部資金の獲得に努める。短期借入金を最小限度に留める。

中期計画の主な項目

< 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 >

組織体制の整備、業務の運営管理、業務の効率化、他機関との連携、施設・機械等の効率的活用、運営体制の改善

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 >

- 1 業務の重点化
- 2 さけ類及びます類の資源管理に資する業務

さけ類及びます類の資源を維持し、その持続的利用を図るためのふ化及び放流の確保。さけ類及びます類の資源管理に資するための調査及び研究の推進。さけ類及びます類のふ化及び放流技術の講習並びに指導の充実。成果の公表、普及、利活用の促進及び情報の収集提供。水産行政等に係る対応。

アンケート調査の実施

- 3 情報の公開

< 短期借入金の限度額 > 200 百万円

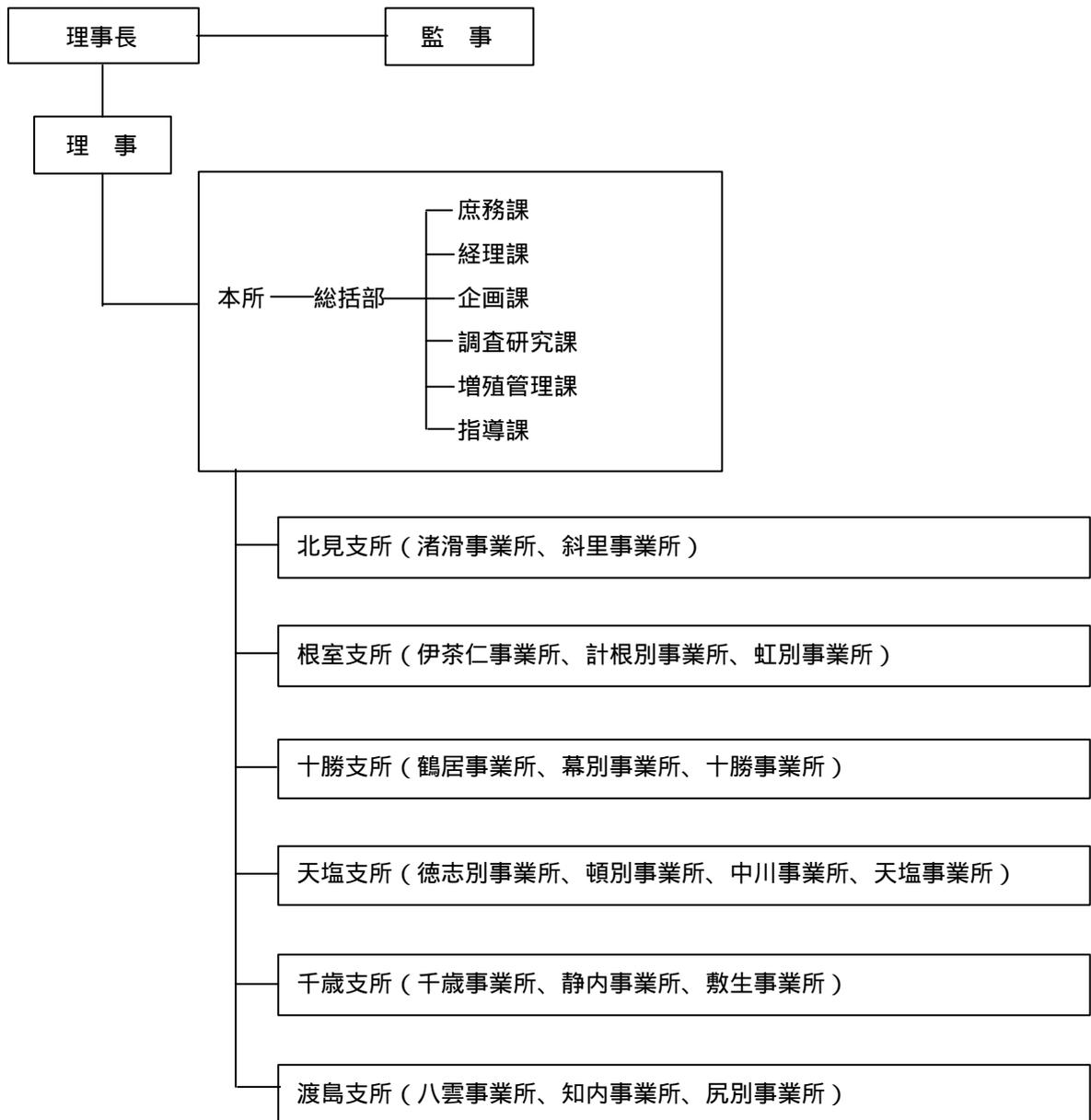
< 剰余金の使途 >

事務の効率化及び調査研究充実等センター業務の効率化に資するもの

< その他業務運営に関する事項 >

(人事に関する計画) 業務の効率化等に伴い人件費の削減を図るとともに、国民へのサービス向上等に対応した人員配置。常勤職員の人員増の抑制(期初の常勤職員数154人から144人へ)。センター業務を遂行するために相応しい人材の確保、関係機関との人事交流

参考(組織図)



独立行政法人水産大学校

中期目標の概要

< 中期目標の期間 > 5 年間

< 業務運営の効率化に関する事項 >

運営費交付金を充当して行う管理運営及び業務に要する経費について、前年度比 1 パーセントの節減を行う。

- 1 教育研究に関する自己点検及び外部評価制度を導入し、その結果を業務運営に反映させる。
- 2 職員の業績等を適切に評価し、その結果を管理運営に反映させる。
- 3 国内外の留学及び研修並びに資格取得を促進し、職員の資質の向上と先進的技術・知識の導入に努め、教育研究の活性化を図る。
- 4 教育研究業務の高度化、教育研究支援業務の効率化及び充実・強化を図るほか、教育研究の高度化・効率化に対応するため、施設、船舶、設備等の整備を計画的に実施する。
- 5 事務処理の簡素化・迅速化、管理事務の効率化に努める。

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 >

- 1 本科、専攻科及び水産学研究科において、水産に関する専門的学識と高度の専門技術の修得のための教育を実施する。
- 2 水産に関する学理及び技術に関する基礎的研究を実施し、その成果を教育内容の改善・向上に十分に活用する。
- 3 「水産基本政策大綱」等の行政ニーズに係る研究を実施し、その成果を教育内容の改善・向上に十分に活用するとともに、水産業及び関連分野の振興に寄与する。
- 4 大学、試験研究機関、民間企業と連携して、共同研究、プロジェクト研究等の試験研究を実施し、技術開発等に貢献する。
- 5 水産業・漁村の担い手育成を目標とした多様な研修を実施し、知識及び技術水準の向上を図るとともに、外国人研修員の受入れを行い、国際的な貢献を図る。公開講座の実施、教育研究成果の普及、国・地方公共団体、民間企業等の事業の積極的受託等を行う。
- 6 学生生活の向上に努め、経済的理由により学業継続困難な学生を支援する。

< 財務内容の改善に関する事項 >

- 1 適切な業務運営を行うことにより、収支の均衡を図る。
- 2 学生定員の充足に努め、授業料収入の安定確保を図る。

中期計画の主な項目

< 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 >

教育研究に関する自己点検及び外部評価の実施、職員の業績評価、職員の資質の向上、教育研究の支援の高度化・効率化、事務の効率的処理

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 >

水産に関する学理及び技術の教育・研究（基礎的研究、「水産基本政策大綱」等の行政ニーズ等に係る研究、大学・試験研究機関等との共同研究等）、教育研究成果の利用促進及び専門知識の活用等（研修、公開講座等の開催、業務成果の普及）、授業料免除制度、学生生活支援、就職支援、課外活動支援

< 短期借入金の限度額 > 300 百万円

< 剰余金の使途 >

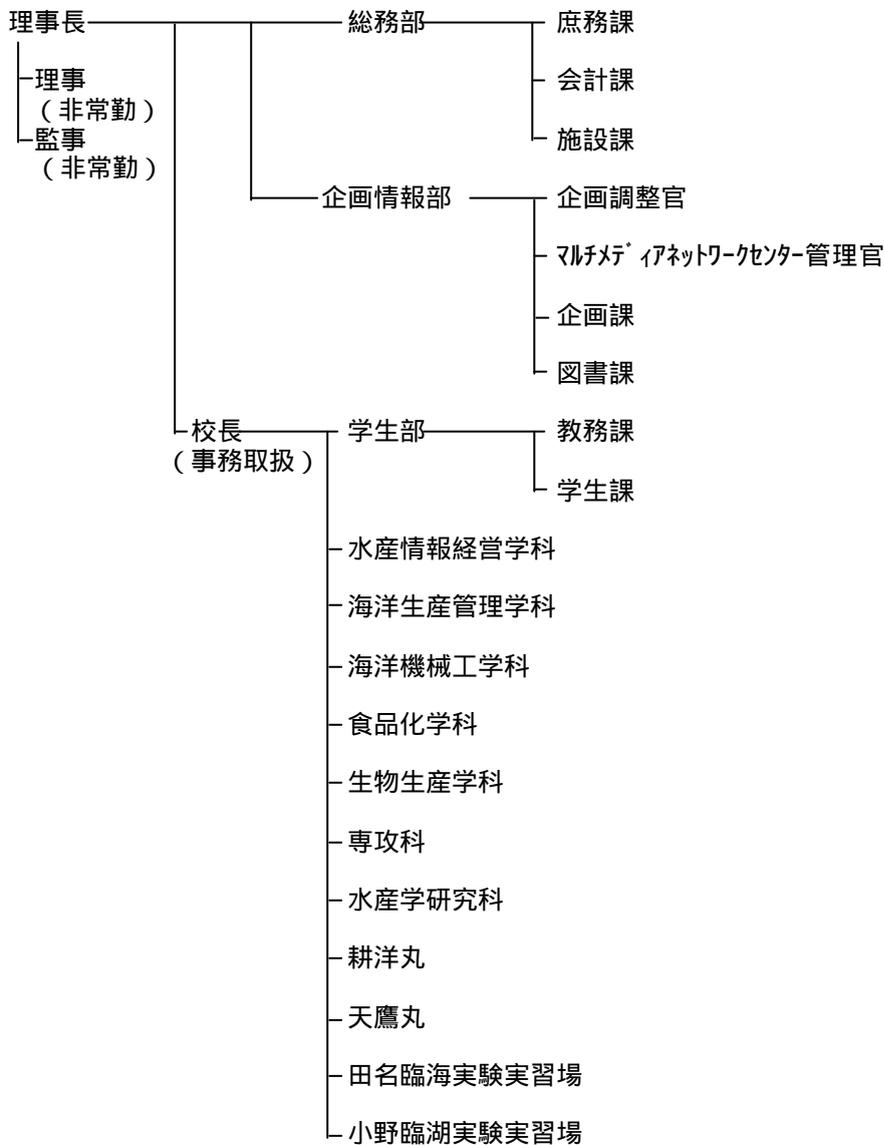
学生生活支援のための、授業料免除制度の充実及び水産大学校奨学金制度創設の原資。教育研究充実のための、教育研究機器購入費等

< その他業務運営に関する事項 >

(施設・船舶・設備等の整備) 業務の適正かつ効率的な実施の確保のため、業務実施上の必要性及び老朽化等に伴う施設・船舶・設備の整備改修等を計画的に行う。

(人事に関する計画) 常勤職員の人員増を抑制(期初の常勤職員数197人から期末は193人へ)、制度的に不可欠な職員を確保(学位授与のため、大学設置基準に基づく必要な教育職員。海技資格の取得のための教育に必要な教育職員。船舶に必要な法定定員)人材の確保

参考(組織図)



独立行政法人農業技術研究機構

中期目標の概要

< 中期目標の期間 > 5年間

< 業務運営の効率化に関する事項 >

運営費交付金で行う事業については、毎年度平均で、少なくとも前年度比1パーセントの経費節減を行う。研究資源の充実・効率的利用、専門的技術・知識を有する者を配置するなどによる研究支援業務の効率化・高度化を図る。他の独立行政法人、大学等との連携・協力を進めるほか、事務処理の迅速化及び電子媒体化等による管理事務業務の効率化を図る。

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 >

- 1 「農林水産研究基本目標」に示された研究開発を推進するため、「自給率向上」、「消費者、実需者のニーズへの対応」、「省力・低コスト生産・流通」、「環境負荷低減化」を土地利用型農業、園芸及び畜産分野共通の重点課題とし、専門研究の推進を図るとともに、自然科学研究と社会科学研究を結集した総合研究により、現場の経営体に即した技術体系を確立し、自然循環機能を十分に発揮させつつ、生産力を向上を図る。バイオテクノロジー等による革新的な技術の開発を推進。地域の農業を革新していくための技術開発を推進する。
- 2 行政等の依頼に応じ分析・鑑定の実施、若手農業者等を対象とした講習会の開催及び国公立機関等からの研修生の受入れ、行政等への専門家の派遣及び技術情報の提供を行う。民間では困難であり、かつ、我が国の畜産振興上必要不可欠な家畜及び家きん専用の血清類及び薬品の製造及び配布を行う。
- 3 研究成果はデータベース化やマニュアル作成等により利活用の促進を図るとともに学術雑誌等で公表するなど、積極的な広報を実施する。特許等の取得により権利の確保に努める。

< 財務内容の改善に関する事項 >

適切な業務運営により収支の均衡を図る。経費節減目標を踏まえた運営費交付金を前提に中期計画予算を作成し、その予算で運営する。

< その他業務運営に関する事項 >

期間中の人事に関する計画を定め、実現に努める。研究職員について、任期付任用制度の活用、公募等により優れた人材の確保を図る。

中期計画の主な項目

< 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 >

評価・点検の実施、研究資源の効率的利用、研究支援の効率化及び充実・高度化、連携・協力の促進、管理事務業務の効率化、職員の資質向上

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 >

1 試験及び研究並びに調査

農業技術開発の予測と評価手法の開発研究、多様な専門分野を融合した総合的な研究、共通専門研究・中央地域農業研究、北海道農業研究、東北農業研究、近畿中国四国農業研究、九州沖縄農業研究、作物研究、果樹研究、花き研究、野菜茶業研究、畜産草地研究、動物衛生研究、遺伝資源の収集・評価及び保存、公立試験研究機関等との研究協力

2 専門研究分野を活かした社会貢献

分析・鑑定、講習・研修等の開催、行政・国際機関・学会等への協力、家畜及び家きん専用の血清

類及び薬品の製造及び配布

3 成果の公表、普及の促進

成果の利活用の促進、成果の公表と広報、知的所有権等の取得と利活用の促進

<短期借入金の限度額> 4,300 百万円

<剰余金の使途>

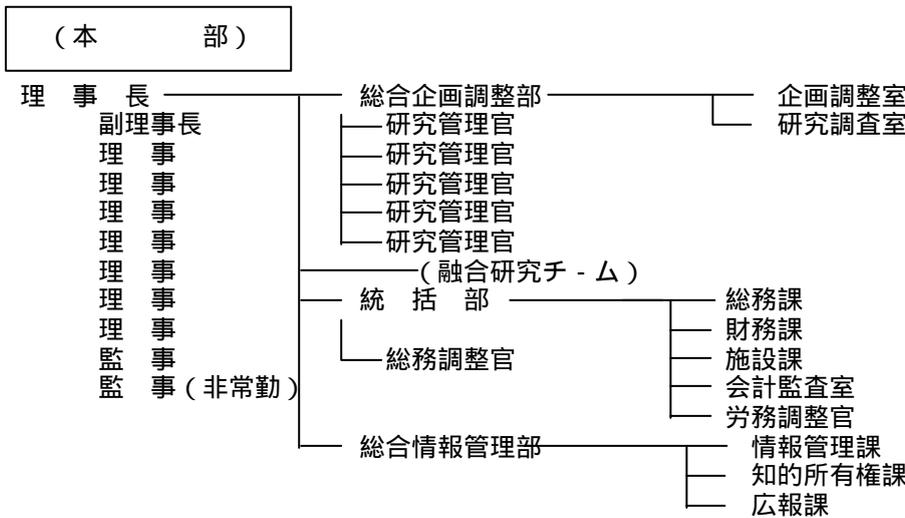
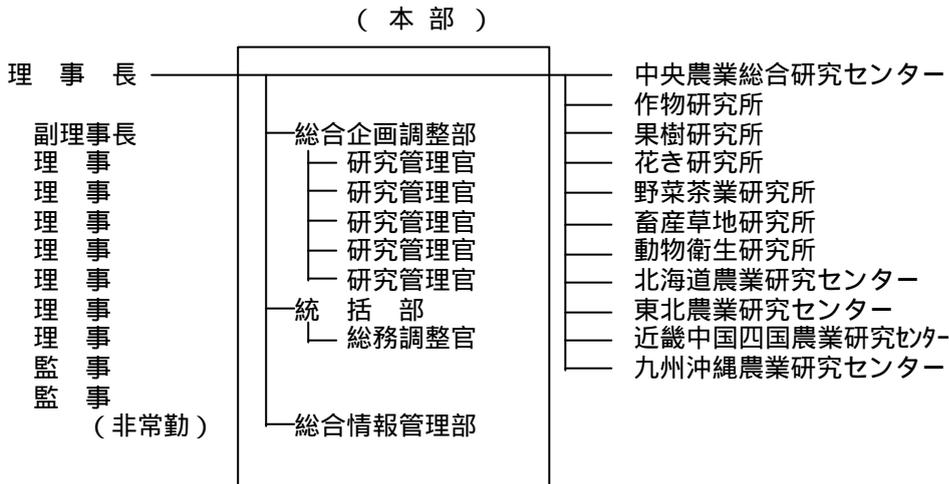
自給率向上、消費者・実需者ニーズへの対応、省力・低コスト生産・流通、環境負荷低減等中期目標における重点的研究課題の解決に向けた試験研究の充実・加速、及びそのための分析機器等研究用機器の更新・購入等

<その他業務運営に関する事項>

(人事に関する計画) 管理業務の効率化による適切な職員配置。重点研究領域への職員の重点配置。

常勤職員の人員増の抑制(移行職員相当数 2,839 人から期末の常勤職員数 2,742 人へ)。新規採用は選考採用及び国家公務員採用試験の活用により実施。研究職員は任期付任用を拡大。研究を行う職については公募の導入

参考(組織図)



独立行政法人農業生物資源研究所

中期目標の概要

< 中期目標の期間 > 5年間

< 業務運営の効率化に関する事項 >

運営費交付金で行う事業は、毎年度平均で、少なくとも前年度比1パーセントの経費節減を行う。研究資源の充実・効率的利用、専門的技術・知識を有する者を配置するなどにより研究支援業務の効率化を図る。他の独立行政法人、大学等との共同研究等連携・協力を促進するほか、事務処理の迅速化及び電子媒体化等による管理事務業務の効率化を図る。

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 >

- 1 「農林水産研究基本目標」に示された研究開発を推進するため、「ゲノム生物学等を利用した生命科学研究」、「農林水産業の飛躍的発展を目指した革新技術の開発」、「新産業の創出を目指した研究」、「バイオテクノロジーを支える基盤技術の開発」及び「生物遺伝資源の収集、評価、保存、増殖、配布、情報管理」を重点研究領域に設定する。
- 2 行政等の依頼に応じての分析・鑑定の実施、講習会の開催及び民間等からの研修生の受入れ、行政等への専門家の派遣及び技術情報の提供
- 3 研究成果はデータベース化により利活用の促進を図るとともに学術雑誌等で公表するなど、積極的な広報を実施する。特許等の取得により権利の確保に努める。

< 財務内容の改善に関する事項 >

適切な業務運営により収支の均衡を図る。経費節減目標を踏まえた運営費交付金を前提に中期計画予算を作成、その予算で運営する。

< その他業務運営に関する事項 >

期間中の人事に関する計画の策定と実現に努める。研究職員について、任期付任用制度の活用、公募等により優れた人材の確保を図る。

中期計画の主な項目

< 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 >

評価・点検の実施、研究資源の効率的利用、研究支援の効率化及び充実・高度化、連携・協力の促進、管理事務業務の効率化、職員の資質向上

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 >

1 試験及び研究並びに調査

ゲノム生物学等を利用した生命科学研究、農林水産業の飛躍的発展を目指した革新技術の開発、新産業の創出を目指した研究、バイオテクノロジーを支える基盤技術の開発、生物遺伝資源の収集、評価、保存・増殖、配布、情報管理

2 専門研究分野を活かした社会貢献

分析・鑑定、講習・研修等の開催、行政・国際機関・学会等への協力

3 成果の公表、普及の促進

成果の利活用の促進、成果の公表と広報、知的所有権等の取得と利活用の促進

< 短期借入金の限度額 > 800百万円

< 剰余金の使途 >

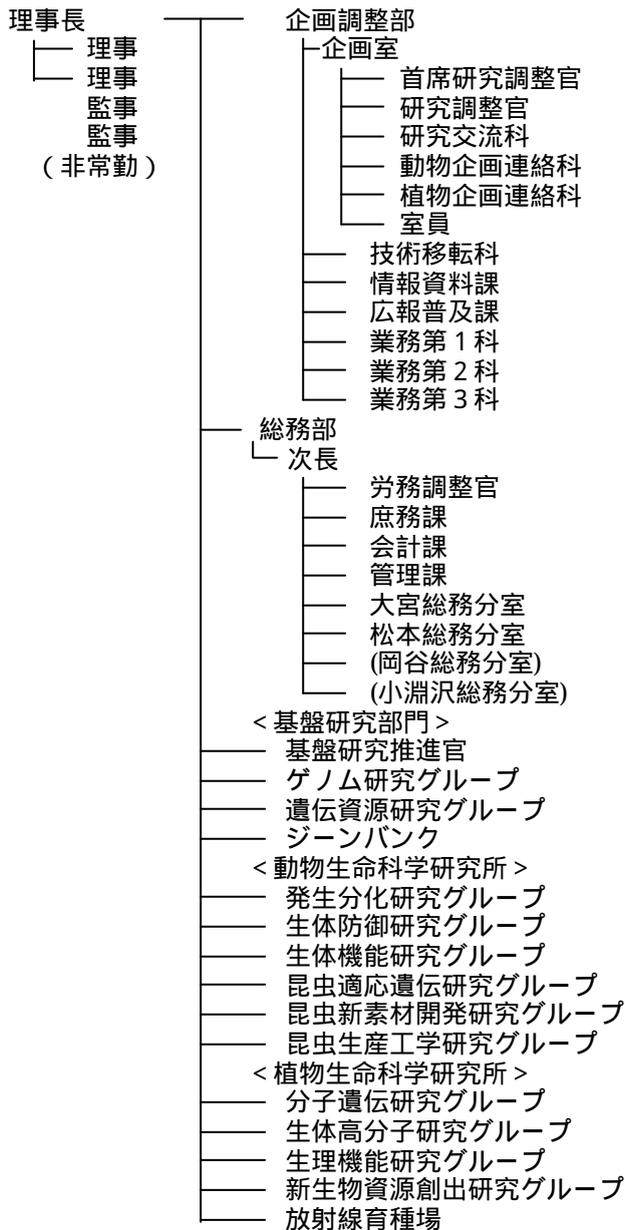
ゲノム情報等を活用した遺伝子の単離と機能解明等に関する試験研究の充実・加速、及びそのための研究用機器の更新・購入等

< その他業務運営に関する事項 >

(人事に関する計画) 管理業務の効率化による適切な職員配置。重点研究領域への職員の重点配置。

常勤職員数の人員増の抑制(移行職員相当数 437 人から期末の常勤職員数は 424 人へ)。新規採用は選考採用及び国家公務員採用試験の活用により実施。研究職員の任期付任用の拡大及び公募の導入による人材の確保

参考(組織図)



独立行政法人農業環境技術研究所

中期目標の概要

< 中期目標の期間 > 5 年間

< 業務運営の効率化に関する事項 >

運営費交付金で行う業務について効率化を図る（人件費を除き、毎年度平均で前年度比 1 パーセントの経費節減）。

- 1 評価委員会評価結果を業務運営等へ適切に反映させるとともに、自らも自己点検を実施する。研究職員の業績評価及び評価結果を研究資源配分へ反映させる。
- 2 外部資金の獲得、研究資源の有効利用を図る。
- 3 研究支援業務の効率化、充実・強化を図る。
- 4 他の独立行政法人・大学・民間・海外機関等との連携・協力及び交流を促進する。
- 5 管理事務業務の効率化に努める。
- 6 職員の資質向上に努める。

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 >

- 1 「農業生態系の持つ自然循環機能に基づいた食料と環境の安全性の確保」等 3 つの重点研究領域における試験、研究及び調査を推進する。
- 2 高い専門性が必要とされる分析・鑑定を実施するほか、講習会の開催、国公立機関・大学・民間・海外機関等からの研修生の受入れ、国際機関・学会等への専門家の派遣、行政等への技術情報の提供を行う。
- 3 研究成果のデータベース化等による利活用を促進するとともに、研究成果の公表及び広報、特許等の取得による権利の確保及び民間等における利用を促進する。

< 財務内容の改善に関する事項 >

適切な業務運営による収支の均衡及び業務の効率化を反映した予算計画を策定する。

< その他業務運営に関する事項 >

研究職員の任期付任用制度の活用、公募等による人材の確保を図る。

中期計画の主な項目

< 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 >

評価・点検の実施、研究資源の効率的利用、研究支援の効率化及び充実・高度化、他の独立行政法人及び産学官との連携・協力の促進、管理事務業務の効率化、職員の資質向上

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 >

- 1 環境負荷物質の動態解明と制御技術の開発、人為的インパクトが生態系の生物相に及ぼす影響の評価、農業生態系の構造と機能の解明、地球規模の環境変動が農業生態系に及ぼす影響解明、農業が地球環境に及ぼす影響解明と対策技術の開発、環境負荷物質の分析技術の高度化、環境資源情報の計測・解析技術の高度化、農業環境資源情報の集積、公立試験研究機関等との研究協力
- 2 分析・鑑定の実施、講習・研修等の開催、行政・国際機関・学会等への協力
- 3 研究成果の利活用の促進、研究成果の公表と広報、知的所有権等の取得と利活用の促進

< 短期借入金の限度額 > 400 百万円

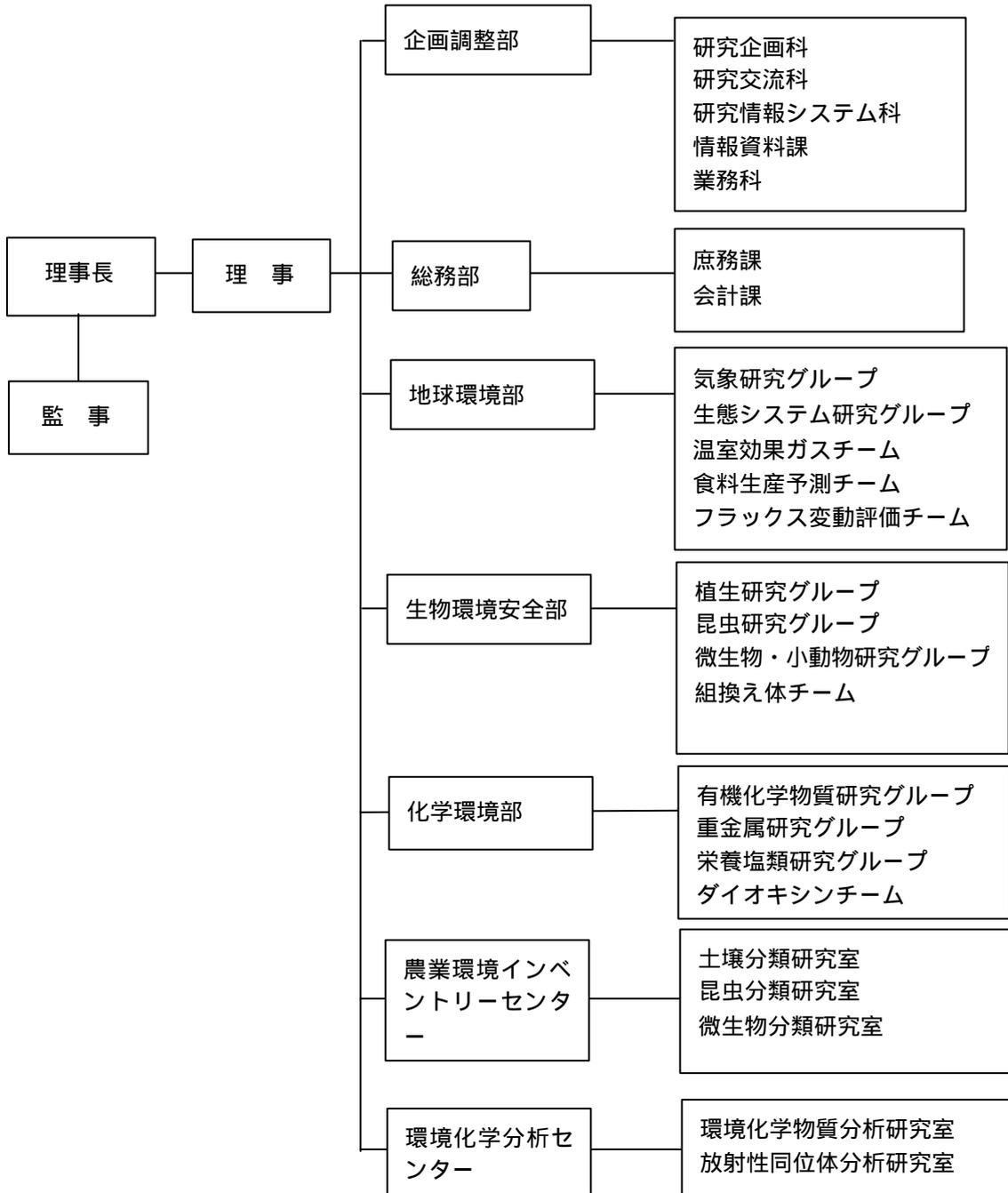
< 剰余金の使途 >

農業環境インベントリー研究の強化のため、標本収集とデータベース構築の加速を目的とした研究用機器の更新・購入等

< その他業務運営に関する事項 >

(人事に関する計画) 管理業務の効率化に伴う適切な職員配置、常勤職員数の抑制(期初の常勤職員数 198 人から期末見込みは 193 人へ)、任期付任用の拡大、ポストドクター等の派遣制度の活用、研究職の公募

参考(組織図)



独立行政法人農業工学研究所

中期目標の概要

< 中期目標の期間 > 5年間

< 業務運営の効率化に関する事項 >

運営費交付金で行う業務について効率化を図る（中期目標の期間中、毎年度平均で少なくとも前年度比1パーセントの経費節減を行う）。

- 1 評価委員会評価結果を業務運営等へ適切に反映させるとともに自らも自己点検を実施する。研究職員の業績評価及び評価結果を研究資源配分へ反映させる。
- 2 外部資金の獲得、研究資源の有効利用を図る。
- 3 研究支援業務の効率化、充実・強化を図る。
- 4 他の独立行政法人・大学・民間・海外機関等との連携・協力及び交流を促進する。
- 5 管理事務業務の効率化に努める。
- 6 職員の資質向上に努める。

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 >

- 1 「農業・農村の有する多面的機能の解明・評価」等3つの重点研究領域における試験、研究及び調査を推進する。
- 2 高い専門性が必要とされる分析・鑑定を実施するほか、講習会の開催、国公立機関・大学・民間・海外機関等からの研修生の受入れ、国際機関・学会等への専門家の派遣、行政等への技術情報の提供を行う。
- 3 研究成果のデータベース化等による利活用を促進するとともに研究成果の公表及び広報、特許等の取得による権利の確保及び民間等における利用を促進する。

< 財務内容の改善に関する事項 >

適切な業務運営による収支の均衡及び業務の効率化を反映した予算計画を策定する。

< その他業務運営に関する事項 >

研究職員の任期付任用制度の活用、公募等による人材の確保を図る。

中期計画の主な項目

< 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 >

評価・点検の実施、研究資源の効率的利用、研究支援の効率化及び充実・高度化、他の独立行政法人及び産学官との連携・協力の促進、管理事務業務の効率化、職員の資質向上

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 >

- 1 農業・農村施設等の有する多面的機能の解明・評価、農地・農業用水の確保による生産基盤の整備・管理技術の開発、農地・農業用施設の整備・管理技術の開発、生産基盤の保全・防災技術の開発、多面的機能を考慮した農村の活性化手法の開発、多面的機能を考慮した生産・生活基盤の一体的整備・管理手法の開発
- 2 分析・鑑定の実施、講習・研修等の開催、行政・国際機関・学会等への協力
- 3 研究成果の利活用の促進、研究成果の公表と広報、知的所有権等の取得と利活用の促進

< 短期借入金の限度額 > 300百万円

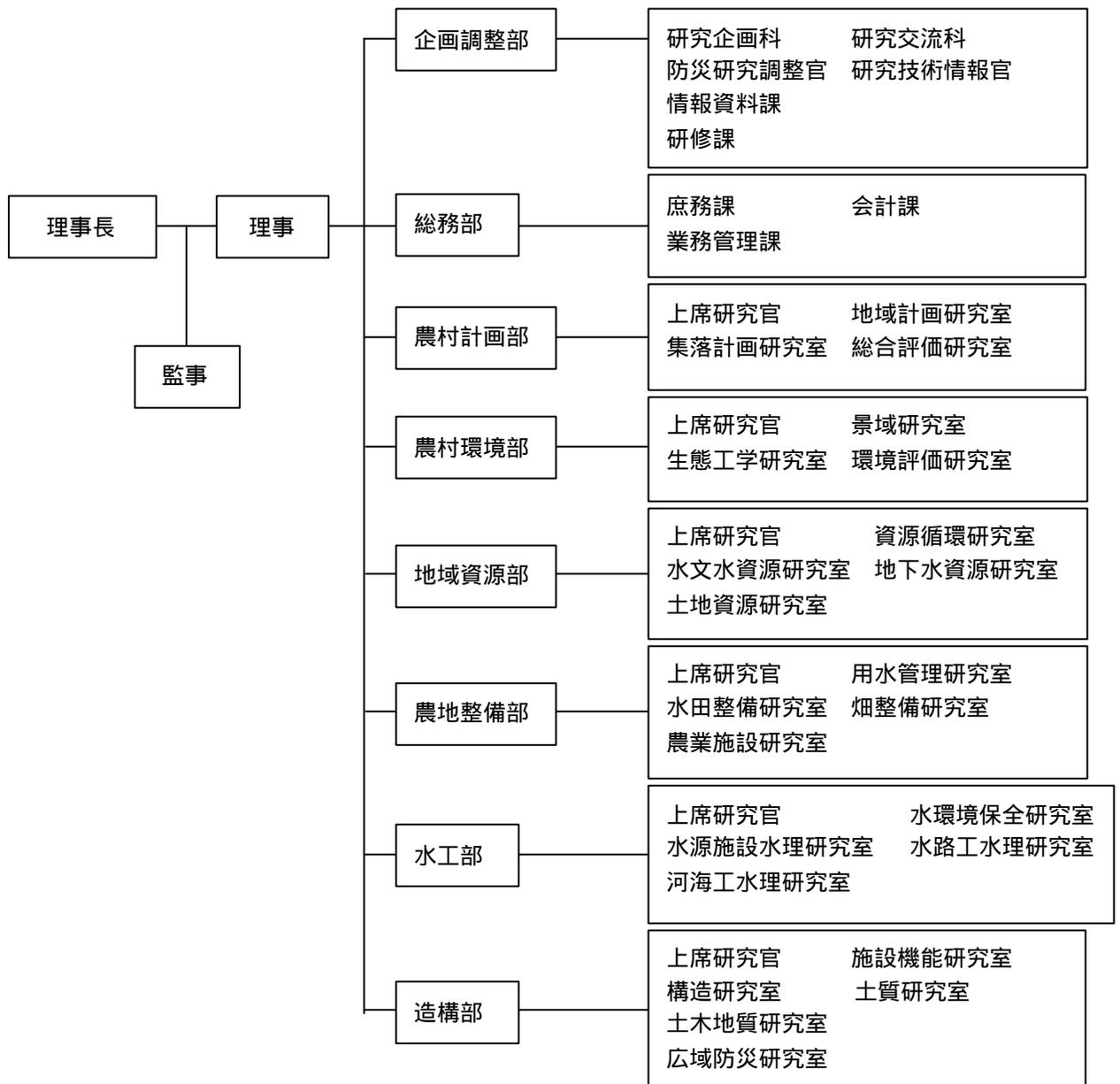
< 剰余金の使途 >

試験研究用機器の更新や購入、現場技術者等を対象とした研究会の開催等普及・広報活動、講演会・シンポジウム等職員の資質向上及び講習等の充実等

<その他業務運営に関する事項>

(人事に関する計画) 管理業務の効率化に伴う適切な職員配置、常勤職員の人数増の抑制(期初の常勤職員数 133 名から期末見込みは 131 名)、任期付任用の拡大、ポストドクター等の派遣制度の活用、研究職の公募

参考(組織図)



独立行政法人食品総合研究所

中期目標の概要

< 中期目標の期間 > 5年間

< 業務運営の効率化に関する事項 >

運営費交付金で行う事業は、毎年度平均で、少なくとも前年度比1パーセントの経費節減を行う。研究資源の充実・効率的利用、専門的技術・知識を有する者を配置するなどによる研究支援業務の効率化を図る。他の独立行政法人、大学等との共同研究等連携・協力を促進するほか、事務処理の迅速化及び電子媒体化等による管理事務業務の効率化を図る。

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 >

- 1 「農林水産研究基本目標」に示された研究開発を推進するため、「健康の維持・増進に働く食品の機能の利用」、「食品の安全性確保・品質保証技術の開発」、「食品表示制度に対応した分析技術の高度化」、「食品素材の利用技術開発及び循環型社会に対応した食品製造技術の高度化」及び「微生物・酵素利用の高度化」等に関する研究を重点的に推進する。
- 2 行政等の依頼に応じての分析・鑑定の実施、民間等を対象とした講習会の開催及び研修生の受入れ、行政等への専門家の派遣及び技術情報の提供を行う。
- 3 研究成果はデータベース化により利活用の促進を図るとともに学術雑誌等で公表するなど積極的な広報を実施する。特許等の取得により権利の確保に努める。

< 財務内容の改善に関する事項 >

適切な業務運営により収支の均衡を図る。経費節減目標を踏まえた運営費交付金を前提に中期計画予算を作成、その予算で運営する。

< その他業務運営に関する事項 >

期間中の人事に関する計画の策定と実現に努める。研究職員について、任期付任用制度の活用、公募等により優れた人材の確保を図る。

中期計画の主な項目

< 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 >

評価・点検の実施、研究資源の効率的利用、研究支援の効率化及び充実・高度化、他の独立行政法人、大学等との共同研究等連携・協力の促進、管理事務業務の効率化、職員の資質向上

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 >

1 試験及び研究並びに調査

食品の機能性の解明と利用技術の開発、食品の安全性確保・品質保証技術の開発、食品表示制度に対応した分析技術の高度化、食品素材の利用技術・食品製造技術の高度化、微生物・酵素利用の高度化、基礎的・基盤的研究の推進

2 専門研究分野を活かした社会貢献

分析・鑑定、講習・研修等の開催、行政・国際機関・学会等への協力

3 成果の公表、普及の促進

成果の利活用の促進、成果の公表と広報、知的所有権等の取得と利活用の促進

< 短期借入金の限度額 > 300百万円

< 剰余金の使途 >

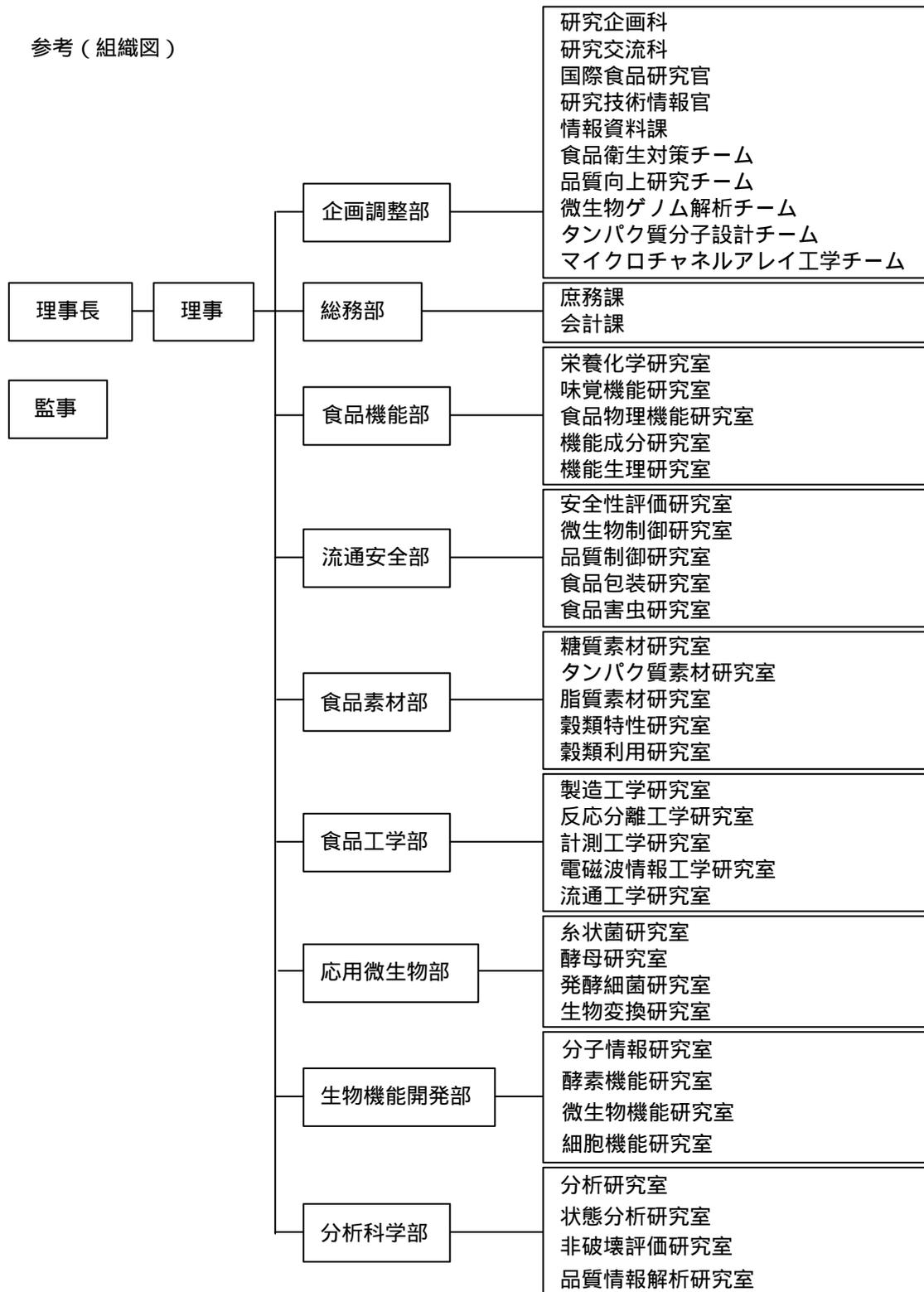
食品の安全性確保に関する試験研究の充実・加速及びそのための研究用機器の更新・購入

< その他業務運営に関する事項 >

(人事に関する計画) 管理業務の効率化による適切な職員配置。重点研究領域への職員の重点配置。

常勤職員の人員増の抑制(移行職員相当数 131 人から期末の常勤職員数は 129 人へ)。新規採用は国家公務員採用試験の活用及び選考採用により実施。研究職員の任期付任用の拡大及び公募の導入による人材の確保

参考(組織図)



独立行政法人国際農林水産業研究センター

中期目標の概要

< 中期目標の期間 > 5年間

< 業務運営の効率化に関する事項 >

管理運営及び業務に要する経費については、毎年度平均で少なくとも前年度比1パーセント節減する。

- 1 評価委員会評価結果を業務運営へ適切に反映させるとともに、自らも自己点検を実施する。研究職員の業績評価及び評価結果を研究資源配分等へ反映させる。
- 2 外部資金の獲得、研究資源の充実・効率的利用を図る。
- 3 研究業務の高度化に対応し、研究支援の効率化・充実強化を図る。
- 4 国公立機関、大学、海外機関、国際機関等との共同研究等の連携・協力及び研究者の交流を促進する。
- 5 文書資料の電子媒体化等による管理事務業務の効率化、研修等による職員の資質向上、海外滞在职員等の安全及び健康の確保に努める。

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質に関する事項 >

- 1 「開発途上地域の食料需給改善のための農林水産業の動向解析、国内外の研究開発動向の把握及び技術開発方向の解明」及び「開発途上地域の農林水産業の持続的発展のための研究開発」の二つを重点研究領域に設定し、これらの重点研究領域について、七つの試験研究・調査課題等を提示するとともに、課題毎に段階的な達成目標を提示することにより研究を推進する。
- 2 行政等からの依頼分析・鑑定を実施するほか、講習会の開催、外部機関からの研修生の受入れ、国際機関等への専門家の派遣等高い専門知識を活かした社会貢献を行う。
- 3 研究成果のデータベース化やマニュアル作成、論文掲載等による積極的広報を行う。特許等の取得による権利の確保に努めるとともに研究成果の公表及び普及の促進を図る。

< 財務内容の改善に関する事項 >

適切な業務運営による収支の均衡を図る。経費節減目標を踏まえた運営費交付金の受領を前提に中期計画の予算を作成し、これに基づき業務運営を行う。

< その他業務運営に関する重要事項 >

任期付任用制度の活用、職の公募等により内外の優れた研究職員を確保する。

中期計画の主な項目

< 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 >

評価・点検の実施、研究資源の効率的利用、研究支援業務の効率化及び充実・高度化、他の独立行政法人、開発途上地域の試験研究機関等との連携・協力の促進、管理事務業務の効率化、職員の資質向上、海外滞在职員等の安全と健康の確保

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 >

試験及び研究並びに調査（世界の食料需給の動向解析と共同研究に係わる総合戦略の策定、開発途上地域における食料・環境に係わる地域特性及び発展方向の解明、開発途上地域における農林水産物の環境に調和した持続的生産技術の改良・開発、開発途上地域における農林水産物の品質評価・流通・加工技術の改良・開発、開発途上地域における遺伝資源及び生物機能の解明と利用技術の開発、開発途上地域における環境資源の特性評価と生物多様性の解明、沖縄における研究）専門研究分野を活かした社会

貢献（分析・鑑定、講習・研修等の開催、行政・国際機関等への協力）研究成果の公表・普及、知的所有権等の取得と利活用の促進

< 短期借入金の限度額 > 300 百万円

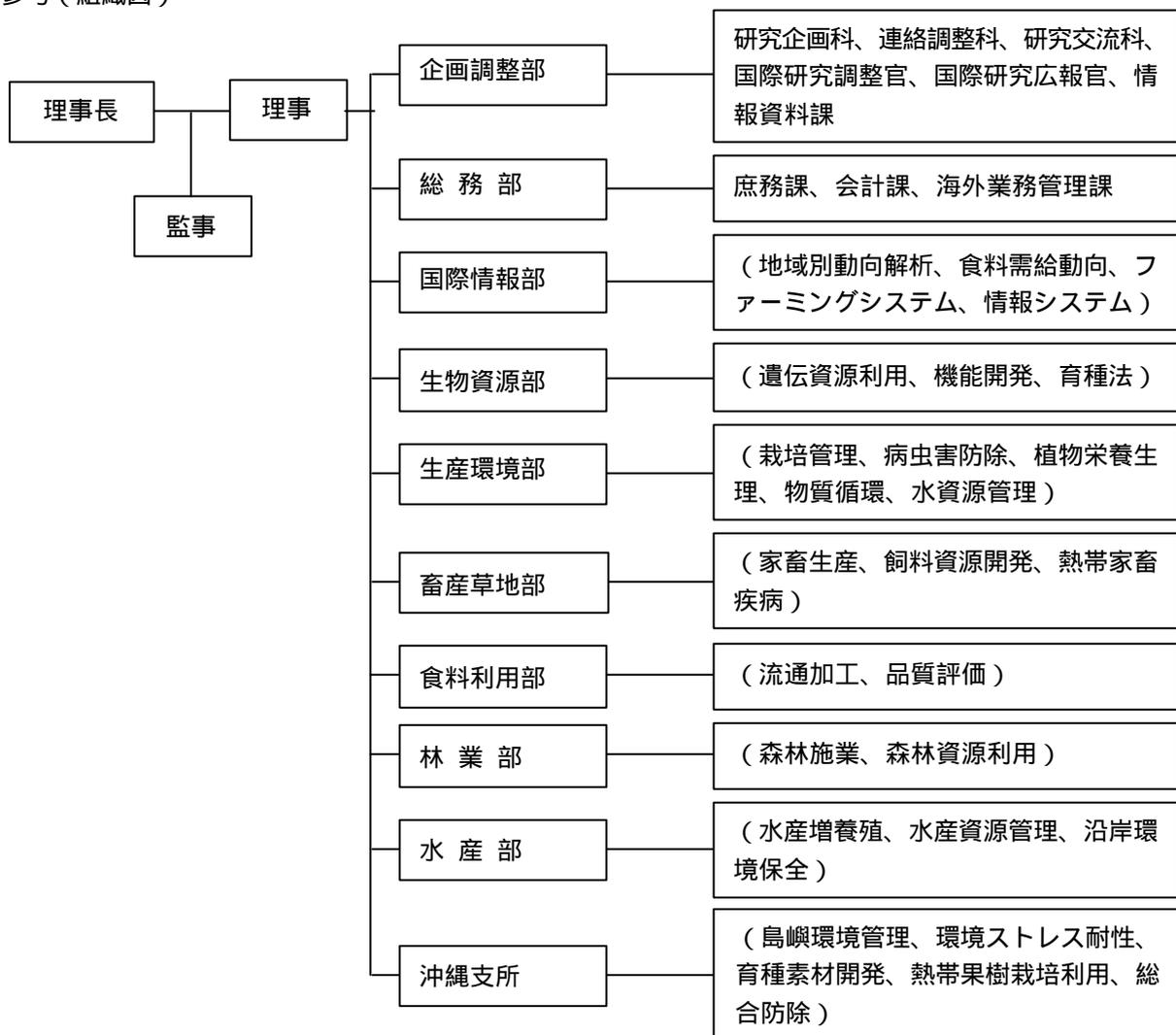
< 剰余金の使途 >

研究戦略策定のための調査、情報技術利用高度化のための機器の整備、広報の充実、研究用機器の更新・購入

< その他業務運営に関する事項 >

（人事に関する計画） 重点研究領域への職員の重点配置等。常勤職員数の人員増の抑制（移行職員相当数 164 人から期末の常勤職員数は 161 人へ）、研究職員の任期付任用を拡大、ポスドクター等の派遣制度の活用等

参考（組織図）



独立行政法人森林総合研究所

中期目標の概要

< 中期目標の期間 > 5 年間

< 業務運営の効率化に関する事項 >

- 1 中期目標期間中の研究者 1 人当たりの主要学会誌等掲載論文数を年平均 0.8 報とする。運営費交付金を充当して行う事業については、人件費を除き毎年度平均で少なくとも前年度比 1 パーセント節減する。
- 2 競争的資金の獲得の促進とともに、研究評価等に基づき、研究資源を傾斜配分する。
- 3 施設、機械は、他の独立行政法人等との共同利用も含め、効率的に活用する。
- 4 国公立研究機関、大学等との共同研究による連携・協力及び研究者の交流を促進する。
- 5 研究支援業務の効率化及び高度な専門知識を有する者の配置に努める。
- 6 事務処理の迅速化、簡素化に努める。

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 >

- 1 「森林における生物多様性の保全に関する研究」等 10 の重点研究領域を設定し、重点的に推進する。研究に係る目標の設定に当たっては段階的な達成目標を示すとともに、研究対象を明示することにより、必ず達成すべき目標を具体的に示す。
- 2 行政、産業界等から依頼される各種の分析及び鑑定のうち、研究所の有する高い専門知識が必要とされるものについて実施する。
- 3 国公立機関、民間、大学、海外研究機関等外部機関からの研修生の受入れを行う。
- 4 要請に応じて標本を生産し、配布する。
- 5 行政、学会等への専門家の参画、国際貢献の観点から海外への専門家の派遣等を行う。
- 6 成果は印刷物やデータベース作成等により利活用を促進し、学術雑誌等への論文掲載、学会での発表等による積極的な公表を行う。特許等の知的所有権を積極的に取得し、民間等の利活用を促進する。

< 財務内容の改善に関する事項 >

自己収入の確保のため、運営費交付金以外に、外部資金の積極的な獲得に努める。

中期計画の主な項目

< 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 >

自己評価による計画的な業務の改善と効率化、競争的研究環境の整備（競争的資金の獲得、研究評価等に基づく研究資源の傾斜配分）、共同研究の促進等による施設・機械の効率的活用、他の独立行政法人・大学等との研究の連携・協力、研究支援業務の効率化及び強化（研究支援業務の効率的運営、高度な専門知識を有する職員の配置）、事務の効率的処理

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 >

試験及び研究並びに調査（森林における生物多様性の保全に関する研究、森林の国土保全・水資源かん養・生活環境保全機能の高度発揮に関する研究、森林に対する生物被害・気象災害等の回避・防除技術に関する研究、多様な公益的機能の総合発揮に関する研究、地球環境変動下における森林の保全・再生に関する研究、効率的生産システムの構築に関する研究、森林の新たな利用を推進し山村振興に資する研究、循環型社会の構築に向けた木質資源の利用に関する研究、生物機能の解明と新素材の開発に向けた研究、森林・林業・木材産業政策の企画立案に資する研究）、分析及び鑑定、講習、標本の生産及び配布、行政、学会等への協力及び国際協力、成果の公表、普及、利活用の促進

<短期借入金の限度額> 1,100百万円

<剰余金の使途>

研究資金重点配分の原因として研究機器等の購入

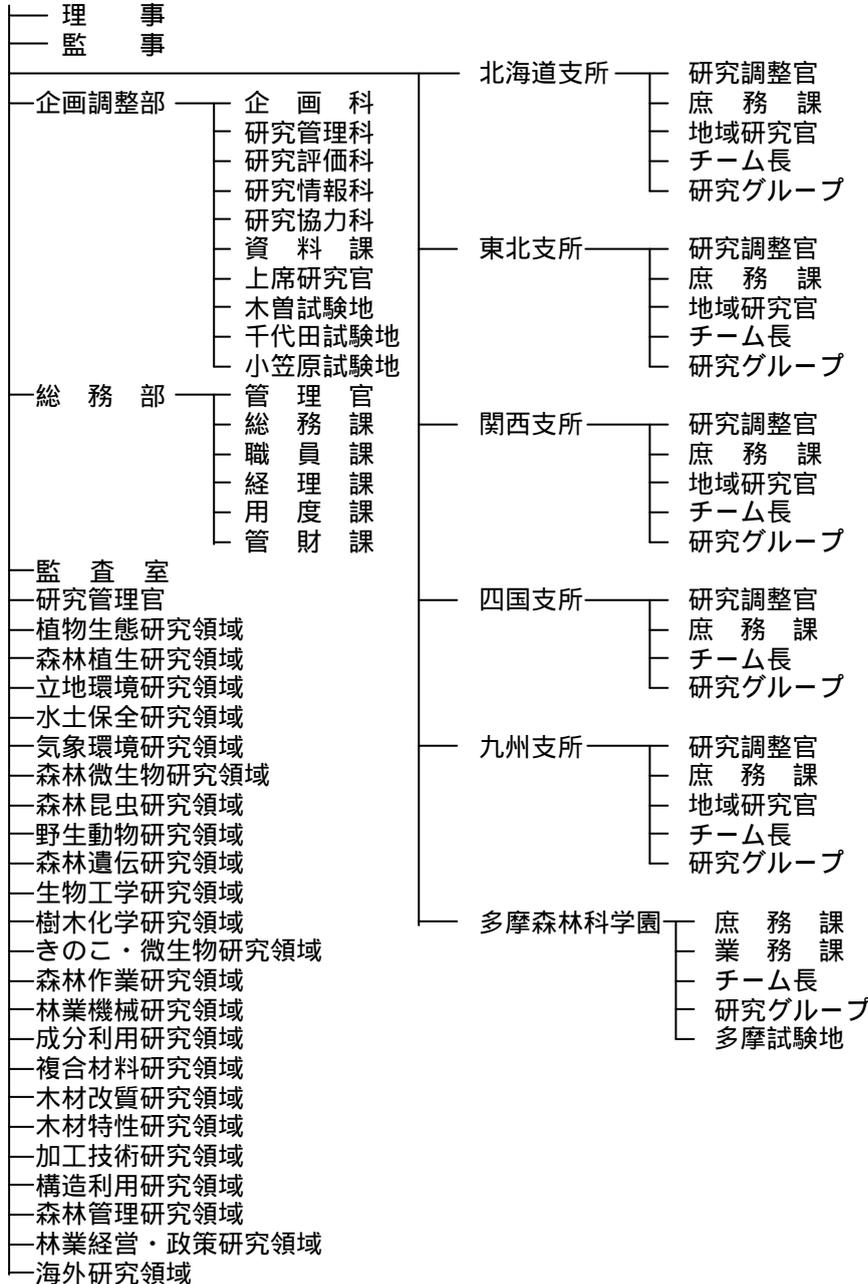
<その他業務運営に関する事項>

(施設及び設備に関する計画) ブナ帯環境変動解析棟増改築、研究施設の整備、地球温暖化防止森林成長解析施設

(職員の人事に関する計画) 業務運営の簡素化、適正化に努め、重点研究領域への配置転換等職員を適切に配置、常勤職員数の人員増の抑制(期初の常勤職員数 701 人から期末は 674 人へ)

参考(組織図)

理事長



独立行政法人水産総合研究センター

中期目標の概要

< 中期目標の期間 > 5年間

< 業務運営の効率化に関する事項 >

管理運営及び業務に要する経費については、人件費を除き毎年度平均で少なくとも前年度比1パーセント節減する。

- 1 運営状況、研究成果等について、外部専門家・有識者等の意見を参考にして適正に評価し、業務運営等に反映させるとともに、研究職員の業績評価を行い、評価結果を処遇等に反映させる。
- 2 積極的な外部資金の獲得及び研究評価に基づく研究資源の重点配分を行う。
- 3 施設、船舶、機械等の大学等との相互利用による効率的運用を図るとともに、船舶の運航管理等の研究支援業務の充実・高度化、効率的な運営を行う。
- 4 国公立研究機関、大学、海外機関等との共同研究による連携・協力及び研究者の交流を積極的に実施する。
- 5 事務処理の迅速化、簡素化、文書資料の電子媒体化等による管理事務業務の効率化に努める。

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 >

- 1 6つの研究重点領域（水産資源の持続的利用のための調査研究の高度化等）を設定し、水域の特性を活かしつつ、産業の活性化と時代の要望に応えるよう課題を設定し総合的に実施する。研究に係る目標の設定に当たっては段階的な達成目標を示すとともに研究対象を明示することにより、必ず達成すべき目標を具体的に示す。
- 2 高い専門知識が必要とされる分析・鑑定を実施するほか、講習会の開催、研修生の受入れ、国際機関への専門家の派遣等専門研究分野を活かした社会貢献を行う。
- 3 研究成果の積極的公表、研究成果のデータベースやマニュアル作成、研究所の一般公開等を行う。

< 財務内容の改善に関する事項 >

適切な業務運営を行い収支の均衡を図る。運営費交付金以外の農林水産省及び他省庁等からの競争的研究資金等を獲得し、活用する。

< その他業務運営に関する事項 >

任期付任用制度の活用、公募等により、内外の優れた人材を確保する。

中期計画の主な項目

< 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 >

評価・点検の実施、競争的研究環境の醸成、研究支援業務の効率化及び充実・高度化、他の独立行政法人等との研究の連携の強化及び共同研究等による研究の効率化・活性化、管理事務業務の効率化

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 >

試験及び研究並びに調査（水産資源の持続的利用のための調査研究の高度化、水産生物の機能の解明及び積極的な資源造成と養殖技術の高度化、水域生態系の構造・機能及び漁場環境の動態の解明とその管理・保全技術の開発、水産業の安定的経営と漁業地域の活性化のための研究の推進、消費者ニーズに対応した水産物供給の確保のための研究の推進、国際的視野に立った研究の推進）、専門分野を活かした社会貢献（分析及び鑑定、講習・研修、国際機関、学会等への協力、行政施策への協力）研究成果の公表・普及・利活用の促進

< 短期借入金の限度額 > 1,200 百万円

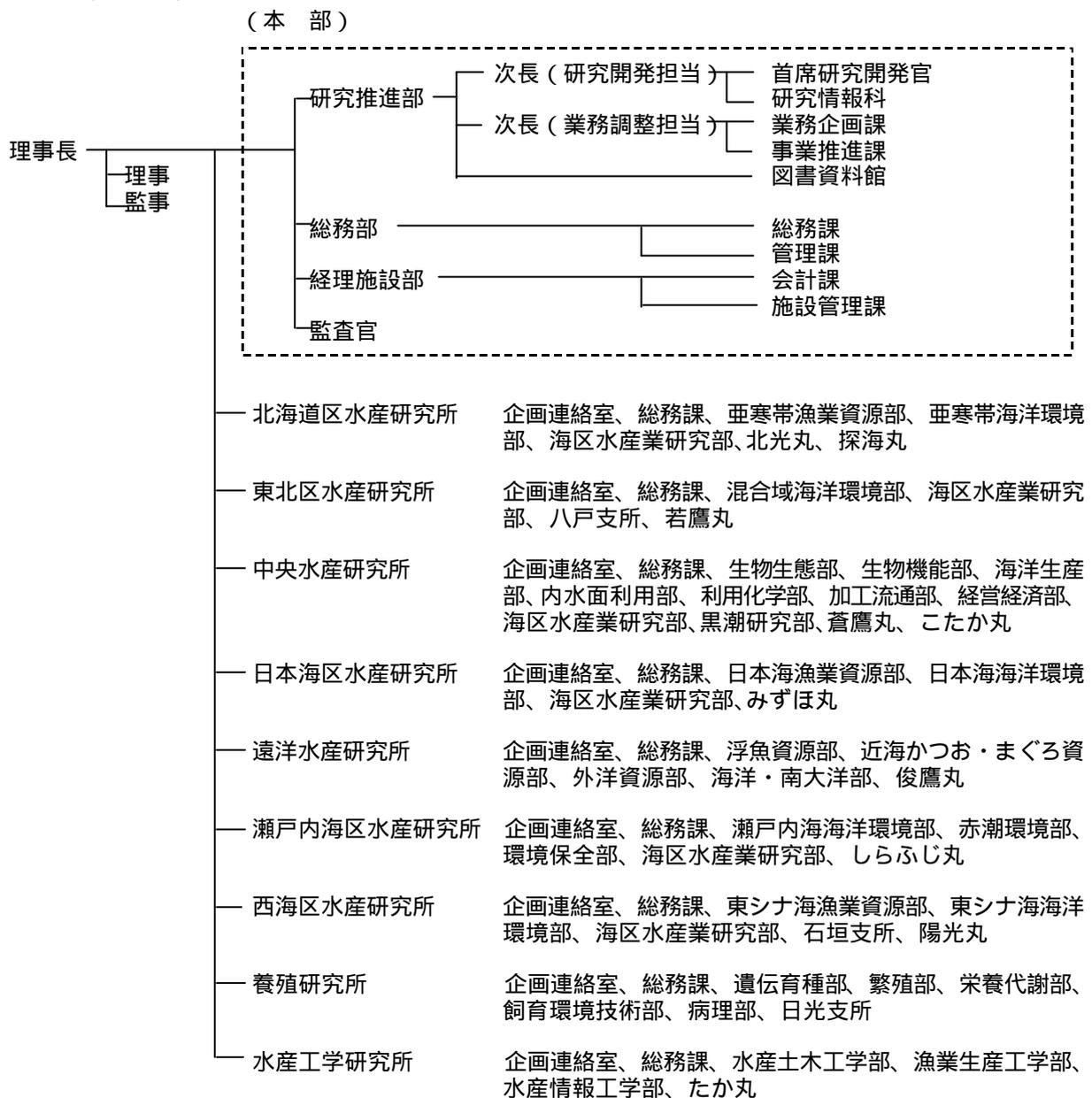
< 剰余金の使途 >

業務の充実・前倒しを行うことを目的として、試験研究の充実・加速及び研究用機器の更新・購入、設備の改修等に使用

< その他業務運営に関する事項 >

(人事に関する計画) 適切な職員の配置、常勤職員の人数増の抑制 (期初の常勤職員数 783 人から期末は 757 人へ) 若手研究職員の採用については任期付任用の拡大、ポストドクター等の派遣制度を活用

参考 (組織図)



独立行政法人経済産業研究所

中期目標の概要

< 中期目標の期間 > 5 年間

< 業務運営の効率化に関する事項 >

運営費交付金によって行う事業について、中期目標の期間中、新規追加・拡充部分を除き、毎年度平均で前年度比 1 パーセント程度効率化を図る。

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 >

- 1 内外の経済及び産業に関する事情並びに経済産業政策に関する基礎的な調査及び研究を国際シンポジウムや専門誌等で評価される水準で実施。経済政策分析シリーズや経済政策レビューの出版を通じて国内外の政策論争に指導的なインパクトを与えるような水準で実施する。
- 2 研究成果・政策提言を定期刊行物やインターネット等によって積極的に発信、国際シンポジウムに積極的に参加する。コンファレンス、セミナーの積極的な開催等を通じて、政策当局と研究者、産業界及び N P O、N G O 等における多くの分野の有識者、国民各層との間で率直かつ頻繁な意見交換が行われるような環境を醸成し、研究所の研究成果・提言内容を政策論争の場や政策形成プロセスに提供しよう努める。
- 3 政策形成に有用な暗黙知を形式知としてデータベース化し、政策研究・提言活動に必要な情報収集・閲覧が簡便かつ確実に行えるような体制を構築。情報システムの活用により政策研究・提言活動における情報収集・提供が頻繁かつ合理的に行えるような場の創設に努める。

これらの業務の実施を以下のような観点から質的な評価を行う。

- ・ 現下の政策当局では、発想できないような、あるいは取り組まれていないような斬新な政策研究・提言活動を中長期的な経済システム改革の視点をもって行うことができたか 等

< 財務内容の改善に関する事項 >

財務内容の健全性を確保する観点から、資金の借入れは、特段の事情がない限り、厳に慎む。本来得られる収入機会を逃していないか、固定経費が発生する等硬直的な組織運営となっていないか、使途の透明性が確保されているか、資金使途は有効かといった視点で、適切に執行されるよう努める。

< その他業務運営に関する事項 >

より高所から中長期的な経済システム改革のニーズを見据え、例外を設けず自由に研究課題を設定し、その遂行に当たっては、広範な分野から多様な人材を結集する。

中期計画の主な項目

< 中長期的な経済システム改革ニーズと研究クラスターの設定 >

I T 革命と経済システムの変化に対応した I T 活用の在り方等の検討、競争力の復活に向けた企業システムの変革と求められる周辺経済環境の整備、イノベーション（技術革新）システムの変化に対応した創造的な研究開発、経済のグローバル化と我が国の国際戦略のあり方に関する検討、新たな政治経済社会システムとマクロ経済構造のあり方に関する検討

< 研究・提言のための実施体制・実施方法 >

高い学術的水準の研究成果の確保（研究人材の観点から学術水準を確保等）中長期的な政策ニーズを見据えた適切な研究プロジェクトの設定を実現（適切なプロジェクトの設定とその遂行を実現するためのポテンシャルを確保等）これら研究・提言内容を効果的に普及するための方策の実施（インパクトの

ある充実した提言・普及活動を積極的に展開等) 政策研究・提言活動のパフォーマンスを向上させるための新たな取り組み(情報システムを活用したパフォーマンス向上に向けた新たな取り組み等) これら質的側面での充実の結果発出されるアウトプットに関する計画(質的側面での実現、指標面でのアウトプットの実現)

<短期借入金の限度額> 208百万円

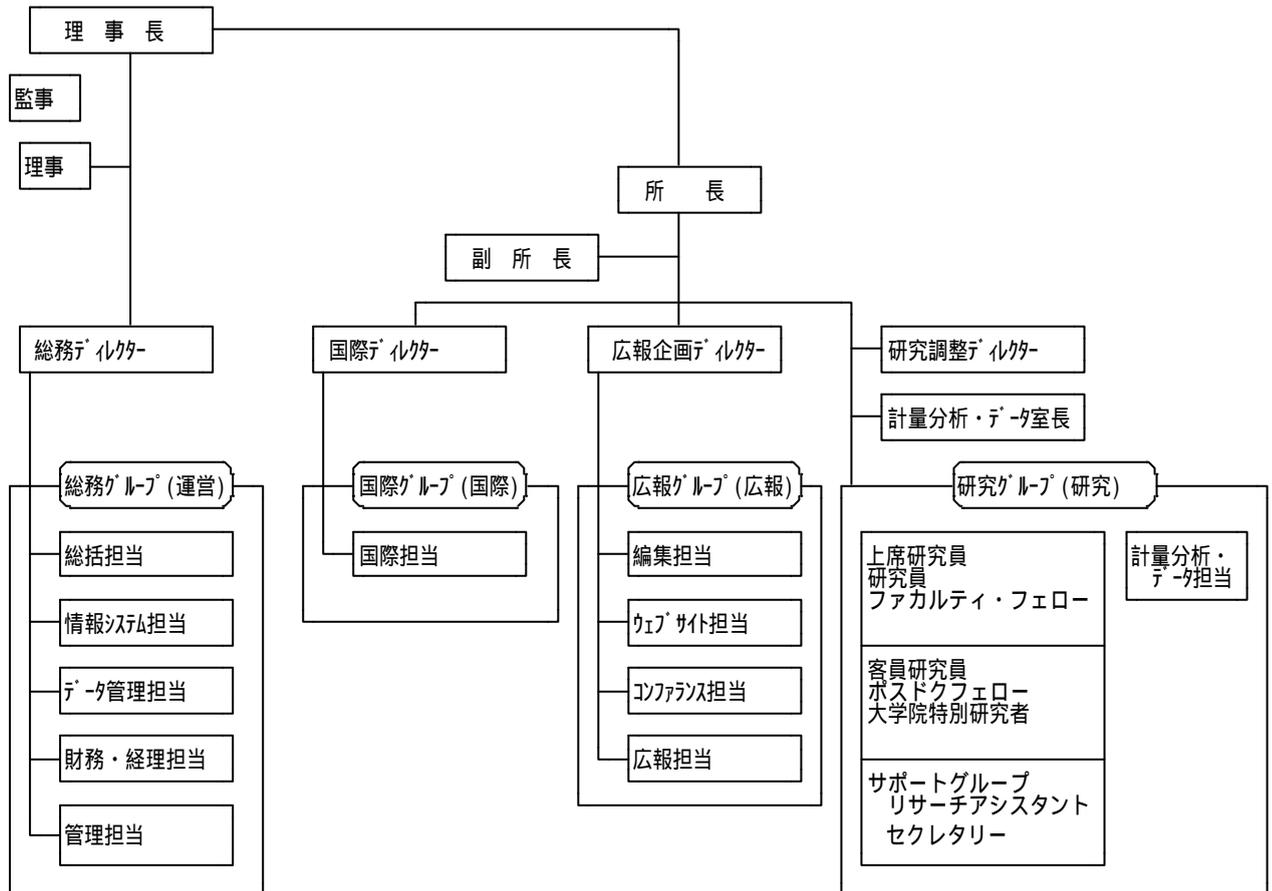
<剰余金の使途>

調査及び研究業務の追加実施等政策研究機関としてのパフォーマンス向上のための使途で使用

<その他業務運営に関する事項>

(人事に関する計画) 人員の確保及び人員の最適配置等の人事の円滑化、研究関係部門への重点化、流動的な雇用形態(任期付任用、非常勤、兼職等)の占める割合を50パーセント以上とする。

参考(組織図)



独立行政法人工業所有権総合情報館

中期目標の概要

< 中期目標の期間 > 5 年間

< 業務運営の効率化に関する事項 >

運営費交付金を充当して行う業務について、中期目標の期間中、新規追加・拡充部分を除き、毎年度平均で前年度比 1 パーセントの経費節減を図る。

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 >

- 1 [工業所有権関係公報等閲覧業務] 公報等を閲覧する利用者の利便性向上、各地における工業所有権情報の提供体制の整備充実を図る（閲覧用機器の処理速度や操作性の向上、設置場所及び台数の最適化）。
- 2 [審査・審判関係図書等整備業務] 審査・審判に関する技術文献等の資料を充実させる（特許協力条約に規定されている国際調査の対象となる非特許文献を最新のものまで収集し、一般利用者の閲覧に供する。）。
- 3 [工業所有権相談等業務] 工業所有権に関する相談の迅速化を図る（来館及び電話での相談は原則直ちに回答、文書及び電子メールでの相談は原則 3 開館日以内に回答）。
- 4 [工業所有権情報流通等業務] 開放特許の円滑な移転による新規事業の創出や、新製品開発活性化への寄与を図る（特許流通促進を支援する専門人材の派遣、開放特許に関する情報提供量の増大、簡便な情報提供サービス及び開放特許情報の活用アイデアの提供、将来の特許流通市場を担う多くの人材を育成するための環境整備、特許流通の認知度の向上及び円滑な推進のための環境に関する現状の調査・分析）。

これらの業務の実施については、特許流通促進を支援する専門人材の派遣人数、特許流通促進説明会の開催数、知的財産権取引事業に関するデータベースの登録者数等の指標を参考として評価を行う。

< 財務内容の改善に関する事項 >

偶然的要因により支出する場合を除く借入金を抑制する。財務内容の透明性を確保し、効率化予算による運営を行う。

< その他業務運営に関する事項 >

特許庁の審査・審判に対する支援の確保に努める。

中期計画の主な項目

< 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 >

コンピュータネットワークの活用、委託外注等の推進、資源配分の最適化、調達契約における効率化

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 >

- 1 [工業所有権関係公報等閲覧業務] 閲覧用機器の性能向上及び配置の見直し
- 2 [審査・審判関係図書等整備業務] 閲覧資料の充実
- 3 [工業所有権相談等業務] 相談等への迅速な対応
- 4 [工業所有権情報流通等業務] 開放特許に関する情報提供の拡大（人材活用等による特許流通の促進、開放特許情報等の情報提供・活用の促進、知的財産権取引事業の育成支援のための環境整備、特許流通に関する調査）

< 短期借入金の限度額 > 1,500 百万円

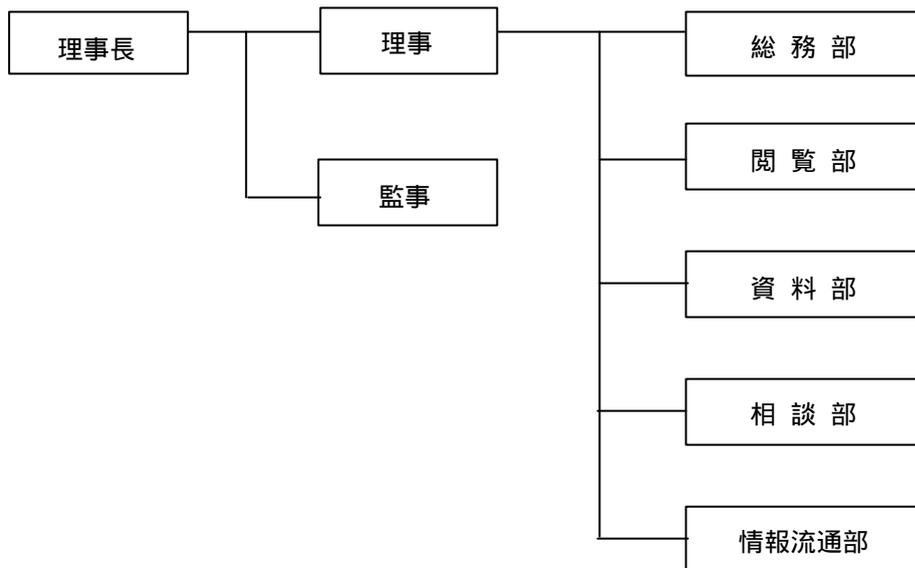
< 剰余金の使途 >

審査、審判に関する図書・文献の追加購入

< その他業務運営に関する事項 >

(人事に関する計画) 直接部門と一般管理部門の常勤職員の効率的配置

参考(組織図)



独立行政法人日本貿易保険

中期目標の概要

< 中期目標の期間 > 4 年間

< 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項 >

- 1 利用者の視点に立ったサービスの向上を図る（保険料率体系の簡素化・諸手続の合理化等による利用者の負担軽減、マニュアル化の徹底等による引受審査・保険金査定・回収等の処理の迅速化、利用者の意見を常に聴取）。
- 2 利用者のニーズの変化に対応したてん補リスクの質的及び量的な拡大を図る（リスクの分析・評価体制を整備し、より高度かつ複雑なリスク審査を必要とする案件の引受を的確に実施、貿易保険サービスの商品性の改善、収支相償等の観点からみて適正かつ効率的な事業に支障が生じない範囲で、保険料収入ベースでみたてん補リスクの総量を拡大、新回収スキームの円滑な実施及び保険事故債権の適切な管理及び回収）。

< 業務運営の効率化に関する事項 >

- 1 コスト意識の徹底による効率的な業務運営に努める（支店及び海外事務所の在り方を含めた組織の改善、業務処理の合理化・効率的な人事配置等による人件費負担の圧縮、業務費全体の効率的利用（業務費の保険料収入に対する比率を中期目標の期間中に 18 パーセント以下にするよう努力））。
- 2 情報処理システムへの投資に当たっての開発費及び改良費の節減を図る。

< 財務内容の改善に関する事項 >

- 1 リスクに応じた保険料の徴収等により、収支相償（経常損益ベース）を達成する。
- 2 中期目標の期間中に政府との再保険契約における再保険てん補率の引き下げが可能となるように、財産基盤の充実に努める（最終的には独立行政法人発足時の再保険てん補率（95 パーセント）から、5 パーセント引き下げることが可能となることを目標）。

中期計画の主な項目

< 国民に対して提供するサービスの向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 >

サービスの向上（お客様の負担軽減、意思決定の迅速化、業務処理の迅速化、案件管理の徹底）、ニーズの変化に対応したてん補リスクの質的及び量的な拡大（リスクの分析・評価体制の整備、保険商品の積極的開発、保険料収入ベースでみたてん補リスクの総量の拡大）、回収の強化

< 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 >

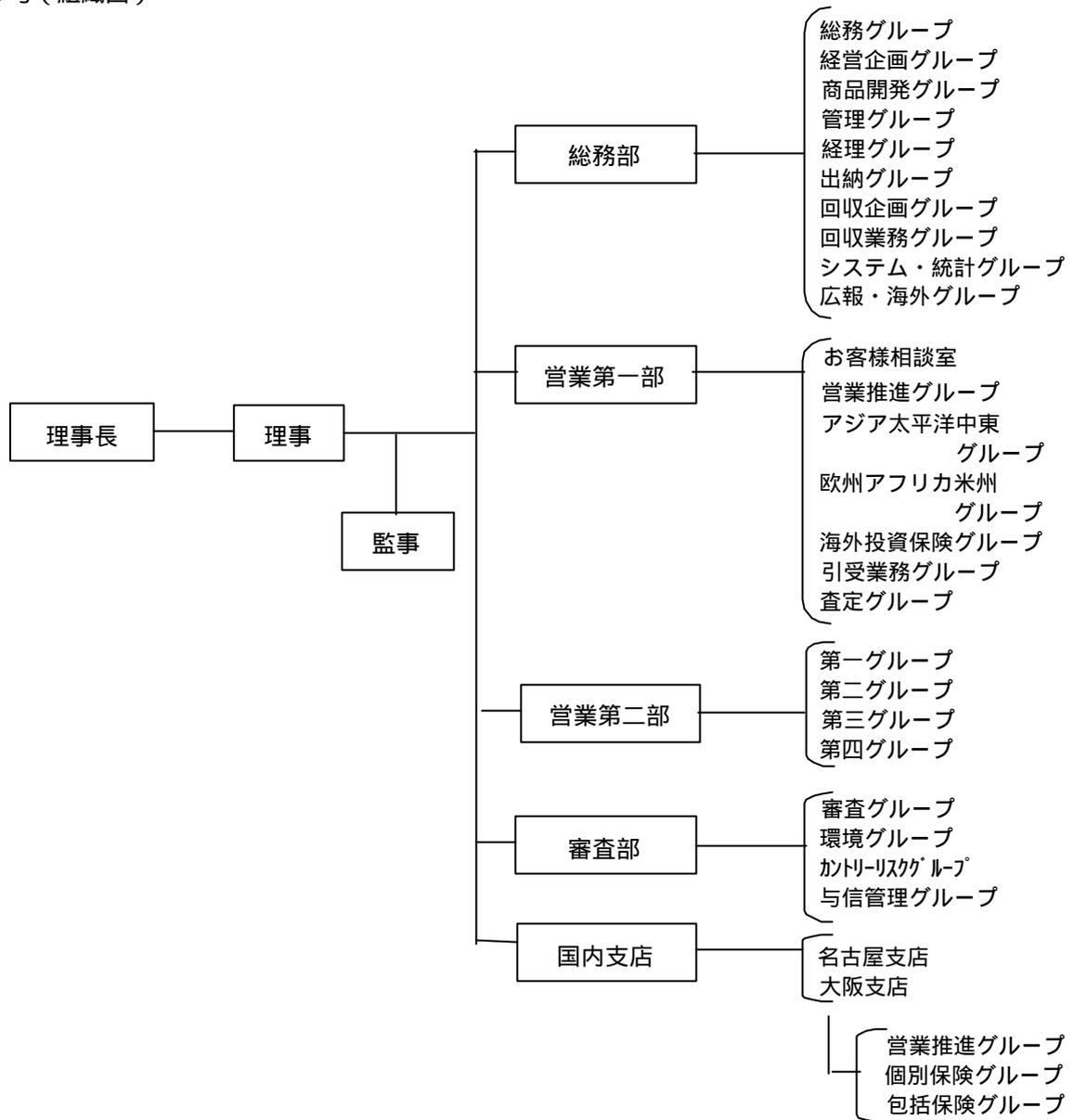
業務運営の効率化、次期システムの効率的な開発

< 人事に関する計画 >

民間企業から金融分野等における高度な専門性を有する職員を採用、職員に対する研修の充実、適正な人員の配置

< 短期借入金の限度額 > 10,600 百万円

参考（組織図）



独立行政法人産業技術総合研究所

中期目標の概要

< 中期目標期間 > 4年間

< 業務運営の効率化に関する事項 >

- 1 研究機関統合のメリットを最大限に活用し、多重構造を排除したフラットな研究組織の構築等業務運営効率の高い研究組織、制度を確立する。
- 2 科学技術基本計画等に沿った重点研究課題の選出、研究資源の集中投資による研究開発の効果的な推進など、研究課題の適切な選択及び重点化を図る。
- 3 定期的な評価結果に基づく機動的、効果的な研究組織形態を維持する。
- 4 外部ポテンシャルとの連携・協力の強化による研究推進の効率化を図る。
- 5 研究成果等の評価結果の研究資源配分への反映等による研究開発業務の向上を図る。
- 6 個人業績の評価、研修の実施等による勤労意欲の向上と能力の啓発を図る。
- 7 国内外の研究者コミュニティにおける人材の流動性を確保する。
- 8 管理業務における電子化の導入等事務処理の効率化を図る。
- 9 各業務における外部専門家の活用、外部委託の推進等外部能力の活用を図るほか、エネルギーの有効利用、環境影響への配慮に努める。
- 10 運営費交付金を充当して行う業務について、新規追加業務等を除き、毎年度、平均で前年度比1パーセントの経費の効率化を図る。

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 >

- 1 「鉱工業の科学技術」、「地質の調査」及び「計量の標準」に係る研究開発目標を遂行する。研究開発に当たっては、重要性の高い研究課題や萌芽的な研究課題の発掘、外部意見を取り入れた研究ユニット評価等研究活動の質的向上、インターネット等様々な形態による研究成果等の発信、産学官一体となった研究活動等を実施する。
- 2 研究成果の普及等を図るため、産業界等との研究協力・連携の推進、連携大学院制度等への協力、内部研究人材・研究ポテンシャルの外部への提供、政策立案への貢献、各種の標準化・規格化等知的基盤構築への貢献、国際的な研究展開等を実施する。
- 3 上記のほか、情報の公開への適正な対応、特許庁委託による生物株の寄託・分譲業務の円滑な遂行、独立行政法人製品評価技術基盤機構と標準化関係業務等に関する共同事業の実施に努める。

< 財務内容の改善に関する事項 >

- 1 運営費交付金を充当して行う事業については、「業務運営の効率化に関する事項」に配慮した予算により運営する。
- 2 外部資金の増加に努め、総予算に占める固定的経費割合の縮減を図る。

< その他業務運営に関する事項 >

施設・設備の適切な整備に努めるとともに管理業務に関わる支出額（人件費）を抑制する。

中期計画の主要な項目

< 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 >

効率的・権限と責任の明確な組織運営、戦略的な企画機能、機動的な研究組織、研究の連携・協力、評価と自己改革、職員の意欲向上と能力啓発、研究員の流動性の確保、業務の情報化の推進、外部能力の

活用、省エネルギーの推進、環境影響への配慮、事業運営全体の効率化

< 国民に対して提供すべきサービスその他の業務の質の向上を達成するためとるべき措置 >

鉱工業の科学技術の開発、地質の調査（知的な基盤の整備への対応）、計量の標準の設定等（知的な基盤の整備への対応）、産業界との連携、大学等の教育・研究への協力、人的ポテンシャルの活用による知的貢献、政策立案等への貢献、標準化・規格化等、積極的な国際活動、迅速かつ適正な情報の公開

< 短期借入金の限度額 > 23,818 百万円

< 剰余金の使途 >

研究用地の取得、研究用施設の新営・増改築、任期付職員の新規雇用 等

< その他業務運営に関する事項 >

（人事に関する計画） 研究業務に従事する新規採用者数に対する任期付き職員数が占める割合の順次引き上げ、全職員数に対する管理部門の職員数が占める割合の抑制的推移、人材の確保・養成等

参考（組織図）



独立行政法人製品評価技術基盤機構

中期目標の概要

< 中期目標の期間 > 5年間

< 業務運営の効率化に関する事項 >

- 1 期初において実施している業務について、中期目標の期間中、平均で前年度比1パーセントの業務経費の効率化を図る。
- 2 期中に新たに発生が見込まれる生物遺伝資源に係る業務等については、外部機関との協力・連携等により運営費交付金の増大を抑制する。

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 >

- 1 バイオテクノロジー及びその産業化のための技術基盤となる生物遺伝資源・情報を整備し、提供する。具体的には、微生物を中心に、生物遺伝資源の収集・保存及びその情報の収集・整理、情報の高付加価値化、遺伝子解析を容易にする情報システムの開発を行う。
- 2 化学物質の安全性に係る情報の収集・評価・提供とともに化学物質の審査、規制等に係る法施行業務の支援を行う。具体的には、化学物質ハザードデータベースの整備・公開、新規化学物質の審査、化学物質の排出量等の収集・公表等に関する支援、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律に基づく立入検査等を行う。
- 3 計測結果等の信頼性確保及び相互受入れ促進のため、国際規格に基づき試験事業者等の能力認定、計量標準物質の維持・管理を行う。具体的には、工業標準化法・計量法等に基づく試験事業者等の認定、計量標準物質を調製するための基準物質の保管、関連法令に基づく立入検査等を行う。
- 4 人間特性データ、製品事故・安全データ等の情報の収集・評価・整理・提供及び関連する評価・解析手法の開発・確立を行う。具体的には、人間基本動態特性データ収集のための計測手法の確立、福祉用具等の工学的評価・効用評価、消費生活用製品の事故情報の収集・評価・整理・提供、電気工事士法及び特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律に基づく講習関係業務等を行う。
- 5 上記のほか、標準化に向けた調査研究、国際的に統合したITセキュリティ評価プログラムの構築等に努める。

< 財務内容の改善に関する事項 >

業務の効率化による費用の低減、自己収入の増加等財務内容の改善を図る。運営費交付金を充当して行う事業については、「業務運営の効率化に関する事項」に配慮した予算により運営する。

< その他業務運営に関する事項 >

独立行政法人産業技術総合研究所との標準化関係業務等に関する共同事業を行うほか、試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項への適合、人材育成の推進を図る。

中期計画の主要な項目

< 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 >

共同研究等外部機関との協力・連携の推進、情報化の推進、自動化設備等の導入、意思決定手続きの簡素化、機動的な内部組織の構築と人員配置

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 >

バイオテクノロジー分野（生物遺伝資源及びその情報等の提供、生物遺伝資源に係る情報の高付加価値化、遺伝子解析ツールの開発の業務）、化学物質管理分野（化学物質総合管理情報の整備提供関係業務）

化学物質審査規制法、化学物質管理促進法、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律の関連業務)、適合性評価分野(工業標準化法に基づく試験事業者、計量法に基づく校正事業者及びダイオキシン類等極微量分析証明事業者等の認定関係業務。標準物質の維持・管理、製品安全4法等法律で規定された適合性評価機関の認定、工業標準化法、家庭用品品質表示法及び計量法に基づく立入検査及び国際提携の関係業務)、人間生活福祉分野(人間特性計測、福祉用具評価、製品安全及び鉱山保安法に基づく検定の関係業務、講習関係業務)、その他の業務(標準化、ITセキュリティ、依頼試験評価等の業務。独立行政法人産業技術総合研究所との共同事業、試験等の評価結果の信頼性確保、人材育成の推進)

<短期借入金の限度額> 3,200百万円

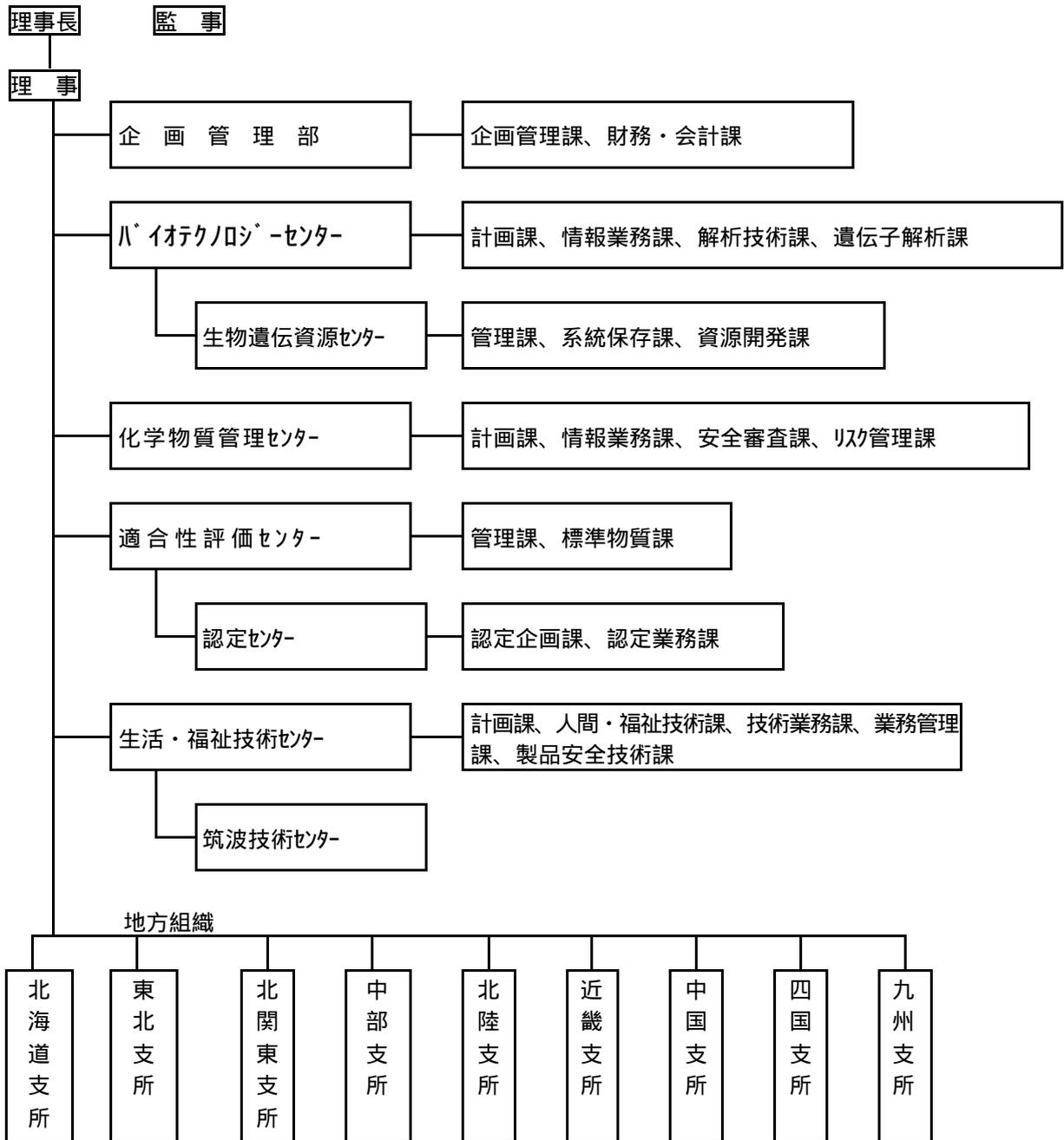
<剰余金の使途>

人材育成・能力開発・研修、調査研究、学識経験者等の招へい、先行投資(施設・設備等の購入)、任期付職員の新規雇用、講習関係業務

<その他業務運営に関する事項>

(人事に関する計画) 配置転換、外部人材の活用による常勤職員の人件費割合の抑制。平成17年度の総事業費に占める常勤職員の人件費割合を13年度以下とするよう常勤職員数の抑制、任期付任用の促進等

参考（組織図）



独立行政法人土木研究所

中期目標の概要

< 中期目標の期間 > 5 年間

< 業務運営の効率化に関する事項 >

- 1 研究ニーズの高度化、多様化に対応し得る機動的な組織運営を図る。
- 2 効果的な研究及び技術開発（以下「研究開発」という。）を行うための研究評価体制の構築と研究開発における競争的環境を拡充する。
- 3 業務の情報化・電子化及びアウトソーシングの実施による業務運営の効率化を図る。特に、一般管理費（人件費、公租公課等の固定的経費を除く。）について、本中期目標期間中における当該経費の総額を初年度の当該経費に5を乗じた額に比べて2.4パーセント程度抑制する。
- 4 研究所が保有する施設、設備の外部への利用提供体制を整える。

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 >

- 1 土木技術の高度化及び社会資本の整備・管理に必要な研究開発を計画的に推進する。
- 2 社会資本の整備・管理に係る社会的要請の高い課題への早急な対応を図る（具体的には、安全の確保・良好な環境の保全と復元・社会資本整備の効率化）。
- 3 関係分野及び異分野の国内外の公的研究機関、大学、民間研究機関等との共同研究や人事交流等の拡充に努める（国内における共同研究については、本中期目標の期間以前の5年間に比べ10パーセント程度件数を増加）。
- 4 災害その他の技術的課題に対し職員を国や地方公共団体等へ派遣する等技術指導を積極的に展開する。
- 5 学会での報告、学術誌への論文掲載、研究成果発表会及びメディアへの発表を通じて研究成果の効果的な普及を図るとともに外部からの評価を積極的に受入れる。

< 財務内容の改善に関する事項 >

運営費交付金等を充当して行う業務については、< 業務運営の効率化に関する事項 > で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し当該予算により運営する。

< その他業務運営に関する事項 >

- 1 施設・設備の効果的な利用と計画的な整備・更新及び適切な維持管理に努める。
- 2 高度な研究業務の推進のための必要な人材の確保及び人員の適正配置による業務運営の効率化を図る。

中期計画の主な項目

< 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 >

組織運営における機動性の向上（再編が容易な研究組織形態の導入、研究開発の連携・推進体制の整備）、研究評価体制の構築と研究開発における競争環境の拡充（研究評価体制の構築、競争的資金等外部資金の活用の拡充）、業務運営全体の効率化（情報化・電子化の推進、アウトソーシングの推進、一般管理費の抑制）、施設、設備の効率的利用

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 >

研究開発の基本的方針（土木技術の高度化及び社会資本の整備・管理に必要な研究開発の計画的な推進、社会資本の整備・管理に係る社会的要請の高い課題への早急な対応）、他の研究機関等との連携

等（共同研究の推進、研究者の受入れ）技術の指導及び研究成果の普及（(ア)研究成果のとりまとめ方針及び迅速かつ広範な普及のための体制整備（イ）論文発表、メディア上での情報発信等（ウ）研究成果の国際的な普及等）

< 短期借入金の限度額 > 900 百万円

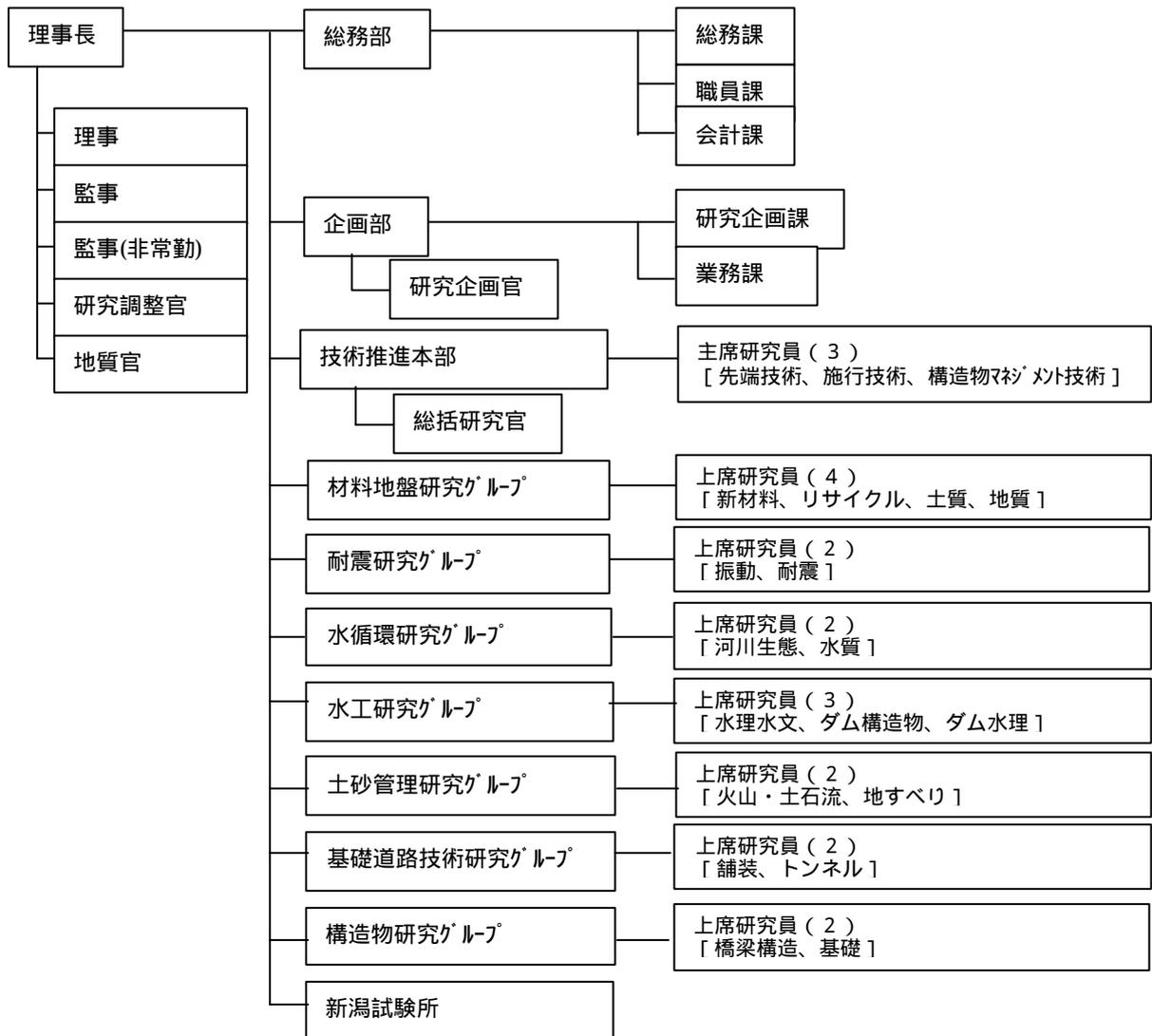
< 剰余金の使途 >

研究開発及び研究基盤の整備充実

< その他業務運営に関する事項 >

（人事に関する計画） 定年退職等を含めた適切な人員管理を行い、減員については効率的・効果的な研究開発の実施のため、公募による選考採用や関係省、大学及び他の研究機関等との人事交流、任期付き研究員の採用を図る。また、定型的業務の外部委託化の推進などにより人員増は行わない。

参考（組織図）



独立行政法人建築研究所

中期目標の概要

< 中期目標の期間 > 5年間

< 業務運営の効率化に関する事項 >

- 1 研究ニーズの高度化、多様化に対応し得る機動的な組織運営を図る。
- 2 効果的な研究開発を行うための研究評価体制の構築と研究開発における競争的環境の拡充する。
- 3 業務の情報化・電子化及びアウトソーシングの実施による業務運営の効率化を図る。特に、一般管理費（人件費、公租公課等の固定的経費を除く。）について、本中期目標期間中における当該経費の総額を初年度の当該経費に5を乗じた額に比べて2.4パーセント程度抑制する。
- 4 研究所が保有する施設、設備の外部への利用提供体制を整える。

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 >

- 1 建築・都市計画技術の高度化及び建築の発達・改善及び都市の発展・整備のために必要となる研究開発を計画的に推進する。
- 2 建築の発達・改善、都市の発展・整備に係る社会的要請の高い課題への早急な対応を図る（具体的には、国民の安全性の向上、良好な地球環境・地域環境の保全・創造、国民の生活環境の質の向上）。
- 3 関係分野及び異分野の国内外の公的研究機関、大学、民間研究機関等との共同研究（各年度において30件程度実施）や人事交流等の拡充に努める。
- 4 災害その他の技術的課題に対し職員を国や地方公共団体等へ派遣する等技術指導を積極的に展開する。
- 5 学会での報告、学術誌への論文掲載及びメディアへの発表を通じて研究成果の効果的な普及を図るとともに外部からの評価を積極的に受け入れる。
- 6 地震工学に関する研修及び研究を実施し、技術者等の養成を行い、開発途上国等における地震防災対策の向上に資する。

< 財務内容の改善に関する事項 >

運営費交付金等を充当して行う業務については、< 業務運営の効率化に関する事項 > で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し当該予算により運営する。

< その他業務運営に関する事項 >

- 1 施設・設備の効果的な利用と計画的な整備・更新及び適切な維持管理に努める。
- 2 高度な研究業務の推進のための必要な人材の確保及び人員の適正配置による業務運営の効率化を図る。

中期計画の主な項目

< 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 >

組織運営における機動性の向上、研究評価体制の構築及び研究開発における競争的環境の拡充（研究評価体制の構築、競争的資金等外部資金の活用の拡充）、業務運営全体の効率化（情報化・電子化の推進、アウトソーシングの推進、一般管理費の抑制）、施設、設備の効率的利用

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 >

研究開発の基本的方針（建築・都市計画技術の高度化及び建築の発達・改善及び都市の発展・整備のために必要となる研究開発の計画的な推進、建築の発達・改善、都市の発展・整備に係る社会的要請の

高い課題への早急な対応)、他の研究機関等との連携等(共同研究の推進、研究者の受入れ)、技術の指導及び研究成果の普及(ア)研究成果のとりまとめ方針及び迅速かつ広範な普及(イ)論文発表、メディア上での情報発信等(ウ)研究成果の国際的な普及等)、地震工学に関する研修生の研修

<短期借入金の限度額> 400百万円

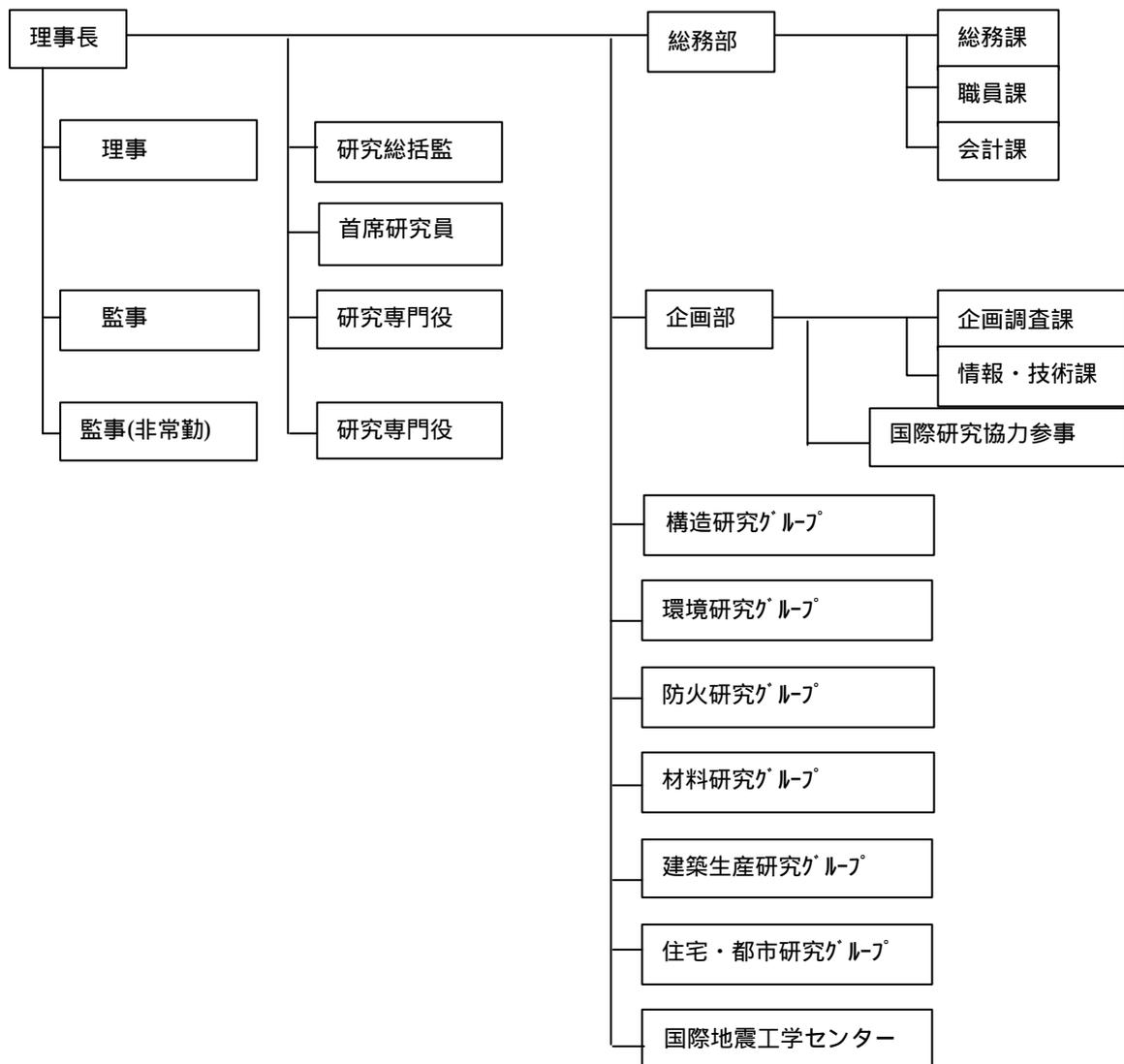
<剰余金の使途>

研究開発及び研究基盤の整備充実

<その他業務運営に関する事項>

(人事に関する計画) 定年退職等を含めた適切な人員管理を行い、減員については効率的・効果的な研究開発の実施のため、公募による選考採用や関係省、大学及び他の研究機関等との人事交流、任期付き研究員の採用を図る。定型的業務の外部委託化の推進などにより人員増は行わない。

参考(組織図)



独立行政法人交通安全環境研究所

中期目標の概要

< 中期目標の期間 > 5 年間

< 業務運営の効率化に関する事項 >

- 1 社会ニーズ、新規分野、新技術等に対応できる責任を明確にした体制の整備及び組織の再編成についての継続的な検討を進める。
- 2 任期付き任用、競争的研究環境の形成等を通じた人材活用に努める。
- 3 管理・間接業務の外部委託・電子化等の措置による業務処理の効率化を図る。特に、一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除く。）について中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当額に5を乗じた額。）を2パーセント程度抑制する。

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 >

- 1 社会的ニーズに沿った8領域の重点研究領域（安全確保3、環境保全2、エネルギー資源1、インフラの有効利用等交通体系2の各領域）における重点的な研究等を実施する。
- 2 研究レベルの向上と活力ある業務運営の確保を目指した研究者の資質の向上に努める。
- 3 公正で透明性の高いルールに基づいた研究者に対する評価を実施する。
- 4 外部機関との共同研究並びに外部機関からの研究者の受入等産学官の連携の強化、国際機関における基準策定等に関する技術的支援等の活動の推進、行政・民間等外部からの受託研究、受託試験の実施、研究所施設・設備の外部による活用等、他機関との有機的な連携を推進する。
- 5 国民に対する研究成果の普及と活用を促進するとともに外部への研究成果の発表件数等を増加させる。
- 6 自動車等の保安基準適合性の審査が常時確実に実施できる体制を整える。

< 財務内容の改善に関する事項 >

運営費交付金等を充当して行う業務については、< 業務運営の効率化に関する事項 > で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し当該予算により運営する。

< その他業務運営に関する事項 >

- 1 研究・審査施設の計画的な整備・更新の実施と適切な維持管理に努める。
- 2 業務を確実かつ効率的に遂行するため、職員の適性に照らし適切な部門に配置する。

中期計画の主な項目

< 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 >

研究組織体制の整備及び組織の見直しの継続的な検討、自動車等審査組織の機動的かつ柔軟な編成、人材の効率的かつ効果的な活用、業務運営の効率化

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 >

中期目標の期間中に実施する研究（事故の原因究明、事故防止策の究明、被害軽減策の究明、地域環境の改善、地球環境の保全、エネルギー資源の節約及び多様化、都市交通システムの機能向上、交通インフラの機能向上・有効活用）、重点研究領域における財的資源の重点的な投入による研究の推進、研究者の資質の向上、研究者評価の実施、研究交流の推進（産学官の連携推進、人的交流の推進）、国際活動の活発化、行政・民間等の外部からの受託研究と受託試験の実施、研究所所有の施設・設備の外部による活用、成果の普及と活用促進、自動車等の審査業務

< 短期借入金の限度額 > 400 百万円

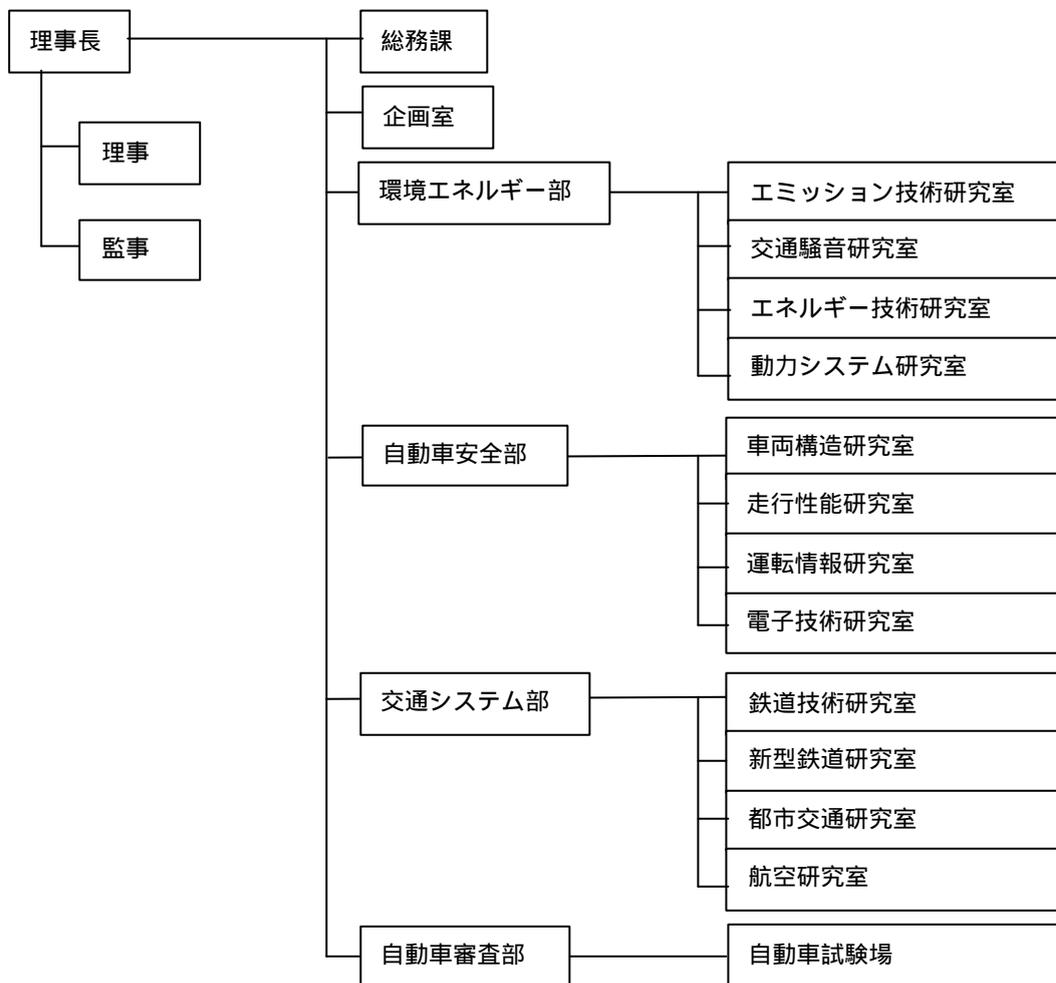
< 剰余金の使途 >

研究費への繰り入れ、海外交流事業（招へい、ワークショップ、国際会議等）の実施、広報活動の実施、施設・設備の整備

< その他業務運営に関する事項 >

（人事に関する計画） 中期目標の期間中に増員が必要となる場合にも、業務運営の効率化、定型的事務の外部委託化の推進などにより計画的削減を行い人員を抑制（期末の常勤職員数を期初の 97 パーセント程度とする。）

参考（組織図）



独立行政法人海上技術安全研究所

中期目標の概要

< 中期目標の期間 > 5 年間

< 業務運営の効率化に関する事項 >

- 1 高度化、多様化する研究テーマに柔軟に対応するために、複数の研究部の連携や任期付研究者の拡充等により、弾力的な運営が可能な組織体制を構築する。
- 2 重要プロジェクトへの若手研究者の登用、職務に対するインセンティブを考慮した給与システムの導入等を通じ、研究活動の活性化、効率化の推進を図る。
- 3 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除く。）について中期目標の期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に5を乗じた額。）を2パーセント程度抑制させるとともに、研究所の運営総経費に占める研究業務経費割合の拡大及び定型的業務のアウトソーシングによる業務運営の効率化を図る。

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 >

- 1 以下のミッションを中期目標の期間中における研究所活動の基本事項として実施する（行政との有機的連携の下で、海上における安全の確保・海洋環境の保全等の基準策定のための基盤的研究の推進、社会ニーズに対応した革新的技術開発の推進、海事分野における知的基盤の整備、造船分野における産業競争力の再生・強化の支援）。具体的措置は次の各事項
- 2 海上輸送、海洋開発、海洋環境の各分野における社会ニーズに沿った重点的研究の推進
- 3 産学官の有機的連携による革新的技術開発の効率的、効果的な推進
- 4 技術開発活動の発信機能・能力を強化することによる成果の普及と活用促進
- 5 中小事業者に対する技術支援等海運関連産業の競争力再生及び強化の支援
- 6 国際機関における国際基準策定業務等への貢献等国際対応の強化

< 財務内容の改善に関する事項 >

運営費交付金を充当して行う業務については、< 業務運営の効率化に関する事項 > で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し当該予算により運営する。

< その他業務運営に関する事項 >

- 1 社会ニーズ及び情報化に対応するため、施設等の計画的な整備を進める。
- 2 研究テーマに的確に対応するために必要な増員を行うとともにアウトソーシングの推進等による業務の効率化を行い、人員の計画的な削減を図る。

中期計画の主な項目

< 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 >

組織運営の改善（研究戦略の立案・調整、横断的研究テーマへの円滑な対応、組織運営に関する継続的な検討、研究者の流動性の確保）、競争的環境の醸成、間接業務の効率化による一般管理費の縮減、研究所の運営総経費に占める研究業務経費割合の拡大、アウトソーシングの推進

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 >

研究対象領域の設定（海上輸送の安全の確保に関する研究、海上輸送の高度化に関する研究、海洋の開発に関する研究、海洋環境の保全に関する研究、前述各事項の研究推進に資する基礎的・先導的シーズの研究）、中期目標の期間中に重点的に取り組む研究（海上輸送の安全の確保、海上輸送の高度化、海洋の

開発、海洋環境の保全)、効率的な研究実施、研究交流の促進(産学官の連携推進、人的交流の推進)、研究成果の発表及び活用促進、施設・設備の外部による利用等、国際活動の活性化

<短期借入金の限度額> 700 百万円

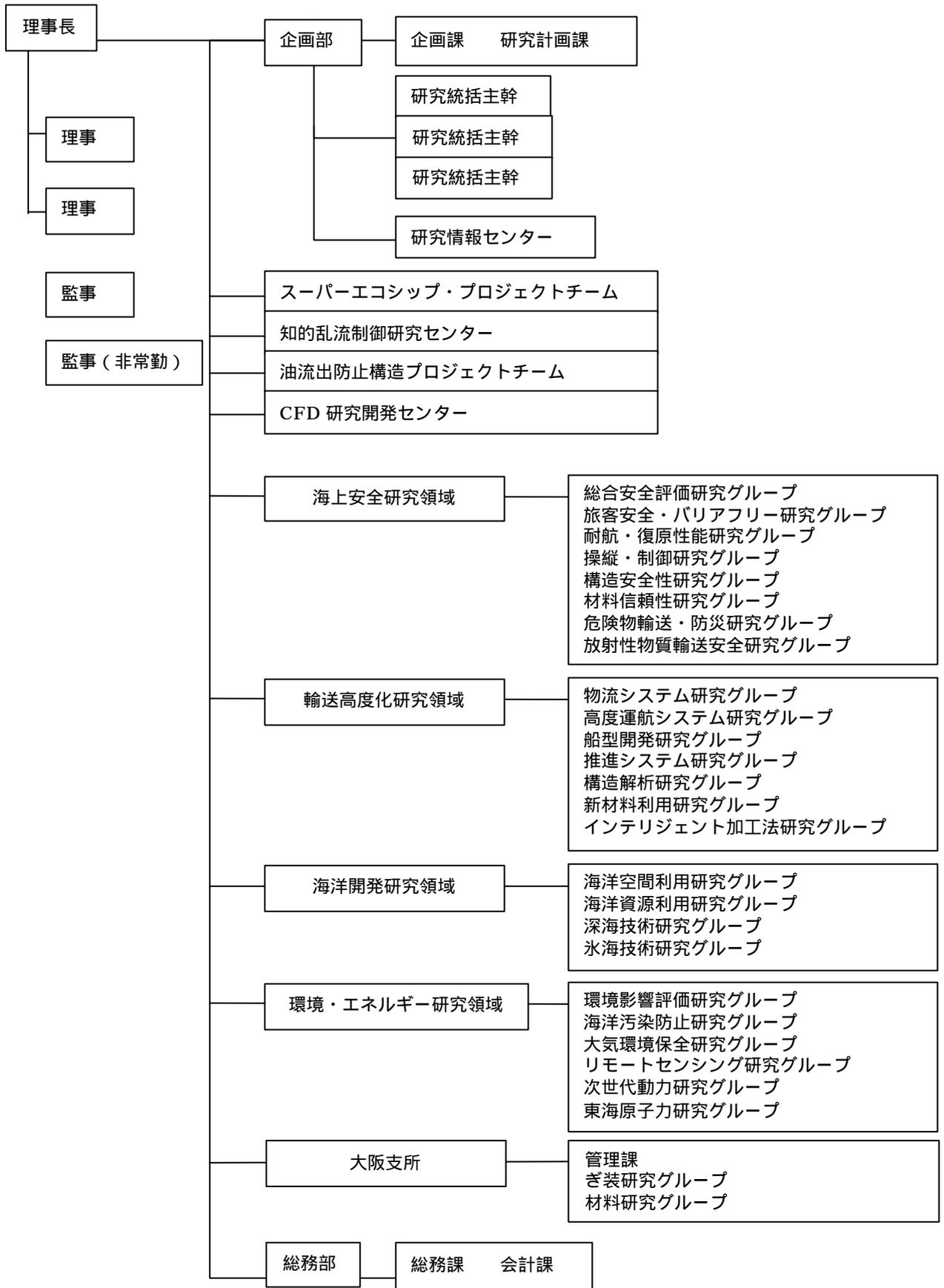
<剰余金の使途>

施設・設備の整備(補修等を含む。)業務に必要な土地・建物の購入、海外交流事業の実施(招へい、セミナー、国際会議の開催) 所内公募型研究の実施財源

<その他業務運営に関する事項>

(人事に関する計画) 民間経験者や高い専門性を有する研究者の選考採用による幅広い人材登用・適正な人員配置とともに必要な体制強化に対応するための増員と定型的業務の外部委託化の推進など業務の効率化による人員の計画的削減(期末の常勤職員数を期初の93パーセント程度とする。)

参考（組織図）



独立行政法人港湾空港技術研究所

中期目標の概要

< 中期目標の期間 > 5年間

< 業務運営の効率化に関する事項 >

- 1 高度化、多様化する研究ニーズに迅速かつ効果的に対応するための弾力的な組織運営の確保を図る。
- 2 任期付研究者の受け入れの拡充、研究所内の競争的環境の形成等を通じた人材の活用を図る。
- 3 定型的業務の外部委託、間接経費の削減等による業務運営の効率化を図る。具体的には、一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除く。）について、中期目標の期間中に見込まれる総額を初年度の当該経費相当分に5を乗じた額に対し、2パーセント程度抑制する。

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 >

- 1 重点的に取り組むべき研究領域を設定し着実に実施する。萌芽的研究に対する先見性と機動性を持った的確な対応、外部の競争的資金の積極的な導入を図るとともに研究評価体制を整備する。
- 2 他機関との有機的連携の強化によるより高度な研究の実現に努める。
- 3 研究所の諸活動によって得られた研究成果の国民に対する積極的な公表及び講習会の開催等による研究成果の普及、研究成果に基づく特許等の獲得と活用を積極的に行う。
- 4 業務の質の向上を図るため、適切な手法により研究者の評価を行う。
- 5 国土交通大臣の指示があった場合には迅速かつ適切に対応する。

< 財務内容の改善に関する事項 >

運営費交付金を充当して行う業務については、< 業務運営の効率化に関する事項 > で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し当該予算により運営する。

< その他業務運営に関する事項 >

- 1 研究施設の計画的な整備の推進と適切な維持・管理に努める。
- 2 研究者を始めとする職員の適性に照らし、適切な部門に配置する。

中期計画の主な項目

< 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 >

組織運営（効率的な組織編成と人員配置による研究体制の整備）、人材活用（研究活動の活性化・効率化を推進するための各種の人材活用措置の実施）、業務運営（定型的業務の積極的な外部委託と一般管理費の削減）

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 >

研究活動の推進のための措置（研究の重点的实施、重点研究領域における特別研究の実施、萌芽的研究への対応、受託研究の実施、外部資金の活用、研究評価体制の整備）、他機関との有機的連携のための措置（共同研究の推進、研究交流の推進、国の関係機関との人事交流）、研究成果の公開・普及及び技術移転のための措置（論文の投稿及び講演等による研究成果の発表、研究報告書の刊行等、国民への情報提供、技術移転の実施、大学等への講師等としての派遣、知的財産権の取得・活用）、研究者評価の実施のための措置（適切な評価基準の設定と公正な評価の実施）、国土交通大臣の指示への対応のための措置（災害発生時等に迅速かつ適切な対応が可能な体制の整備）

< 短期借入金の限度額 > 300百万円

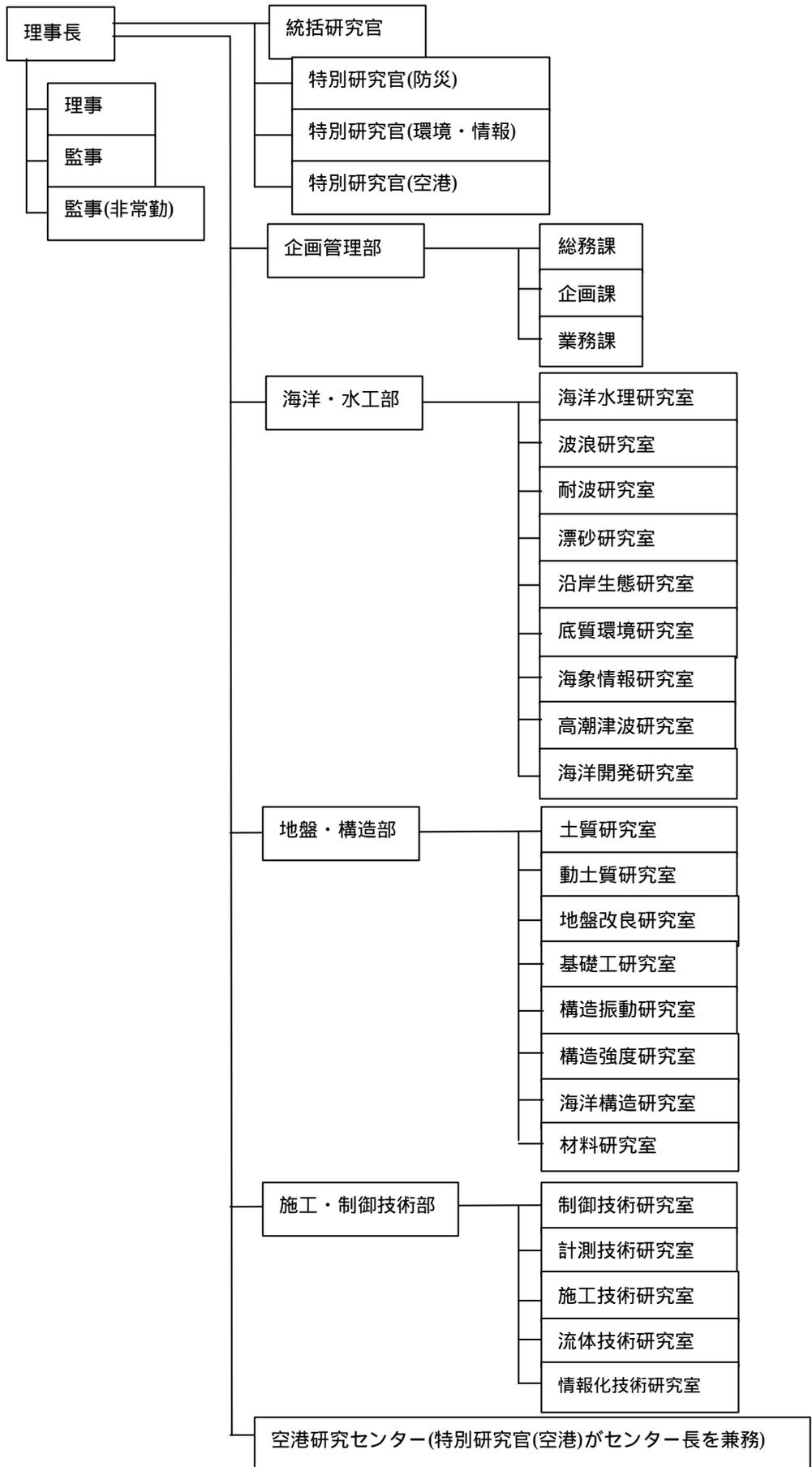
< 剰余金の使途 >

既存の研究施設及び建物の改修及び改造、実験機器の購入、研究業務に緊急に必要となる土地・施設等の取得、緊急かつ突発的に発生する研究業務（独立行政法人港湾空港技術研究所法第 12 条の規定に基づく国土交通大臣の指示に関連するもの等）、任期付研究者等の追加採用、海外との研究交流の追加実施（研究者の派遣・招へい、国際会議等の開催）

<その他業務運営に関する事項>

（人事に関する計画） 職員の適性に照らした適切な部門への配置、研究者の配置に当たっては研究者評価の結果も含めて総合的に考慮（期末の常勤職員数を期初の 97 パーセント程度とする。）

参考（組織図）



独立行政法人電子航法研究所

中期目標の概要

< 中期目標の期間 > 5 年間

< 業務運営の効率化に関する事項 >

- 1 高度化、多様化する社会ニーズに迅速かつ効果的に対応するための弾力的な組織運営を確保する。
- 2 公正で透明性の高いルールにより職員の個性と創造性を伸ばすよう配慮した職員の評価を行う。
- 3 管理業務等の外部委託による業務負荷の低減及び管理・間接業務経費の縮減等による業務運営の効率化を図る。特に、一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除く。）について、本中期目標の期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に5を乗じた額。）を2パーセント程度抑制する。

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 >

- 1 社会ニーズを適切に把握し将来的な発展性と基礎研究の重要性等を考慮した重点研究開発領域を設定し、競争的資金の獲得・研究評価・研究者の資質向上等の措置による研究成果の質の向上を目指す。
- 2 内外の研究機関等との共同研究・受託試験の増加、最新技術動向の把握や研究成果の発信のための積極的な海外との人材交流等他機関との有機的連携により高度な研究の実現に努める。
- 3 国民に対する研究成果の広報、行政への研究成果の反映、各種メディアを通じた研究成果の公表及び特許出願件数を増加させることにより業務成果の普及と活用を図る。

< 財務内容の改善に関する事項 >

運営費交付金を充当して行う業務については、< 業務運営の効率化に関する事項 > で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し当該予算により運営する。

< その他業務運営に関する事項 >

- 1 基盤的設備の計画的整備の推進と施設・設備の計画的な更新を進める。
- 2 人事計画の策定による適切な法人運営を図る。

中期計画の主な項目

< 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 >

研究実施体制の効率化、人材活用の計画的な実施、業務運営の効率化、研究所施設・設備利用の効率化

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 >

重点研究開発領域の設定(新しい通信技術に関する研究開発、新しい航法システムに関する研究開発、新しい監視システムに関する研究開発、新しい航空交通管理に関する研究開発)、基盤的・先導的研究の実施、国の推進するプロジェクト等への参画、競争的資金の獲得、研究者の資質向上、共同研究・受託試験等の積極的な推進、国際交流及び国際貢献、人材交流の積極的な実施、研究成果の普及・成果の活用促進等

< 短期借入金の限度額 > 300 百万円

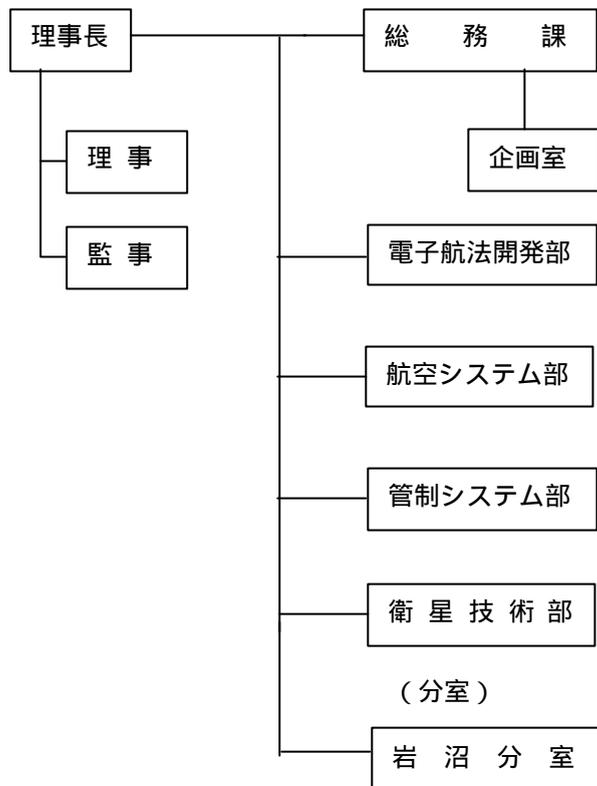
< 剰余金の使途 >

研究費、施設・設備の整備、国際交流事業の実施（招聘、セミナー、国際会議等の開催）

< その他業務運営に関する事項 >

（人事に関する計画）業務処理の工夫による人材の適正配置（期末の常勤職員数を期初の94パーセントとする。）

参考（組織図）



独立行政法人北海道開発土木研究所

中期目標の概要

< 中期目標の期間 > 5年間

< 業務運営の効率化に関する事項 >

- 1 業務の情報化の促進、外部委託の活用、研究情報の電子化等研究環境の整備の促進により事務の効率化を図る。特に、一般管理費（人件費、職員数の削減に伴い新たに外注化する業務に係る経費を除く。）については、中期目標期間中における当該経費総額を2.4パーセント程度抑制する。
- 2 公平性、透明性を確保した上の研究内容・研究体制等の点検、自己評価の実施等による柔軟かつ効率的な組織運営を図る。
- 3 研究施設の大学・民間企業等との共同利用の仕組みの導入を図る。

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 >

- 1 長期的に取り組む経常的な研究として5つの研究開発領域を設定し、重点的に推進する。また、短期間に集中的に取り組む研究を設定し、重点的に推進する。
- 2 産学官の連携による共同研究の実施とともに民間部門への技術移転の促進により産業の育成振興に貢献する。
- 3 外部機関からの要請に応じた技術指導の積極的な展開と研究集会等における研究論文の発表等研究成果の普及を図る。
- 4 北海道開発局等の事業実施における技術的問題解決のための試験研究等の委託に応じ適切な実施を図る。
- 5 国土交通大臣の災害支援に関する指示に応じて、迅速かつ的確に対応する。

< 財務内容の改善に関する事項 >

運営費交付金を充当して行う事業については、< 業務運営の効率化に関する事項 > で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し当該予算により運営する。

< その他業務運営に関する事項 >

- 1 研究施設等の計画的な整備を図る。
- 2 北海道開発局等との計画的な人事交流及び多様で質の高い人材確保ができるよう計画的な人事管理を行う。

中期計画の主な項目

< 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 >

事務の簡素化等による効率的な体制の整備、研究計画・成果等に対する自己評価と点検、施設設備の効率的利用の仕組みの導入

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 >

重点研究開発領域の設定（長期的に取り組む経常的な研究（ア）北国の発展に貢献する新技術に関する研究（イ）社会基盤を充実し持続するための建設・維持管理に関する研究（ウ）ゆたかな自然と調和した環境創出に関する研究（エ）人々の安全を守るための防災に関する研究（オ）進展する情報化社会に適合した技術開発に関する研究、短期間に集中的に取り組む研究）、他機関との連携等（産学官の連携と土木技術の共同研究の推進、研究員の相互交流等の推進）、技術の指導及び研究成果の普及（他機関への技術指導、地域の若手技術者の育成、講演会、刊行物等による普及、論文の発表及び掲載、知的所有権の積極的な獲得、

寒地土木技術情報センターの開放、インターネットによる情報提供、技術相談への対応、業務内容の情報公開、施設の一般公開、試験研究等の受託（国土交通省、関係省庁、地方自治体、団体、民間企業等）、災害時の支援

<短期借入金の限度額> 300 百万円

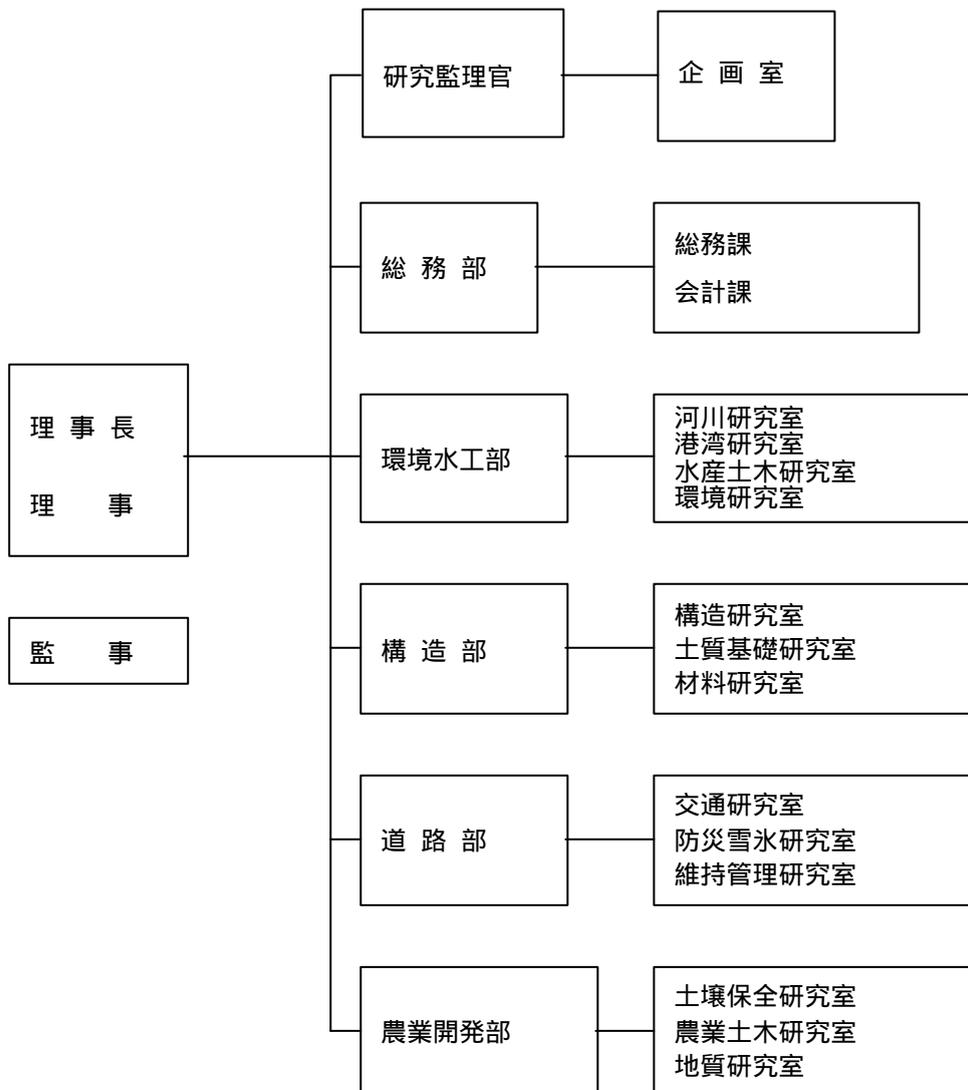
<剰余金の使途> 短期間に集中的に取り組む研究の充実・前倒し実施、研究施設・機器の更新・整備等

<その他業務運営に関する事項>

（施設・設備に関する計画） 材料研究設備の更新

（人事に関する計画） 北海道開発局等との計画的な人事交流、大学等との開かれた人事交流、外部資金等による研究員の確保、研究者の公募制の導入と任期付き研究者の採用、研究能力の高い研究者の育成、国が行う研修等への職員の参加、人事に係る指標の設定（期末の常勤職員数を期初の95パーセントとする。）

参考（組織図）



独立行政法人海技大学校

中期目標の概要

< 中期目標の期間 > 5年間

< 業務運営の効率化に関する事項 >

- 1 養成定員を50パーセント程度に抑制するとともに、教官の弾力的な配置による効率的組織編成と運営を図る。
- 2 大学等の教育研究機関、民間機関あるいは海事関連行政機関との人事交流を推進する。
- 3 教育機材等の計画的な整備を行うとともに、教育施設の効率的な運用による稼働率の向上、委託研修の受入れによる教育施設の一層の活用を図る。業務運営の効率化を図るとともに、一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除く。）について、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に5を乗じた額。）を2パーセント程度抑制する。

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 >

- 1 教育の実施に際しては、船員に求められる技術、資質等の変化に対応した教育課程の設定を図り、これに基づき、シミュレータ教育の充実による学生等の理解度の向上及び満足度の向上を図るとともに、卒業生の知識・技術の十分な活用がなされるよう努める。
- 2 研究の実施に際しては、組織的な研究計画を策定し、共同研究と併せて研究活動の活性化を図るとともに、研究成果の船員教育への反映を図る。
- 3 研修員の受入れ及び職員の専門家としての派遣を推進する等、技術移転等に関する業務の推進を図るとともに、関係委員会等へ専門分野の委員等の派遣を推進し、職員の専門知識の活用を図る。研究成果についても、論文発表、学会発表等を通じて船舶運航技術の向上に寄与させるとともに、必要に応じて特許等の出願を図る。

< 財務内容の改善に関する事項 >

運営費交付金を充当して行う事業については、< 業務運営の効率化に関する事項 > で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算により運営する。受託収入の導入等、大学校の業務の範囲内において、自己収入の確保を図る。

< その他業務運営に関する事項 >

施設・設備に関する整備計画を策定し、効果的な業務運営、人員の適正配置による計画的な人員の抑制を図る。

中期計画の主な項目

< 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 >

組織運営体制の効率化の推進、人材の活用の推進、業務運営の効率化の推進

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 >

船員に対する教育の実施に関する計画、研究の実施、成果の普及・活用促進、海事思想普及等に関する業務

< 短期借入金の限度額 > 200百万円

< 剰余金の使途 >

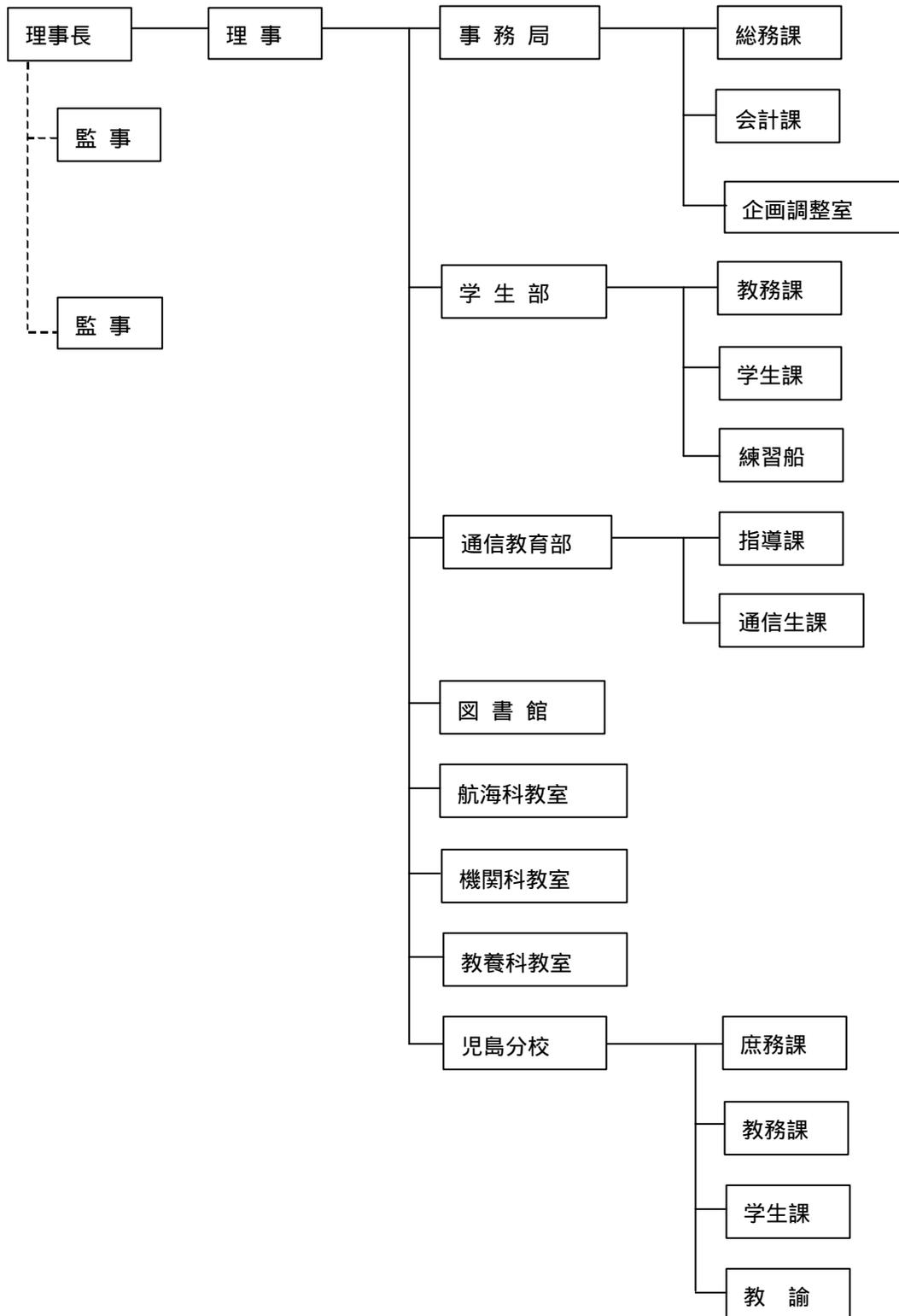
施設・設備等の整備及び研究調査費

< その他業務運営に関する事項 >

(施設・設備に関する計画) 施設を効率的に維持管理するために施設を整備

(人事に関する計画) 教育課程の再編に柔軟に対応した職員の配置を図り、教育効果の向上に努めつつ、人員を抑制(期末の常勤職員数を期初の94パーセントとする。)

参考(組織図)



独立行政法人航海訓練所

中期目標の概要

< 中期目標の期間 > 5 年間

< 業務運営の効率化に関する事項 >

- 1 関連する船員教育機関の養成数に対応した船隊規模及び配乗計画の見直しを行い、効率的組織の編成と運営を図る。
- 2 航海訓練実施のため必要な役職員を確保するとともに、大学等の教育研究機関、民間機関あるいは海事関連行政機関等との人事交流を推進する。
- 3 練習船の学生等受入定員に対する充足率を 70 パーセントとするよう努める。施設管理業務等の外部委託化を含めた業務運営の効率化を図るとともに、一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除く。）について、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に 5 を乗じた額。）を 2 パーセント程度抑制する。

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 >

- 1 航海訓練の実施に際しては、船員に求められる技術、資質等の変化に対応した訓練課程の設定を図り、これに基づき、安全な環境を維持しつつ、学生、生徒等の理解度の向上及び満足度の向上に努める。加えて研修等の実施により職員の質の向上を図り、より効果的な航海訓練を目指す。さらに航海訓練に関する自己評価体制を構築し、効果的な航海訓練への反映を図る。
- 2 研究の実施に際しては、組織的かつ弾力的な研究体制を整備し、共同研究と併せ訓練及び船舶運航技術に関する研究活動の活性化とともに研究の成果の航海訓練への活用を図る。
- 3 研修員の受入れ及び職員の専門家としての派遣を推進する等技術移転等に関する業務の推進を図るとともに、関係委員会等への専門分野の委員等の派遣を推進し、職員の専門知識の活用を図る。論文発表、学会発表等を通じて研究成果の普及・活用を促進し、必要に応じて特許等の出願を図る。

< 財務内容の改善に関する事項 >

運営費交付金を充当して行う事業については、< 業務運営の効率化に関する事項 > で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し当該予算により運営する。また、航海訓練所の業務の範囲内において、受託収入等、自己収入の確保を図る。

< その他業務運営に関する事項 >

必要となる施設に関する整備計画を策定し、効果的な業務運営を図る。人員の適正配置による計画的な人員の抑制を図る。

中期計画の主な項目

< 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 >

組織運営の効率化の推進、人材の活用の推進、業務運営の効率化の推進

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 >

訓練課程及び指導要領の見直し、実習生の適正な配乗計画と受入計画、訓練の達成目標、訓練機材の整備、意見交換会の開催、実習生による評価、職員研修、安全管理の推進、自己点検・評価体制の確立、研究体制の充実と研究活動の活性化、技術移転等の推進、研究成果の普及・活用推進、海事思想普及、広報活動の推進

< 短期借入金の限度額 > 1,200 百万円

< 重要な財産の処分等に関する計画 >

期間中に整備を計画している次世代対応練習船の建造進捗状況を見つつ、商船大学の養成定員縮減による実習生数の減少を踏まえ、練習船 2 隻（銀河丸 4,888 トン、北斗丸 5,877.19 トン）を処分

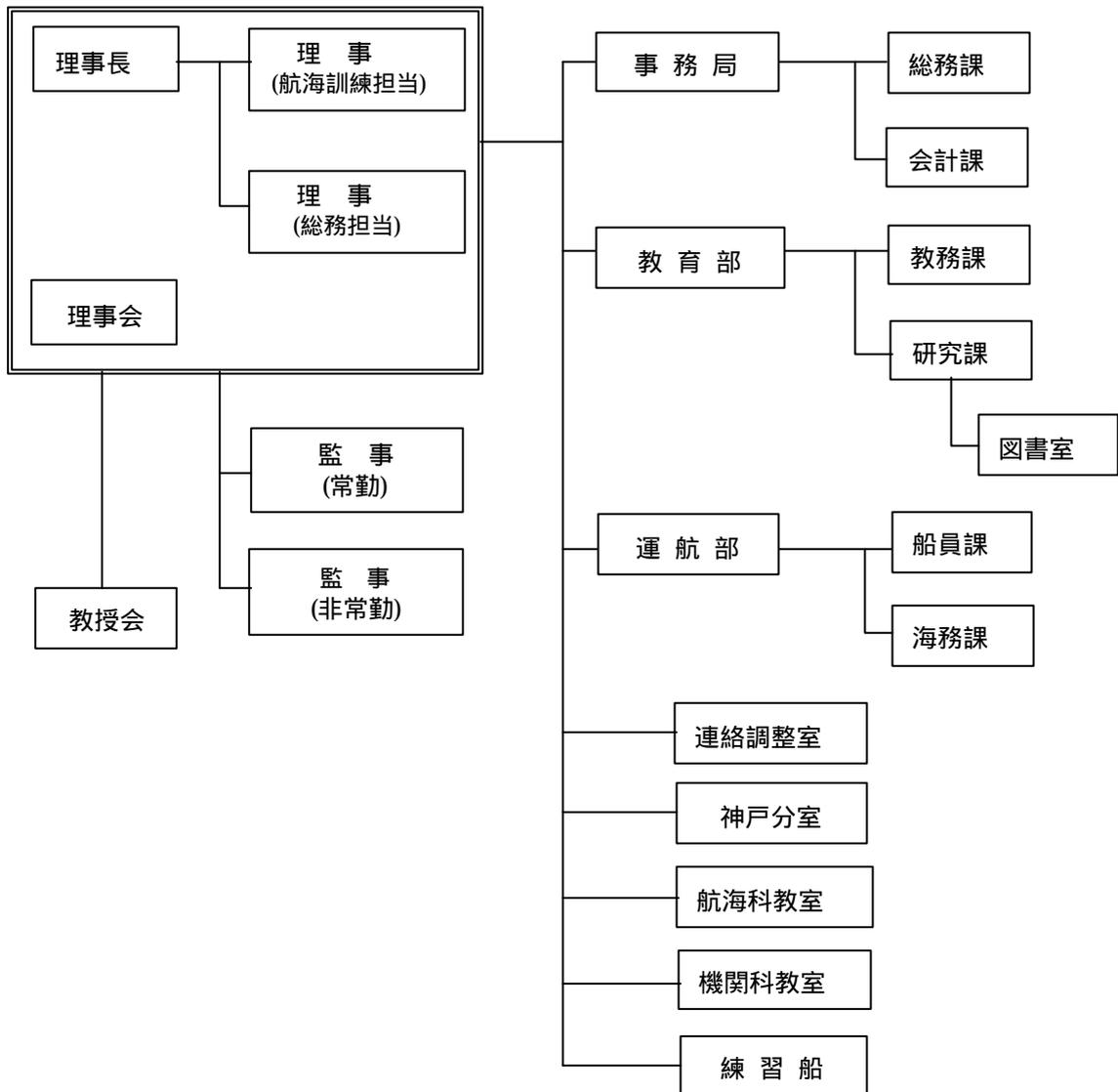
< 剰余金の使途 >

訓練機材の整備、安全管理の推進、研究の実施

< その他業務運営に関する事項 >

（人事に関する計画） 業務運営の効率化と人員配置の見直しによる人員の抑制、期間中に、効果的な訓練体制の確立を踏まえて、より効率的な練習船運航体制を確立するとともに、船員法の完全適用に向けた予備船員制度を確立（期末の常勤職員数を期初の 97 パーセント程度とする。）

参考（組織図）



独立行政法人海員学校

中期目標の概要

< 中期目標の期間 > 5年間

< 業務運営の効率化に関する事項 >

- 1 全国8校に分散している各校の運営について、本部による一括管理を行い、事務局機能の集約化を図る。
- 2 教育実施のため必要な役職員の確保するとともに、海事関連行政機関、民間機関あるいは他の船員教育機関等との人事交流を推進する。
- 3 技術の発展に伴う教育機材等の計画的な整備を行うとともに、その稼働率の向上を図る。施設管理業務等の外部委託を含めた業務運営の効率化を図るとともに、一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除く。）について、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に5を乗じた額。）を2パーセント程度抑制する。

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 >

- 1 海員の養成のための教育の実施に際して、広く優秀な学生・生徒を確保、一層の即戦力化等船員に求められる技術、資質等の変化に対応した教育課程を設定し、学生、生徒の理解度の向上及び満足度の向上を図るとともに司ちゅう・事務科、本科及び専修科について、適正な養成数に基づく再編を図る。職員の質の向上を図り、より効果的な船員教育を目指す。さらに、教育に関する自己評価体制を構築し、効果的な教育への反映を図る。
- 2 組織的に就職相談、就職指導等を推進する。研修員の受入れ及び職員の専門家としての派遣を推進する等技術移転等に関する業務を推進する。関係委員会等へ専門分野の委員等の派遣を推進し、専門知識の活用を図る。

< 財務内容の改善に関する事項 >

運営費交付金を充当して行う事業については、< 業務運営の効率化に関する事項 > で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算により運営する。学校の業務の範囲内において、自己収入の確保を図る。

< その他業務運営に関する事項 >

必要となる施設・設備に関する整備計画を策定し、効果的な業務運営を図る。人員の適正配置による計画的な人員の抑制を図る。

中期計画の主な項目

< 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 >

組織運営の効率化の推進、人材の活用の推進、教育機材等の有効利用の促進、業務の外部委託の検討、一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除く。）について、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に5を乗じた額）を2パーセント程度抑制

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 >

海員の養成のための教育の実施、職業指導体制の強化、技術移転の推進、海事思想普及等

< 短期借入金の限度額 > 300百万円

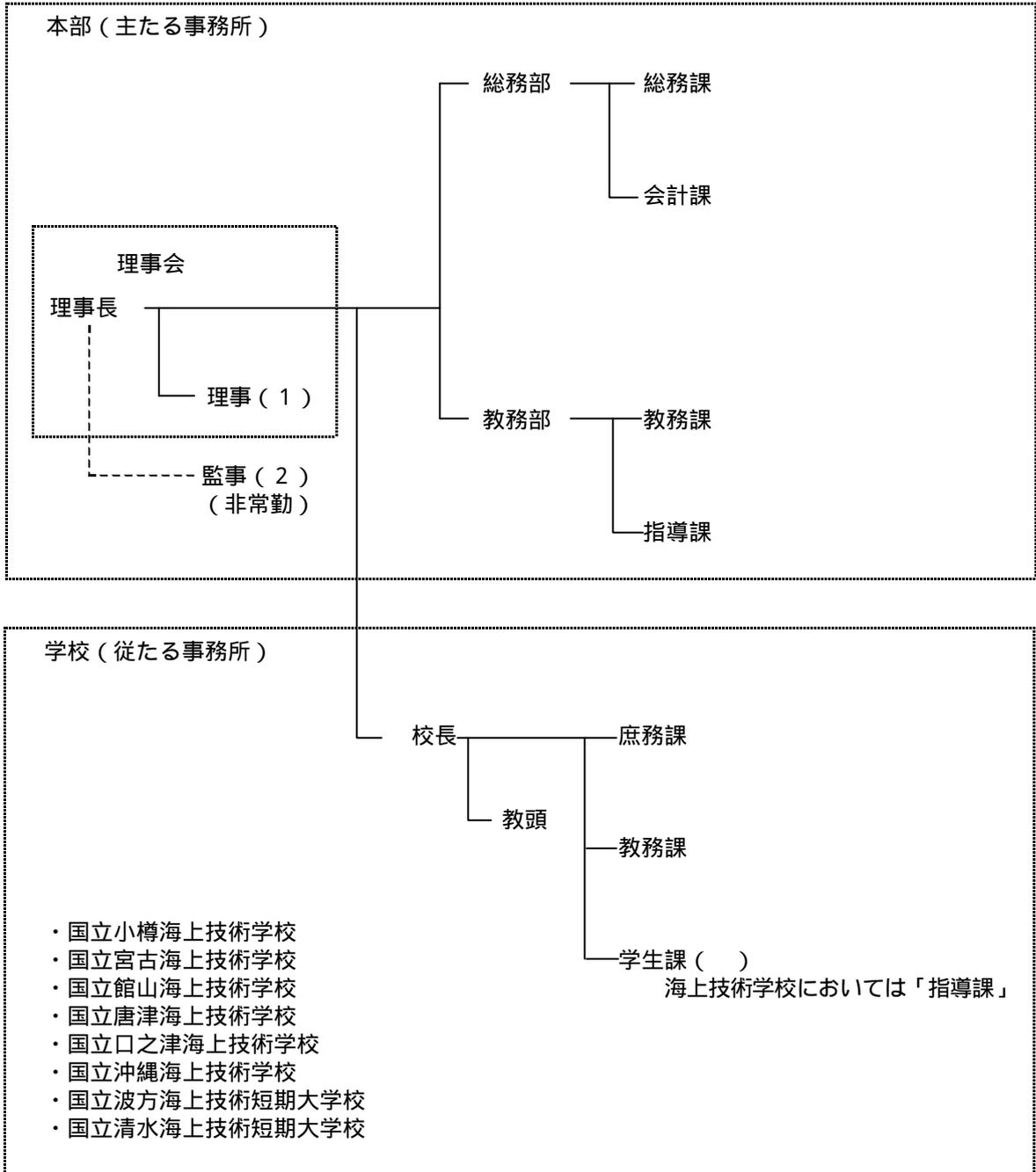
< 剰余金の使途 >

教育基盤の整備充実

< その他業務運営に関する事項 >

(人事に関する計画) 教育管理及び事務管理の変化等に柔軟に対応して機動的かつ効果的な運用を行いつつ、人員を抑制(期末の常勤職員数を期初の91パーセントとする。)

参考(組織図)



独立行政法人航空大学校

中期目標の概要

< 中期目標の期間 > 5年間

< 業務運営の効率化に関する事項 >

- 1 乗員養成に係る社会的ニーズに迅速かつ柔軟に対応するとともに、責任体制を明確化するために必要な体制を整備する。
- 2 乗員養成業務に必要な役職員を確保するとともに、養成業務の活性化、効率化を推進するため、国土交通省との交流人事、若手職員の活用等の措置により組織の活性化を図る。
- 3 養成期間の短縮、訓練機材の効率的運用を図る等の措置により業務運営の効率化を図る。一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除く。）については、本中期目標の期間中における当該経費総額（初年度の当該経費相当分に5を乗じた額。）を2パーセント程度抑制する。

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 >

- 1 大学校がより質の高い操縦者を継続して養成することが航空交通の安定的な供給に資することに鑑み、教育機材及び教育施設等の充実等を行うことにより教育の質の向上を図る。
- 2 航空事故・重大インシデントの発生を未然に防止することは、航空安全行政の重要な課題であり、大学校においても学生に対する安全教育の充実、教官の安全意識の向上等を行うことにより安全運航の確保を図る。
- 3 運航管理業務の実施にあたって、関係機関との一層の連携を図り、訓練飛行の運航支援においては、的確な運航情報を入手して、運航管理業務の質の向上に努める。
- 4 教育の質の向上に資する研究を充実させるため、教育手法及び評価法に関する調査・研究、国内外の諸施設の実態調査及び国際基準の調査・研究を実施し、その研究成果を教育に反映させるとともに、航空思想の普及、啓発のための行事を開催する。

< 財務内容の改善に関する事項 >

運営費交付金を充当して行う事業については、< 業務運営の効率化に関する事項 > で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し当該予算により運営する。

< その他業務運営に関する事項 >

施設及び設備に関する整備計画の策定、計画的な人員の抑制を図る。

中期計画の主な項目

< 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 >

組織運営の効率化、人材の活用、教育・訓練業務の効率化、訓練機材の利用率の向上、訓練機への情報提供業務の効率化、一般管理費の抑制

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 >

教育の質の向上、航空安全に係る教育の充実、他機関との有機的連携、成果の活用・普及

< 短期借入金の限度額 > 500百万円

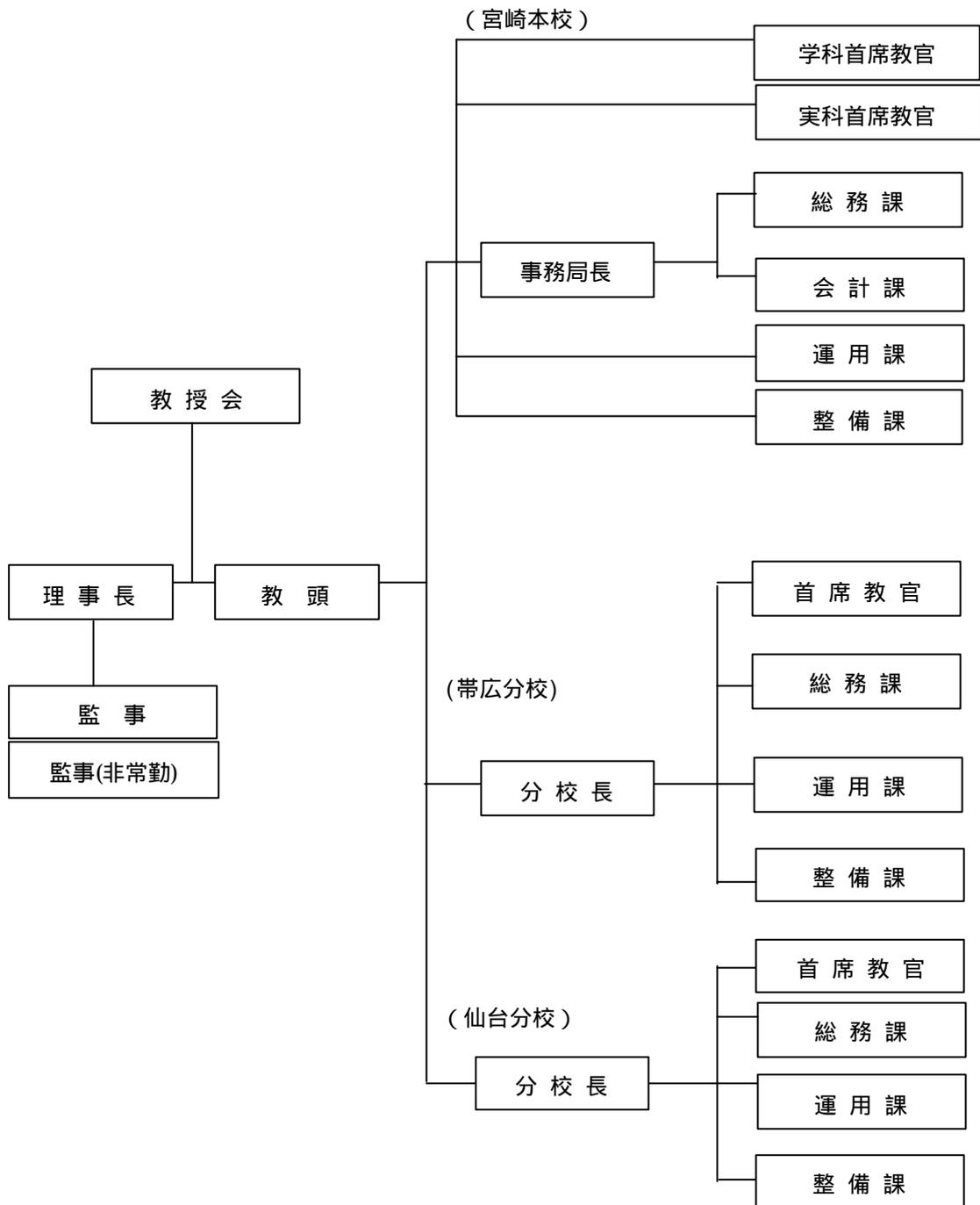
< 剰余金の使途 >

運航管理業務の充実を図るための業務支援機器の購入、入学希望者数の増加策に要する費用、養成の向上に資する調査・研究の実施、効果的な養成を行うための教育機材の購入

< その他業務運営に関する事項 >

(人事に関する計画) 業務の効率化により訓練定員を設けることなく対応を行う等、人員増を抑制(期末の常勤職員数を期初の99パーセント(1名)とする。)

参考(組織図)



自動車検査独立行政法人

中期目標の概要

< 中期目標の期間 > 4年9月

< 業務運営の効率化に関する事項 >

- 1 自動車の審査業務を効果的かつ効率的に実施し、かつ、社会ニーズ、自動車技術の高度化・複雑化等に積極的かつ柔軟に対応できる体制を整備するとともに、継続的に組織のあり方の検討を進める。
- 2 業務改善に積極的に取り組む職員の適正な評価を図る。
- 3 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除く。）について中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（平成15年度の当該経費相当額に4を乗じた額に14年度の当該経費相当額を加えた額。）を1.3パーセント程度抑制する。

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 >

- 1 厳正かつ公正・中立な審査業務が確実に実施されるよう検査法人組織を挙げて全力で取り組む。
- 2 検査法人の行う保安基準適合性の審査業務に係る利用者の利便性を向上するための対策を講じる。
- 3 適正かつ確実に業務を実施するため、審査業務を実施する職員の審査技能レベルの向上に努めること。このため、定期的に職員の研修を実施し、中期目標期間中に審査業務に関する研修時間を20パーセント程度増加するなど、職員研修の充実に努める。

審査業務の改善方策の検討を継続的に行い、中期目標期間内で10件程度の審査業務改善方策を講じ、適正かつ確実な審査業務の実施に努める。

- 4 自動車の安全性の確保及び自動車による公害の防止、環境の保全を図るため、国土交通省等と連携しながら、効果的な対策を計画的に実施するよう努める。
- 5 自動車の検査の社会的意義への理解を図りつつ、国土交通省等と連携しながら、自動車ユーザーの保守管理意識を向上するための各種対策を実施する。
- 6 中期目標の期間中に基準の制定、改正等がなされた場合にあっても、適切な審査を行うための体制を整備し、これにより審査業務を確実に実施すること。
- 7 自動車検査の実施方法等に関して諸外国の情報を積極的に収集することにより、日本の審査業務の改善を図る。
- 8 発展途上国等からの要請に応じ、国土交通省等との連携の下、自動車検査に関する専門技術的な支援を行うこと。

< 財務内容の改善に関する事項 >

中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、適正に計画し健全な財務体質の維持を図ること。特に、運営費交付金については、中期計画予算による運営を行うこと。

中期計画の主な項目

< 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 >

利用者の方々をはじめとした社会のニーズ、自動車の技術革新等に適切にかつ迅速に対応できる組織体制作り、職員の業務への取組意欲の向上、業務処理の方法を工夫し効率化

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 >

厳正かつ公正・中立な審査業務の実施の徹底、審査に係る利用者の方々の利便性の向上、適正かつ効率的な審査業務の実施の促進、国土交通省をはじめとした関係機関と連携した各種業務の実施、国民の

皆様の自動車の安全・環境問題への積極的参画に対する支援・協力、自動車の安全・環境基準の変化への迅速かつ適切な対応の確保、国際的視野に立った業務のあり方の検討（国際会議への参加）、海外技術支援

< 短期借入金の限度額 > 2,000 百万円

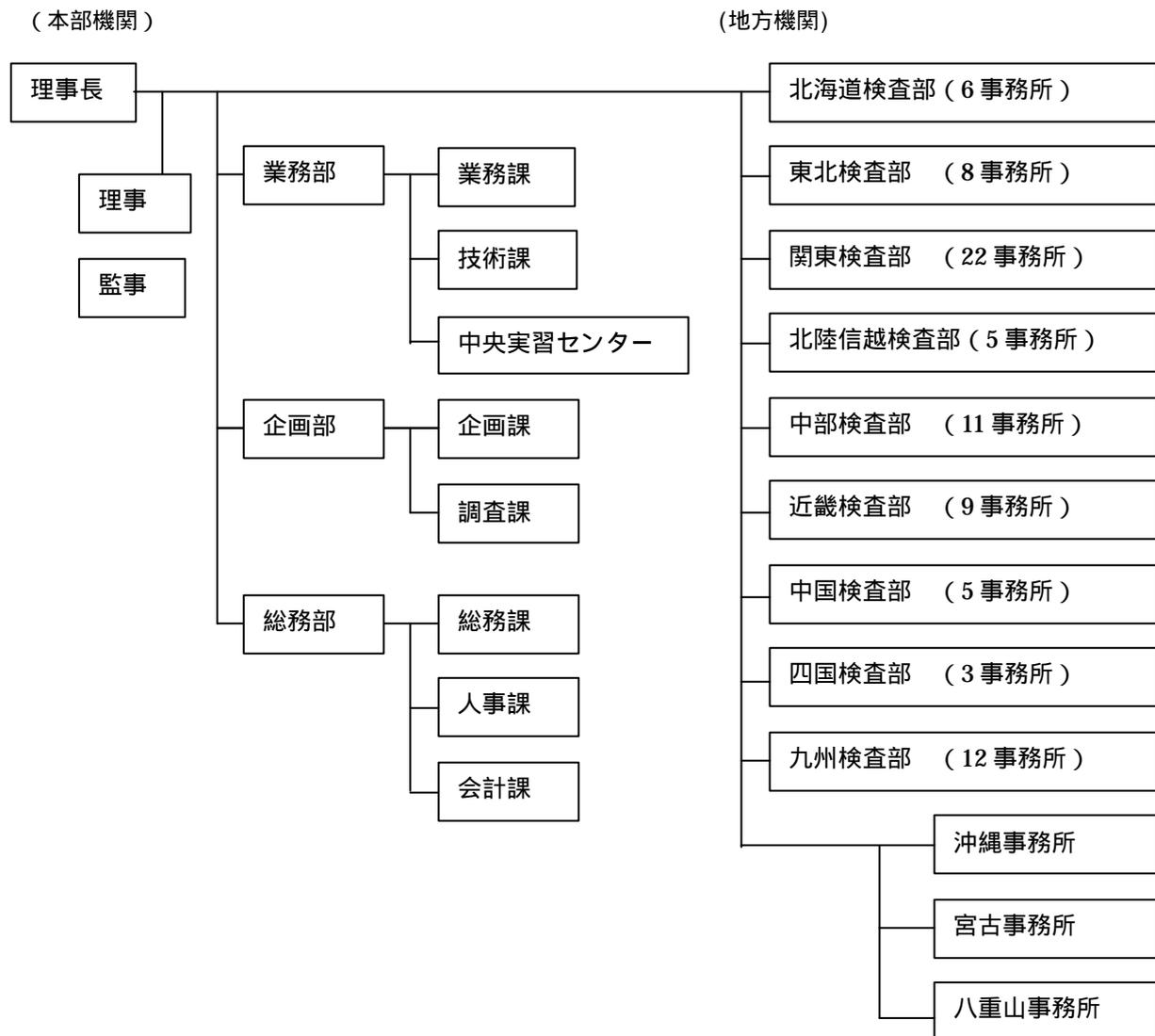
< 剰余金の使途 >

施設・設備の整備、広報活動の実施

< その他業務運営に関する事項 >

（人事に関する計画） 業務運営の効率化、定型的一般事務の集約化、外部委託化等の推進などにより計画的削減を行い人員を抑制

参考 < 組織図 >



独立行政法人国立環境研究所

中期目標の概要

< 中期目標の期間 > 5 年間

< 業務運営の効率化に関する事項 >

- 1 効率化と研究業務等の充実の両立を図る適切な業務運営体制を確立する。
- 2 国内外の学界、産業界等から幅広く優れた研究者を登用する。
- 3 稼動状況に余裕のある施設等の効率的運用を図る。
- 4 資源・エネルギー使用の削減、廃棄物の適正処理、化学物質管理の強化等による環境配慮の徹底に努める（当面、光熱水量を平成 12 年度比で概ね 90 パーセント以下に維持）。
- 5 物品等の一括購入、大型実験施設の計画的・効率的利用等による業務費の削減を図る（運営費交付金に係る業務費の毎年少なくとも 1 パーセント相当を削減）。
- 6 業務の進行状況の組織的かつ定期的な点検等により、業務運営の進行管理体制の強化を図る。

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 >

- 1 国内外から高い評価が得られるような質の高い研究成果の実現を図る。
- 2 長期的視点に立った研究の実施、新しい環境問題への迅速な対応に努める。
- 3 国内外の研究機関等とのネットワークの構築を図る。
- 4 環境政策の企画・実施や環境保全活動の実施に必要な知見を提供でき得る成果を上げるよう努める。
- 5 環境情報の収集・発信基地として、わかりやすい環境情報を提供する。

具体的には、環境研究業務について、地球環境問題等 7 分野を重点研究分野として設定。重点研究分野のうちから 6 つの重点課題及び 2 つの政策対応型調査・研究（5 課題）を提示。基盤的調査・研究の充実及び知的研究基盤の整備。適正に研究評価を実施し、その結果を公表。調査・研究の成果の普及と広報・啓発（個別の研究成果の発表件数の 1 割増）。また、環境研究に関する国内外の情報を収集・整理し、わかりやすく提供する。

< 財務内容の改善に関する事項 >

- 1 交付金の効率的使用と受託収入の確保を図る。（受託収入について、中期目標期間中平均年率 4 パーセント台の増額を見込む。）
- 2 物品一括購入等による業務費の削減、会計事務への電子決済システムの段階的な導入等による財務内容の改善に努める。
- 3 業務に支障のない範囲で、研究所の知的・物的能力を所外の関係研究機関等に対して有償提供を図り、運営費に充当する。

< その他業務運営に関する事項 >

施設・整備の効率的かつ計画的な整備と効率的な維持管理に努める。

中期計画の主な項目

< 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 >

効率的な組織の編成、人材の効率的な活用、財務の効率化、効率的な施設運用、業務における環境配慮、業務運営の進行管理

< 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 >

環境研究における重点特別研究分野、重点特別研究プロジェクトと政策対応型調査・研究、基盤的調

査・研究、知的研究基盤の整備、研究課題の評価・反映、研究成果の普及、成果の活用促進等、環境情報提供システム整備運用、環境国勢データ地理情報システム（環境GIS）整備運用、研究情報の提供
 <短期借入金の限度額> 2,300 百万円

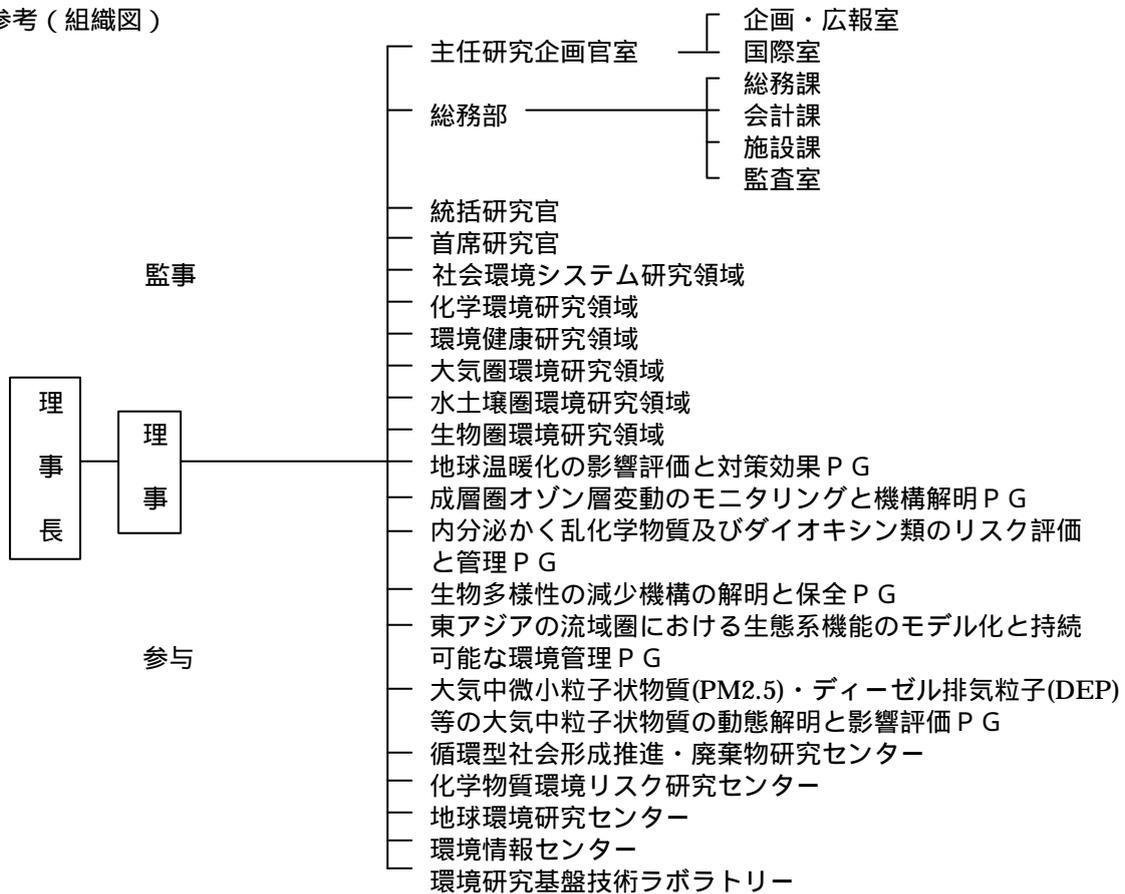
<剰余金の使途>

研究成果の普及、成果の活用促進等に係る発表会、ワークショップ等の追加実施。研究業務推進の中で追加的に必要となる設備等の調達

<その他業務運営に関する事項>

（人事に関する計画） 重点特別研究プロジェクトに対応するための弾力的な研究者の配置や新たな政策対応型調査・研究業務に対応するための既存部門からの配置転換を行うとともに所要の増員を図る。研究部門中の任期付研究員の割合を13パーセント程度とする（常勤職員数は、期初の274人から期末は任期切れ等に伴い246人へ、任期付研究員は期初28人から期末は任期切れに伴い2人へ）。

参考（組織図）



（注）P Gは、プロジェクトグループの略